

政府金融機関等による公的資金の供給に関する
政策評価書

平成 15 年 6 月
総務省

前書き

政府金融機関等による公的資金の供給は、民間金融の補完の見地から、国民経済的にみて重要であるが市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に、長期安定的な資金を適正かつ有効なコストで供給するものであり、これら資金の供給を通じて、民間部門の自主性を尊重しながら、国民経済・生活の健全な発展に寄与するものである。

こうした政府金融機関等による民間金融の補完は、直接貸出や保証・保険等の方式により実施され、様々な政策目的を達成するための方策として用いられているものであるが、構造改革の基本原則である「官から民へ」という大きな流れ、さらには、金融自由化の進展や特殊法人等改革の推進など公的資金の供給を取り巻く環境変化等を踏まえつつ、公的部門に求められる補完機能を適切に果たしていく必要があると同時に、政府の財政負担に留意しつつ効率的なものとすることが求められている。

この政策評価は、政府金融機関等による公的資金の供給について、「民間金融の補完機能の発現状況」及び「資金供給手法としての効率性」の観点から、代替的な資金供給手法間の比較に留意しつつ統一的に評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

目次

第 1 評価の対象とした政策等

- 1 評価の対象とした政策
- 2 政策を取り巻く環境変化等
- 3 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
- 4 評価の観点
- 5 政策効果の把握の手法
- 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 7 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

第 2 政策効果の把握の結果

- I 民間金融の補完機能の発現状況
 - 1 公的資金供給の金融市場に占める位置
 - 2 長期資金の供給における補完状況
 - 3 民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給における補完状況
 - 4 公的資金供給に関する民間金融機関の認識等

- 5 公的資金供給の金融資本市場に対する影響
 - (1) 市場における金利形成に対する影響
 - (2) 社債等資本市場に対する影響
- 6 公的資金の供給手法に関する諸外国との比較等

II 資金供給手法としての効率性

- 1 政府による財政負担の状況
- 2 政府金融機関等が有するリスクの状況
- 3 政府金融機関等の運営面の効率性
- 4 直接貸出の手法に係る費用対補助効果分析
- 5 代替的な手法との効率性比較

第3 評価の結果及び意見

関係資料編

- | | |
|-------|---|
| 資料 1 | 「特殊法人等整理合理化計画」(政府金融機関等関連部分) |
| 資料 2 | 経済財政諮問会議における主な議論の状況 (別紙 1)「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」(抜粋) (別紙 2)「政策金融改革について」(抜粋) |
| 資料 3 | 「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価研究会」 |
| 資料 4 | 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)における審議状況 |
| 資料 5 | 政府金融機関等の貸出残高の推移(図 I - 1 - 1 の基礎データ) |
| 資料 6 | 政府金融機関等の保証債務残高の推移(図 I - 1 - 2 の基礎データ) |
| 資料 7 | 民間金融機関の貸出残高等の推移(図 I - 1 - 3 及び図 I - 1 - 4 の基礎データ) |
| 資料 8 | 中小企業分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 5 の基礎データ) |
| 資料 9 | 中小企業分野の保証債務残高シェアの推移(図 I - 1 - 6 の基礎データ) |
| 資料 10 | 中小企業分野の貸出動向(図 I - 1 - 7 の基礎データ) |
| 資料 11 | 大・中堅企業分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 8 の基礎データ) |
| 資料 12 | 住宅分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 9 の基礎データ) |
| 資料 13 | 住宅分野の貸出動向(図 I - 1 - 10 の基礎データ) |
| 資料 14 | 地方公共団体(公営企業)分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 11 の基礎データ) |
| 資料 15 | 地方公共団体分野の貸出動向(図 I - 1 - 12 の基礎データ) |
| 資料 16 | 農林漁業分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 13 の基礎データ) |
| 資料 17 | 福祉・医療分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 14 の基礎データ) |
| 資料 18 | 特定地域(沖縄県)分野の貸出残高シェアの推移(図 I - 1 - 15 の基礎データ) |
| 資料 19 | 諸外国における公的資金供給の対名目 GDP 比率(表 I - 1 - 2 の |

| | |
|---------|---|
| | 基礎データ) |
| 資料 20 | 平成 13 年度末貸出残高の残存期間別内訳(図 I - 2 - 1 の基礎データ) |
| 資料 21 | 平成 13 年度末貸出残高の固定・変動金利別内訳(図 I - 2 - 2 の基礎データ) |
| 資料 22 | 都市銀行貸出残高の残存期間別内訳及び固定・変動金利別内訳の推移(図 I - 2 - 3 の基礎データ) |
| 資料 23 | 損失発生率の推移(図 I - 3 - 1 の基礎データ) |
| 資料 24 | 平成 13 年度末の金融再生法開示債権等の内訳(図 I - 3 - 2 及び図 I - 3 - 4 の基礎データ) |
| 資料 25 | 不良債権処分損の推移(図 I - 3 - 2 及び図 I - 3 - 4 の基礎データ) |
| 資料 26 | 平成 13 年度末貸出残高の担保別内訳(図 I - 3 - 3 の基礎データ) |
| 資料 27 | 政府金融機関等による公的資金の供給に対する資金の借り手側の認識等 |
| 資料 28 | 預貸利鞘と不良債権処分損率の推移(図 I - 5 - 1 の基礎データ) |
| 資料 29 | 平成 13 年度における政府金融機関等及び都市銀行の金利設定(図 I - 5 - 2 の基礎データ) |
| 資料 30 | 普通社債等の発行額の推移(図 I - 5 - 3 の基礎データ) |
| 資料 31 | 負債(借入金及び社債)に占める社債の割合の推移(図 I - 5 - 4 の基礎データ) |
| 資料 32 | 平成 13 年度における普通社債格付け別利回り(図 I - 5 - 5 の基礎データ) |
| 資料 33 | 10 年物国債応募者利回りの各年度平均値(図 II - 1 - 1 の基礎データ) |
| 資料 34 | 貸出金利と調達金利との利鞘の推移(図 II - 1 - 2 の基礎データ) |
| 資料 35 | 単位貸出金(1 億円)当たりの政府財政負担額の推移(図 II - 1 - 3 の基礎データ) |
| 資料 36 | 金融機関が抱える各種のリスク |
| 資料 37 | 主なリスクの管理に関する金融検査マニュアルのチェック項目等 |
| 資料 38 | デュレーション分析及びBPV分析の試算方法(表 II - 2 - 3 及び表 II - 2 - 4 関係) |
| 資料 39 | 貸出金償却率の推移(図 II - 2 - 1 の基礎データ) |
| 資料 40 | 延滞債権率の推移(図 II - 2 - 2 の基礎データ) |
| 資料 41 | 期限前償還発生率の推移(図 II - 2 - 3 の基礎データ) |
| 資料 42 | 各機関ごとの補助効果測定等 |
| 資料 43 | 我が国の中小企業信用保証制度の補助効果測定等 |
| 資料 44 | 米国のSBAによる部分保証の補助効果測定等 |
| 資料 45 | ドイツのKfWのリファイナンスに係る補助効果測定等 |
| 資料 46-1 | 政府金融機関等に関するアンケート調査結果の概要 |

- 資料 46－2 政府金融機関等に関するアンケート調査結果
- 資料 46－3 政府金融機関等に関するアンケート調査調査票
- 資料 47－1 有識者に対するインタビュー調査結果について
- 資料 47－2 有識者に対するインタビュー調査結果の一覧表（個別回答結果）

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価において評価の対象とした政府金融機関等による公的資金の供給は、民間金融の補完の見地から、国民経済的にみて重要であるが市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に、長期安定的な資金を適正かつ有効なコストで供給するものであり、これら資金の供給を通じて、民間部門の自主性を尊重しながら、国民経済・生活の健全な発展に寄与するものである。

具体的には、以下の11の機関を通じて実施される公的資金の供給を、本政策評価の対象とした。

国際協力銀行（国際金融等業務） 日本政策投資銀行
 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、
 中小企業金融公庫、住宅金融公庫
 商工組合中央金庫
 社会福祉・医療事業団（福祉医療貸付） 中小企業総合事業団（信用保険部門）

なお、これら各機関の設置目的及び組織体制の概要等については、表1のとおりである。

表1 政府金融機関等の設置目的及び組織体制の概要等

| 名称、設立年、人員 | 前身 | 店舗 | 所管府省 | 設置目的 | 主な業務内容 |
|--|--|--------------------------------|--------------|---|--|
| 国際協力銀行 1999(平成11)年10月1日設立 職員数 886名 | 日本輸出入銀行 1950(昭和25)年12月設立 海外経済協力基金 1961(昭和36)年3月設立 | 本店 1 支店 1 海外 27 | 財務省 外務省 | 一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること。 | ・ 輸出金融 ・ 輸入金融 ・ 海外投資金融 ・ アンタイドローン 等 |
| 日本政策投資銀行 1999(平成11)年10月1日設立 職員数 1,382名 | 日本開発銀行 1951(昭和26)年4月設立 北海道東北開発公庫 1956(昭和31)年6月設立 | 本店 1 支店 10 事務所 8 海外 6 | 財務省 国土交通省 | 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすること。 | ・ 地域社会基盤整備等自立型地域創造のための資金供給 ・ 環境・エネルギー・防災・福祉、交通・物流ネットワーク、情報通信ネットワーク等豊かな生活創造のための資金供給 ・ 経済構造改革、知的基盤整備等経済活力創造のための資金供給 等 |
| 沖縄振興開発金融公庫 1972(昭和47)年5月15日設立 職員数 227名 | | 本店 1 支店 4 | 内閣府 財務省 | 沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること。 | ・ 産業開発資金貸付 ・ 中小企業等資金貸付 ・ 住宅資金貸付 ・ 農林漁業資金貸付 ・ 医療資金貸付 ・ 生活衛生資金貸付 等 |
| 公営企業金融公庫 1957(昭和32)年6月1日設立 職員数 83名 | | 本店 1 | 総務省 財務省 | 1 公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること。 2 前項に規定するものの外、地方道路公社が行う地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること。 3 前2項に規定するものの外、土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行う融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること。 | ・ 地方公共団体の公営企業に係る地方債資金の融通 ・ 地方道路公社及び土地開発公社に対する資金の融通 等 |

| 名称、設立年、人員 | 前身 | 店舗 | 所管府省 | 設立目的 | 主な業務内容 |
|---|---|---|--------------|---|---|
| 国民生活金融公庫 1999（平成11）年10月1日 環境衛生金融公庫を統合 職員数 4,826名 | 国民金融公庫 1949（昭和24）年6月設立 環境衛生金融公庫 1967（昭和42）年9月設立 | 本店 1 支店 152 | 財務省 厚生労働省 | 独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与すること。 | ・ 小規模事業者に対する貸付け（普通貸付、特別貸付、生活衛生貸付、経営改善貸付） ・ 教育貸付等 |
| 農林漁業金融公庫 1953（昭和28）年4月1日設立 職員数 933名 | | 本店 1 支店 22 | 農林水産省 財務省 | 1 農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。 2 前項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。 | ・ 農業融資（農業経営基盤強化、農業基盤整備・担い手育成農地集積、農林漁業施設等） ・ 林業融資（林業基盤整備・森林整備活性化等） ・ 漁業融資（漁船、漁業基盤整備等） ・ 食品産業融資（特定農産加工、食品流通改善等） |
| 中小企業金融公庫 1953（昭和28）年8月20日設立 職員数 1,747名 | | 本店 1 支店 58 海外 1 | 経済産業省 財務省 | 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること。 | ・ 中小企業者に対する設備資金及び長期運転資金の貸付け ・ 中小企業が新たに発行する社債の応募その他の方法による取得等 |
| 住宅金融公庫 1950（昭和25）年6月5日設立 職員数 1,136名 | | 本店 1 支店 12 | 国土交通省 財務省 | 1 国民大衆が健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る住宅の建設及び購入（住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。）に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。 2 前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金流通法に基づき産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること、及び住宅融資保険法に基き金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うこと。 3 前2項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること。 | ・ 個人、賃貸、分譲住宅の建設又は購入に必要な資金及びその住宅の建設に付随して、新たに土地等取得するのに必要な資金の貸付け ・ 既存住宅購入資金の貸付け ・ 宅地造成資金の貸付け ・ 住宅改良資金の貸付け ・ 公庫とあらかじめ保険契約を締結している金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けについての保険 |
| 商工組合中央金庫 1936（昭和11）年11月30日設立 職員数 4,835名 | | 本店 1 支店 91 出張所 3 事務所 4 海外 3 | 経済産業省 財務省 | 中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため必要な業務を営むこと。 | ・ 与信業務（所属団体及びその構成員等に対する貸付け、手形割引、債務保証。員外者に対する貸付け、手形割引） ・ 受信業務（所属団体及びその構成員等からの預金受入、商工債券の発行） ・ 証券業務等 |
| 社会福祉・医療事業団 1985（昭和60）年1月1日設立 職員数 267名 | 社会福祉事業振興会 1954（昭和29）年4月設立 医療金融公庫 1960（昭和35）年7月設立 | 本店 1 支店 1 | 厚生労働省 | 社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 | ・ 福祉貸付（特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設置等に必要な資金） ・ 医療貸付（病院、診療所、介護老人保健施設等の医療施設等の設置等に必要な資金）等 |
| 中小企業総合事業団 1999（平成11）年7月1日設立 職員数 931名 | 中小企業事業団 1980（昭和55）年10月設立 中小企業信用保険公庫 1958（昭和33）年7月設立 繊維産業構造改善事業協会 1967（昭和42）年9月設立 | 本店 1 | 経済産業省 財務省 | 中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法及び中小企業倒産防止共済法の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与すること。 | ・ 信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者の発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務の保証についての保険 ・ 信用保証協会に対する資金の貸付け等 |

（注）1 財務省「財政金融統計月報」、総務省「特殊法人総覧」、各政府金融機関等の業務報告書等を基に当省が作成した。

2 職員数等については、平成14年3月31日現在

2 政策を取り巻く環境変化等

政府金融機関等による公的資金の供給を取り巻く環境の変化等に関して、最近における主なものを簡潔に記すと、以下のとおりである。

(1) 金融環境の変化と金融システム改革の流れ

ア 金融自由化の進展

昭和 50 年代後半から、金融自由化の一環として、金利の自由化を始め、金融商品や業態に関する様々な規制の緩和が行われ、多様な金融商品の開発等が進んだ。なお、預金金利の自由化については、昭和 60 年の大口定期預金金利の自由化に始まり、平成 6 年の普通預金に係る金利の自由化をもって完了している。

その後、平成 8 年度には、我が国市場の国際化や金融機関の国際競争力の強化等を目的に、日本版金融ビッグバンと呼ばれる一連の大規模な金融改革が打ち出され、各種金融機関の相互参入、資本市場整備のための手数料の自由化など、新たな金融商品・サービスの解禁等が進められた。

イ 金融システムの機能不全

平成 9 年には、金融機関の破綻が相次ぎ、バブル経済崩壊以降の景気低迷に引きずられた不良債権問題の長期化もあいまって、金融機関による貸し渋り等が社会問題化するなど金融システムへの不安が顕在化した。平成 10 年には、都市銀行など 21 行に対して公的資金による資本増強が行われ、また、破綻金融機関の処理枠組みの確立と破綻を未然に防止するための公的資本注入を盛り込んだ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号。以下「金融再生法」という。）及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 143 号）が成立した。

また、平成 14 年 10 月に、16 年度には不良債権問題を終結させるとの目標達成に向けて「金融再生プログラム」（平成 14 年 10 月 30 日金融庁策定）が「改革加速のための総合対応策」（平成 14 年 10 月 30 日経済財政諮問会議策定）とともに策定された。同プログラムでは、企業の再生、雇用の確保等に十分な配慮を行いつつ、不良債権の早期処理、資金仲介機能の回復など問題の正常化を通じ、金融システムの再生を図ることを目指している。

なお、同対応策では、政策金融について、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、セーフティネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に積極的に活用することとされている。

ウ 金融システム改革の流れ

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 21 日閣議決定）では、経済活性化のためのアクションプログラムの一つとして「直接金融市場の整備」が挙げられるとともに、活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融システムの中期ビジョンを取りまとめることとされた。

これを受けた「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（平成

14年9月30日金融審議会答申)では、市場を通ずる資金仲介がより重要になるとの考えから、今後は、銀行中心の預金・貸出しによる資金仲介から「市場機能を中核とする複線的金融システム」への再構築が必要であるとしている。また、それに向けた取組として、金融仲介機関においては、適正なリスク評価に基づきリターンを確保することや、金融仲介機能の分化及び専門化を推進すること、個人のリスク選好やライフサイクルに応じた多様な金融商品を提供することなどが必要であるとされるとともに、証券市場の改革促進等に向けた課題等が示されているところである。

(2) 政府金融機関等をめぐる改革の進展

ア 特殊法人改革の進展(政府金融機関等に係る経緯)

最近においては、平成7年から9年までの特殊法人に係る一連の整理合理化の中で、政府金融機関等については、民業補完の徹底、業務の減量化、財政依存の抑制が求められるとともに、以下のような組織再編が行われた。

- ・ 日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合し、日本政策投資銀行を設立
- ・ 日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合し、国際協力銀行を設立
- ・ 国民金融公庫と環境衛生金融公庫を統合し、国民生活金融公庫を設立
- ・ 中小企業信用保険公庫は、中小企業事業団と統合し、新たに中小企業総合事業団を設立

その後、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」を受けて、13年12月には「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、すべての特殊法人等について、事業の見直しを行うとともに、組織形態についても廃止・民営化等の見直しを行うこととされた。

同計画の中で、住宅金融公庫については、5年以内に廃止し、証券化支援業務を行う新たな独立行政法人を設立(融資業務については、民間金融機関の業務の状況を勘案して、新たな法人を設立する際に最終決定)することとされたほか、国民生活金融公庫など公的資金供給を実施する8機関については、「民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。」とされた。 [資料1参照]

上記の決定を受けて、平成14年1月から政策金融改革についての議論が経済財政諮問会議において開始され、同年10月には公益性と金融リスク評価等の困難性を政策金融の活動領域の基準とする「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」が了承された。その後、同年12月に「政策金融改革について」が決定され、現下の厳しい経済金融情勢にかんがみ、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、

平成16年度末までの不良債権集中処理期間においては、実行可能な改革は実施しつつ、金融円滑化のために政策金融を活用、17年度から19年度までは、民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、対象分野の厳選等あるべき姿への

移行を準備、20年度以降、速やかに新体制に移行、と3段階で改革が進められることとされた。また、この中で「政策金融のあるべき姿の実現」として、対象分野の厳選、規模の縮減、組織の見直し、政策金融の手法革新、融資条件の適正化の徹底等が示された。 [資料2参照]

これら同会議での決定を受け、平成14年12月に「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定され、政策金融機関については、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めることなどとされた。

イ 財政投融资改革

財政投融资制度については、より市場と調和の取れた仕組みとするため、平成13年度から、郵便貯金や年金積立金の全額を資金運用部に預託する義務を廃止し、必要な資金を金融市場から調達する仕組みに改めるとともに、あわせて、政策コスト分析の導入などディスクロージャーの徹底を図ることとされた。

この制度改革により、各特殊法人等は、財政融資資金による資金調達（財政融資資金特別会計において、財投債を発行することにより調達した資金を特殊法人等に対し融資するもの）及び政府保証債による資金調達のほか、財投機関債の発行により金融市場から直接に資金調達を行う手法が充実され、また、財政融資資金の貸付金利についても、貸付期間や償還形態に応じて国債の流通利回りを基準に定められるようになるなど、市場原理に一層のっとった資金調達が行われることとなった。

- 3 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
総務省行政評価局 特殊法人等担当評価監視官
平成14年1月～15年6月

4 評価の観点

政府金融機関等による公的資金の供給は、民間金融の補完又は奨励を旨として直接貸出や保証・保険等の方式により実施され、様々な政策目的を達成するための方策として用いられているものであるが、構造改革の基本原則である「官から民へ」という大きな流れ、さらには、上記2において述べたような公的資金の供給を取り巻く環境変化等を踏まえつつ、公的部門に求められる補完機能を適切に果たしていく必要があると同時に、政府の財政負担に留意しつつ効率的なものとするのが求められている。

こうしたことから、本政策評価においては、政府金融機関等による公的資金の供給について、「民間金融の補完機能の発現状況」及び「資金供給手法としての効率性」の観点から、代替的な資金供給手法間の比較に留意しつつ、統一的に評価を行った。

5 政策効果の把握の手法

(1) 「民間金融の補完機能の発現状況」に関して

この観点においては、まず、資金供給の規模等から政府金融機関等による公的資金の供給が金融市場に占める位置付けを明らかにした上で、長期資金の供給や民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給など、公的資金の供給による民間金融の補完状況について調査分析を行い、あわせて、金融資本市場に与える副次的な影響や諸外国における公的資金供給の状況との比較に関する分析等を行った。

これらの把握及び分析手法の概略は、以下のとおりである。

- ・ 統計資料、各機関の公表資料、関係行政機関や関係団体等から提出を受けたデータ等に基づき、時系列分析等も取り入れつつ、民間金融機関や諸外国における公的資金供給との定量的な比較分析を行った。
- ・ 民間金融の補完機能の発現状況については、統計データ等による定量的な調査分析のみでは捕捉し得ない部分があることから、アンケート調査（対象：民間金融機関、事業者、個人）及び有識者に対するインタビュー調査（対象：大学教授等）を実施し、その結果によって把握を行った。 [資料46 1及び資料47 1参照]

(2) 「資金供給手法としての効率性」に関して

この観点においては、まず、政府金融機関等の財務諸表によるデータ等に基づき、公的資金供給の主たる手法である直接貸出について、政府の財政負担や各機関が有するリスクの状況等について、時系列分析等も取り入れつつ把握を行った上で、費用対補助効果分析を行うことにより、資金供給手法としての効率性について検証を行った。次に、直接貸出以外の代替的な資金供給手法（保証・保険や証券化支援等）について、諸外国における事例等を取り上げながら可能な限り同様の分析を行い、直接貸出による場合と効率性に関する比較分析を行った。

なお、費用対補助効果分析の考え方や具体の測定手法等については、後述する。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、政策評価の結果に反映させた。

- ・ 任期付職員として公認会計士（1名）が本政策評価の実施担当部局に参画した。
- ・ 有識者から成る「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価研究会」を開催し、調査分析の手法等に関して助言を得た。 [資料3参照]
- ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。 [資料4参照]
- ・ 大学教授、シンクタンク研究員、公認会計士等（26名）に「有識者に対するインタビュー調査」を実施した。 [資料47参照]
- ・ その他、諸外国における公的資金の供給に関する調査に当たっては、民間シンクタンクを活用した。

7 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査の結果（アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査を含む。）のほか、主として以下の資料を使用した。

なお、個々のデータの出典については、当該図表及び資料の欄外に注記を付すとともに、図表等に係るデータについては資料編に掲載した。

- ・ 日本銀行「金融経済統計月報」各号
- ・ 財務省「財政金融統計月報 政府関係金融機関特集」各号
- ・ 各政府金融機関等財務諸表、業務報告書、ディスクロージャー誌等
- ・ 中小企業総合事業団・全国信用保証協会連合会「業務要覧」各号
- ・ 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」各号
- ・ 社団法人全国信用金庫協会「全国信用金庫財務諸表分析」各号
- ・ 社団法人全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」各号
- ・ 各民間金融機関等財務諸表、ディスクロージャー誌等

第2 政策効果の把握の結果

民間金融の補完機能の発現状況

1 公的資金供給の金融市場に占める位置

(要旨)

政府金融機関等による公的資金の供給が果たすべき民間金融の補完機能の発現状況を検証する上では、始めに、公的資金の供給が、その規模等の面で我が国の金融市場においてどのような位置を占めているかを明らかにする必要がある。

本項目では、公的資金の供給について、その規模等の金融市場に占める位置付けを検討するため、まず、政府金融機関等の貸出残高等の動向を概観した上で、民間金融を加えた国内の総貸出残高に占めるシェア等について時系列分析を行うとともに、諸外国における公的資金供給の状況との比較を行った。次に、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、金融市場に占める公的資金供給の規模に対する認識について把握した。

まず、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10機関）の貸出残高をみると、平成13年度末現在で160.9兆円となっており、4年度から13年度までの10年間で1.33倍に増加し、また、信用保証協会による中小企業向け貸出しに対する保証も含めた保証債務残高も、同年度末現在で37.7兆円となっており、上記10年間で1.55倍に増加している。一方、民間金融機関の貸出残高は、平成7年度をピークに減少に転じ、13年度末現在で619.7兆円となっており、上記10年間でみると0.92倍に減少している。

こうした結果、国内総貸出残高に占める政府金融機関等の貸出残高シェアは拡大基調にあり、平成4年度末の15.2パーセントから13年度末の20.6パーセントへと推移している。また、国内総貸出残高に対する政府金融機関等の総与信残高（信用保証協会の保証債務残高を含む。）の比率も同様の傾向がみられ、平成4年度末の18.2パーセントから13年度末の25.4パーセントへと推移している。これらの要因としては、バブル崩壊以降、経済状況の低迷等を背景に民間金融機関の貸出しが抑制基調となる一方、景気対策の一環として一部の政府金融機関等が活用されてきたことなどが考えられる。また、最近においては、民間金融機関における資金仲介機能の低下が指摘される状況などにあることから、貸し渋り対策等として、信用保証協会の保証も含め政府金融機関等により、中小企業等に対するセーフティネット構築のための対応が図られている。

上記の状況について、各国の制度背景や金融事情の違いに留意する必要があるが、諸外国における公的資金供給の規模（中央政府が関与しているもの）との比較を行うと、総与信残高の対名目GDP比率は、我が国の39.5パーセントに対し、米国は、政府支援企業を含めると44.0パーセントと我が国とほぼ同水準にあるが、これを除くと13.2パーセントとなっており、また、ドイツは22.7パーセント、フランスは8.5パーセント、英国は5.7パーセントと、我が国よりも相対的に比率が低い状況となっている。また、借り手に対して政府又は政府機関が直接貸出を行う資金供給について貸出残高の対名目

GDP比率をみると、我が国の32.0パーセントに対し、米国は2.4パーセント、ドイツは9.2パーセント、フランスは8.1パーセント、英国は5.6パーセントと、諸外国における直接貸出の規模は相対的に小さく、我が国においては、直接貸出による公的資金の供給が金融市場において大きな位置を占めている状況にある。

また、当省が実施したアンケート調査結果によると、貸出残高など政府金融機関等の資金の供給規模が大きく、民間金融機関の業務を圧迫しているとの意見に対して、民間金融機関のほとんどの業態において肯定的認識が多数となっている。

なお、資金の借り手側（事業者及び個人）においては、否定的認識が多数となっている。

さらに、有識者に対するインタビュー調査結果においては、政府金融機関等のシェアは過大であり、市場における適正な資金配分をゆがめているとの意見や、市場への影響等にかんがみ、少なくとも政府金融機関等による直接貸出については限定すべきとの意見が多数みられる。

以上のように、金融市場において政府金融機関等による公的資金供給が占める位置付けをみると、バブル崩壊以降、民間金融機関の貸出しが抑制基調となる一方、景気対策の一環として一部の政府金融機関等が活用された結果、そのシェアが拡大している。最近においては、民間金融機関における資金仲介機能の低下が指摘される状況にあることなどから、政府金融機関等により中小企業等に対するセーフティネット構築のために積極的な対応が図られているが、我が国における公的資金の供給は、全体としてみれば金融市場において大きな位置を占め、特に直接貸出の割合が諸外国に比して高い状況にある。

(1) 調査分析の視点等

政府金融機関等による公的資金の供給が果たすべき民間金融の補完機能の発現状況を検証する上では、始めに、公的資金の供給が、その規模等の面で我が国の金融市場においてどのような位置を占めているかを明らかにする必要がある。

本項目では、公的資金の供給について、その規模等の金融市場に占める位置付けを検討するため、まず、政府金融機関等の貸出残高等の動向を概観した上で、民間金融を加えた国内の総貸出残高に占めるシェア等について時系列分析を行うとともに、諸外国における公的資金供給の状況との比較を行った。次に、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、金融市場に占める公的資金供給の規模に対する認識について把握した。

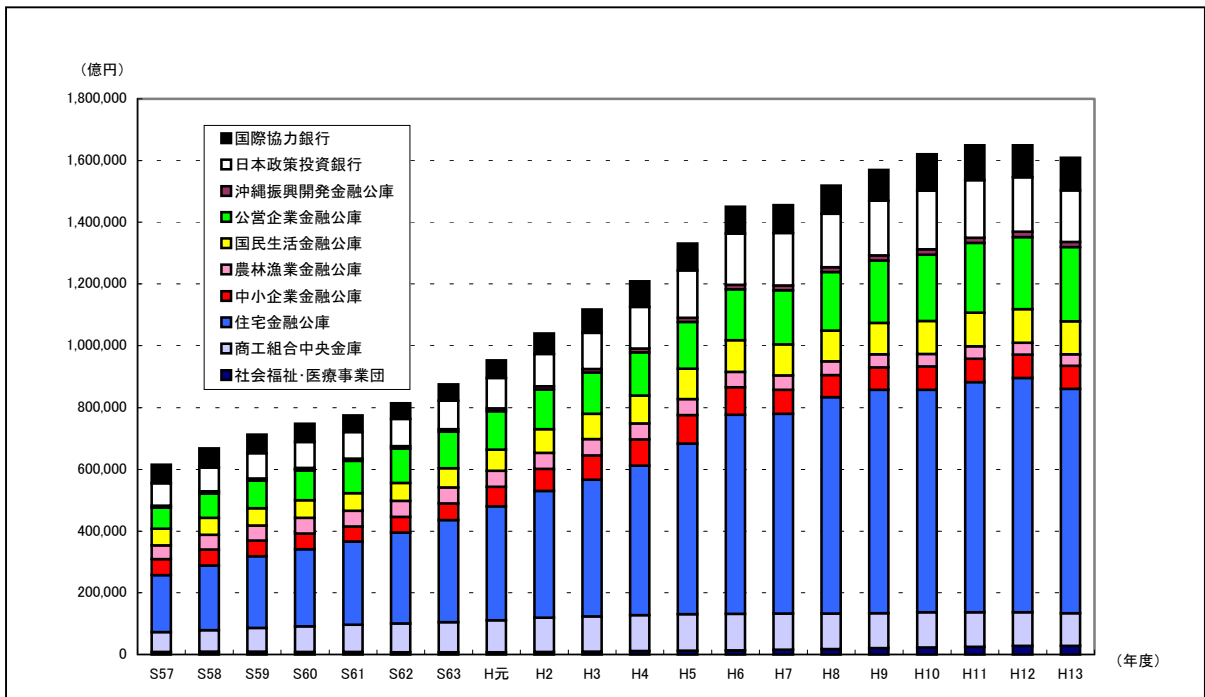
(2) 公的資金供給の規模

ア 政府金融機関等及び民間金融機関における貸出残高等の推移

昭和 57 年度から平成 13 年度までの 20 年間の直接貸出を主な業務とする政府金融機関等 (10 機関) における貸出残高 (注) の推移をみると増加傾向で推移しており、4 年度末の 120 兆 8,303 億円から 13 年度末の 160 兆 9,739 億円へと、この 10 年間で 1.33 倍に増加している。また、貸出残高の機関別割合をみると、平成 13 年度末では住宅金融公庫の占める割合 (45.1 パーセント) が最も大きく、次いで、公営企業金融公庫 (14.9 パーセント)、日本政策投資銀行 (10.4 パーセント) の順となっている。 [図 - 1 - 1 参照]

(注) 本評価書においては、特段の断りがない限り、貸出残高については、商工組合中央金庫を除き「特殊法人等会計処理基準」(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会中間報告) 等に基づき作成されている政府金融機関等の財務諸表 (商工組合中央金庫については、企業会計原則等に準拠した財務諸表) における年度末の貸出残高から貸出受入金残高を差し引いたものである。

図 - 1 - 1 政府金融機関等の貸出残高の推移



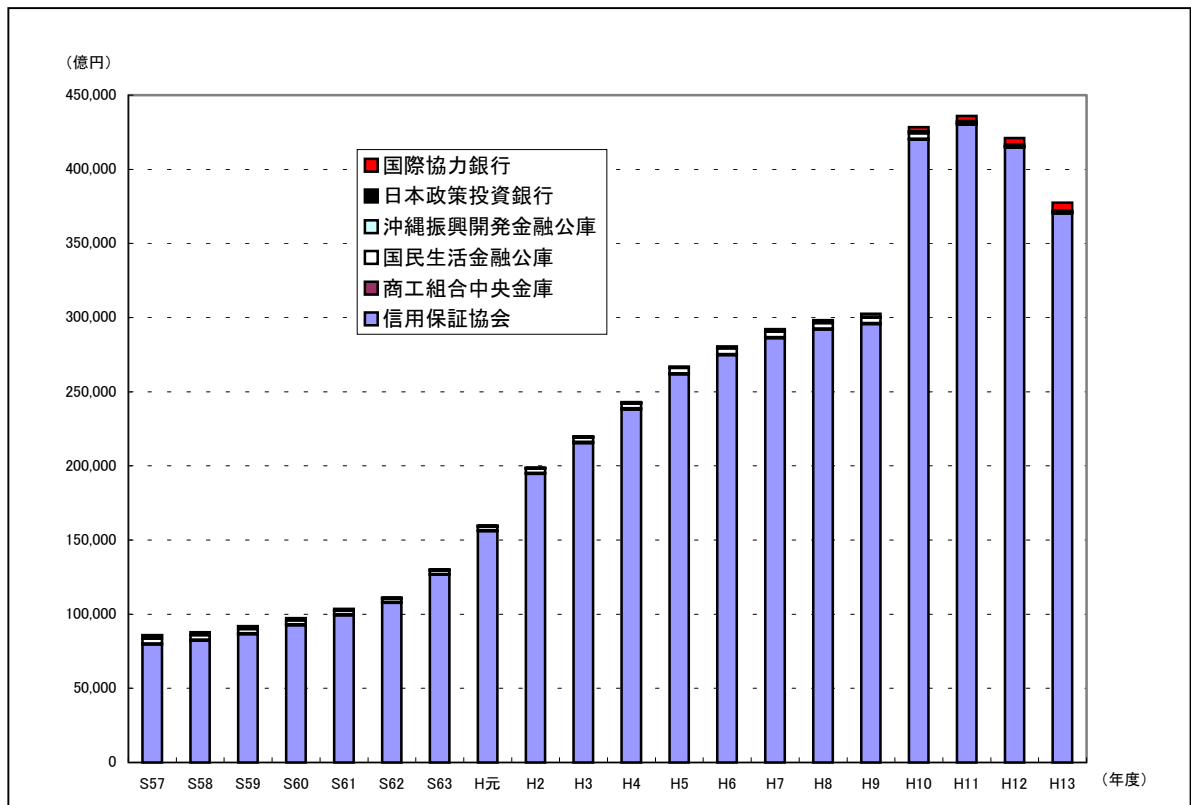
(注) 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

次に、前記 20 年間の政府金融機関等における保証債務残高(信用保証協会による中小企業向け貸出しに対する保証も含む。)の推移をみると増加傾向で推移しており、平成 11 年度以降減少に転じているものの、4 年度末の 24 兆 3,042 億円から 13 年度末では 37 兆 7,573 億円へと、この 10 年間で 1.55 倍に増加している。

なお、平成 10 年度から急増している理由は、中小企業等に対する貸し渋り対策として、10 年 10 月から 13 年 3 月末まで実施された中小企業金融安定化特別保証(政府が 30 兆円の保証枠を設定して保証要件を緩和した特別保証を実施。以下「特別保証」という。)の影響によるものと考えられる。

[図 - 1 - 2 参照]

図 - 1 - 2 政府金融機関等の保証債務残高の推移



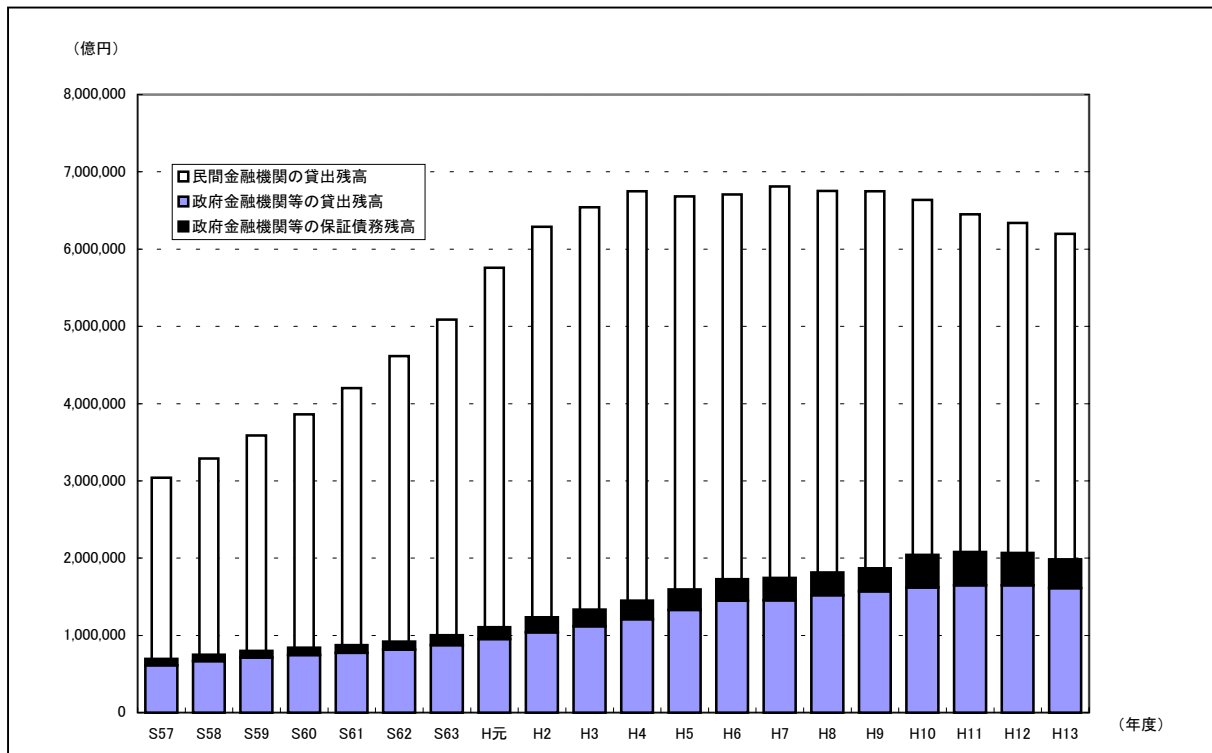
(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 信用保証協会については、中小企業総合事業団・全国信用保証協会連合会「業務要覧」を参照した。

一方、前記 20 年間の民間金融機関における貸出残高の推移をみると、平成 7 年度をピークに減少に転じており、4 年度末の 674 兆 8,462 億円から 13 年度末では 619 兆 7,218 億円へと、この 10 年間で 0.92 倍に減少している。

なお、民間金融機関の貸出しについては、改革加速のための総合対応策において「金融仲介機能の速やかな回復を図る」とされているなど、その有する資金仲介機能の低下が懸念されている。また、こうした貸出残高の減少要因については、内閣府が民間金融機関を対象に平成 14 年 5 月に実施したアンケート調査結果等によると、民間金融機関は、景気の低迷、企業の投資圧縮により資金需要が低調であること、B I S 規制導入に伴う資産圧縮の動きがみられること、不良債権処理が進んでいること、企業の資金調達手段が多様化していることなどが考えられる。 [図 - 1 - 3 参照]

図 - 1 - 3 民間金融機関の貸出残高等の推移



(注) 1 日本銀行「金融経済統計月報」を基に当省が作成した。

2 民間金融機関貸出残高 = 全国銀行銀行勘定 (金融・保険業への貸出しを除く。) + 全国銀行信託勘定 (金融・保険業への貸出しを除く。) + 外国銀行在日支店 + 相互銀行 (昭和 57 年度から 63 年度まで。金融・保険業への貸出しを除く。) + 信用金庫 (金融・保険業への貸出しを除く。) + 信金中央金庫 (全国信用金庫連合会) + 信用組合 + 全国信用協同組合連合会 + 労働金庫 + 労働金庫連合会 + 農林中央金庫 (コールローンを除く。) + 農業協同組合 + 信用農業協同組合連合会 (金融機関への貸出しを除く。) + 漁業協同組合 + 信用漁業協同組合連合会 + 全国共済農業協同組合連合会 (金融機関への貸出しを除く。) + 生命保険会社 (一般貸付のみ) + 損害保険会社 (一般貸付のみ)

3 政府金融機関等の保証債務残高のうち、国民生活金融公庫に係るものについては旧国民金融公庫から旧環境衛生金融公庫に対するものであるため除外し、また、信用保証協会に係るものについては政府金融機関等に対するものを当省の試算により除いた。

$$\text{保証債務残高} - \text{保証債務残高} \times (\text{政府金融機関等に対する保証承諾額} / \text{保証承諾総額})$$

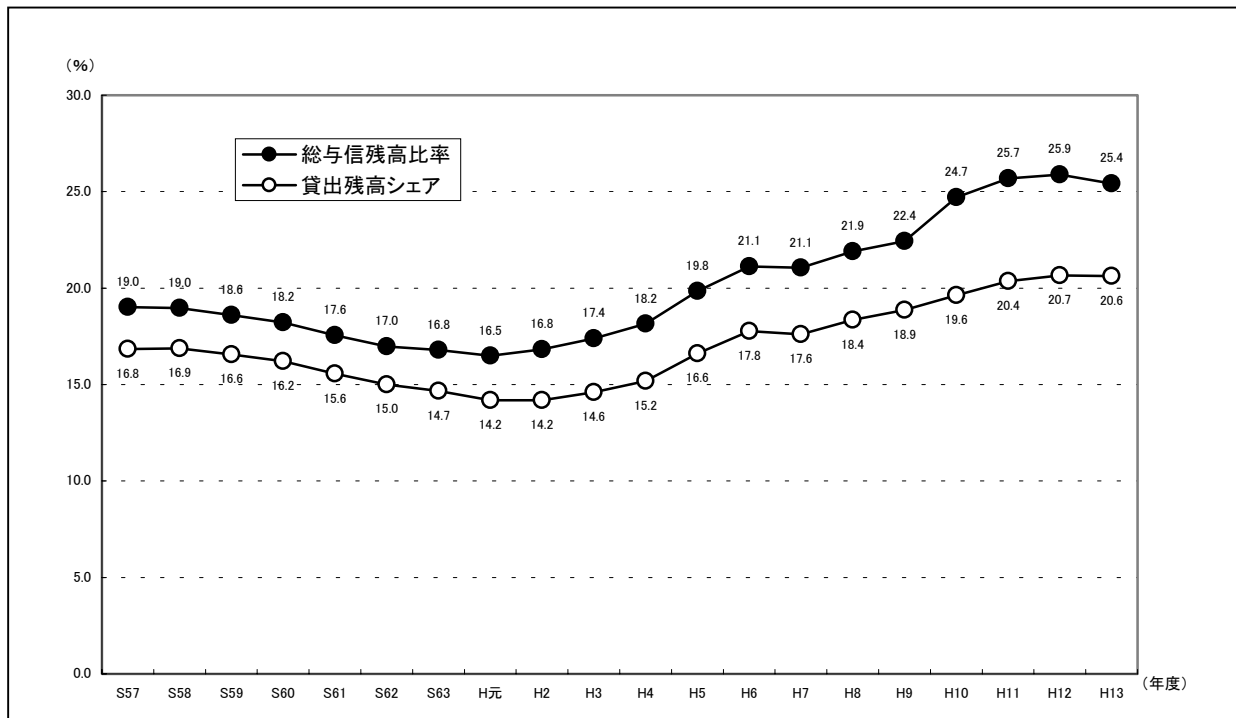
イ 政府金融機関等の貸出残高シェア及び総与信残高比率の推移

国内総貸出残高に占める政府金融機関等の貸出残高シェアの推移をみると、昭和 58 年度から縮小傾向で推移したものの、上述のように政府金融機関等の貸出残高が増大した一方、バブル崩壊以降は民間金融機関の貸出しが抑制基調で推移したことにより平成 3 年度から拡大基調にあり、この 10 年間で、4 年度末の 15.2 パーセントから 13 年度末には 20.6 パーセントとなっている。

また、国内総貸出残高に対する政府金融機関等の総与信残高(信用保証協会の保証債務残高を含む。)の比率の推移をみると、貸出残高シェアと同様な傾向であり、平成 4 年度末の 18.2 パーセントから 13 年度末には 25.4 パーセントへと推移している。

[図 - 1 - 4 参照]

図 - 1 - 4 政府金融機関等の貸出残高シェア及び総与信残高比率の推移



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高シェア = 政府金融機関等の貸出残高 / 民間金融機関及び政府金融機関等の貸出残高
 3 総与信残高比率 = 政府金融機関等の貸出残高及び保証債務残高 / 民間金融機関及び政府金融機関等の貸出残高
 4 民間金融機関貸出残高については、図 - 1 - 3の注書きを参照
 5 政府金融機関等の保証債務残高については、図 - 1 - 3の注書きを参照

ウ 貸出対象分野別の貸出残高シェア等と貸出動向

前述のとおり、政府金融機関等による公的資金の供給は増加傾向であり、国内総貸出残高に対する政府金融機関等の貸出残高のシェア及び総与信残高（信用保証協会の保証債務残高を含む。）の比率とともに拡大基調にある。

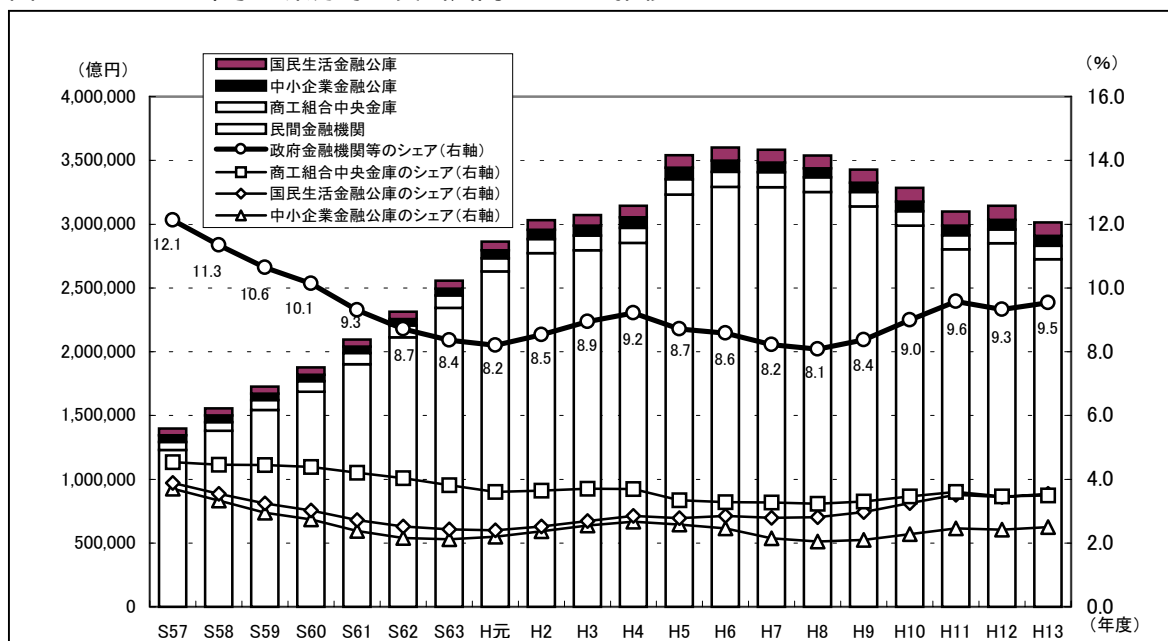
これらの要因について、政府金融機関等の貸出対象分野別にその貸出残高シェア等や貸出動向などにより分析してみると、貸出残高シェア等については、一部分野を除いて、平成4年度と13年度との対比でのシェアが拡大している状況となっており、貸出動向では、例えば、住宅分野及び地方公共団体分野などで、実質GDP（国内総生産）が低下すると新規貸出が増加するなど、バブル崩壊以降の景気対策の一環として、一部の政府金融機関等が活用されてきたことがうかがえる。また、最近では中小企業分野において、資金繰りが「好転」したとする企業割合から、「悪化」したとする企業割合を差し引いた値である資金繰りDI（ディフュージョン・インデックス）が低下すると新規貸出が増加するなど、政府金融機関等により貸し渋り対策等として中小企業等に対するセーフティネット構築のために積極的な対応が図られている。

(ア) 中小企業分野

中小企業分野について、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の貸出残高シェアをみると、昭和57年度から低下し、62年度から平成8年度までほぼ横ばい、その後貸し渋り対策等への対応により9年度から11年度にかけて緩やかな拡大の後、再び横ばいとなっており、4年度から13年度までの10年間では、9.2パーセントから9.5パーセントへと推移している。

[図 - 1 - 5 参照]

図 - 1 - 5 中小企業分野の貸出残高シェアの推移



(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

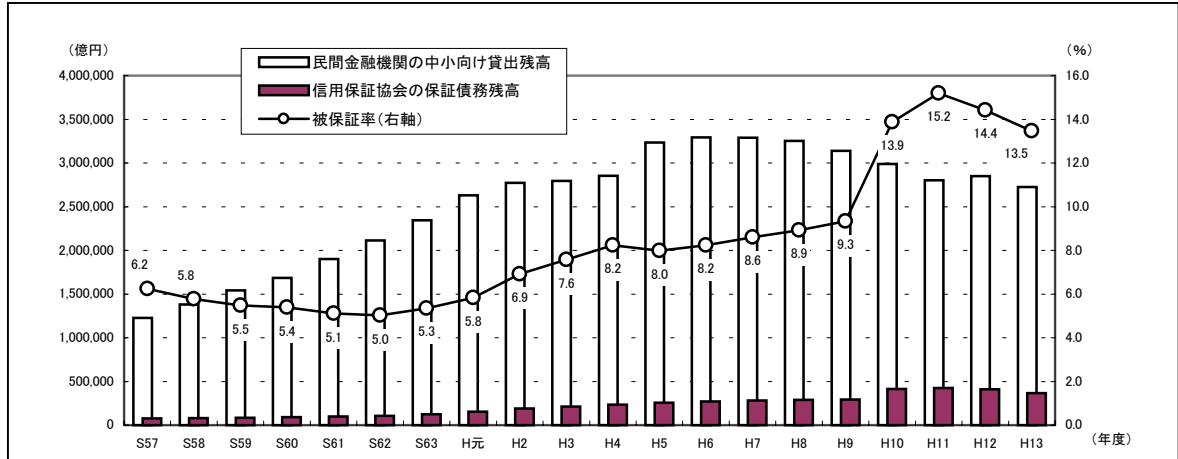
$$\text{貸出残高シェア} = \frac{(\text{国民公庫} + \text{中小公庫} + \text{商工中金}) \text{の貸出残高}}{(\text{民間金融機関の貸出残高} + (\text{国民公庫} + \text{中小公庫} + \text{商工中金}) \text{の貸出残高})}$$

3 国民生活金融公庫には、統合前の環境衛生金融公庫の貸出しを含む。

4 民間金融機関の貸出残高は、中小企業総合事業団・全国信用保証協会連合会「業務要覧」を参照した。国内銀行銀行勘定、国内銀行信託勘定、信用金庫及び信用組合の中小企業向け貸出残高の合計である。

また、民間金融機関の中小企業向け貸出残高に対する信用保証協会の保証債務残高の割合である保証債務残高シェアも拡大傾向で推移しており、平成10年度には、特別保証の影響により高い伸びを示している。 [図 - 1 - 6 参照]

図 - 1 - 6 中小企業分野の保証債務残高シェアの推移



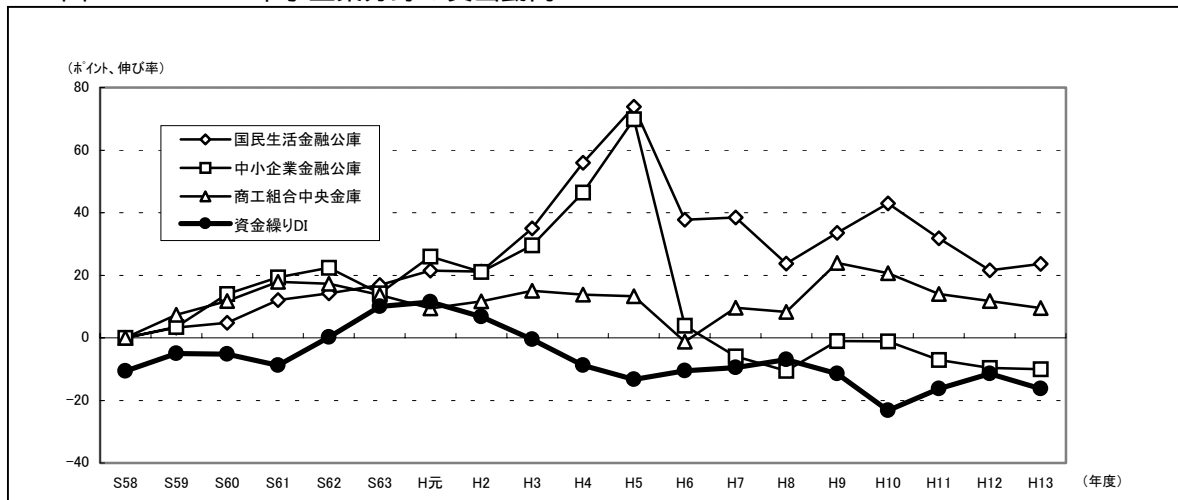
- (注) 1 日本銀行「金融経済統計月報」及び中小企業総合事業団・全国信用保証協会連合会「業務要覧」を基に当省が作成した。
 2 保証債務残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{保証債務残高シェア} = \frac{\text{信用保証協会の保証債務残高}}{\text{民間金融機関の貸出残高}}$$
 なお、民間金融機関の貸出残高については、図 - 1 - 5 の注書きを参照
 3 信用保証協会の保証債務残高からは、政府金融機関等の貸出しに対するものを以下の試算により除いた。

$$\text{保証債務残高} - \text{保証債務残高} \times (\text{政府金融機関等に対する保証承諾額} / \text{保証承諾総額})$$

次に、中小企業分野における公的資金供給の貸出動向をみると、民間金融機関の貸し渋りが社会問題化した平成10年度には、中小企業(全産業)の資金繰りDIが悪化する一方、政府金融機関等の新規貸出が増加しているなど、最近において、中小企業の資金繰りDIと政府金融機関等の新規貸出とは逆の動きを示しており、中小企業者の資金繰りが悪化しているときに、公的資金の供給が増加している状況がうかがえる。 [図 - 1 - 7 参照]

図 - 1 - 7 中小企業分野の貸出動向



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の数値は、昭和58年度の新規貸出額を基準値とした指数である。
 3 資金繰りDI(中小企業(全産業))は、日本銀行「主要企業短観調査」を参照し、年度の平均とした。

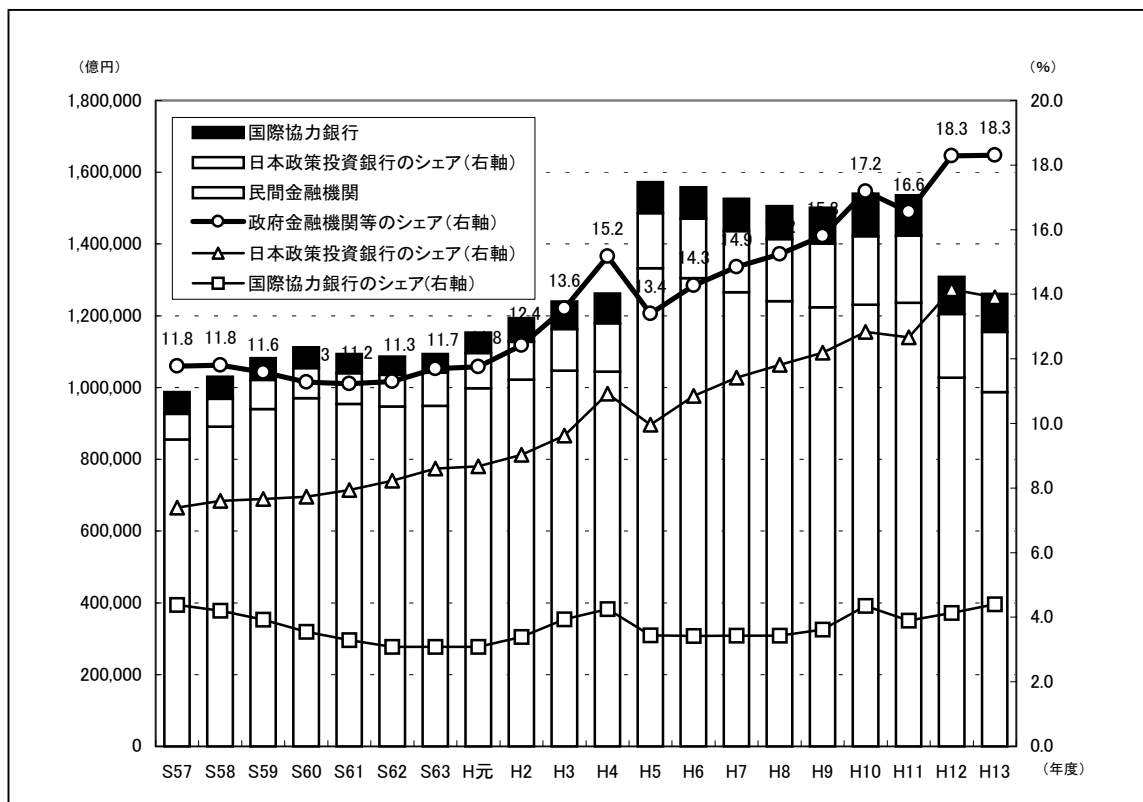
(イ) 大・中堅企業分野

大・中堅企業分野について、大・中堅企業に対する貸出し自体を目的としている政府金融機関等はないが、国際協力銀行及び日本政策投資銀行による貸出しを、便宜上この分野で分析することとした。両行の貸出残高シェアをみると、昭和62年度以降は拡大傾向で推移しており、平成13年度におけるシェアは18.3パーセントとなっている。

次に、貸出動向をみると、平成10年の「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」(平成10年2月20日閣議決定)に対応した国際協力銀行の貸出枠の拡大や、「緊急経済対策」(平成10年11月16日閣議決定)に対応した貸し渋り対策のための日本政策投資銀行における長期運転資金融資の導入など、累次の経済対策等に対応して貸出枠の拡大や新たな貸出資金の導入が図られている。

[図 - 1 - 8 参照]

図 - 1 - 8 大・中堅企業分野の貸出残高シェアの推移



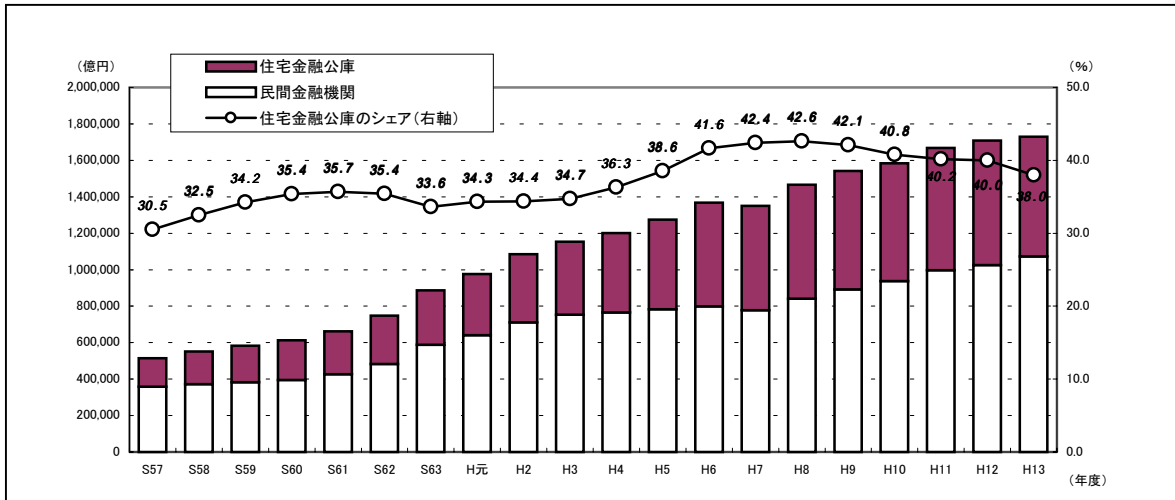
- (注) 1 財務省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{国際協力銀行及び日本政策投資銀行の貸出残高}}{\text{民間金融機関の貸出残高} + \text{国際協力銀行及び日本政策投資銀行の貸出残高}}$$
 ただし、国際協力銀行の貸出残高はアンタイドローン、バイヤーズクレジット及びバンクローンを差し引いたものである。
 3 民間金融機関の貸出残高は、日本銀行「金融経済統計月報」を参照した。国内銀行銀行勘定及び国内銀行信託勘定における中小企業向け以外の貸出残高から、金融・保険業、地方公共団体、海外円借款・国内店名義現地貸にかかる貸出残高を差し引いたものである。

(ウ)住宅分野

住宅分野について、住宅金融公庫の貸出残高シェアをみると、平成8年度末の42.6パーセントをピークに縮小傾向で推移しているものの、13年度末においても依然として38.0パーセントと大きなシェアとなっている。 [図 - 1 - 9 参照]

図 - 1 - 9 住宅分野の貸出残高シェアの推移



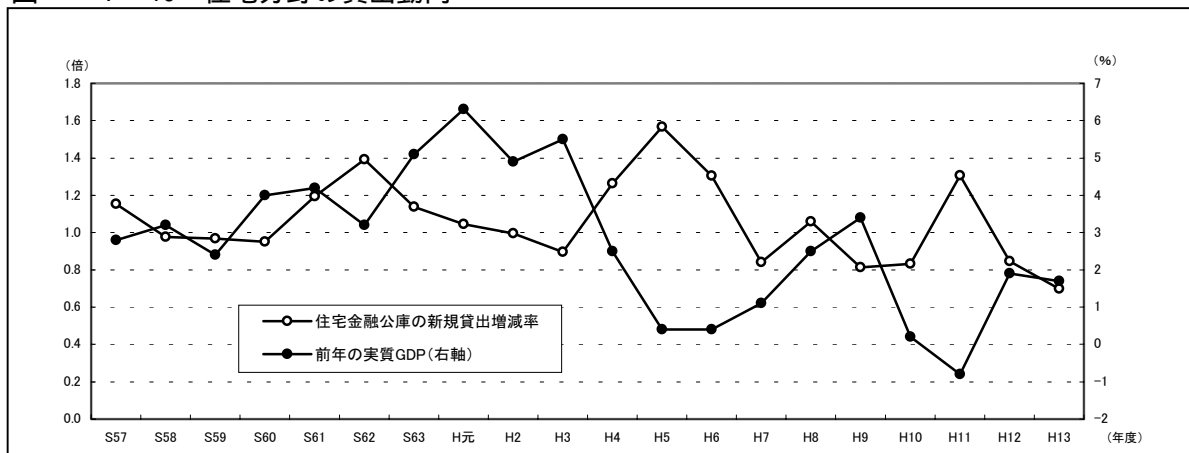
- (注) 1 国土交通省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高は、住宅金融公庫、民間金融機関ともに個人住宅向けである。
 3 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{住宅金融公庫の貸出残高}}{\text{民間金融機関及び住宅金融公庫の貸出残高}}$$

 4 民間金融機関の貸出残高は、日本銀行「金融経済統計月報」を参照した。国内銀行銀行勘定、国内銀行信託勘定、相互銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、農業協同組合、全国共済農業協同組合連合会、生命保険会社、損害保険会社、その他民間金融機関の合計である。

次に、住宅分野における公的資金供給の貸出動向をみると、前年の実質GDPが落ち込んだ平成5年度や11年度に住宅金融公庫の新規貸出が増加しているなど、前年の実質GDPと逆の動きを示しており、景気対策と密接に関連して動いている状況がうかがえる。 [図 - 1 - 10 参照]

図 - 1 - 10 住宅分野の貸出動向

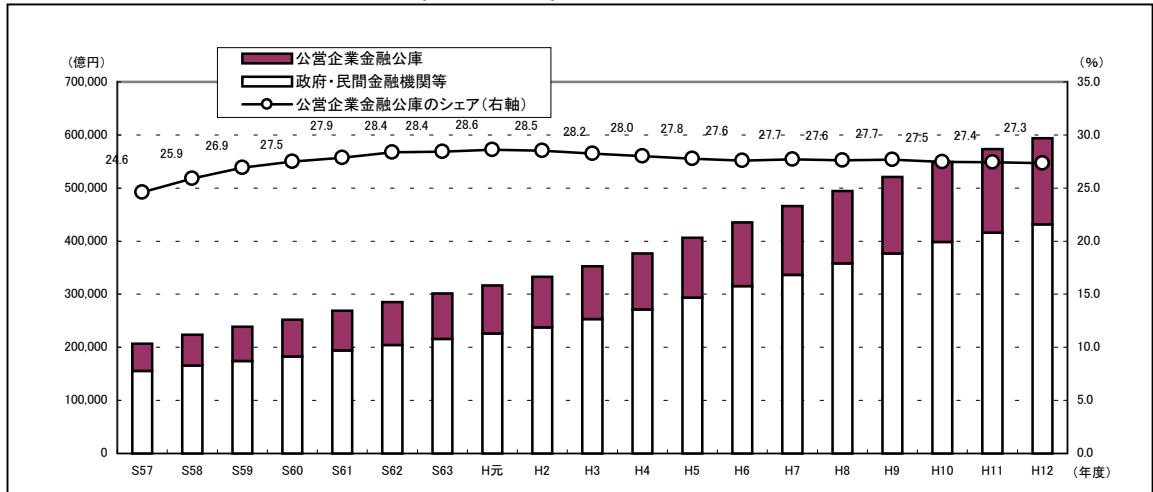


- (注) 1 国土交通省の資料を基に当省が作成した。
 2 新規貸出増減率は、前年度の新規貸出額に対する増減倍率である。
 3 住宅建設の着工から購入までには相当日数を要することから、同公庫の新規貸出増減額と実質GDPとの相関を検証するに当たっては、前年度末における実質GDPを用いた。

(エ) 地方公共団体分野

地方公共団体分野における公営企業金融公庫の貸出残高シェアについては、地方公営企業の借入れにおいて政府(旧資金運用部資金を含む財政融資資金等)からの借入れが占める割合が高く、民間金融機関からの借入れの割合がそもそも小さいことから、地方公営企業の企業債現在高ベースでのシェアとした。そのシェアをみると、ほぼ横ばいで推移しており、平成12年度末では、27.3パーセントとなっている。 [図 - 1 - 11 参照]

図 - 1 - 11 地方公共団体分野(公営企業)の貸出残高シェアの推移



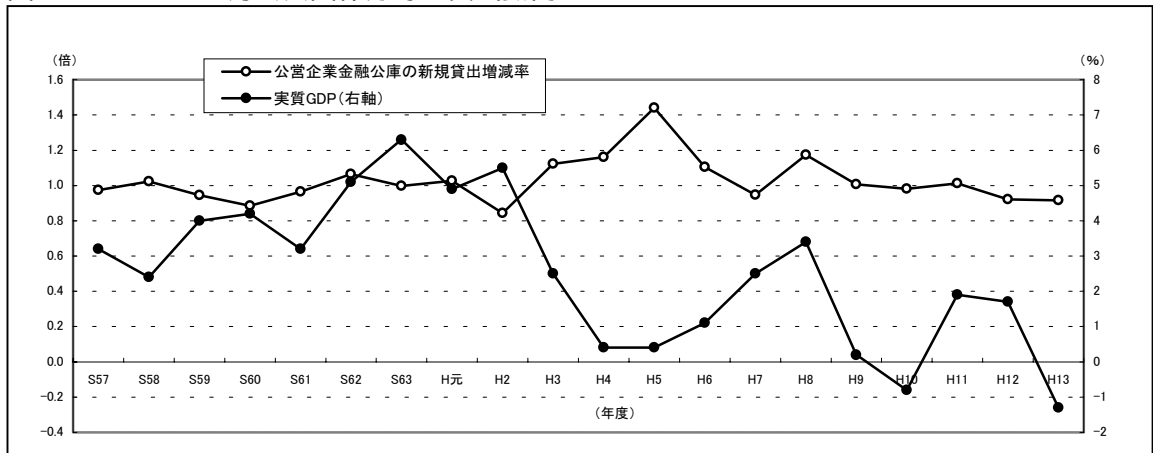
- (注) 1 総務省の資料を基に作成した。
 2 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{公営企業金融公庫の企業債現在高}}{\text{政府・民間金融機関} + \text{市場公募その他} + \text{公営企業金融公庫の企業債現在高}}$$

 3 政府・民間金融機関等には、政府(旧資金運用部資金を含む財政融資資金等)及び民間金融機関のほか、市場公募その他を含んでいる。
 4 平成13年度末における地方公営企業の企業債現在高が、調査時点においては把握されていなかったことから、12年度末までのデータとした。

次に、地方公共団体分野における公的資金供給の貸出動向をみると、実質GDPが落ち込んだ平成4年度や5年度に、公営企業金融公庫の新規貸出が増加しているなど、実質GDPと逆の動きがみられるとともに、後掲表 - 1 - 1における経済対策に対応した活用状況を勘案すると、景気対策と密接に関連して動いている状況がうかがえる。 [図 - 1 - 12 参照]

図 - 1 - 12 地方公共団体分野の貸出動向



- (注) 1 総務省の資料を基に作成した。
 2 新規貸出増減率は、前年度の新規貸出額に対する増減倍率である。
 3 実質GDPは、年度末の数値を用いた。

(オ) 農林漁業分野

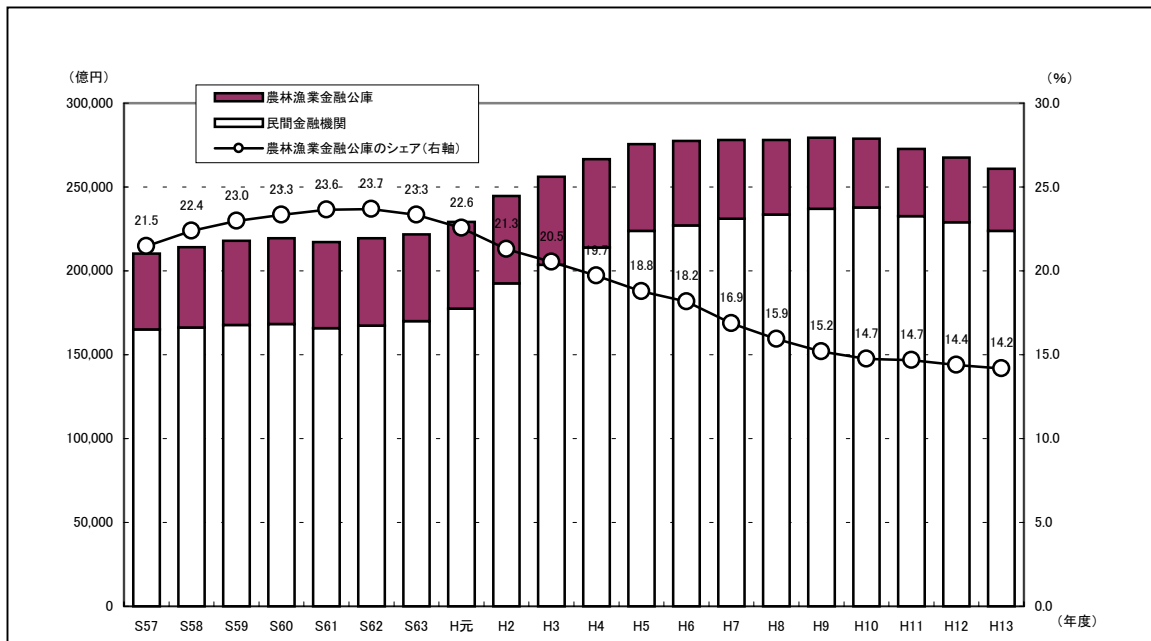
農林漁業分野について、農林漁業金融公庫の貸出残高シェアをみると、昭和 62 年度末の 23.7 パーセントをピークに縮小傾向で推移し、平成 13 年度末では 14.2 パーセントとなっている。

ただし、農林漁業分野においては、かねてより、民間金融機関を活用するために、民間融資への利子補給制度（農業近代化資金等）や保証制度が設けられている。

次に、貸出動向をみると、農林漁業を取り巻く環境の変化や公共事業等における同公庫の貸出対象となる受益者負担部分の減少などの影響により、ほ場整備や用水路の整備資金である農業基盤整備資金や農産物の処理加工施設などの整備資金である農林漁業施設資金が減少している。

[図 - 1 - 13 参照]

図 - 1 - 13 農林漁業分野の貸出残高シェアの推移



- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{農林漁業金融公庫の貸出残高}}{\text{民間金融機関及び農林漁業金融公庫の貸出残高}}$$

 3 民間金融機関の貸出残高は、農林中央金庫「農林漁業金融統計」を参照した。国内銀行銀行勘定、国内銀行信託勘定、国内銀行海外店勘定、信用金庫、組合金融機関の農林漁業向け貸出残高の合計である。

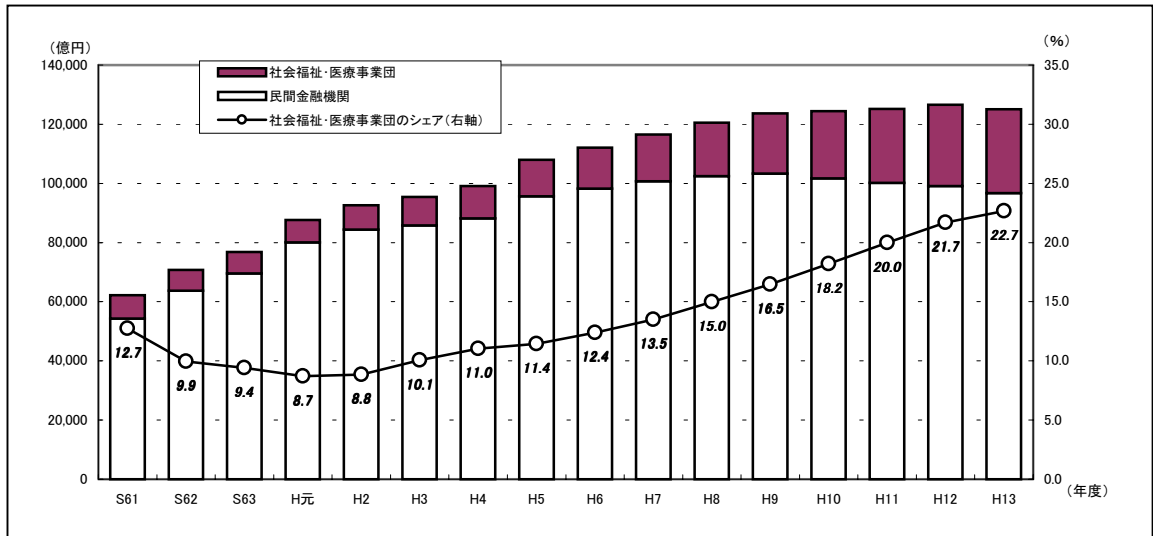
(カ) 福祉・医療分野

福祉・医療分野について、社会福祉・医療事業団の貸出残高シェアをみると、平成 2 年度以降は拡大傾向で推移しており、13 年度末におけるシェアは 22.7 パーセントとなっている。

次に、貸出動向をみると、「高齢者保健福祉推進十か年計画（ゴールドプラン）」（平成元年 12 月 21 日大蔵・厚生・自治 3 大臣合意）、「新・高齢者保健福祉推進十か年計画（新ゴールドプラン）」（平成 6 年 12 月 18 日大蔵・厚生・自治 3 大臣合意）、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（平成 6 年 12 月 16 日文部・厚生・労働・建設 4 大臣合意）、「障害者プラン」（平成 7 年 12 月 18 日障害者対策推進本部決定）介護保険制度の実施（平成 12 年度より）や累次の医療法の改正に対応して、事業枠の追加や貸出資金の拡充が図られている。

[図 - 1 - 14 参照]

図 - 1 - 14 福祉・医療分野の貸出残高シェアの推移



- (注) 1 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高シェアの計算式については次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{社会福祉・医療事業団の貸出残高}}{\text{民間金融機関及び社会福祉・医療事業団の貸出残高}}$$

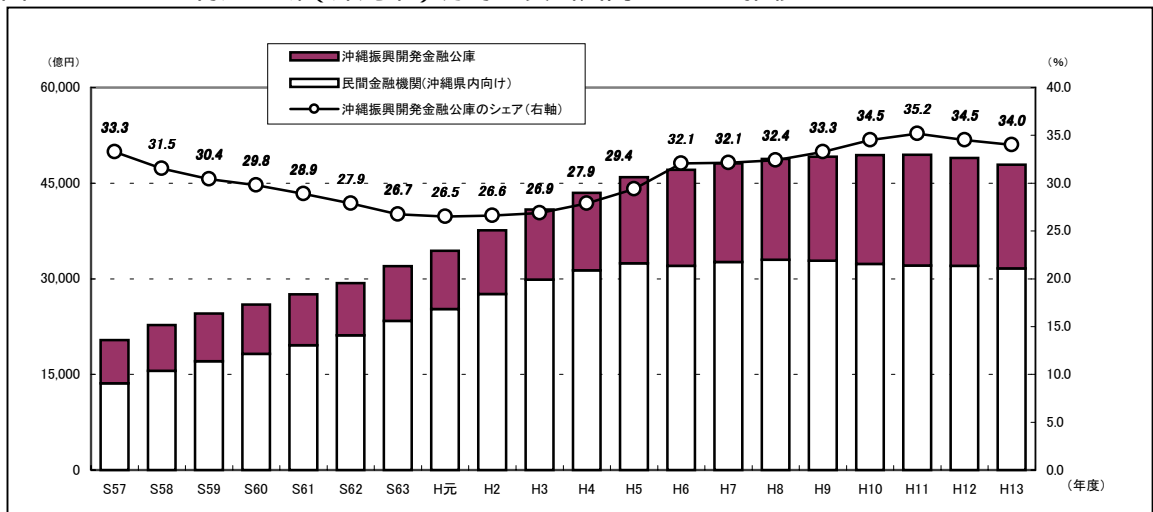
 3 民間金融機関の貸出残高は、日本銀行「金融経済統計月報」の医療・保健衛生向けの貸出残高を参照した。なお、福祉分野向けの民間金融機関の貸出残高については、経年的な統計データが存在しないが、施設整備に係る資金の他、その大部分を同事業団の貸出しが占めているものと考えられる。

(キ) 特定地域（沖縄県）分野

特定地域（沖縄県）分野について、沖縄県内における沖縄振興開発金融公庫の貸出残高シェアをみると、平成2年度以降は民間金融機関の貸出残高が伸びていないことから拡大傾向で推移しており、13年度末におけるシェアは34.0パーセントとなっている。

次に、貸出動向をみると、「総合経済対策」（平成10年4月24日閣議決定）に対応して、事業枠の追加や中小企業等資金として中小企業運転資金円滑化特別貸付が創設されるなど、累次の経済対策等に対応して、事業枠の追加及び貸出資金の拡充が図られている。 [図 - 1 - 15 参照]

図 - 1 - 15 特定地域（沖縄県）分野の貸出残高シェアの推移



- (注) 1 内閣府の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出残高シェアの計算式は次のとおりである。

$$\text{貸出残高シェア} = \frac{\text{沖縄振興開発金融公庫の貸出残高}}{\text{民間金融機関及び沖縄振興開発金融公庫の貸出残高}}$$

(ク) 最近の経済対策

前述(ア)から(キ)に関連して、平成4年度以降の政府の主な経済対策等をみると、景気対策の一環として政府金融機関等が活用されるとともに、10年度の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(平成10年8月28日閣議決定)以降、政府金融機関等により、貸し渋り対策等として、中小企業等に対するセーフティネット構築のために積極的な対応が図られている。

[表 - 1 - 1 参照]

表 - 1 - 1 最近の経済対策等に対応した政府金融機関等の主な活用状況

| 年 度 | 対策等名(閣議決定等年月日) | 政府金融機関等の主な活用状況 |
|-----|---------------------------------------|---|
| 平成4 | 総合経済対策 (平4.8.28) | 日本開発銀行の貸出枠追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| 5 | 総合的な経済政策の推進について (平5.4.13) | 日本開発銀行の輸入体制整備融資に入居保証金追加 住宅金融公庫の貸出枠5万戸追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| | 緊急経済対策 (平5.9.16) | 日本開発銀行の輸入体制整備融資(輸入促進基盤強化融資に改称)を拡充 住宅金融公庫の貸出枠10万戸追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| | 総合経済対策 (平6.2.8) | ○ 住宅金融公庫の貸出枠7万戸追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| 7 | 緊急円高・経済対策 (平7.4.14) | 日本開発銀行の輸入促進基盤強化融資に対象事業者追加 住宅金融公庫の事業計画追加(阪神・淡路大震災分) |
| | 当面の経済対策 (平7.9.20) | 住宅金融公庫の貸出枠3万戸追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 国民金融公庫の利子減免措置 中小企業金融公庫の利子減免措置 |
| 8 | 経済対策 (平9.2.13) | 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| 9 | 21世紀を切りひらく緊急経済対策 (平9.11.18) | 住宅金融公庫の特別割増融資額の臨時的増額 沖縄振興開発金融公庫の事業枠追加 |
| | 東南アジア経済安定化等のための緊急対策について (平10.2.20) | 日本輸出入銀行の貸出枠追加 日本開発銀行の貸出枠追加 |
| 10 | 総合経済対策 (平10.4.24) | 日本開発銀行の貸出枠追加、金融環境対応等保証制度及びPFI融資制度の創設 住宅金融公庫の事業計画追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 沖縄振興開発金融公庫の事業枠追加 |
| | 中小企業等貸し渋り対策大綱 (平10.8.28) | 20兆円を保証規模とする中小企業金融安定化特別保証制度を創設 政府系金融機関の融資制度の拡充 |
| | 緊急経済対策 (平10.11.16) | 日本開発銀行の貸出枠追加、長期運転資金融資等の導入 公営企業金融公庫の貸出枠追加 沖縄振興開発金融公庫の事業枠追加 |
| 11 | 経済新生対策 (平11.11.11) | 住宅金融公庫の事業計画追加、貸出枠10万戸追加 中小企業金融安定化特別保証の延長、保証枠10兆円追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| 12 | 日本新生のための新発展政策 (平12.10.19) | [中小企業対策]一般信用保証制度の無担保保証の限度額を5,000万円から8,000万円に引上げ 住宅金融公庫の貸出枠5万戸追加 公営企業金融公庫の貸出枠追加 |
| 13 | 改革先行プログラム (平13.10.26) | 中小企業のセーフティネットの充実、創業・経営革新の支援 |
| | 早急に取り組むべきデフレ対応策 (平14.2.27) | [貸し渋り対策等]セーフティネット保証・貸付けの着実な実施とその拡充(信用保証協会及び政府金融機関に対して、更に積極的な実施を徹底) |
| 14 | 改革加速のための総合対応策 (平14.10.30) | [中小企業対策等]政策金融の活用(無担保融資制度の限度額引上げ等)信用保証の拡充、日本政策投資銀行の企業再生ファンドへの出資制度の拡充 |
| | 改革加速プログラム (平14.12.12) | 中小企業者に対する資金供給の円滑化 日本政策投資銀行の企業再生ファンドへの出資枠の拡大 |

(注) 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

(3) 諸外国における公的資金供給の規模との比較

諸外国における公的資金供給の規模(中央政府が関与しているもの)との比較については、本来、諸外国における国内総貸出残高に対するシェアでの比較によることが望ましいが、諸外国の国内総貸出残高を正確に把握することが困難であるため、各国の名目GDPに対する比率による比較を行った。また、米国については、第2 - - 6 (後述)にみるとおり、米国における住宅関連の政府支援企業は民間所有の企業体であることから、これら政府支援企業を含むベースと含まないベースでの比率を把握した。

その結果をみると、総与信残高に対する比率では、我が国の39.5パーセントに対し、米国は政府支援企業を含めると44.0パーセントと我が国とほぼ同水準にあるが、これを除くと、13.2パーセントとなっており、また、ドイツは22.7パーセント、フランスは8.5パーセント、英国は5.7パーセントと、我が国よりも相対的に比率が低い状況となっている。また、借り手に対して政府又は政府機関が直接貸出を行う資金供給について貸出残高の対名目GDP比率をみると、我が国の32.0パーセントに対し、米国は2.4パーセント、ドイツは9.2パーセント、フランスは8.1パーセント、英国は5.6パーセントと、諸外国における直接貸出の規模は相対的に小さく、我が国においては、直接貸出による公的資金の供給が金融市場において大きな位置を占めている状況にある。

なお、比較に当たっては、連邦制を採る国においては州レベルの公的資金の供給が、欧州においては欧州投資銀行(EIB)による開発銀行業務が実施されていることや、各国における資本市場の発達度合い等金融事情の違いに留意する必要がある。 [表 - 1 - 2 参照]

表 - 1 - 2 諸外国における公的資金供給の対名目GDP比率 (単位:%)

| 区 分 | 日 本 | 米 国 | ドイ ツ | フ ラ ンス | 英 国 |
|-------|------|-----------------------|------|--------|-----|
| 総与信残高 | 39.5 | 44.0 (政府支援企業を含む) | 22.7 | 8.5 | 5.7 |
| | | 13.2 (政府支援企業を含まない) | | | |
| 貸出残高 | 32.0 | 2.4 | 9.2 | 8.1 | 5.6 |

(注) 1 日本は日本銀行「金融経済統計月報」を、米国は予算教書の「Analytical Perspectives 2003」の「Estimated Future Cost Of Outstanding Credit Programs」及び「Face Value Of Government-Sponsored Enterprise Lending」を、ドイツはドイツ連邦銀行「Monthly Report」を、フランスはフランス中央銀行「annual report CDC financial statements」および中小企業開発銀行「Rapports annuels」を、英国は国家統計局「Financial Statistics 9.1M UK summary accounts Forth Quarter 2001」などを基に当省が作成した。

2 日本が2001年度末、米国及びドイツが2001年末、フランスが2000年末、英国が2000年度末の数値である。

3 ドイツの総与信残高ベースにおける公的資金の供給にはリファイナンス(間接融資)を含んでいる。

(4) 関連アンケート調査結果

ア 公的資金供給の規模等に関する認識

「政府金融機関等は、貸出残高など資金の供給規模(量)が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している」との意見に対する認識を尋ねたところ、肯定的認識が都市銀行等は100パーセント、地方銀行等は67.9パーセント、信金・信組等は51.3パーセントであるなど、民間金融機関のほとんどの業態で多数となっている(注)。

なお、資金の借り手側(事業者及び個人)については、事業者(中小企業)において肯定的認識が10.0パーセント、否定的認識が37.2パーセントであるなど、事業者及び個人とも否定的認識が多数となっている。

(注)「都市銀行等」は都市銀行及び長期信用銀行、「地方銀行等」は地方銀行及び第二地方銀行、「信金・信組等」は信用金庫、信用組合及び労働金庫である。また、肯定的認識とは、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを、否定的認識とは、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」とを合わせたものである(アンケート部分の記述については、以下同じ)。

イ 「補完の関係」を超えているとの認識の時間軸での変化

政府金融機関等の活動が「補完の関係」を超えていると認識している民間金融機関(後述第2 - 4参照)において、ここ5年から10年程度の間「補完の関係を超えている状況が強まっている」との認識が、中小企業分野では、都市銀行等において85.7パーセント、地方銀行等において67.2パーセントなどとなっており、大・中堅企業分野では、都市銀行等において83.3パーセント、地方銀行等において58.1パーセントであるなど、それぞれ多数となっている。また、その理由としては、政府金融機関等における「貸出条件の緩和」、「資金供給規模の増加」や「貸出対象の拡大」が上位となっている。

[資料46参照]

(5) 関連有識者インタビュー調査結果

公的資金供給の規模(シェア)に対する有識者の認識は、公的資金供給の規模(シェア)は過大であり、市場における適正な資金配分をゆがめているとの意見や、市場への影響等にかんがみ、少なくとも政府金融機関等による直接貸出については限定すべきとの意見が多数みられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

規模の問題については、中小企業向けで減少もみられるが、住宅、大企業向け貸出しを中心に増加しており、シェアの面でも大きくなり過ぎている。

シェアの点については、民業補完の観点からは、公的資金供給の金融市場に占める割合は過剰な水準になっている。

総体としてのシェア拡大が、市場における適正な資金配分をゆがめているかという点については、そうではないかと認識しているが、適正規模を数量としては決められず、定性的な議論が必要である。

全体として政府金融機関等が直接貸出を行うような出番は極めて限定的である。

直接貸出は、政府金融機関等の役割ではなく、基本的に不必要。保証や利子補給など他の資金供給手法と科学的な比較を行い、直接貸出からは撤退し、どうしても残る分野についても間接的な手法を用いるべきである。

一方で、景気が低迷している現下の局面では情報の不完全性が増すと考えられるので、政府の役割は相対的に増すとの意見や、量的補完は常時必要となるものではないが、貸し渋り対策等の緊急時対応としての位置付けでは必要との意見等もみられる。

[資料 47 参照]

以上、(1) から (5) までのように、金融市場において政府金融機関等による公的資金供給が占める位置付けをみると、バブル崩壊以降、民間金融機関の貸出しが抑制基調となる一方、景気対策の一環として一部の政府金融機関等が活用された結果、そのシェアが拡大している。最近においては、民間金融機関における資金仲介機能の低下が指摘される状況にあることなどから、政府金融機関等により中小企業等に対するセーフティネット構築のために積極的な対応が図られているが、我が国における公的資金の供給は、全体としてみれば金融市場において大きな位置を占め、特に直接貸出の割合が諸外国に比して高い状況にある。

2 長期資金の供給における補完状況

(要旨)

政府金融機関等による公的資金の供給は、民間金融機関では提供できない長期かつ固定金利による貸出しなど、長期安定的な資金を供給することにより民間金融の補完を図ることを旨として行われている。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10 機関）による長期資金の供給が民間金融の補完機能を果たしているかについて検証した。この検証に当たっては、政府金融機関等が民間金融機関に比べてどの程度長期資金の供給を行っているかを把握するため、政府金融機関等と民間金融機関における貸出残高の残存期間別内訳及び固定金利貸出割合を比較分析した。次に、民間金融機関による長期資金の供給状況の変化について把握するため、長期かつ固定金利での貸出割合の推移等を分析した。さらに、定量的な分析にはデータ上の制約があることから、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による長期資金の供給における民間金融の補完状況について把握した。

まず、平成 13 年度末現在の貸出残高に占める残存期間 7 年超の貸出割合について比較したところ、データの把握が可能であった政府金融機関等（9 機関）のうち 5 機関において民間金融機関を上回っており、また、同年度末現在の貸出残高に占める固定金利貸出割合についても比較したところ、すべての政府金融機関等において民間金融機関を上回っている。これらのデータから、政府金融機関等は民間金融機関に比べて、長期かつ固定金利での貸出割合が高いことがうかがえる。

次に、民間金融機関の長期資金の供給状況についてみると、近年、金利スワップや貸出債権の証券化等の市場が拡大し、これらの金融技術の高度化を背景に、その貸出期間や貸出しの対象等に関して一定の限定があるとは考えられるが、長期かつ固定金利での資金供給が可能な状況もみられる。例えば、都市銀行の貸出残高に占める残存期間 7 年超の固定金利貸出割合は、平成 4 年度末の 1.8 パーセントから 13 年度末の 6.5 パーセントへと増加している。さらに、内閣府が平成 14 年 5 月に民間金融機関に対して行ったアンケート調査結果によると、民間金融機関でも対応可能な貸出期間として、長期資金で 20 年、長期・固定金利資金で 10 年（いずれも中央値）との結果が得られている。

さらに、当省が実施したアンケート調査結果によると、長期（固定）資金の貸出しにおける政府金融機関等の民間金融の補完機能について、資金の借り手側（事業者及び個人）及び信金・信組等などの民間金融機関においては肯定的認識が多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等の比較的規模の大きい民間金融機関においては否定的認識が多数となっている。また、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割として、「長期資金の供給」を挙げる回答が、民間金融機関のすべての業態において中位以下となっている。

また、有識者に対するインタビュー調査結果においては、長期かつ固定金利での資金供給は金融技術の高度化を背景に民間金融機関や資本市場での対応が原則可能であるとの意見など、政府金融機関等による長期資金の供給における民間金融の補完機能について否定的な意見が多数みられる。

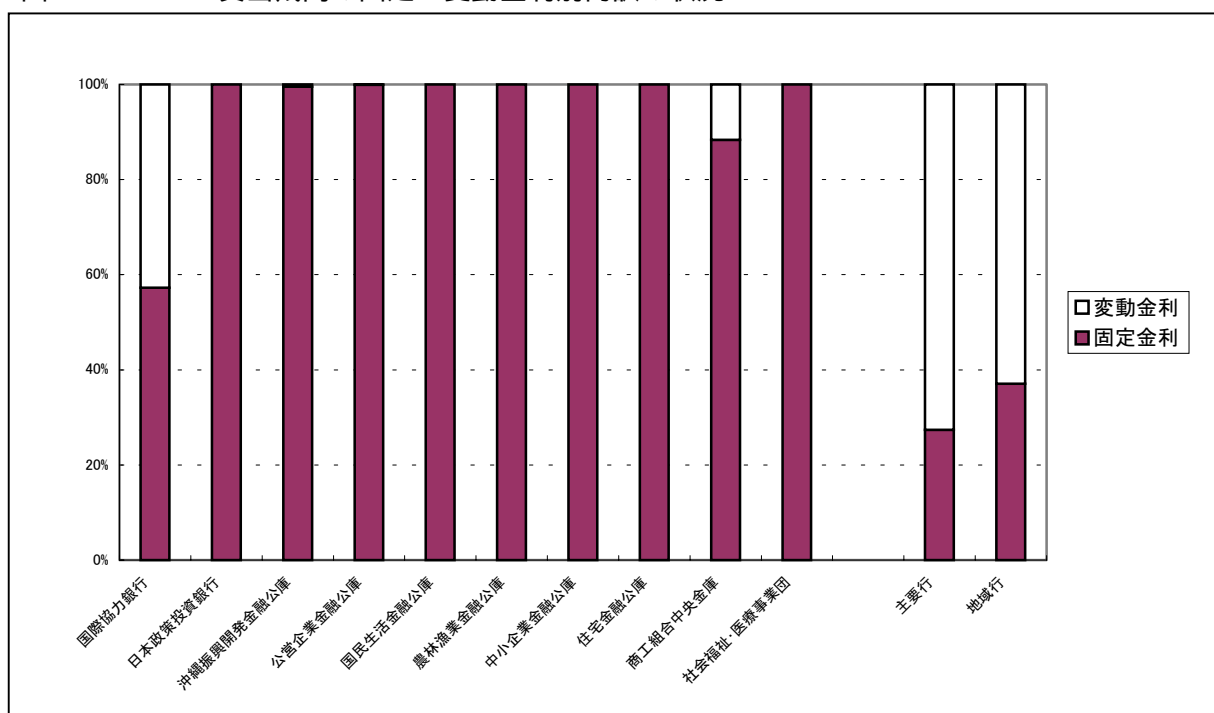
以上のように、政府金融機関等による長期資金の供給における民間金融の補完機能に関しては、長期にわたる固定金利での資金供給に関して一定程度の補完状況が認められるものの、近年では、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても長期かつ固定金利での資金供給が可能な状況もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。数値は特殊法人等会計処理基準等に基づく財務諸表における貸出残高の残存期間別内訳である。なお、国民生活金融公庫については、同資料の把握はしていないとの回答であったので、普通貸付及び生活衛生資金貸付に係る新規貸出の期間別内訳を用いた。
- 2 主要行については、都市銀行、長期信用銀行、主な信託銀行（住友信託銀行、中央三井信託銀行、みずほアセット信託銀行、三菱信託銀行、UFJ信託銀行）の各ディスクロージャー誌を基に作成した。
- 3 地域行については、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、九州の各ブロックにおいて平成13年度末現在の貸出残高が最も多い地方銀行及び第二地方銀行のディスクロージャー誌を基に作成した。
- 4 民間金融機関の貸出残高の残存期間別内訳については、各行のディスクロージャー誌を基に集計しているため、7年超までの区分による把握しか行えない。

また、同年度末現在の貸出残高に占める固定金利貸出しの割合については、民間金融機関においては主要行が27.4パーセント、地域行が37.1パーセントとなっている。

一方、政府金融機関等においては、全10機関において主要行及び地域行を上回っており、特に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び社会福祉・医療事業団の計4機関においてはすべて固定金利による貸出しとなっている。 [図 - 2 - 2 参照]

図 - 2 - 2 貸出残高の固定・変動金利別内訳の状況



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。数値は、特殊法人等会計処理基準等に基づく財務諸表における貸出残高の固定・変動金利別内訳である。
- 2 1年以下の短期貸出金については除外した。
- 3 住宅金融公庫については、貸出金の固定・変動金利別の把握はしていないが固定金利がその大部分を占めるとしており、本図においてはすべて固定金利として取り扱った。
- 4 主要行及び地域行については、図 - 2 - 1 と同じ対象の銀行のディスクロージャー誌を基に作成した。

これらのデータから、貸出残高のうち残存期間7年超の貸出割合が民間金融機関よりも高い政府金融機関等が5機関あり、かつ、すべての政府金融機関等において民間金融機関よりも固定金利による貸出割合が高いことから、政府金融機関等は民間金融機関に比べて、長期かつ固定金利での貸出割合が高いことがうかがえる。

(3) 民間金融機関における長期資金の供給状況

近年、金利スワップや貸出債権の証券化など金利リスク等の回避手法が拡大するとともに、長期・大規模事業等において、政府金融機関等との役割分担の下、プロジェクト・ファイナンスや、シンジケート・ローン等の貸出手法が浸透しつつある（注）。

例えば、金利リスクの回避手法として活用される金利スワップ（円 円）は、東京市場における取扱高が平成4年の1,046億ドルから13年の1兆6,890億ドルへと10年間で約16倍に、また、5年6月に施行された特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に関連する貸出債権の証券化額は、国内調達金額が5年度の2,653億円から13年度の4兆1,849億円へと9年間で約16倍に拡大している。また、長期・大規模事業向けの貸出しに活用される手法として、プロジェクト・ファイナンスは、平成10年度に旧日本開発銀行（現日本政策投資銀行）及び旧三和銀行（現UFJ銀行）等により国内で初めて用いられ、国内組成額が10年の10億8,900万ドルから13年の23億500万ドルへと4年間で約2倍に、さらに、シンジケート・ローンについては、国内組成額が4年の8億9,300万ドルから13年の972億2,200万ドルへと10年間で100倍以上に拡大している。 [表 - 2 - 1 参照]

（注）プロジェクト・ファイナンスとは、貸出金の返済可能性を借り手の信用力ではなしに、事業の収益力に着目した貸出し手法である。また、シンジケート・ローンとは、主幹事行が複数の金融機関の参加を募って協調融資団を組成し、同一借入人に対して同一の金銭消費貸借契約及び条件で貸出しを行う手法である。

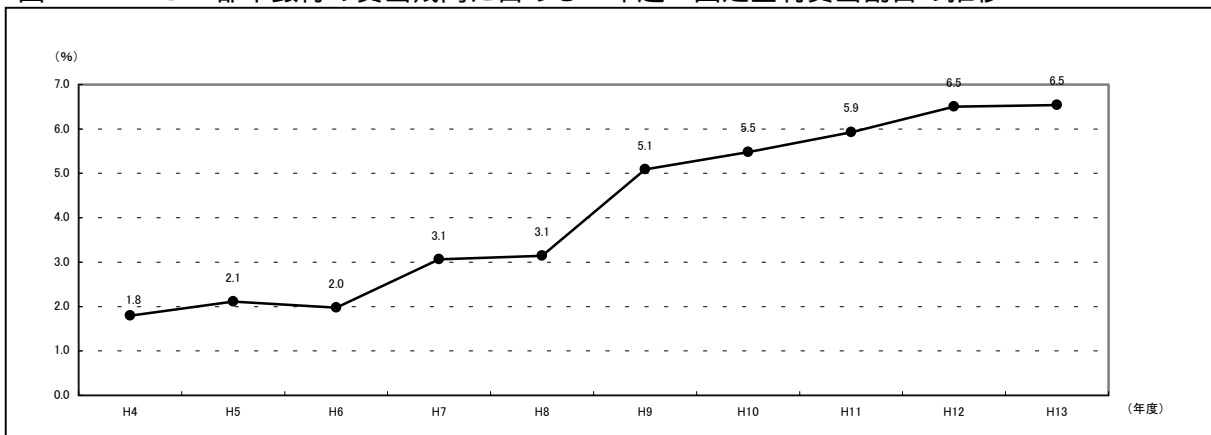
表 - 2 - 1 金利スワップ等の推移

| 区 分 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 円-円金利スワップ(単位:100万ドル、年) | 104,641 | 176,727 | 313,063 | 551,891 | 652,117 | 912,625 | 1,315,351 | 1,750,691 | 1,725,158 | 1,689,089 |
| 貸出債権証券化(単位:億円、年度) | — | 2,653 | 4,947 | 6,281 | 12,246 | 29,251 | 40,459 | 32,409 | 31,931 | 41,849 |
| プロジェクト・ファイナンス(単位:100万ドル、年) | — | — | — | — | — | — | 1,089 | 390 | 818 | 2,305 |
| シンジケート・ローン(単位:100万ドル、年) | 893 | 2,023 | 5,750 | 1,828 | 2,076 | 1,960 | 3,994 | 36,928 | 95,831 | 97,222 |

（注）1 金利スワップについては、TIU Derivativesの資料を参照した。
 2 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に関する貸出債権証券化額については、財団法人日本資産流動化研究所のホームページを参照した。
 3 プロジェクト・ファイナンス及びシンジケート・ローンについては、Thomson FinancialのSDC Platinumを参照した。

こうした金融技術の高度化を背景に、その貸出期間や貸出しの対象等に関して一定の限定があるとは考えられるが、民間金融機関においても長期かつ固定金利での資金供給が可能な状況もみられ、例えば、都市銀行の貸出残高に占める残存期間7年超の固定金利貸出しの割合は、平成4年度末の1.8パーセントから13年度末の6.5パーセントへと増加している。[図 - 2 - 3 参照]

図 - 2 - 3 都市銀行の貸出残高に占める7年超・固定金利貸出割合の推移



（注）各都市銀行のディスクロージャー誌を基に当省が作成した。

さらに、内閣府が民間金融機関を対象に平成 14 年 5 月に実施したアンケート調査結果によると、民間金融機関でも対応可能な貸出期間として、長期資金で 20 年、長期・固定金利資金で 10 年(いずれも中央値)との結果が得られている。 [表 - 2 - 2 参照]

表 - 2 - 2 民間金融機関における長期資金及び長期・固定金利資金への対応

| 長期資金への対応 回答数148 | | 長期・固定金利資金への対応 回答数142 | |
|--------------------|-----|-------------------------|-----|
| 最大値 | 35年 | 最大値 | 35年 |
| 中央値 | 20年 | 中央値 | 10年 |
| 最頻値 | 20年 | 最頻値 | 5年 |
| 平均値 | 18年 | 平均値 | 9年 |

(注) 内閣府が平成 14 年 8 月に経済財政諮問会議に提出した「政策金融改革について」の民間金融機関アンケート結果を基に当省が作成した。

(4) 関連アンケート調査結果

ア 長期(固定)資金の供給に関する認識

「政府金融機関等は、長期(固定)資金の提供において民間金融機関を補完する役割を果たしている」との意見に対する認識を尋ねたところ、民間金融機関のうち、都市銀行等においては肯定的認識が 14.3 パーセント、否定的認識が 85.7 パーセント、また、地方銀行等においては肯定的認識が 28.3 パーセント、否定的認識が 52.8 パーセントと、比較的規模の大きい民間金融機関においては否定的認識が多数となっている。

一方、資金の借り手側については、事業者(大・中堅企業)において肯定的認識が 48.5 パーセント、否定的認識が 16.4 パーセントとなっているなど、事業者及び個人とも肯定的認識が多数となっている。また、その他民間金融機関についても、信金・信組等において、肯定的認識が 49.7 パーセント、否定的認識が 31.8 パーセントとなっているなど、肯定的認識が多数となっている。

イ 政府金融機関等が果たすべき役割に関する認識

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であるため、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割として、「長期資金の供給」を挙げる回答が、民間金融機関のすべての業態において中位以下となっているが、借り手側においては上位となっている。

また、「長期資金の供給」を挙げた事業者に対し、長期とは何年間程度を意識しているか尋ねたところ、10年以上12年未満の範囲の回答が 31.7 パーセントで最多となっている(中央値で 11 年。821 事業者の回答結果)。

[資料 46 参照]

(5) 関連インタビュー調査結果

長期かつ固定金利での資金供給は金融技術の高度化を背景に民間金融機関や資本市場での対応が原則可能であるとの意見など、政府金融機関等による長期資金の供給における民間金融の補完機能について否定的な意見が多数みられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

長期固定貸出については、ALM（資産・負債の総合管理）の進展により民間でも供給可能になったため、もはや妥当性は薄い。

長期資金の供給による補完については、本来社債等により対応すべきものである。

長期資金の供給など質的補完は、政府金融機関等が補助金を受けているから可能なだけで、民間でも同額の補助金を受け入れれば可能。また、長期固定でなければならぬ資金需要が本当に存在するかも疑問である。

一方で、設備資金等に係る長期資金の貸出しは、民間金融機関において積極的とは考えにくいことなどから補完の関係が認められるのではないかとの意見や、スワップ技術を用いて民間の長期資金供給能力が高まっていることは事実だが、超長期の部分については民間では対応が困難であるとの意見等もみられる。

[資料 47 参照]

以上、(1) から (5) までのように、政府金融機関等による長期資金の供給における民間金融の補完機能に関しては、長期にわたる固定金利での資金供給に関して一定程度の補完状況が認められるものの、近年では、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても長期かつ固定金利での資金供給が可能な状況もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

3 民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給における補完状況

(要旨)

政府金融機関等による公的資金の供給は、市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に資金供給することにより民間金融の補完を図ることを旨として行われている。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10 機関）が民間金融機関では貸出しが困難な分野へ資金供給を行うことにより、民間金融の補完機能を果たしているかについて検証した。この検証に当たっては、公的資金の供給を行っている対象が民間金融機関では貸出しが困難な分野であるかについて定量的に明らかにすることはデータの制約等から困難であった。このため、一つの試みとして、民間金融機関では貸出しが困難な分野へ資金供給を行った結果として、貸倒れなどのリスクがどの程度顕在化しているかについて民間金融機関との比較検証を行うとともに、貸出しの当初段階におけるリスク負担状況を把握するために貸出金担保別内訳についても比較分析した（ただし、これらの指標では、審査能力、モニタリング、情報収集能力等の優劣による影響については考慮されていないと同時に、貸出しの当初段階でリスク評価等が困難であっても、必ずしもその後リスクが顕在化するとは限らないという制約はある。）。次に、民間金融機関における貸出しの対象範囲について把握するため、行内格付けを行っている民間金融機関の割合等について分析した。さらに、上述のように定量的な比較分析にはデータ上の制約があることから、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給における民間金融の補完状況について把握した。

まず、貸出金のうち最終的に未回収となったものの割合である損失発生率と併せて、平成 13 年度末現在における金融再生法第 7 条に基づく債権（以下「金融再生法開示債権」という。）に占める非正常債権の割合について分析したところ、政府金融機関等は民間金融機関に比べて、損失発生率が経年的に同程度又は低く、かつ、非正常債権の割合についても同様の状況となっており、結果として、政府金融機関等に関してリスクが顕在化している状況はうかがえなかった（政府金融機関等については、結果として信用リスクが顕在化していない場合であっても、上述したような様々な要因が考えられることから、貸出しの当初段階でリスクの大きな貸出しを行っている可能性があることについて留意する必要がある。）。

なお、政府金融機関等の損失発生率が比較的低い要因について、数値的把握が可能な貸出金担保別内訳についてみると、政府金融機関等における担保・保証の取得割合は民間金融機関よりも総じて高いことがうかがえる。

次に、民間金融機関における貸出しの対象範囲についてみると、中小企業向け等の貸出残高は減少傾向にあるものの、金融技術の高度化を背景に、その対象を拡大しようとする取組もみられる。内閣府が平成 14 年 5 月に民間金融機関に対して行っ

たアンケート調査結果によると、貸出先に関する情報が乏しい場合や貸出先の貸倒れの危険性が大きい場合等に対応するために、約8割の民間金融機関が行内格付けを導入しているとともに、約5割の機関が今後行内格付けの対象を拡大すると回答している。こうしたことを背景に、例えば、中小企業に対する新たな資金供給手法として、比較的信用リスクが高い企業に対してもリスクに見合った金利を設定することで貸出しを迅速に実現するミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローン商品の開発等が進みつつある。また、資金回収の不確実性が大きい長期・大規模事業等への対応に関しては、政府金融機関等との役割分担の下、プロジェクト・ファイナンスや、シンジケート・ローン等の手法が浸透しつつある。

さらに、当省が実施したアンケート調査結果によると、長期・大規模事業等の不確実性が大きい分野に対する政府金融機関等の資金供給については、民間金融機関のすべての業態でその補完機能について肯定的認識が多数となっているが、貸出先の情報が乏しく貸倒れの危険性も高いことから信用リスクが大きい分野に対する政府金融機関等の資金供給については、その補完機能について、資金の借り手側（事業者及び個人）及び信金・信組等などの民間金融機関においては肯定的認識が多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等の比較的規模の大きい民間金融機関においては否定的認識が多数となっている。

また、有識者に対するインタビュー調査結果においては、不確実性が大きいと考えられる分野に対する政府金融機関等の資金供給については肯定的な見解もみられるが、貸出先に関する情報が乏しい場合や貸倒れの危険性が大きい場合における信用リスク面での民間金融の補完機能については、少なくとも直接貸出による必要はないとの意見も含め、否定的な意見が多数みられる。

以上のように、民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給による補完機能に関しては、不確実性が大きい分野については一定程度の補完状況が認められるものの、近年では、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても貸出しの対象範囲を拡大しようとする取組等もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

(1) 調査分析の視点等

政府金融機関等による公的資金の供給は、市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に資金供給することにより民間金融の補完を図ることを旨として行われている。この点については、平成14年10月に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」においても、政策金融の存在意義が認められる条件の一つとして、情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない場合を挙げているところである。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等(10機関)が民間金融機関では貸出しが困難な分野へ資金供給を行うことにより、民間金融の補完機能を果たしているかについて検証した。この検証に当たっては、公的資金の供給を行っている対象が民間金融機関では貸出しが困難な分野であるかについて定量的に明らかにすることはデータの制約等から困難であった。このため、一つの試みとして、民間金融機関では貸出しが困難な分野へ資金供給を行った結果として、貸倒れなどのリスクがどの程度顕在化しているかについて民間金融機関との比較検証を行うとともに、貸出しの当初段階におけるリスク負担状況を把握するために貸出金担保別内訳についても比較分析した(ただし、これらの指標では、審査能力、モニタリング、情報収集能力等の優劣による影響については考慮されていないと同時に、貸出しの当初段階でリスク評価等が困難であっても、必ずしもその後にリスクが顕在化するとは限らないという制約はある)。次に、民間金融機関における貸出しの対象範囲について把握するため、行内格付けを行っている民間金融機関の割合等について分析した。さらに、上述のように定量的な比較分析にはデータ上の制約があることから、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給における民間金融の補完状況について把握した。

(2) 民間金融機関との損失発生率等の比較

まず、平成7年度から13年度までの7年間の、貸出金のうち最終的に未回収となったものの割合である損失発生率の推移について、政府金融機関等と民間金融機関とを比較したところ、主要行及び地域行との比較では全10機関においてほぼ経年的に下回っている。また、信用金庫・信用組合(以下「信金・信組」という。)との比較では、商工組合中央金庫については経年的に同程度となっているものの、その他9機関においては経年的に下回っている。

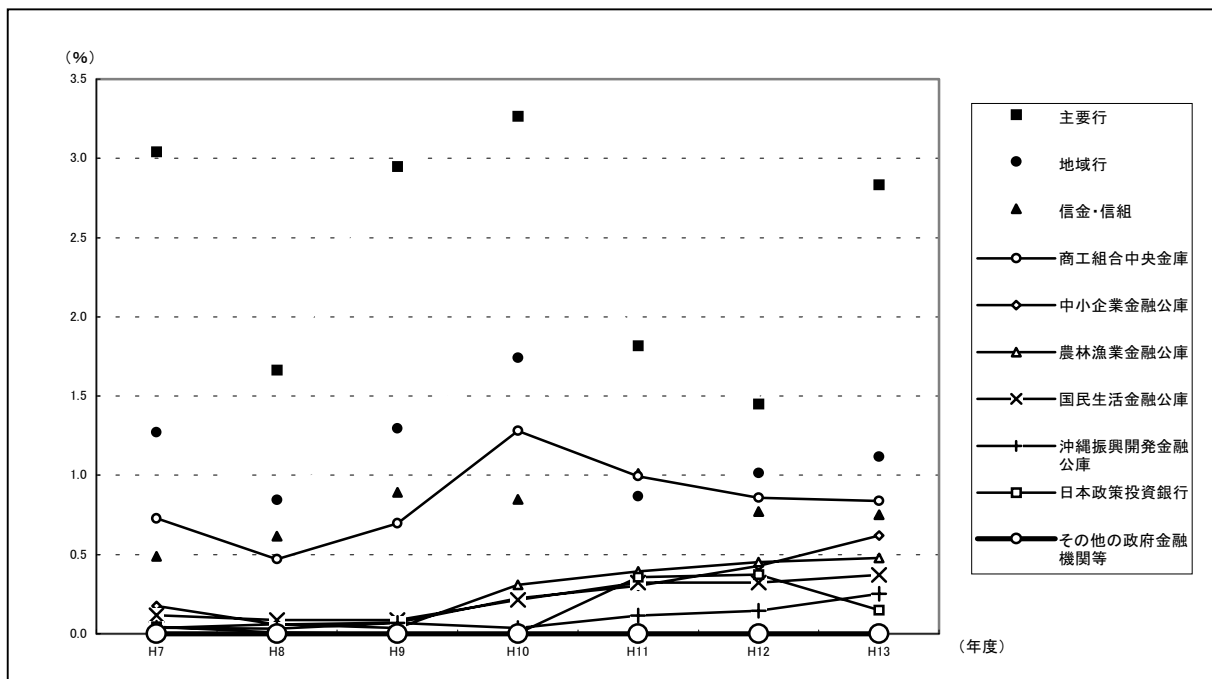
あわせて、平成13年度末現在における、金融再生法開示債権に占める非正常債権(要管理債権以下の債権)の割合について政府金融機関等と民間金融機関とを比較したところ、民間金融機関については主要行が8.7パーセント、地域行が8.0パーセント、信金・信組が10.5パーセントとなっている。一方で、政府金融機関等については、沖縄振興開発金融公庫(9.0パーセント)、国民生活金融公庫(10.5パーセント)及び商工組合中央金庫(8.4パーセント)の3機関が民間金融機関と同程度、その他7機関については民間金融機関の水準を下回っている。

なお、非正常債権の割合が低い要因として、不良債権の処理が進んだことも考えられるため、累積不良債権処分損率についても同様に比較してみたところ、民間金融機関については主要行が17.1パーセント、地域行が8.0パーセント、信金・信組が5.0パーセントとなっているが、政府金融機関等については商工組合中央金庫(6.2パーセント)が民間金融機関と同程度、その他9

機関については民間金融機関の水準を下回っている。

これらのデータから、政府金融機関等は民間金融機関に比べて、損失発生率が同程度又は低く、かつ、非正常債権の割合についても同様の状況となっており、結果として、政府金融機関等に関してリスクが顕在化している状況はうかがえなかった（政府金融機関等については、結果として信用リスクが顕在化していない場合であっても、上述したような様々な要因が考えられることから、貸出しの当初段階でリスクの大きな貸出しを行っている可能性があることについて留意する必要がある。） [図 - 3 - 1 及び図 - 3 - 2 参照]

図 - 3 - 1 損失発生率の推移

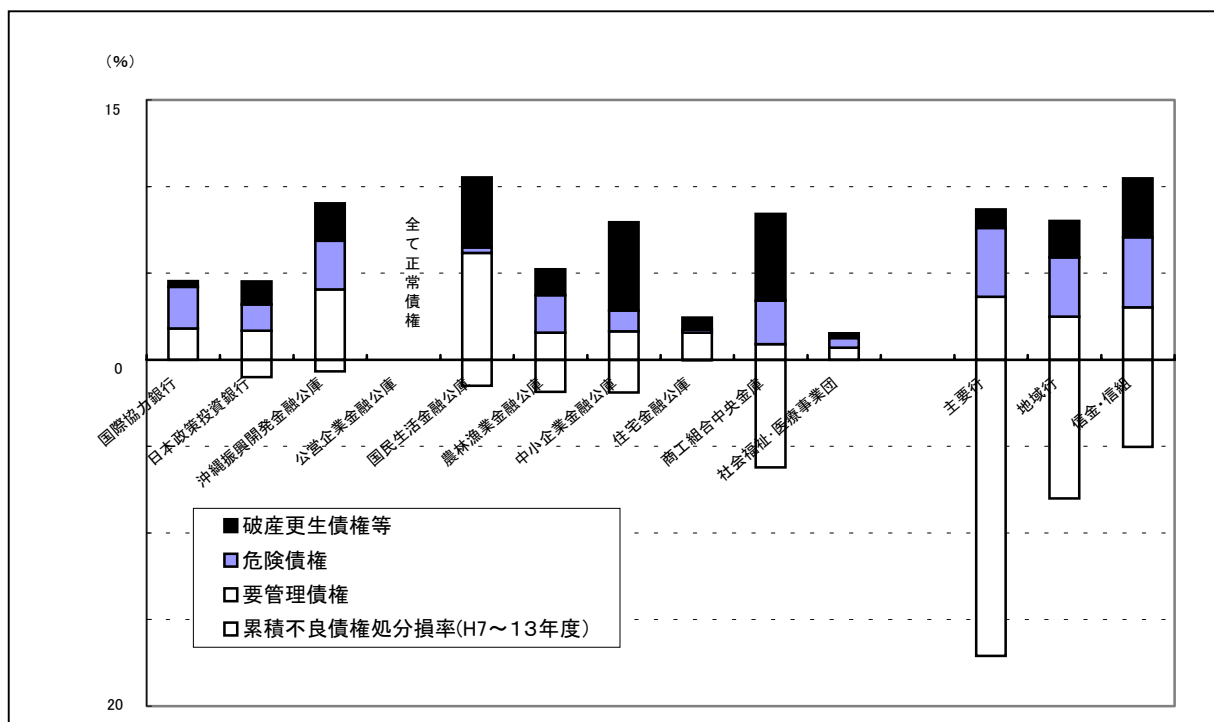


(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。なお、損失発生率の計算式は次のとおりである。

$$\text{損失発生率} = (\text{不良債権処分損} - \text{償却債権取立益}) / \text{期中平均貸出残高}$$

- 2 政府金融機関等の不良債権処分損の内訳は、商工組合中央金庫については貸出金償却額、貸倒引当金純繰入額、債権売却損等（整理回収機構売却損、取引先支援損、債権売却損失引当金繰入額、その他債権売却損の合計）であり、その他の政府金融機関等については貸倒引当金の目的取崩額がないこと及び債権売却損等を計上していないことから貸出金償却額のみとした。
- 3 主要行及び地域行に関して、不良債権処分損については金融庁の資料を、また、償却債権取立益及び期中平均貸出残高については全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」を参照した。このため、損失発生率を計算するに当たり、各数値の基となる対象銀行数が若干異なる。なお、不良債権処分損の内訳は貸出金償却額、貸倒引当金純繰入額、債権売却損等（整理回収機構売却損、パルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損等、債権売却損失引当金繰入額、特定債務者支援引当金繰入額等の合計）である。
- 4 信金・信組については、社団法人全国信用金庫協会「全国信用金庫財務諸表分析」及び社団法人全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」を参照した。なお、債権売却損等については把握できないため、不良債権処分損の内訳は貸出金償却額及び貸倒引当金純繰入額のみとなっている。

図 - 3 - 2 金融再生法開示債権に占める非正常債権の割合等の状況



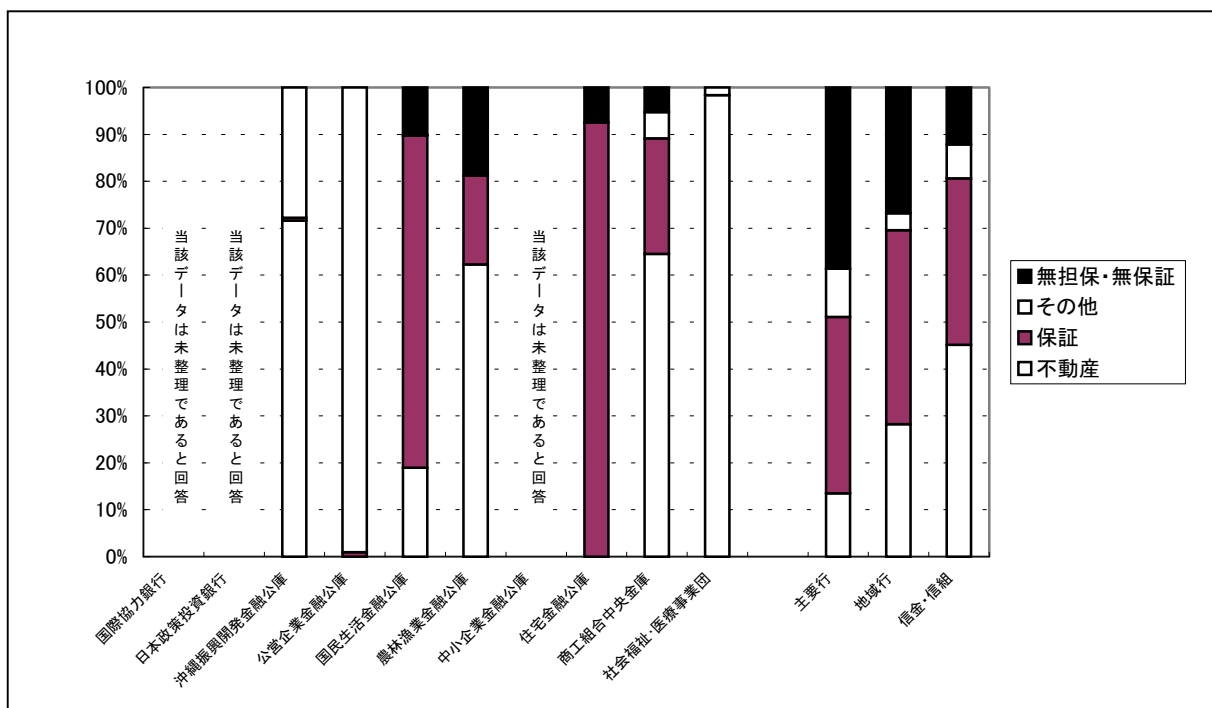
- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。なお、累積不良債権処分損率の計算式は次のとおりである。

$$\text{累積不良債権処分損率} = \frac{\text{平成7年度から13年度までの間の不良債権処分損合計額}}{\text{金融再生法開示債権}}$$
- 民間金融機関では、金融再生法開示債権の自己査定において、分類の債権を部分直接償却して当該額を金融再生法開示債権から除外しているが、特殊法人等会計処理基準等に基づき作成されている政府金融機関等の財務諸表では分類債権の部分直接償却は認められていない。
 - 国際協力銀行及び日本政策投資銀行は、平成12年度決算より作成している行政コスト計算財務書類において、民間金融機関に準じて分類の債権を部分直接償却して当該額を金融再生法開示債権から除外しているが、先の損失発生率及び累積不良債権処分損率を算出するに当たり特殊法人等会計処理基準等に基づく財務諸表の数値を用いたため、同じベースで非正常債権の割合と比較する趣旨から、当該額を破産更生等債権に加えた。
 - 国民生活金融公庫では、債権の特性を勘案して、「3ヶ月未満延滞債権及び条件緩和債権」を要管理債権に、「3ヶ月以上延滞債権」を危険債権に区分している。
 - 主要行および地域行に関しては、金融再生法開示債権及び不良債権処分損ともに金融庁の資料を参照した。
 - 信金・信組に関しては、金融再生法開示債権については金融庁の資料を、また、不良債権処分損については社団法人全国信用金庫協会「全国信用金庫財務諸表分析」及び社団法人全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」を参照した。このため、累積不良債権処分損率を計算するに当たり、各数値の基となる対象銀行数が若干異なる。

なお、政府金融機関等の損失発生率が比較的低い要因について、数値的把握が可能な平成13年度末現在の貸出金担保別内訳についてみると、無担保・無保証の割合は、民間金融機関では、主要行が38.6パーセント、地域行が26.8パーセント、信金・信組が12.1パーセントとなっている一方、当該データは未整理であるとしているため比較ができない国際協力銀行、日本政策投資銀行及び中小企業金融公庫並びにその貸出しの大部分が地方公共団体に対するものである公営企業金融公庫を除く6機関では、農林漁業金融公庫(18.8パーセント)については民間金融機関と同程度、その他の5機関については民間金融機関の水準を下回っている。

[図 - 3 - 3 参照]

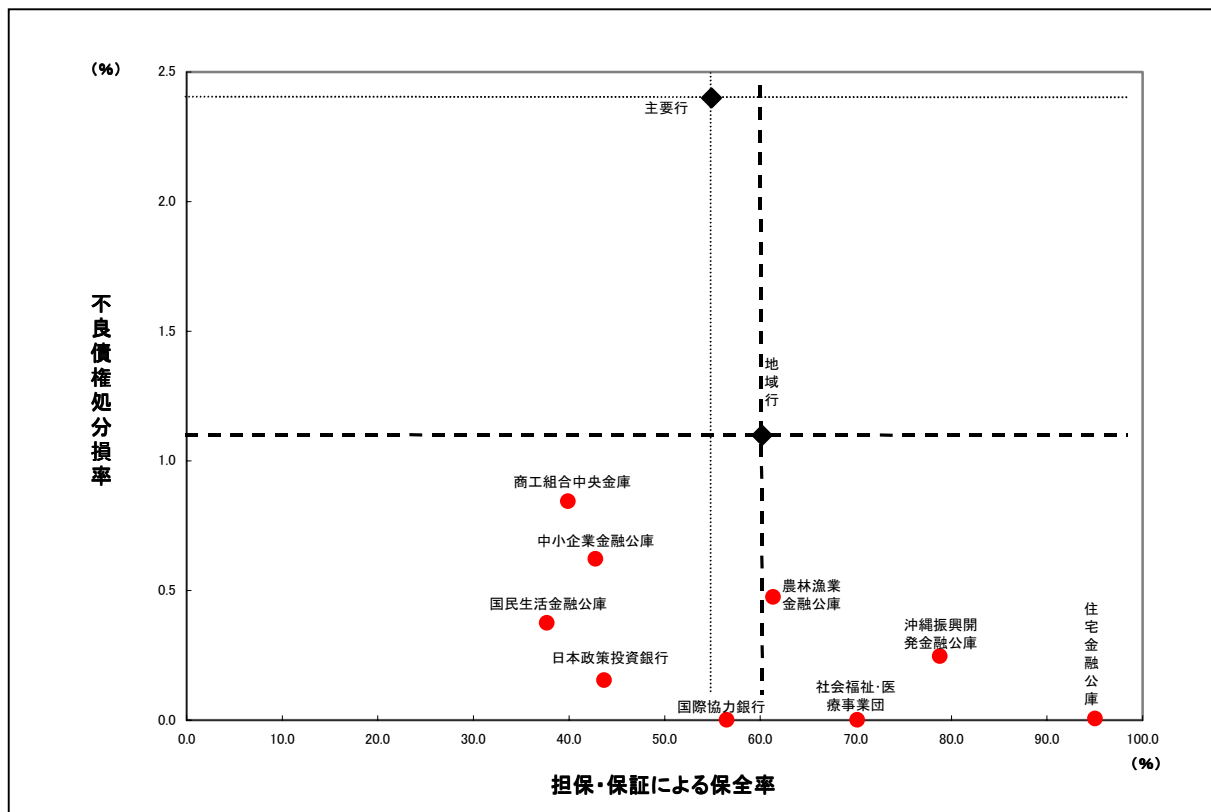
図 - 3 - 3 貸出金担保別内訳の状況



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。数値は特殊法人等会計処理基準等に基づく財務諸表における貸出残高の担保別内訳。なお、国民生活金融公庫及び農林漁業金融公庫については、同資料の把握はしていないとの回答であったので、新規貸出の担保別内訳を用いた。
- 2 公営企業金融公庫については、その貸出しの大部分が地方公共団体に対するものであるために「その他」に分類した。
- 3 主要行及び地域行については、図 - 2 - 1 と同じ対象銀行のディスクロージャー誌を基に作成した。
- 4 信金・信組については、社団法人全国信用金庫協会「全国信用金庫財務諸表分析」及び社団法人全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」を参照した。

さらに、上記データの補足として、平成 13 年度末現在における危険債権以下の債権に係る担保・保証による保全率と、同年度における金融再生法開示債権に対する不良債権処分損の割合である不良債権処分損率の関係について、政府金融機関等と主要行及び地域行（信金・信組についてはデータの把握が不能）との比較を行った。その結果、上記データは未整理であるとした機関のうち、国際協力銀行については、危険債権以下の債権に係る担保・保証による保全率は主要行及び地域行と同程度の水準でかつ不良債権処分損率が低く、また、日本政策投資銀行及び中小企業金融公庫については、危険債権以下の債権に係る担保・保証による保全率は低いものの、不良債権処分損率も主要行及び地域行に比べ低いことから、貸出し当初段階における担保・保証の取得割合が主要行及び地域行よりも低いとは判断できない。 [図 - 3 - 4 参照]

図 - 3 - 4 危険債権以下の債権の担保・保証による保全状況



(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。なお、不良債権処分損率の計算式は次のとおりである。

$$\text{不良債権処分損率} = \text{不良債権処分損} / \text{金融再生法開示債権}$$

- 2 民間金融機関では、金融再生法開示債権の自己査定において、分類の債権を部分直接償却して当該額を金融再生法開示債権から除外しているが、特殊法人等会計処理基準等に基づき作成されている政府金融機関等の財務諸表では 分類債権の部分直接償却は認められていない。
- 3 国際協力銀行及び日本政策投資銀行は、平成 12 年度決算より作成している行政コスト計算財務書類において、民間金融機関に準じて 分類の債権を部分直接償却して当該額を金融再生法開示債権から除外しているが、不良債権処分損率を算出するに当たり特殊法人等会計処理基準等に基づく財務諸表の数値を用いたため、同じベースで担保・保証による保全率と比較する趣旨から、当該額を破産更生等債権に加えた。
- 4 公営企業金融公庫については、危険債権以下の債権及び同債権に係る担保・保証がないことから担保・保証による保全率が算出できないためにグラフからは除外した。
- 5 国民生活金融公庫では、その債権の特性を勘案して、「3ヶ月未満延滞債権及び条件緩和債権」を要管理債権に、「3ヶ月以上延滞債権」を危険債権に区分している。
- 6 主要行及び地域行に関しては、金融再生法開示債権とその自己査定の状況及び不良債権処分損について金融庁の資料を参照した。

(3) 民間金融機関における貸出しの対象範囲の状況

内閣府が民間金融機関を対象に平成14年5月に実施したアンケート調査結果によると、貸出しに関する情報が乏しい場合や貸出し先の貸倒れの危険性が大きい場合等に対応するために、調査対象となった民間金融機関の約8割が行内格付けを導入しており、そのうち約3割が行内格付けの対象を限定していないとしている。

また、行内格付け対象範囲の今後の取扱いとして、約5割の民間金融機関が拡大するとするとともに、対象外部分への今後の対応として、約5割が信用リスク測定のためのスコアリングの精緻化又は信用リスクを計量的に予測するためのクレジット判定のデータベース活用を挙げている。 [表 - 3 - 1 参照]

表 - 3 - 1 民間金融機関における行内格付け等の状況

| 区分 | 行内格付け等の実施状況 | | | | 行内格付け対象範囲の今後の取扱い | | | | 行内格付け対象外部分への今後の対応 (複数回答) | | | |
|-------|-------------|---------|------------------|-----|------------------|----|----|------|-----------------------------|------------------|------------|-----|
| | 計(行) | 行内格付けあり | 行内格付け以外の与信プロセスあり | その他 | 計(行) | 拡大 | 縮小 | 現状維持 | 計(行) | クレジット判定のデータベース活用 | スコアリングの精緻化 | その他 |
| 全銀協 | 13 | 13 | 0 | 0 | 13 | 2 | 0 | 11 | 10 | 2 | 3 | 11 |
| 地銀協 | 52 | 50 | 2 | 0 | 50 | 24 | 0 | 26 | 46 | 14 | 17 | 43 |
| 第二地銀協 | 47 | 44 | 3 | 0 | 44 | 19 | 1 | 24 | 42 | 9 | 11 | 47 |
| 信金協会 | 46 | 28 | 17 | 1 | 39 | 24 | 1 | 14 | 37 | 7 | 8 | 54 |
| 信組協会 | 28 | 10 | 18 | 0 | 19 | 12 | 0 | 7 | 21 | 6 | 2 | 28 |
| 合計 | 186 | 145 | 40 | 1 | 165 | 81 | 2 | 82 | 156 | 38 | 41 | 183 |

| 区分 | 行内格付け対象範囲 | | | |
|----|-----------|------|------|-----|
| | 計(行) | 限定あり | 限定なし | その他 |
| 全体 | 170 | 107 | 53 | 10 |

(注) 内閣府が平成14年8月に経済財政諮問会議に提出した「政策金融改革について」の民間金融機関アンケート結果を基に当省が作成した。

こうしたことを背景に、中小企業等に対する新たな資金供給手法の開発が進みつつあり、例えば金融庁の調査によると、比較的信用リスクが高い企業に対してもリスクに見合った金利を設定することで貸出しを迅速に実現するミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローン商品の取扱い件数及び取扱い銀行数が増加している。 [表 - 3 - 2 参照]

また、第2 - 2 - (3)でも述べたとおり、資金回収の不確実性が大きい長期・大規模事業等への対応に関して、政府金融機関等との役割分担の下、プロジェクト・ファイナンスや、シンジケート・ローン等の手法が浸透しつつある。 [前掲表 - 2 - 1 参照]

表 - 3 - 2 地域行におけるミドルリスク・ミドルリターンのビジネスローン商品の状況

| 区分 | H12年度末 | H13年度末 | H14年8月末 |
|--------|--------|--------|---------|
| 取扱い商品数 | 26 | 67 | 89 |
| 取扱い銀行数 | 18 | 43 | 55 |

(注) 金融庁が平成14年10月に取りまとめた「地域銀行における中小企業取引に関する取組状況」を基に当省が作成した。

このように、民間金融機関においては中小企業向け等の貸出残高は減少傾向にあるものの、金融技術の高度化を背景に、情報が乏しい場合や貸倒れの危険性又は資金回収の不確実性が大きい場合に対応するための資金供給手法が浸透しつつあり、貸出しの対象範囲を拡大しようとする取組もみられる。

(4) 関連アンケート調査結果

ア 不確実性が大きい分野への資金供給に関する認識

「政府金融機関等は、公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給する役割を果たしている」との意見に対する認識を尋ねたところ、都市銀行等においては肯定的認識が 57.1 パーセント、否定的認識が 0 パーセント、また、地方銀行等においては肯定的認識が 72.6 パーセント、否定的認識が 10.4 パーセントなど、民間金融機関のすべての業態で肯定的認識が多数となっている。同様に、資金の借り手側についても、事業者（大・中堅企業）において肯定的認識が 45.1 パーセント、否定的認識が 15.6 パーセントなど、肯定的認識が多数となっている。

イ 信用リスクが大きい分野への資金供給に関する認識

「政府金融機関等は、経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完する役割を果たしている」との意見に対する認識を尋ねたところ、民間金融機関のうち、都市銀行等においては肯定的認識が 28.6 パーセント、否定的認識が 42.9 パーセント、また、地方銀行等においては肯定的認識が 29.2 パーセント、否定的認識が 48.1 パーセントと、比較的規模の大きい民間金融機関においては否定的認識が多数となっている。

一方、資金の借り手側については、事業者（中小企業）において肯定的認識が 38.9 パーセント、否定的認識が 23.1 パーセントなど、肯定的認識が多数となっている。また、その他民間金融機関についても、信金・信組等において、肯定的認識が 39.5 パーセント、否定的認識が 35.4 パーセントとなっているなど、肯定的認識が多数となっている。

[資料 46 参照]

(5) 関連有識者インタビュー調査結果

公共事業など社会的便益は大きい収益性が低い分野及び長期・大規模事業など資金回収の不確実性が大きいと考えられる分野に対する政府金融機関等の資金供給については肯定的な意見もみられるが、貸出先に関する情報が乏しい場合や貸倒れの危険性が大きい場合における信用リスク面での民間金融の補完機能については、少なくとも直接貸出による必要はないとの意見も含め、否定的な意見が多数みられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

民間が取れないリスクを政府が取るのであれば、直接貸出によるのではなく、保証により補完すべきである。

民間金融よりもリスク評価能力や情報生産能力において優位にあるとは思えない。

都市再開発等の大規模プロジェクトにおいて、中立的な立場での調整を行うアレンジャー業務が重要である。

一方で、信用リスク面での民間金融の補完については、中小企業、ベンチャー企業向けの貸出しの現場では、資金がうまく流れていない現状があることから、中小企業、ベンチャー分野における政府金融機関等の貸出しについては一定の評価が可能との意見等もみられる。

[資料 47 参照]

以上、(1) から (5) までのように、民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給による補完機能に関しては、不確実性が大きい分野については一定程度の補完状況が認められるものの、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても貸出しの対象範囲を拡大しようとする取組等もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

4 公的資金供給に関する民間金融機関の認識等

(要旨)

政府金融機関等による公的資金の供給が果たすべき民間金融の補完機能の発現状況を把握するに当たって、前述第2 - 2及び3では、長期資金の供給や民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給という役割に着目して検証を行ってきたが、民間金融機関が公的資金の供給による民間金融の補完状況に関して、そもそもどのような認識を持っているか把握することも、当該補完機能の発現状況を検証する上では重要な要素である。

本項目では、当省が実施したアンケート調査等により、政府金融機関等が貸出しを行っている各分野における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識等について把握した。

(各分野における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識)

各分野における、政府金融機関等の活動と民間金融機関の業務との「補完の関係に関する民間金融機関の業態別の認識は、おおむね次のとおりとなっている。

なお、補完の関係にあるとの状態は、政府金融機関等に求められるあるべき状態であることから、そのような状態とは言えない部分に着目し、補完の関係を超えているとする認識が顕著に表れている業態を中心に取り上げた。

中小企業分野

信金・信組等などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、補完の関係を超えているとするものが多数となっている。

なお、信金・信組等においても、補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、約3割が補完の関係を超えているとしている。

大・中堅企業分野

外国銀行において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等などの業態においては、補完の関係を超えているとするものが多数となっている。

企業の海外展開支援分野、社会資本整備・地域開発分野及び地方公共団体分野
地方銀行等、生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を超えているとするものが多数となっている。

福祉・医療分野

生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、地方銀行等においては、補完の関係を超えているとするものが約4割あり、補完の関係にあるとするものときっ抗している。

農林漁業分野

各業態において、補完の関係にあるとするものが多数となっている。

個人(住宅)分野

農協等(農林中央金庫及び農業協同組合をいう。以下同じ)において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等、信金・信組等などの業態においては、補完の関係を超えているとするものが多数となっている。

個人（教育・その他）分野

農協等などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。また、信金・信組等においても、補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、約4割が補完の関係を越えているとしている。

次に、民間金融機関の支店における政府金融機関等との具体の競合経験については、中小企業分野及び個人（住宅）分野において、個別の貸出案件に関して政府金融機関等の活動と「競合した経験」があるとする支店が、多くの業態で半数以上となっている。また、大・中堅企業分野、福祉・医療分野、農林漁業分野及び個人（教育・その他）分野においては、業態によっては、競合した経験があるとする支店が2割ないし4割となっている。

（政府金融機関等の在り方や今後の役割に関する認識）

政府金融機関等の中長期的な在り方については、民間金融機関のすべての業態において、「対象や規模などを縮小すべき」又は「原則として廃止又は民営化すべき」と認識しているものが多数となっている。

また、民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であることから、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割については、複数の業態において、「災害など緊急時の資金供給」、「社会資本関連事業など採算性は低いが公共性の高い事業への資金供給」、「先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給」、「環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給」が上位となっている。

なお、以上に関連して、公的資金の供給に対する借り手側の認識については、内閣府が政府金融機関等のユーザー団体（借り手）等に対して行ったヒアリング結果等によると、これら機関のセーフティネット機能、政策誘導機能、長期・固定金利資金の供給機能等に注目して、その果たしている民間金融の補完機能について総じて肯定的認識がみられる。

以上のように、公的資金の供給による民間金融の補完機能に対する認識については、借り手側や民間金融機関の業態によっては肯定的認識がみられるものの、農林漁業分野を除いた各分野にわたって、民間金融機関のうち都市銀行等などの業態で、補完の関係を越えているとする認識が強くなっているほか、中小企業分野、大・中堅企業分野及び住宅・教育等個人分野では、民間金融機関の複数の業態で、補完の関係を越えているとする認識が強い状況となっている。

また、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割については、災害など緊急時の資金供給、公共性（外部性）が高い事業に対する資金供給、長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給が上位となっている。

(1) 調査分析の視点等

政府金融機関等による公的資金の供給が果たすべき民間金融の補完機能の発現状況を把握するに当たって、前述第2 - 2及び3では、長期資金の供給や民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給という役割に着目して検証を行ってきたが、民間金融機関が公的資金の供給による民間金融の補完状況に関して、そもそもどのような認識を持っているかを把握することも、当該補完機能の発現状況を検証する上で重要な要素である。

本項目では、当省が実施したアンケート調査等により、政府金融機関等が貸出しを行っている各分野における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識等について把握した。

(2) 各分野における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識

ア 政府金融機関等の活動と民間金融機関の業務との「補完の関係」に関する認識

各分野における、政府金融機関等の活動と民間金融機関の業務との「補完の関係」に関する民間金融機関の業態別の認識については、次のとおり、業態によっては肯定的認識がみられるものの、農林漁業分野を除いた各分野にわたって、都市銀行等などの業態において補完の関係を超えているとする認識が強いほか、中小企業分野、大・中堅企業分野及び住宅・教育等個人分野では、複数の業態において補完の関係を超えているとする認識が強い状況となっている。

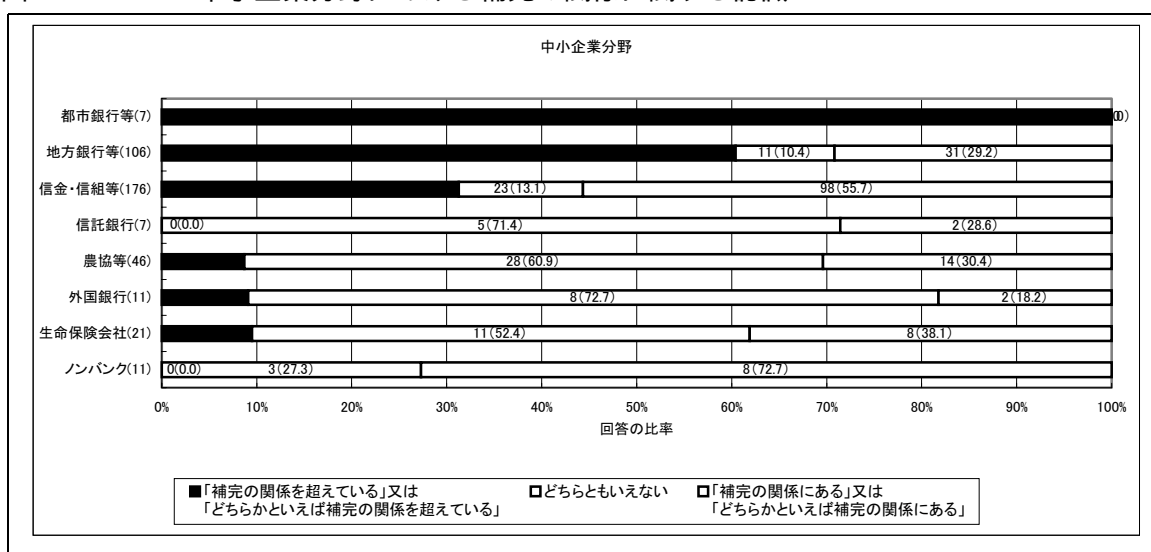
なお、補完の関係にあるとの状態は、政府金融機関等に求められるあるべき状態であることから、各分野ごとの記述については、そのような状態とは言えない部分に着目し、補完の関係を超えているとする認識が顕著に表れている業態を中心に取り上げた。

(中小企業分野)

信金・信組等などの業態において「補完の関係にある」又は「どちらかといえば補完の関係にある」(以下併せて「補完の関係にある」という。)とするものが多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、「補完の関係を超えている」又は「どちらかといえば補完の関係を超えている」(以下併せて「補完の関係を超えている」という。)とするものが多数となっている。

なお、信金・信組等においても、補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、約3割が補完の関係を超えているとしている。 [図 - 4 - 1 参照]

図 - 4 - 1 中小企業分野における補完の関係に関する認識



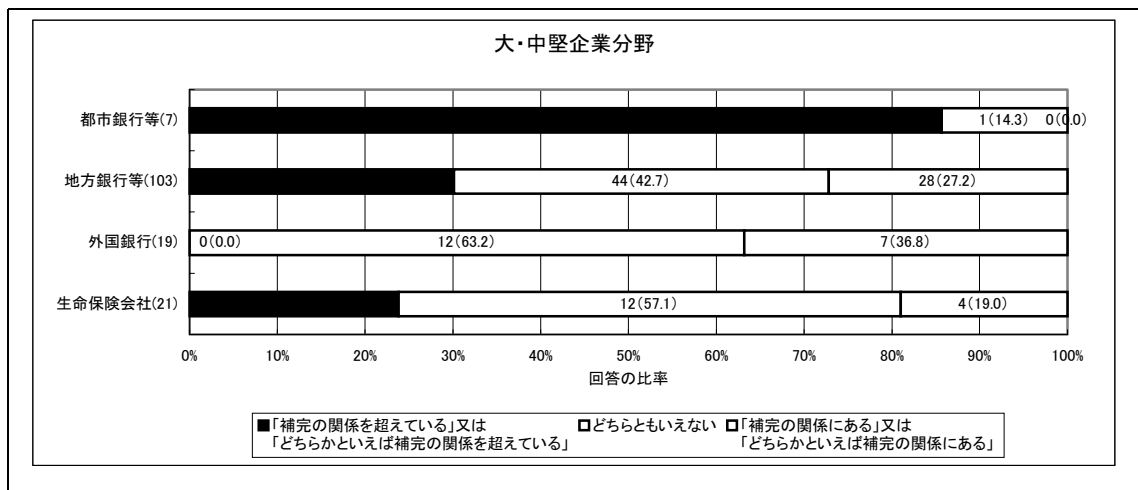
(注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(大・中堅企業分野)

外国銀行において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等などの業態においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。

[図 - 4 - 2 参照]

図 - 4 - 2 大・中堅企業分野における補完の関係に関する認識



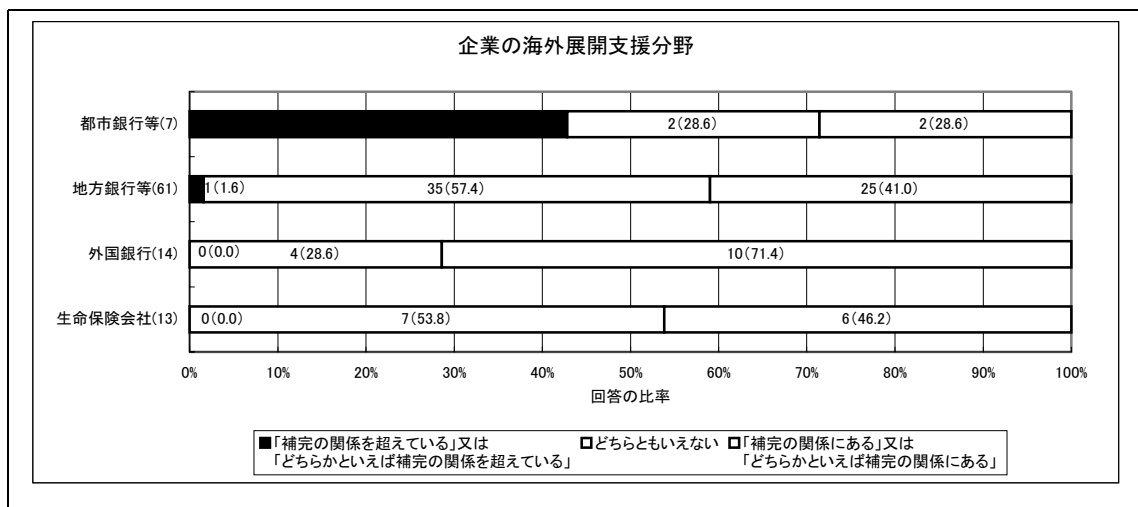
- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(企業の海外展開支援分野)

外国銀行などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。

[図 - 4 - 3 参照]

図 - 4 - 3 企業の海外展開支援分野における補完の関係に関する認識



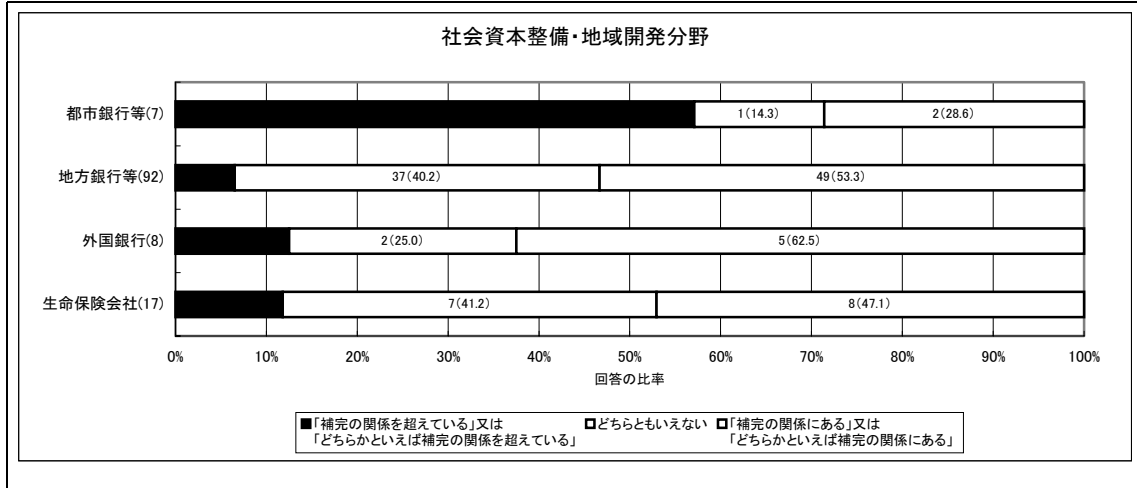
- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(社会資本整備・地域開発分野)

外国銀行などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。

[図 - 4 - 4 参照]

図 - 4 - 4 社会資本整備・地域開発分野における補完の関係に関する認識



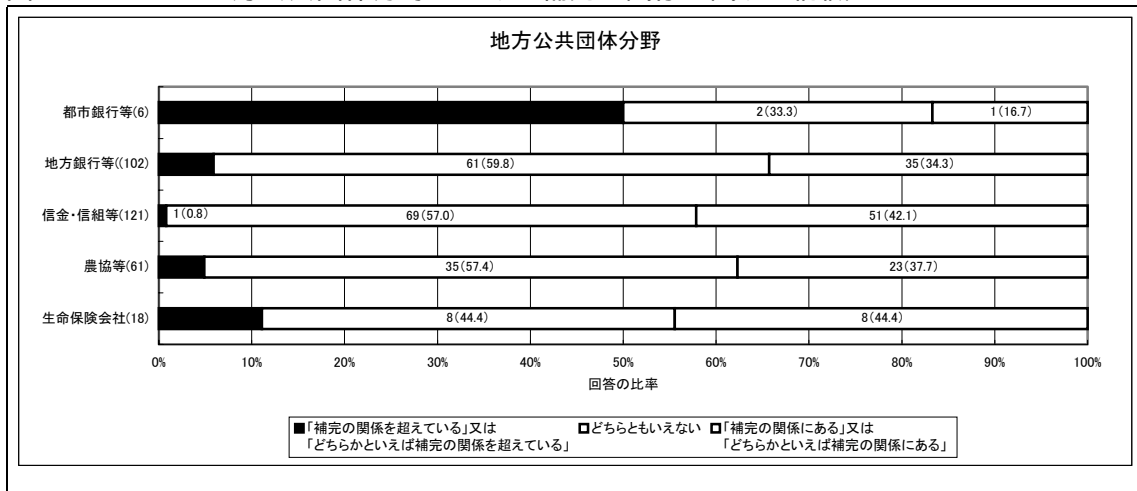
- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(地方公共団体分野)

生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。

[図 - 4 - 5 参照]

図 - 4 - 5 地方公共団体分野における補完の関係に関する認識

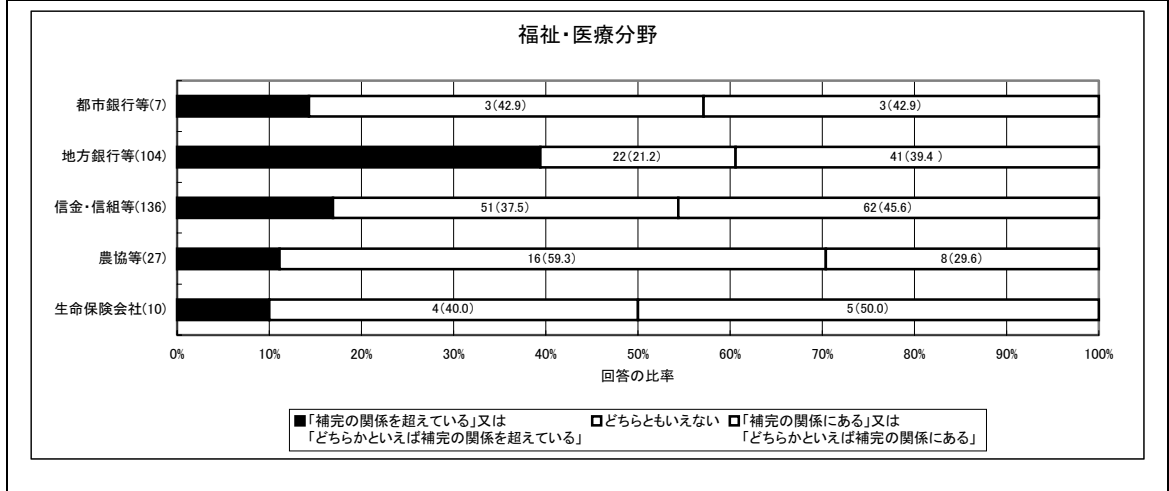


- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(福祉・医療分野)

生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、地方銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが約4割あり、補完の関係にあるとするものときっ抗している。 [図 - 4 - 6 参照]

図 - 4 - 6 福祉・医療分野における補完の関係に関する認識

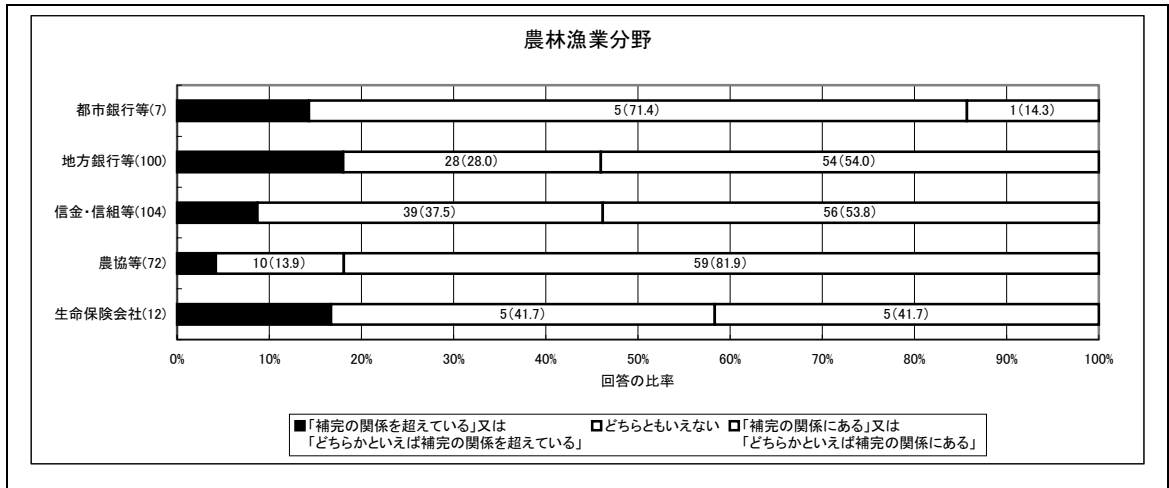


- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(農林漁業分野)

都市銀行等を除く各業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとするものと補完の関係にあるとするものがきっ抗している。 [図 - 4 - 7 参照]

図 - 4 - 7 農林漁業分野における補完の関係に関する認識

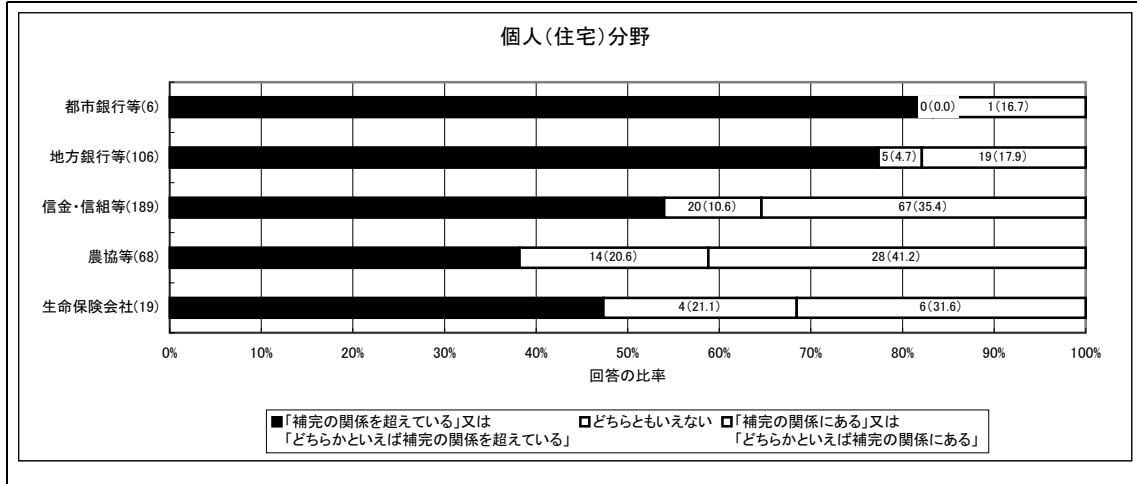


- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(個人(住宅)分野)

農協等において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等、信金・信組等など4業態においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。 [図 - 4 - 8 参照]

図 - 4 - 8 個人(住宅)分野における補完の関係に関する認識

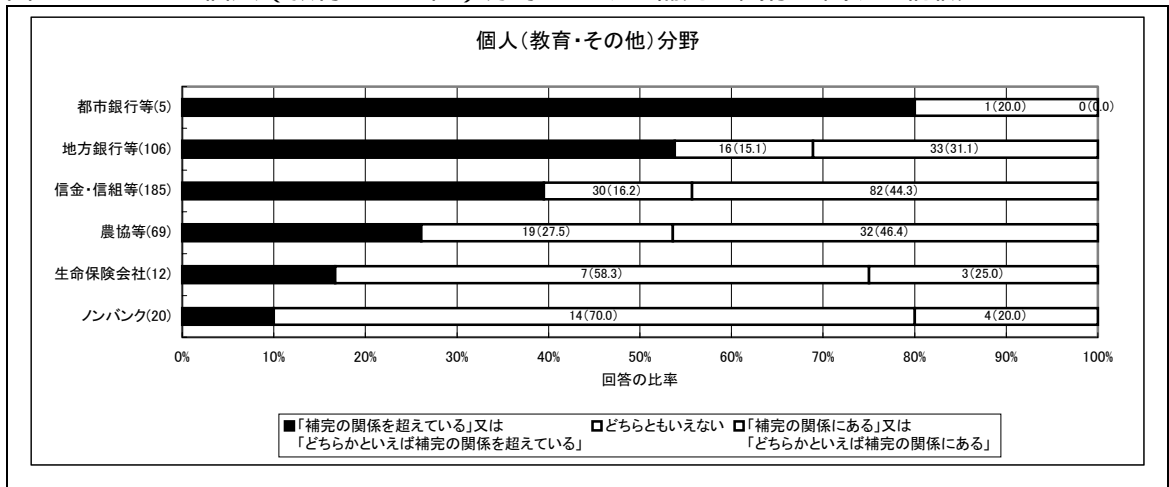


- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

(個人(教育・その他)分野)

農協等などの業態において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、補完の関係を越えているとするものが多数となっている。また、信金・信組等においても、補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、約4割が補完の関係を越えているとしている。 [図 - 4 - 9 参照]

図 - 4 - 9 個人(教育・その他)分野における補完の関係に関する認識



- (注) 1 当省が実施したアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 「当該分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
 3 業態名の()内の数字は、各業態における「当該分野において貸出しを行っていない」と回答したものを除いた金融機関数であり、棒グラフ上の数字はその内訳で、()内はその割合(パーセント)である。

また、政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって補完の関係を超えていると認識している理由としては、いずれの分野においても、「市場原理に基づかない低利での貸出しを行っているから」又は「市場原理に基づかない長期固定での貸出しを行っているから」が民間金融機関において上位となっている。

イ 民間金融機関の支店における「競合した経験」

民間金融機関の支店における政府金融機関等との具体の競合経験については、中小企業分野及び個人（住宅）分野において、個別の貸出し案件に関して政府金融機関等の活動と「競合した経験」があるとした支店が、多くの業態で半数以上となっている。また、大・中堅企業分野、福祉・医療分野、農林漁業分野及び個人（教育・その他）分野においては、業態によっては、競合した経験があるとする支店が2割ないし4割となっている。

[資料 46 参照]

(3) 政府金融機関等の在り方や今後の役割に関する認識

政府金融機関等の中長期的な在り方については、「対象や規模などを縮小すべき」との認識と「原則として廃止又は民営化すべき」との認識を合わせると、都市銀行等においては85.7パーセント、地方銀行等においては86.8パーセントであるなど民間金融機関のすべての業態において多数となっている。

また、民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であることから、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割については、複数の業態において、「災害など緊急時の資金供給」、「社会資本関連事業など採算性は低いが高公共性の高い事業への資金供給」、「先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給」、「環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給」が上位となっている。

[資料 46 参照]

(4) 政府金融機関等に対する借り手側の認識

公的資金の供給に対する借り手側の認識については、内閣府が政府金融機関等のユーザー団体（借り手）等に対して行ったヒアリング結果等によると、「政策金融機関は、創業、経営革新等の前向きな取組を支援するという政策誘導機能や、景気変動や大規模災害等に係るセーフティネット機能を有しており、仮に民間金融機関の機能が回復したとしても、その存在は必要不可欠である。」（全国中小企業団体中央会）など、これら機関のセーフティネット機能、政策誘導機能、長期・固定金利資金の供給機能等に注目して、その果たしている民間金融の補完機能について総じて肯定的認識がみられる。

[資料 27 参照]

以上、(1)から(4)までのように、公的資金の供給による民間金融の補完機能に対する認識については、借り手側や民間金融機関の業態によっては肯定的認識がみられるものの、農林漁業分野を除いた各分野にわたって、民間金融機関のうち都市銀行等などの業態で、補完の関係を超えているとする認識が強くなっているほか、中小企業分野、大・中堅企業分野及び住宅・教育等個人分野では、民間金融機関の複数の業態で、補完の関係を超えているとする認識が強い状況となっている。

また、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割については、災害など緊急時の資金供給、公共性（外部性）が高い事業に対する資金供給、長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給が上位となっている。

5 公的資金供給の金融資本市場に対する影響

(要旨)

(1) 市場における金利形成に対する影響

政府金融機関等による公的資金の供給は、様々な政策的要請から低利での直接貸出によって行われる場合が多い。こうした低利での直接貸出が市場に与える影響については、政府の各種審議会等において、市場における自由な金利形成を阻害し、民間金融機関がリスクに見合った適正な金利を設定できない要因となっている旨の指摘がなされているところである。

本項目では、こうした議論を踏まえつつ、政府金融機関等による低利での直接貸出が市場における金利形成に与える影響について検証した。この検証に当たっては、当該影響の度合いを定量的に測定・把握することは困難なことから、まず、民間金融機関がリスクに見合った金利を設定しているかについて把握するため、民間金融機関の預貸利ざや等の動向について分析した。次に、政府金融機関等が民間金融機関に比べてどの程度低利での直接貸出を行っているかについて把握するため、政府金融機関等と民間金融機関の金利設定を比較分析した。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による公的資金の供給が市場における金利形成に与える影響について把握した。

まず、民間金融機関における預貸利ざやと不良債権処分損率の動向について米国における状況と比較したところ、我が国の民間金融機関における預貸利ざやは不良債権処分損率を考慮すると米国の銀行に比べて相対的に低い状態となっており、特に最近においては、預貸利ざやで不良債権処分損率をカバーできていない年度もあるなど、我が国の民間金融機関においてはリスクに見合った適正な金利が確保されていない状況となっている。

こうした状況を踏まえつつ、政府金融機関等と民間金融機関の平成 13 年度における新規貸出の平均期間と平均金利との関係を比較したところ、政府金融機関等は民間金融機関に比べて相対的に低い金利を設定しており、そのかい離は貸出期間が長くなるほど大きくなる傾向がある。第 2 - - 1 で述べたとおり、政府金融機関等の貸出残高は国内総貸出残高の 20.6 パーセントを占めており、民間金融機関よりも低利でこのような相当規模の直接貸出を行うことが民間金融機関の金利設定に与える影響について留意する必要がある。

次に、当省が実施したアンケート調査結果によると、事業者や個人が政府金融機関等から借入れを行った主な理由として、民間金融機関よりも低利であることを挙げる回答が最上位となっている。また、政府金融機関等は民間金融機関では設定困難な低い金利で貸出しを行っているとする認識が、民間金融機関のすべての業態で多数となっている。この点について、内閣府が平成 14 年 5 月に民間金融機関に対して行ったアンケート調査結果においては、政府金融機関等による低利資

金の供給は市場の金利形成メカニズムをゆがめ、民間金融機関が利ざやを確保できない要因の一つであるとする意見が多数となっている。

また、有識者に対するインタビュー調査結果においては、民間金融機関における過当競争やリスク評価に対する取組の遅れなどの問題も大きい点を指摘しつつも、政府金融機関等による低利での貸出しが市場における自由な金利形成を阻害し、民間金融機関がリスクに見合った適正な金利を設定できない一つの要因となっている可能性もあるとする意見が多数みられる。

以上のように、民間金融機関の金利設定については、民間金融機関における過当競争やリスク評価に対する取組の遅れなどの問題も大きい一方、個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要はあるものの、政府金融機関等が低利で相当規模に直接貸出を行うことが、場合によっては民間金融機関がリスクに見合った金利を設定できず、結果として市場における自由な金利形成を阻害する要因の一つとなっている可能性もある。

(2) 社債等資本市場に対する影響

政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響については、政府の各種審議会等において、企業が資本市場から資金調達する意欲を喪失させ、資本市場の発達を阻害する要因となっている旨の指摘がなされているところである。

本項目では、こうした議論を踏まえつつ、政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響について、社債市場を中心として検証した。この検証に当たっては、当該影響の度合いを定量的に測定・把握することは困難なことから、まず、我が国の社債市場の状況について概観した上で、政府金融機関等による長期資金の供給が、企業における資金調達行動にどのような影響を及ぼしているかについて把握するため、政府金融機関等による直接貸出に係る金利設定と社債流通利回りを比較分析した。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響について把握した。

まず、我が国の社債市場の状況については、社債市場に係る様々な規制の緩和が進んだことなどにより、経年的に社債発行額が増加しているものの、企業の負債（借入金及び社債）に占める社債の割合は平成 13 年度末現在で 11.4 パーセントと、米国の 63.3 パーセントに比べるとなお低い状態であるなど、我が国の社債市場が依然として未成熟な状況にあることがうかがえる。

こうした状況を踏まえつつ、平成 13 年度における政府金融機関等による直接貸出に係る金利設定と社債流通利回りを比較したところ、大・中堅企業も貸出しの

対象となっている政府金融機関等の新規貸出の平均期間・金利は、高い格付けの社債流通利回りと同程度となっている。大・中堅企業向け国内貸出残高のうち政府金融機関等の割合は約2割を占めているが、これは国内社債残高の約4割に相当する規模となっており、政府金融機関等が低利でこのような相当規模の長期資金を供給することが社債市場に与える影響について留意する必要がある。

次に、当省が実施したアンケート調査結果によると、政府金融機関等による長期資金の供給は社債市場からの資金調達で代替可能であるとの意見に対して、資金の借り手である事業者及び信金・信組等などの民間金融機関においては否定的認識が多数となっているものの、都市銀行等、外国銀行及び生命保険会社の比較的資本市場との関わりが深い民間金融機関においては肯定的認識が多数となっている。この点について、内閣府が平成14年5月に民間金融機関に対して行ったアンケート調査結果においては、政府金融機関等による長期資金の供給が、資本市場の発達が遅れてきた要因の一つであるとする意見が多数となっている。

また、有識者に対するインタビュー調査結果においては、我が国の資本市場が未成熟である要因として、過去における起債制限の存在や投資家に対するリスク情報の開示不足等の問題が重要であることを指摘しつつも、政府金融機関等による長期資金の供給も一つの要因となっている可能性があるとする意見が多数みられる。

なお、今後に向けた意見として、既存貸付資産の証券化を含め、証券化商品市場など直接金融市場育成のために、政府金融機関等が一定の役割を果たせるのではないかとの意見も多数みられる。

以上のように、我が国の社債市場が未成熟である要因としては、過去の各種規制や投資家に対するリスク情報の開示不足等の問題が重要と考えられる一方、前述した金利形成に対する影響と同様に個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要はあるものの、政府金融機関等が低利で長期資金の供給を相当規模に行うことが、場合によっては企業における資本市場からの長期資金調達に対する意欲を喪失させ、結果として資本市場の発達を阻害する要因の一つとなっている可能性もある。

(1) 市場における金利形成に対する影響

ア 調査分析の視点等

政府金融機関等による公的資金の供給は、様々な政策的要請から低利での直接貸出によって行われる場合が多い。こうした低利での直接貸出が市場に与える影響については、政府の各種審議会等において、市場における自由な金利形成を阻害し、民間金融機関がリスクに見合った適正な金利を設定できない要因となっている旨の指摘がなされているところである。例えば、金融庁の「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」が平成14年7月に取りまとめた「金融システムと行政の将来ビジョン」においては、「民間金融とのバランス上、直ちに取り組むべきは金利の見直しである。民間借入れができなかった企業が、民間金融機関を説得して資金調達に成功した企業より有利な条件で政策金融機関から調達できるという経済合理性に反する事態は、正常なリスク・リターン関係をゆがめている」としている。

なお、全国銀行協会が平成13年11月に取りまとめた「政府系金融機関の抜本的改革に向けた提言」においても、「競合する分野において政府系金融機関が「低利」の貸出等を行っているため、マーケットシェアに拘わらずプライスリーダーとしての効果を持つに至っており、その結果、民間金融機関が信用リスク等に応じた適正なスプレッドを確保できず、収益力向上の阻害要因となっている可能性が高い」と指摘しているところである。

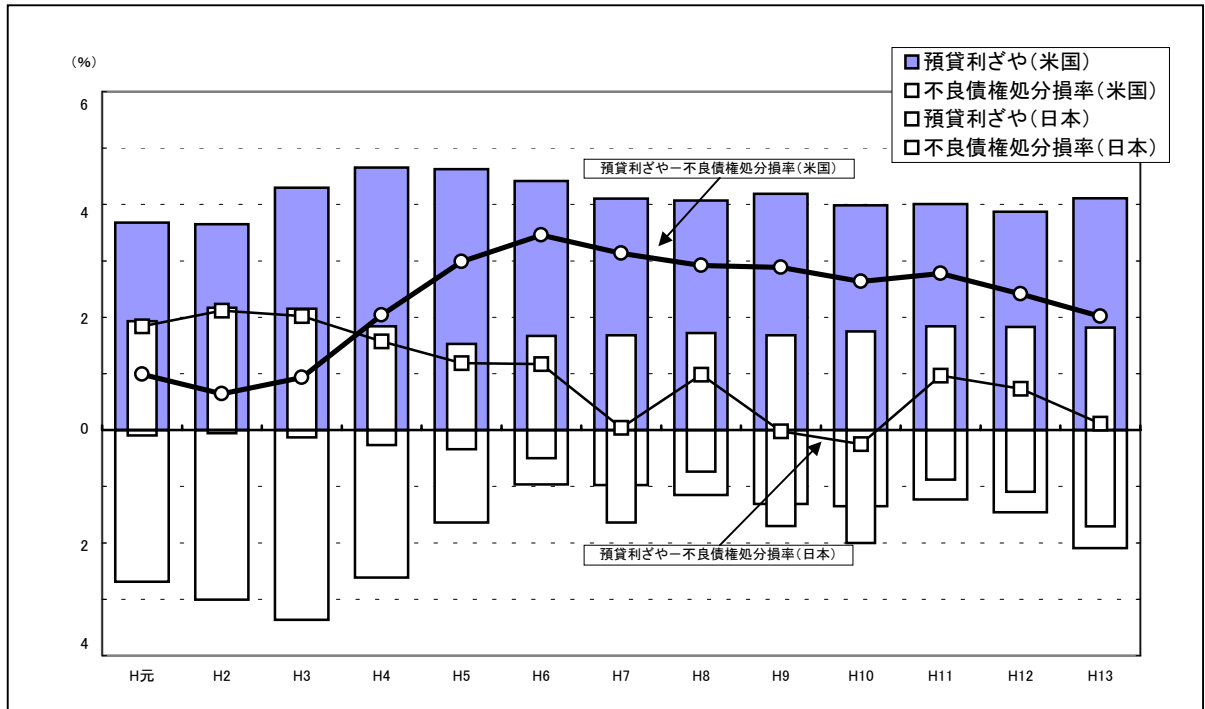
こうした議論を踏まえつつ、本項目では政府金融機関等による低利での直接貸出が市場における金利形成に与える影響について検証した。この検証に当たっては、当該影響の度合いを定量的に測定・把握することは困難なことから、まず、民間金融機関がリスクに見合った金利を設定しているかについて把握するため、民間金融機関の預貸利ざや等の動向について分析した。次に、政府金融機関等が民間金融機関に比べてどの程度低利での直接貸出を行っているかについて把握するため、政府金融機関等と民間金融機関の金利設定を比較分析した。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による公的資金の供給が市場における金利形成に与える影響について把握した。

イ 民間金融機関の金利設定の状況

民間金融機関（全国銀行）における預貸利ざやと不良債権処分損率の動向について分析したところ、米国が経年的に不良債権処分損率に見合った預貸利ざやを設定しているのに対し、我が国の預貸利ざやは米国の半分程度と低い状態であり、米国並みの不良債権処分損率を計上した近年では不良債権処分損率が預貸利ざやを上回る年度もあるなど、我が国の民間金融機関においてはリスクに見合った適正な金利が確保されていない状況となっている。

[図 - 5 - 1 参照]

図 - 5 - 1 日米における預貸利ざやと不良債権処分損率の推移



- (注) 1 日本銀行「Discussion Paper No.01-J-1」を参考に当省が作成した。
 2 日本については全国銀行の数値であり、全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」を参照した。なお、預貸利ざや等の計算式は次のとおりである。

$$\text{預貸利ざや} = \text{貸出金利回} - \text{預金債券等利回}$$

$$\text{不良債権処分損率} = (\text{貸出金償却額} + \text{貸倒引当金純繰入額}) / \text{期中平均貸出残高}$$

 3 米国については、FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation) の資料を参照した。なお、預貸利ざや等の計算式は次のとおりである。

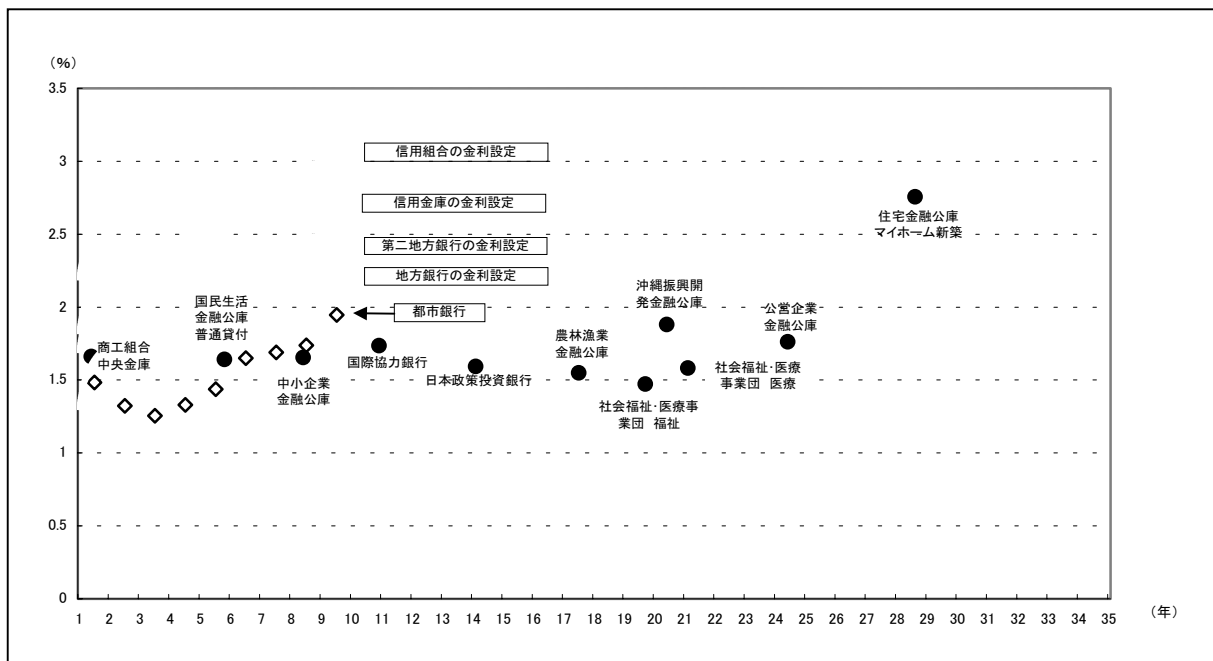
$$\text{預貸利ざや} = \text{貸出金利回} (\text{Interest income on loans and leases} / \text{Net loans and leases}) - \text{預金債券等利回} (\text{Total interest expense} / \text{Total interest bearing liabilities})$$

$$\text{不良債権処分損率} = (\text{貸出金償却額} + \text{貸倒引当金純繰入額}) / \text{年末貸出残高}$$

次に、こうした状況を踏まえつつ、政府金融機関等と民間金融機関における平成 13 年度の新規貸出の平均期間と平均金利の関係を比較したところ、全体として政府金融機関等は都市銀行に比べて相対的に低い金利設定となっており、そのかい離は貸出期間の長い政府金融機関等ほど大きい傾向がある。また、今回の調査では、都市銀行以外の民間金融機関については新規貸出に係るデータを把握することができなかったが、平成 13 年度における貸出金利回りをみると、地方銀行が 2.23 パーセント、第二地方銀行が 2.62 パーセント、信用金庫が 2.75 パーセント、信用組が 3.12 パーセントとなっており、いずれも都市銀行の 1.81 パーセントよりも高い状態となっている。こうした都市銀行との貸出金利回りの差を踏まえると、都市銀行以外の民間金融機関と政府金融機関等との金利設定のかい離は、更に大きいものであると推測される。 [図 - 5 - 2 参照]

第 2 - 1 で述べたとおり、政府金融機関等の貸出残高は国内総貸出残高の 20.6 パーセントを占めており、民間金融機関よりも低利でこのような相当規模の直接貸出を行うことが民間金融機関の金利設定に与える影響について留意する必要がある。

図 - 5 - 2 政府金融機関等及び民間金融機関の金利設定の状況



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 国民生活金融公庫については、新規貸出に係る平均金利が把握されていないため、中小企業金融公庫の新規貸出の平均金利に、国民生活金融公庫の普通貸付の貸出金利回りと中小企業金融公庫の貸出金利回りの差を加えた推計値を用いた。
 3 住宅金融公庫の新規貸出の平均金利(当初10年間)については同公庫全体のものであり、新規貸出の平均期間についてはマイホーム新築のみに係るものである。
 4 都市銀行の新規貸出の平均金利については、当省の調査結果(7行中5行の回答結果)に基づき作成した。各行における固定金利による新規貸出の平均金利を期間区分ごとに把握したものである。なお、期間区分は1年刻みで10年まで設定し、各区分の期中期間と新規貸出の平均金利を相対させた(例えば、9年以上10年未満の期間区分における新規貸出の平均金利が2パーセントであれば、9.5年で2パーセントであるとした。)
 5 都市銀行以外の民間金融機関における新規貸出の平均金利の計算式は次のとおりである。
 都市銀行以外の民間金融機関における新規貸出の平均金利 = 都市銀行の新規貸出の平均金利 + (各民間金融機関の貸出金利回 - 都市銀行の貸出金利回)。なお、全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、社団法人全国信用金庫協会「全国信用金庫財務諸表分析」及び社団法人全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」を参照した。
 6 金利設定の曲線は、各貸出期間別の新規貸出の平均金利の対数近似曲線である。

ウ 関連アンケート調査結果

(ア) 政府金融機関等による低利資金の供給に関する認識

資金の借り手側が政府金融機関等から借入れを行った主な理由として、「金利面(低利)で有利だったから」を挙げる回答が、事業者及び個人とも最上位となっている。

また、「政府金融機関等は、民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている」との意見に対する認識を尋ねたところ、肯定的認識が都市銀行等は100.0パーセント、地方銀行等は89.6パーセントであるなど、民間金融機関のすべての業態で多数となっている。同様に、資金の借り手側についても、事業者(中小企業)において肯定的認識が38.1パーセント、否定的認識が20.2パーセントなど、肯定的認識が多数となっている。さらに、内閣府が平成14年5月に民間金融機関に対して行ったアンケート調査結果においても、政策金融機関が市場実勢とは異なる融資条件(低金利等)を提示することによって、金融市場の価格(金利)形成メカニズムがゆがめられていると思うとの回答が79.7パーセント(177行の回答結果)を占め、また、政策金融機関が市場実勢とは異なる融資条件を提示することが、民間金融機関が利ざやを確保できない要因であると思うとの回答が92.1パーセント(177行の回答結果)を占めている。

(イ) その他低利資金の供給に関する認識

民間金融機関において、政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって補完の関係を越えていると認識している理由として、「市場原理に基づかない低利での貸出しを行っているから」を挙げる回答が、ほとんどの貸出分野において上位となっている。

また、民間金融機関の支店において、政府金融機関等の活動と競合した経験がある場合にその具体的内容について、「政府金融機関等による貸出条件を考慮して、金利等の設定を変更せざるを得なかった」を挙げる回答が、個人分野を除いたほとんどの分野において上位となっている。

さらに、民間金融機関との関係における政府金融機関等の在り方として、「リスクに見合った金利設定など市場実勢を踏まえた貸出条件の見直し」が重要であるとする回答が、民間金融機関のすべての業態において上位となっている。

[資料46参照]

エ 関連有識者インタビュー調査結果

民間金融機関における過当競争やリスク評価に対する取組の遅れなどの問題も大きい点を指摘しつつも、政府金融機関等による低利での貸出しが市場における自由な金利形成を阻害し、民間金融機関がリスクに見合った適正な金利を設定できない一つの要因となっている可能性もあるとする意見が多数みられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

民間金融機関は、適正な利ざやを確保するためには、現在の金利よりプラス1パーセントないし1.5パーセントの上乗せが必要。現状は、リスクに見合った金利が取れない状況。これは政府金融機関等が低利で貸出しを行っているためで、民間もそれに引きずられて低い金利設定を余儀なくされている。民間金融機関の自由な金利設定を阻害し、民業を圧迫しているといえる。

リスクを適正に評価、プライシングした上で、政策的に金利を優遇するのであれば構わないが、適正なリスク評価が行われていない現状では、政府金融機関等の貸出しにより一体どの程度「優遇」が行われているのかですら把握できない。リスク評価やプライシングの際の割引基準が明確でないまま政府金融機関等が貸出しを行えば、原理的に市場におけるプライシングをゆがめるのは当然である。

低利での資金供給と資金供給規模の大きさがあいまって、マーケットをゆがめている。特に中小企業向けマーケット等において公的資金供給の低いレートに民間レートが引きずられており、マーケットをゆがめている状況である。

[資料47参照]

以上、アからエまでのように、民間金融機関の金利設定については、民間金融機関における過当競争やリスク評価に対する取組の遅れなどの問題も大きい一方、個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要はあるものの、政府金融機関等が低利で相当規模に直接貸出を行うことが、場合によっては民間金融機関がリスクに見合った金利を設定できず、結果として市場における自由な金利形成を阻害する要因の一つとなっている可能性もある。

(2) 社債等資本市場に対する影響

ア 調査分析の視点等

政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響については、政府の各種審議会等において、企業が資本市場から資金調達する意欲を喪失させ、資本市場の発達を阻害する要因となっている旨の指摘がなされているところである。例えば、経済戦略会議が平成 11 年 2 月に取りまとめた「日本経済再生への戦略」においては、「公的金融・財政投融资制度の存在自体が我が国金融・資本市場の発達を遅らせ、市場における適正な価格形成に攪乱的な悪影響を与えている」としている。なお、全国銀行協会が平成 13 年 11 月に取りまとめた「政府系金融機関の抜本的改革に向けた提言」においても、「企業からみれば長期資金の調達を政府系金融機関からの借入れだけで賄ってしまうため、その結果、債券や株式等の発行・流通を通じて長期資金の調達・運用を行い、リスクマネーを媒介する場となる我が国資本市場の発展を阻害してきた要因の一つにもなっている」と指摘しているところである。

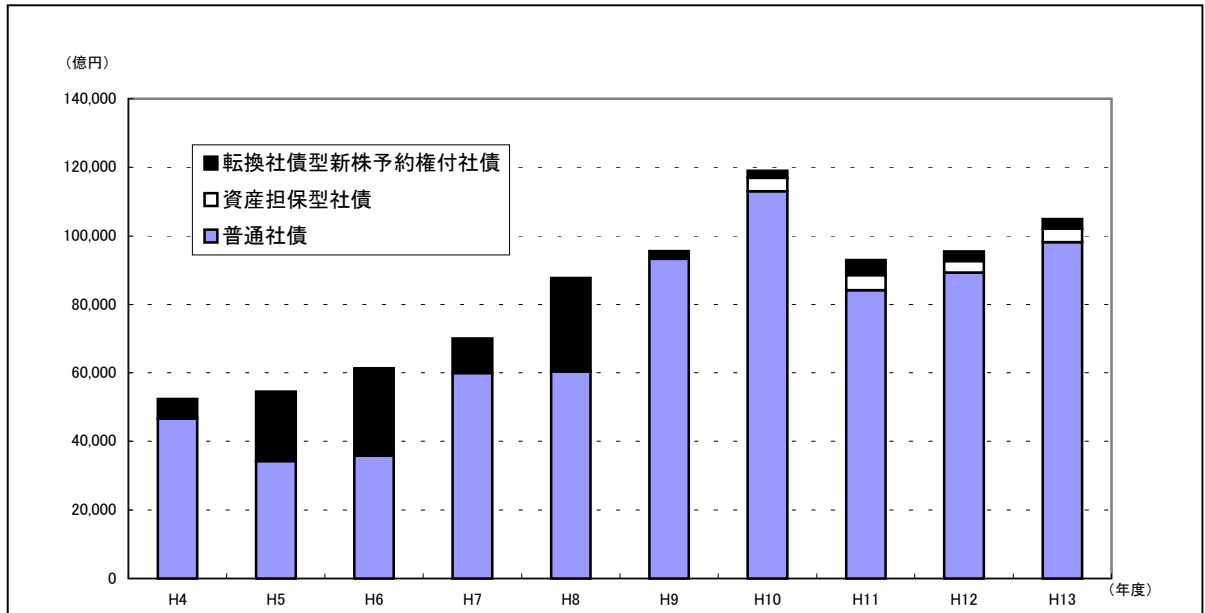
こうした議論を踏まえつつ、本項目では政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響について、社債市場を中心として検証した。この検証に当たっては、当該影響の度合いを定量的に測定・把握することは困難なことから、まず、我が国の社債市場の状況について概観した上で、政府金融機関等による長期資金の供給が、企業における資金調達行動にどのような影響を及ぼしているかについて把握するため、政府金融機関等による直接貸出に係る金利設定と社債流通利回りを比較分析した。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場に与える影響について把握した。

イ 社債市場の状況

社債発行に関しては、平成 5 年 10 月の商法（明治 32 年法律第 48 号）改正により社債発行限度枠が撤廃され、また、8 年 1 月に適債基準及び財務制限条項が完全撤廃されるなど、規制緩和が進んだことにより、普通社債を始めとする社債の発行額は増加傾向にあり、4 年度の 5 兆 2,412 億円から 13 年度の 10 兆 4,973 億円へと 10 年間で約 2 倍に拡大している。

[図 - 5 - 3 参照]

図 - 5 - 3 普通社債等の発行額の推移

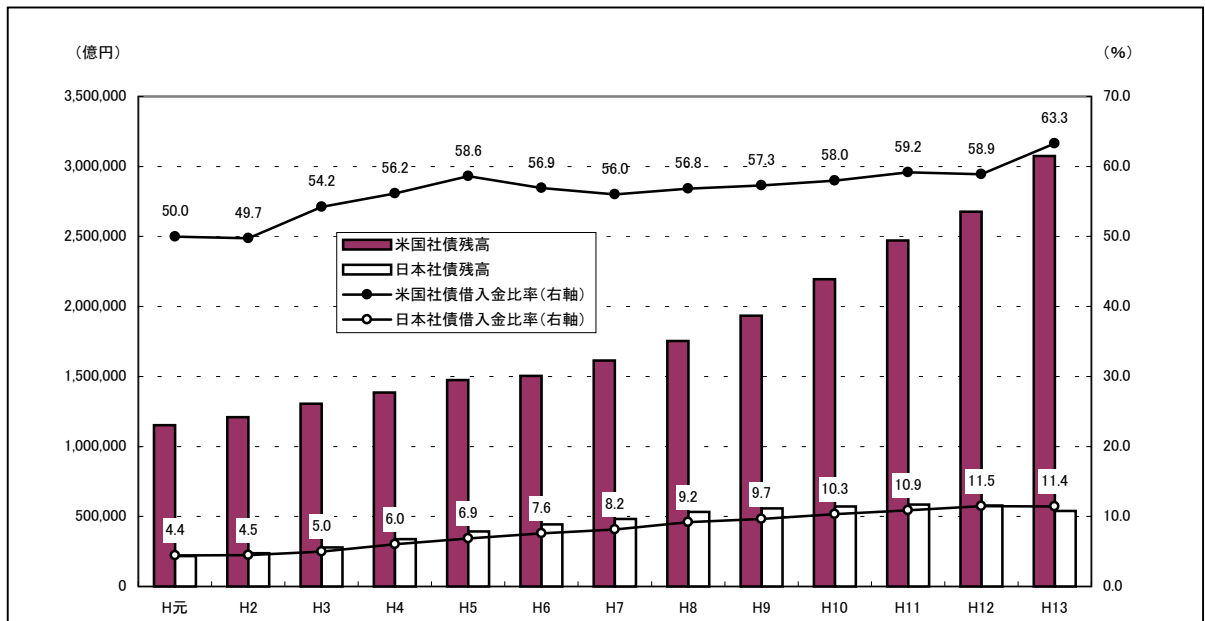


(注) 日本銀行「金融経済統計月報」を基に当省が作成した。

一方で、社債の発行状況について米国と比較すると、米国の社債残高が 307 兆 5,840 億円(平成 13 年末現在)であるのに対して、我が国は 53 兆 9,575 億円(同年度末現在)となっている。また、企業の負債(借入金及び社債)に占める社債の割合については、米国が 63.3 パーセント(平成 13 年末現在)であるのに対して、我が国は 11.4 パーセント(同年度末現在)と 5 分の 1 以下となっており、我が国の社債市場が依然として未成熟な状況にあることがうかがえる。

[図 - 5 - 4 参照]

図 - 5 - 4 日米における社債残高及び社債・借入金割合の推移

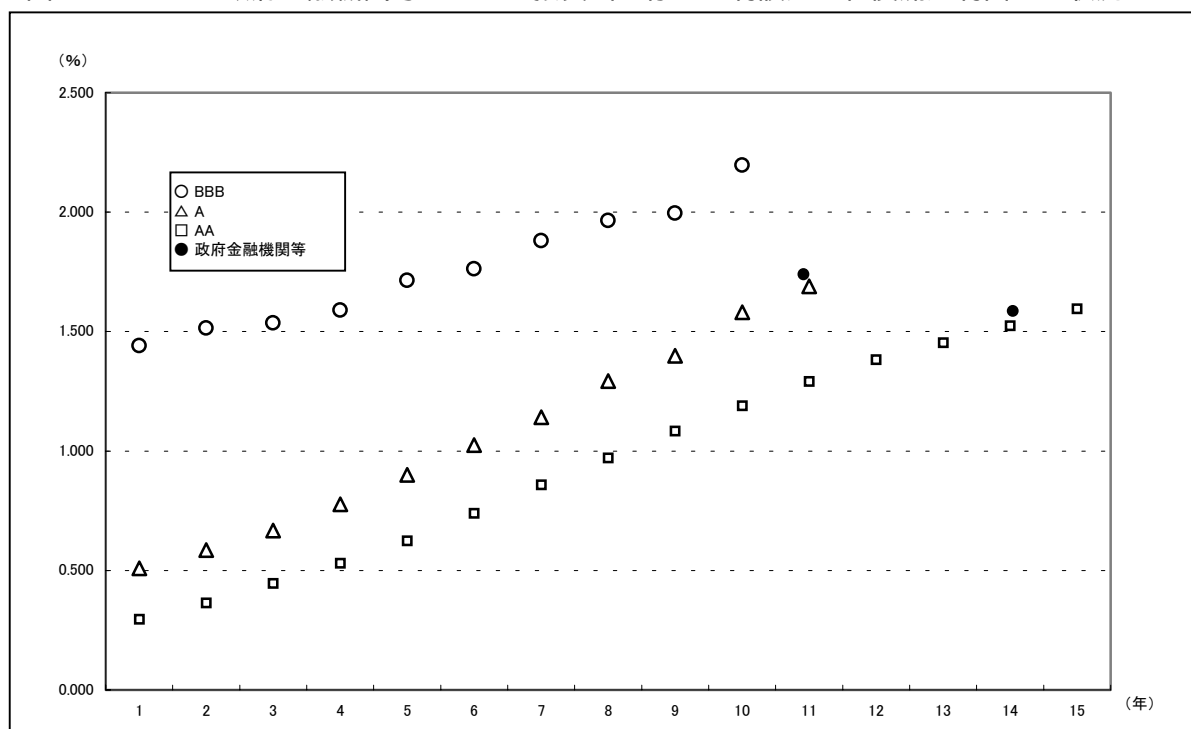


- (注) 1 日本のデータは、日本銀行「資金循環統計」の民間非金融法人企業を参照した。数値は年度末のものである。
 2 米国のデータは、FRB(Boards of Governors of the Federal Reserve System)の Flow of Funds Accounts of the United States の Nonfarm Nonfinancial Corporate Business を参照した。数値は年末のものである。
 3 日米ともにコマーシャル・ペーパーは含まない。また、社債及び借入金ともに短期資金を含む。
 4 米国の社債残高については、1 ドルを 120 円で換算した。

次に、こうした状況を踏まえつつ、平成 13 年度における政府金融機関等の直接貸出に係る金利設定と社債流通利回りを比較するため、大・中堅企業も貸出しの対象となっている政府金融機関等の新規貸出の平均期間・金利と、普通社債気配の利回りを比較分析したところ、政府金融機関等の新規貸出の平均期間・金利は、高い格付けの普通社債気配の利回りと同程度となっている。 [図 - 5 - 5 参照]

大・中堅企業向け国内貸出残高のうち政府金融機関等の割合は約 2 割を占めているが、これは国内社債残高の約 4 割に相当する規模となっており、政府金融機関等が低利でこのような相当規模の長期資金を供給することが社債市場に与える影響について留意する必要がある。

図 - 5 - 5 政府金融機関等による直接貸出に係る金利設定と社債流通利回りの状況



- (注) 1 日本証券業協会のデータを基に当省が作成した。Rating and Investment Information の格付けによる普通社債の格付け別気配の利回り（満期一括償還）を、元本均等償還の場合に置き換える試算をしたものである。試算に当たっては、平成 13 年度における各残存年数別の平均利回りを算出し、簡便的に、この満期一括償還による利回りを、各年数で加重平均した。
- 2 図中の 印は、政府金融機関等による大・中堅企業向けの金利設定の例として、国際協力銀行及び日本政策投資銀行の新規貸出の平均期間・金利を示したものである。
- 3 貸出金利と社債流通利回りの比較に当たっては、担保等を条件とする貸出しと異なり、社債については通常無担保であることに留意する必要がある。また、日本政策投資銀行の金利については社会資本整備促進向けの無利子融資等も含んだ平均値である。

ウ 関連アンケート調査結果

「長期資金の供給は資本市場（社債や株式）からの資金調達で代替可能である」との意見に対する認識を尋ねたところ、民間金融機関のうち、都市銀行等においては肯定的認識が 42.9 パーセント、否定的認識が 14.3 パーセント、外国銀行においては肯定的認識が 37.9 パーセント、否定的認識が 17.2 パーセント、生命保険会社においては肯定的認識が 37.1 パーセント、否定的認識が 28.6 パーセントと比較的資本市場との関わりが深い民間金融機関においては肯定的認識が多数となっている。また、内閣府が平成 14 年 5 月に民間金融機関に対して行ったアンケート調査においては、政策金融機関が長期資金を供給してきたことにより、資本市場の発達が遅れてきた面があると思うとの回答が 65.5 パーセント（177 行の回答結果）を占めている。

一方、資金の借り手側については、事業者（大・中堅企業）において肯定的認識が 11.7 パーセント、否定的認識が 41.4 パーセントとなっているなど、否定的認識が多数となっている。また、その他民間金融機関についても、信金・信組等において、肯定的認識が 12.8 パーセント、否定的認識が 40.5 パーセントとなっているなど、否定的認識が多数となっている。

[資料 46 参照]

エ 関連有識者インタビュー調査結果

政府金融機関等による長期資金の供給が資本市場の発展を阻害する要因になっているのではないかとの点に関し、過去における起債制限の存在や投資家に対するリスク情報の開示不足等の問題が重要であることを指摘しつつも、政府金融機関等による長期資金の供給も一つの要因となっている可能性があるとする意見が多数みられる。他方、今後に向けた意見として、既存貸付資産の証券化を含め、証券化商品市場など直接金融市場育成のために、政府金融機関等が一定の役割を果たせるのではないかとの意見も多数みられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

政府金融機関等による長期の資金供給は、社債市場育成の観点から手を引くべき。20 年以上の超長期の社債は現状では確かに少ないが、国債市場の動向をみると、現下の経済情勢の下、20 年債、30 年債やそれ以上の年限についても機関投資家の需要が存在。超長期の社債市場の厚みは、今後の年金等の運用スタンスを考慮すると十分可能性が存在する。

公的資金の供給が社債等資本市場の発展を阻害しているという点については、そのとおりと認識。社債で資金調達可能な大企業や中堅企業にも資金供給しており問題である。

資本市場への影響については、大企業向け貸出しなど、本来は社債市場から調達すべき資金を政府金融機関等が安い金利で供給してしまうため、社債市場の発展を阻害している可能性が高い。

[資料 47 参照]

以上、アからエまでのように、我が国の社債市場が未成熟である要因としては、過去の各種規制や投資家に対するリスク情報の開示不足等の問題が重要と考えられる一方、前述した金利形成に対する影響と同様に個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要はあるものの、政府金融機関等が低利で長期資金の供給を相当規模に行うことが、場合によっては企業における資本市場からの長期資金調達に対する意欲を喪失させ、結果として資本市場の発達を阻害する要因の一つとなっている可能性もある。

6 公的資金の供給手法に関する諸外国との比較等

(要旨)

諸外国における公的資金の供給は、第2 - 1でも触れたとおり、フランスや英国においては直接貸出が中心で、米国やドイツにおいても直接貸出の手法が活用されているものの、それらの直接貸出の規模が相対的に小さいのに対し、我が国における政府金融機関等による公的資金の供給は、諸外国と比較して、直接貸出の規模が大きい点が特徴の一つとなっている。

本項目では、我が国と同様、公的資金の供給が実施されている諸外国（中央政府が関与しているもの）について、米国、ドイツを中心として、我が国における公的資金供給との比較に留意しつつ、主に、直接貸出以外にどのような資金供給手法によって民間金融の補完がなされているかについて把握し、また、その際、当該国において、公的資金の供給が民業補完の観点から民間金融機関等によってどのような評価を受けているかについて、可能な限り把握を試みた。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、我が国における公的資金の供給手法に関する民間金融機関等及び有識者の認識を把握した。

(諸外国における公的資金の供給手法)

まず、当省が米国、ドイツ等諸外国における公的資金の供給手法について調べたところ、次のとおりである。

米国

中小企業分野においては、連邦信用計画の一環として、中小企業庁（SBA）が民間金融機関の貸出しに対し保証を行う手法が中心となっている。制度的な特徴としては、民間金融機関のモラルハザード等を回避する観点から、保証割合の上限を設ける部分保証方式を採用し、信用リスクの一部を民間金融機関に負わせており、また、保証を付するに当たって「SBAの保証が必要である」旨の民間金融機関の証明が必要とされている。

住宅分野においては、（ ）政府支援企業（GSEs）の一つである連邦抵当金庫（ファニー・メイ）等が、民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、これを証券化しており、また、（ ）政府機関である政府抵当金庫（ジニー・メイ）が、公的保証の付いた住宅ローンを民間金融機関が独自に証券化するに当たって、二次的な支払保証を付しているなど、証券化支援の手法が中心となっている。

貿易分野においては、政府機関である輸出入銀行（EXIM）等が、輸出代金の不払いに対する保険や途上国向けの輸出・投資等に係るリスクに対する保証を行うとともに、直接貸出も行っているが、後者の比率は相対的に低い。

なお、地域開発分野においては、バンク・エンタープライズ法や地域再投資法により、民間金融機関の地域開発目的の貸出し等を誘導する枠組みが設けられている。

ドイツ

中小企業、住宅、地域開発、農業等の分野において、特殊課題銀行である復興金

融公庫（K f W）等が、ハウスバンクと呼ばれる民間金融機関にいったん貸し出し、民間金融機関が当該資金を原資に最終的な資金需要者に貸出しを行う、リファイナンス（間接融資）の手法が基本となっている。この手法では、民間金融機関が審査業務を行い、信用リスクも基本的に民間金融機関が負うなど、K f W等の役割は限定的である。また、投資プロジェクトの規模等に応じ、融資比率の上限が定められている。

貿易分野においては、連邦政府が部分保証を行っている（具体の業務は民間法人が実施）ほか、K f W等が直接貸出を行っている。しかしながら、K f Wの直接貸出業務については、E U競争力委員会との合意を受けて、国際取決めに基づく業務等を除き商業ベースの子会社に分離されることが決まっている。

フランス

欧州統合の進展に伴い、加盟国政府による特定企業向け公的補助が厳格に制限されるようになったことなどを背景に、1990年代になって公的金融機関の民営化が進展し、現在では、公的資金供給の規模・分野は限定的になっている。

現在実施されている公的資金の供給については、例えば、中小企業分野において、中小企業開発銀行（BDPME）が保証及び直接貸出を行っているが、保証については部分保証方式となっており、また、直接貸出については、民間金融機関との協調融資を原則とし、民間金融機関と同一の貸出条件で実施されている。

英国

中小企業分野において、貿易産業省のプログラムとして部分保証方式による保証が行われているが、その他の分野も含め公的資金供給の規模は小さい。

（諸外国における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識等）

以上のような諸外国における公的資金の供給について、当該国の民間金融機関や政府機関等が、民業補完の観点からどのように評価しているか、当省が米国とドイツについて委託調査を行った結果は、次のとおりである。

米国

公的資金の供給手法として、保証や証券化支援など、市場機能や民間金融機関を活用して資金供給を行う間接的な手法が中心となっていることから、今回調査した限りにおいては、住宅関連の政府支援企業に対する「暗黙の政府保証」の問題等が議論になってはいるものの、基本的には民間金融機関との競合や民業圧迫との批判は生じていない。

ドイツ

公的資金の供給手法として、リファイナンスによる民間金融機関を通じた間接的な手法が基本となっていることから、今回調査した限りにおいては、基本的には民間金融機関との競合や民業圧迫との批判は生じていない。ただし、貿易分野における直接貸出については、民業圧迫との批判も存在したが、こうした批判については、前述のとおり国際取決めに基づく業務等を除き商業ベースの子会社に分離されることで決着が図られている。また、リファイナンスについて、信用リスクをすべて民間金融機関に負わせている点に関し、民間金融機関側の要望を受け、一部K f

W等がリスクを負うなどの動きがみられる。

次に、我が国における公的資金供給の「手法」に関する民間金融機関等の認識については、当省が実施したアンケート調査結果によると、次のとおりである。

まず、民間金融機関との関係における政府金融機関等の在り方として、自ら貸出しを行うのではなく、民間金融機関が行う貸出しへの保証機能等を充実させることが重要との認識が、民間金融機関8業態中6業態において最上位となっている。

また、個別の貸出分野について、民間金融機関が望ましいと考える公的資金の供給手法として、すべての分野において保証・保険が上位となっているほか、一部分野においては利子補給や証券化支援などを望ましいとする認識がみられる。一方で、直接貸出が望ましいとする認識は、社会資本整備・地域開発、地方公共団体、企業の海外展開支援などの分野において上位となっている。

なお、この点について、借り手側である事業者も、資金の安定的な供給確保などを条件としつつも、公的資金の供給手法として直接貸出と同等の効果があれば特に方法にはこだわらないとの認識が上位となっている。

また、有識者に対するインタビュー調査結果においては、公的資金供給の手法としては、市場への影響等にかんがみ、政府金融機関等による直接貸出については限定的にすべきとの意見が多数みられるほか、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、証券化支援など市場と調和したより間接的な手法に重点を置くべきとの意見がみられる。

以上のように、諸外国における公的資金の供給手法をみると、直接貸出による資金供給は相対的に少なく、部分保証や証券化支援、リファイナンスなど、市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法が採られており、また、直接貸出で行われる場合であっても、協調融資を原則としていることなどから、限定的な場面を除き公的資金の供給に対して民業圧迫との批判は生じていない状況となっている。この点について、我が国の民間金融機関等や有識者においても、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、公的資金の供給は、市場機能等を活用したより間接的な手法を主体として行うべきとの意見が多数みられる。

(1) 調査分析の視点等

諸外国における公的資金の供給は、第2 - 1でも触れたとおり、フランスや英国においては直接貸出が中心で、米国やドイツにおいても直接貸出の手法が活用されているものの、それらの直接貸出の規模が相対的に小さいのに対し、我が国における政府金融機関等による公的資金の供給は、諸外国と比較して、直接貸出の規模が大きい点が特徴の一つとなっている。

本項目では、我が国と同様、公的資金の供給が実施されている諸外国（中央政府が関与しているもの。州レベルのものやEUの金融機関である欧州投資銀行（EIB）によるものなどを除く。）について、米国、ドイツを中心として、我が国における公的資金供給との比較に留意しつつ、主に、直接貸出以外にどのような資金供給手法によって民間金融の補完がなされているかについて把握した。また、その際、当該国において、公的資金の供給が民業補完の観点から民間金融機関等によりどのような評価を受けているかについて、可能な限り把握を試みた。さらに、アンケート調査及び有識者に対するインタビュー調査により、我が国における公的資金の供給手法に関する認識について把握した。

(2) 諸外国における公的資金の供給手法

ア 米国

(ア) 概観

米国においては、公的資金を供給する仕組みとして、大きく分けて、連邦政府が直接的に金融仲介活動を行うことにより、市場の失敗を是正すること等を目的とする連邦信用計画（Federal Credit Program）によるものと、政策目的を実現するため連邦政府による設立法の下で業務運営されているが、原則として政府の財政負担を伴わない民間所有の企業体である政府支援企業（Government-Sponsored Enterprises。以下「GSEs」という。）によるものが存在している。これらの活動を行うに当たっては、「信用計画再構築のための原則」として、その対象領域や活動方法の選択に関して民業の補完、コスト最小化といった基準が予算教書中にも明確に設けられており、これらの基準に基づいて、資金供給メニューの廃止等不断の見直しが行われている。

連邦信用計画による公的資金の供給は主として保証の手法により、また、GSEsによる公的資金の供給は住宅分野においては証券化支援の手法等により行われており、直接貸出は、低所得者層向けや災害対策のほか、教育分野、農業分野、貿易分野等で行われているが、第2 - 1で既述したとおり、貸出残高ベースでの対名目GDP比率は2.4パーセントとその規模は小さい。

なお、公的資金供給手法の選択に当たっては、1992年施行の連邦信用改革法（Credit Reform Act）により、将来の財政負担を含めたより正確な政策コストを把握することとなっている。

また、連邦国家である米国では、中小企業分野、地域開発分野、地方公共団体分野等において、州政府による公的資金の供給も実施されていることに留意する必要がある。

(イ) 主要分野における公的資金の供給手法

中小企業分野

中小企業分野においては、連邦信用計画の一環として、中小企業庁（Small Business Administration。以下「SBA」という。）が民間金融機関の貸出しに対して保証を行う手法が中心となっている。直接貸出は、災害対策など、仮に政府の保証があっても民間金融機関が貸出しを行う可能性が低いものに限られている。

< S B Aによる融資保証 >

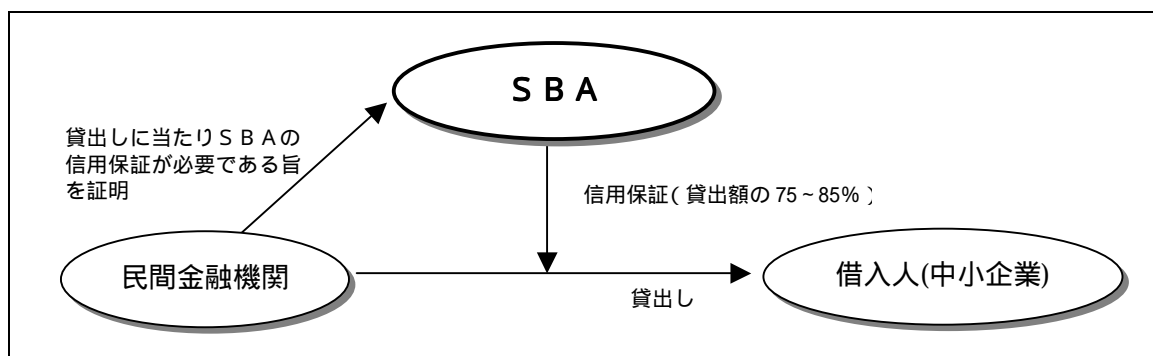
S B Aは、保証を主体とした様々な中小企業金融支援プログラムを設けており、その代表的な融資保証制度である7(a)プログラム(中小企業法第7条 a 号一般融資プログラム)についてみると、2001年の保証実績は107億ドルとなっている。制度的な特徴としては、民間金融機関のモラルハザードや逆選択(注1)を回避する観点から、保証割合の上限を設ける部分保証方式を採用し、信用リスクの一定部分を民間金融機関に負わせていることが挙げられる。保証割合の上限は、貸出額15万ドル以内のものについては85パーセント、15万ドルを超えるものについては75パーセントとなっており、保証額の上限は200万ドルとなっている。また、保証を付するに当たって「S B Aの信用保証が必要である」旨の民間金融機関の証明が必要とされている(注2)。

[図 - 6 - 1 参照]

(注1) ここでは、公的保証が付された場合に、民間金融機関が当該借手を手を真剣にモニターしようとしなくなる状況を「モラルハザード」といい、企業に関する情報をより多く持つ民間金融機関が、リスクの大きい貸出しを、プロパー貸出ではなく、公的保証を付けた貸出しにしようとする行動を「逆選択」という。

(注2) 融資拒絶証明書(クレジットディナリアル)を融資条件とするいわゆる「クレジットディナリアル制度」そのものは既に廃止されているが、S B Aが保証を付するに当たっては、現在においても、S B Aの支援なしには合理的な条件で信用供与ができない旨の民間金融機関の証明が必要であるとの要件が設けられている(Credit Elsewhere Criteria(他からの信用供与基準))。

図 - 6 - 1 S B Aによる融資保証の仕組み

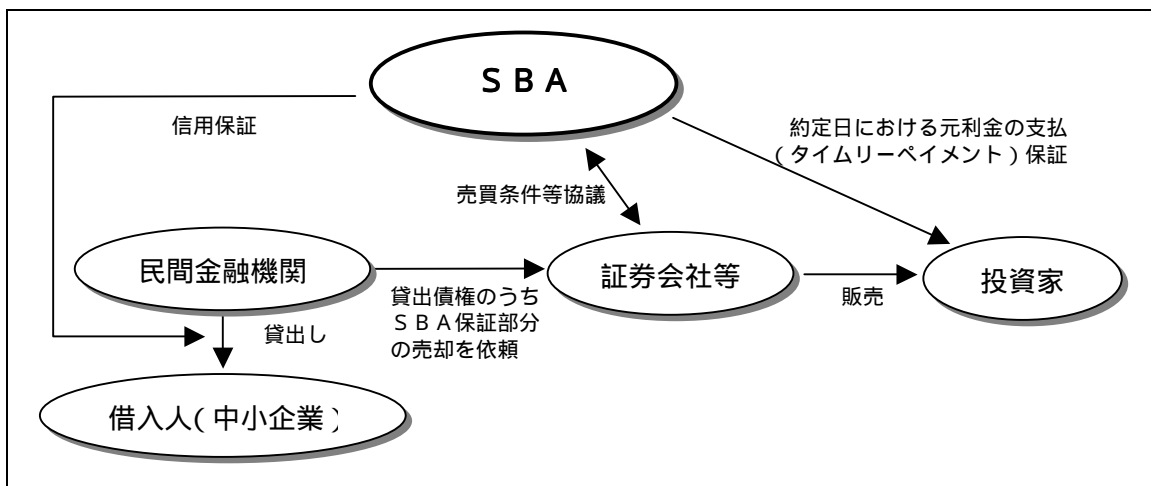


(注) 当省の調査結果による。

< S B Aによる証券化支援 >

S B Aは、流通市場におけるセカンダリーローンプログラムにより、前述のS B A 7(a)融資保証を付けて実行された貸出債権の証券化支援を行っており、2000年には、S B A保証部分のうち、半分強が証券化されている。この仕組みにおいて、S B Aは、債券の流動性を補完するために、債権の回収が遅延した場合にS B Aが立替払いすることにより、約定日における元利金の支払(タイムリーペイメント)保証を行っている。 [図 - 6 - 2 参照]

図 - 6 - 2 SBAによる証券化支援の仕組み



(注) 当省の調査結果による。

住宅分野

住宅分野においては、前述の政府支援企業の一つである連邦抵当金庫（Federal National Mortgage Association。以下「ファニー・メイ」という。）や連邦住宅貸付抵当公社（Federal Home Loan Mortgage Corporation。以下「フレディ・マック」という。）が、民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、これを証券化しており、また、政府機関である政府抵当金庫（Government National Mortgage Association。以下「ジニー・メイ」という。）が、公的保証の付いた住宅ローンを民間金融機関が独自に証券化するに当たって二次的な支払保証を付しているなど、証券化支援の手法が中心となっている。

このほか、政府支援企業の一つとして、連邦住宅貸付銀行制度（Federal Home Loan Banking System。以下「FHLBS」という。）が、加盟する民間金融機関（貯蓄貸付組合、商業銀行等）に住宅ローン貸出しのための資金供給を実施しており、また、政府機関である連邦住宅庁（Federal Housing Administration。以下「FHA」という。）や退役軍人省（Department of Veterans Affairs。以下「VA」という。）などが中低所得者等一定の要件を満たす対象に対して保証・保険を実施している。

[表 - 6 - 1 参照]

表 - 6 - 1 米国の住宅分野における公的金融機関の概要

| 名称 | 沿革 | 組織形態 | 監督当局 | 政府関与形態 | 事業内容 |
|----------------------|---|---|-------------------------------|---|---|
| 連邦抵当金庫(ファニー・メイ) | ・ 1938年設立 ・ 1968年ジニー・メイを分離 ・ 1970年民営化 | ・ 株式会社 ・ 政府支援企業として位置付け | ・ 住宅都市開発省及びその下部組織である連邦住宅貸付監督局 | ・ 役員の一部について大統領に任命権 ・ 財務省の信用供与枠が存在 | ・ 公的保険・保証なしの住宅ローンの買取り及び証券化 ・ 発行証券の投資家への元利金支払保証 |
| 連邦住宅貸付抵当公社(フレディ・マック) | ・ 1970年設立 ・ 1988年民営化 | ・ 株式会社 ・ 政府支援企業として位置付け | ・ 同上 | ・ 役員の一部について大統領に任命権 ・ 財務省の信用供与枠が存在 | ・ 公的保険・保証なしの住宅ローンの買取り及び証券化 ・ 発行証券の投資家への元利金支払保証 |
| 政府抵当金庫(ジニー・メイ) | ・ 1968年設立(ファニー・メイから分離独立) | ・ 政府機関(住宅都市開発省の一部局) | - | - | ・ 公的保証付き住宅ローンをプールしたものをベースとする証券化商品の、投資家に対する元利金のタイムリーな支払を保証 |
| 連邦住宅庁(FHA) | ・ 1934年設立 | ・ 政府機関(住宅都市開発省の一部局) | - | - | ・ 低所得者向けの住宅融資保険 |
| 退役軍人省(VA) | ・ 1930年退役軍人庁として設立 ・ 1989年省に格上げ | ・ 政府機関 | - | - | ・ 退役軍人等の民間住宅ローンを保証 |
| 連邦住宅貸付銀行制度(FHLBS) | ・ 1932年設立 ・ 1989年機構改正 | ・ 米国内12地区の連邦住宅貸付銀行(FHLB)から構成され、約8,000近い民間金融機関が加盟する協同組合組織 ・ 政府支援企業として位置付け | ・ 連邦住宅金融制度理事会(FHFB) | ・ FHLB役員の一部についてFHFBに任命権 ・ 財務省の信用供与枠が存在 | ・ FHLBの信用準備 ・ 加盟金融機関への資金供給 |

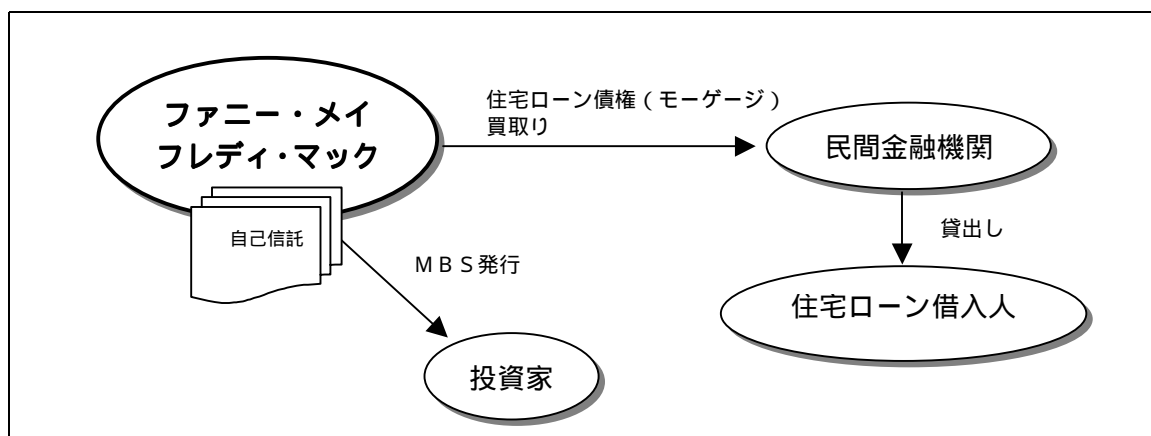
(注) 当省の調査結果による。

< 政府支援企業による証券化支援 >

政府支援企業の一つであるファニー・メイやフレディ・マックは、民間金融機関の住宅ローン債権（モーゲージ）のうち、一定の要件に該当するものを買収して価格を決め、これを担保に自らの支払保証を付したモーゲージ担保証券（Mortgage-Backed Securities。以下「MBS」という。）を発行し、市場で投資家に売却するほか、自らも住宅ローン債権を保有している。このように、組み上、ファニー・メイやフレディ・マックが当該住宅ローンの借入者の信用リスクを負担するものとなっている。モーゲージ買取額は、2001年予算教書によると、ファニー・メイが1兆4,600億ドル、フレディ・マックが1兆1,010億ドルとなっている。

なお、住宅ローン債権買取りの原資については、ファニー・メイやフレディ・マックそれぞれが、自らの高い格付けを背景に債券を発行して低コストで資金調達を行っており、出資金も含め政府による直接の財政支援はないものの、「暗黙の政府保証」が付されているのと同様であると考えられている。 [図 - 6 - 3 参照]

図 - 6 - 3 ファニー・メイやフレディ・マックによる証券化支援の仕組み

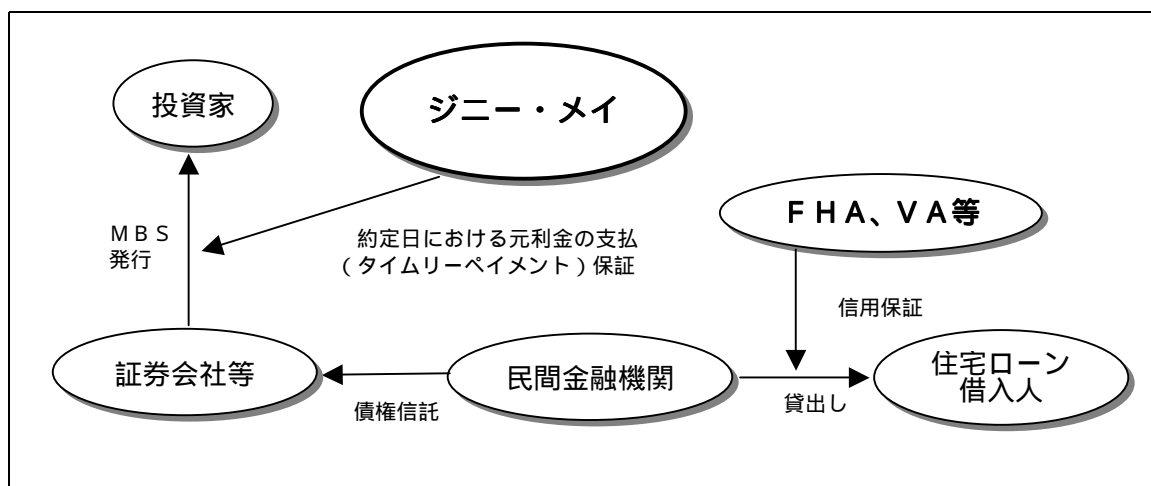


(注) 当省の調査結果による。

< 政府機関による証券化支援 >

住宅都市開発省（Department of Housing and Urban Development）の一部局であるジニー・メイが、FHAやVA等の公的保証が付いた住宅ローンを民間金融機関が証券化するに当たって、約定日における元利金の支払（タイムリーペイメント）保証を付している（2001年9月現在の保証残高：約6,040億ドル）。この仕組みにおいては、ジニー・メイが自ら証券を発行することはなく、また、保証を付与する対象となる住宅ローンはFHA保険等が付いたものに限られる。このように、仕組み上、当該住宅ローン借入者の信用リスクはFHA等が補完しており、ジニー・メイは、事実上、住宅ローンの返済金の回収事務を行う企業等（サービサー）の信用リスクを負担している。 [図 - 6 - 4 参照]

図 - 6 - 4 ジニー・メイによる証券化支援の仕組み



(注) 当省の調査結果による。

貿易分野

貿易分野においては、連邦政府が100パーセント出資する政府機関である輸出入銀行(Export-Import Bank of the U.S.。以下「EXIM」という。)が、輸出に係る政治的又は商業的リスクによる不払いに対する保険、米国の輸出業者に対する民間金融機関の運転資金貸付や米国の財・サービスを輸入する外国の輸入業者に対する貸付けに対する保証の供与を行っている。保証は、部分保証方式を採用しており、保証割合は、85パーセントないし90パーセントとなっている。EXIMは、このほか、固定金利方式による直接貸出も行っているが、直接貸出は2001年の残高ベースで約117億ドル程度であり、同年の保証債務残高の約305億ドルと比較して相対的に小規模となっている。また、そもそも、輸出金融分野においてEXIMが占めるシェアは0.5パーセント程度にすぎない。

なお、保険、保証、直接貸出のうちどの手法を選択するかは、信用を供与される側が決めることとされている。

地域開発分野

地域開発分野においては、連邦信用計画の一環として、財務省の地域開発金融機関(Community Development Financial Institutions)基金による直接貸出制度が存在しているが、2000年予算で約600万ドルとその規模は極めて小さい。

ただし、連邦信用計画や政府支援企業とは全く別の枠組みとして、預金保険料の減額をインセンティブとして、経済的に衰退した地域における銀行の融資活動を促すバンク・エンタープライズ法(Bank Enterprise Act)による仕組みや、地域の信用需要への銀行の対応状況を検査し、その検査結果を、合併や支店の開設など当該銀行の各種申請の可否の判断に際し勘案することにより、信用供与等の金融サービスにおける地域的な差別を解消し、銀行の資金を地域の発展のために活用することを促す地域再投資法(Community Reinvestment Act)による仕組み等が設けられている。

イ ドイツ

(ア) 概観

ドイツにおいては、公的金融機関として連邦政府等の政策的な業務を担う特殊課題銀行 (Banken mit Sonderaufgaben) が存在している。特殊課題銀行は現在 14 行あり、このうち、最も規模が大きい復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau。以下「KfW」という。) は、中小企業金融、住宅金融、地域開発金融、輸出信用等多岐にわたる分野を対象としているが、中小企業金融を担うドイツ平衡銀行 (Deutsche Ausgleichsbank) や農林漁業・食品向け金融を担う農林公庫 (Landwirtschaftliche Rentenbank) のように、特定分野に特化したものも存在している。特殊課題銀行は、民間金融機関に貸出しのための原資を提供するリファイナンス (間接融資) を公的資金供給の基本として活動している。

また、ドイツにおける公的金融機関には、特殊課題銀行のほか、貯蓄銀行 (Sparkassen) を中心とする貯蓄銀行グループ (Sparkassen Finanzgruppe) が存在しており、このグループに属する州立銀行 (Landesbanken) の一部には、州政府の政策を担っているものも存在しているが、基本的には、貯蓄銀行グループは民間銀行とほぼ同様の業務を実施している。この州立銀行については、EU競争力委員会との合意を受けて、現在州政府から受けている保証を、2005年をもって基本的に打ち切ることとされている。

なお、ドイツや以下に記述するフランス、英国などを含めた欧州においては、EUの金融機関である欧州投資銀行 (European Investment Bank) により、旧東ドイツ等の要支援地域を中心とした地域開発向け融資等が実施されている。

(イ) 主要分野における公的資金の供給手法

中小企業分野、住宅分野、地域開発分野、農業分野等

中小企業分野、住宅分野、地域開発分野、農業分野等各分野における KfW 等特殊課題銀行による公的資金の供給は、直接貸出によるものは少なく、特殊課題銀行がハウズバンクと呼ばれる民間金融機関にいったん貸し出し、民間金融機関が当該資金を原資に最終的な資金需要者に貸出しを行うリファイナンスを基本としている。ただし、後述する貿易分野や、プロジェクト・ファイナンス等においては、直接貸出が行われている。

この手法においては、民間金融機関が審査業務を行い、信用リスクも基本的に民間金融機関が負うなど、KfW 等特殊課題銀行の役割は限定的なものとなっている。また、投資プロジェクトの規模等に応じ融資比率の上限が定められており、例えば、中小企業分野における融資比率の上限は、必要資金額の 4 分の 1 ないし 4 分の 3 となっている。

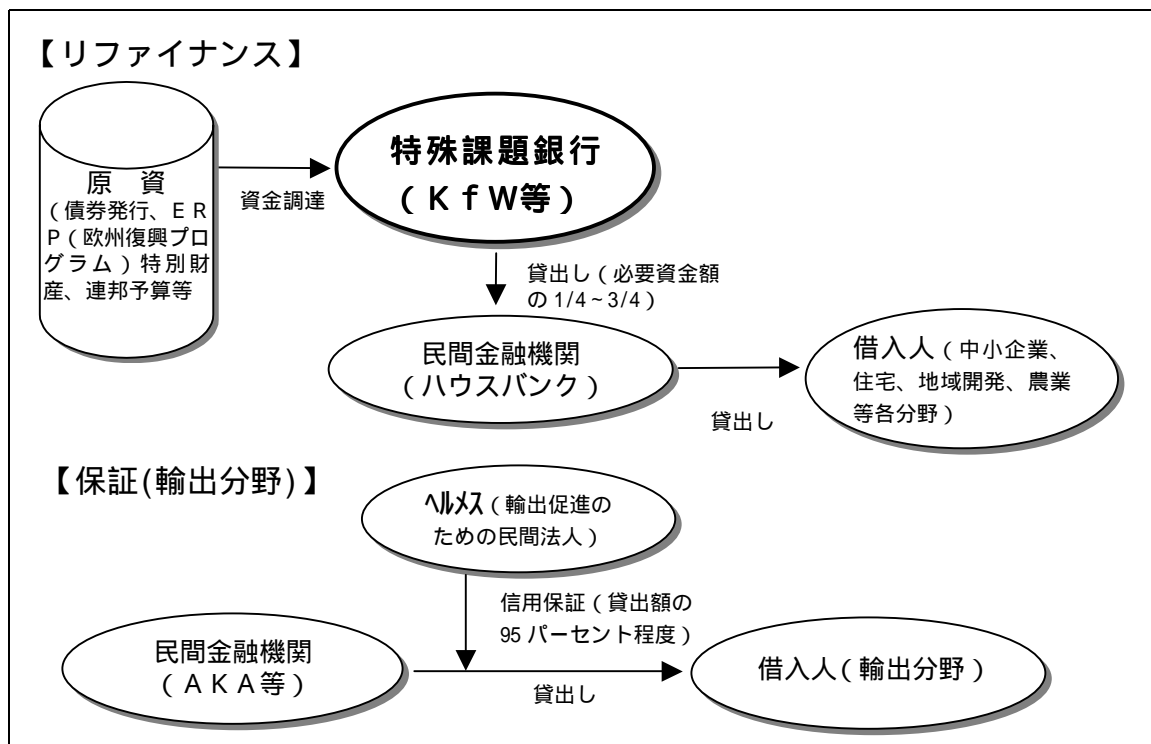
なお、中小企業分野においては、保証銀行が部分保証 (上限 80 パーセント) を行い、当該保証債務の一定割合を連邦政府及び州政府が再保証する制度も存在している。

[図 - 6 - 5 参照]

貿易分野

貿易分野においては、KfW 等が直接貸出を行っているが、この直接貸出業務については、EU競争力委員会との合意を受けて、OECD輸出信用ガイドラインに基づく業務等を除き商業ベースの子会社に分離されることが決まっている。このほか、AKA輸出銀行 (Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH。以下「AKA」という。) を含む民間金融機関の貸出しに対し、ドイツ連邦政府の委任を受けた輸出促進のための民間法人であるヘルメス信用保険会社 (Hermes) が信用保証を行っている。民間金融機関のモラルハザード等を回避する観点から、部分保証方式を採用しており、ヘルメス信用保険会社は信用リスクの 95 パーセント程度を負担し、残りは AKA 等の民間金融機関が負担する。なお、AKA は特殊課題銀行の一つではあるが、1950 年代後半に完全に民間法人に改組されている。[図 - 6 - 5 参照]

図 - 6 - 5 ドイツにおけるリファイナンス等主な公的資金供給の仕組み



(注) 当省の調査結果による。

ウ フランス

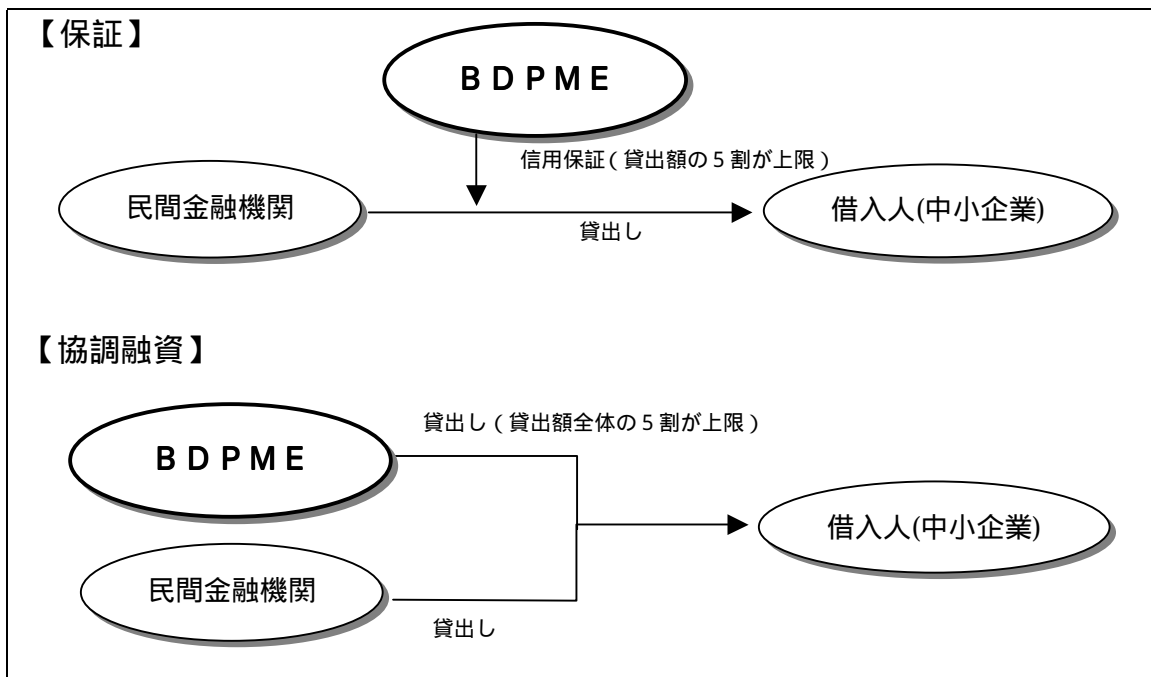
フランスにおいては、欧州統合の進展に伴い、加盟国政府による特定企業向け公的補助が厳格に制限されるようになったことなどを背景に、1990年代になって急速に公的金融機関の民営化が進展し、公的資金の供給規模・分野は限定的なものとなっている。現在では、公的資金の供給を行う金融機関としては、低家賃公共住宅・インフラ整備向け直接貸出等を行う預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations)、中小企業向け部分保証・協調融資等を行う中小企業開発銀行 (Banque de Développement pour Petites et Moyennes Entreprises。以下「BDPME」という。) 及び海外経済援助を行う仏開発庁 (Agence française de Développement) が存在している。

このうち、中小企業分野においては、BDPMEが行う民間金融機関の貸出しに対する部分保証及び民間金融機関との協調融資が中心となっている。民間金融機関のモラルハザード等を回避する観点や公的金融は民間金融を補完するものとの考えから、いずれの手法においても、BDPMEのリスク分担比率は原則50パーセントを上限としている。さらに、協調融資の場合は、金利、返済条件、担保順位等を民間金融機関と全く同等に設定して実施している。

なお、このほか、貿易分野において、輸出信用に係る変動金利貸出を固定金利貸出に変換する利子調整業務や輸出保険業務が、政府からの委託を受けた民間金融機関により実施されている。

[図 - 6 - 6 参照]

図 - 6 - 6 BDPMEによる保証及び協調融資の仕組み



(注) 当省の調査結果による。

エ 英国

英国においては、公的資金を供給する仕組みとして、予算上、国家貸付資金勘定(National Loans Fund Account。以下「NLF」という。)に基づくものと、統合国庫資金勘定(Consolidated Fund Account)に基づくものが存在しているが、第2-1で見たとおり、英国における公的資金供給の規模は、名目GDPに対する総与信残高ベースの比率で5.7パーセントと全体的に小さい。このうち大部分を占めるNLFによる公的資金の供給は、例えば、地方公共団体など公共性の高い団体向けに、政府の一部門である公共事業貸付委員会(PWLB)を経由した直接貸出を中心として行われている。このほか、貿易産業省による中小企業向けの保証も行われているが、その保証範囲は、借り手である企業の創業年数によって70パーセントないし85パーセントとなっており、部分保証方式が採られている。

なお、このほか、貿易分野において、輸出信用に係る変動金利貸出を固定金利貸出に変換する利子調整業務や輸出保険業務が、政府により実施されている。

(3) 諸外国における公的資金の供給に対する民間金融機関の認識等

諸外国における公的資金の供給について、当該国の民間金融機関や政府機関等が、民業補完の観点からどのように評価しているか、当省が米国とドイツについて委託調査した結果は、次のとおりである。

ア 米国

公的資金の供給手法として、保証や証券化支援など、市場機能や民間金融機関を活用して資金供給を行う間接的な手法が中心となっていることから、今回調査した限りにおいては、住宅関連の政府支援企業に対する「暗黙の政府保証」の問題等が議論になってはいるものの、基本的には民間金融機関との競争や民業圧迫との批判は生じていない。

イ ドイツ

公的資金の供給手法として、リファイナンスによる民間金融機関を通じた間接的な手法が基本となっていることから、今回調査した限りにおいては、基本的には民間金融機関との競合や民業圧迫との批判は生じていない。ただし、貿易分野における直接貸出については、民業圧迫との批判も存在していたが、これについては、前述のとおり、OECD輸出信用ガイドラインに基づく業務等を除き商業ベースの子会社に分離されることで決着が図られている。また、リファイナンスについて、信用リスクをすべて民間金融機関に負わせている点に関し、民間金融機関側の要望を受け、一部KfW等がリスクを負うなどの動きもみられる。 [表 - 6 - 2 参照]

表 - 6 - 2 米国及びドイツにおける公的資金の供給に対する民間金融機関の認識等

| 国名 | 機関名 | 公的資金の供給に対する民業補完の観点からの認識等 |
|-----|------------------------|---|
| 米国 | 全米銀行協会 (ABA) | SBAは、ごく限定された直接貸出と、民間金融機関の中小企業への貸出しに対する保証を行っているだけであり、民業補完に徹していると考えられる。 |
| | 独立地域銀行協会 (ICBA) | SBAの保証、直接貸出は、いずれも、中小企業にとって不可欠なものである。当協会の基盤であるコミュニティーバンクのローンの8割から9割はSBAが保証しており、コミュニティーバンクにとっても、SBA保証は不可欠なものである。また、直接貸出も、災害対策などに限定されているので、競合していない。 |
| | 抵当銀行協会 (MBA) | 適格ローンの金利が低下しているのは、ファニー・メイやフレディ・マックのおかげ、というのが米国国内の一般的な認識である。 |
| | 議会予算局 (CBO) | 一般的な国民は、ファニー・メイやフレディ・マックがどのような事業を行っているかよく理解しているわけではないが、これらに対する国民的人気は高い。 住宅GSEsについては、住宅の供給過剰とシステム・リスク(個別の金融機関の倒産、特定の市場又は決済システム等の崩壊が、他の金融機関、他の市場、又は金融システム全体に波及するリスク)の問題があるものと認識されている。しかし、近年のリスク管理は、デリバティブを用いるなど大変よくできたものなので、組織上のリスクが問題になる危険性はかなり低い。 |
| | 会計検査院 (GAO) | 米国においてMBS市場が発展した現在においては、ファニー・メイやフレディ・マックは完全民営化(いわゆる暗黙の政府保証を外すとの意味)すべきだが、これら住宅GSEsによるモーゲージ金利の引下げ効果というのは厳然として存在しているため、難しいところではある。 |
| ドイツ | ドイツ銀行 | KfWによるリファイナンスにおいては、民間金融機関のマージンは1パーセントで固定され、また、融資期間も固定されており、極めて規制色が濃く、変動マージン、変動期間の実現を要求している。こうした方式では、民間金融機関にKfWのプログラムを利用してもらえなくなってきたため、近年、中小企業向け貸出しに限り、KfWも信用リスクを負担するようになった。 |
| | ドイツ連邦銀行 | 特殊課題銀行によるリファイナンスは、民間金融機関にとって収益性が十分高いものとはいえないことが問題となっているものの、官民のコラボレーション体制が確立しており、おおむね良好に機能していると認識している。 公的金融機関と民間金融機関との競合については、特殊課題銀行よりも、ランドスバンク(州立銀行)の方がその度合いが大きかった(州政府がランドスバンクに対して保証責任、維持責任を負うことが民間金融機関との関係で不公平であるとの問題)。この問題を認めた2001年7月のEU競争力委員会における合意は、今後の健全な競争の促進につながるものである。 |
| | 抵当銀行協会 | 特殊課題銀行は、補助金付きないしはそれに類似する貸出しを行っており、低所得者向けに補完的な役割を果たしていると認識している。 KfWのプログラムを利用するか否かを判断するのは、あくまで民間金融機関である。このことにより、KfWの役割が補完的なものにとどまっているといえる。 |
| | ルードヴィヒ・マクシミリアン・ミュンヘン大学 | 特殊課題銀行は、民間金融機関の機能をうまく補完できているとみている。世論全体としても、特殊課題銀行全体に対して、さして不満は抱いていないはず。民間金融機関も、例えば、最大手のドイツ銀行など、全般的にみれば特殊課題銀行とは異なるマーケットを対象としており、さして不満は抱いていないのではないかと。 |
| | バイエルン州立銀行 | 全般的にみて、特殊課題銀行と民間金融機関との間に競合は存在しないと認識している。KfWの輸出信用分野にのみ不公平な競合があったが、これも、EUとの合意を受けてKfWから切り離されることになっている。 |
| | ドイツ銀行連盟 | 中小企業金融に関しては、ドイツはハウスバンク・システム、代理貸しの形態を取っているため、直接の競合はない。 |

(注) 当省が民間シンクタンクに委託して調査した結果による。

(4) 関連アンケート調査結果

我が国における公的資金の供給手法に関する民間金融機関等の認識については、当省が実施したアンケート調査結果によると、次のとおりとなっている。

ア 民間金融機関側の認識

民間金融機関との関係における政府金融機関等の在り方として、自ら貸出しを行うのではなく、民間金融機関が行う貸出しへの保証機能等を充実させることが重要との認識が都市銀行等などの業態において上位となっている。

また、個別の貸出分野について、民間金融機関が望ましいと考える今後の公的資金の供給手法として、すべての分野において保証・保険が上位となっているほか、中小企業、農林漁業、住宅・教育等個人分野等においては利子補給、大・中堅企業、個人（住宅）分野等においては証券化支援などを望ましいとする認識もみられる。一方で、今後も政府金融機関等による直接貸出が望ましいとする認識は、社会資本整備・地域開発、地方公共団体、企業の海外展開支援等の分野において上位となっている。

イ 借り手側の認識

（事業者）

政府金融機関等による直接貸出以外の、民間金融機関を介して同等の効果を実現する公的資金の供給手法について、「直接貸出と同等の効果があれば特に方法にはこだわらない」との認識と「政府金融機関等の貸出と同等の効果があつ、かつ、一定の条件が確保されれば特に方法にはこだわらない」との認識を合わせると、大・中堅企業において58.5パーセントとなっている。

（個人）

「政府金融機関等が自ら貸出しを行うよりも、民間の金融機関の貸出しを支援するような方法（保証等）を充実していくべき」との意見に対し、肯定的認識が45.3パーセントとなっている。

[資料46参照]

(5) 関連有識者インタビュー調査結果

公的資金の供給手法としては、市場への影響等にかんがみ、政府金融機関等による直接貸出は限定的に実施すべきとの意見が多数みられるほか、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、証券化支援など市場と調和したより間接的な手法に重点を置くべきとの意見がみられる。

なお、有識者意見のうち主なものを例示すれば、以下のとおりである。

全体として政府金融機関等が直接貸出を行うような出番は極めて限定的

時間を限定した証券化市場の育成や中小企業の資金調達手段の多様化促進に対する公的関与は許容範囲

資金の供給手法は、直接貸出から保証・保険、証券化へシフトしていくのが世界的に見ても大きな流れ

保証の在り方について、100パーセント保証は日本とスイスのみ。民間金融機関とのリスクシェアリング方式や貸倒れ実態に応じた可変保険料率などの導入を検討する必要がある。

資金供給手法としては、現在直接貸出が太宗を占めているが、今後はマーケットとの調和等を考えると、保証、証券化支援、リファイナンスなどに重点を置くべき。

一方で、直接貸出については、公的資金の供給の在り方として、モニタリング機能の発揮を前提とした政策的必要性を見極めた上、政府が実施する場合には直接貸出を行うことが基本で債務保証は限定すべきであるとの意見等もみられる。

[資料47参照]

以上、(1)から(5)までのように、諸外国における公的資金の供給手法をみると、直接貸出による資金供給は相対的に少なく、部分保証や証券化支援、リファイナンスなど、市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法が採られており、また、直接貸出で行われる場合であっても、協調融資を原則としていることなどから、限定的な場面を除き公的資金の供給に対して民業圧迫との批判は生じていない状況となっている。この点について、我が国の民間金融機関等や有識者においても、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、公的資金の供給は、市場機能等を活用したより間接的な手法を主体として行うべきとの意見が多数みられる。

資金供給手法としての効率性

第2 - では、我が国の政府金融機関等による公的資金の供給は、政府金融機関等による直接貸出の規模が大きく、このような資金供給の在り方に対し民間金融機関や有識者において、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、貸出しの対象等によっては、市場機能を活用したより間接的な手法を主体として行うべきとの意見が多数ある状況などがみられた。

第2 - では、第2 - において明らかになった状況を踏まえつつ、まず始めに直接貸出の手法による公的資金の供給について、その効率性を検証し（第2 - - 1 から4まで）、次に保証や証券化支援など直接貸出とは異なる代替的な資金供給手法と効率性についての比較検証を行う（第2 - - 5）こととした。

1 政府による財政負担の状況

(要旨)

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10 機関）の資金供給に係る効率性について、政府の財政負担面から検証した。

政府金融機関等に対する政府の財政負担には、出資金等及び補給金・交付金がある。出資金等は、損益計算上は費用として認識されないが、その機会費用（他の用途に使用したならば得られたであろう利益に相当する額）は実質的には国民負担に帰するものといえる。そこで、本項目において公的資金の供給に対する政府の財政負担を検証するに当たっては、各年度の政府の出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額を政府の財政負担としてとらえることとした。

この出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額について平成4年度から13年度までの10年間の政府金融機関等における総額の推移をみると、平成4年度は7,395億円であるが、市中金利の低下に伴う期限前償還の増加及び景気の低迷に伴う貸倒れの増加などを背景として11年度には9,313億円となっている。その後、更なる市中金利の低下が続く中で貸出金利と調達金利との利ざやの改善、特殊法人等改革による事業見直しに伴う財政支出の削減等の影響によって減少に転じており、13年度には6,905億円となっている。

これを各機関ごとにみると、平成4年度と13年度の対比で政府の財政負担額が増加している機関が3機関、減少している機関が7機関であり、13年度に最多であるのは住宅金融公庫の4,424億円である。

同様に、各機関ごとに単位貸出金（1億円）当たりの政府財政負担額の推移をみると、平成4年度と13年度との対比では2機関が増加しているほかは減少しており、13年度に最多であるのは農林漁業金融公庫の189万円である。

また、平成11年度から財政投融資を活用している事業を対象として、今後当該事業が終了するまでの間に政府から交付される補助金等の総額を割引現在価値として一定の前提条件に基づいて試算した政策コスト分析が公表されている。

平成14年度の政策コスト分析の結果は、政府金融機関等を単純に合計すると総額

4,163 億円の政策コストとなっている。また、金利が 1.0 パーセント上昇した場合など金利条件や貸倒償却率等の前提条件を変えた感応度分析を加味したベースでは、各政府金融機関等における下限値と上限値を単純合計すると、下限値 3,972 億円から上限値 1 兆 8,827 億円までの政策コストを要するとの試算結果が出ており、経済情勢等によっては、将来的にも相当程度の財政負担となるおそれがある。

なお、政策コスト分析に関して当省が実施した有識者に対するインタビュー調査では、感応度分析の導入など毎年度工夫がなされていることを評価する意見や政府金融機関等が有する様々なリスクの適確な測定や代替手法との比較検討を含め、引き続き、改善及び各機関における事業の在り方の見直し等への活用を期待する意見がみられる。

(1) 調査分析の視点等

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10 機関）の資金供給に係る効率性について、政府の財政負担面から検証した。

政府金融機関等は、資本金のうち政府出資額が全体の 79.7 パーセントである商工組合中央金庫を除き、全額政府出資の法人である。また、政府金融機関等には政府から低利かつ長期・固定金利での貸出しを行うための経費等を補てんするために収支差補給金や利子補給金等の補給金が交付されている。ただし、平成 4 年度から 13 年度までの 10 年間では、国際協力銀行には補給金が交付されておらず、商工組合中央金庫には激甚災害復旧貸付等の特別貸付に対する利子補給金のみが交付されている。公営企業金融公庫には平成 13 年度から、商工組合中央金庫には 14 年度から補給金が交付されていない。さらに、住宅金融公庫については、財政負担の平準化を図るため、本来補給金によって補てんされるべき額の一部を特別損失金として繰り延べ、この特別損失金を補てんするために必要な資金が、後年度に交付金として交付されている。

政府の出資金等は、損益計算上は費用として認識されないが、その機会費用（注）は実質的には国民負担に帰するものといえる。本項目において、政府金融機関等に対する政府の財政負担を検証するに当たっては、各年度の政府の出資金等の機会費用及び政府から各機関に交付されている補給金・交付金の合計額を政府の財政負担としてとらえることとした。

なお、以上の財政負担に対して、国際協力銀行及び日本政策投資銀行では利益金の一部について国庫納付が行われており、さらに課税法人である商工組合中央金庫は法人税を納付している。

また、機会費用の算出に当たっては、出資金等の期中平均額に 10 年物国債応募者利回りの各年度平均値を乗じて求めた。

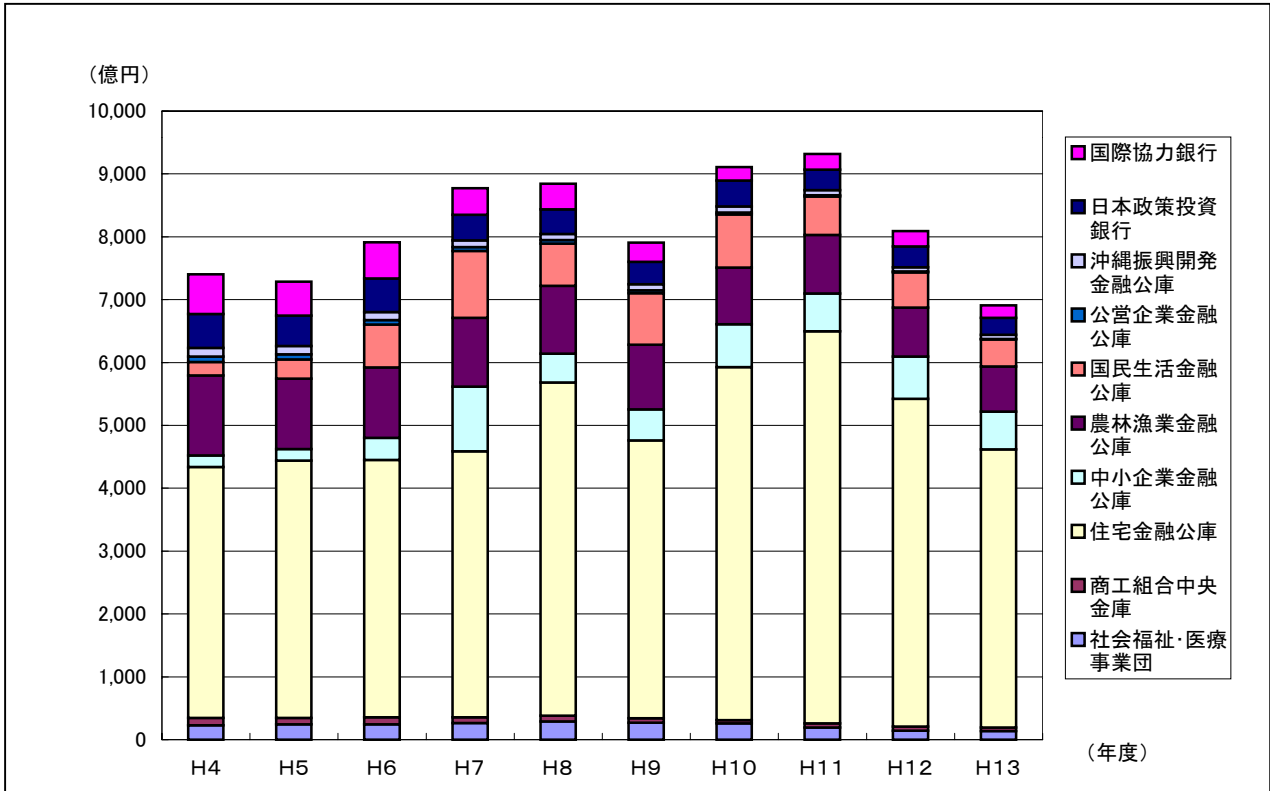
（注）機会費用とは、他の用途に使用したならば得られたであろう利益に相当する額をいう。

(2) 出資金等の機会費用及び補給金・交付金の推移

出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額について平成 4 年度から 13 年度までの 10 年間の政府金融機関等における総額の推移をみると、平成 4 年度は 7,395 億円であるが、市中金利の低下に伴う期限前償還の増加（後述第 2 - 2 - (5) 参照）及び景気の低迷に伴う貸倒れの増加（後述第 2 - 2 - (4) - ア参照）などを背景として 11 年度には 9,313 億円となっている。その後、更なる市中金利の低下が続く中での貸出金利と調達金利との利ざやの改善、特殊法人等改革による事業見直しに伴う財政支出の削減等の影響によって減少に転じており、13 年度には 6,905 億円となっている。

[図 - 1 - 1 及び図 - 1 - 2 参照]

図 - 1 - 1 政府財政負担額（出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額）の推移

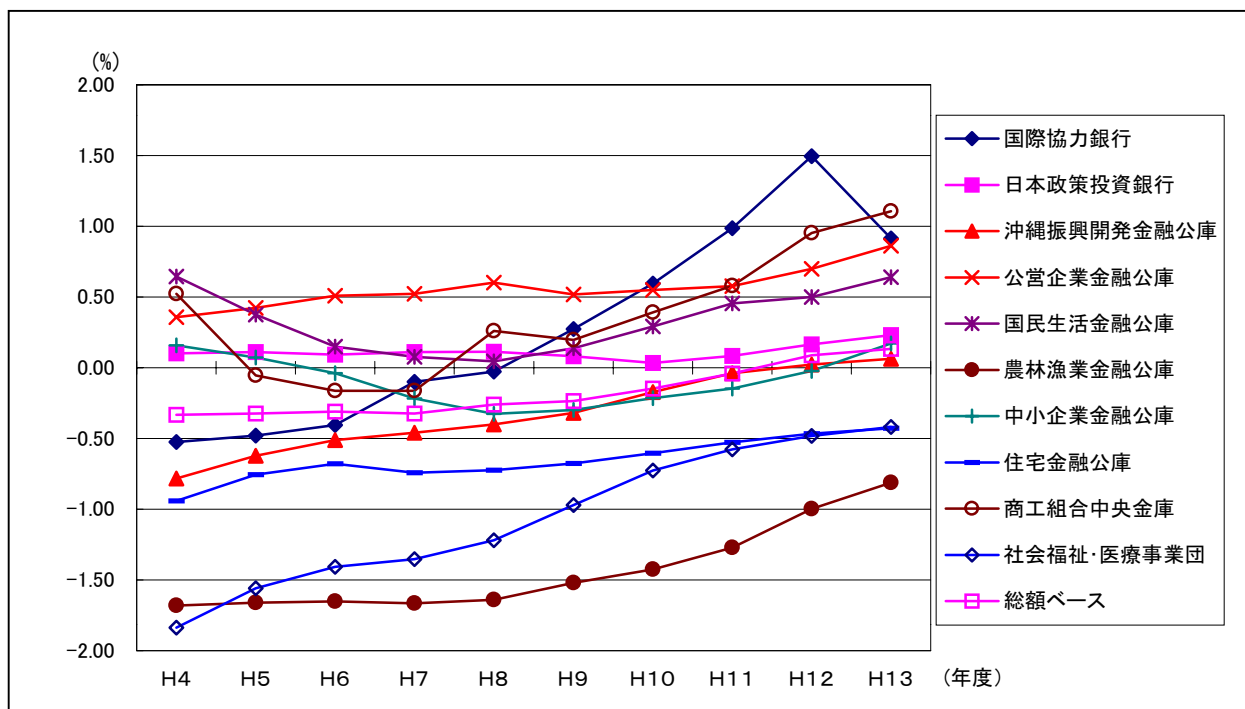


(単位：億円)

| 年 度 | H 4 | H 5 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H 1 0 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国際協力銀行 | 628 | 536 | 575 | 422 | 408 | 308 | 214 | 248 | 247 | 197 |
| 日本政策投資銀行 | 540 | 483 | 534 | 406 | 393 | 354 | 410 | 323 | 330 | 270 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 140 | 136 | 131 | 108 | 98 | 98 | 96 | 82 | 66 | 66 |
| 公営企業金融公庫 | 85 | 81 | 69 | 61 | 55 | 45 | 31 | 23 | 17 | 2 |
| 国民生活金融公庫 | 211 | 305 | 683 | 1,062 | 671 | 820 | 846 | 612 | 560 | 437 |
| 農林漁業金融公庫 | 1,276 | 1,117 | 1,117 | 1,095 | 1,078 | 1,029 | 901 | 929 | 778 | 715 |
| 中小企業金融公庫 | 182 | 187 | 356 | 1,033 | 462 | 492 | 681 | 603 | 670 | 603 |
| 住宅金融公庫 | 3,988 | 4,085 | 4,087 | 4,228 | 5,295 | 4,421 | 5,618 | 6,234 | 5,210 | 4,424 |
| 商工組合中央金庫 | 115 | 102 | 114 | 92 | 95 | 71 | 51 | 64 | 67 | 54 |
| 社会福祉・医療事業団 | 229 | 246 | 242 | 263 | 289 | 268 | 258 | 195 | 145 | 137 |
| 合 計 | 7,395 | 7,279 | 7,909 | 8,771 | 8,843 | 7,907 | 9,106 | 9,313 | 8,089 | 6,905 |

- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 端数処理(四捨五入)のため、合計が一致しない場合がある。
 3 出資金等の機会費用の算出に当たっては、出資金等の期中平均額(期首出資金等額に期末出資金等額を加えたものを2で除したもの)に毎月の10年物国債応募者利回りの各年度平均値(資料33参照)を乗じて求めた。
 4 出資金等は、各機関の政府出資金のほか、国際協力銀行は準備金及び積立金、日本政策投資銀行は準備金、沖縄振興開発金融公庫は積立金、商工組合中央金庫は法定準備金に国庫出資割合を乗じたもの、社会福祉・医療事業団は積立金を計上した。

図 - 1 - 2 貸出金利と調達金利との利ざやの推移



(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 利ざやは、貸出金利から調達金利を差し引いたものである。貸出金利及び調達金利についての計算式は、次のとおりである。

貸出金利 = 貸出金利 / 期中平均貸出残高

調達金利 = (借入金利息 + 債券利息 + 債券発行諸費 + 債券発行費償却 + 債券発行差金償却) / {(借入金 + 債券)の期中平均残高}

商工組合中央金庫の調達金利 = 資金調達費用 / {(債券 + 預金 + 譲渡性預金 + 借入金 + 特定取引負債 + 売渡手形 + コールマネー + 売現先勘定)の期中平均残高}

3 上記の図は、各年度における金融収支面からみた当該年度時点での利ざやの推移を表しており、長期資金の供給を行う機関では調達資金の借換時の影響に留意する必要がある。また、国際協力銀行のようにスワップを多用している機関ではスワップ相手先との受払利息についても考慮する必要があるが、上記の図では各機関横並びの観点から捨象している。

これを各機関ごとにみると、以下のとおり、平成4年度と13年度との対比で政府の財政負担が増加している機関は国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び住宅金融公庫の3機関であり、その他の7機関については、減少している。

国際協力銀行、日本政策投資銀行、公営企業金融公庫及び商工組合中央金庫については、従来から補給金等の交付がないか、又は限定的であり、政府からの財政負担は専ら出資金である。そのため、市中金利の低下に伴う機会費用の減少の影響から、政府の財政負担はおおむね減少している。

沖縄振興開発金融公庫及び社会福祉・医療事業団については、市中金利の低下が続く中で貸出金利と調達金利の利ざやが改善した影響などにより、政府の財政負担はおおむね減少している。

国民生活金融公庫については、平成7年9月の経済対策に基づく利子減免措置(注)及び期限前償還の増加の影響から、7年度に政府の財政負担額は最多となっている。同負担額は、平成8年度にいったん減少した後、10年度まで近年の経済情勢を背景にした貸倒れ増加や経済対策に伴う特別貸付の増加の影響等から増加しているが、11年度以降市中金利の低下や財政投融资改革(後述第2 - 3 - (2) - ア参照)により、調達金利が低下し、貸出金利との利ざやが改善したことなどから、減少に転じている。

農林漁業金融公庫については、農林漁業を取り巻く環境の変化や公共事業等において同公庫の貸出対象となる受益者負担部分の減少などの影響から、年々貸出残高が減少していることに加え、市中金利の低下が続く中での貸出金利と調達金利との利ざやの改善の影響等から、政府の財政負担も減少している。

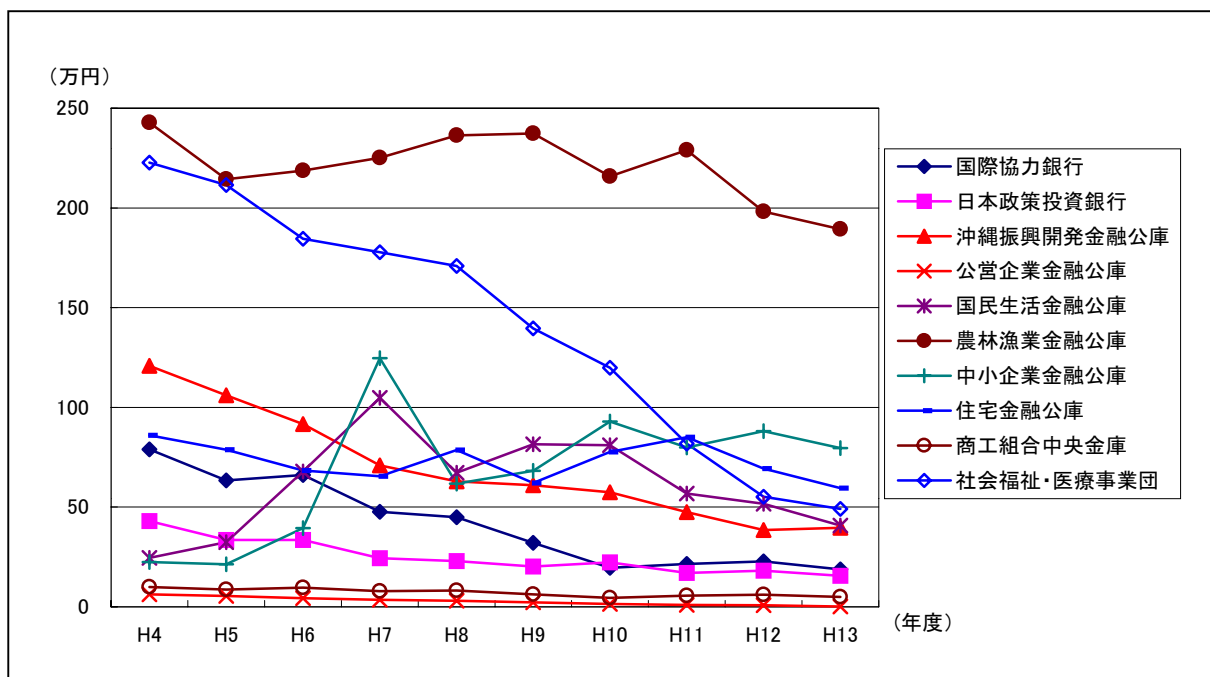
中小企業金融公庫についても、国民生活金融公庫と同様、平成7年9月の経済対策に基づく利子減免措置（注）及び期限前償還増加の影響から、7年度に政府の財政負担額は最多となっている。平成8年度にはいったん減少するが、10年度以降近年の経済情勢を背景にした貸倒れ増加の影響等もあり、600億円程度で推移している。

住宅金融公庫については、市中金利の低下に伴う期限前償還の増加の影響等から、平成11年度までは政府の財政負担はおおむね増加しているが、その後減少している。平成13年度における財政負担額4,424億円は、10機関中最多となっている。なお、同公庫は、前述した特別損失制度により後年度へ政府の財政負担を一部繰り延べており、特別損失金は平成13年度末において3,414億円となっている。

（注）当該利子減免措置は、利率が年5.0パーセントを上回る既往の貸出しに係る金利のうち5.0パーセント超となる部分の利息を免除するもの。

また、政府金融機関等の出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額を単位貸出金（1億円）当たりで換算した単位貸出金当たりの政府の財政負担額について、平成4年度から13年度までの10年間の推移を各機関別にみると、4年度と13年度との対比では、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫の2機関が増加しているほかは減少しており、13年度に最多であったのは農林漁業金融公庫の189万円であった。 [図 - 1 - 3 参照]

図 - 1 - 3 単位貸出金（1億円）当たりの政府財政負担額の推移



（注）1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 単位貸出金（1億円）当たりの政府の財政負担額の計算式は、次のとおりである。

単位貸出金（1億円）当たりの政府の財政負担額 = 出資金等の機会費用及び補給金・交付金の合計額 / 期中平均貸出残高 × 1億円

(3) 政策コスト分析

ア 政策コスト分析の結果

財政融資資金を利用した事業に係る将来の国民負担のディスクロージャーを充実させる観点から、財政投融资改革の一環として平成 11 年度から政策コスト分析が公表されている。

この政策コスト分析は、財政投融资事業を対象として、政府から将来にわたって交付される補助金などを現在の価値に評価した総額（割引現在価値額）を一定の前提条件に基づいて仮定計算したものであり、事業の実施による将来の国民負担を明らかにし、事業の透明性を高めるとともに、適切な政策判断に資することが期待されるものである。

政府金融機関等における平成 14 年度政策コスト分析結果をみると、最大値で農林漁業金融公庫の 4,129 億円、最小値で住宅金融公庫のマイナス 4,349 億円となっており、各機関を単純に合計すると総額 4,163 億円の政策コストとなっている。なお、住宅金融公庫の政策コストがマイナス（結果として利益金が生じ、国庫納付することとなるもの）となっているのは、同公庫の貸出しが段階金利制により貸出後 11 年目以降貸出金利が上がる一方、資金調達金利は一定の低金利のまま推移することから、将来利益金が生じる結果となるためである。

また、政策コスト分析は、一定の前提条件に基づく仮定計算であるため、金利や貸倒償却率などの前提条件によって政策コストが変動することとなる。このため各機関では、金利を 1.0 パーセント上昇させた場合、貸倒償却率を 0.1 パーセントポイント上昇させた場合など、複数の感応度分析を実施している。こうした感応度分析の結果は、政策コストの変動幅を示しているものと考えられる。

平成 14 年度政策コスト分析結果について感応度分析を加味したベースでみると、前述の農林漁業金融公庫は下限値 4,129 億円から上限値 4,394 億円（貸倒償却率を 0.1 パーセントポイント上昇させた場合）住宅金融公庫は下限値マイナス 4,349 億円から上限値 8,313 億円（金利を 1.0 パーセント低下させた場合）となるなど、各機関の変動幅を単純合計すると政府金融機関等総額で下限値 3,972 億円から上限値 1 兆 8,827 億円の政策コストを示す結果となっており、経済情勢等によっては、将来的にも相当程度の財政負担となるおそれがある。

[表 - 1 - 1 参照]

表 - 1 - 1 政策コスト分析の結果（平成 14 年度）

（単位：億円）

| 区 分 | 政策コスト分析 | | 感 応 度 分 析 | |
|------------|----------|--------|------------------------|---------------------|
| | 政策コスト(A) | 増減額(B) | 政策コスト(A+B) | 変化させた前提条件とその変動幅 |
| 国際協力銀行 | 993 | 17 | 1,010 | 期限前償還発生率 1.0%ポイント上昇 |
| | | 106 | 1,099 | 金利 1.0%上昇 |
| | | 462 | 1,455 | 貸倒償却率 0.1%ポイント上昇 |
| 日本政策投資銀行 | 1,322 | -26 | 1,296 | 金利 1.0%上昇 |
| | | 4 | 1,326 | 期限前償還額 10%上昇 |
| | | 144 | 1,466 | 貸倒償却率 0.1%ポイント上昇 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 124 | 14 | 138 | 貸倒償却率 10%上昇 |
| | | 43 | 167 | 期限前償還発生率 10%上昇 |
| | | 231 | 355 | 金利 1.0%上昇 |
| 公営企業金融公庫 | 91 | 0 | 91 | 金利 1.0%上昇 |
| 国民生活金融公庫 | 182 | 61 | 243 | 期限前償還発生率 1.0%ポイント上昇 |
| | | 329 | 511 | 貸倒償却率 0.1%ポイント上昇 |
| | | 613 | 795 | 金利 1.0%上昇 |
| 農林漁業金融公庫 | 4,129 | 131 | 4,260 | 金利 1.0%上昇 |
| | | 265 | 4,394 | 貸倒償却率 0.1%ポイント上昇 |
| 中小企業金融公庫 | 766 | 0 | 766 | 期限前償還発生率 1.0%ポイント上昇 |
| | | 22 | 788 | 金利 1.0%上昇 |
| | | 272 | 1,038 | 貸倒償却率 0.1%ポイント上昇 |
| 住宅金融公庫 | -4,349 | 8,933 | 4,584 | 金利 1.0%上昇 |
| | | 12,662 | 8,313 | 金利 1.0%低下 |
| 商工組合中央金庫 | 278 | -165 | 113 | 金利 1.0%上昇 |
| 社会福祉・医療事業団 | 627 | 15 | 642 | 金利 1.0%上昇 |
| 合 計 | 4,163 | | 下限値 3,972 ~ 上限値 18,827 | |

（注）財務省公表資料を基に当省が作成した。

イ 政策コスト分析に関連する有識者インタビュー調査結果

当省が実施した有識者に対するインタビュー調査においては、政策コスト分析に関して、感応度分析の導入など毎年度工夫がなされていることを評価する意見がある一方、金利リスクや信用リスクなど政府金融機関等が有する様々なリスクの適確な測定が必要である、代替手法とのコスト比較を導入すべきであるといったように、現行の政策コスト分析に対して、引き続き、改善及び各機関における事業の在り方の見直し等への活用を期待する意見がみられる。

2 政府金融機関等が有するリスクの状況

(要旨)

政府金融機関等は、民間金融機関と同様に、金融業務に付随する様々なリスクを抱えており、そのリスク管理が適切に行われない場合、将来における政府の財政負担につながる可能性がある。民間金融機関は、金融庁が策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日付け金検第177号)により、ALM管理(資産・負債の総合管理)の確立など適切なリスクの把握とその管理が求められているところであるが、政府金融機関等についてもリスク管理を一層適切に行う必要から、平成15年度から金融庁による検査が導入されることとなっており、また、第2-1-1でみたように、政府金融機関等は政府の財政負担を伴って運営されていることから、より適切なリスクの把握及び管理が求められる上、国民への説明責任の徹底を図る観点から、民間金融機関以上にリスク情報の開示を進めていくことが求められている。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等(10機関)について、リスクの管理状況及び各機関が抱える主たるリスクの状況を検証した。なお、各機関が抱えるリスクの状況把握について、金利リスクに関してはBPV分析等による測定を行った。信用リスク及び期限前償還リスクについては、データの制約から、現在有するリスク量を定量的に把握することは困難なため、リスクの顕在化の状況を時系列的に分析した。

(リスク管理の状況)

政府金融機関等におけるALM管理などリスク管理に関する取組状況を見ると、2機関においては、ALM管理について平成14年8月現在試行段階にあり、本格的なALM管理が導入されていない状況にある。

ALM管理を実施しているとする8機関について、その内容をみると、2機関はALM委員会等のリスク管理組織が設置されていない。また、政策コスト分析における金利感応度分析等により各機関が有するリスクが一部明らかになっているが、ALM管理に伴う分析によって把握した金利リスク量を一般に公表しているのは、2機関にとどまっている。さらに、信用リスクの把握及び管理に関しては、信用リスクの計量化などその高度化に向けた取組は緒についたばかりの状況である。

一方、都市銀行などの民間金融機関は、既にALM管理として多面的な分析手法を利用したリスクの把握・管理に取り組んでおり、かつ、分析によって把握したリスク量についてもディスクロージャー誌等で一般に公表している。また、信用リスクについても、個々の借り手の信用格付を行うとともに、ポートフォリオ全体の信用リスクの計量化が行われ、ALM管理と併せ、総合的なリスク管理が行われている。

(金利リスクの状況)

政府金融機関等は、主に財政融資資金からの借入れ及び債券発行によって調達した資金を長期・固定金利で運用しており、資金の調達と運用との期間ギャップにより金利リスクがある。

当省がALM管理で用いられているデュレーション分析により、データが把握可能な9機関の平成13年度末現在の資金運用と資金調達との平均残存期間を試算したところ、全機関ともに資金調達期間が資金運用期間よりも短く、最大で4.39年のデュレーション

ン・ギャップが存在している状況である。

次に、金利が上昇した場合の現在価値影響額（金利リスク量）を把握するB P V分析を行ったところ、平成13年度末において、金利が10ベーシスポイント（0.1パーセントポイント）上昇した場合、政府金融機関等（9機関）の総額ベースで1,896億円の現在価値が失われる結果となる。これを個別機関ごとに単位貸出金当たりの影響額に換算し、民間金融機関の事例と比較したところ、当該民間金融機関を超える現在価値喪失額を示す機関が5機関ある。

（信用リスクの状況）

政府金融機関等の平成4年度から13年度までの期中平均貸出残高に対する貸出金償却額の割合である貸出金償却率の推移をみると、6機関がおおむね上昇している。また、平成7年度から13年度までの期末貸出残高に対する延滞債権額の割合である延滞債権率の推移をみると、7機関がおおむね上昇している。

また、政府金融機関等は、平成12年度決算から「行政コスト計算財務書類」を作成し、その中で、貸出債権の査定など民間と同様の会計処理を実施した場合における「民間企業仮定貸借対照表」を公表している。この民間企業仮定貸借対照表と従来からの特殊法人等会計処理基準等に基づく貸借対照表について、平成13年度末の貸倒引当金計上額の比較を行うと、民間企業仮定貸借対照表の貸倒引当金の方が多くなる機関が6機関あり、政府金融機関等全体では総額1兆1,432億円多くなる結果となっている。

（期限前償還リスクの状況）

政府金融機関等における平成4年度から13年度までの期中平均貸出残高に対する期限前償還額の割合である期限前償還発生率をみると、7年度に当時の大幅な金利低下などを反映し、9機関において前年度よりも高くなっている。その後は、市中金利が下降局面から低金利の状態でも安定的に推移したため、期限前償還発生率は漸減傾向にあったが、平成12年度から13年度にかけては7機関において増加している。ただし、期限前償還が発生したとしても、適切な補償金の徴収等を行っていけば、リスクの顕在化には結びつかない点に留意が必要である。

なお、当省が実施したアンケート調査結果によると、民間金融機関のみならず事業者や個人においても、政府金融機関等の在り方について国の財政支援など国民負担の増加が懸念されるとの意見が多数となっており、また、政府金融機関等に対する国民負担の増加が懸念される要因として、民間金融機関においては、信用リスクや金利リスクの顕在化を挙げる意見が上位となっている。

以上のように、政府金融機関等が有する様々なリスクの状況について検証したところ、A L M管理による金利リスクの把握を始め、リスクの定量的把握・管理及び情報の開示に関して、都市銀行などの民間金融機関に比べ全般的に遅れている状況がみられる。

また、金利リスク、信用リスク等についてみると、今後の金融・経済情勢によっては、金利リスク面では適切な金利リスク管理を十分に行っていないければ財政負担が発生する可能性があり、また、信用リスク面でもリスクが顕在化するおそれがある。

(1) 調査分析の視点等

金融機関は、金利の変動や契約の不履行などによって損害を被る危険性（リスク）を抱えており、政府金融機関等も民間金融機関と同様に、金融業務に付随する様々なリスクを抱えている。近年、グローバル化の進展や金融技術の高度化等金融を巡る諸情勢の変化により、民間金融機関におけるリスク管理の重要性は飛躍的に増しており、金融庁が策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日付け金検第177号。以下「金融検査マニュアル」という。)においても、ALM管理（注1）の確立など適切なリスクの把握とその管理が求められているところである。

[資料36参照]

政府金融機関等においても、財務の健全性及び透明性の確保の要請の高まりを踏まえ、リスク管理を一層適切に行う必要から、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律(平成14年法律第56号)に基づき、社会福祉・医療事業団及び中小企業総合事業団を除いて、平成15年度から金融庁の金融検査の対象になることとされている。

さらに、第2-1でみたように、政府金融機関等が行う公的資金の供給は、政府の財政負担を伴って運営されており、より適切なリスクの把握及び管理が求められる上、国民への説明責任の徹底を図る観点から、民間金融機関以上にリスク情報の開示を進めていくことが求められている。

また、政府金融機関等は、平成13年度の財政投融资改革に伴い、政府保証のない財投機関債の発行によって自ら資金調達も行っており、この点からも、従来以上に投資家等から適切なリスク管理や情報のディスクロージャーが求められている。

なお、上記の金融検査マニュアルでは、金利リスク（注2）を始めとする市場リスクに対するチェック項目として、ALM委員会等の設置、複数の分析手法を利用した多面的なリスク管理等を挙げている。また、信用リスクに対するチェック項目として信用格付基準、ポートフォリオ（注3）管理方針等を規定したクレジット・ポリシー（貸出業務に対する基本方針）の確立と適切な実行及び信用リスクの計量化（注4）などを挙げている。

[資料37参照]

(注1) ALM (Assets and Liabilities Management) とは、金融機関がリスクを予測しながらできるだけ高い収益を確保するための手法。具体的な手法は金融機関によって異なるが、一般的には、すべての預金や貸出しの金利、期間を把握した上で、金利の変動などがあった場合に収益がどう変わるか予測し、銀行全体としてのどのような資金調達・運用がよいか選択する。最近では、信用リスクの計量化も併せすべてのリスクを一元的に管理する総合リスク管理が主流になりつつある。

(注2) 金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下又は損失を被るリスクをいう。

(注3) ポートフォリオとは、金融機関が所有する各種の金融資産の組み合わせのことをいう。

(注4) 信用リスクの計量化とは、与信案件ごとなど過去のデータベースの構築を行い、予想される貸倒確率や回収確率等を設定することによってポートフォリオ全体の損失額の確率分布を求め、与信先のデフォルト（支払不能）による将来の損失額(信用リスク量)を推計するもの。こうした信用リスクの計量化は、自己資本に見合った適切なリスクの引受けや与信集中の排除など効率的なポートフォリオ構築に資する。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等（10機関）について、リスクの管理状況及び各機関が抱える主たるリスクの状況を検証した。なお、各機関が抱えるリスクの状況把握について、金利リスクに関してはBPV（ベース・ポイント・バリュー）分析等による測定を行った。信用リスク及び期限前償還リスクについては、データの制約から、現在有するリスク量を定量的に把握することは困難なため、リスクの顕在化状況を時系列的に分析した。

(2) リスク管理の状況

ア 政府金融機関等のリスク管理体制

政府金融機関等におけるALM管理の取組状況をみると、沖縄振興開発金融公庫及び社会福祉・医療事業団の2機関は、平成14年8月現在試行段階にあり、本格的なALM管理が導入されていない。

ALM管理を実施しているとする8機関の中でも、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫の2機関はALM委員会等のリスク管理組織が未設置であるなど、管理体制の整備面について差異がみられる。

また、政策コスト分析における金利感応度分析等によって各機関が有するリスク情報が一部明らかにはなっているものの、ALM管理に伴う各種分析手法によって把握した金利リスク量を一般に公表しているのは、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫の2機関のみである。

さらに、政府金融機関等における信用リスクの管理状況についてみると、行内格付の実施などに取り組んでいる機関はあるものの、保有するポートフォリオ全体としての信用リスクの計量化・管理など信用リスク管理の高度化に向けた取組は緒についたばかりの状況にある。

[表 - 2 - 1 参照]

イ 民間金融機関のリスク管理体制

一方、民間金融機関のリスク管理体制に関して、都市銀行7行について、ディスクロージャー誌等から各行のリスク管理状況を調査した結果、各行ともに、ALM委員会等管理体制の確立及び多面的な分析手法を利用したリスクの把握・管理の取組等、ALM管理が徹底されており、ALM分析により把握したリスク量もディスクロージャー誌等の中で一般にも公表されている。さらに、スコアリング技術等の活用によって個々の借り手の信用格付を行うとともに、ポートフォリオ全体の信用リスクの計量化やクレジットデリバティブ(注)が行われており、ALM管理と併せ、総合的なリスク管理が行われている。

[表 - 2 - 1 参照]

(注) クレジットデリバティブとは、信用リスクを定量化し、スワップ等の形式で売買する取引をいう。

表 - 2 - 1 政府金融機関等のリスク管理の実施状況

| 区分 | 金利リスク・ALM 管理の実施状況 | | | | その他のリスク・主な管理手法 | | | |
|------------|-------------------|----------------------------|--|---------|---------------------|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| | 実施の有無 | 主たる管理組織 | 主な把握手法 | 分析結果の公表 | 主な管理手法 | 為替リスク | 信用リスク | 期限前償還リスク |
| 国際協力銀行 | 実施 | 統合リスク管理課 | ギャップ分析、シナリオ分析 (BPV、VaR を試行中) | - | 金利スワップ | 通貨スワップ、先物外国為替にてフルヘッジ | (信用リスク計量化モデル開発中) | プリペイ・プレミアム |
| 日本政策投資銀行 | 実施 | ALM 委員会 | ギャップ分析、現在価値分析、金利感応度分析 | - | 金利スワップ | 通貨スワップ、先物外国為替にてフルヘッジ | (信用リスク計量化モデル開発中) | 繰上弁済補償金 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 試行中 | - | (デュレーション分析、BPV、EaR を試行中) | - | - | - | - | 繰上弁済補償金 (ただし、一部貸出しを除く。) |
| 公営企業金融公庫 | 実施 | リスクマネジメント会議 | ギャップ分析、シナリオ分析、デュレーション分析、BPV | - | - | 通貨スワップ、先物外国為替にてフルヘッジ | - | 補償金 |
| 国民生活金融公庫 | 実施 | - | ギャップ分析、デュレーション分析、BPV | - | - | - | - | - |
| 農林漁業金融公庫 | 実施 | ALM 委員会 | ギャップ分析、デュレーション分析、BPV | - | - | - | (信用格付システム開発中) | 繰上償還手数料 (ただし、対象は主として食品産業関係資金。) |
| 中小企業金融公庫 | 実施 | - | ギャップ分析、デュレーション分析、BPV、VaR | - | - | 通貨スワップ、先物外国為替にてフルヘッジ | (信用リスク計量化モデル開発中) | 期限前弁済手数料 |
| 住宅金融公庫 | 実施 | ALM 委員会 | ギャップ分析 | - | ABS 債発行 | - | - | - |
| 商工組合中央金庫 | 実施 | ALM 委員会 | ギャップ分析、シナリオ分析、デュレーション分析、BPV、VaR | - | 金利スワップ | 通貨スワップ、先物外国為替 | 10 段階信用格付制度、スコアリング方式の信用度評価 | 期限前弁済手数料 |
| 社会福祉・医療事業団 | 試行中 | - | (ギャップ分析、シナリオ分析、デュレーション分析、BPV、EaR を試行中) | - | - | - | - | 弁済補償金 |
| (参考) 都市銀行 | 実施 | リスク管理委員会、ALM 委員会、総合リスク統括部等 | ギャップ分析、シナリオ分析、BPV、VaR、EaR | - | 金利先物、金利スワップ、金利オプション | 通貨スワップ、通貨オプション、先物外国為替 | 行内信用格付、信用リスク計量化、クレジットデリバティブ | - |

(注) 1 関係府省の資料及び都市銀行ディスクロージャー誌等を基に当省が作成した。

なお、「実施の有無」欄は、関係府省の回答結果による。

2 「主な管理手法」欄の国際協力銀行の金利スワップは、外貨貸出業務のみを対象としたものである。

3 「期限前償還リスク」欄は、期限前償還時の補償金等の徴収制度を示している。

4 「分析結果の公表」欄の「-」は、平成 13 年度決算において分析結果の公表を行っている機関を示し、「-」は公表を行っていないものを示している。公表している機関については、国民生活金融公庫は財投機関債券内容説明書 (平成 14 年度) にてデュレーション分析値、中小企業金融公庫はディスクロージャー誌 (平成 14 年度) 及び財投機関債券内容説明書 (平成 14 年度) にてギャップ分析値、デュレーション分析値、BPV 値、VaR 値、都市銀行はディスクロージャー誌にて VaR 値 (全行)、BPV 値 (みずほグループ) を公表している。

(3) 金利リスクの状況

ア 資金の調達と運用の期間ギャップ

政府金融機関等は、主に、財政融資資金からの借入れ及び債券発行によって調達した資金を長期・固定金利で運用（貸出し）している。

平成13年度における各機関の財政融資資金からの借入れや債券の発行による資金調達期間と、新規の貸出しによる平均運用期間を単純比較すると、資金調達期間が資金運用期間よりも15年程度短い機関があるなど、資金の調達と運用との期間ギャップにより金利リスクがある。

[表 - 2 - 2 参照]

表 - 2 - 2 政府金融機関等における資金の調達及び運用の期間（平成13年度）

| 区 分 | 資金調達期間 | | 資金運用期間 |
|------------|-----------------------|----------------|---------------------------------|
| | 財政融資資金からの借入れによる資金調達期間 | 債券の発行による資金調達期間 | 新規の貸出しによる資金の平均運用期間 |
| 国際協力銀行 | 10年 | 5年、10年 | 10.9年 |
| 日本政策投資銀行 | 15年、20年 | 5年、10年 | 14.1年 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 15年 | - | 20.4年 |
| 公営企業金融公庫 | - | 10年 | 24.4年 |
| 国民生活金融公庫 | 5年、9年 | 5年 | 5.8年(普通貸付) 9.3年(生活衛生貸付) |
| 農林漁業金融公庫 | 10年、20年 | 5年 | 17.5年 |
| 中小企業金融公庫 | 5年 | 5年、6年、10年 | 8.4年 |
| 住宅金融公庫 | 10年、20年、23年 | 10年、35年 | 28.6年(マ体-ム新築) 32.1年(マンション購入) |
| 商工組合中央金庫 | - | 1年、3年、5年 | 1.4年 |
| 社会福祉・医療事業団 | 20年 | - | 19.7年(福祉貸付) 21.1年(医療貸付) |

(注) 関係府省の資料を基に当省が作成した。

当省がALM管理で用いられているデュレーション分析(注)を用いて、データが把握可能な9機関における平成13年度末現在の資金調達と資金運用の平均残存期間を試算したところ、最小で中小企業金融公庫の0.26年から最大で沖縄振興開発金融公庫の4.39年のデュレーション・ギャップ(資金調達期間と資金運用期間との期間ギャップ)があるなど、全機関ともに資金調達期間が資金運用期間よりも短く、金利リスクを抱える結果となっている。 [表 - 2 - 3 参照]

(注) デュレーションとは、キャッシュフローの期間をそれぞれの現在価値でウェイト付けした加重平均をいう。

デュレーション分析は、資産側デュレーションと負債側デュレーションの差をデュレーション・ギャップとして、正味現在価値(資産側現在価値-負債側現在価値)の金利変化に伴う変動性を把握する分析方法であり、この値が大きいほど金利リスクを有するといえる。

表 - 2 - 3 デュレーション分析の結果（平成 13 年度末現在）

（単位：年）

| 区 分 | 資金運用(A) | 資金調達(B) | ギャップ(A-B) | 各機関分析ギャップ |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 国際協力銀行 | 4.11 | 3.83 | 0.27 | - |
| 日本政策投資銀行 | 5.33 | 4.47 | 0.86 | - |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 8.94 | 4.55 | 4.39 | - |
| 公営企業金融公庫 | 7.86 | 4.77 | 3.09 | 3.39 |
| 国民生活金融公庫 | 3.36 | 1.98 | 1.38 | 1.32 |
| 農林漁業金融公庫 | 8.19 | 5.31 | 2.88 | 3.00 |
| 中小企業金融公庫 | 3.41 | 3.15 | 0.26 | 0.17 |
| 住宅金融公庫 | - | 6.78 | - | - |
| 商工組合中央金庫 | 2.16 | 1.60 | 0.56 | - |
| 社会福祉・医療事業団 | 7.15 | 6.68 | 0.47 | - |

- (注) 1 関係府省提出の上記機関の平成 13 年度末時点における各年度の約定ベースの償還予定表（資金運用勘定）及び返済予定表（資金調達勘定）を基に当省が試算した。
- 2 端数処理(四捨五入)のためギャップ値が一致しない場合がある。
- 3 「各機関分析ギャップ」欄は、各機関が自ら実施したデュレーション分析のギャップ値である（機関の中には内部データとして把握しているものの公表していない機関もある。）なお、各機関では、現在価値化する際の割引率など分析に当たった前提条件等が当省とは異なることから、分析結果も若干異なるものとなっている。
- 4 住宅金融公庫の資金運用期間については、資金運用に係る償還予定を把握することは困難とのことであったので試算を行っていない。

イ 金利リスクの計測結果

A L M 管理の中で金利リスクを測定する分析手法として、金利の変動に対し、現在保有する資産・負債の現在価値がどの程度変化するか測定する B P V 分析がある。

当省が B P V 分析を用いて、平成 13 年度末時点で金利水準が 10 ベースポイント（0.1 パーセントポイント）上昇した場合の現在価値影響額（金利リスク量。以下「10 B P V 値」という。）を政府金融機関等（データ把握可能な 9 機関）で試算したところ、最小で社会福祉・医療事業団のマイナス 21 億円、最大で公営企業金融公庫のマイナス 1,110 億円と全機関ともにマイナス（現在価値が喪失する結果）となり、政府金融機関等総額ベースで 1,896 億円の現在価値が失われる結果となる。

さらに、各機関における 10 B P V 値を単位貸出金（1 億円）当たりの現在価値影響額に換算し、民間金融機関の事例と比較した結果、当該民間金融機関を超える現在価値喪失額を示す機関が 5 機関ある。

[表 - 2 - 4 参照]

住宅金融公庫については、前述のとおり A L M 管理を実施しているとするものの、資金運用に係る償還予定を把握することは困難であったので、今回の分析において、現在同公庫が抱えている金利リスク量を測定することはできなかった。

なお、同公庫は、政策コスト分析における金利感応度分析の結果（前述第 2 - - 1 - (3) - ア参照）等からも明らかなように、相当程度の金利リスクを抱えているものと推測される。

表 - 2 - 4 B P V分析の結果（平成 13 年度末時点）

| 区 分 | 10BPV 値(A) | 期末貸出残高(B) | (A/B) × 1 億円 | 各機関分析 10BPV 値 |
|------------|------------|------------|--------------|------------------|
| 国際協力銀行 | -44 億円 | 105,577 億円 | -41,536 円 | - |
| 日本政策投資銀行 | -249 億円 | 168,040 億円 | -148,252 円 | - |
| 沖縄振興開発金融公庫 | -86 億円 | 16,303 億円 | -528,135 円 | - |
| 公営企業金融公庫 | -1,110 億円 | 240,471 億円 | -461,759 円 | -1,156 億円 |
| 国民生活金融公庫 | -160 億円 | 106,685 億円 | -149,596 円 | (1BPV=-16 億円) |
| 農林漁業金融公庫 | -136 億円 | 36,976 億円 | -368,871 円 | (100BPV=-971 億円) |
| 中小企業金融公庫 | -26 億円 | 75,460 億円 | -33,970 円 | (100BPV=-175 億円) |
| 住宅金融公庫 | - | 726,483 億円 | - | - |
| 商工組合中央金庫 | -64 億円 | 105,393 億円 | -60,861 円 | -70 億円 |
| 社会福祉・医療事業団 | -21 億円 | 28,352 億円 | -73,667 円 | - |
| 合 計 | -1,896 億円 | | | |
| A 銀行 | | | -80,671 円 | |

- (注) 1 政府金融機関等は、関係府省提出の上記機関の平成 13 年度末時点における各年度の約定ベースの償還予定表（資金運用勘定）及び返済予定表（資金調達勘定）を基に当省が試算した。
- 2 端数処理(四捨五入)のため合計や単位貸出金（1 億円）当たりの 10 B P V 値が一致しない場合がある。
- 3 「各機関分析 10 B P V 値」欄は、各機関が自ら実施した B P V 分析の 10 B P V 値である。
ただし、() 内数字は、1 ベースポイント又は 100 ベースポイント金利水準が上昇した場合の現在価値影響額である。なお、各機関では、現在価値化する際の割引率など分析に当たっての前提条件等が当省とは異なることから、分析結果も若干異なるものとなっている。
- 4 A 銀行は、都市銀行及び長期信用銀行においてディスクロージャー誌等の中で 10 B P V 値を公表している銀行のうち、最も大きな現在価値喪失額を示している銀行について、当省が単位貸出金（1 億円）当たりの 10 B P V 値に換算したものである。

(4) 信用リスクの状況

政府金融機関等について、現在抱えている信用リスク量を定量的に把握することは困難であるため、各機関の信用リスクの状況について、貸出金償却率、延滞債権率、貸倒引当金計上額等といった信用リスクが顕在化した状況を示す指標から分析することとする。

ア 貸出金償却率

平成 4 年度から 13 年度までの政府金融機関等の貸出金償却率をみると、6 機関でおおむね上昇している。

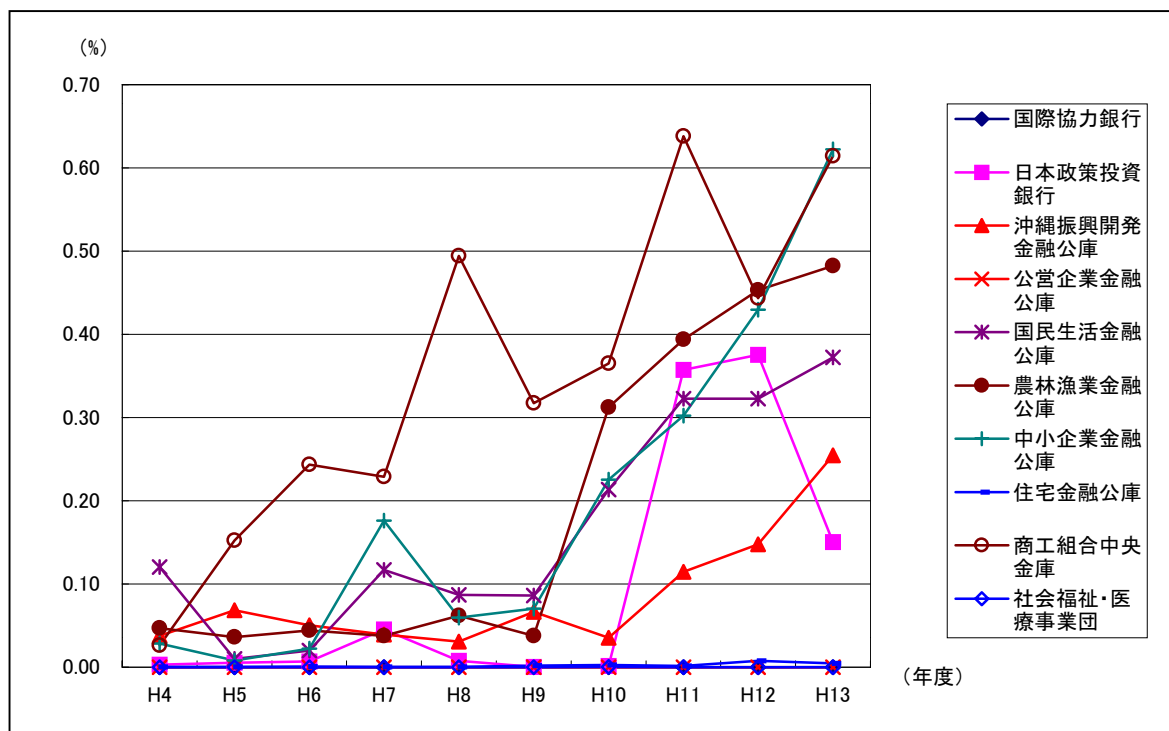
一方、国際協力銀行及び公営企業金融公庫の 2 機関は、この間貸出金を償却していない。

また、社会福祉・医療事業団は、この間平成 10 年度と 13 年度に貸出金を償却しているのみであり、両年度における貸出金償却率はほぼ 0 パーセントである。

なお、日本政策投資銀行は、平成 11 年度に苫小牧東部開発株式会社、12 年度にむつ小川原開発株式会社に対する貸出金を償却している関係から、両年度が突出した推移となっている。

[図 - 2 - 1 参照]

図 - 2 - 1 貸出金償却率の推移



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 貸出金償却率についての計算式は、次のとおりである。

$$\text{貸出金償却率} = \text{貸出金償却額} / \text{期中平均貸出残高}$$

 3 貸出金償却額について、商工組合中央金庫は貸出金償却額、貸倒引当金目的取崩額、債権売却損等（整理回収機構売却損、取引先支援損、債権売却損失引当金繰入額、その他債権売却損の合計。）の合計額を、その他の政府金融機関等は貸出金償却額のみを計上した。

イ 延滞債権率

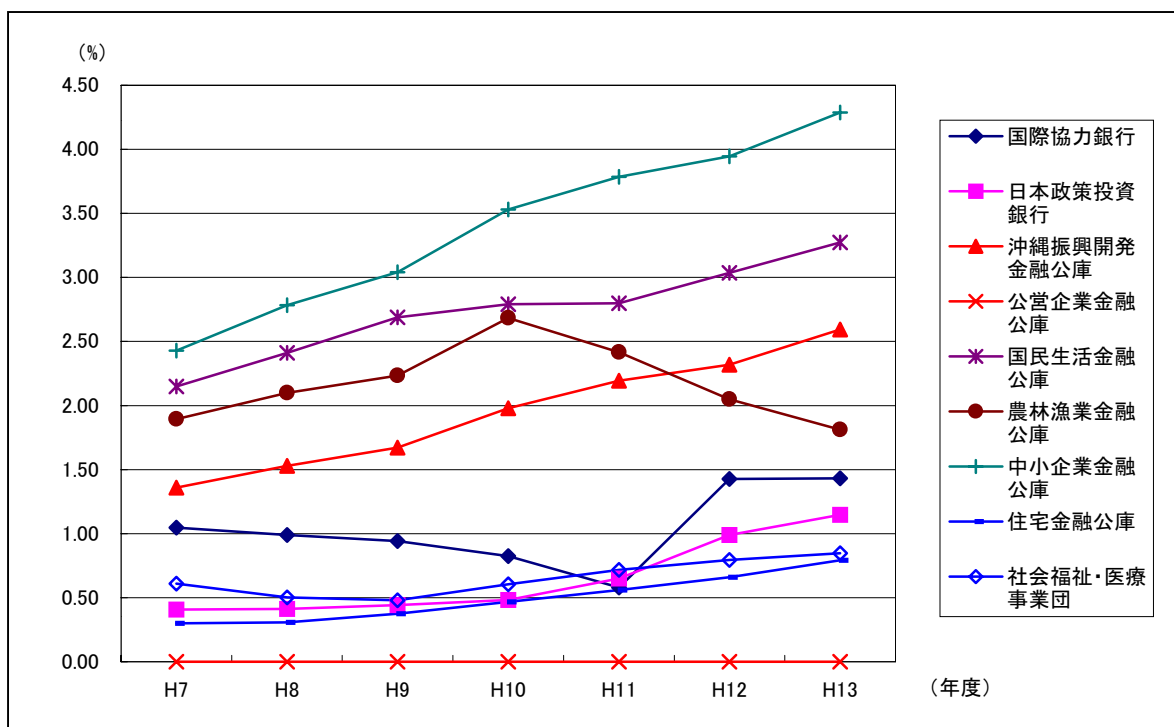
政府金融機関等は、平成7年度から特殊法人等会計処理基準等に基づいた財務諸表の中で弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸出しの元金残高額を示す延滞債権額を公表している。

平成7年度から13年度までの各機関の期末貸出残高に対する延滞債権額の割合である延滞債権率の状況を見ると、7機関においておおむね上昇している。

なお、公営企業金融公庫は、この間延滞債権額がなく、また、商工組合中央金庫は従来から民間金融機関と同様の企業会計原則等に準拠した財務諸表を作成していることから、特殊法人等会計処理基準に基づく財務諸表を作成することとされておらず、延滞債権額は公表していない。

[図 - 2 - 2 参照]

図 - 2 - 2 延滞債権率の推移



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 延滞債権率についての計算式は次のとおりである。

$$\text{延滞債権率} = \text{延滞債権額} / \text{期末貸出残高}$$

ウ 行政コスト計算財務書類

政府金融機関等は、貸出金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項等の規定に基づき、貸倒引当金を一定割合の範囲内(銀行は期末貸出残高(貸出受入金残高を控除)の1,000分の3、公庫は同1,000分の6、社会福祉・医療事業団のうち福祉貸付は同1,000分の15、医療貸付は同1,000分の6)で計上している。

なお、商工組合中央金庫は従来から企業会計原則等に準拠した財務諸表を作成し、貸倒引当金も民間金融機関と同様な基準で貸出債権の査定を実施し、査定に基づいた貸倒引当金の所要額を計上している。

一方、商工組合中央金庫を除く政府金融機関等は、平成12年度決算から報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」(平成13年6月財政制度審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会)に基づき、個々の特殊法人としての特性を捨象し、民間企業として活動しているとの仮定に立って「行政コスト計算財務書類」を作成している(商工組合中央金庫は、特殊法人等に係る当該報告書において行政コスト計算書作成指針適用法人に該当していない。)この「行政コスト計算財務書類」では、民間企業と同様の会計処理を実施した民間企業仮定貸借対照表等の財務諸表を作成し、公表している。この民間企業仮定貸借対照表では、政府金融機関等も民間金融機関と同様に金融検査マニュアル等に準拠した貸出債権の自己査定を実施しており、この自己査定に基づいた貸倒引当金の所要額を計上することとされている。

(ア) リスク管理債権と金融再生法開示債権

政府金融機関等は、銀行法（昭和56年法律第59号）第21条及び銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2に準じてリスク管理債権を平成9年度（一部機関は10年度）から公表しており、12年度（一部機関は13年度）からは行政コスト計算財務書類（商工組合中央金庫は企業会計原則等に準拠した財務諸表）の中で、貸出債権の自己査定結果に基づくリスク管理債権を公表している。

各機関における平成12年度と13年度の期末貸出残高に対するリスク管理債権の合計額の割合であるリスク管理債権比率を比較すると、8機関で増加している。 [表 - 2 - 5 参照]

表 - 2 - 5 リスク管理債権の状況

(単位: 億円)

| 区 分 | 平 成 13 年 度 | | | | | | | 平成12年度 | C - D |
|------------|------------|--------|---------------|--------------|------------|----------------|--------------------------|-------------------|--------|
| | 破綻先 債権 | 延滞債権 | 3ヶ月以上 延滞債権 | 貸出条件 緩和債権 | 小 計 (A) | 期末貸出 残高 (B) | リスク管理債 権比率 (A/B=C) | リスク管理債権比 率 (D) | |
| 国際協力銀行 | 26 | 3,104 | 390 | 1,728 | 5,249 | 110,031 | 4.77% | 3.62% | 1.15% |
| 日本政策投資銀行 | 877 | 2,833 | 45 | 2,800 | 6,556 | 167,385 | 3.92% | 3.47% | 0.45% |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 104 | 745 | 104 | 591 | 1,544 | 16,303 | 9.47% | 9.24% | 0.23% |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 240,471 | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 国民生活金融公庫 | 1,893 | 1,707 | 184 | 6,159 | 9,943 | 106,685 | 9.32% | 7.82% | 1.50% |
| 農林漁業金融公庫 | 69 | 1,121 | 102 | 498 | 1,789 | 36,761 | 4.87% | 5.06% | -0.19% |
| 中小企業金融公庫 | 2,394 | 2,385 | 13 | 1,224 | 6,016 | 75,471 | 7.97% | 5.69% | 2.28% |
| 住宅金融公庫 | 759 | 5,434 | 3,293 | 7,711 | 17,197 | 726,483 | 2.37% | 1.78% | 0.59% |
| 商工組合中央金庫 | 3,462 | 4,501 | 136 | 825 | 8,923 | 105,393 | 8.47% | 7.84% | 0.62% |
| 社会福祉・医療事業団 | 39 | 202 | 30 | 169 | 440 | 28,352 | 1.55% | 1.46% | 0.10% |
| 合 計 | 9,625 | 22,032 | 4,298 | 21,704 | 57,658 | 1,613,334 | 3.57% | 2.95% | 0.62% |

- (注) 1 政府金融機関等の行政コスト計算財務書類等を基に当省が作成した。
 2 端数処理（四捨五入）のため小計やリスク管理債権比率が一致しない場合がある。
 3 「期末貸出残高」欄は、民間企業仮定貸借対照表（商工組合中央金庫は企業会計原則等に準拠した貸借対照表）の数値を計上した。
 4 中小企業金融公庫は、リスク管理債権に社債を含めていることから、リスク管理債権比率を計算するに当たっては期末貸出残高に社債を加えた。

また、社会福祉・医療事業団を除く政府金融機関等は、行政コスト計算財務書類（商工組合中央金庫は企業会計原則等に準拠した財務諸表）の中で金融再生法開示債権を公表している（社会福祉・医療事業団は、内部データとして金融再生法開示債権を把握しているが、これまで公表はしていない。）。

各機関における平成12年度と13年度の金融再生法開示債権に対する非正常債権の割合である非正常債権比率の推移を両年度のデータが把握できた7機関で比較すると、4機関で増加している。 [表 - 2 - 6 参照]

表 - 2 - 6 金融再生法開示債権の状況

(単位:億円、%)

| 区 分 | 平成 13 年 度 | | | | | | 平成 12 年度 | C - D | |
|------------|-------------|--------|-----------|------------|-----------|------------|--------------------------|-------|--------------------|
| | 非 正 常 債 権 | | | | 正常債権 | 合 計 (B) | 非正常債権 比率 (A/B = C) | | 非正常債権 比率 (D) |
| | 破産更生 等債権 | 危険債権 | 要管理債 権 | 小 計 (A) | | | | | |
| 国際協力銀行 | 308 | 2,822 | 2,118 | 5,248 | 112,011 | 117,259 | 4.48 | 3.43 | 1.05 |
| 日本政策投資銀行 | 1,114 | 2,598 | 2,845 | 6,557 | 162,448 | 169,007 | 3.88 | 3.44 | 0.44 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 370 | 480 | 696 | 1,545 | 15,566 | 17,111 | 9.03 | 9.04 | -0.01 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 240,744 | 240,744 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 国民生活金融公庫 | 4,339 | 319 | 6,598 | 11,255 | 95,576 | 106,830 | 10.54 | 8.68 | 1.85 |
| 農林漁業金融公庫 | 357 | 833 | 599 | 1,789 | 36,340 | 38,129 | 4.69 | 4.86 | -0.17 |
| 中小企業金融公庫 | 3,865 | 923 | 1,237 | 6,025 | 69,791 | 75,816 | 7.95 | - | - |
| 住宅金融公庫 | 5,072 | 1,120 | 11,454 | 17,647 | 709,727 | 727,374 | 2.43 | 1.84 | 0.59 |
| 商工組合中央金庫 | 5,315 | 2,668 | 961 | 8,944 | 97,257 | 106,201 | 8.42 | - | - |
| 社会福祉・医療事業団 | 83 | 165 | 204 | 452 | 29,109 | 29,561 | 1.53 | - | - |
| 合 計 | 20,823 | 11,928 | 26,712 | 59,462 | 1,568,569 | 1,628,032 | 3.65 | - | - |

- (注) 1 政府金融機関等の行政コスト計算財務書類等を基に当省が作成した。
 2 端数処理(四捨五入)のため、合計や非正常債権比率が一致しない場合がある。
 3 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び社会福祉・医療事業団の3機関は、平成12年度末時点の金融再生法開示債権を公表していない。
 4 国民生活金融公庫では、債権の特性を勘案して、「3ヶ月未満延滞債権及び条件緩和債権」を要管理債権に、「3ヶ月以上延滞債権」を危険債権に区分している。

(イ) 貸倒引当金計上額

平成13年度末の貸倒引当金計上額について、民間企業仮定貸借対照表と従来からの特殊法人等会計処理基準等に基づく貸借対照表とを比較すると、民間企業仮定貸借対照表の貸倒引当金の方が多くなる機関が6機関あり、政府金融機関等全体では総額1兆1,432億円多くなる結果となっている。 [表 - 2 - 7 参照]

表 - 2 - 7 貸借対照表と民間企業仮定貸借対照表における貸倒引当金計上額(平成13年度)

(単位:億円)

| 区 分 | 貸借対照表 (A) | 民間企業仮定貸借対照表 (B) | 差引 (B-A) |
|------------|--------------|--------------------|-------------|
| 国際協力銀行 | 363 | 1,911 | 1,549 |
| 日本政策投資銀行 | 504 | 4,105 | 3,601 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 91 | 234 | 144 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 301 | 3,927 | 3,626 |
| 農林漁業金融公庫 | 215 | 398 | 183 |
| 中小企業金融公庫 | 301 | 3,084 | 2,783 |
| 住宅金融公庫 | 867 | 437 | -430 |
| 社会福祉・医療事業団 | 97 | 74 | -24 |
| 合 計 | 2,739 | 14,170 | 11,432 |

- (注) 1 各政府金融機関等の財務諸表及び行政コスト計算財務書類等を基に当省が作成した。
 2 端数処理(四捨五入)のため、差引が一致しない場合がある。

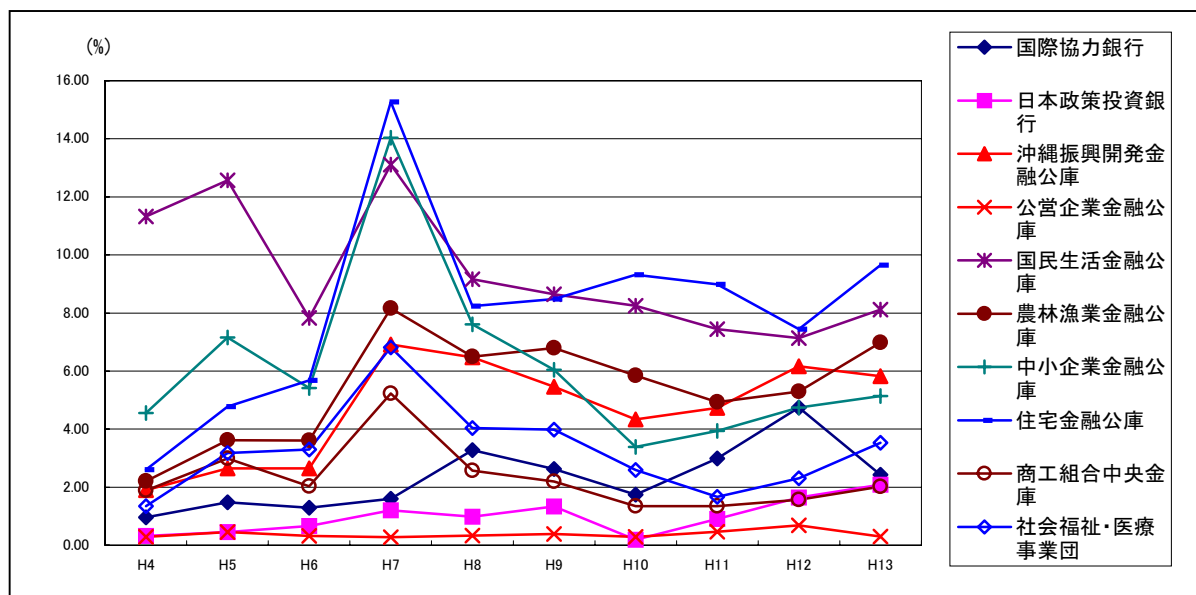
(5) 期限前償還リスクの状況

政府金融機関等が現在抱えている期限前償還リスクを定量的に把握することは困難なことから、過去における期限前償還発生率の推移によって分析することとした。なお、政府金融機関等の中には補

償金等を徴収し、期限前償還の発生がリスクの顕在化に結びつかないように期限前償還リスクの管理を行っている機関があることに留意が必要である。 [表 - 2 - 1 参照]

政府金融機関等における平成4年度から13年度までの期限前償還発生率をみると、7年度に当時の大幅な金利低下を反映し、9機関において前年度と比較して期限前償還発生率が高くなっている。特に住宅金融公庫は、前年7月に民間住宅ローン金利に係る規制が廃止されたことなども影響し、7年度は前年度の3倍程度増加している。その後、市中金利が下降局面から低金利の状態では安定的に推移したため、各機関とも漸減傾向にあったが、平成12年度から13年度にかけては7機関において増加している。 [図 - 2 - 3 参照]

図 - 2 - 3 期限前償還発生率の推移



- (注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。
 2 期限前償還発生率についての計算式は次のとおりである。

$$\text{期限前償還発生率} = \frac{\text{期限前償還額}}{\text{期中平均貸出残高}}$$

(6) 政府金融機関等が有するリスク等に関するアンケート調査結果

当省が実施したアンケート調査結果によると、「政府金融機関等に対する国の財政支援など国民負担の増加が懸念される」との意見に対する認識を尋ねたところ、肯定的認識が都市銀行等は85.7パーセント、地方銀行等は78.3パーセントであるなど、民間金融機関すべての業態で多数となっている。さらに、個人や事業者においても同様に肯定的認識が多数となっている。

また、政府金融機関等に対する国民負担の増加が懸念される要因として、民間金融機関においては、「不良債権の増加に伴う信用リスクの顕在化」を挙げる回答が最も上位となっており、続いて「低利で長期固定貸しを行っていることによる逆ざやの発生」といった金利リスクの顕在化を要因として挙げる回答が上位となっている。

以上(1)から(6)までのように、政府金融機関等が有する様々なリスクの状況について検証したところ、ALM管理による金利リスクの把握を始め、リスクの定量的把握・管理及び情報の開示に関して、都市銀行などの民間金融機関に比べ全般的に遅れている状況がみられる。

また、金利リスク、信用リスク等についてみると、今後の金融・経済情勢によっては、金利リスク面では適切な金利リスク管理を十分に行っていないければ財政負担が発生する可能性があり、また、信用リスク面でもリスクが顕在化するおそれがある。

3 政府金融機関等の運営面の効率性

(要旨)

政府金融機関等による公的資金供給の効率性を検証する上で、第2 - - 1及び2において主として政府の財政負担等の観点から検証を行ったが、政府金融機関等の組織としての運営面に着目し、その内部的な効率性を検証することも必要である。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等(10機関)の運営面の効率性について、その資金調達コストの動向等を把握するとともに、事務経費率により民間金融機関との比較分析を行った。

(資金調達コストの動向等)

政府金融機関等は、主に財投機関債(非政府保証)の発行、財政融資資金からの借入れ及び政府保証債の発行によって資金調達を行っている。

このうち財政融資資金からの借入金利は、昭和62年以降、10年物国債表面利率を基準とした「7年以上物資金運用部預託金利」が借入期間にかかわらず適用されてきたが、平成13年度の財政投融资改革を契機に、国債利回りに連動し、借入期間及び償還形態を反映した金利体系に移行している。これにより、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫といった比較的借入期間の短い機関を中心として収支改善効果がみられる。一方で、このような借入期間等を反映し市場金利に連動した金利体系への移行により、特に借入期間の長い機関にとって、資金調達面における民間金融機関と比べた優位性が従来よりも小さくなるものと考えられる。

次に、財投機関債による資金調達についてみると、貸付債権担保の住宅金融公庫債及び従来から政府保証のない商工組合中央金庫の商工債券を除く平成13年度の発行条件等において国債に対する上乗せ金利が7ベースポイントから20ベースポイントまでの範囲にあるなど、機関により多少のばらつきはあるものの、おおむね安定的に消化されている。財投機関債は導入後日が浅く、資金調達コスト面での評価をできる段階ではないが、相対的に資金調達コストの押上げ要因となる可能性がある。

なお、平成13年に初めて住宅金融公庫がABS(資産担保証券)タイプの財投機関債を発行したが、当省が実施した有識者に対するインタビュー調査では、政府金融機関等の貸付資産の証券化は、証券化商品市場育成の呼び水ともなり有意義との意見がみられる。

(事務経費率の状況)

平成13年度における政府金融機関等の期中平均貸出残高に対する事務費、業務委託費等の合計額の割合である事務経費率をみると、0.01パーセントから0.76パーセントまでの範囲にあり、都市銀行平均の1.02パーセントや全国銀行平均の1.21パーセントを下回る状況であり、事務経費率の面では政府金融機関等が相対的に低い状況がうかがえる。

ただし、政府金融機関等は、民間金融機関に比べて税金や預金保険料等の負担がないこと、決済業務を行っていないことなど、法的な位置付けや果たすべき機能が異なる点に留意する必要がある。

(1) 調査・分析の視点等

政府金融機関等による公的資金供給の効率性を検証する上で、第2 - - 1及び2において主として政府の財政負担等の観点から検証を行ったが、政府金融機関等の組織としての運営面に着目し、その内部的な効率性を検証することも必要である。

本項目では、直接貸出を主な業務とする政府金融機関等(10機関)の運営面の効率性について、その資金調達コストの動向等を把握するとともに、事務経費率により民間金融機関との比較分析を行った。

(2) 政府金融機関等における資金調達コストの動向等

政府金融機関等の資金調達は、財投機関債(非政府保証)の発行、財政融資資金からの借入れ及び政府保証債の発行によって行われており、このほか一部民間金融機関からの借入れ等がある。財政融資資金からの借入れがない公営企業金融公庫及び商工組合中央金庫を除く政府金融機関等においては、資金調達の大半を財政融資資金からの借入れが占めている。なお、公営企業金融公庫においては債券発行、商工組合中央金庫においては債券発行及び預金が主な資金調達手段となっている。

ア 財政融資資金からの借入れ

平成12年度までの財政投融資制度では、資金運用部資金貸付金利(旧財政投融資金利)は、約定期間7年以上物の資金運用部預託金利と同一に設定され、借入期間にかかわらず一定であった。この資金運用部預託金利は、昭和62年に法定金利から10年物国債表面利率を基準とした金利設定となり、平成10年以後は、おおむね10年物国債表面利率に0.2パーセントを上乗せした金利で推移していた。

その後、平成13年度の財政投融資改革に伴い財政融資資金貸付金利(財政投融資金利、以下新旧ともに「財投金利」という。)は、国債の流通利回りに連動し、借入期間及び償還形態を反映した金利体系に移行しており、従来以上に市場原理の徹底が図られることとなっている。

政府金融機関等について、平成13年4月適用の財投金利等から財政投融資改革前後の調達金利を試算したところ、同時点においては、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫で改革後、0.9パーセントポイント調達金利が引き下がる結果となっており、財政融資資金からの借入期間が10年に満たない機関など、比較的借入期間の短い機関を中心として収支改善効果がみられる。

[表 - 3 - 1 参照]

表 - 3 - 1 財政投融资改革による調達金利の比較（平成 13 年 4 月時点）

（単位：％）

| 区 分 | 財政投融资改革後 調達金利（A） | 財政投融资改革以前調達 金利（B） | A-B |
|------------|---------------------|----------------------|------|
| 国際協力銀行 | 0.9 | 1.3 | -0.4 |
| 日本政策投資銀行 | 1.1 | 1.3 | -0.2 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1.1 | 1.3 | -0.2 |
| 国民生活金融公庫 | 0.4 | 1.3 | -0.9 |
| 農林漁業金融公庫 | 1.1 | 1.3 | -0.2 |
| 中小企業金融公庫 | 0.4 | 1.3 | -0.9 |
| 住宅金融公庫 | 1.4 | 1.3 | 0.1 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1.1 | 1.3 | -0.2 |

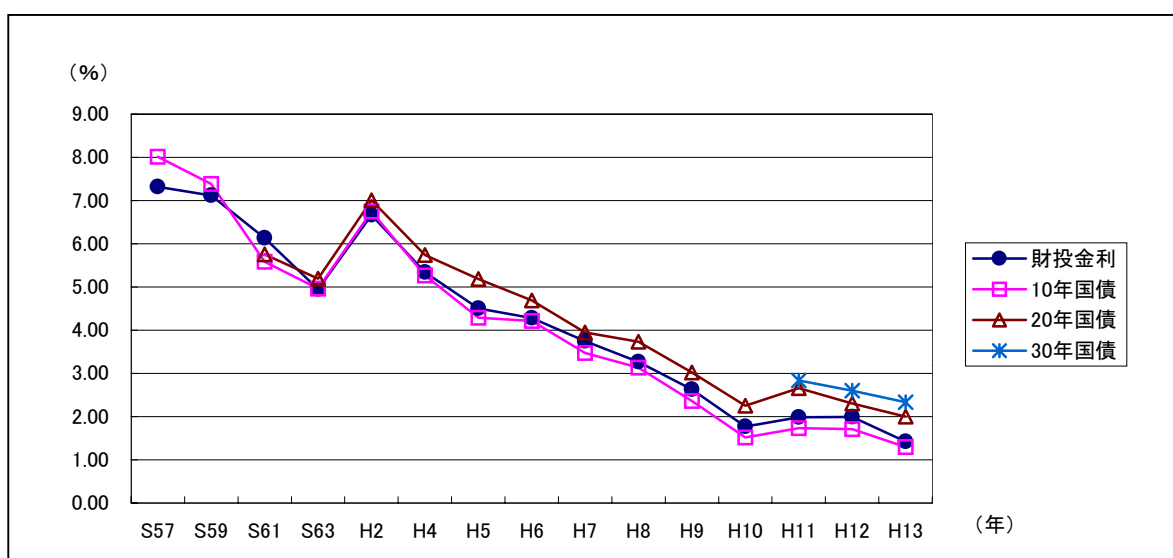
（注）1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 「財政投融资改革後調達金利」欄は、平成 13 年 4 月適用の財投金利を基に各機関の 13 年度の財政投融资資金借入額、借入期間及び償還形態から試算した。なお、国際協力銀行は借入期間 10 年（据置期間 3 年以内）にて試算した。

3 「財政投融资改革以前調達金利」欄は、10 年物国債表面利率（平成 13 年 4 月債 1.1 パーセント）に 0.2 パーセントを加えて推計した。

一方、昭和 57 年から平成 13 年までの 20 年間の財投金利と市場における長期金利指標の一つである国債応募者利回りを比較すると、平成 5 年及び 11 年など 20 年物国債応募者利回りが財投金利を大きく上回る時期がみられ、資金運用部資金からの借入期間が長期にわたる機関は、市場より安価なコストでの資金調達が行われていたと推測できる。今後は、借入期間等を反映し市場金利に連動した借入金利体系への移行に伴い、特に借入期間の長い機関に関しては、資金調達面における民間金融機関に対する優位性が従来よりも低くなると考えられる。 [図 - 3 - 1 参照]

図 - 3 - 1 財投金利と国債利回りの推移



（注）1 財務省公表資料を基に当省が作成した。

2 「財投金利」は、平成 12 年までは 7 年物以上預託金利を、13 年は満期一括償還 9 年超 10 年以内財投金利を用いた月末時点金利の年間平均値である。

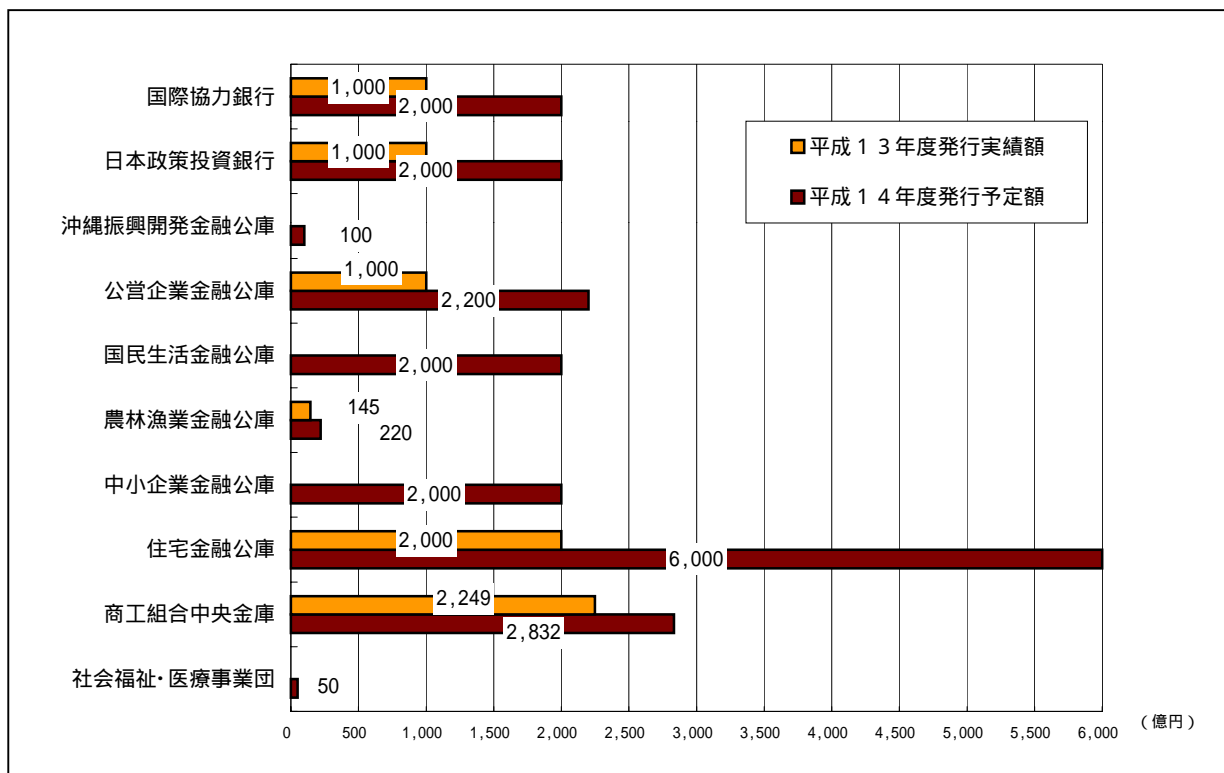
3 「10 年国債」、「20 年国債」、「30 年国債」は、各年の国債応募者利回りの平均値である。

イ 財投機関債の発行

平成 13 年度の政府金融機関等の財投機関債発行実績は総額 7,394 億円、14 年度は発行計画ベースで総額 1 兆 9,402 億円（対前年度実績比 162.4 パーセント増加）となっている。

[図 - 3 - 2 参照]

図 - 3 - 2 財投機関債の発行状況



(注) 1 財務省公表資料を基に当省が作成した。

2 社会福祉・医療事業団では、このほか年金担保貸付勘定において、平成 13 年度に 100 億円、14 年度に 150 億円（予定）の財投機関債を発行している。

平成 13 年度に政府金融機関等により発行された財投機関債のうち、貸付債権担保の住宅金融公庫債及び従来から政府保証のない商工組合中央金庫の商工債券を除く債権の発行条件等をみると、4 機関すべてが A A 格以上の格付けを取得しており、国債に対する上乗せ金利が 7 ベースポイントから 20 ベースポイントまでの範囲にあるなど、機関により多少のばらつきはあるものの、おおむね安定的に消化されている。

表 - 3 - 2 財投機関債の発行条件等（平成 13 年度）

| 区 分 | 条件決定月日 | 格付取得の状況 | | 発行額 | 償還期間 | 表面利率 | 形態 | 国債に対する上乗せ金利 |
|-----------------------------|-----------|---------|-------|----------|---------|-------|-------|----------------|
| | | S & P | R & I | | | | | |
| 国際協力銀行（第 1 回債） | 10 月 17 日 | A A+ | A A A | 500 億円 | 5 年 | 0.51% | S B | 7.0bp(+5 年物) |
| 国際協力銀行（第 2 回債） | 10 月 17 日 | A A+ | A A A | 500 億円 | 10 年 | 1.45% | S B | 10.0bp(+10 年物) |
| 日本政策投資銀行（第 1 回債） | 9 月 11 日 | A A | A A A | 500 億円 | 5 年 | 0.60% | S B | 10.0bp(+5 年物) |
| 日本政策投資銀行（第 2 回債） | 1 月 22 日 | A A | A A A | 500 億円 | 5 年 | 0.78% | S B | 10.0bp(+5 年物) |
| 公営企業金融公庫（第 1 回債） | 12 月 13 日 | A A | A A A | 1,000 億円 | 10 年 | 1.42% | S B | 8.0bp(+10 年物) |
| 農林漁業金融公庫（第 1 回債） | 2 月 7 日 | - | A A | 145 億円 | 5 年 | 0.87% | S B | 20.0bp(+5 年物) |
| 住宅金融公庫（第 2 回債） | 6 月 7 日 | A A A | A A A | 500 億円 | 最長 35 年 | 1.78% | A B S | 54.5bp(+10 年物) |
| 住宅金融公庫（第 3 回債） | 9 月 6 日 | A A A | A A A | 500 億円 | 最長 35 年 | 1.85% | A B S | 47.5bp(+10 年物) |
| 住宅金融公庫（第 4 回債） | 12 月 6 日 | A A A | A A A | 500 億円 | 最長 35 年 | 1.82% | A B S | 44.5bp(+10 年物) |
| 住宅金融公庫（第 5 回債） | 3 月 7 日 | A A A | A A A | 500 億円 | 最長 35 年 | 1.90% | A B S | 44.0bp(+10 年物) |
| （参 考） 社会福祉・医療事業団（第 1 回債） | 2 月 6 日 | - | A A | 100 億円 | 3 年 | 0.42% | S B | 13.0bp(+3 年物) |

- (注) 1 財務省及び国土交通省公表資料を基に当省が作成した。
 2 「社会福祉・医療事業団」欄は、年金担保貸付勘定に係る財投機関債の発行分である。
 3 「格付取得の状況」欄は当該財投機関債発行時点の格付けを示す。なお、「S & P」は Standard & Poor 's、「R & I」は Rating and Investment Information の略である。
 4 「形態」欄の「S B」は一般担保債、「A B S」は貸付債権担保債を示す。
 5 住宅金融公庫債の償還期間は、担保に供されている住宅ローン債権の期限前償還の状況によって変動することから、「償還期間」欄は最長償還期間を示す。また、「国債に対する上乗せ金利」欄では参考値として 10 年物国債に対する上乗せ金利を計上した。
 6 商工組合中央金庫は、昭和 12 年から非政府保証債を発行しており、平成 13 年度には非政府保証の商工債券を 4 兆 1,127 億円発行し、うち 2,249 億円を財投機関債と位置付けている。

この財投機関債の発行については、導入後日が浅く、資金調達コスト面での評価をできる段階にはないが、債券市場の悪化等によって調達コストが増加したり、予定通りの発行（消化）ができない可能性があること、さらに機関によっては債券発行ロットが小さいことから市場流通性が乏しくなることにより、相対的に資金調達コストの押上げ要因となる可能性がある。

なお、財投機関債の導入を契機として、各機関ともに格付けの取得や投資家説明会の開催等対外的なディスクロージャーの面で進展がみられる。

また、住宅金融公庫は、これまで財投機関債をすべて A B S (Asset-Backed Securities : 資産を担保として発行する証券) タイプの債券で発行している。この点について当省が実施した有識者に対するインタビュー調査においては、貸出債権流動化の必要性は高く、この面で政府金融機関等がイニシアティブをとることは有効との意見や、我が国の政府金融機関等も住宅のみならず、中小企業や大・中堅企業向け分野において A B S タイプの財投機関債発行を積極的に行うことが必要との意見がみられるなど、政府金融機関等における貸付資産の証券化は、証券化商品市場育成の呼び水効果が期待でき、有意義であるとする意見が多数みられる。

(3) 事務経費率の状況

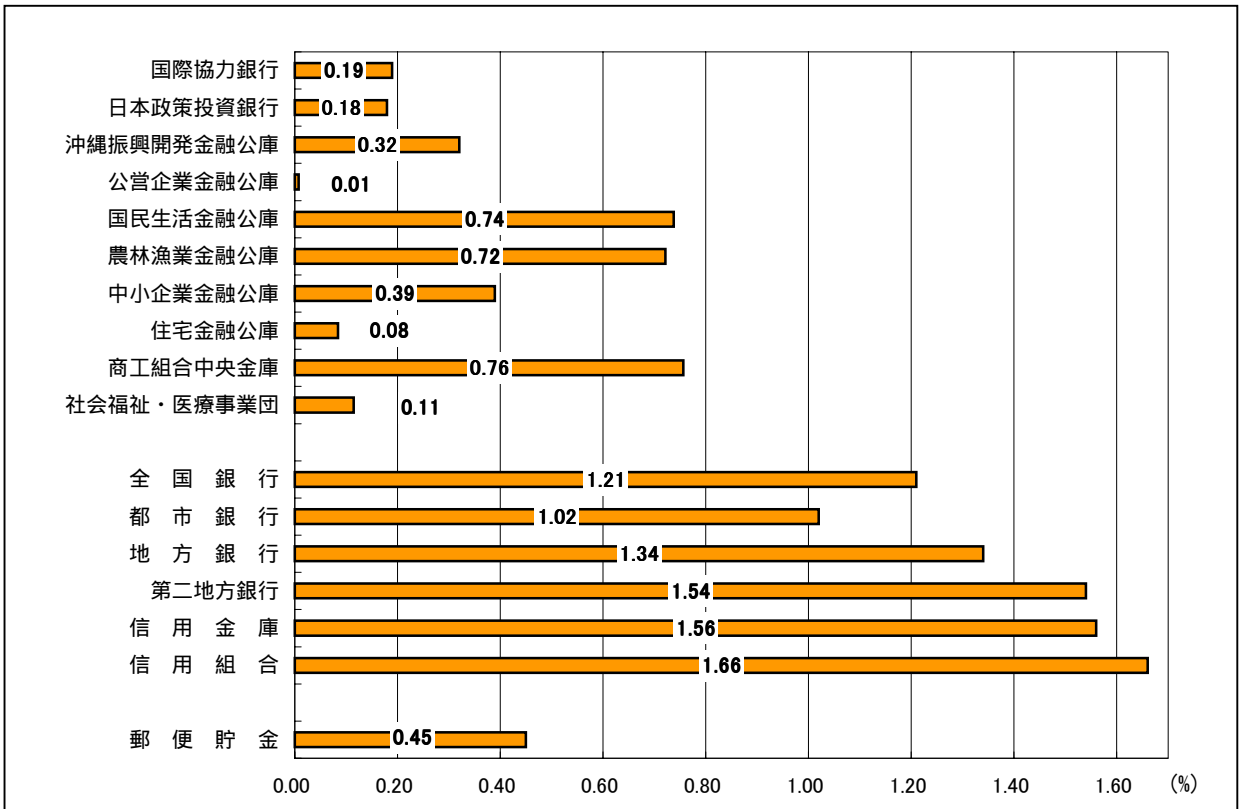
平成 13 年度における政府金融機関等の期中平均貸出残高に対する事務費、業務委託費等の合計額の割合である事務経費率をみると、公営企業金融公庫が 0.01 パーセントと最も小さく、預金・決済業務等を実施している商工組合中央金庫が 0.76 パーセントと最も大きい値となっている。

これを民間金融機関の事務経費率と比較すると、全機関が都市銀行平均（1.02 パーセント）及び全国銀行平均（1.21 パーセント）を下回る状況にある。仮に、資金調達面における経費として、財政投

融資改革以前に資金運用部への預託者の中で大きなウエイトを占めていた郵便貯金事業の事務経費率0.45パーセントを加味したとしても、全機関が全国銀行平均を下回る状況にあり、事務経費率の面では政府金融機関等が相対的に低い状況がうかがえる。

ただし、商工組合中央金庫（預金・決済業務等を実施しており、課税法人である。）を除く政府金融機関等は、民間金融機関に比べて税金や預金保険料等の負担がないこと、決済業務を行っていないことなど、法的な位置付けや果たすべき機能が異なる点に留意する必要がある。〔図 - 3 - 3 参照〕

図 - 3 - 3 政府金融機関等と民間金融機関等の事務経費率（平成13年度）



(注) 1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 各機関における事務経費率の算出方法は、次のとおりである。

政府金融機関等

事務経費 = 事務費 + 支払手数料 + 業務委託費 + 減価償却費 + 雑損) - 受託手数料

ただし、商工組合中央金庫は営業経費を、社会福祉・医療事業団は福祉医療貸付業務一般管理費に業務委託費を加えたものを計上した。

事務経費率 = 当省試算事務経費 / 期中平均貸出残高

全国銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

「全国銀行財務諸表分析（全国銀行協会）」、「全国信用金庫財務諸表分析（社団法人全国信用金庫協会）」及び「全国信用組合決算状況（社団法人全国信用組合中央協会）」から抜粋した。

全国銀行、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行の事務経費率の算出方法は、次のとおりである。

事務経費率 = (人件費 + 物件費 + 税金) / {(預金 + 譲渡性預金 + 債券)の期中平均残高}

信用金庫及び信用組合の事務経費率の算出方法は、次のとおりである。

事務経費率 = (人件費 + 物件費 + 税金) / {(預金積金 + 譲渡性預金)の期中平均残高}

郵便貯金

平成13年度郵政事業の決算（郵政事業庁ホームページ）から抜粋した。

事務経費率は、郵便貯金業務の事務取扱費 / 郵便貯金期中平均運用残高。

4 直接貸出の手法に係る費用対補助効果分析

(要旨)

政府金融機関等による公的資金供給の受益者は、低利かつ長期・固定金利の資金など民間金融機関では供給困難な有利な条件の資金を活用できる「資金の借り手」ともとらえることができ、当該「民間金融機関の資金に比べ有利な部分」は、資金の借り手の受益、すなわち実質的な補助効果と考えられる。貸出しが長期・固定金利であるといった要素やリスクが高いといった要素は、理論的には金利によって代理させることが可能であるので、補助効果は、資金の借り手が民間金融機関から貸出しを受けたと仮定した場合に比した利子軽減相当額としてとらえることができる。

この補助効果をどの程度の政府の財政負担（費用）により実現しているかを把握することによって、資金供給手法としての効率性を検証し、また他の代替的な手法との効率性の比較を行うことが可能である。

なお、本来的な意味での政策の効率性を検証するためには、公的資金の供給によって生じる社会的便益を包括的にとらえ、これを費用と対比させるべきであるが、本政策評価においては資金供給手法としての効率性に着目し、これを統一的な視点で検証することを主眼とするものである。

本項目では、まず直接貸出の手法について、民間金融機関が政府金融機関等による資金供給と同様の条件（貸出期間、リスク負担）で貸出しを行うとした場合の金利を一定の前提条件の下に理論値で求めて補助効果を測定することにより、単位貸出金（1億円）当たりの補助効果の推移を把握した上、費用（政府の財政負担）と対比させることにより、費用に対する補助効果の割合（以下「費用対補助効果比率」という。）及び単位貸出金当たりの補助効果から費用を差し引いた純効果（以下「単位貸出金当たりの純効果」という。）について分析を行った。

なお、貸出しのリスクが高いとの要素については、政府金融機関等のリスク管理債権比率等が民間金融機関に比べて高くない状況であることから、データ上の結果として今回の分析においては加味していない。しかしながら、結果として信用リスクが顕在化していない場合であっても、貸出当初段階で信用リスクの大きな貸出しを行っており当該要素を加味する必要がある可能性もある。

まず、単位貸出金当たりの補助効果について、平成4年度から13年度までの10年間の推移をみると、機関によってばらつきはあるものの減少傾向を示す機関が多く、直接貸出の補助効果が縮小している状況がみられる。この要因としては、金融自由化の進展や金融技術の高度化の影響などもあり、民間金融機関の貸出金利が金利低下局面において大きく低下した一方で、政府金融機関等においては、低金利時において相対的に貸出金利が下げ止まったことなどが考えられる。

以上のような状況を踏まえつつ、費用対補助効果比率及び単位貸出金当たりの純効果の分析を行ったところ、平成4年度と13年度との対比でみると、費用対補助効果比率については5機関で向上しているが、その他の5機関においては、13年度における同比率は「1」を超えてはいるものの、4年度と比較すると横ばい又は悪化している状況がうかがえる。また同様に、単位貸出金当たりの純効果については、2機関で増加しているが、

その他の8機関においては横ばい又は悪化している状況となっている。これらの要因としては、指標が向上している機関については、多くの機関において単位貸出金当たりの補助効果が減少している一方で、出資金等の機会費用が市中金利の低下に伴い減少したことなどが考えられる。これに対し、指標が横ばい又は悪化している機関については、多くの機関において単位貸出金当たりの補助効果が減少している中、景気の低迷に伴う貸倒れの増加や期限前償還の増加に伴う利ざやの悪化などにより政府の財政負担が増加したことなどが考えられる。

以上のように、直接貸出による公的資金の供給は、最近における金融環境や経済情勢の中で、費用対補助効果比率等の指標が向上している機関も一部みられるが、全体としてみれば一定の効率性は確保しているものの、資金供給手法としての効率性の面において、その優位性が低下している状況もみられる。なお、今後についても、第2 - - 2及び3で検証したように、経済情勢等によっては、金利リスクや信用リスク等の顕在化するおそれがあるほか、財政投融资改革により市場実勢に応じた資金調達が進み、従来のような有利な資金調達を背景とした貸出しが困難になることなども考えられることから、直接貸出の手法としての効率性については、将来にわたって検証していく必要があると考えられる。

(1) 調査分析の視点等

政府金融機関等による公的資金供給の受益者は、低利かつ長期・固定金利の資金など民間金融機関では供給困難な有利な条件の資金を活用できる「資金の借り手」ともとらえることができ、当該「民間金融機関の資金に比べ有利な部分」は、資金の借り手の受益、すなわち実質的な補助効果であると考えられる。貸出しが長期・固定金利であるといった要素やリスクが高いといった要素は、理論的には「金利」によって代理させることが可能であるので、補助効果は資金の借り手が民間金融機関から貸出しを受けたと仮定した場合に比した利子軽減相当額としてとらえることができる。

この補助効果をどの程度の政府の財政負担(費用)により実現しているかを把握することによって、資金供給手法としての効率性を検証し、また他の代替的な手法との効率性の比較を行うことが可能である。

なお、本来的な意味での政策の効率性を検証するためには、公的資金の供給によって生じる社会的便益を包括的にとらえ、これを費用と対比させるべきであるが、本政策評価においては、資金供給手法としての効率性に着目し、これを統一的な視点で検証することを主眼とするものである。

本項目では、まず直接貸出の手法について、民間金融機関が政府金融機関等による資金供給と同様の条件(貸出期間、リスク負担)で貸出しを行う場合に必要となると推定される金利を一定の前提条件の下に理論値で求めて補助効果を測定することにより、単位貸出金(1億円)当たりの補助効果の推移を把握した上、費用(政府の財政負担)と対比させることにより、費用対補助効果比率及び単位貸出金(1億円)当たりの純効果について分析を行った。

(2) 測定分析の手法等

費用対補助効果分析の考え方は上記(1)のとおりであるが、具体的な費用、金利及び補助効果の測定手法は以下のとおりである。なお、個別機関の積算過程等については、資料編に当該関係資料を掲載している。 [資料42参照]

ア 費用について

費用については、毎年度における政府の財政負担額(行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表の出資金等の機会費用及び補給金・交付金)とした。

イ 金利の推計方法

民間金融機関の新規貸出に係る平均金利である「新規貸出約定金利」(日本銀行「金融経済統計月報」)等を基準としつつ、各政府金融機関等による貸出しが、民間金融機関より期間が長い貸出しを行っている場合には期間差の補正を、民間金融機関では担い得ないリスクをとっている場合(第2 - 5で分析する保証を含む。)には信用差の補正を、それぞれ統計データ上の差異に基づき加えて金利を推計した。

なお、期間差については、各政府金融機関等の新規貸出に係る平均貸出期間と民間金融機関の貸出期間との差について、各年度末の国債流通利回りのイールドカーブ(利回り曲線)における当該期間差に相当する金利差とした(その際、新規貸出約定金利に係る民間金融機関の平均的な貸出期間は2年と仮定。)

また、信用差については、貸倒率等や回収率に基づく貸出スプレッド(必要となる上乗せ金利幅)を理論値で求めた。ただし、直接貸出に係る信用差の補正については、政府金融機関等の貸出金償却率やリスク管理債権比率等が民間金融機関に比べて高くない状況(前項目第2 - 2参照)であることから、これらデータ上の結果として今回の分析においては当該補正を行っていない。しかしながら、結果として信用リスクが顕在化していない場合であっても、貸出当初段階で信用リスクの大きな貸出しを行っており信用差の補正を要する可能性もあることに留意が必要である。

ウ 補助効果の測定手法

各政府金融機関等における毎年度の新規貸出額を基に、各年度末の貸出残高について、過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計した。

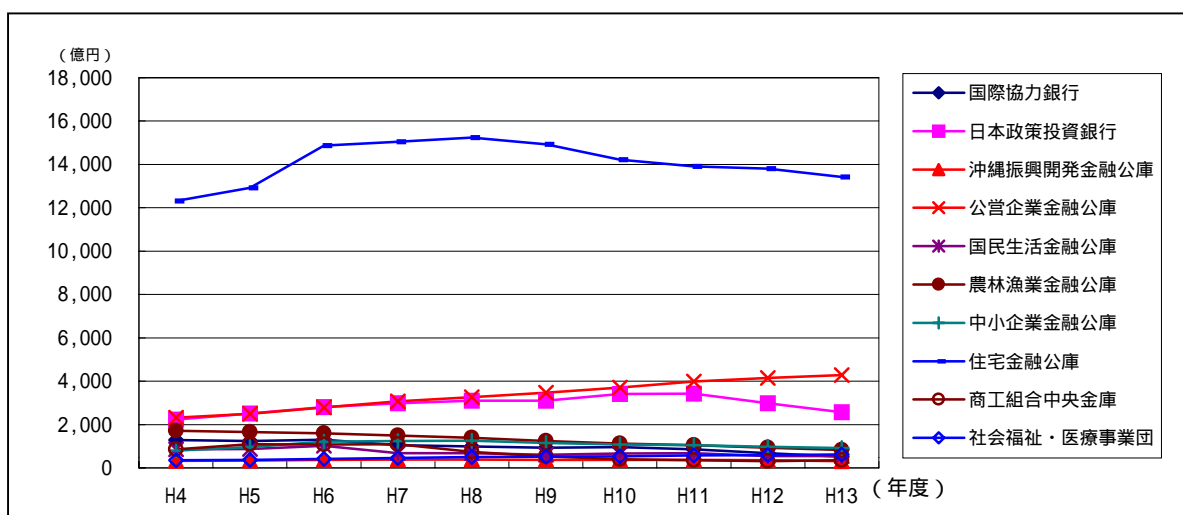
上記の貸出年度ごとの貸出金の残存額に、それぞれの年度に対応する上記金利を乗じ、その総和によって、民間金融機関が同様の貸出しを行った場合の当該年度の利息収入額を推計した。

補助効果として、各政府金融機関等の損益計算書上の貸出金利息収入額と上記による推計利息収入額の毎年度の差を算出した。

エ 補助効果の推計結果

上記の測定分析手法に従って、各政府金融機関等の直接貸出に係る補助効果を推計したところ、以下のとおりの結果となっている。なお、国際協力銀行については、円貨建ての貸出しと外貨建ての貸出しがあるが、外貨建て貸出しについては為替の変動等を試算の中に織り込むことが困難であったため、円貨建て貸出し部分に係る推計数値となっている。 [図 - 4 - 1 参照]

図 - 4 - 1 補助効果の推移



(単位: 億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際協力銀行 | 1,290 | 1,245 | 1,298 | 1,048 | 983 | 931 | 966 | 857 | 677 | 511 |
| 日本政策投資銀行 | 2,233 | 2,508 | 2,809 | 2,990 | 3,095 | 3,101 | 3,414 | 3,428 | 2,985 | 2,563 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 321 | 342 | 371 | 383 | 387 | 371 | 368 | 371 | 359 | 310 |
| 公営企業金融公庫 | 2,318 | 2,490 | 2,784 | 3,071 | 3,270 | 3,464 | 3,705 | 3,986 | 4,144 | 4,288 |
| 国民生活金融公庫 | 855 | 864 | 1,019 | 675 | 685 | 602 | 659 | 676 | 540 | 543 |
| 農林漁業金融公庫 | 1,707 | 1,654 | 1,591 | 1,486 | 1,391 | 1,237 | 1,129 | 1,042 | 927 | 826 |
| 中小企業金融公庫 | 803 | 961 | 1,214 | 1,240 | 1,251 | 1,150 | 1,076 | 1,047 | 974 | 914 |
| 住宅金融公庫 | 12,322 | 12,920 | 14,864 | 15,050 | 15,241 | 14,932 | 14,217 | 13,913 | 13,810 | 13,427 |
| 商工組合中央金庫 | 859 | 1,094 | 1,076 | 1,098 | 740 | 538 | 398 | 348 | 314 | 352 |
| 社会福祉・医療事業団 | 351 | 376 | 412 | 456 | 498 | 511 | 534 | 577 | 593 | 617 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国際協力銀行については円貨建て貸出しのみを対象として算定した。

3 詳細は資料 42 参照。

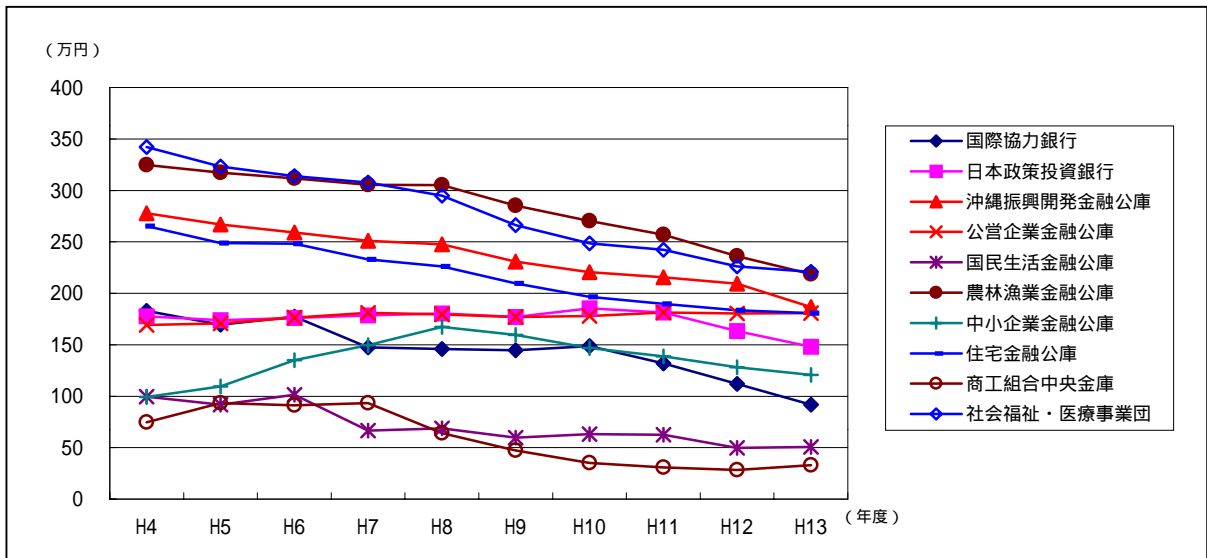
(3) 単位貸出金当たりの補助効果

資金供給手法としての効率性を検証する上では、まず補助効果の推移を把握する必要があるが、上記図 - 4 - 1 で示した補助効果の推移では、貸出残高の増加による影響（貸出しを増やすほど、補助効果の積上げ値は当然に大きくなる）を排除できないため、上記補助効果を単位貸出金（1億円）当たりで換算した単位貸出金当たりの補助効果により把握することとした。

その結果は以下のとおりであり、単位貸出金当たりの補助効果の平成4年度から13年度までの10年間における推移をみると、ほぼ横ばいとなっている機関やいったん増加した後減少傾向を示す機関があるなど多少のばらつきはあるものの、単位貸出金当たりの補助効果は総じて減少傾向を示しており、直接貸出の補助効果が縮小している状況がみられる。

この要因としては、金融自由化の進展や金融技術の高度化の影響などもあり、民間金融機関の貸出金利が金利低下局面において大きく低下した一方で、政府金融機関等において相対的に貸出金利が下げ止まったことなどが考えられる。 [図 - 4 - 2 参照]

図 - 4 - 2 単位貸出金（1億円）当たりの補助効果の推移



(単位：万円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国際協力銀行 | 183 | 170 | 177 | 147 | 146 | 145 | 149 | 132 | 112 | 92 |
| 日本政策投資銀行 | 177 | 174 | 176 | 178 | 181 | 177 | 186 | 181 | 163 | 148 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 278 | 267 | 259 | 251 | 248 | 231 | 221 | 215 | 209 | 187 |
| 公営企業金融公庫 | 169 | 171 | 176 | 181 | 179 | 177 | 178 | 181 | 181 | 181 |
| 国民生活金融公庫 | 99 | 92 | 101 | 67 | 69 | 60 | 63 | 63 | 50 | 51 |
| 農林漁業金融公庫 | 325 | 317 | 312 | 305 | 305 | 285 | 270 | 257 | 236 | 219 |
| 中小企業金融公庫 | 99 | 110 | 135 | 150 | 167 | 160 | 147 | 139 | 128 | 121 |
| 住宅金融公庫 | 265 | 249 | 248 | 233 | 226 | 210 | 197 | 190 | 184 | 181 |
| 商工組合中央金庫 | 75 | 93 | 91 | 93 | 64 | 47 | 35 | 31 | 28 | 33 |
| 社会福祉・医療事業団 | 342 | 323 | 314 | 308 | 295 | 266 | 248 | 242 | 226 | 221 |

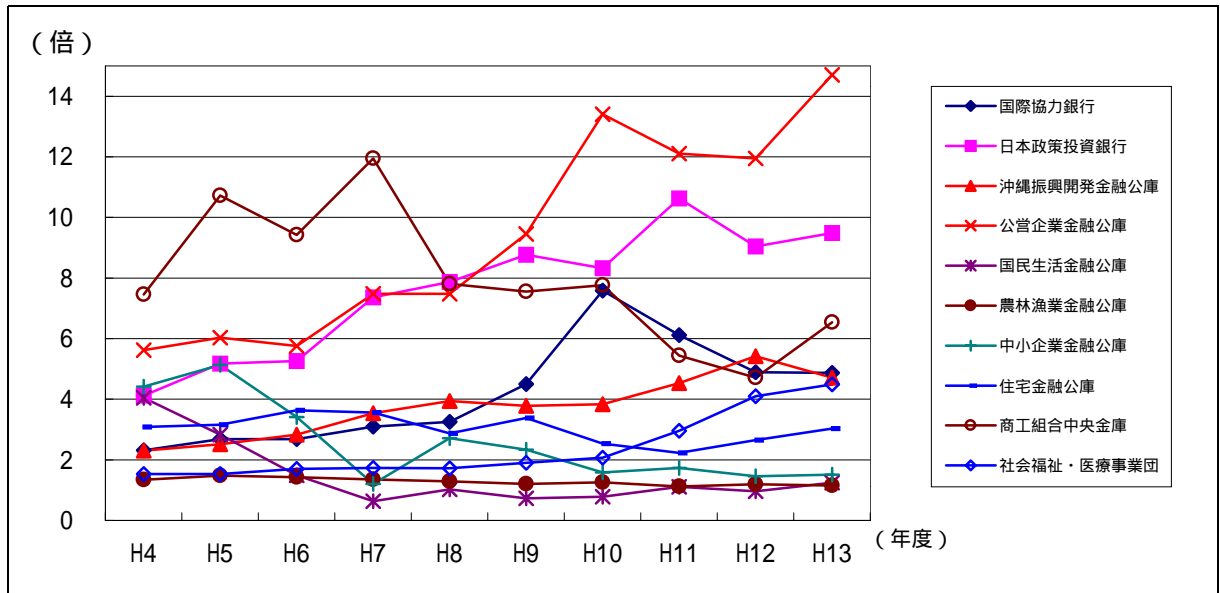
(注) 当省の調査結果による。

(4) 費用に対する補助効果

以上のような状況を踏まえつつ、費用対補助効果比率及び単位貸出金当たりの純効果の分析を行ったところ、平成4年度と13年度との対比で見ると、費用対補助効果比率については5機関で向上しているが、その他の5機関においては、13年度における同比率は1を超えてはいるものの、同比率が横ばい又は悪化している状況がうかがえる。また同様に、単位貸出金当たりの純効果については、2機関において増加しているが、その他の8機関においては横ばい又は悪化している状況となっている。これらの要因としては、指標が向上している機関については、多くの機関において単位貸出金当たりの補助効果が減少している一方で、出資金等の機会費用が市中金利の低下に伴い減少したことなどが考えられる。これに対し、指標が横ばい又は悪化している機関については、多くの機関において単位貸出金当たりの補助効果が減少している中、景気の低迷に伴う貸倒れの増加や期限前償還の増加に伴う利ざやの悪化等により政府の財政負担が増加したことなどが考えられる。

[図 - 4 - 3 及び 図 - 4 - 4 参照]

図 - 4 - 3 費用対補助効果比率の推移

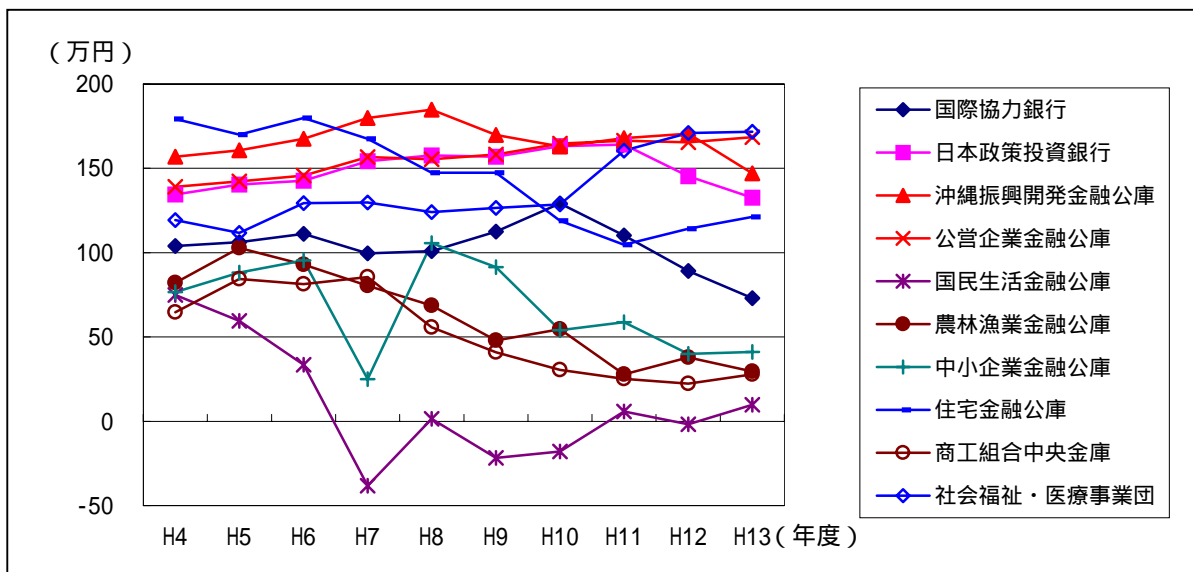


(単位：倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 国際協力銀行 | 2.317 | 2.679 | 2.680 | 3.097 | 3.252 | 4.505 | 7.589 | 6.121 | 4.892 | 4.867 |
| 日本政策投資銀行 | 4.124 | 5.176 | 5.258 | 7.361 | 7.871 | 8.767 | 8.326 | 10.622 | 9.038 | 9.485 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 2.298 | 2.513 | 2.827 | 3.537 | 3.940 | 3.784 | 3.836 | 4.533 | 5.423 | 4.708 |
| 公営企業金融公庫 | 5.617 | 6.034 | 5.752 | 7.477 | 7.477 | 9.457 | 13.407 | 12.102 | 11.949 | 14.699 |
| 国民生活金融公庫 | 4.050 | 2.835 | 1.492 | 0.635 | 1.020 | 0.734 | 0.779 | 1.104 | 0.965 | 1.242 |
| 農林漁業金融公庫 | 1.338 | 1.480 | 1.425 | 1.357 | 1.290 | 1.202 | 1.253 | 1.121 | 1.192 | 1.156 |
| 中小企業金融公庫 | 4.416 | 5.135 | 3.411 | 1.200 | 2.710 | 2.339 | 1.582 | 1.736 | 1.454 | 1.516 |
| 住宅金融公庫 | 3.085 | 3.159 | 3.633 | 3.558 | 2.877 | 3.376 | 2.530 | 2.231 | 2.649 | 3.033 |
| 商工組合中央金庫 | 7.453 | 10.718 | 9.426 | 11.945 | 7.801 | 7.557 | 7.762 | 5.437 | 4.715 | 6.543 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1.535 | 1.528 | 1.702 | 1.729 | 1.727 | 1.907 | 2.073 | 2.963 | 4.099 | 4.493 |

(注) 当省の調査結果による。

図 - 4 - 4 単位貸出金（1億円）当たりの純効果の推移



(単位：万円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国際協力銀行 | 104 | 106 | 111 | 100 | 101 | 113 | 129 | 110 | 89 | 73 |
| 日本政策投資銀行 | 134 | 140 | 143 | 154 | 158 | 157 | 163 | 164 | 145 | 133 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 157 | 161 | 167 | 180 | 185 | 170 | 163 | 168 | 171 | 147 |
| 公営企業金融公庫 | 139 | 142 | 146 | 157 | 155 | 158 | 165 | 166 | 165 | 169 |
| 国民生活金融公庫 | 75 | 59 | 33 | -38 | 1 | -22 | -18 | 6 | -2 | 10 |
| 農林漁業金融公庫 | 82 | 103 | 93 | 80 | 69 | 48 | 55 | 28 | 38 | 29 |
| 中小企業金融公庫 | 77 | 88 | 95 | 25 | 106 | 91 | 54 | 59 | 40 | 41 |
| 住宅金融公庫 | 179 | 170 | 180 | 167 | 147 | 147 | 119 | 105 | 114 | 121 |
| 商工組合中央金庫 | 65 | 84 | 81 | 86 | 56 | 41 | 31 | 25 | 22 | 28 |
| 社会福祉・医療事業団 | 119 | 112 | 129 | 130 | 124 | 127 | 129 | 161 | 171 | 172 |

(注) 当省の調査結果による。

以上、(1)から(4)までのように、直接貸出による公的資金の供給は、最近における金融環境や経済情勢の中で、資金供給手法としての効率性の面について、費用対補助効果比率等の指標が向上している機関も一部みられるが、全体としてみれば一定の効率性は確保しているものの、その優位性が低下している状況もみられる。なお、今後についても、第2 - 2及び3で検証したように、経済情勢等によっては、金利リスクや信用リスクなどが顕在化するおそれがあるほか、財政投融资改革により市場実勢に応じた資金調達が進み、従来のような有利な資金調達を背景とした貸出しが困難になることなども考えられることから、直接貸出の手法としての効率性については、将来にわたって検証していく必要があると考えられる。

5 代替的な手法との効率性比較

(要旨)

我が国における政府金融機関等による公的資金供給の主たる手法は直接貸出であるが、第2 - - 6で述べたとおり、諸外国においては直接貸出の規模は相対的に小さく、部分保証、証券化支援、リファイナンスなど市場機能や民間金融機関を活用した間接的な資金供給手法が採られている。この点について、我が国の民間金融機関等や有識者においても、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、貸出しの対象等によっては、今後はより市場機能等を活用した間接的な手法を主体として公的資金の供給を行うべきとの意見が多数みられる状況となっている。

本項目では、金融資本市場との調和の観点から望ましいとされるこれらの間接的な資金供給手法について、直接貸出による場合との比較に留意しながら、その効率性について検証する。この検証に当たっては、保証・保険との比較では我が国の中小企業信用保証制度及び米国のSBAによる部分保証、証券化支援による手法との比較では米国のファニー・メイ及びジニー・メイ、リファイナンスとの比較ではドイツのKfWを取り上げ、それぞれの資金供給手法に係る補助効果がどの程度の政府の財政負担により実現されているかなどについて分析することにより、資金供給手法としての効率性を検証するとともに、あわせて、利子補給及び税制についても比較した。

(保証・保険による資金供給)

我が国の中小企業信用保証制度は、全国にある信用保証協会等が民間金融機関の貸出し等に対して基本的に100パーセントの保証を行い、中小企業総合事業団が当該保証債務の7割ないし8割を保険するものである。この制度全体に係る財政負担(地方公共団体の財政負担を含む。)については、最近における経済情勢の中で、第2 - - 1で述べた特別保証実施の影響もあり代位弁済が増加したことなどにより、出資金の追加や取崩しなど財政負担が増加している状況にある。一方で、費用対補助効果の面では、中小企業等に対するセーフティネットとして民間金融機関単独では貸出しが困難な企業に対して保証を付していることから補助効果は増加しており、費用対補助効果比率は1を超える水準である。

次に、第2 - - 6で述べた米国のSBAが行っている部分保証については、民間金融機関のモラルハザード等を防止するため、原則として民間金融機関と信用リスクを分担していることもあり、費用対補助効果比率でみると経年的に高い比率となっている。

このように、保証・保険による公的資金の供給については、今回分析した限りにおいては費用対補助効果比率で1を超えている状況ではあるが、部分保証とするなど民間金融機関のモラルハザード等を防止する措置を適切に講じれば、より高い効率性を発揮できる可能性がある。

ただし、保証・保険については、金利リスクをカバーすることは基本的に困難であるなどの側面に留意する必要がある。

(証券化支援による資金供給)

米国のファニー・メイは、第2 - - 6で述べたとおり、民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、これを証券化する業務を行っている。ファニー・メイは政府支援企業との位置付けにはあるが民間所有の企業体であり、出資金等も含めファニー・メイに対する政府の直接の財政負担はない。一方で、補助効果の面では、連邦議会予算局の報告によるとファニー・メイが証券化支援業務を行うことにより、借り手に対して0.25パーセントの金利低減効果があるとされており、費用対補助効果の面で効率性は高いといえる。なお、ファニー・メイに関しては、米国において「暗黙の政府保証」の問題が議論されており、厳密に政府の財政負担がないといえるかは留意が必要である。

次に、ジニー・メイは、同じく第2 - - 6で述べたとおり、FHAやVA等が信用保証した住宅ローン債権を民間金融機関が独自に証券化するに当たって元利金の支払いを二次的に保証している。このコスト面では、ジニー・メイ等は当該証券化支援業務を基本的には保証料収入等で賄っており、政府の財政負担は極めて小さい。これに対し、補助効果については、関連データの入手が困難であるため測定分析を行うことは困難であったものの、ジニー・メイの付保対象となる住宅ローン債権は信用力の低い低所得者層が借り手であるにもかかわらず、これらの債権を担保としてジニー・メイ等により付保されたMBSは市場において非常に高い格付けを得ていることから、ファニー・メイと同様に、相当程度の金利低減効果があるものと推測され、費用対補助効果の面で効率性は高いと考えられる。

証券化になじむ分野に限られるという制限はあるが、証券化支援による公的資金の供給は、少ない財政負担で補助効果がみられるなど、効率性は高いと推測される。

(リファイナンスによる資金供給)

ドイツのKfWは、第2 - - 6で述べたとおり、民間金融機関にいったん貸出しを行い、民間金融機関が当該資金を原資に最終的な資金需要者に貸出しを行うリファイナンスを基本として、資金供給を行っている。このリファイナンスにおいては、基本的に民間金融機関が最終貸出先の信用リスクをすべて負う仕組みになっているため、政府の財政負担は出資金と政策的な金利引下げのための限定的な補助金があるのみであり、コスト面では小さいものとなっている。一方、補助効果に関して、中小企業向け貸出しや住宅向け貸出しについてみると、高い信用力を背景とした資金調達を基に市場金利に比べて低利で貸出しを行っていることなどから補助効果は大きく、費用対補助効果比率でも高い比率を示しており、効率性は高いと推測される。

ただし、KfWに対しては、ドイツの民間金融機関からリファイナンスの運用に関して一定のリスク負担をKfWに求める議論が生じていること、また、我が国の国民生活金融公庫や中小企業金融公庫等が行っている代理貸出は、リファイナンスの一形態と捉えることができるが、現下の資金余剰の金融環境などからその利用が減少してきていることに留意が必要である。

このように、リファイナンスによる公的資金の供給は、効率性の面では高いと考えられるが、民間金融機関による活用では課題もある。

(利子補給・税制)

利子補給や税制については、基本的には政府の財政負担がそのまま借り手の受益となることから、費用対補助効果比率に当てはめるとその比率は1であると考えられる。したがって、第2 - - 4で検証したとおり直接貸出に係る費用対補助効果比率が1を超えている今回の分析結果から判断する限りにおいては、直接貸出の方が、絶対的な優位性があるとはいえない状況になりつつあるものの、効率性は依然高いと考えられる。

特に、利子補給については、第2 - - 3でみたとおり、民間金融機関の事務経費率や資金調達コストが政府金融機関等よりも高い状況を踏まえると、効率性の面では直接貸出を下回るのではないかと考えられる。

以上のように、直接貸出以外の代替的な資金供給手法の効率性を検証したところ、諸外国で実施されている部分保証や証券化支援、リファイナンスなど市場機能や民間金融機関を活用した間接的な資金供給手法は、一定の効率性が確保されており、我が国と金融事情の違いがあることなどに留意する必要があるものの、我が国においても、貸出しの対象等によっては、これらの手法が一定の効率性を確保できる可能性がある。

(1) 調査分析の視点等

我が国における政府金融機関等による公的資金供給の主たる手法は直接貸出であるが、第2 - 6で述べたとおり、諸外国においては直接貸出の規模は相対的に小さく、部分保証、証券化支援、リファイナンス(間接融資)など市場機能や民間金融機関を活用した間接的な資金供給手法が採られている。この点について、我が国の民間金融機関等や有識者においても、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、貸出しの対象等によっては、今後は、より市場機能等を活用した間接的な手法を主体として公的資金の供給を行うべきとの意見が多数を占める状況となっている。

本項目では、金融資本市場との調和の観点から望ましいとされるこれらの間接的な資金供給手法について、直接貸出による場合との比較に留意しながら、その効率性について検証する。この検証に当たっては、保証・保険との比較では我が国の中小企業信用保証制度及び米国のSBAが行っている部分保証、証券化支援による手法との比較では米国のファニー・メイ及びジニー・メイ、リファイナンスとの比較ではドイツのKfWを取り上げ、それぞれの資金供給手法に係る補助効果がどの程度の政府の財政負担により実現されているかなどについて分析することにより、資金供給手法としての効率性について検証するとともに、あわせて、利子補給及び税制についても比較した。

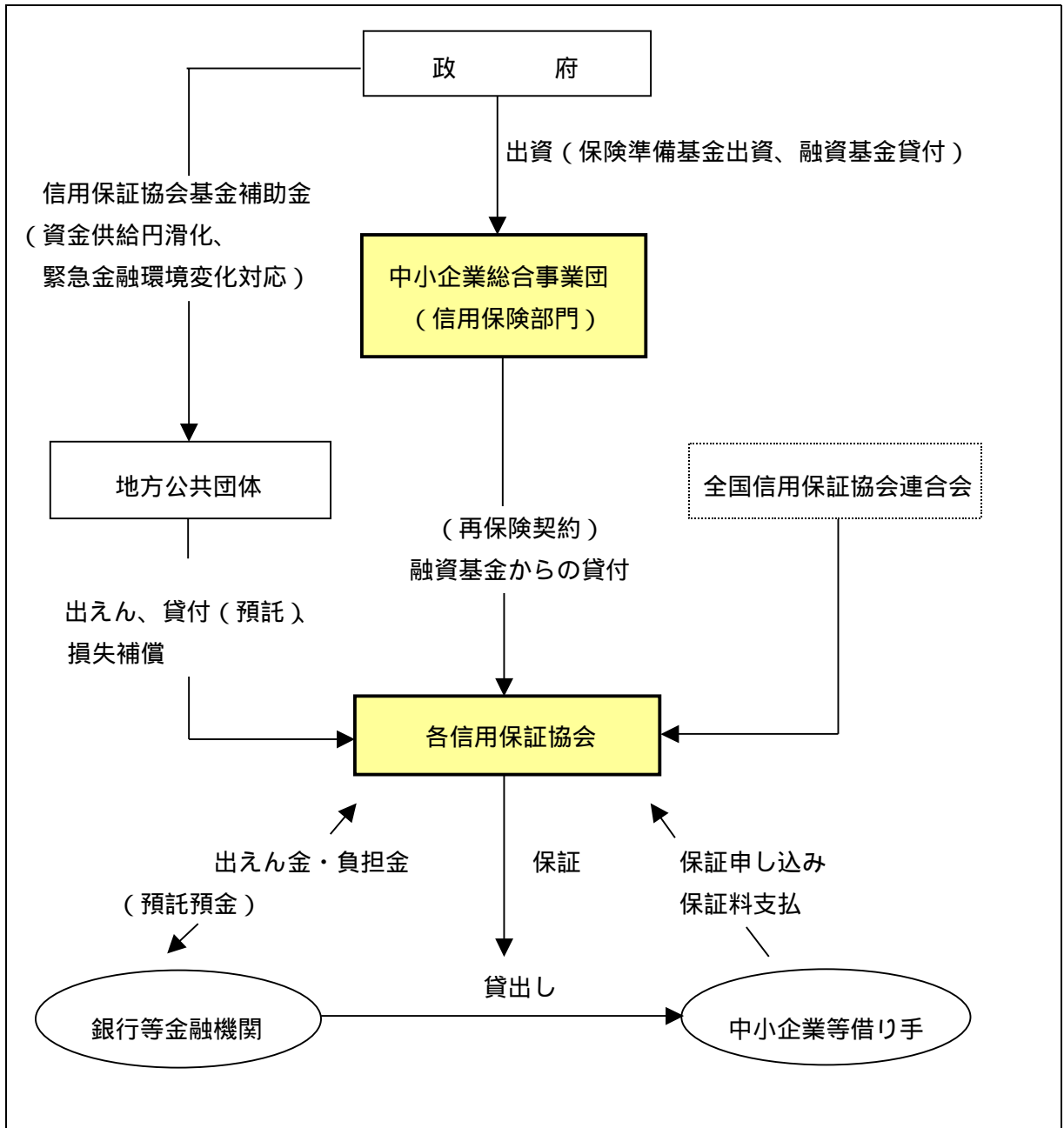
(2) 保証・保険による資金供給

ア 我が国の中小企業信用保証制度

我が国の中小企業信用保証制度は、全国に52ある信用保証協会等が一定の要件を満たした民間金融機関の貸出し等に対して基本的に100パーセントの保証を行い、中小企業総合事業団が当該保証債務の7割ないし8割を保険するものである。

これら一連の信用保証制度に対する財政負担としては、国から中小企業総合事業団への出資が行われているとともに、各信用保証協会に対しても地方公共団体が国から交付される補助金(補助率は2分の1程度)を基に出えんが行われている。 [図 - 5 - 1 参照]

図 - 5 - 1 我が国の中小企業信用保証制度の概要



(注)当省の調査結果による。

これら地方公共団体の出えんも含めた全体としての財政負担を検証すると、最近における経済情勢の中で、第2 - - 1で述べた特別保証実施の影響もあり、信用保証協会が保証した貸出債権について代位弁済が増加し、また、代位弁済された貸出債権の中で回収される率が減少していることなどにより、平成4年度に884億円であった財政負担額が13年度には5,792億円へと増加している。

また、これを単位保証債務額(1億円)当たりの財政負担額でみると、平成4年度の39万円から13年度の149万円へと増加している。 [表 - 5 - 1参照]

表 - 5 - 1 中小企業信用保証制度に係る財政負担額の推移

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 中小企業総合事業団（単位：億円） | 415 | 394 | 429 | 344 | 332 | 252 | 221 | 275 | 2,152 | 4,905 |
| 信用保証協会（単位：億円） | 469 | 439 | 511 | 417 | 438 | 387 | 1,484 | 811 | 969 | 887 |
| 合 計 | 884 | 833 | 940 | 762 | 770 | 639 | 1,705 | 1,085 | 3,122 | 5,792 |
| 単位保証債務額（1億円）当たりの財政負担額（単位：万円） | 39 | 33 | 35 | 27 | 27 | 22 | 50 | 25 | 75 | 149 |

（注）1 関係各府省の資料を基に当省が作成した。

2 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

3 財政負担額は、毎年度の出資金等の機会費用に出資金等の取崩額、損失補填保証金及び事務補助金を加えたものである。なお、出資金等の取崩額については、損失処理のため財務諸表において出資金等が減額された年度にコストが発生しているものととらえた。

次に、以上のような財政負担の状況に対してどの程度の補助効果があったかについて検証を行った。補助効果の測定は、基本的には信用差の補正を行うこととし、民間金融機関が公的保証を付けずに貸出しを行う場合に、貸倒率（代位弁済率で代理）は公的保証が付いた場合と変わらず、回収率は公的保証が付いた場合には100パーセント、付かない場合には信用保証協会の実際の回収率として、そこから必要となる上乗せ金利を理論値で推定した上で補助効果を測定し、「単位保証債務額（1億円）当たりの補助効果額」、「費用対補助効果比率」及び「単位保証債務額（1億円）当たりの純効果」についてその推移を検証した。

この結果、補助効果は平成9年度には221億円であったものが13年度には5,828億円となっており、単位保証債務額当たりの補助効果額も平成9年度に8万円であったものが13年度には150万円に増加している。これを費用対補助効果比率で見ると、平成9年度に0.347であったものが13年度に1.006となっている。これらは、最近における経済情勢の中で、中小企業等に対するセーフティネットとして、民間金融機関単独では貸出困難な企業に対して、公的保証が付くことにより資金供給が行われていることによると考えられる。

[表 - 5 - 2 参照]

表 - 5 - 2 中小企業信用保証制度に係る費用対補助効果

| 年 度 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助効果（単位：億円） | 221 | 1,397 | 1,735 | 3,857 | 5,828 |
| 単位保証債務額（1億円）当たりの補助効果（単位：万円） | 8 | 41 | 41 | 92 | 150 |
| 費用対補助効果比率（単位：倍） | 0.347 | 0.819 | 1.598 | 1.235 | 1.006 |
| 単位保証債務額（1億円）当たりの純効果（単位：万円） | -14 | -9 | 15 | 18 | 1 |

（注）詳細は資料43参照

イ 米国のSBAによる部分保証

米国のSBAが行っている保証は、第2 - - 6で述べたとおり、基本的には民間金融機関と信用リスクを分担しており、その保証割合の上限は85パーセント又は75パーセントである。ここでは、そのSBAの代表的な貸出保証プログラムである7(a)プログラムについて政府の財政負担と補助効果を検証した。

政府の財政負担については、実績に基づいて見直された後の補助率を用い、補助効果については、民間金融機関が公的保証を付けずに貸出しを行う場合に必要となる上乗せ金利を、新規に保証を行うに際して当該貸出債権の性格として公表されている倒産確率及び回収率を用いて、前記アの我が国における中小企業信用保証制度と同様の方法により理論値で求めて補助効果を測定した。

この結果は以下のとおりであり、民間金融機関のモラルハザード等を防止するため、原則として民間金融機関と信用リスクを分担していることもあり、費用対補助効果比率でみると経年的に高い比率となっており、2001年の比率は2.257である。 [表 - 5 - 3参照]

表 - 5 - 3 米国SBAの保証に係る費用対補助効果

(単位：ドル、倍)

| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 単位保証債務額(百万ドル)当たりの財政負担額 | 2,400 | 5,900 | 11,800 | 7,100 |
| 単位保証債務額(百万ドル)当たりの補助効果 | 36,660 | 18,759 | 15,469 | 16,024 |
| 費用対補助効果比率 | 15.275 | 3.179 | 1.311 | 2.257 |
| 単位保証債務額(百万ドル)当たりの純効果 | 34,260 | 12,859 | 3,669 | 8,924 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 詳細は資料44参照

3 1997年については、当該年の倒産確率や回収率のデータを把握できないため試算を行っていない。

ウ 検証の結果

以上のように、保証・保険による公的資金の供給については、今回分析した限りにおいては費用対補助効果比率で1を超えている状況ではあるが、部分保証とするなど民間金融機関のモラルハザード等を防止する措置を適切に講じれば、より高い効率性を発揮できる可能性がある。

ただし、保証・保険については、直接貸出と比較した場合、金利リスクをカバーすることは基本的に困難であるため、長期・固定金利資金への対応が難しいほか、モニタリングの効率性が劣る可能性があるなどの側面に留意する必要がある。

(3) 証券化支援による資金供給

ア 米国のファニー・メイによる証券化支援の手法

ファニー・メイは、第2 - 6で述べたとおり、民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、これを証券化する業務を行っている。ファニー・メイは政府支援企業との位置付けにはあるが民間所有の企業体であり、出資金等も含めファニー・メイに対する政府の直接の財政負担はない。一方で、補助効果の面では、連邦議会予算局の報告(注)によると、ファニー・メイ等が証券化支援業務を行うことにより、借り手に対して0.25パーセントの金利低減効果があるとされており、相当程度の補助効果があるものと推測されるため、費用対補助効果の面で効率性は高いといえる。

なお、ファニー・メイに関しては、米国において「暗黙の政府保証」の問題が議論されており、厳密に政府の財政負担がないといえるかは留意が必要である。

(注) 連邦議会予算局(The Congress of the United States Congressional Budget Office)が2001年5月に提出したレポート「FEDERAL SUBSIDIES AND THE HOUSING GSEs」において、ファニー・メイやフレディ・マックが民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り証券化することができる適格ローンと、1件当たりの貸出規模が適格ローンに比べて大きいことなどによりファニー・メイ等が買い取りを行っていないジャンボローンとの債権流通市場における利回り格差等から、ファニー・メイ等が行う証券化支援業務により、借り手に対して0.25パーセントの金利低減効果があると推計している。

イ 米国のジニー・メイによる証券化支援の手法

ジニー・メイは、同じく第2 - 6で述べたとおり、FHAやVA等が信用保証した住宅ローン債権を民間金融機関が独自に証券化するに当たって、元利金の支払いを二次的に保証している。

このコスト面では、ジニー・メイ等は当該証券化支援業務を基本的には保証料収入等で賄っており、政府の財政負担は極めて小さい。ちなみに、2001年は、当該証券化支援の手法においてVAに対してわずかながら補助金額が予算計上されているものの、ジニー・メイ及びFHAに対する補助金はなかった。

これに対し、補助効果については、関連データの入手が困難であるため測定分析を行うことは困難であったものの、ジニー・メイ等の付保対象となる住宅ローン債権は信用力の低い低所得者層が借り手であるにもかかわらず、これら債権を担保としてジニー・メイ等により付保されたMBSは、市場において最上級の格付け企業並みの高い格付けを得ていることから、ファニー・メイと同様に、相当程度の金利低減効果があると推測され、費用対補助効果の面で効率性は高いと考えられる。

[表 - 5 - 4 参照]

表 - 5 - 4 ジニー・メイが付保したMBSの平均利回り

(単位：%)

| 年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ジニー・メイMBS平均利回り | 7.05 | 6.68 | 6.99 | 7.77 | 6.72 |
| 格付けAaaの長期社債 | 7.27 | 6.53 | 7.05 | 7.62 | 7.08 |
| 格付けBaaの長期社債 | 7.87 | 7.22 | 7.88 | 8.37 | 7.95 |

(注) 長期社債の利回りについては、米連邦準備制度理事会の統計資料に掲載されているムーディーズの長期社債利回りを基に当省が作成した。

ウ 検証の結果

一般的に証券化になじむ資産の特徴として、キャッシュフローの把握分析が容易であること、いわゆる「大数の法則」が働くなどリスクの偏りが小さいこと、それぞれの資産が単一とみなせるほど均一であること、貸倒率等過去のデータが整備されていることなどが挙げられる。

したがって、公的資金供給のすべての対象分野が証券化になじむものではないが、上記でみたように証券化支援による公的資金の供給は、少ない財政負担で補助効果がみられるなど、効率性は高いと推測される。

なお、証券化支援になじみやすいと考えられる分野については、当省が実施したアンケート調査によると、第2 - - 6で記載したとおり、大・中堅企業分野や個人（住宅）分野などに関して、民間金融機関において証券化支援が望ましいとする認識がみられるほか、有識者に対するインタビュー調査結果によると、これらの分野以外にも中小企業分野や個人（教育）分野についても可能性があるとする意見がみられる。

（４）リファイナンスによる資金供給

ア ドイツのK f Wによるリファイナンス

ドイツのK f Wは、第2 - - 6で述べたとおり、民間金融機関にいったん貸出しを行い、民間金融機関が当該資金を原資に最終的な資金需要者に貸出しを行うリファイナンスを基本として、資金供給を行っている。

このリファイナンスにおいては、中小企業向けについてはK f Wが最大4割の信用リスクを負担しているものの、基本的に民間金融機関が最終貸出先の信用リスクをすべて負う仕組みとなっているため、政府の財政負担は、出資金と旧東ドイツの低所得者層向けの貸出しなどについて政策的に金利引下げを行うための限定的な補助金があるのみ（注）であり、コスト面では小さいものとなっている。ちなみに、2001年における政府の財政負担は386百万ユーロであり、これを単位貸出金（百万ユーロ）当たりの財政負担でみると1,959ユーロとなっている。

[表 - 5 - 5 参照]

（注）K f Wは、開発途上国向けの資金援助業務を行っており、当該業務に係る政府の補助金が別途ある。

表 - 5 - 5 ドイツのK f Wのリファイナンスに係る財政負担額

| 区 分 | 出資金等の機会費用 | 補助金 | 合 計 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 財政負担額 | 108 百万ユーロ | 278 百万ユーロ | 386 百万ユーロ |
| 単位貸出金（百万ユーロ） 当たりの財政負担額 | 550 ユーロ | 1,408 ユーロ | 1,959 ユーロ |

（注）当省の調査結果による。

一方、補助効果に関して、中小企業向け貸出しや住宅向け貸出しについて、それぞれ代表的な貸出しメニューを基準として検証すると、高い信用力を背景とした資金調達を基に市場金利に比べて低利で貸出しを行っていることから補助効果は大きく、費用対補助効果比率でも高い比率を示しており、効率性は高いと推測される。

なお、試算に当たって取り上げた貸出しメニューは、中小企業向けは貸出期間 20 年、金利 6.35 パーセントの固定金利での貸出しであり、また住宅向けは金利 6.21 パーセントの当初 10

年の固定金利での貸出しである。また、民間仮定金利については、それぞれドイツの金融機関の新規の平均貸出金利を基準として、ドイツ国債流通利回りのイールドカーブ（利回り曲線）によって期間差の補正を行った。 [表 - 5 - 6 参照]

表 - 5 - 6 ドイツK f Wのリファイナンスに係る費用対補助効果

(単位：ユーロ、倍)

| 区 分 | 単位貸出金（百万ユーロ）当たりの補助効果 | 費用対補助効果比率 | 単位貸出金（百万ユーロ）当たりの純効果 |
|-----------|----------------------|-----------|---------------------|
| 住宅ローン | 2,800 | 5.1 | 2,250 |
| 中小企業向け貸出し | 14,670 | 26.7 | 14,120 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 詳細は資料 45 参照

イ 検証の結果

以上のように、リファイナンスによる公的資金の供給は、効率性が高いと推定される。

しかしながら、ドイツでは、当該リファイナンスに係る民間金融機関の収益率が低いこともあり、最近においては中小企業向け貸出し等において貸出額が落ち込んでいるほか、現状では民間金融機関が基本的にすべて負担している信用リスクについても、民間金融機関からK f Wに一定の負担を求める動きがある。また、我が国の国民生活金融公庫や中小企業金融公庫等が行っている代理貸出は、リファイナンスの一形態と捉えることができるが、現下の資金余剰の金融環境や手数料率、信用リスクの負担問題から、その利用が減少しており、これら民間金融機関の活用の面で課題があることに留意が必要である。

(5) 利子補給・税制

利子補給や税制(注)については、基本的には政府の財政負担がそのまま借り手の受益となることから、費用対補助効果比率に当てはめるとその比率は1であると考えられる。したがって、第2 - - 4で検証したとおり直接貸出に係る費用対補助効果比率が1を超えている今回の分析結果から判断する限りで、直接貸出の手法については、絶対的な優位性があるとはいえない状況になりつつあるものの、効率性は依然高いと考えられる。

特に、利子補給については、第2 - - 3でみたとおり、民間金融機関の事務経費率や資金調達コストが政府金融機関等よりも高い状況を踏まえると、効率性は直接貸出を下回るのではないかと考えられる。

(注)ここでの税制とは、住宅ローン減税に代表されるような、民間金融機関からの借入れに関して何らかの減税措置を講じることにより、結果として、借入金利等の実質的な負担軽減を図るものを念頭に置いている。

以上、(1)から(5)までのように、直接貸出以外の代替的な資金供給手法の効率性を検証したところ、諸外国で実施されている部分保証や証券化支援、リファイナンスなど市場機能や民間金融機関を活用した間接的な資金供給手法は、一定の効率性が確保されており、我が国と金融事情の違いがあることなどに留意する必要があるものの、我が国においても、貸出しの対象等によっては、これらの手法が一定の効率性を確保できる可能性がある。

第3 評価の結果及び意見

政府金融機関等による公的資金の供給は、民間金融の補完の見地から、国民経済的にみて重要であるが市場原理に基づく民間金融のみでは適切に対応することが困難な分野に、長期安定的な資金を適正かつ有効なコストで供給するものであり、これら資金の供給を通じて、民間部門の自主性を尊重しながら、国民経済・生活の健全な発展に寄与するものである。

この政策評価においては、政府金融機関等による公的資金の供給について現状等を調査・分析し、「民間金融の補完機能の発現状況」及び「資金供給手法としての効率性」の観点から、代替的な資金供給手法間の比較に留意しつつ、統一的に評価を行った。

1 民間金融の補完機能の発現状況

政府金融機関等による公的資金の供給における民間金融の補完機能の発現状況については、次のとおりの結果であった。

金融市場において政府金融機関等による公的資金供給が占める位置付けをみると、バブル崩壊以降、民間金融機関の貸出しが抑制基調となる一方、景気対策の一環として一部の政府金融機関等が活用された結果、そのシェアが拡大している。最近においては、民間金融機関における資金仲介機能の低下が指摘される状況にあることなどから、政府金融機関等により中小企業等に対するセーフティネット構築のために積極的な対応が図られているが、我が国における公的資金の供給は、全体としてみれば金融市場において大きな位置を占め、特に直接貸出の割合が諸外国に比して高い状況にある。

公的資金の供給における民間金融の補完状況に関して、まず長期資金の供給についてみると、長期にわたる固定金利での資金供給に関して一定程度の補完状況が認められるものの、近年では、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても長期かつ固定金利での資金供給が可能な状況もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

また、民間金融機関では貸出しが困難な分野への資金供給による補完機能に関しても、不確実性が大きい分野については一定程度の補完状況が認められるものの、近年では、金融技術の高度化を背景に民間金融機関においても貸出しの対象範囲を拡大しようとする取組等もみられることから、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測される。

このほか、当省が実施したアンケート調査結果等によると、公的資金の供給による民間金融の補完機能に関して、借り手側においては総じて肯定的な認識がみられるが、民間金融機関においては、貸出分野によってばらつきはあるものの、一部の分野については都市銀行等を始めとする複数の業態で、補完の関係を超えて政府金融機関等の活動がなされているとの認識が強い状況となっている。

次に、公的資金供給の金融資本市場に対する影響について調査したところ、政府金融機関等が低利で相当規模に直接貸出を行うことが、場合によっては民間金融機関がリスクに見合った金利を設定できず、結果として市場における自由な金利形成を阻害する要因の一つとなっている可能性や、企業における資本市場からの長期資

金調達に対する意欲を喪失させ、結果として資本市場の発達を阻害する要因の一つとなっている可能性もあるなど、現在の公的資金供給の在り方が、金融資本市場に負の影響を与えている可能性がある。

ただし、これらについては、民間金融機関又は資本市場自体における問題も大きいことに留意するとともに、政府金融機関等による個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要がある。

こうした我が国の状況を踏まえつつ、諸外国における公的資金の供給手法をみると、直接貸出による資金供給は相対的に少なく、部分保証や証券化支援、リファイナンス（間接融資）など、市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法が採られており、また、直接貸出で行われる場合であっても、協調融資を原則としていることなどから、限定的な場面を除き公的資金の供給に対して民業圧迫との批判は生じていない状況となっている。

この点について、我が国の民間金融機関等や有識者においても、金融資本市場の発展・活性化に資する見地から、公的資金の供給は、貸出しの対象等によっては、保証や証券化支援など、市場機能等を活用したより間接的な手法を主体として行うべきとの意見が多数みられる。

以上のように、政府金融機関等による公的資金の供給は、長期にわたる固定金利資金の供給や不確実性が大きい分野への資金供給などを始めとして、一定程度民間金融を補完している状況にあると推測されるほか、最近においては、民間金融機関における資金仲介機能の低下が指摘される状況にあることなどから、政府金融機関等により、中小企業等に対するセーフティネット構築のための対応が図られているものと考えられる。一方で、我が国における公的資金の供給は、保証や証券化支援、リファイナンスなど間接的な手法等も活用しつつ実施されている諸外国に比べ、相当程度の規模で直接貸出の手法によってなされているため、貸出しの対象等によっては民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測されるほか、個々の政策的な低利貸出の必要性やその効果を十分勘案する必要があるものの、金融資本市場に負の影響を与えている可能性もある。

2 資金供給手法としての効率性

以上みてきたような民間金融の補完機能の発現状況を踏まえつつ、政府金融機関等による公的資金供給の主たる手法である直接貸出について、その効率性を検証するとともに、保証などほかの代替的な資金供給手法と効率性の比較検証を行ったところ、資金供給手法としての効率性については、次のとおりの結果であった。

直接貸出を主な業務とする政府金融機関等に係る政府の財政負担（出資金等の機会費用及び補給金・交付金）は、平成11年度までは、金利下降局面における期限前償還の発生や景気の低迷に伴う貸倒れの発生などを背景に、全体として増加傾向にあったが、12年度以降は、貸出金利と調達金利の利ざやの改善及び特殊法人等改革による事業見直しに伴う財政支出の削減などの影響により、減少傾向となっている。

また、政策コスト分析によって、将来的な財政負担の状況が明らかにされている

が、経済情勢等によっては、相当程度の財政負担となるおそれがある。

次に、政府金融機関等が有する様々なリスクの状況について検証したところ、ALM管理（資産・負債の総合管理）による金利リスクの把握を始め、リスクの定量的把握・管理及び情報の開示に関して、都市銀行などの民間金融機関に比べ全般的に遅れている状況がみられる。

また、金利リスク、信用リスク等についてみると、今後の金融・経済情勢によっては、金利リスク面では適切な金利リスク管理を十分に行っていなければ財政負担が発生する可能性があり、また、信用リスク面でもリスクが顕在化するおそれがある。

以上のような状況を踏まえつつ、政府金融機関等の直接貸出の手法について、借り手への補助効果（借り手が民間金融機関から貸出しを受けたと仮定した場合に比べた利子軽減相当額）を測定し、資金供給手法としての効率性を検証した。

まず、補助効果の把握を行ったところ、金融自由化の進展及び金融技術の高度化の影響などもあり、多くの機関において単位貸出金当たりの補助効果は減少傾向となっている。

その状況を踏まえつつ、費用対補助効果比率及び単位貸出金当たりの純効果をみると、一部の機関においてこれらの指標が向上している状況がうかがえるものの、その他の機関については、機関により多少のばらつきはあるものの、同比率又は純効果が悪化している状況がみられる。

このように直接貸出による公的資金の供給は、最近における金融環境や経済情勢の中で、費用対補助効果比率等が向上している機関も一部みられるが、全体としてみれば一定の効率性は確保しているものの、資金供給手法としての効率性の面において、その優位性が低下している状況もみられる。

なお、今後についても、経済情勢等によっては、各種リスクが顕在化するおそれがあるほか、市場実勢に応じた資金調達が進み、従来のような有利な資金調達を背景とした貸出しが困難になることなども考えられることから、直接貸出の手法としての効率性については将来にわたって検証していく必要があると考えられる。

次に、直接貸出以外の代替的な資金供給手法の効率性を検証したところ、諸外国で実施されている部分保証、証券化支援、リファイナンスなど市場機能や民間金融機関を活用した間接的な資金供給手法は、一定の効率性が確保されており、我が国と金融事情の違いがあることなどに留意する必要があるものの、我が国においても、貸出しの対象等によっては、これらの手法が一定の効率性を確保できる可能性がある。

なお、利子補給や税制などの手法との比較に関しては、直接貸出に係る費用対補助効果比率が1を超えている今回の分析結果から判断する限りにおいては、直接貸出の方が、絶対的な優位性があるとはいえない状況になりつつあるものの、効率性は依然高いと推測される。

以上のように、直接貸出による公的資金の供給は、政府の財政負担面では最近において減少傾向に転じているものの、様々なリスクの適切な把握・管理等が必ずしも十

分とはいえない状況もみられ、今後リスクの顕在化が懸念されるとともに、効率性の面において資金供給手法としての優位性が低下している状況もみられる。一方で、貸出しの対象等によっては、部分保証や証券化支援、リファイナンスなど市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な資金供給手法においても、一定の効率性を確保できる可能性がある。

3 意見

上記の結果を踏まえ、今後、政府金融機関等による公的資金の供給が、一層の効率性の向上を図りつつ、公的部門に求められる民間金融の補完機能を適切に果たすことにより、金融資本市場の発展・活性化に資するためには、全体として以下のような課題があると考えられる。

政府金融機関等による公的資金の供給については、民間金融機関の不良債権を集中的に処理する間、中小企業に対するセーフティネットの整備や企業再生のため、公的資金の供給により積極的な対応を図ることとされているが、民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえながら、中長期的な観点からは、政府金融機関等に係る貸出残高の縮減を図ることが必要である。

そのため、政府金融機関等による公的資金供給の対象となる政策分野の厳格な精査を行い、民業補完趣旨の徹底を図るとともに、個々の貸出制度の撤退時期やその基準をあらかじめ示すなど、規模の肥大化を未然に防止することが必要である。

政府金融機関等の資金供給手法の在り方については、金融資本市場との調和を図るため、市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法を十分考慮し、個々の政策目的や、証券化の可能性など当該貸出しが有する性質に応じ、最適な資金供給手法の選択を行っていくことが必要である。

間接的な手法に移行する場合には、効率性確保の観点から、諸外国の例も参考に、部分保証方式とするなど、モラルハザードや逆選択を防ぐ制度的な工夫を講じるべきである。

また、直接貸出の手法を継続する場合であっても、民業圧迫を回避するため、リスクに見合った金利体系への一層の改善や協調融資の枠組みの拡充など、金融資本市場との調和に関して更に厳格な措置を講じる必要がある。

以上のほか、政府金融機関等が保有する貸付資産の証券化は、当該機関の規模(貸出残高)縮小及びリスク分散につながるとともに、証券化市場の育成のために指標となるような商品を提供することにより、金融資本市場の活性化に資するものともなるため、その拡充に向けて検討を進めていくことが重要である。

また、政府金融機関等においては、総合的なリスク管理手法を講じることにより、リスクを定量的に把握し、適切に管理するとともに、リスク情報について国民に対し積極的に開示を行っていくことが必要である。さらに、現在財政投融资対象事業に関して実施されている政策コスト分析について、保証業務を含めるなどその対象範囲を拡充するとともに、将来的には異なる資金供給手法間におけるコスト比較を行うなど、今後とも一層の充実を図ることが望まれる。

資料1 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(政府金融機関等関連部分)

| 法人名 | 事業について構すべき措置(上段)/組織形態について構すべき措置(下段) |
|------------|--|
| 社会福祉・医療事業団 | <p>【社会福祉事業施設・病院等融資業務】 社会福祉事業施設融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成14年度から、適切に実施する。 病院等融資 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件(金利・期間・融資限度等)を適切に見直す。 (略)</p> <p>独立行政法人とする。</p> |
| 中小企業総合事業団 | <p>(略)</p> <p>【信用保険事業】 機械類信用保険 経済構造の変化等を踏まえ、必要な措置を講じた上で廃止する。 信用保証協会への融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。 (略)</p> <p>集中改革期間中に地域振興整備公団、産業基盤整備基金と統合し、独立行政法人を設置する。 その際、信用保険事業は、中小企業金融公庫の業務を承継する法人に移管する。</p> |
| 国民生活金融公庫 | <p>【融資】 一般貸付(生活衛生資金貸付の一般貸付を含む) 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 特別貸付・経営改善貸付(生活衛生資金貸付の特別貸付を含む) 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 教育貸付 収入上限を引き下げ等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。 共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 (後述)</p> |
| 住宅金融公庫 | <p>【住宅資金融通事業等(融資、保険)】 融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定する。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。 5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。</p> |

(続 き)

| | |
|----------------|--|
| 農林漁業金融 公庫 | <p>【農林漁業者に対する融資】 平成 14 年度から、民間金融機関に利子補給する近代化資金の使途を拡大して、公庫の事業規模を縮減する。 融資条件（金利・融資限度等）については、農林漁業の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切に見直す。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、農林漁業の振興に資するよう融資を行うための条件の見直しを行い、融資対象事業を縮減する。また、融資条件（金利・期間・融資限度等）については、農林漁業及び食品産業等の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切かつ弾力的に見直す。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>(後述)</p> |
| 中小企業金融 公庫 | <p>【中小企業者に対する融資】 一般貸付 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>(後述)</p> |
| 公営企業金融 公庫 | <p>【地方債資金の融通業務】 貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。 財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>(後述)</p> |
| 沖縄振興開発 金融公庫 | <p>【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】 本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。 業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。 特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>(後述)</p> |

(続 き)

| | |
|--|---|
| 国際協力銀行 | <p>【国際金融等事業】 「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。 貸付債権の流動化（証券化を含む。）等を図り、貸付残高を圧縮する。</p> <p>輸出金融 保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。 融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>輸入金融 資源関係以外の業務を廃止する（ただし、航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用する）。 融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>一般投資金融 保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を原則廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。 融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>リファイナンス 廃止する。</p> <p>共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。 (略)</p> <p>(後述)</p> |
| 日本政策投資銀行 | <p>【融資・債務保証・出資】 「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。 貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、政策コストを明示する。</p> <p>(後述)</p> |
| 商工組合中央金庫 | <p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】 特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>(後述)</p> |
| 国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 国際協力銀行 日本政策投資銀行 商工組合中央金庫 | <p>国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。</p> <p>さらに、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p> |

資料2 経済財政諮問会議における主な議論の状況

平成14年1月25日第2回経済財政諮問会議

基本的論点として以下の6点を確認

- ・ 経済社会構造変化を踏まえた民間金融と公的金融の関係
- ・ 公的金融の効果及びコスト
- ・ 公的金融と他の政策手段との関係
- ・ 現下の金融経済環境における公的金融の役割
- ・ 借り手側から見た公的金融の役割
- ・ 政策金融8機関の今後のあり方

平成14年4月24日第11回経済財政諮問会議

上記論点の詳細化

平成14年8月2日第21回経済財政諮問会議

「政策金融改革について」で各種調査結果等を提示

平成14年9月20日第27回経済財政諮問会議

「政策金融の抜本的改革に関する基本方針(案)」を提示

平成14年10月7日第28回経済財政諮問会議

上記「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」別紙1参照の取りまとめ

(要旨)

- ・ 政策金融の活動領域として「公益性」かつ「金融リスク評価等の困難性」の基準を提示
- ・ 現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、改革全体の中期的なスケジュールを明確化

平成14年12月5日第39回経済財政諮問会議

「政策金融改革について(案)」を提示

平成14年12月13日第40回経済財政諮問会議

上記「政策金融改革について」別紙2参照の取りまとめ

(要旨)

- ・ 「改革達成に向けた道筋」として、平成16年度末までの不良債権集中処理期間(政策金融の活用、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用等) 平成17年度から19年度まで(あるべき姿に移行するための準備期間) 平成20年度以降(速やかに新体制へ移行)の3段階を提示
- ・ 「政策金融のあるべき姿」として、対象分野の厳選、規模の縮減、組織の見直し、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等を提示

上記経済財政諮問会議の議事要旨及び配布資料については、下記の内閣府ホームページを参照
(<http://www5.cao.go.jp/shimon/index.html>)

政策金融の抜本的改革に関する基本方針（抜粋）

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にある。このことが、金融資本市場の資源配分機能をゆがめてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。こうした観点から、政策金融改革の基本方針をとりまとめた。この基本方針に沿って個別の政策金融機関のあり方について検討を行い、年内に結論を得ることとする。

1. 政策金融のあるべき姿

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。

具体的には ①の条件が共に当てはまるものである。

① 公益性：政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合
② 金融リスク評価等の困難性：情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば次のようになる（図省略）。

（A） ①が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

（B） ②に該当するが、①には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。

補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

（C） ①のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

（D） ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

2. 改革の進め方

従来は、政策金融の活動領域に関する基準が不明確であった。今次改革にあたっては、上記1.の「公益性」、「金融リスク評価等の困難性」の基準を厳格に適用し、諸外国の事例も参考にしながら、民業補完を貫徹するための新たな仕組み・枠組みを導入する必要がある。また、政策金融を行う場合でも、事前と事後の評価を行うことが不可欠である。

なお、構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、それのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではないことに留意する必要がある。

(1) 機能の廃止・見直し

ア 政策的介入と政策金融の範囲の見直し

上記1.の基準に従って、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行う。その上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も考慮し、廃止・民間業務への移行、継続領域での各機関の整理・合理化・統合をも視野に入れて合理化を図っていく。

また、基準の厳格な適用により、わが国の政策金融の規模・範囲が国際的にみても大きくなっている現状を改め、諸外国の水準を参考に見直しを行う。

イ 政策金融に代替する手段の整備

民間部門における資金調達の多様化、具体的には直接金融や証券化など民間市場機能の拡充・整備を進め、政策金融機能の廃止・見直しを行う。また、PFI・PPP等の官民協調方式による事業手法において真の民間資金活用の一層の推進を図る。

ウ 政策金融の手法の革新

政策金融が必要と認められる領域においても、諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、政策コストの最小化等の観点から、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行を図るなど、手法の革新を行う。

(2) 組織の整理・統合

組織の見直しを行うに当たっては、まず、上記改革に基づいて各政策金融機関別に残すべき機能を峻別した上で、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止・民営化を含め思い切った整理・合理化・統合を進める。その際、経営責任の明確化、事業運営の効率性の向上等の観点から、経営責任者任用において、民間人登用も含め適材適所の考え方に立つとともに、最も適切な組織・形態を採用する。また、常に存続の必要性やコストをふまえた妥当性が国民によって正しく監視されるよう、情報開示の徹底、第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備等の必要な措置を講じ、厳格なガバナンスを構築する。

(3) 改革達成に向けての道筋

ア 政策金融の改革は、民間金融の改革、郵政改革、財投改革と表裏一体の関係にある。金融市場全体の資金の流れについての改革を進めつつ、可能な限り早急に政策金融改革を実行に移す必要がある。また、現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、金融システム全体に無用の混乱を生じさせないよう、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、改革全体の中期的なスケジュールを明確にする。

この改革にあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場・民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。その際、移行過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

イ 現下の厳しい経済金融情勢において、あるいは将来の不測の事態によって生じ得る金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

政策金融改革について（抜粋）

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1（省略）の基準に則って、別添2（省略）に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実にかつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

経営責任の明確化(経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。)

事業運営の効率性の向上

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備(具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。)

会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。

この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。

改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

資料3 「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価研究会」

1 研究会メンバー（敬称略）

小野 達也 富士通総研主任研究員
河村 小百合 日本総合研究所主任研究員
中田 真佐男 千葉経済大学経済学部講師

以上のほか、金融実務に携っている者に参加いただいた。

2 研究会開催経緯

| 区 分 | 日 時 | 主 な 検 討 項 目 |
|--------|------------|----------------------|
| 第1回研究会 | 平成14年2月19日 | 評価の設計及び指標の考え方等 |
| 第2回研究会 | 平成14年3月15日 | 有識者講演、アンケート調査の設計等 |
| 第3回研究会 | 平成14年4月17日 | アンケート調査項目、効率性の考え方等 |
| 第4回研究会 | 平成14年5月30日 | 有識者講演、海外調査の概要等 |
| 第5回研究会 | 平成14年8月2日 | データ整理の状況、インタビュー調査項目等 |
| 第6回研究会 | 平成14年10月1日 | データ分析の手法等 |
| 第7回研究会 | 平成15年4月15日 | 評価書の結果報告及び意見交換 |

資料4 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）における審議状況

平成 13 年 12 月 21 日 第 11 回政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 14 年 12 月 20 日 政策評価分科会

平成 15 年 3 月 28 日 第 24 回政策評価・独立行政法人評価委員会

上記委員会及び政策評価分科会の議事要旨及び議事録については、下記の総務省
ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai_inkai.htm)

資料5 政府金融機関等の貸出残高の推移（図 - 1 - 1の基礎データ）

（単位：億円）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国際協力銀行 | 60,483 | 61,515 | 60,353 | 58,138 | 54,159 | 50,941 | 52,250 | 57,139 | 66,004 | 76,478 |
| 日本政策投資銀行 | 71,673 | 76,853 | 81,467 | 84,488 | 85,388 | 87,822 | 92,492 | 98,068 | 105,371 | 116,563 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 6,791 | 7,174 | 7,468 | 7,742 | 7,956 | 8,179 | 8,546 | 9,117 | 10,017 | 10,983 |
| 公営企業金融公庫 | 68,247 | 78,982 | 88,742 | 96,692 | 103,912 | 111,176 | 117,602 | 124,097 | 128,464 | 133,717 |
| 国民生活金融公庫 | 54,317 | 55,126 | 55,942 | 56,604 | 57,129 | 58,263 | 62,120 | 68,785 | 76,379 | 82,562 |
| 農林漁業金融公庫 | 45,153 | 47,929 | 50,055 | 51,230 | 51,364 | 51,952 | 51,732 | 51,712 | 52,129 | 52,594 |
| 中小企業金融公庫 | 51,798 | 51,918 | 50,986 | 51,341 | 49,800 | 49,928 | 54,108 | 62,905 | 71,667 | 78,154 |
| 住宅金融公庫 | 184,710 | 210,011 | 231,792 | 250,016 | 269,084 | 295,696 | 331,144 | 370,075 | 411,199 | 443,387 |
| 商工組合中央金庫 | 63,413 | 69,405 | 76,887 | 82,351 | 88,068 | 93,328 | 97,503 | 103,214 | 110,535 | 113,829 |
| 社会福祉・医療事業団 | 8,581 | 8,864 | 8,840 | 8,746 | 7,928 | 7,037 | 7,236 | 7,623 | 8,187 | 9,606 |
| 計 | 615,165 | 667,778 | 712,532 | 747,347 | 774,787 | 814,321 | 874,732 | 952,734 | 1,039,953 | 1,117,873 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 国際協力銀行 | 82,835 | 86,553 | 87,436 | 89,958 | 91,799 | 99,937 | 118,645 | 112,172 | 103,391 | 105,577 |
| 日本政策投資銀行 | 134,500 | 153,271 | 165,183 | 169,754 | 172,984 | 177,214 | 190,713 | 187,545 | 177,865 | 168,040 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 12,125 | 13,507 | 15,106 | 15,458 | 15,806 | 16,357 | 17,036 | 17,409 | 16,892 | 16,303 |
| 公営企業金融公庫 | 140,322 | 151,502 | 164,176 | 175,400 | 189,130 | 202,244 | 214,188 | 225,342 | 233,771 | 240,471 |
| 国民生活金融公庫 | 89,511 | 98,586 | 102,523 | 100,140 | 99,264 | 101,944 | 106,857 | 108,864 | 108,128 | 106,685 |
| 農林漁業金融公庫 | 52,518 | 51,759 | 50,382 | 46,904 | 44,312 | 42,434 | 41,112 | 40,020 | 38,509 | 36,976 |
| 中小企業金融公庫 | 83,949 | 91,422 | 88,538 | 77,168 | 72,303 | 71,790 | 74,752 | 76,098 | 76,019 | 75,460 |
| 住宅金融公庫 | 485,361 | 553,121 | 644,963 | 647,362 | 701,063 | 724,402 | 721,450 | 745,413 | 759,221 | 726,483 |
| 商工組合中央金庫 | 116,249 | 118,479 | 118,130 | 117,192 | 114,270 | 113,264 | 113,780 | 111,693 | 108,866 | 105,393 |
| 社会福祉・医療事業団 | 10,934 | 12,347 | 13,893 | 15,735 | 18,053 | 20,377 | 22,650 | 25,012 | 27,465 | 28,352 |
| 計 | 1,208,303 | 1,330,548 | 1,450,330 | 1,455,071 | 1,518,983 | 1,569,963 | 1,621,182 | 1,649,569 | 1,650,127 | 1,609,739 |

資料6 政府金融機関等の保証債務残高の推移（図 - 1 - 2 の基礎データ）

（単位：億円）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国際協力銀行 | 256 | 122 | 75 | 81 | 98 | 93 | 116 | 134 | 291 | 471 |
| 日本政策投資銀行 | 2,089 | 1,871 | 1,766 | 1,372 | 1,066 | 340 | 263 | 197 | 122 | 66 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 53 | 73 | 86 | 108 | 130 | 150 | 172 | 191 | 226 | 259 |
| 国民生活金融公庫 | 3,224 | 3,081 | 2,864 | 2,616 | 2,382 | 2,281 | 2,335 | 2,484 | 2,711 | 2,961 |
| 商工組合中央金庫 | 567 | 585 | 604 | 533 | 578 | 516 | 552 | 610 | 646 | 664 |
| 信用保証協会 | 79,673 | 82,189 | 86,506 | 92,660 | 99,364 | 107,736 | 126,647 | 156,012 | 194,781 | 215,491 |
| 計 | 85,862 | 87,921 | 91,901 | 97,371 | 103,619 | 111,115 | 130,085 | 159,627 | 198,777 | 219,913 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 国際協力銀行 | 544 | 661 | 958 | 1,137 | 1,494 | 2,017 | 2,932 | 3,425 | 4,253 | 5,556 |
| 日本政策投資銀行 | 27 | 6 | 0 | 0 | 2 | 16 | 577 | 1,041 | 1,046 | 781 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 289 | 341 | 440 | 482 | 561 | 603 | 580 | 544 | 481 | 422 |
| 国民生活金融公庫 | 3,311 | 3,604 | 3,752 | 3,630 | 3,621 | 3,654 | 3,769 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 737 | 688 | 677 | 689 | 698 | 663 | 667 | 665 | 693 | 695 |
| 信用保証協会 | 238,133 | 261,757 | 274,750 | 286,243 | 292,002 | 295,589 | 419,917 | 430,191 | 414,597 | 370,120 |
| 計 | 243,042 | 267,058 | 280,577 | 292,182 | 298,378 | 302,542 | 428,443 | 435,867 | 421,070 | 377,573 |

資料7 民間金融機関の貸出残高等の推移（図 - 1 - 3 及び図 - 1 - 4 の基礎データ）

| （単位：億円、％） | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
| 民間金融機関の貸出残高 | 3,039,170 | 3,287,720 | 3,588,124 | 3,862,988 | 4,202,071 | 4,616,263 | 5,088,345 | 5,760,660 | 6,289,484 | 6,539,758 |
| 政府金融機関等の貸出残高 | 615,165 | 667,778 | 712,532 | 747,347 | 774,787 | 814,321 | 874,732 | 952,734 | 1,039,953 | 1,117,873 |
| 政府金融機関等の保証債務残高 | 79,685 | 82,389 | 87,069 | 92,917 | 99,136 | 107,213 | 126,335 | 154,419 | 193,018 | 213,268 |
| 総与信残高比率 | 19.0 | 19.0 | 18.6 | 18.2 | 17.6 | 17.0 | 16.8 | 16.5 | 16.8 | 17.4 |
| 貸出残高シェア | 16.8 | 16.9 | 16.6 | 16.2 | 15.6 | 15.0 | 14.7 | 14.2 | 14.2 | 14.6 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関の貸出残高 | 6,748,462 | 6,684,062 | 6,707,175 | 6,809,376 | 6,754,324 | 6,750,630 | 6,637,882 | 6,450,462 | 6,337,454 | 6,197,218 |
| 政府金融機関等の貸出残高 | 1,208,303 | 1,330,548 | 1,450,330 | 1,455,071 | 1,518,983 | 1,569,963 | 1,621,182 | 1,649,569 | 1,650,127 | 1,609,739 |
| 政府金融機関等の保証債務残高 | 236,554 | 259,775 | 273,375 | 285,198 | 292,761 | 296,207 | 419,484 | 431,539 | 417,388 | 374,478 |
| 総与信残高比率 | 18.2 | 19.8 | 21.1 | 21.1 | 21.9 | 22.4 | 24.7 | 25.7 | 25.9 | 25.4 |
| 貸出残高シェア | 15.2 | 16.6 | 17.8 | 17.6 | 18.4 | 18.9 | 19.6 | 20.4 | 20.7 | 20.6 |

資料 8 中小企業分野の貸出残高シェアの推移 (図 - 1 - 5 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 民間金融機関 | 1,228,860 | 1,379,771 | 1,543,809 | 1,685,954 | 1,901,394 | 2,112,504 | 2,343,336 | 2,629,284 | 2,772,824 | 2,795,934 |
| 政府金融機関等 | 169,529 | 176,449 | 183,815 | 190,296 | 194,996 | 201,519 | 213,731 | 234,903 | 258,581 | 274,546 |
| うち国民生活金融公庫 | 54,317 | 55,126 | 55,942 | 56,604 | 57,129 | 58,263 | 62,120 | 68,785 | 76,379 | 82,562 |
| 中小企業金融公庫 | 51,798 | 51,918 | 50,986 | 51,341 | 49,800 | 49,928 | 54,108 | 62,905 | 71,667 | 78,154 |
| 商工組合中央金庫 | 63,413 | 69,405 | 76,887 | 82,351 | 88,068 | 93,328 | 97,503 | 103,214 | 110,535 | 113,829 |
| 政府金融機関等のシェア | 12.1 | 11.3 | 10.6 | 10.1 | 9.3 | 8.7 | 8.4 | 8.2 | 8.5 | 8.9 |
| うち商工組合中央金庫のシェア | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.2 | 4.0 | 3.8 | 3.6 | 3.6 | 3.7 |
| 国民生活金融公庫のシェア | 3.9 | 3.5 | 3.2 | 3.0 | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.4 | 2.5 | 2.7 |
| 中小企業金融公庫のシェア | 3.7 | 3.3 | 3.0 | 2.7 | 2.4 | 2.2 | 2.1 | 2.2 | 2.4 | 2.5 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 2,854,093 | 3,232,959 | 3,292,278 | 3,289,890 | 3,252,292 | 3,140,095 | 2,988,402 | 2,801,994 | 2,850,110 | 2,726,466 |
| 政府金融機関等 | 289,709 | 308,487 | 309,192 | 294,500 | 285,836 | 286,997 | 295,389 | 296,655 | 293,013 | 287,538 |
| うち国民生活金融公庫 | 89,511 | 98,586 | 102,523 | 100,140 | 99,264 | 101,944 | 106,857 | 108,864 | 108,128 | 106,685 |
| 中小企業金融公庫 | 83,949 | 91,422 | 88,538 | 77,168 | 72,303 | 71,790 | 74,752 | 76,098 | 76,019 | 75,460 |
| 商工組合中央金庫 | 116,249 | 118,479 | 118,130 | 117,192 | 114,270 | 113,264 | 113,780 | 111,693 | 108,866 | 105,393 |
| 政府金融機関等のシェア | 9.2 | 8.7 | 8.6 | 8.2 | 8.1 | 8.4 | 9.0 | 9.6 | 9.3 | 9.5 |
| うち商工組合中央金庫のシェア | 3.7 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 3.3 | 3.5 | 3.6 | 3.5 | 3.5 |
| 国民生活金融公庫のシェア | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 3.0 | 3.3 | 3.5 | 3.4 | 3.5 |
| 中小企業金融公庫のシェア | 2.7 | 2.6 | 2.5 | 2.2 | 2.0 | 2.1 | 2.3 | 2.5 | 2.4 | 2.5 |

資料 8 中小企業分野の貸出残高シェアの推移 (図 - 1 - 5 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 民間金融機関 | 1,228,860 | 1,379,771 | 1,543,809 | 1,685,954 | 1,901,394 | 2,112,504 | 2,343,336 | 2,629,284 | 2,772,824 | 2,795,934 |
| 政府金融機関等 | 169,529 | 176,449 | 183,815 | 190,296 | 194,996 | 201,519 | 213,731 | 234,903 | 258,581 | 274,546 |
| うち国民生活金融公庫 | 54,317 | 55,126 | 55,942 | 56,604 | 57,129 | 58,263 | 62,120 | 68,785 | 76,379 | 82,562 |
| 中小企業金融公庫 | 51,798 | 51,918 | 50,986 | 51,341 | 49,800 | 49,928 | 54,108 | 62,905 | 71,667 | 78,154 |
| 商工組合中央金庫 | 63,413 | 69,405 | 76,887 | 82,351 | 88,068 | 93,328 | 97,503 | 103,214 | 110,535 | 113,829 |
| 政府金融機関等のシェア | 12.1 | 11.3 | 10.6 | 10.1 | 9.3 | 8.7 | 8.4 | 8.2 | 8.5 | 8.9 |
| うち商工組合中央金庫のシェア | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.2 | 4.0 | 3.8 | 3.6 | 3.6 | 3.7 |
| 国民生活金融公庫のシェア | 3.9 | 3.5 | 3.2 | 3.0 | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.4 | 2.5 | 2.7 |
| 中小企業金融公庫のシェア | 3.7 | 3.3 | 3.0 | 2.7 | 2.4 | 2.2 | 2.1 | 2.2 | 2.4 | 2.5 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 2,854,093 | 3,232,959 | 3,292,278 | 3,289,890 | 3,252,292 | 3,140,095 | 2,988,402 | 2,801,994 | 2,850,110 | 2,726,466 |
| 政府金融機関等 | 289,709 | 308,487 | 309,192 | 294,500 | 285,836 | 286,997 | 295,389 | 296,655 | 293,013 | 287,538 |
| うち国民生活金融公庫 | 89,511 | 98,586 | 102,523 | 100,140 | 99,264 | 101,944 | 106,857 | 108,864 | 108,128 | 106,685 |
| 中小企業金融公庫 | 83,949 | 91,422 | 88,538 | 77,168 | 72,303 | 71,790 | 74,752 | 76,098 | 76,019 | 75,460 |
| 商工組合中央金庫 | 116,249 | 118,479 | 118,130 | 117,192 | 114,270 | 113,264 | 113,780 | 111,693 | 108,866 | 105,393 |
| 政府金融機関等のシェア | 9.2 | 8.7 | 8.6 | 8.2 | 8.1 | 8.4 | 9.0 | 9.6 | 9.3 | 9.5 |
| うち商工組合中央金庫のシェア | 3.7 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 3.3 | 3.5 | 3.6 | 3.5 | 3.5 |
| 国民生活金融公庫のシェア | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 3.0 | 3.3 | 3.5 | 3.4 | 3.5 |
| 中小企業金融公庫のシェア | 2.7 | 2.6 | 2.5 | 2.2 | 2.0 | 2.1 | 2.3 | 2.5 | 2.4 | 2.5 |

資料9 中小企業分野の保証債務残高シェアの推移（図 - 1 - 6 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 民間金融機関の中小向け貸出残高 | 1,228,860 | 1,379,771 | 1,543,809 | 1,685,954 | 1,901,394 | 2,112,504 | 2,343,336 | 2,629,284 | 2,772,824 | 2,795,934 |
| 信用保証協会の保証債務残高 | 76,720 | 79,737 | 84,538 | 90,823 | 97,264 | 106,115 | 125,232 | 153,287 | 191,733 | 211,807 |
| 被保証率 | 6.2 | 5.8 | 5.5 | 5.4 | 5.1 | 5.0 | 5.3 | 5.8 | 6.9 | 7.6 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関の中小向け貸出残高 | 2,854,093 | 3,232,959 | 3,292,278 | 3,289,890 | 3,252,292 | 3,140,095 | 2,988,402 | 2,801,994 | 2,850,110 | 2,726,466 |
| 信用保証協会の保証債務残高 | 234,957 | 258,078 | 271,300 | 282,890 | 290,007 | 292,908 | 414,727 | 425,864 | 410,915 | 367,024 |
| 被保証率 | 8.2 | 8.0 | 8.2 | 8.6 | 8.9 | 9.3 | 13.9 | 15.2 | 14.4 | 13.5 |

資料 10 中小企業分野の貸出動向 (図 - 1 - 7 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 | H4 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国民生活金融公庫(新規貸出額) | 27,934 | 28,843 | 29,267 | 31,317 | 31,899 | 32,638 | 33,933 | 33,839 | 37,711 | 43,577 |
| 中小企業金融公庫(新規貸出額) | 18,475 | 19,109 | 21,066 | 22,038 | 22,615 | 21,097 | 23,281 | 22,376 | 23,935 | 27,049 |
| 商工組合中央金庫(新規貸出額) | 109,542 | 117,660 | 122,396 | 129,113 | 128,432 | 124,566 | 119,894 | 122,342 | 126,041 | 124,651 |
| 国民生活金融公庫(伸び率) | 0.0 | 3.3 | 4.8 | 12.1 | 14.2 | 16.8 | 21.5 | 21.1 | 35.0 | 56.0 |
| 中小企業金融公庫(伸び率) | 0.0 | 3.4 | 14.0 | 19.3 | 22.4 | 14.2 | 26.0 | 21.1 | 29.6 | 46.4 |
| 商工組合中央金庫(伸び率) | 0.0 | 7.4 | 11.7 | 17.9 | 17.2 | 13.7 | 9.5 | 11.7 | 15.1 | 13.8 |
| 資金繰りDI | -10.7 | -5.0 | -5.3 | -8.8 | 0.3 | 10.0 | 11.5 | 6.8 | -0.5 | -8.8 |
| 年 度 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | |
| 国民生活金融公庫(新規貸出額) | 48,559 | 38,478 | 38,677 | 34,562 | 37,321 | 39,951 | 36,828 | 33,977 | 34,545 | |
| 中小企業金融公庫(新規貸出額) | 31,391 | 19,191 | 17,373 | 16,536 | 18,294 | 18,273 | 17,176 | 16,690 | 16,617 | |
| 商工組合中央金庫(新規貸出額) | 124,135 | 108,199 | 120,036 | 118,651 | 135,729 | 132,127 | 124,917 | 122,408 | 119,954 | |
| 国民生活金融公庫(伸び率) | 73.8 | 37.7 | 38.5 | 23.7 | 33.6 | 43.0 | 31.8 | 21.6 | 23.7 | |
| 中小企業金融公庫(伸び率) | 69.9 | 3.9 | -6.0 | -10.5 | -1.0 | -1.1 | -7.0 | -9.7 | -10.1 | |
| 商工組合中央金庫(伸び率) | 13.3 | -1.2 | 9.6 | 8.3 | 23.9 | 20.6 | 14.0 | 11.7 | 9.5 | |
| 資金繰りDI | -13.3 | -10.5 | -9.5 | -7.0 | -11.5 | -23.3 | -16.3 | -11.5 | -16.3 | |

資料 11 大・中堅企業分野の貸出残高シェアの推移 (図 - 1 - 8 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 民間金融機関 | 855,215 | 891,489 | 940,159 | 970,064 | 954,291 | 947,478 | 949,049 | 998,107 | 1,021,977 | 1,046,916 |
| 政府金融機関等 | 114,087 | 119,316 | 123,205 | 123,314 | 120,707 | 120,740 | 125,666 | 132,974 | 144,969 | 164,257 |
| うち国際協力銀行 | 42,414 | 42,463 | 41,738 | 38,826 | 35,319 | 32,918 | 33,174 | 34,906 | 39,598 | 47,694 |
| 日本政策投資銀行 | 71,673 | 76,853 | 81,467 | 84,488 | 85,388 | 87,822 | 92,492 | 98,068 | 105,371 | 116,563 |
| 政府金融機関等のシェア | 11.8 | 11.8 | 11.6 | 11.3 | 11.2 | 11.3 | 11.7 | 11.8 | 12.4 | 13.6 |
| うち国際協力銀行のシェア | 4.4 | 4.2 | 3.9 | 3.6 | 3.3 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.4 | 3.9 |
| 日本政策投資銀行のシェア | 7.4 | 7.6 | 7.7 | 7.7 | 7.9 | 8.2 | 8.6 | 8.7 | 9.0 | 9.6 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 1,044,687 | 1,332,940 | 1,305,369 | 1,266,063 | 1,240,960 | 1,223,930 | 1,230,933 | 1,225,968 | 1,023,548 | 986,999 |
| 政府金融機関等 | 186,897 | 206,281 | 217,262 | 220,804 | 223,181 | 229,864 | 255,411 | 245,178 | 229,856 | 221,252 |
| うち国際協力銀行 | 52,397 | 53,010 | 52,079 | 51,050 | 50,197 | 52,650 | 64,698 | 57,633 | 51,991 | 53,212 |
| 日本政策投資銀行 | 134,500 | 153,271 | 165,183 | 169,754 | 172,984 | 177,214 | 190,713 | 187,545 | 177,865 | 168,040 |
| 政府金融機関等のシェア | 15.2 | 13.4 | 14.3 | 14.9 | 15.2 | 15.8 | 17.2 | 16.6 | 18.3 | 18.3 |
| うち国際協力銀行のシェア | 4.3 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 3.6 | 4.4 | 3.9 | 4.1 | 4.4 |
| 日本政策投資銀行のシェア | 10.9 | 10.0 | 10.8 | 11.4 | 11.8 | 12.2 | 12.8 | 12.7 | 14.1 | 13.9 |

資料 12 住宅分野の貸出残高シェアの推移 (図 - 1 - 9 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 民間金融機関 | 357,363 | 371,573 | 383,139 | 395,859 | 426,085 | 482,495 | 588,076 | 641,521 | 711,660 | 752,716 |
| 住宅金融公庫 | 156,935 | 178,935 | 199,311 | 216,658 | 236,632 | 264,698 | 298,133 | 335,087 | 372,680 | 400,438 |
| 住宅金融公庫のシェア | 30.5 | 32.5 | 34.2 | 35.4 | 35.7 | 35.4 | 33.6 | 34.3 | 34.4 | 34.7 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 764,762 | 783,310 | 798,674 | 777,291 | 841,089 | 892,765 | 937,499 | 998,114 | 1,024,707 | 1,073,269 |
| 住宅金融公庫 | 435,942 | 491,695 | 570,034 | 572,466 | 624,509 | 648,742 | 646,121 | 669,742 | 683,131 | 656,524 |
| 住宅金融公庫のシェア | 36.3 | 38.6 | 41.6 | 42.4 | 42.6 | 42.1 | 40.8 | 40.2 | 40.0 | 38.0 |

資料 13 住宅分野の貸出動向 (図 - 1 - 10 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 住宅金融公庫(新規貸出額) | 35,928 | 35,083 | 33,958 | 32,288 | 38,562 | 53,678 | 61,094 | 63,884 | 63,545 | 56,876 |
| 増減率 | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.1 | 1.0 | 1.0 | 0.9 |
| 実質GDP[1年前] | 2.8 | 3.2 | 2.4 | 4 | 4.2 | 3.2 | 5.1 | 6.3 | 4.9 | 5.5 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 住宅金融公庫(新規貸出額) | 71,867 | 112,601 | 146,898 | 123,571 | 130,837 | 106,325 | 88,406 | 115,508 | 97,693 | 68,124 |
| 増減率 | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 0.8 | 1.1 | 0.8 | 0.8 | 1.3 | 0.8 | 0.7 |
| 実質GDP[1年前] | 2.5 | 0.4 | 0.4 | 1.1 | 2.5 | 3.4 | 0.2 | -0.8 | 1.9 | 1.7 |

資料 14 地方公共団体（公営企業）分野の貸出残高シェアの推移（図 - 1 - 11 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 政府・民間金融機関等 | 155,853 | 165,743 | 174,254 | 182,713 | 193,943 | 204,320 | 215,922 | 226,180 | 237,851 | 252,930 |
| 公営企業金融公庫 | 50,811 | 57,897 | 64,208 | 69,310 | 74,929 | 80,936 | 85,771 | 90,580 | 94,912 | 99,584 |
| 公営企業金融公庫のシェア | 24.6 | 25.9 | 26.9 | 27.5 | 27.9 | 28.4 | 28.4 | 28.6 | 28.5 | 28.2 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | |
| 政府・民間金融機関等 | 271,326 | 293,599 | 315,477 | 336,720 | 357,919 | 376,785 | 398,347 | 415,993 | 431,432 | |
| 公営企業金融公庫 | 105,486 | 112,852 | 120,100 | 129,104 | 136,580 | 144,221 | 150,930 | 157,221 | 162,319 | |
| 公営企業金融公庫のシェア | 28.0 | 27.8 | 27.6 | 27.7 | 27.6 | 27.7 | 27.5 | 27.4 | 27.3 | |

資料 15 地方公共団体分野の貸出動向（図 - 1 - 12 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公営企業金融公庫(新規貸出額) | 12,085 | 12,367 | 11,700 | 10,367 | 10,004 | 10,666 | 10,646 | 10,946 | 9,243 | 10,382 |
| 増減率 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 1.0 | 1.0 | 0.8 | 1.1 |
| 実質GDP | 3.2 | 2.4 | 4 | 4.2 | 3.2 | 5.1 | 6.3 | 4.9 | 5.5 | 2.5 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 公営企業金融公庫(新規貸出額) | 12,070 | 17,392 | 19,220 | 18,204 | 21,379 | 21,532 | 21,127 | 21,377 | 19,706 | 18,073 |
| 増減率 | 1.2 | 1.4 | 1.1 | 0.9 | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.9 |
| 実質GDP | 0.4 | 0.4 | 1.1 | 2.5 | 3.4 | 0.2 | -0.8 | 1.9 | 1.7 | -1.3 |

資料 16 農林漁業分野の貸出残高シェアの推移（図 - 1 - 13 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 民間金融機関 | 165,113 | 166,231 | 167,803 | 168,298 | 165,895 | 167,453 | 169,952 | 177,477 | 192,594 | 203,597 |
| 農林漁業金融公庫 | 45,153 | 47,929 | 50,055 | 51,230 | 51,364 | 51,952 | 51,732 | 51,712 | 52,129 | 52,594 |
| 農林漁業金融公庫のシェア | 21.5 | 22.4 | 23.0 | 23.3 | 23.6 | 23.7 | 23.3 | 22.6 | 21.3 | 20.5 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 213,993 | 223,811 | 227,022 | 231,147 | 233,656 | 236,941 | 237,712 | 232,685 | 229,073 | 223,902 |
| 農林漁業金融公庫 | 52,518 | 51,759 | 50,382 | 46,904 | 44,312 | 42,434 | 41,112 | 40,020 | 38,509 | 36,976 |
| 農林漁業金融公庫のシェア | 19.7 | 18.8 | 18.2 | 16.9 | 15.9 | 15.2 | 14.7 | 14.7 | 14.4 | 14.2 |

資料 17 福祉・医療分野の貸出残高シェアの推移（図 - 1 - 14 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 |
|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 民間金融機関 | 54,276 | 63,726 | 69,607 | 80,032 | 84,435 | 85,808 | 88,124 | 95,629 |
| 社会福祉・医療事業団 | 7,928 | 7,037 | 7,236 | 7,623 | 8,187 | 9,606 | 10,934 | 12,347 |
| 社会福祉・医療事業団のシェア | 12.7 | 9.9 | 9.4 | 8.7 | 8.8 | 10.1 | 11.0 | 11.4 |
| 年 度 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関 | 98,209 | 100,767 | 102,450 | 103,289 | 101,727 | 100,145 | 99,151 | 96,769 |
| 社会福祉・医療事業団 | 13,893 | 15,735 | 18,053 | 20,377 | 22,650 | 25,012 | 27,465 | 28,352 |
| 社会福祉・医療事業団のシェア | 12.4 | 13.5 | 15.0 | 16.5 | 18.2 | 20.0 | 21.7 | 22.7 |

資料 18 特定地域（沖縄県）分野の貸出残高シェアの推移（図 - 1 - 15 の基礎データ）

（単位：億円、％）

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 民間金融機関(沖縄県内向け) | 13,616 | 15,576 | 17,088 | 18,232 | 19,600 | 21,159 | 23,415 | 25,274 | 27,608 | 29,875 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 6,791 | 7,174 | 7,468 | 7,742 | 7,956 | 8,179 | 8,546 | 9,117 | 10,017 | 10,983 |
| 沖縄振興開発金融公庫のシェア | 33.3 | 31.5 | 30.4 | 29.8 | 28.9 | 27.9 | 26.7 | 26.5 | 26.6 | 26.9 |
| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 民間金融機関(沖縄県内向け) | 31,334 | 32,432 | 32,012 | 32,650 | 32,977 | 32,814 | 32,351 | 32,065 | 32,055 | 31,620 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 12,125 | 13,507 | 15,106 | 15,458 | 15,806 | 16,357 | 17,036 | 17,409 | 16,892 | 16,303 |
| 沖縄振興開発金融公庫のシェア | 27.9 | 29.4 | 32.1 | 32.1 | 32.4 | 33.3 | 34.5 | 35.2 | 34.5 | 34.0 |

資料 19 諸外国における公的資金供給の対名目 GDP 比率(表 - 1 - 2 の基礎データ)

| 国名(単位) | 直接貸出 a | 保証 b | リファイナンス c | 政府支援企業 d | 名目GDP e | 対名目GDP比率 | | | |
|---------------|---------|--------|-----------|----------|-----------|----------|---------|-----------|-----------|
| | | | | | | a/e | (a+b)/e | (a+b+c)/e | (a+b+d)/e |
| 日本(10億円) | 160,973 | 37,757 | — | — | 503,303.5 | 32.0% | 39.5% | — | — |
| 米国(10億ドル) | 242 | 1,084 | — | 3,113 | 10082.2 | 2.4% | 13.2% | — | 44.0% |
| ドイツ(10億ユーロ) | 189 | 15 | 264 | — | 2,063.0 | 9.2% | 9.9% | 22.7% | — |
| フランス(10億ユーロ) | 116 | 5.1 | — | — | 1,418.1 | 8.1% | 8.5% | — | — |
| イギリス(100万ポンド) | 53,600 | 400 | — | — | 950,415.0 | 5.6% | 5.7% | — | — |

資料 20 平成 13 年度末貸出残高の残存期間別内訳 (図 - 2 - 1 の基礎データ)

(単位 : 億円)

| 区 分 | 1年以下 | 1年超～ 3年以下 | 3年超～ 5年以下 | 5年超～ 7年以下 | 7年超～ 10年以下 | 10年超～ 15年以下 | 15年超～ 20年以下 | 20年超～ 25年以下 | 25年超～ 30年以下 | 30年超 | 期限の定め 無し |
|------------|---------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------------|
| 国際協力銀行 | 14,407 | 27,846 | 24,527 | 17,227 | 12,781 | 6,630 | 674 | 129 | 23 | 8 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 3,659 | 8,745 | 11,755 | 19,070 | 29,040 | 55,143 | 36,647 | 3,981 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 170 | 400 | 801 | 1,276 | 1,238 | 3,086 | 2,171 | 1,760 | 2,758 | 2,981 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 491 | 3,178 | 7,239 | 9,617 | 20,670 | 55,957 | 61,625 | 55,213 | 26,482 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 348 | 1,486 | 17,967 | 5,396 | 2,922 | 2,188 | 496 | | | | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 580 | 3,537 | | 8,563 | | 10,157 | 5,935 | 9,202 | | | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 6,978 | 10,180 | 16,412 | 18,001 | 8,729 | 12,409 | 3,004 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 53,681 | 25,207 | 10,429 | 4,152 | 11,302 | | | | | | 618 |
| 社会福祉・医療事業団 | 54 | 139 | 769 | 403 | 1,056 | 5,869 | 15,783 | 5,487 | 0 | 0 | 0 |
| 主要行 | 838,291 | 436,431 | 325,172 | 122,130 | 614,216 | | | | | | 515,286 |
| 地域行 | 113,474 | 49,511 | 45,631 | 24,445 | 143,988 | | | | | | 66,177 |

資料 21 平成 13 年度末貸出残高の固定・変動金利別内訳（図 - 2 - 2 の基礎データ）

（単位：億円）

| 区 分 | 固定金利 | 変動金利 |
|------------|---------|-----------|
| 国際協力銀行 | 51,436 | 38,409 |
| 日本政策投資銀行 | 164,374 | 7 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 16,394 | 77 |
| 公営企業金融公庫 | 239,777 | 204 |
| 農林漁業金融公庫 | 37,394 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 68,735 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 45,693 | 6,014 |
| 社会福祉・医療事業団 | 29,507 | 0 |
| 主要行 | 551,313 | 1,461,900 |
| 地域行 | 122,370 | 207,384 |

（注） 国民生活金融公庫については、貸出残高の残存期間別内訳が不明であるために 1 年以下の貸出金を除外することはできないが、全て固定金利による貸出しである。また、住宅金融公庫については、財形住宅貸付の一部が変動金利である以外は全て固定金利による貸出しである。

資料 22 都市銀行貸出残高の残存期間別内訳及び固定・変動金利別内訳の推移

(図 - 2 - 3 の基礎データ)

(単位:億円)

| 区分 | 1年以下 | 1年超～3年以下 | 3年超～5年以下 | 5年超～7年以下 | 7年超 | 期限の定めなし |
|----------|-----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| H4 変動金利 | 0 | 268,308 | 151,568 | 90,087 | 449,099 | 459,262 |
| 固定金利 | 0 | 110,927 | 51,138 | 24,241 | 47,960 | 8,720 |
| 計 | 1,007,839 | 379,235 | 202,706 | 114,328 | 497,059 | 467,982 |
| H5 変動金利 | 0 | 250,011 | 138,495 | 82,948 | 428,545 | 459,199 |
| 固定金利 | 0 | 131,251 | 70,322 | 25,984 | 55,560 | 10,486 |
| 計 | 976,168 | 381,262 | 208,817 | 108,932 | 484,105 | 469,685 |
| H6 変動金利 | 0 | 228,759 | 143,312 | 79,036 | 413,646 | 480,436 |
| 固定金利 | 0 | 106,910 | 66,848 | 19,890 | 51,297 | 13,089 |
| 計 | 994,241 | 335,669 | 210,160 | 98,926 | 464,943 | 493,525 |
| H7 変動金利 | 0 | 221,648 | 156,560 | 80,680 | 398,377 | 455,615 |
| 固定金利 | 0 | 145,902 | 77,912 | 27,213 | 82,711 | 16,697 |
| 計 | 1,034,874 | 367,550 | 234,472 | 107,893 | 481,088 | 472,312 |
| H8 変動金利 | 0 | 222,812 | 161,202 | 78,843 | 415,386 | 471,139 |
| 固定金利 | 0 | 142,216 | 85,918 | 31,421 | 86,858 | 5,293 |
| 計 | 1,063,362 | 365,028 | 247,120 | 110,264 | 502,244 | 476,432 |
| H9 変動金利 | 0 | 228,078 | 159,869 | 81,355 | 379,692 | 468,505 |
| 固定金利 | 0 | 136,964 | 90,675 | 30,730 | 135,241 | 6,531 |
| 計 | 938,890 | 365,042 | 250,544 | 112,085 | 514,933 | 475,036 |
| H10 変動金利 | 0 | 205,586 | 157,549 | 69,353 | 406,341 | 481,193 |
| 固定金利 | 0 | 144,935 | 97,357 | 37,162 | 136,293 | 5,672 |
| 計 | 746,027 | 350,521 | 254,906 | 106,515 | 542,634 | 486,865 |
| H11 変動金利 | 0 | 184,883 | 153,396 | 66,945 | 400,712 | 522,601 |
| 固定金利 | 0 | 143,070 | 87,923 | 37,096 | 143,023 | 13,820 |
| 計 | 661,185 | 327,953 | 241,319 | 104,041 | 543,735 | 536,421 |
| H12 変動金利 | 0 | 199,069 | 157,178 | 66,812 | 384,916 | 495,794 |
| 固定金利 | 0 | 130,606 | 88,803 | 36,482 | 155,097 | 14,681 |
| 計 | 654,715 | 329,675 | 245,981 | 103,294 | 540,013 | 510,475 |
| H13 変動金利 | 0 | 219,879 | 173,345 | 66,740 | 400,394 | 465,710 |
| 固定金利 | 0 | 135,789 | 90,978 | 35,331 | 159,892 | 11,643 |
| 計 | 684,653 | 355,668 | 264,323 | 102,071 | 560,286 | 477,353 |

資料 23 損失発生率の推移 (図 - 3 - 1 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 年 度 | | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国際協力銀行 | 貸出金償却額a | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 88,697 | 90,879 | 95,868 | 109,291 | 115,408 | 107,782 | 104,484 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 日本政策投資銀行 | 貸出金償却額a | 76 | 13 | 1 | 4 | 676 | 686 | 260 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 167,468 | 171,369 | 175,099 | 183,963 | 189,129 | 182,705 | 172,952 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 0.4 | 0.2 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 貸出金償却額a | 6 | 5 | 11 | 6 | 20 | 25 | 42 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 15,282 | 15,632 | 16,081 | 16,696 | 17,222 | 17,150 | 16,597 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.3 |
| 公営企業金融公庫 | 貸出金償却額a | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 169,788 | 182,265 | 195,687 | 208,216 | 219,765 | 229,557 | 237,121 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 国民生活金融公庫 | 貸出金償却額a | 118 | 87 | 87 | 223 | 348 | 350 | 400 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 期中平均貸出残高c | 101,332 | 99,702 | 100,604 | 104,400 | 107,860 | 108,496 | 107,406 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.4 |
| 農林漁業金融公庫 | 貸出金償却額a | 18 | 28 | 16 | 130 | 160 | 178 | 182 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 期中平均貸出残高c | 48,643 | 45,608 | 43,373 | 41,773 | 40,566 | 39,265 | 37,742 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| 中小企業金融公庫 | 貸出金償却額a | 146 | 44 | 51 | 165 | 228 | 327 | 471 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 期中平均貸出残高c | 82,853 | 74,735 | 72,046 | 73,271 | 75,425 | 76,059 | 75,740 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.6 |
| 住宅金融公庫 | 貸出金償却額a | 2 | 3 | 15 | 20 | 10 | 57 | 34 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 646,163 | 674,213 | 712,732 | 722,926 | 733,432 | 752,317 | 742,852 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 商工組合中央金庫 | 貸出金償却額a | 155 | 15 | 20 | 14 | 5 | 17 | 18 |
| | 貸倒引当金純繰入額b | 616 | 409 | 476 | 1,147 | 958 | 898 | 850 |
| | 各種売却損等c | 85 | 122 | 297 | 291 | 157 | 31 | 28 |
| | 償却債権取立益d | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高e | 117,661 | 115,731 | 113,767 | 113,522 | 112,737 | 110,279 | 107,129 |
| | 損失発生率f=(a+b+c-d)/e | 0.7 | 0.5 | 0.7 | 1.3 | 1.0 | 0.9 | 0.8 |
| 社会福祉・医療事業団 | 貸出金償却額a | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 償却債権取立益b | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 期中平均貸出残高c | 14,814 | 16,894 | 19,215 | 21,514 | 23,831 | 26,239 | 27,908 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 主要行 | 不良債権処分損a | 110,669 | 62,099 | 108,188 | 104,403 | 53,975 | 42,898 | 77,212 |
| | 償却債権取立益b | 9 | 34 | 15 | 38 | 543 | 892 | 1,207 |
| | 期中平均貸出残高c | 3,638,238 | 3,731,460 | 3,668,161 | 3,195,436 | 2,939,491 | 2,898,313 | 2,682,696 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 3.0 | 1.7 | 2.9 | 3.3 | 1.8 | 1.4 | 2.8 |
| 地域行 | 不良債権処分損a | 23,023 | 15,535 | 24,395 | 31,906 | 15,466 | 18,178 | 20,009 |
| | 償却債権取立益b | 10 | 13 | 13 | 25 | 74 | 236 | 264 |
| | 期中平均貸出残高c | 1,811,822 | 1,841,093 | 1,882,889 | 1,830,366 | 1,778,843 | 1,772,434 | 1,770,489 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 1.3 | 0.8 | 1.3 | 1.7 | 0.9 | 1.0 | 1.1 |
| 信金・信組 | 不良債権処分損a | 4,184 | 5,328 | 7,475 | 7,039 | 8,202 | 5,951 | 5,503 |
| | 償却債権取立益b | 14 | 16 | 21 | 24 | 98 | 206 | 269 |
| | 期中平均貸出残高c | 853,613 | 862,290 | 835,722 | 827,597 | 802,140 | 746,225 | 698,353 |
| | 損失発生率d=(a-b)/c | 0.5 | 0.6 | 0.9 | 0.8 | 1.0 | 0.8 | 0.7 |

資料 24 平成 13 年度末の金融再生法開示債権等の内訳(図 - 3 - 2 及び図 - 3 - 4 の基礎データ)

(単位:億円)

| 区 分 | 非正常債権 | | | | | | | 要管理債権 | 正常債権 |
|------------|---------|-----|---------|----------|-------|-------|--------|---------|------|
| | 部分直接償却額 | | 破産更生等債権 | 危険債権 | | 要管理債権 | | | |
| | H12 | H13 | | 担保・保証等部分 | | | | | |
| 国際協力銀行 | 28 | 45 | 308 | 308 | 2,822 | 1,502 | 2,118 | 112,011 | |
| 日本政策投資銀行 | 459 | 662 | 1,114 | 不明 | 2,598 | 不明 | 2,845 | 162,448 | |
| 沖縄振興開発金融公庫 | — | — | 370 | 259 | 480 | 411 | 696 | 15,566 | |
| 公営企業金融公庫 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 240,744 | |
| 国民生活金融公庫 | — | — | 4,339 | 1,531 | 319 | 225 | 6,598 | 95,576 | |
| 農林漁業金融公庫 | — | — | 572 | 324 | 833 | 538 | 599 | 36,340 | |
| 中小企業金融公庫 | — | — | 3,865 | 1,515 | 923 | 534 | 1,237 | 69,791 | |
| 住宅金融公庫 | — | — | 5,072 | 4,781 | 1,120 | 1,104 | 11,454 | 709,727 | |
| 商工組合中央金庫 | — | — | 5,315 | 1,696 | 2,668 | 1,491 | 961 | 97,257 | |
| 社会福祉・医療事業団 | — | — | 83 | 29 | 165 | 145 | 204 | 29,109 | |

(注) 日本政策投資銀行の危険債権以下の債権及び部分直接償却額の合計は 4,833 億円。うち破産更生等債権の引当金及び担保・保証による保全率は 100 パーセント、危険債権の引当金及び担保・保証による保全率は 88.3 パーセントであることから危険債権以下の債権の引当金及び担保・保証による保全額は 3,408 億円。このうち引当金は 1,298 億円であることから担保・保証額は 2,110 億円。よって危険債権以下の債権及び部分直接償却額の担保・保証による保全率は 43.7 パーセント

(単位:億円)

| 区 分 | 非正常債権 | | | | | 正常債権 |
|-----|----------|--------|----------|--------|---------|-----------|
| | 破産更生等債権 | | 危険債権 | | 要管理債権 | |
| | 担保・保証等部分 | | 担保・保証等部分 | | | |
| 主要行 | 35,290 | 31,060 | 129,800 | 59,590 | 118,780 | 2,985,760 |
| 地域行 | 38,750 | 24,280 | 63,360 | 37,170 | 46,110 | 1,702,930 |

資料 25 不良債権処分損の推移 (図 - 3 - 2 及び図 - 3 - 4 の基礎データ)

(単位:億円)

| 年 度 | 不良債権処分損 | | | | | | |
|------------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 76 | 13 | 1 | 4 | 676 | 686 | 260 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 6 | 5 | 11 | 6 | 20 | 25 | 42 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 118 | 87 | 87 | 223 | 348 | 350 | 400 |
| 農林漁業金融公庫 | 18 | 28 | 16 | 130 | 160 | 178 | 182 |
| 中小企業金融公庫 | 146 | 44 | 51 | 165 | 228 | 327 | 471 |
| 住宅金融公庫 | 2 | 3 | 15 | 20 | 10 | 57 | 34 |
| 商工組合中央金庫 | 856 | 546 | 793 | 1,452 | 1,120 | 946 | 896 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 主要行 | 110,669 | 62,099 | 108,188 | 104,403 | 53,975 | 42,898 | 77,212 |
| 地域行 | 23,023 | 15,535 | 24,395 | 31,906 | 15,466 | 18,178 | 20,009 |

資料 26 平成 13 年度末貸出残高の担保別内訳 (図 - 3 - 3 の基礎データ)

(単位:億円)

| 区 分 | 不動産 | 保証 | 無担保・無保証 | その他 |
|------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 沖縄振興開発金融公庫 | 11,920 | 105 | 0 | 4,617 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 2,375 | 0 | 238,097 |
| 国民生活金融公庫 | 5,860 | 21,896 | 3,112 | 47 |
| 農林漁業金融公庫 | 2,429 | 741 | 732 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 671,903 | 54,579 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 67,979 | 25,969 | 5,509 | 5,934 |
| 社会福祉・医療事業団 | 29,081 | 0 | 0 | 480 |
| 主要行 | 385,549 | 1,071,160 | 1,100,749 | 294,060 |
| 地域行 | 125,224 | 183,202 | 118,876 | 15,916 |
| 信金・信組 | 318,112 | 250,429 | 85,536 | 50,780 |

資料 27 政府金融機関等による公的資金の供給に対する資金の借り手側の認識等

| ユーザー団体等名 | 政府金融機関等による公的資金の供給に対する認識等 |
|--------------------------------|---|
| 日本商工会議所 | 政策金融の改革を行うには、民間の不良債権処理が完了すること、経済環境に左右されない安定的な資金が民間から供給され中小企業の多様なニーズに対応できるとの確証が得られることが前提となるが、その場合にもセーフティネット機能や、政策を遂行するための政策金融機関は必要である。 |
| 全国中小企業団体中央会 | 政策金融機関は、創業、経営革新等の前向きな取組を支援するという政策誘導機能や、景気変動や大規模災害等に係るセーフティネット機能を有しており、仮に民間金融機関の機能が回復したとしても、その存在は必要不可欠である。 |
| (社)日本農業法人協会 | 我が国農業の構造改革のためには、専業経営体による大規模化、新技術対応の設備の導入、経営の多角化等を進める必要があり、長期かつ大規模な資金が重要。農業経営を熟知した農林公庫は、こうした資金の供給主体として不可欠な存在 |
| 全国知事会 | 政策金融のメリットは、償却期間の長い(例えば、浄水場の耐用年数は60年)公営企業の事業に対し、長期(最長28年)かつ低利な資金を全国一律の条件で提供してくれること。これがなくなると、公共料金の上昇に跳ね返ることになる。 |
| 那覇商工会議所 | 沖縄県は、資金量が全国平均の7割程度しかなく、電力等の基幹産業から(大多数を占める)小規模零細事業者に至るまで資金不足の状況。これをカバーする上で政策金融の機能は必要不可欠(貸出額の6割を民間金融機関、4割を政策金融機関が供給) |
| (社)日本貿易会 | 国際金融の分野における政策金融の役割は、相手国政府等に対する強い交渉力・影響力を行使し、海外プロジェクトのリスクを抑止すること、長期・低利の融資を通じて民間では対処しきれない量的な補完やリスクテイクを行うこと、国際金融秩序の維持に貢献すること、などが挙げられる。民間金融機関の体力が低下している現状では、長期外貨資金の供給も重要な機能となっている。さらに、民間金融機関が海外業務を縮小しており、政策金融に求める補完機能は強まっている。 |
| (社)日本プロジェクト産業協議会 | 外部性の高い社会資本を整備するためには、政策金融による適切な事業性補完が必要である。政策金融機関の最大のメリットは長期・固定の資金を供給してくれること。民間金融機関の固定金利での貸出は最長10年程度であり、プロジェクトの安定感、信頼感を確保するためには政策金融の併用が不可欠である。 |
| ⑧「住宅金融公庫の利用と住宅計画に関するアンケート調査結果」 | 住宅購入予定者の住宅金融公庫融資の利用意向は、全体の80.2%が「是非またはできれば利用したい」と回答。住宅公庫融資を理由したい人の理由は、「長期・固定・低利」が93.5%で第1位であるが、「質の面で信頼できる」、「融資選別がない」、「経済状況により借入が困難になる心配がない」との回答も60%台を占め、この3点に魅力を感じている人もかなり多い。(住宅購入予定者に対するアンケート調査。回答は4,523件) |

(注) 1 から までは内閣府「政策金融機関のユーザー団体等ヒアリングの結果概要」(平成14年5月から6月まで実施)から、 は社団法人不動産協会「住宅金融公庫の利用と住宅計画に関するアンケート調査結果」(平成13年9月から10月まで実施)から抜粋したものである。

詳細については、インターネットホームページ <http://www5.cao.go.jp/shimon/2002/0802/0802item4-4.pdf> (内閣府) 及び http://www.fdk.or.jp/gai_activity_f.htm (社団法人不動産協会) 参照

2 上記内閣府資料は、今回対象とした政府金融機関等のうち住宅金融公庫、社会福祉・医療事業団及び中小企業総合事業団を除く8機関に関連するユーザー団体等に対して実施したものである。

資料 28 預貸利鞘と不良債権処分損率の推移 (図 - 5 - 1 の基礎データ)

(単位: 億円、%)

| 日本 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 貸出金利回 a | 5.67 | 7.55 | 7.46 | 5.68 | 4.53 | 3.90 | 3.09 | 2.51 | 2.34 | 2.25 | 2.15 | 2.11 | 1.99 |
| 預金債券等利回 b | 3.74 | 5.38 | 5.31 | 3.84 | 3.00 | 2.23 | 1.41 | 0.79 | 0.66 | 0.50 | 0.31 | 0.28 | 0.17 |
| 預貸利鞘 c=a-b | 1.93 | 2.17 | 2.15 | 1.84 | 1.53 | 1.67 | 1.68 | 1.72 | 1.68 | 1.75 | 1.84 | 1.83 | 1.82 |
| 貸倒引当金繰入額 d | 3,493 | 2,400 | 6,217 | 11,665 | 14,695 | 18,231 | 70,874 | 34,473 | 86,301 | 77,569 | 24,859 | 27,288 | 46,487 |
| 貸出金償却額 e | 747 | 311 | 644 | 2,393 | 3,458 | 8,187 | 18,449 | 6,612 | 8,142 | 22,950 | 16,508 | 23,917 | 29,477 |
| 期中平均貸出残高 f | 4,581,782 | 5,059,500 | 5,266,658 | 5,311,415 | 5,304,488 | 5,276,212 | 5,450,062 | 5,572,555 | 5,551,051 | 5,025,804 | 4,718,334 | 4,670,748 | 4,453,185 |
| 不良債権処分損率 g=(d+e)/f | 0.09 | 0.05 | 0.13 | 0.26 | 0.34 | 0.50 | 1.64 | 0.74 | 1.70 | 2.00 | 0.88 | 1.10 | 1.71 |
| 預貸利鞘 - 不良債権処分損率 h=c-g | 1.84 | 2.12 | 2.02 | 1.58 | 1.19 | 1.17 | 0.04 | 0.98 | -0.02 | -0.25 | 0.96 | 0.73 | 0.11 |

(単位: 100万ドル、%)

| 米国 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| Interest income on loans and leases 貸出利息収益 a | 237,992 | 238,813 | 213,783 | 184,741 | 178,556 | 190,238 | 227,160 | 239,103 | 256,714 | 273,390 | 280,550 | 330,518 | 310,347 |
| Net loans and leases 貸出金 b | 2,004,451 | 2,054,638 | 1,997,609 | 1,977,497 | 2,096,978 | 2,306,080 | 2,550,125 | 2,757,822 | 2,916,062 | 3,181,025 | 3,432,892 | 3,755,371 | 3,823,167 |
| 貸出金利回 c=a/b | 11.87 | 11.62 | 10.70 | 9.34 | 8.51 | 8.25 | 8.91 | 8.67 | 8.80 | 8.59 | 8.17 | 8.80 | 8.12 |
| Total interest expense 支払利息 d | 205,142 | 204,952 | 167,302 | 121,805 | 105,742 | 111,278 | 148,173 | 149,989 | 165,038 | 179,265 | 175,149 | 224,488 | 187,715 |
| Total interest bearing liabilities 有利子負債 e | 2,503,897 | 2,570,713 | 2,611,887 | 2,598,327 | 2,717,493 | 2,904,998 | 3,086,137 | 3,262,219 | 3,578,088 | 3,887,320 | 4,204,787 | 4,556,137 | 4,683,166 |
| 有利子負債利回 f=d/e | 8.19 | 7.97 | 6.41 | 4.69 | 3.89 | 3.83 | 4.80 | 4.60 | 4.61 | 4.61 | 4.17 | 4.93 | 4.01 |
| 預貸利鞘 g=c-f | 3.68 | 3.65 | 4.30 | 4.65 | 4.62 | 4.42 | 4.11 | 4.07 | 4.19 | 3.98 | 4.01 | 3.87 | 4.11 |
| Provision for loan and lease losses 貸倒引当金繰入額 h | 31,020 | 32,087 | 34,314 | 26,048 | 16,814 | 10,965 | 12,603 | 16,285 | 19,851 | 22,215 | 21,817 | 30,013 | 43,466 |
| Net loan and lease charge-offs 貸出金償却額 i | 22,895 | 29,704 | 32,867 | 25,651 | 17,514 | 11,248 | 12,202 | 15,500 | 18,318 | 20,740 | 20,367 | 24,787 | 36,552 |
| Net loans and leases 貸出金 J | 2,004,451 | 2,054,638 | 1,997,609 | 1,977,497 | 2,096,978 | 2,306,080 | 2,550,125 | 2,757,822 | 2,916,062 | 3,181,025 | 3,432,892 | 3,755,371 | 3,823,167 |
| 不良債権処分損率 k=(h+i)/J | 2.69 | 3.01 | 3.36 | 2.61 | 1.64 | 0.96 | 0.97 | 1.15 | 1.31 | 1.35 | 1.23 | 1.46 | 2.09 |
| 預貸利鞘 - 不良債権処分損率 L=g-k | 0.99 | 0.64 | 0.93 | 2.04 | 2.99 | 3.46 | 3.13 | 2.92 | 2.88 | 2.63 | 2.78 | 2.41 | 2.02 |

(注) 日本の数値は年度内、また、米国の数値は年内におけるもの。

資料 29 平成 13 年度における政府金融機関等及び都市銀行の金利設定 (図 - 5 - 2 の基礎データ)

(単位:年、%)

| 区分 | 国際協 力銀行 | 日本政策 投資銀行 | 沖縄振興開 発金融公庫 | 公営企業 金融公庫 | 国民生活金融 公庫普通貸付 | 農林漁業 金融公庫 | 中小企業 金融公庫 | 住宅金融公庫 マイホーム新築 | 商工組合 中央金庫 | 社会福祉・医療 事業団・福祉 | 社会福祉・医療 事業団・医療 |
|------|------------|--------------|----------------|--------------|------------------|--------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------------|
| 貸出期間 | 10.9 | 14.1 | 20.4 | 24.4 | 5.8 | 17.5 | 8.4 | 28.6 | 1.4 | 19.7 | 21.1 |
| 貸出金利 | 1.73 | 1.59 | 1.88 | 1.76 | 1.64 | 1.55 | 1.65 | 2.75 | 1.66 | 1.47 | 1.58 |

(単位:年、%)

| 区分 | 都市銀行 | | | | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 貸出期間 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5 | 7.5 | 8.5 | 9.5 | |
| 貸出金利(平均値) | 1.48 | 1.32 | 1.26 | 1.33 | 1.44 | 1.65 | 1.69 | 1.74 | 1.95 | |
| 貸出金利(中央値) | 1.57 | 1.32 | 1.31 | 1.31 | 1.43 | 1.72 | 1.76 | 1.71 | 2.00 | |

資料 30 普通社債等の発行額の推移（図 - 5 - 3 の基礎データ）

（単位：億円）

| 年度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 普通社債 | 46,662 | 34,259 | 35,817 | 59,981 | 60,435 | 93,329 | 113,081 | 84,194 | 89,272 | 98,203 |
| 資産担保型社債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,780 | 4,409 | 3,421 | 3,940 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 5,750 | 20,280 | 25,525 | 10,100 | 27,320 | 2,280 | 2,140 | 4,340 | 2,830 | 2,830 |
| 計 | 52,412 | 54,539 | 61,342 | 70,081 | 87,755 | 95,609 | 119,001 | 92,943 | 95,523 | 104,973 |

資料 31 負債（借入金及び社債）に占める社債の割合の推移（図 - 5 - 4 の基礎データ）

| 日本 | | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 社債a | | 217,421 | 237,976 | 278,502 | 338,547 | 393,022 | 442,455 | 483,115 | 533,776 | 557,680 | 570,871 | 584,374 | 579,013 | 539,575 |
| 借入金b | | 4,673,097 | 5,092,192 | 5,333,298 | 5,261,027 | 5,335,934 | 5,373,103 | 5,437,519 | 5,282,308 | 5,211,778 | 4,953,958 | 4,779,817 | 4,457,480 | 4,190,227 |
| 社債借入金比率 $c=a/(a+b)$ | | 4.4 | 4.5 | 5.0 | 6.0 | 6.9 | 7.6 | 8.2 | 9.2 | 9.7 | 10.3 | 10.9 | 11.5 | 11.4 |

(単位: 億円、%)

| 米国 | | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------------------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| Corporate bonds | 社債a | 961 | 1,008 | 1,087 | 1,155 | 1,230 | 1,253 | 1,344 | 1,460 | 1,611 | 1,830 | 2,060 | 2,231 | 2,563 |
| Bank loans n.e.c | 銀行借入b | 543 | 546 | 508 | 488 | 481 | 527 | 602 | 642 | 693 | 765 | 826 | 888 | 817 |
| Other loans and advances | その他借入c | 419 | 473 | 410 | 413 | 388 | 421 | 454 | 468 | 508 | 562 | 597 | 670 | 672 |
| 社債借入金比率 $d=a/(a+b+c)$ | | 50.0 | 49.7 | 54.2 | 56.2 | 58.6 | 56.9 | 56.0 | 56.8 | 57.3 | 58.0 | 59.2 | 58.9 | 63.3 |

(単位: 10億ドル、%)

(注) 日本の数値は年度末、また、米国の数値は年末におけるもの。

資料 32 平成 13 年度における普通社債格付け別利回り (図 - 5 - 5 の基礎データ)

満期一括償還利回り

(単位:%)

| 区 分 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| AA | 0.30 | 0.40 | 0.53 | 0.66 | 0.81 | 1.03 | 1.22 | 1.37 | 1.53 | 1.67 | 1.80 | 1.88 | 1.88 | 1.98 | 2.09 |
| A | 0.51 | 0.62 | 0.75 | 0.94 | 1.15 | 1.33 | 1.49 | 1.82 | 1.82 | 2.40 | 2.24 | | | | |
| BBB | 1.44 | 1.55 | 1.56 | 1.67 | 1.96 | 1.88 | 2.23 | 2.26 | 2.12 | 3.10 | | | | | |

元金均等償還利回り

(単位:%)

| 区 分 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| AA | 0.30 | 0.36 | 0.45 | 0.53 | 0.62 | 0.74 | 0.86 | 0.97 | 1.08 | 1.19 | 1.29 | 1.38 | 1.45 | 1.52 | 1.60 |
| A | 0.51 | 0.59 | 0.67 | 0.78 | 0.90 | 1.02 | 1.14 | 1.29 | 1.40 | 1.58 | 1.69 | | | | |
| BBB | 1.44 | 1.51 | 1.54 | 1.59 | 1.71 | 1.76 | 1.88 | 1.96 | 1.99 | 2.20 | | | | | |

資料 33 10年物国債応募者利回りの各年度平均値（図 - 1 - 1の基礎データ）

（単位：％）

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 10年物国債平均応募者利回り 年度平均値 | 5.01 | 4.17 | 4.37 | 3.14 | 2.98 | 2.20 | 1.50 | 1.69 | 1.64 | 1.29 |

（注）「金融経済統計月報（日本銀行）」を基に、毎月の10年物国債応募者利回りから年度平均値を算出した。

資料 34 貸出金利と調達金利との利鞘の推移（図 - 1 - 2の基礎データ）

（単位：％）

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際協力銀行 | -0.52% | -0.48% | -0.40% | -0.10% | -0.03% | 0.27% | 0.60% | 0.99% | 1.50% | 0.91% |
| 日本政策投資銀行 | 0.10% | 0.11% | 0.09% | 0.11% | 0.11% | 0.08% | 0.03% | 0.08% | 0.17% | 0.23% |
| 沖縄振興開発金融公庫 | -0.78% | -0.62% | -0.51% | -0.46% | -0.40% | -0.32% | -0.17% | -0.04% | 0.02% | 0.06% |
| 公営企業金融公庫 | 0.36% | 0.42% | 0.51% | 0.52% | 0.60% | 0.52% | 0.55% | 0.58% | 0.70% | 0.86% |
| 国民生活金融公庫 | 0.64% | 0.38% | 0.15% | 0.08% | 0.04% | 0.14% | 0.29% | 0.45% | 0.50% | 0.64% |
| 農林漁業金融公庫 | -1.68% | -1.66% | -1.65% | -1.66% | -1.64% | -1.52% | -1.43% | -1.27% | -1.00% | -0.81% |
| 中小企業金融公庫 | 0.16% | 0.07% | -0.04% | -0.22% | -0.33% | -0.30% | -0.21% | -0.15% | -0.02% | 0.17% |
| 住宅金融公庫 | -0.94% | -0.76% | -0.68% | -0.74% | -0.72% | -0.68% | -0.60% | -0.53% | -0.47% | -0.43% |
| 商工組合中央金庫 | 0.52% | -0.05% | -0.16% | -0.16% | 0.26% | 0.20% | 0.39% | 0.58% | 0.95% | 1.11% |
| 社会福祉・医療事業団 | -1.84% | -1.56% | -1.41% | -1.35% | -1.22% | -0.97% | -0.73% | -0.58% | -0.48% | -0.42% |
| 総額ベース | -0.33% | -0.32% | -0.31% | -0.32% | -0.26% | -0.23% | -0.15% | -0.04% | 0.09% | 0.13% |

資料 35 単位貸出金（1億円）当たりの政府財政負担額の推移（図 - 1 - 3の基礎データ）

（単位：万円）

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国際協力銀行 | 79 | 63 | 66 | 48 | 45 | 32 | 20 | 22 | 23 | 19 |
| 日本政策投資銀行 | 43 | 34 | 34 | 24 | 23 | 20 | 22 | 17 | 18 | 16 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 121 | 106 | 92 | 71 | 63 | 61 | 57 | 48 | 39 | 40 |
| 公営企業金融公庫 | 6 | 6 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 25 | 32 | 68 | 105 | 67 | 82 | 81 | 57 | 52 | 41 |
| 農林漁業金融公庫 | 243 | 214 | 219 | 225 | 236 | 237 | 216 | 229 | 198 | 189 |
| 中小企業金融公庫 | 22 | 21 | 40 | 125 | 62 | 68 | 93 | 80 | 88 | 80 |
| 住宅金融公庫 | 86 | 79 | 68 | 65 | 79 | 62 | 78 | 85 | 69 | 60 |
| 商工組合中央金庫 | 10 | 9 | 10 | 8 | 8 | 6 | 5 | 6 | 6 | 5 |
| 社会福祉・医療事業団 | 223 | 211 | 184 | 178 | 171 | 140 | 120 | 82 | 55 | 49 |

（注）公営企業金融公庫の平成13年度は単位未満値。

資料 36 金融機関が抱える各種のリスク

| リスクの種類 | リスク内容 |
|-----------|--|
| 市場リスク | 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク |
| 金利リスク | 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク |
| 為替リスク | 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク |
| 価格変動リスク | 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク |
| 信用リスク | 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク |
| カントリー・リスク | 海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスク |
| 流動性リスク | 金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク） |
| 法務リスク | 法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により有形無形の損失を被るリスク |
| 事務リスク | 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク |
| システムリスク | コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク |

（注）金融検査マニュアル等を基に当省が作成した。

資料 37 主なリスクの管理に関する金融検査マニュアルのチェック項目等

| リスク区分 | チェック項目等 |
|-------------------------|---|
| 市場リスク (金利リスク、為替リスク等) | A L M等リスク管理体制の確立 正確な時価の把握 統一的な指標によるリスク量の計測 (V a R法、B P V法等) A L M委員会等の設置 複数の分析手法を利用した多面的なリスク管理 市場リスクに対する多面的な分析手法を備えたA L Mシステムの整備 |
| 信用リスク | 信用格付基準、ポートフォリオ管理方針等を規定したクレジット・ポリシーの確立と適切な実行 信用リスクを適切に管理する体制の整備 信用リスク計量化 |

(注) 金融検査マニュアルを基に当省が作成した。

資料38 デュレーション分析及びB P V分析の試算方法 (表 - 2 - 3 及び表 - 2 - 4 関係)

(単位:年、千円)

| 区分 | 期間 | 割引率 | キャッシュフロー | | 現在価値 | | デュレーション | | 10BPV | |
|------------|------|-------|----------|---------|------------------|------------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| | | | 資金運用 | 資金調達 | 資金運用 | 資金調達 | 資金運用 | 資金調達 | 資金運用 | 資金調達 |
| 平成14年度 | 0.5 | 0.06% | 362,000 | 320,000 | 361,891 | 319,904 | 0.0478 | 0.0458 | 361,711 | 319,744 |
| 平成15年度 | 1.5 | 0.05% | 357,000 | 319,000 | 356,732 | 318,761 | 0.1415 | 0.1369 | 356,198 | 318,284 |
| 平成16年度 | 2.5 | 0.21% | 305,000 | 308,000 | 303,405 | 306,389 | 0.2005 | 0.2184 | 302,649 | 305,626 |
| 平成17年度 | 3.5 | 0.37% | | | | | 0.2594 | 0.2117 | 279,387 | 309,883 |
| 平成18年度 | 4.5 | 0.52% | | | | | 0.3139 | 0.3841 | 262,652 | 296,700 |
| 平成19年度 | 5.5 | 0.77% | | | | | 0.3624 | 0.4092 | 247,903 | 258,391 |
| 平成20年度 | 6.5 | 0.96% | | | | | 0.4038 | 0.4479 | 233,455 | 239,058 |
| 平成21年度 | 7.5 | 1.17% | | | | | 0.4367 | 0.4665 | 218,310 | 215,581 |
| 平成22年度 | 8.5 | 1.33% | | | | | 0.4620 | 0.4765 | 203,868 | 194,118 |
| 平成23年度 | 9.5 | 1.40% | 219,000 | 201,000 | 191,994 | 176,213 | 0.4822 | 0.4794 | 190,204 | 174,571 |
| 平成24年度 | 10.5 | 1.43% | 208,000 | 181,000 | 179,260 | | | | | 385 |
| 平成25年度 | 11.5 | 1.50% | 195,000 | 165,000 | 164,407 | | | | | 547 |
| 平成26年度 | 12.5 | 1.56% | 180,000 | 142,000 | 148,365 | | | | | 612 |
| 平成27年度 | 13.5 | 1.62% | 166,000 | 133,000 | 133,681 | | | | | 693 |
| 平成28年度 | 14.5 | 1.71% | 146,000 | 121,000 | 114,210 | | | | | 314 |
| 平成29年度 | 15.5 | 1.72% | 130,000 | 110,000 | 99,767 | | | | | 142 |
| 平成30年度 | 16.5 | 1.77% | 111,000 | 87,000 | 83,095 | 65,129 | 0.3625 | 0.3078 | 81,760 | 64,082 |
| 平成31年度 | 17.5 | 1.82% | 90,000 | 64,000 | 65,690 | 46,713 | 0.3039 | 0.2341 | 64,572 | 45,918 |
| 平成32年度 | 18.5 | 1.86% | 69,000 | 41,000 | 49,082 | 29,165 | 0.2401 | 0.1545 | 48,199 | 28,640 |
| 平成33年度 | 19.5 | 2.03% | 49,000 | 13,000 | 33,120 | 8,787 | 0.1707 | 0.0491 | 32,493 | 8,621 |
| 平成34年度 | 20.5 | 1.94% | 28,000 | - | 18,894 | - | 0.1024 | - | 18,518 | - |
| 平成35年度 | 21.5 | 1.97% | 18,000 | - | 11,823 | - | 0.0672 | - | 11,577 | - |
| 平成36年度 | 22.5 | 2.01% | 12,000 | - | 7,670 | - | 0.0456 | - | 7,503 | - |
| 平成37年度 | 23.5 | 2.04% | 5,000 | - | 3,109 | - | 0.0193 | - | 3,038 | - |
| 平成38年度 | 24.5 | 2.08% | 4,000 | - | 2,418 | - | 0.0157 | - | 2,361 | - |
| 平成39年度 | 25.5 | 2.11% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成40年度 | 26.5 | 2.14% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成41年度 | 27.5 | 2.16% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成42年度 | 28.5 | 2.19% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成43年度 | 29.5 | 2.47% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成44年度 | 30.5 | 2.25% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成45年度 | 31.5 | 2.27% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成46年度 | 32.5 | 2.29% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成47年度 | 33.5 | 2.32% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成48年度 | 34.5 | 2.34% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成49年度 | 35.5 | 2.36% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成50年度 | 36.5 | 2.38% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成51年度 | 37.5 | 2.41% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成52年度 | 38.5 | 2.43% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成53年度 | 39.5 | 2.45% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成54年度 | 40.5 | 2.47% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成55年度 | 41.5 | 2.49% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成56年度 | 42.5 | 2.50% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成57年度 | 43.5 | 2.52% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成58年度 | 44.5 | 2.54% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成59年度 | 45.5 | 2.56% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成60年度 | 46.5 | 2.57% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成61年度 | 47.5 | 2.59% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成62年度 | 48.5 | 2.61% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成63年度以降 | 49.5 | 2.62% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 期間の定めのないもの | 0 | 0.00% | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | | | | 3,782,547 (A) | 3,491,725 (B) | 7.25 (C) | 6.65 (D) | 3,755,650 (E) | 3,468,910 (F) |
| | | | | | | | | | 3,782,547 (A) | 3,491,725 (B) |
| | | | | | | | | | -26,897 (E-A=G) | -22,814 (F-B=H) |
| | | | | | | | | | -4,082 (G-H=J) | |

- (注) 1 デュレーション分析及びB P V分析の試算方法を説明するために当省が作成した。
 2 「キャッシュフロー」欄は、任意の償還予定表(資金運用勘定)及び返済予定表(資金調達勘定)のデータであり、試算結果も特定の機関を示すものではない。
 3 C欄が資金運用期間、D欄が資金調達期間、C欄からD欄を差し引いたものがデュレーションギャップ値を示す。
 4 J欄が10BPV値を示す。
 5 国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫及び商工組合中央金庫における変動金利による貸出しについて、平成13年度末貸出残高の固定・変動金利別内訳(図-2-2)にて補正を実施した。

資料 39 貸出金償却率の推移 (図 - 2 - 1 の基礎データ)

(1) 貸出金償却額等の推移

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 4 | 8 | 11 | 76 | 13 | 1 | 4 | 676 | 686 | 260 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 4 | 9 | 7 | 6 | 5 | 11 | 6 | 20 | 25 | 42 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 103 | 9 | 20 | 118 | 87 | 87 | 223 | 348 | 350 | 400 |
| 農林漁業金融公庫 | 25 | 19 | 23 | 18 | 28 | 16 | 130 | 160 | 178 | 182 |
| 中小企業金融公庫 | 23 | 7 | 20 | 146 | 44 | 51 | 165 | 228 | 327 | 471 |
| 住宅金融公庫 | 2 | 2 | 4 | 2 | 3 | 15 | 20 | 10 | 57 | 34 |
| 商工組合中央金庫 | 30 | 179 | 288 | 269 | 561 | 361 | 414 | 719 | 489 | 658 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 192 | 233 | 374 | 636 | 742 | 541 | 963 | 2,161 | 2,112 | 2,048 |

(注) 1 社会福祉・医療事業団の平成 10 年度及び 13 年度は単位未満値

2 端数処理 (四捨五入) のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸出金償却率の推移

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国際協力銀行 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 日本政策投資銀行 | 0.00 | 0.01 | 0.01 | 0.05 | 0.01 | 0.00 | 0.00 | 0.36 | 0.38 | 0.15 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0.04 | 0.07 | 0.05 | 0.04 | 0.03 | 0.07 | 0.04 | 0.11 | 0.15 | 0.25 |
| 公営企業金融公庫 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 国民生活金融公庫 | 0.12 | 0.01 | 0.02 | 0.12 | 0.09 | 0.09 | 0.21 | 0.32 | 0.32 | 0.37 |
| 農林漁業金融公庫 | 0.05 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.06 | 0.04 | 0.31 | 0.39 | 0.45 | 0.48 |
| 中小企業金融公庫 | 0.03 | 0.01 | 0.02 | 0.18 | 0.06 | 0.07 | 0.23 | 0.30 | 0.43 | 0.62 |
| 住宅金融公庫 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.01 | 0.00 |
| 商工組合中央金庫 | 0.03 | 0.15 | 0.24 | 0.23 | 0.48 | 0.32 | 0.37 | 0.64 | 0.44 | 0.61 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

(注) 日本政策投資銀行の平成 4 年度、9 年度及び 10 年度、住宅金融公庫の 4 年度から 11 年度まで及び 13 年度、社会福祉・医療事業団の 10 年度及び 13 年度は、単位未満値。

資料 40 延滞債権率の推移（図 - 2 - 2 の基礎データ）

（ 1 ）延滞債権額の推移

（単位：億円）

| 年 度 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際協力銀行 | 942 | 909 | 942 | 979 | 651 | 1,476 | 1,513 |
| 日本政策投資銀行 | 689 | 714 | 783 | 921 | 1,220 | 1,758 | 1,929 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 210 | 242 | 273 | 337 | 382 | 392 | 423 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 2,151 | 2,394 | 2,742 | 2,981 | 3,045 | 3,284 | 3,492 |
| 農林漁業金融公庫 | 889 | 929 | 948 | 1,103 | 967 | 789 | 670 |
| 中小企業金融公庫 | 1,875 | 2,012 | 2,182 | 2,638 | 2,881 | 2,998 | 3,235 |
| 住宅金融公庫 | 1,937 | 2,155 | 2,711 | 3,372 | 4,163 | 5,002 | 5,754 |
| 社会福祉・医療事業団 | 96 | 90 | 98 | 137 | 179 | 218 | 240 |
| 合 計 | 8,788 | 9,446 | 10,679 | 12,469 | 13,488 | 15,917 | 17,255 |

（注）端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

（ 2 ）延滞債権率の推移

（単位：％）

| 年 度 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国際協力銀行 | 1.05 | 0.99 | 0.94 | 0.83 | 0.58 | 1.43 | 1.43 |
| 日本政策投資銀行 | 0.41 | 0.41 | 0.44 | 0.48 | 0.65 | 0.99 | 1.15 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1.36 | 1.53 | 1.67 | 1.98 | 2.19 | 2.32 | 2.59 |
| 公営企業金融公庫 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 国民生活金融公庫 | 2.15 | 2.41 | 2.69 | 2.79 | 2.80 | 3.04 | 3.27 |
| 農林漁業金融公庫 | 1.89 | 2.10 | 2.23 | 2.68 | 2.42 | 2.05 | 1.81 |
| 中小企業金融公庫 | 2.43 | 2.78 | 3.04 | 3.53 | 3.79 | 3.94 | 4.29 |
| 住宅金融公庫 | 0.30 | 0.31 | 0.37 | 0.47 | 0.56 | 0.66 | 0.79 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0.61 | 0.50 | 0.48 | 0.61 | 0.72 | 0.80 | 0.85 |

資料 41 期限前償還発生率の推移（図 - 2 - 3の基礎データ）

（ 1 ）期限前償還額の推移

（単位：億円）

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際協力銀行 | 763 | 1,249 | 1,120 | 1,422 | 2,974 | 2,511 | 1,905 | 3,448 | 5,107 | 2,535 |
| 日本政策投資銀行 | 401 | 647 | 1,056 | 2,015 | 1,680 | 2,328 | 352 | 1,703 | 3,005 | 3,609 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 219 | 339 | 379 | 1,056 | 1,012 | 878 | 723 | 816 | 1,057 | 966 |
| 公営企業金融公庫 | 396 | 658 | 501 | 473 | 598 | 754 | 586 | 1,014 | 1,575 | 711 |
| 国民生活金融公庫 | 9,743 | 11,824 | 7,872 | 13,289 | 9,134 | 8,698 | 8,612 | 8,030 | 7,744 | 8,722 |
| 農林漁業金融公庫 | 1,159 | 1,885 | 1,840 | 3,971 | 2,962 | 2,946 | 2,440 | 2,000 | 2,080 | 2,633 |
| 中小企業金融公庫 | 3,692 | 6,273 | 4,867 | 11,630 | 5,684 | 4,350 | 2,484 | 2,973 | 3,607 | 3,889 |
| 住宅金融公庫 | 12,066 | 24,772 | 33,994 | 98,716 | 55,560 | 60,445 | 67,398 | 65,907 | 55,998 | 71,640 |
| 商工組合中央金庫 | 2,174 | 3,512 | 2,398 | 6,147 | 2,969 | 2,494 | 1,532 | 1,511 | 1,731 | 2,160 |
| 社会福祉・医療事業団 | 138 | 370 | 432 | 1,010 | 682 | 766 | 558 | 397 | 605 | 984 |
| 合 計 | 30,751 | 51,530 | 54,461 | 139,730 | 83,254 | 86,170 | 86,591 | 87,798 | 82,509 | 97,848 |

（注）端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

（ 2 ）期限前償還発生率の推移

（単位：％）

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 国際協力銀行 | 0.96 | 1.47 | 1.29 | 1.60 | 3.27 | 2.62 | 1.74 | 2.99 | 4.74 | 2.43 |
| 日本政策投資銀行 | 0.32 | 0.45 | 0.66 | 1.20 | 0.98 | 1.33 | 0.19 | 0.90 | 1.64 | 2.09 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1.90 | 2.65 | 2.65 | 6.91 | 6.47 | 5.46 | 4.33 | 4.74 | 6.16 | 5.82 |
| 公営企業金融公庫 | 0.29 | 0.45 | 0.32 | 0.28 | 0.33 | 0.39 | 0.28 | 0.46 | 0.69 | 0.30 |
| 国民生活金融公庫 | 11.32 | 12.57 | 7.83 | 13.11 | 9.16 | 8.65 | 8.25 | 7.44 | 7.14 | 8.12 |
| 農林漁業金融公庫 | 2.21 | 3.62 | 3.60 | 8.16 | 6.49 | 6.79 | 5.84 | 4.93 | 5.30 | 6.98 |
| 中小企業金融公庫 | 4.56 | 7.15 | 5.41 | 14.04 | 7.60 | 6.04 | 3.39 | 3.94 | 4.74 | 5.13 |
| 住宅金融公庫 | 2.60 | 4.77 | 5.67 | 15.28 | 8.24 | 8.48 | 9.32 | 8.99 | 7.44 | 9.64 |
| 商工組合中央金庫 | 1.89 | 2.99 | 2.03 | 5.22 | 2.57 | 2.19 | 1.35 | 1.34 | 1.57 | 2.02 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1.34 | 3.18 | 3.29 | 6.82 | 4.03 | 3.98 | 2.59 | 1.67 | 2.30 | 3.53 |

資料 42 各機関ごとの補助効果測定等

(1) 国際協力銀行

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 13,518 | 10,894 | 8,087 | 7,759 | 6,920 | 8,743 | 9,869 | 12,139 | 15,188 | 16,984 | |
| 期末 | | | | | | | | | | | |
| 貸出 | 外貨貸出 | 6,964 | 4,814 | 3,513 | 2,021 | 824 | 842 | 2,079 | 3,319 | 5,812 | 7,953 |
| | 円貨貸出 | 53,519 | 56,702 | 56,840 | 56,117 | 53,335 | 50,099 | 50,171 | 53,821 | 60,192 | 68,525 |
| 残高 | 合計 | 60,483 | 61,515 | 60,353 | 58,138 | 54,159 | 50,941 | 52,250 | 57,139 | 66,004 | 76,478 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 14,159 | 13,613 | 10,832 | 12,962 | 11,989 | 18,927 | 28,564 | 16,465 | 8,907 | 13,031 | |
| 期末 | | | | | | | | | | | |
| 貸出 | 外貨貸出 | 10,177 | 12,373 | 15,192 | 20,134 | 27,010 | 36,017 | 52,755 | 48,059 | 46,674 | 51,191 |
| | 円貨貸出 | 72,658 | 74,180 | 72,244 | 69,824 | 64,789 | 63,920 | 65,889 | 64,112 | 56,718 | 54,386 |
| 残高 | 合計 | 82,835 | 86,553 | 87,436 | 89,958 | 91,799 | 99,937 | 118,645 | 112,172 | 103,391 | 105,577 |

(注) 端数処理(四捨五入)のため、合計が一致しない場合がある。

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.296 | 1.406 | 1.870 | 2.048 | 1.691 | 1.137 | 1.471 | 1.272 | 1.071 | 1.376 |
| 推定金利(a)+(b) | 6.846 | 5.760 | 5.776 | 4.827 | 4.105 | 3.416 | 3.660 | 3.242 | 2.998 | 3.055 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(国際協力銀行11年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 5,245 | 5,296 | 5,121 | 4,821 | 4,408 | 3,994 | 3,727 | 3,397 | 2,871 | 2,409 |
| 実際の貸出金利息(b) | 3,954 | 4,051 | 3,823 | 3,773 | 3,425 | 3,062 | 2,762 | 2,541 | 2,194 | 1,898 |
| 補助効果額(a)-(b) | 1,290 | 1,245 | 1,298 | 1,048 | 983 | 931 | 966 | 857 | 677 | 511 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。なお、国際協力銀行については円貨建て貸出しのみを対象とした。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 183 | 170 | 177 | 147 | 146 | 145 | 149 | 132 | 112 | 92 |
| 費用対補助効果比率 | 2.317 | 2.679 | 2.680 | 3.097 | 3.252 | 4.505 | 7.589 | 6.121 | 4.892 | 4.867 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 104 | 106 | 111 | 100 | 101 | 113 | 129 | 110 | 89 | 73 |

(2) 日本政策投資銀行

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 12,857 | 12,732 | 13,021 | 12,366 | 12,242 | 14,255 | 15,000 | 15,714 | 16,608 | 21,198 |
| 期末貸出残高 | 71,673 | 76,853 | 81,467 | 84,488 | 85,388 | 87,822 | 92,492 | 98,068 | 105,371 | 116,563 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 28,376 | 30,352 | 24,868 | 19,782 | 19,264 | 21,266 | 29,169 | 15,295 | 11,671 | 12,506 |
| 期末貸出残高 | 134,500 | 153,271 | 165,183 | 169,754 | 172,984 | 177,214 | 190,713 | 187,545 | 177,865 | 168,040 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.484 | 1.578 | 2.134 | 2.332 | 1.947 | 1.283 | 1.676 | 1.430 | 1.221 | 1.567 |
| 推定金利(a)+(b) | 7.033 | 5.933 | 6.040 | 5.111 | 4.361 | 3.562 | 3.865 | 3.400 | 3.149 | 3.245 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(日本政策投資銀行14年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 9,562 | 10,591 | 11,290 | 11,479 | 11,261 | 10,898 | 10,735 | 10,453 | 9,660 | 8,741 |
| 実際の貸出金利息(b) | 7,328 | 8,083 | 8,481 | 8,490 | 8,166 | 7,797 | 7,322 | 7,025 | 6,675 | 6,177 |
| 補助効果額(a)-(b) | 2,233 | 2,508 | 2,809 | 2,990 | 3,095 | 3,101 | 3,414 | 3,428 | 2,985 | 2,563 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 177 | 174 | 176 | 178 | 181 | 177 | 186 | 181 | 163 | 148 |
| 費用対補助効果比率 | 4.124 | 5.176 | 5.258 | 7.361 | 7.871 | 8.767 | 8.326 | 10.622 | 9.038 | 9.485 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 134 | 140 | 143 | 154 | 158 | 157 | 163 | 164 | 145 | 133 |

(3) 沖縄振興開発金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 1,177 | 1,027 | 960 | 1,007 | 1,087 | 1,231 | 1,338 | 1,481 | 1,692 | 1,780 |
| 期末貸出残高 | 6,791 | 7,174 | 7,468 | 7,742 | 7,956 | 8,179 | 8,546 | 9,117 | 10,017 | 10,983 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 2,109 | 2,530 | 2,810 | 2,264 | 2,258 | 2,376 | 2,400 | 2,369 | 1,790 | 1,675 |
| 期末貸出残高 | 12,125 | 13,507 | 15,106 | 15,458 | 15,806 | 16,357 | 17,036 | 17,409 | 16,892 | 16,303 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.831 | 1.399 | 2.517 | 2.661 | 2.412 | 1.500 | 2.257 | 1.692 | 1.575 | 1.979 |
| 推定金利1(a)+(b) | 7.380 | 5.753 | 6.423 | 5.440 | 4.826 | 3.779 | 4.446 | 3.662 | 3.503 | 3.658 |
| 民間・住宅ローンの金利(c) | 6.665 | 5.965 | 5.781 | 4.004 | 3.979 | 3.604 | 3.492 | 3.533 | 3.517 | 3.450 |
| 補正金利(d) | 0.954 | 0.164 | 1.192 | 1.164 | 1.182 | 0.515 | 0.841 | 0.429 | 0.692 | 1.077 |
| 推定金利2(c)+(d) | 7.619 | 6.129 | 6.973 | 5.168 | 5.161 | 4.119 | 4.332 | 3.962 | 4.209 | 4.527 |

- (注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(沖縄振興開発金融公庫20年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。ただし、住宅向け貸出しについては民間金融機関の住宅ローンの金利(固定)に新規貸出の期間差(沖縄振興開発金融公庫30年、民間金融機関10年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。
- 2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利1((a)+(b))及び推定金利2((c)+(d))が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 推計利息(a) | 923 | 992 | 1,068 | 1,104 | 1,078 | 1,048 | 1,027 | 1,006 | 952 | 850 |
| 実際の貸出金利息(b) | 602 | 650 | 698 | 720 | 691 | 676 | 659 | 635 | 593 | 540 |
| 補助効果額(a)-(b) | 321 | 342 | 371 | 383 | 387 | 371 | 368 | 371 | 359 | 310 |

- (注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。
- 2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 278 | 267 | 259 | 251 | 248 | 231 | 221 | 215 | 209 | 187 |
| 費用対補助効果比率 | 2.298 | 2.513 | 2.827 | 3.537 | 3.940 | 3.784 | 3.836 | 4.533 | 5.423 | 4.708 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 157 | 161 | 167 | 180 | 185 | 170 | 163 | 168 | 171 | 147 |

(4) 公営企業金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 12,085 | 12,367 | 11,700 | 10,367 | 10,004 | 10,666 | 10,646 | 10,946 | 9,243 | 10,382 |
| 期末貸出残高 | 68,247 | 78,982 | 88,742 | 96,692 | 103,912 | 111,176 | 117,602 | 124,097 | 128,464 | 133,717 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 12,070 | 17,392 | 19,220 | 18,204 | 21,379 | 21,532 | 21,127 | 21,377 | 19,706 | 18,073 |
| 期末貸出残高 | 140,322 | 151,502 | 164,176 | 175,400 | 189,130 | 202,244 | 214,188 | 225,342 | 233,771 | 240,471 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.903 | 1.964 | 2.724 | 2.967 | 2.519 | 1.611 | 2.134 | 1.784 | 1.557 | 1.993 |
| 推定金利(a)+(b) | 7.453 | 6.318 | 6.630 | 5.746 | 4.933 | 3.890 | 4.323 | 3.755 | 3.484 | 3.671 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(公営企業金融公庫24年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計利息(a) | 11,253 | 11,748 | 12,393 | 12,987 | 13,429 | 13,711 | 13,869 | 13,951 | 13,854 | 13,678 |
| 実際の貸出金利息(b) | 8,935 | 9,258 | 9,609 | 9,915 | 10,159 | 10,246 | 10,164 | 9,965 | 9,710 | 9,390 |
| 補助効果額(a)-(b) | 2,318 | 2,490 | 2,784 | 3,071 | 3,270 | 3,464 | 3,705 | 3,986 | 4,144 | 4,288 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 169 | 171 | 176 | 181 | 179 | 177 | 178 | 181 | 181 | 181 |
| 費用対補助効果比率 | 5.617 | 6.034 | 5.752 | 7.477 | 7.477 | 9.457 | 13.407 | 12.102 | 11.949 | 14.699 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 139 | 142 | 146 | 157 | 155 | 158 | 165 | 166 | 165 | 169 |

(5) 国民生活金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 28,603 | 27,934 | 28,843 | 29,267 | 31,317 | 31,899 | 32,638 | 33,933 | 33,839 | 37,711 |
| 期末貸出残高 | 54,317 | 55,126 | 55,942 | 56,604 | 57,129 | 58,263 | 62,120 | 68,785 | 76,379 | 82,562 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出 | 43,577 | 48,559 | 38,478 | 38,677 | 34,562 | 37,321 | 39,951 | 36,828 | 33,977 | 34,545 |
| 期末貸出残高 | 89,511 | 98,586 | 102,523 | 100,140 | 99,264 | 101,944 | 106,857 | 108,864 | 108,128 | 106,685 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 0.945 | 1.083 | 1.375 | 1.515 | 1.290 | 0.845 | 0.974 | 1.079 | 0.707 | 0.909 |
| 推定金利(a)+(b) | 6.494 | 5.437 | 5.281 | 4.294 | 3.704 | 3.124 | 3.163 | 3.049 | 2.635 | 2.588 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(国民生活金融公庫7年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 6,324 | 6,251 | 6,101 | 5,316 | 4,671 | 4,144 | 3,899 | 3,670 | 3,335 | 3,071 |
| 実際の貸出金利息(b) | 5,469 | 5,387 | 5,081 | 4,641 | 3,986 | 3,542 | 3,240 | 2,994 | 2,795 | 2,528 |
| 補助効果額(a)-(b) | 855 | 864 | 1,019 | 675 | 685 | 602 | 659 | 676 | 540 | 543 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 99 | 92 | 101 | 67 | 69 | 60 | 63 | 63 | 50 | 51 |
| 費用対補助効果比率 | 4.050 | 2.835 | 1.492 | 0.635 | 1.020 | 0.734 | 0.779 | 1.104 | 0.965 | 1.242 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 75 | 59 | 33 | -38 | 1 | -22 | -18 | 6 | -2 | 10 |

(6) 農林漁業金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 5,929 | 5,870 | 5,625 | 4,933 | 4,471 | 5,321 | 4,650 | 4,605 | 4,757 | 5,001 |
| 期末貸出残高 | 45,153 | 47,929 | 50,055 | 51,230 | 51,364 | 51,952 | 51,732 | 51,712 | 52,129 | 52,594 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 4,659 | 4,624 | 4,072 | 3,985 | 3,680 | 4,170 | 4,220 | 4,010 | 3,628 | 4,093 |
| 期末貸出残高 | 52,518 | 51,759 | 50,382 | 46,904 | 44,312 | 42,434 | 41,112 | 40,020 | 38,509 | 36,976 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.680 | 1.758 | 2.409 | 2.628 | 2.213 | 1.436 | 1.889 | 1.595 | 1.378 | 1.765 |
| 推定金利(a)+(b) | 7.229 | 6.112 | 6.315 | 5.407 | 4.627 | 3.715 | 4.079 | 3.566 | 3.305 | 3.444 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(農林漁業金融公庫18年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 4,231 | 4,113 | 3,934 | 3,650 | 3,302 | 2,990 | 2,719 | 2,489 | 2,264 | 2,043 |
| 実際の貸出金利息(b) | 2,523 | 2,459 | 2,342 | 2,164 | 1,911 | 1,753 | 1,590 | 1,447 | 1,337 | 1,217 |
| 補助効果額(a)-(b) | 1,707 | 1,654 | 1,591 | 1,486 | 1,391 | 1,237 | 1,129 | 1,042 | 927 | 826 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 325 | 317 | 312 | 305 | 305 | 285 | 270 | 257 | 236 | 219 |
| 費用対補助効果比率 | 1.338 | 1.480 | 1.425 | 1.357 | 1.290 | 1.202 | 1.253 | 1.121 | 1.192 | 1.156 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 82 | 103 | 93 | 80 | 69 | 48 | 55 | 28 | 38 | 29 |

(7) 中小企業金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 19,727 | 18,475 | 19,109 | 21,066 | 22,038 | 22,615 | 21,097 | 23,281 | 22,376 | 23,935 |
| 期末貸出残高 | 51,798 | 51,918 | 50,986 | 51,341 | 49,800 | 49,928 | 54,108 | 62,905 | 71,667 | 78,154 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 27,049 | 31,391 | 19,191 | 17,373 | 16,536 | 18,294 | 18,273 | 17,176 | 16,690 | 16,617 |
| 期末貸出残高 | 83,949 | 91,422 | 88,538 | 77,168 | 72,303 | 71,790 | 74,752 | 76,098 | 76,019 | 75,460 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.140 | 1.263 | 1.650 | 1.811 | 1.627 | 1.116 | 1.302 | 1.365 | 0.957 | 1.279 |
| 推定金利(a)+(b) | 6.690 | 5.617 | 5.556 | 4.590 | 4.041 | 3.395 | 3.491 | 3.335 | 2.885 | 2.958 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(中小企業金融公庫9年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 5,766 | 6,008 | 5,869 | 5,150 | 4,314 | 3,771 | 3,445 | 3,228 | 2,960 | 2,700 |
| 実際の貸出金利息(b) | 4,963 | 5,047 | 4,655 | 3,910 | 3,063 | 2,620 | 2,368 | 2,181 | 1,986 | 1,786 |
| 補助効果額(a)-(b) | 803 | 961 | 1,214 | 1,240 | 1,251 | 1,150 | 1,076 | 1,047 | 974 | 914 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 99 | 110 | 135 | 150 | 167 | 160 | 147 | 139 | 128 | 121 |
| 費用対補助効果比率 | 4.416 | 5.135 | 3.411 | 1.200 | 2.710 | 2.339 | 1.582 | 1.736 | 1.454 | 1.516 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 77 | 88 | 95 | 25 | 106 | 91 | 54 | 59 | 40 | 41 |

(8) 住宅金融公庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 35,928 | 35,083 | 33,958 | 32,288 | 38,562 | 53,678 | 61,094 | 63,884 | 63,545 | 56,876 |
| 期末貸出残高 | 184,710 | 210,011 | 231,792 | 250,016 | 269,084 | 295,696 | 331,144 | 370,075 | 411,199 | 443,387 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 71,867 | 112,601 | 146,898 | 123,571 | 130,837 | 106,325 | 88,406 | 115,508 | 97,693 | 68,124 |
| 期末貸出残高 | 485,361 | 553,121 | 644,963 | 647,363 | 701,063 | 724,402 | 721,450 | 745,413 | 759,221 | 726,483 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 民間・住宅ローンの金利(固定)(a) | 6.665 | 5.965 | 5.781 | 4.004 | 3.979 | 3.604 | 3.492 | 3.533 | 3.517 | 3.450 |
| 補正金利(b) | 0.954 | 0.164 | 1.192 | 1.164 | 1.182 | 0.515 | 0.841 | 0.429 | 0.692 | 1.077 |
| 推定金利(a)+(b) | 7.619 | 6.129 | 6.973 | 5.168 | 5.161 | 4.119 | 4.332 | 3.962 | 4.209 | 4.527 |

(注) 1 民間金融機関の住宅ローンの金利(固定)に新規貸出の期間差(住宅金融公庫30年、民間金融機関10年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計利息(a) | 36,580 | 39,743 | 44,370 | 45,950 | 45,156 | 45,099 | 43,348 | 41,689 | 40,660 | 38,828 |
| 実際の貸出金利息(b) | 24,258 | 26,823 | 29,506 | 30,900 | 29,915 | 30,167 | 29,131 | 27,776 | 26,850 | 25,401 |
| 補助効果額(a)-(b) | 12,322 | 12,920 | 14,864 | 15,050 | 15,241 | 14,932 | 14,217 | 13,913 | 13,810 | 13,427 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に の推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 265 | 249 | 248 | 233 | 226 | 210 | 197 | 190 | 184 | 181 |
| 費用対補助効果比率 | 3.085 | 3.159 | 3.633 | 3.558 | 2.877 | 3.376 | 2.530 | 2.231 | 2.649 | 3.033 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 179 | 170 | 180 | 167 | 147 | 147 | 119 | 105 | 114 | 121 |

(9) 商工組合中央金庫

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 |
|--------|----|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 長期 | 16,775 | 18,814 | 21,020 | 18,383 | 21,120 | 22,385 | 16,246 | 20,704 | 25,544 | 27,413 |
| | 短期 | 83,256 | 90,728 | 96,640 | 104,014 | 107,994 | 106,047 | 108,320 | 99,189 | 96,799 | 98,628 |
| 期末貸出残高 | 長期 | 37,776 | 41,657 | 46,021 | 47,375 | 49,023 | 52,495 | 52,297 | 55,968 | 66,606 | 73,838 |
| | 短期 | 25,924 | 28,135 | 31,419 | 35,472 | 39,576 | 41,031 | 45,311 | 47,246 | 43,929 | 39,991 |

| 年 度 | | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規貸出額 | 長期 | 26,880 | 29,560 | 17,291 | 21,658 | 15,927 | 22,043 | 23,681 | 20,470 | 20,447 | 19,377 |
| | 短期 | 97,770 | 94,575 | 90,909 | 98,378 | 102,724 | 113,686 | 108,446 | 104,447 | 101,962 | 100,577 |
| 期末貸出残高 | 長期 | 77,322 | 81,645 | 76,317 | 71,904 | 67,985 | 66,084 | 68,459 | 67,783 | 67,598 | 66,974 |
| | 短期 | 38,927 | 36,834 | 41,814 | 45,289 | 46,285 | 47,181 | 45,322 | 43,910 | 41,268 | 38,418 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長期貸出 | 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| | 補正金利(b) | 0.683 | 0.842 | 1.006 | 1.119 | 0.790 | 0.557 | 0.578 | 0.681 | 0.411 | 0.465 |
| | 推定金利(a)+(b) | 6.232 | 5.197 | 4.913 | 3.898 | 3.204 | 2.836 | 2.767 | 2.651 | 2.339 | 2.144 |
| 短期貸出 | 新規貸出約定金利(短期) | 6.094 | 4.578 | 3.510 | 2.919 | 1.889 | 1.793 | 1.765 | 1.671 | 1.674 | 1.671 |

(注) 1 長期貸出については新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(商工組合中央金庫5年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。短期貸出については新規貸出約定金利(短期)を用いた。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 7,623 | 6,906 | 6,145 | 5,236 | 4,076 | 3,459 | 3,065 | 2,747 | 2,531 | 2,324 |
| 実際の貸出金利息(b) | 6,763 | 5,813 | 5,069 | 4,138 | 3,336 | 2,921 | 2,667 | 2,399 | 2,218 | 1,971 |
| 補助効果額(a)-(b) | 859 | 1,094 | 1,076 | 1,098 | 740 | 538 | 398 | 348 | 314 | 352 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 75 | 93 | 91 | 93 | 64 | 47 | 35 | 31 | 28 | 33 |
| 費用対補助効果比率 | 7.453 | 10.718 | 9.426 | 11.945 | 7.801 | 7.557 | 7.762 | 5.437 | 4.715 | 6.543 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 65 | 84 | 81 | 86 | 56 | 41 | 31 | 25 | 22 | 28 |

(10) 社会福祉・医療事業団

新規貸出額・期末貸出残高

(単位：億円)

| 年 度 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H 元 | H2 | H3 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出額 | 1,263 | 1,061 | 817 | 887 | 967 | 1,127 | 1,412 | 1,266 | 1,191 | 2,092 |
| 期末貸出残高 | 8,581 | 8,864 | 8,840 | 8,746 | 7,928 | 7,037 | 7,236 | 7,623 | 8,187 | 9,606 |

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規貸出額 | 2,138 | 2,531 | 2,797 | 3,737 | 3,974 | 4,163 | 4,021 | 4,100 | 4,549 | 3,647 |
| 期末貸出残高 | 10,934 | 12,347 | 13,893 | 15,735 | 18,053 | 20,377 | 22,650 | 25,012 | 27,465 | 28,352 |

民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸出約定金利(長期)(a) | 5.549 | 4.354 | 3.906 | 2.779 | 2.414 | 2.279 | 2.189 | 1.970 | 1.928 | 1.679 |
| 補正金利(b) | 1.831 | 1.399 | 2.517 | 2.661 | 2.412 | 1.500 | 2.257 | 1.692 | 1.575 | 1.979 |
| 推定金利(a)+(b) | 7.380 | 5.753 | 6.423 | 5.440 | 4.826 | 3.779 | 4.446 | 3.662 | 3.503 | 3.658 |

(注) 1 新規貸出約定金利(長期)に新規貸出の期間差(社会福祉・医療事業団20年、民間金融機関2年)に相当する各年度末の国債流通利回りの差を加味した。

2 端数処理(四捨五入)のため、推定金利(a)+(b)が一致しない場合がある。

補助効果額

(単位：億円)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|--------------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計利息(a) | 811 | 887 | 959 | 1,034 | 1,105 | 1,163 | 1,217 | 1,275 | 1,319 | 1,335 |
| 実際の貸出金利息(b) | 460 | 511 | 547 | 578 | 607 | 651 | 682 | 698 | 726 | 719 |
| 補助効果額(a)-(b) | 351 | 376 | 412 | 456 | 498 | 511 | 534 | 577 | 593 | 617 |

(注) 1 各年度の貸出残高について、毎年度の新規貸出額を基に過去それぞれの年度に行った貸出金の残存額を推計し、この残存額に求めた推定金利を乗じ、その総和により推計利息(a)を求めた。その際、期限前償還等については所要の調整を行った。

2 端数処理(四捨五入)のため、補助効果額が一致しない場合がある。

費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位貸出金当たりの補助効果 | 342 | 323 | 314 | 308 | 295 | 266 | 248 | 242 | 226 | 221 |
| 費用対補助効果比率 | 1.535 | 1.528 | 1.702 | 1.729 | 1.727 | 1.907 | 2.073 | 2.963 | 4.099 | 4.493 |
| 単位貸出金当たりの純効果 | 119 | 112 | 129 | 130 | 124 | 127 | 129 | 161 | 171 | 172 |

資料 43 我が国の中小企業信用保証制度の補助効果測定等

(1) 保証が付かない場合に必要となる上乗せ金利

(単位：%)

| 年 度 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 代位弁済率 | 1.710 | 2.060 | 1.881 | 2.566 | 3.169 |
| 回収率 | 44.973 | 40.488 | 36.335 | 34.080 | 29.178 |
| 必要となる上乗せ金利 | 0.957 | 1.251 | 1.220 | 1.736 | 2.318 |

(注) 1 回収率については、(当年度求償権回収額 + 当年度求償権償却額 × 当年度まで過去3年の償却済求償権回収額の合計 / 前年度まで過去3年の求償権償却額の合計) / 当年度代位弁済額

2 必要となる上乗せ金利については、保証が付く場合と付かない場合で貸出しに係る投資期待値が等しくなるように求めた。必要となる上乗せ金利 = (代位弁済率 × (1 - 当年度回収率)) / (1 - 代位弁済率)

(2) 補助効果額

(単位：%、億円)

| 年 度 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保証料率 | 0.881 | 0.839 | 0.813 | 0.814 | 0.822 |
| 期中平均保証債務残高 | 291,645 | 339,094 | 425,899 | 418,329 | 389,678 |
| 補助効果 | 221 | 1,397 | 1,735 | 3,857 | 5,828 |

(注) 補助効果については、(必要となる上乗せ金利 - 保証料率) × 期中平均保証債務残高

(3) 費用対補助効果等

(単位：万円、倍)

| 年 度 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 単位保証債務額(1億円)当たりの補助効果 | 8 | 41 | 41 | 92 | 150 |
| 費用対補助効果比率 | 0.347 | 0.819 | 1.598 | 1.235 | 1.006 |
| 単位保証債務額(1億円)当たりの純効果 | -14 | -9 | 15 | 18 | 1 |

資料 44 米国の S B A による部分保証の補助効果測定等

(1) 保証が付かない場合に必要となる上乗せ金利

(単位：%)

| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|
| Default Rate (倒産確率) | 16.29 | 15.05 | 14.42 | 14.29 |
| Recovery Rate (回収率) | 51.20 | 60.95 | 60.53 | 60.60 |
| Percent Guaranteed (保証割合) | 76.00 | 73.37 | 72.88 | 74.63 |
| 必要となる上乗せ金利 | 7.20 | 5.08 | 4.85 | 4.90 |

(注) 米国 SBA の FY2003 Budget Request and Performance Plan における 7(a) プログラムの Loan Characteristics 等を基に当省が作成した。

必要となる上乗せ金利 = (Default Rate × (1 - Recovery Rate)) / (1 - Default Rate) × Percent Guaranteed

(2) 補助効果額

(単位：%、100 万ドル)

| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 保証料率 | 3.53 | 3.2 | 3.3 | 3.3 |
| Program Level (残高) | 7,863 | 9,471 | 9,680 | 9,122 |
| 補助効果 | 288 | 178 | 150 | 146 |

(3) 費用対補助効果等

(単位：ドル、倍)

| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 単位 Program Level (100 万ドル) 当たりの補助効果 | 36,660 | 18,759 | 15,469 | 16,024 |
| 費用対補助効果比率 | 15.275 | 3.179 | 1.311 | 2.257 |
| 単位 Program Level (100 万ドル) 当たりの純効果 | 34,260 | 12,859 | 3,669 | 8,924 |

資料 45 ドイツの K f W のリファイナンスに係る補助効果測定等

(1) 民間金融機関が貸出しを行う場合に必要となると推定される金利

(単位：%)

| 区 分 | 住宅ローン | 中小企業向け貸出し |
|--------------|-------|-----------|
| ドイツ平均貸出金利(a) | 6.21 | 6.53 |
| 補正金利(b) | - | 1.287 |
| 推定金利(a)+(b) | 6.21 | 7.817 |

(注) ドイツの KfW の補助効果を算定するに当たり、関連データの入手が困難であったため、KfW の代表的な貸出プログラムの一定時点の貸出金利とドイツの金融機関の貸出金利の平均を比較・検討することにより求めた。なお、住宅ローンについては貸出期間に差がないもので比較したため(ともに当初 10 年固定金利) 期間差の補正を行わなかった。また、中小企業向け貸出しについてはドイツの金融機関における 5 年固定の平均貸出金利に貸出の期間差(KfW20 年、金融機関平均 5 年)に相当するドイツ国債の流通利回りの差を加味した。

(2) 費用対補助効果等

| 区 分 | 住宅ローン | 中小企業向け貸出し |
|---------------------------------|-------|-----------|
| 補助効果(単位：100 万ユーロ) | 25 | 97 |
| 単位貸出金(100 万ユーロ)当たりの補助効果(単位：ユーロ) | 2,800 | 14,670 |
| 費用対補助効果比率(単位：倍) | 5.1 | 26.7 |
| 単位貸出金(100 万ユーロ)当たりの純効果(単位：ユーロ) | 2,250 | 14,120 |

(注) ドイツの KfW の補助効果を算定するに当たり、関連データの入手が困難であったため、補助効果については、次により求めた。補助効果 = (民間金融機関推定金利 - KfW 貸出金利) × 各貸出残高
また、費用対補助効果比率や純効果の算定に当たっては当該 KfW 貸出金利が金利引下げのための補助金を投入されていないプログラムであるため、費用については出資金等の機会費用のみとした。

政府金融機関等に関するアンケート調査結果の概要

第1 調査目的と実施方法

1 調査目的

政府金融機関等による公的資金の供給について、補完の対象である民間金融機関及び資金の借り手となる事業者、個人に、公的資金の供給による民間金融の補完機能の発現状況に関する認識を問うとともに、政府金融機関等による貸出しと民間金融機関の業務との「補完の関係」について、その実態を明らかにし、政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価を行う上で活用する。

2 調査対象

(1) 調査対象の区分

今回調査対象としたのは、民間金融機関(本店及び支店)、事業者(中小企業及び大・中堅企業)、個人(単身世帯を除く一般世帯)であり、民間金融機関については業態により、事業者については、規模により次のとおり区分して掲載した。

民間金融機関

「都市銀行等(都市銀行及び長期信用銀行)」、「地方銀行等(地方銀行及び第二地方銀行)」、「信金・信組等(信用金庫、信用協同組合及び労働金庫)」、「信託銀行」、「農協等(農林中央金庫及び農業協同組合)」、「外国銀行」、「生命保険会社」及び「ノンバンク」の8区分

事業者

「中小企業(従業員数300人以下(卸売業は100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は50人以下)の法人及び個人経営企業)」及び「大・中堅企業(中小企業以外の法人)」の2区分

(2) 母集団数、標本数、有効回答数

| 調査対象 | | 母集団数 | 標本数(調査票配布数) | 有効回答数 |
|----------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 民間金融機関 (本店) | 都市銀行等 | 9 | 9 | 7(77.8%) |
| | 地方銀行等 | 120 | 120 | 106(88.3%) |
| | 信金・信組等 | 617 | 221 | 195(88.2%) |
| | 信託銀行 | 29 | 29 | 21(72.4%) |
| | 農協等 | 1,281 | 101 | 77(76.2%) |
| | 外国銀行(在日支店) | 73 | 73 | 29(39.7%) |
| | 生命保険会社 | 42 | 42 | 35(83.3%) |
| | ノンバンク(貸金業者) | 29,041 | 100 | 38(38.0%) |
| 民間金融機関 (支店) | 都市銀行等 | 2,755 | 121 | 95(78.5%) |
| | 地方銀行等 | 11,712 | 240 | 104(43.3%) |
| | 信金・信組等 | 10,829 | 221 | 183(82.8%) |
| | 信託銀行 | - | 29 | 20(69.0%) |
| | 農協等 | - | 105 | 76(72.4%) |
| | 外国銀行(在日支店) | - | 73 | 35(47.9%) |
| | 生命保険会社 | - | 42 | 30(71.4%) |
| | ノンバンク(貸金業者) | - | 100 | 22(22.0%) |
| 事業者 | 大・中堅企業 | 1,575,339 | 3,000 | 1,216(40.5%) |
| | 中小企業 | | 3,000 | 1,631(54.4%) |
| 個人 | | 47,062,743 | 3,000 | 1,538(51.3%) |

(注) 1 母集団数は、金融庁資料、農林水産省資料及び各関係上部団体資料による。

2 母集団数は、平成14年4月1日現在。ただし、農協等のうちの農業協同組合及びノンバンクについては平成12年度末現在

3 民間金融機関(支店)の母集団数は、総店舗数から本店数を差し引いた数字。また、信託銀行、農業協同組合、外国銀行(在日支店)、生命保険会社及びノンバンクにおいては、本店が支店編も併せて回答していること等から、母集団数は掲載せず。

3 調査実施時期

平成14年7月～8月

4 調査の方法

郵送法

第2 調査結果

1 各貸出分野における政府金融機関等の活動に関する民間金融機関の認識について

民間金融機関に対して、政府金融機関等が貸出しを行っている各分野における、政府金融機関等の活動と民間金融機関の業務との「補完の関係」に関する認識について尋ねた結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 民業補完関係に関する認識

政府金融機関等が貸出しを行っている各分野において、政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって「補完の関係」を超えているか、「補完の関係」にあるか尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

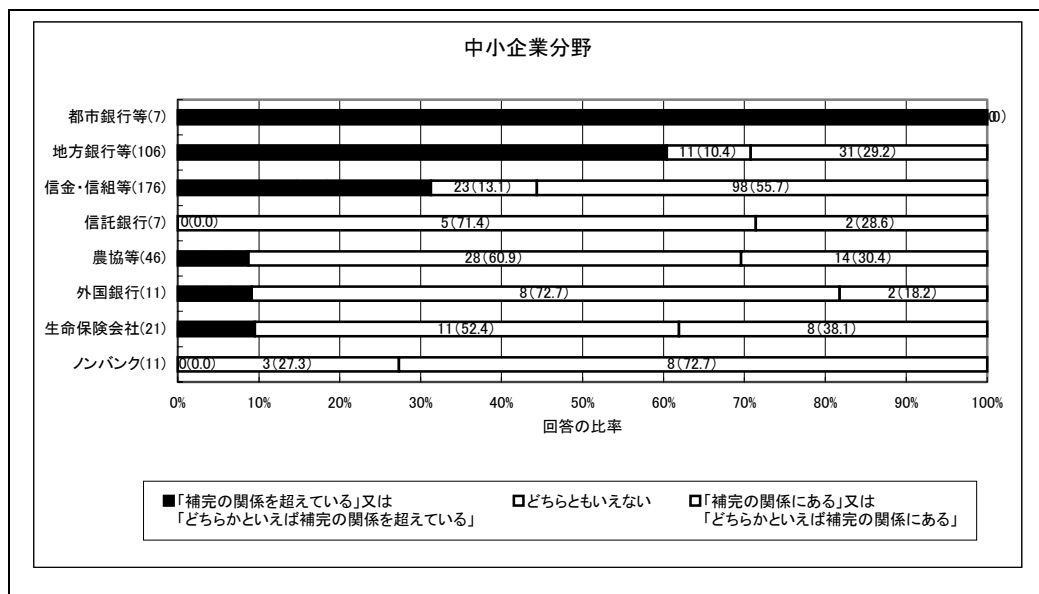
なお、「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関及び無回答の金融機関はデータから除外、「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については図から除外した。

また、記載に当たって、「補完の関係を超えている」と「どちらかといえば補完の関係を超えている」をまとめて補完の関係を超えているとし、「補完の関係にある」と「どちらかといえば補完の関係にある」をまとめて補完の関係にあるとした。

中小企業分野（8業態）

信金・信組等などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、補完の関係を超えているとする回答が多数となっている。

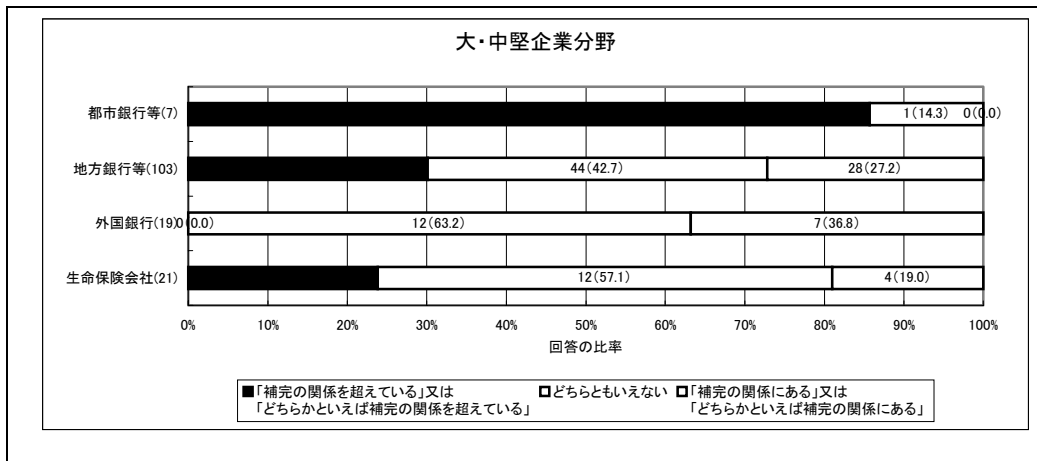
また、信金・信組等においては、補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、約3割が補完の関係を超えていると回答している。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

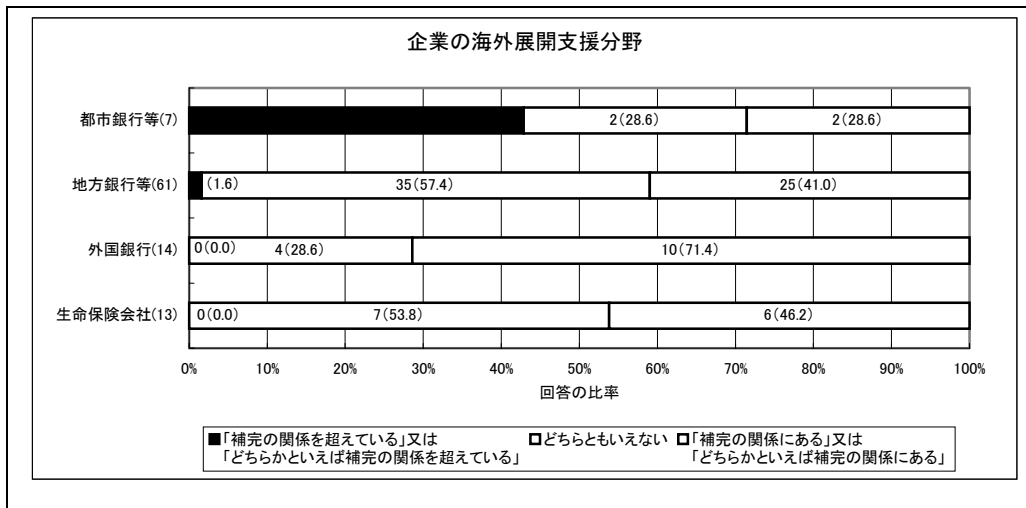
大・中堅企業分野（4業態）

外国銀行において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等などの業態においては、補完の関係を超えているとする回答が多数となっている。



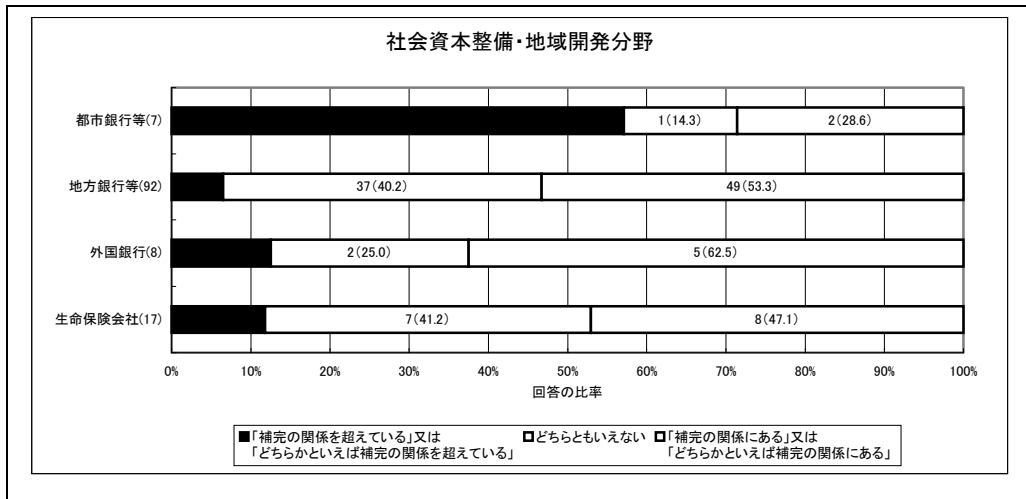
企業の海外展開支援分野(4業態)

外国銀行などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答が多数となっている。



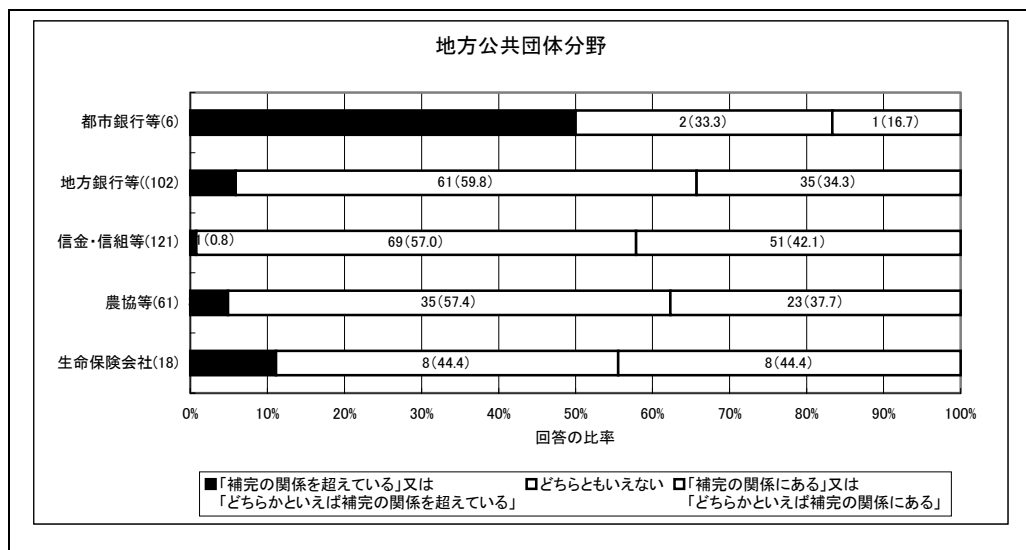
社会資本整備・地域開発分野(4業態)

外国銀行などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答が多数となっている。



地方公共団体分野（5業態）

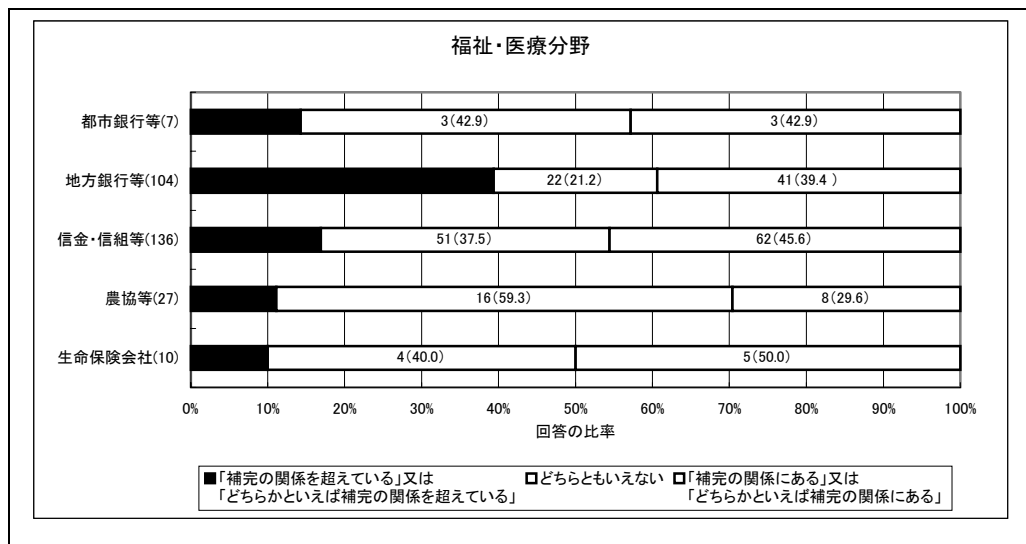
生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

福祉・医療分野（5業態）

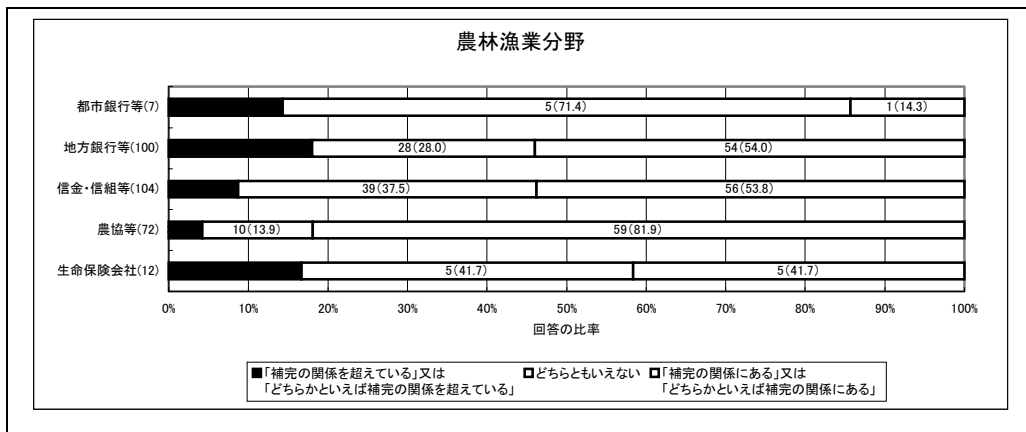
生命保険会社などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、地方銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答と補完の関係にあるとの回答がきつ抗している。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

農林漁業分野（5業態）

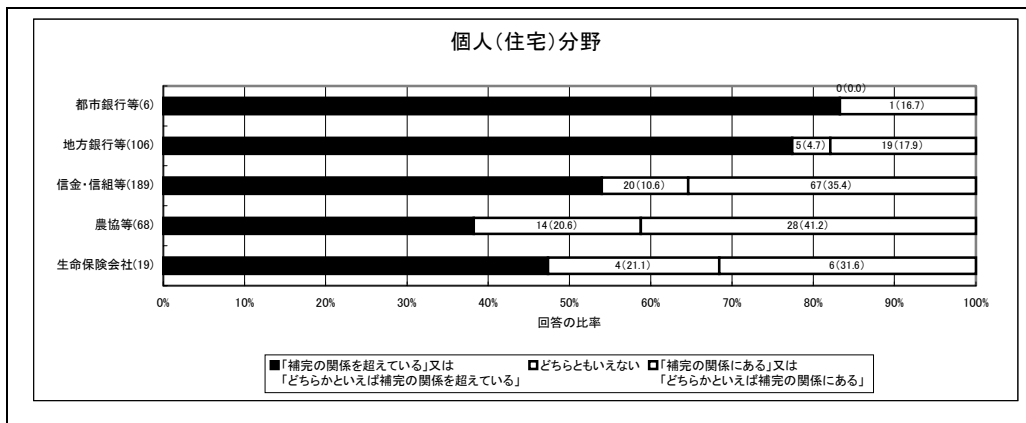
都市銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答と補完の関係にあるとの回答がきつ抗しているが、これ以外の各業態において、補完の関係にあるとの回答が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

個人(住宅)分野(5業態)

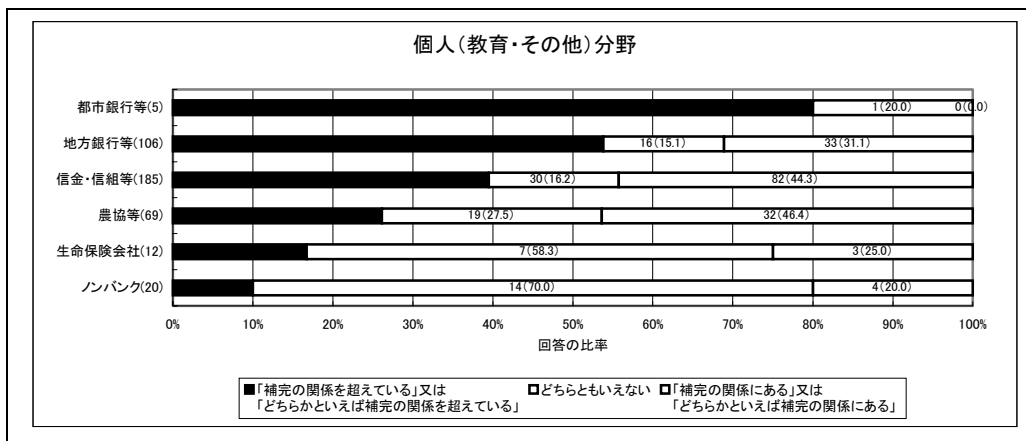
農協等において補完の関係にあるとするものが多数となっているものの、都市銀行等、地方銀行等、信金・信組等などの業態においては、補完の関係を越えているとする回答が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

個人(教育・その他)分野(6業態)

農協等などの業態において補完の関係にあるとする回答が多数となっているものの、都市銀行等及び地方銀行等においては、補完の関係を越えているとする回答が多数となっている。また、信金・信組等においては、補完の関係を越えているとする回答と補完の関係にあるとの回答がきつ抗している。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

(2) 民業補完の関係を越えていると認識している理由（複数回答）

政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって補完の関係を越えていると認識していると回答した民間金融機関に対して、そう認識している理由について尋ねた結果、いずれの分野においても、「市場原理に基づかない低利での貸出しを行っているから」又は「市場原理に基づかない長期固定での貸出しを行っているから」との回答が上位となっている。

（単位：％）

| 分野 | 業態 | 同程度の条件で当該民間金融機関でも貸出し可能な借り手に貸出しを行っているから | 市場原理に基づかない長期固定での貸出しを行っているから | 市場原理に基づかない低利での貸出しを行っているから | 貸出規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | その他 |
|-------------|-------------|--|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|------|
| 中小企業 | 都市銀行等(7) | 0.0 | 71.4 | 100.0 | 0.0 | 28.6 | 0.0 |
| | 地方銀行等(64) | 17.2 | 82.8 | 81.3 | 1.6 | 14.1 | 1.6 |
| 大・中堅企業 | 都市銀行等(6) | 0.0 | 66.7 | 83.3 | 16.7 | 16.7 | 16.7 |
| | 地方銀行等(31) | 16.1 | 83.9 | 71.0 | 0.0 | 12.9 | 0.0 |
| | 生命保険会社(5) | 20.0 | 20.0 | 40.0 | 20.0 | 40.0 | 0.0 |
| 企業の海外展開支援 | 都市銀行等(3) | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 66.7 | 33.3 |
| 社会資本整備・地域開発 | 都市銀行等(4) | 0.0 | 50.0 | 75.0 | 0.0 | 50.0 | 25.0 |
| 地方公共団体 | 都市銀行等(3) | 0.0 | 66.7 | 100.0 | 0.0 | 33.3 | 0.0 |
| 個人(住宅) | 都市銀行等(5) | 0.0 | 40.0 | 80.0 | 40.0 | 40.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(82) | 23.2 | 76.8 | 34.1 | 19.5 | 37.8 | 0.0 |
| | 信金・信組等(102) | 27.5 | 69.6 | 20.6 | 23.5 | 43.1 | 2.9 |
| | 生命保険会社(9) | 11.1 | 22.2 | 11.1 | 55.6 | 33.3 | 0 |
| 個人(教育・その他) | 都市銀行等(4) | 25.0 | 50.0 | 100.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(57) | 47.4 | 43.9 | 64.9 | 7.0 | 3.5 | 0.0 |

(注) 1 「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態、補完の関係を越えているが補完の関係にあるを上回っていない業態については除外した。

2 ()内は各業態における「補完の関係を越えている等」と回答した機関数である。

3 網掛部分は各業態における第1位の回答を示す。

(3) 「補完の関係」を越えているとの認識の時間軸での変化

政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって補完の関係を越えていると認識していると回答した民間金融機関に対して、ここ5年から10年程度の間、「補完の関係」を越えている状況は強まっているか弱まっているか尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

「中小企業分野」及び「大・中堅企業分野」においては、いずれの業態においても、「強まっている」又は「やや強まっている」との回答が多数となっている。

個人(住宅)分野においては、当該4業態中、地方銀行等(45.1パーセント)などの業態で「弱まっている」又は「やや弱まっている」との回答が多数となっている。一方、都市銀行等(100.0パーセント)など2業態で「強まっている」又は「やや強まっている」との回答が多数となっている。

そのほかの分野においては、「変わらない」との回答が多数となっている。

(単位：%)

| 分野 | 業態 | 強まっている やや強まっている | 変わらない | 弱まっている やや弱まっている | 無回答 |
|-------------|-------------|--------------------|-------|--------------------|------|
| 中小企業 | 都市銀行等(7) | 85.7 | 14.3 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(64) | 67.2 | 26.6 | 6.3 | 0.0 |
| 大・中堅企業 | 都市銀行等(6) | 83.3 | 16.7 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(31) | 58.1 | 32.3 | 3.2 | 6.5 |
| | 生命保険会社(5) | 40.0 | 40.0 | 20.0 | 0.0 |
| 企業の海外展開支援 | 都市銀行等(3) | 33.3 | 66.7 | 0.0 | 0.0 |
| 社会資本整備・地域開発 | 都市銀行等(4) | 25.0 | 75.0 | 0.0 | 0.0 |
| 地方公共団体 | 都市銀行等(3) | 33.3 | 66.7 | 0.0 | 0.0 |
| 個人(住宅) | 都市銀行等(5) | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(82) | 17.1 | 35.4 | 45.1 | 2.4 |
| | 信金・信組等(102) | 29.4 | 26.5 | 42.2 | 2.0 |
| | 生命保険会社(9) | 44.4 | 22.2 | 11.1 | 22.2 |
| 個人(教育・その他) | 都市銀行等(4) | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(57) | 24.6 | 63.2 | 8.8 | 3.5 |

- (注) 1 「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態、補完の関係を越えているが補完の関係にあるを上回っていない業態については除外した。
2 ()内は各業態における補完の関係を越えていると回答した機関数である。
3 網掛部分は各業態における第1位の回答を示す。

なお、「強まっている」又は「やや強まっている」と回答した理由としては、「政府金融機関等が貸出条件を緩和したから」、「政府金融機関等が貸出対象を拡大したから」、「政府金融機関等が資金の供給規模を増加したから」との回答が上位となっている。

(4) 補完の関係にあると認識している理由(複数回答)

政府金融機関等の活動が当該民間金融機関の業務にとって補完の関係にあると認識していると回答した民間金融機関に対して、そう認識している理由について尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

いずれの分野においても、ほとんどの業態で、「当該民間金融機関では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから」又は「当該民間金融機関における当該業務のウェイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから」との回答が上位となっている。

「中小企業分野」及び「農林漁業分野」においては、「当該民間金融機関では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから」との回答も上位となっている。

(単位：%)

| 分野 | 業態 | 当該民間金融機関では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期資金を提供しているから | 当該民間金融機関では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 当該民間金融機関では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 政府金融機関等の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 当該民間金融機関の当該業務のウエイトが低く、圧迫などを認識する程ではないから | 政府金融機関等との協調で貸出しを行っているから | 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関等との連携・調整が図られているから | その他 |
|-------------|------------|--|--|--|-------------------------------------|--|-------------------------|--|-----|
| 中小企業 | 信金・信組等(98) | 61.2 | 33.7 | 1.0 | 23.5 | 15.3 | 17.3 | 6.1 | 2.0 |
| | 信託銀行(2) | 50.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 農協等(14) | 35.7 | 28.6 | 0.0 | 21.4 | 50.0 | 21.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 外国銀行(2) | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(8) | 12.5 | 100.0 | 0.0 | 12.5 | 37.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ノンバンク(8) | 12.5 | 50.0 | 0.0 | 12.5 | 12.5 | 0.0 | 12.5 | 0.0 | |
| 大・中堅企業 | 外国銀行(7) | 42.9 | 14.3 | 14.3 | 14.3 | 14.3 | 28.6 | 0.0 | 0.0 |
| 企業の海外展開支援 | 地方銀行等(25) | 16.0 | 4.0 | 20.0 | 4.0 | 44.0 | 20.0 | 20.0 | 4.0 |
| | 外国銀行(10) | 30.0 | 20.0 | 30.0 | 0.0 | 10.0 | 40.0 | 20.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(6) | 16.7 | 16.7 | 50.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 社会資本整備・地域開発 | 地方銀行等(49) | 24.5 | 4.1 | 65.3 | 6.1 | 26.5 | 28.6 | 8.2 | 0.0 |
| | 外国銀行(5) | 60.0 | 0.0 | 20.0 | 0.0 | 20.0 | 40.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(8) | 25.0 | 12.5 | 62.5 | 0.0 | 12.5 | 12.5 | 0.0 | 0.0 |
| 地方公共団体 | 地方銀行等(35) | 31.4 | 0.0 | 48.6 | 28.6 | 14.3 | 11.4 | 8.6 | 0.0 |
| | 信金・信組等(51) | 29.4 | 2.0 | 37.3 | 23.5 | 47.1 | 5.9 | 2.0 | 2.0 |
| | 農協等(23) | 17.4 | 0.0 | 39.1 | 21.7 | 52.2 | 17.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(8) | 37.5 | 0.0 | 12.5 | 0.0 | 62.5 | 12.5 | 0.0 | 0.0 |
| 福祉・医療 | 都市銀行等(3) | 100.0 | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 信金・信組等(62) | 51.6 | 8.1 | 16.1 | 17.7 | 40.3 | 21.0 | 9.7 | 0.0 |
| | 農協等(8) | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 12.5 | 37.5 | 37.5 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(5) | 0.0 | 0.0 | 40.0 | 0.0 | 80.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 農林漁業 | 地方銀行等(54) | 35.2 | 51.9 | 5.6 | 1.9 | 37.0 | 16.7 | 9.3 | 0.0 |
| | 信金・信組等(56) | 33.9 | 30.4 | 0.0 | 16.1 | 53.6 | 7.1 | 7.1 | 0.0 |
| | 農協等(59) | 50.8 | 28.8 | 8.5 | 20.3 | 16.9 | 32.2 | 13.6 | 0.0 |
| | 生命保険会社(5) | 20.0 | 40.0 | 0.0 | 0.0 | 60.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 個人(住宅) | 農協等(28) | 39.3 | 14.3 | 10.7 | 14.3 | 35.7 | 25.0 | 7.1 | 0.0 |
| 個人(教育・その他) | 信金・信組等(82) | 40.2 | 17.1 | 3.7 | 31.7 | 29.3 | 18.3 | 7.3 | 0.0 |
| | 農協等(32) | 28.1 | 15.6 | 9.4 | 37.5 | 34.4 | 15.6 | 12.5 | 0.0 |
| | 生命保険会社(3) | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 66.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | ノンバンク(4) | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

(注) 1 「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態、補完の関係にあるが補完の関係を越えているを上回っていない業態については除外した。

2 () 内は各業態における補完の関係にあると回答した機関数である。

3 網掛部分は各業態における第1位の回答を示す。

(5) 民間金融機関の支店における「競合した経験」(複数回答)

民間金融機関の支店に対して、政府金融機関等が貸出しを行っている分野における個別の貸出案件について、政府金融機関等の活動と競合した経験があるか尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

「中小企業分野」及び「個人(住宅)分野」の多くの業態において、競合した経験があるとする回答が半数あるいはそれ以上あるなど多数となっている。また、大・中堅企業分野、福祉・医療分野、農林漁業分野及び個人(教育・その他)分野においては、業態によっては、競合した経験があるとする回答が2割ないし4割存在する状況となっている。

競合した経験があるとの回答が多い分野における、主な具体的競合経験は次のとおりとなっている。

- ・ 「中小企業分野」: 当該民間金融機関が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関等から貸出しを受けた。
- ・ 「個人(住宅)分野」、「個人(教育・その他)分野」: 当該民間金融機関が貸出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関等から全部又は一部貸出しを受けた。

(単位：%)

| 分野 | 業態 | 競合経験あり | 「競合経験あり」の具体的内容 | | | | | その他 |
|-------------|-------------|--------|--|---|---------------------------------------|---|---|------|
| | | | 当該民間金融機関が貸出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関等から全部又は一部貸出しを受けた | 当該民間金融機関が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関等から貸出しを受けた | 政府金融機関等があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 政府金融機関等が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 政府金融機関等による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | |
| 中小企業 | 都市銀行等(83) | 61.4 | 56.9 | 82.4 | 33.3 | 39.2 | 60.8 | 0.0 |
| | 地方銀行等(203) | 76.8 | 60.9 | 76.9 | 27.6 | 27.6 | 48.7 | 0.6 |
| | 信金・信組等(166) | 62.7 | 55.8 | 65.4 | 19.2 | 21.2 | 45.2 | 0.0 |
| | 信託銀行(8) | 62.5 | 60.0 | 60.0 | 20.0 | 40.0 | 20.0 | 0.0 |
| | 農協等(58) | 19.0 | 45.5 | 36.4 | 27.3 | 18.2 | 18.2 | 0.0 |
| | 外国銀行(18) | 5.6 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 大・中堅企業 | 生命保険会社(18) | 16.7 | 100.0 | 33.3 | 33.3 | 66.7 | 33.3 | 0.0 |
| | 都市銀行等(78) | 28.2 | 54.5 | 72.7 | 40.9 | 40.9 | 68.2 | 4.5 |
| | 地方銀行等(163) | 9.8 | 50.0 | 75.0 | 50.0 | 37.5 | 56.3 | 0.0 |
| | 信金・信組等(113) | 6.2 | 42.9 | 57.1 | 14.3 | 14.3 | 57.1 | 14.3 |
| | 信託銀行(7) | 57.1 | 75.0 | 75.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 0.0 |
| | 農協等(35) | 11.4 | 50.0 | 75.0 | 75.0 | 25.0 | 75.0 | 0.0 |
| 企業の海外展開支援 | 外国銀行(29) | 10.3 | 66.7 | 66.7 | 33.3 | 33.3 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(19) | 36.8 | 42.9 | 71.4 | 14.3 | 28.6 | 28.6 | 14.3 |
| | 都市銀行等(71) | 5.6 | 25.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(144) | 0.7 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 信金・信組等(108) | 1.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 50.0 |
| | 農協等(28) | 3.6 | 100.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 社会資本整備・地域開発 | 外国銀行(25) | 16.0 | 25.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(13) | 7.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市銀行等(60) | 1.7 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(145) | 1.4 | 50.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 信金・信組等(117) | 1.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 50.0 |
| | 農協等(36) | 2.8 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 地方公共団体 | 外国銀行(15) | 6.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(14) | 14.3 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市銀行等(65) | 4.6 | 66.7 | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 33.3 | 0.0 |
| | 地方銀行等(148) | 0.7 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 信金・信組等(136) | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 50.0 |
| | 農協等(64) | 3.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| 福祉・医療 | 外国銀行(13) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(17) | 5.9 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市銀行等(78) | 21.8 | 41.2 | 23.5 | 29.4 | 47.1 | 64.7 | 0.0 |
| | 地方銀行等(181) | 20.4 | 59.5 | 43.2 | 27.0 | 18.9 | 40.5 | 2.7 |
| | 信金・信組等(147) | 6.1 | 44.4 | 11.1 | 22.2 | 22.2 | 22.2 | 11.1 |
| | 農協等(46) | 4.3 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 農林漁業 | 外国銀行(12) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(10) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市銀行等(64) | 6.3 | 25.0 | 25.0 | 0.0 | 25.0 | 75.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(154) | 6.5 | 50.0 | 70.0 | 30.0 | 10.0 | 20.0 | 0.0 |
| | 信金・信組等(143) | 6.3 | 44.4 | 33.3 | 22.2 | 33.3 | 44.4 | 11.1 |
| | 農協等(74) | 31.1 | 39.1 | 21.7 | 13.0 | 34.8 | 34.8 | 0.0 |
| 個人(住宅) | 外国銀行(12) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(11) | 9.1 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 都市銀行等(90) | 70.0 | 71.4 | 9.5 | 28.6 | 31.7 | 25.4 | 0.0 |
| | 地方銀行等(201) | 61.2 | 71.5 | 19.5 | 34.1 | 16.3 | 16.3 | 2.4 |
| | 信金・信組等(182) | 55.5 | 61.4 | 10.9 | 24.8 | 16.8 | 29.7 | 3.0 |
| | 農協等(74) | 66.2 | 57.1 | 16.3 | 24.5 | 28.6 | 24.5 | 2.0 |
| 個人(教育・その他) | 外国銀行(12) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(17) | 52.9 | 77.8 | 0.0 | 0.0 | 33.3 | 11.1 | 0.0 |
| | 都市銀行等(91) | 22.0 | 65.0 | 30.0 | 25.0 | 5.0 | 15.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(202) | 46.5 | 80.9 | 23.4 | 22.3 | 2.1 | 8.5 | 3.2 |
| | 信金・信組等(182) | 43.4 | 73.4 | 11.4 | 21.5 | 2.5 | 25.3 | 3.8 |
| | 農協等(74) | 48.6 | 61.1 | 19.4 | 22.2 | 5.6 | 25.0 | 0.0 |
| 個人(教育・その他) | 外国銀行(12) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 生命保険会社(11) | 27.3 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | ノンバンク(12) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

(注) 1 「当該貸出分野に対する貸出業務は行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。

2 ()内は各業態における「当該貸出分野に対する貸出業務を行っていない」と回答した機関数を除いた機関数である。

3 網掛部分は各業態における「競合経験あり」の具体的内容の第1位の回答を示す。

2 政府金融機関等の現在の役割等に関する全般的な認識について

民間金融機関、事業者及び個人に対して、政府金融機関等の役割等に関して聞かれる様々な意見を示し、それについての全般的な認識を尋ねた結果は、以下のとおりとなっている。

なお、記載に当たって、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をまとめて「肯定的認識」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をまとめて「否定的認識」とした。

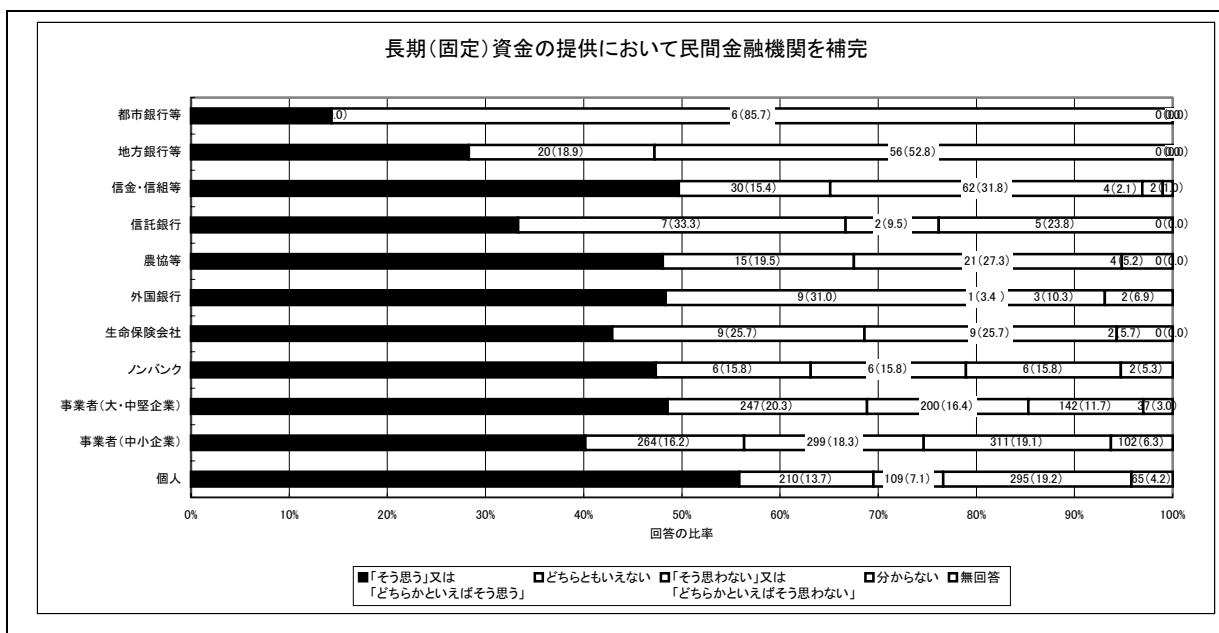
(1) 長期（固定）資金の提供において民間金融機関を補完

民間金融機関

都市銀行等及び地方銀行等において否定的認識が多数となっているが、信金・信組等などの業態においては肯定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

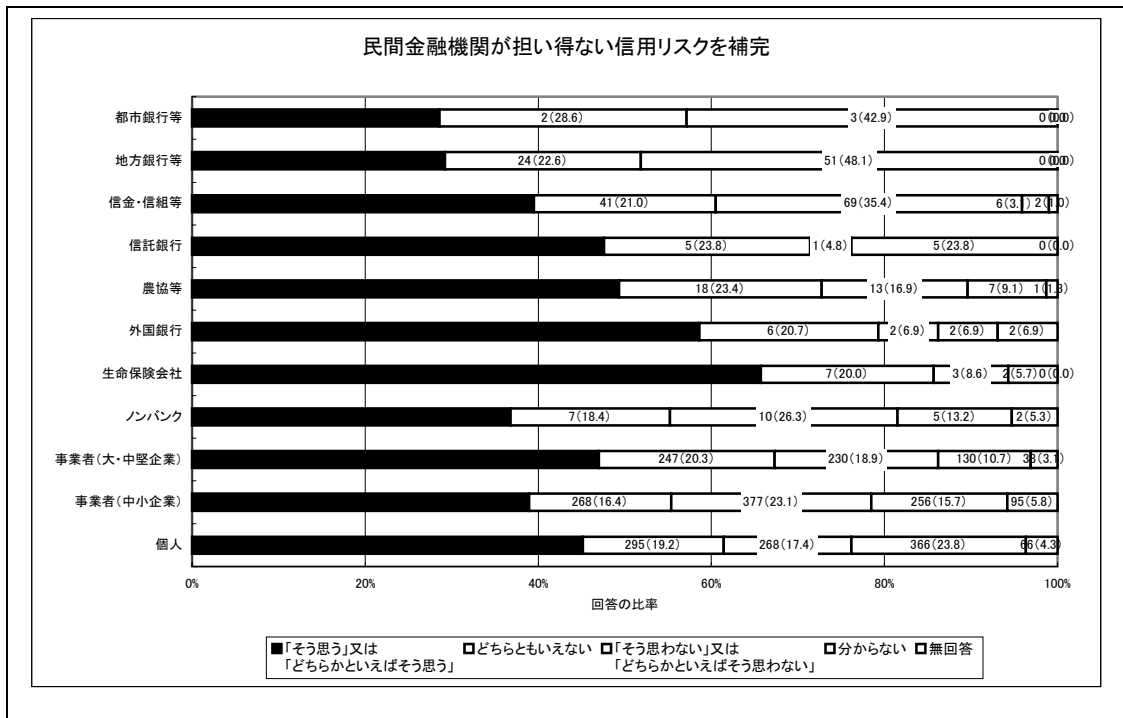
(2) 経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完

民間金融機関

都市銀行等及び地方銀行等において否定的認識が多数となっているが、信金・信組等においては肯定的認識と否定的認識がきつ抗している。また、その他の業態においては肯定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

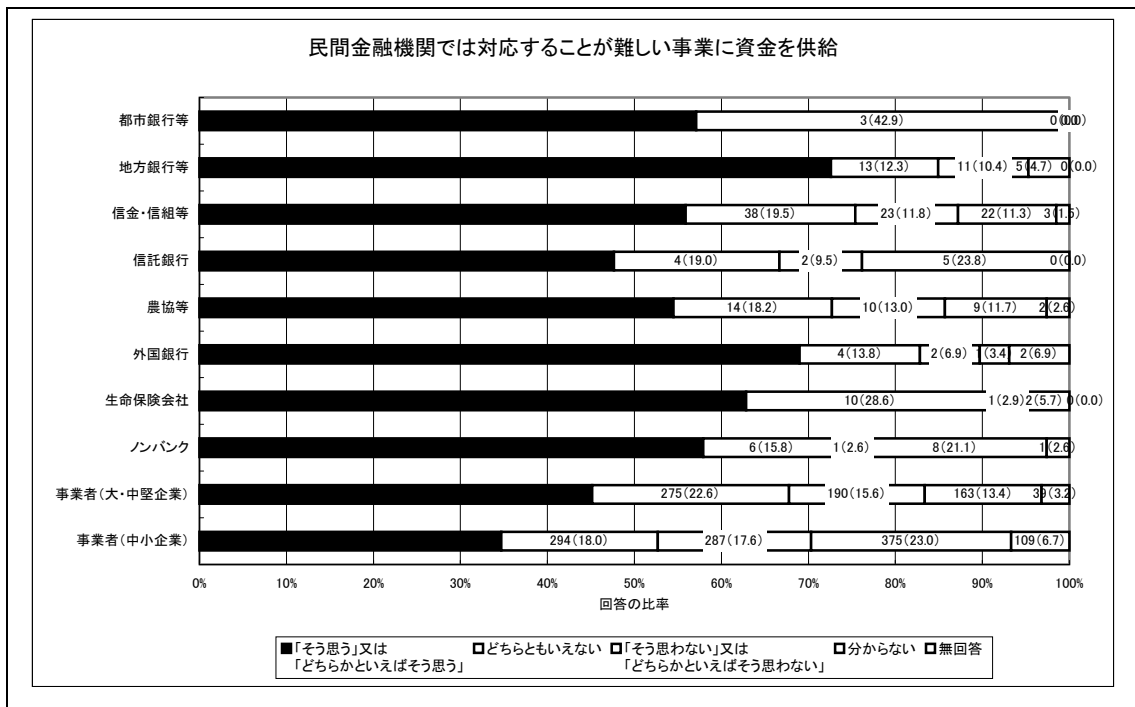
(3) 公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給

民間金融機関

すべての業態において肯定的認識が多数となっている。

事業者

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

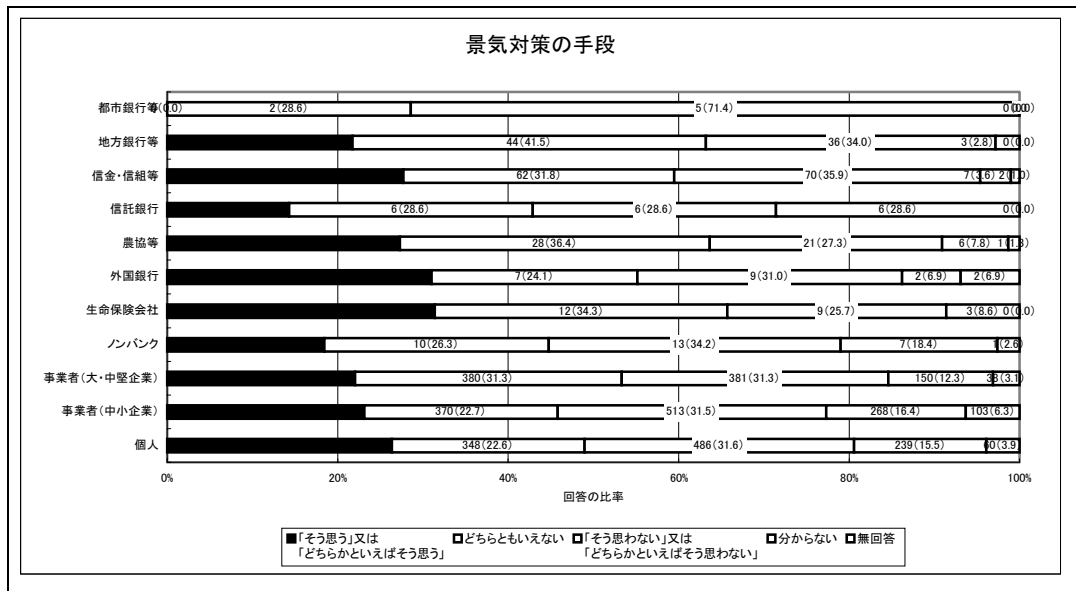
(4) 景気対策の手段としての役割

民間金融機関

都市銀行等などの業態において否定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも否定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

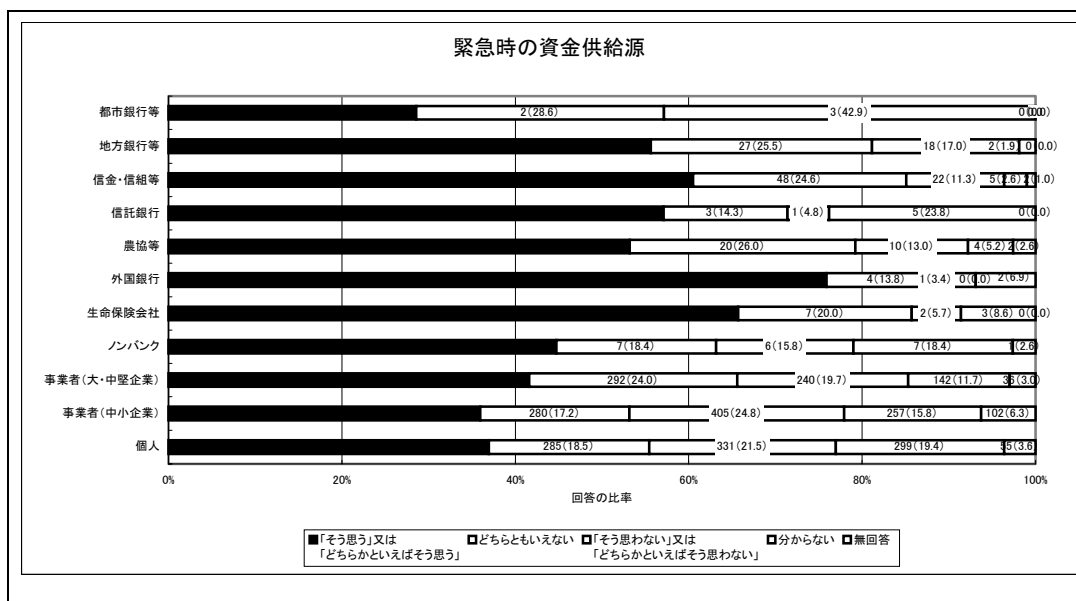
(5) 金融環境の悪化(銀行の貸し渋りなど)や災害など、緊急時の資金供給源としての役割

民間金融機関

信金・信組等などの業態において肯定的認識が多数となっているが、都市銀行等のみ否定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

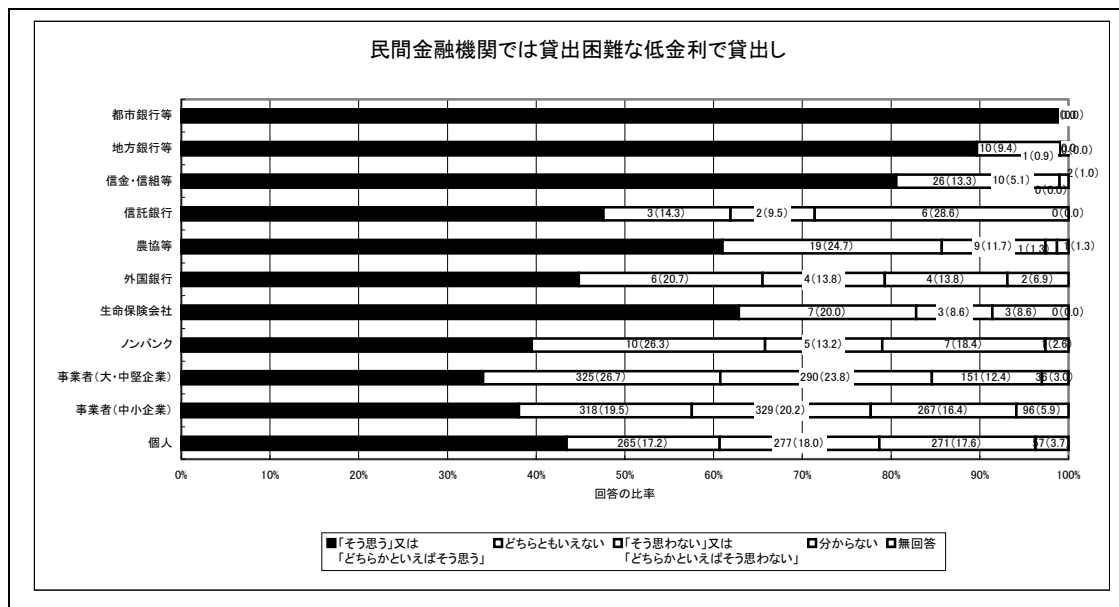
(6) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出し

民間金融機関

すべての業態において肯定的認識が多数となっている。

事業者

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

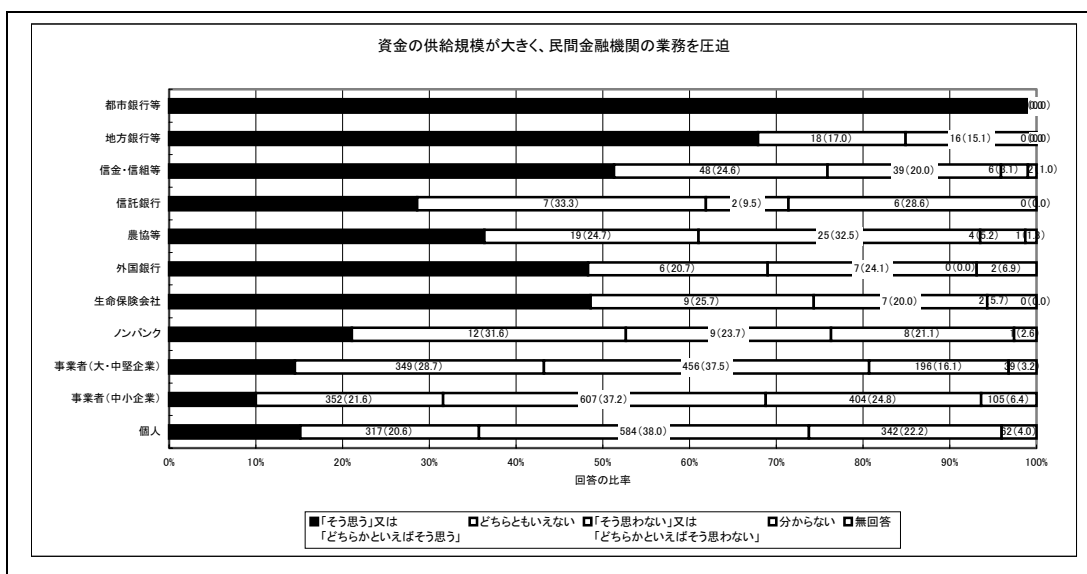
(7) 貸出残高など資金の供給規模(量)が大きく、民間金融機関の業務を圧迫

民間金融機関

都市銀行等、地方銀行等などの業態において肯定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも否定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

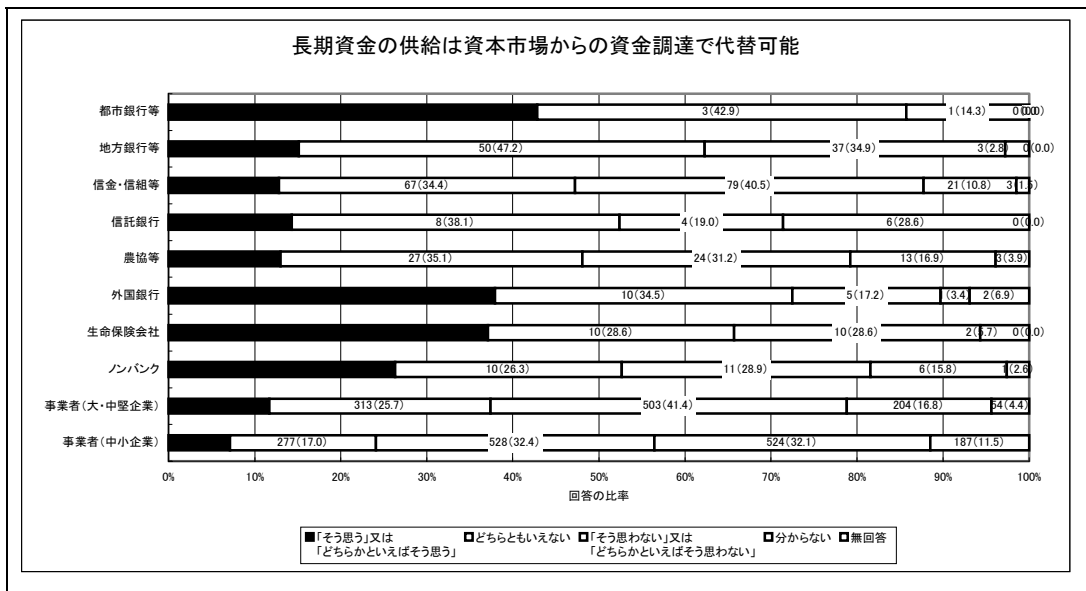
(8) 長期資金の供給は資本市場(社債や株式)からの資金調達で代替可能

民間金融機関

都市銀行等などの業態において肯定的認識が多数となっている一方、信金・信組等などの業態において否定的認識が多数となっている。

事業者

否定的認識が多数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

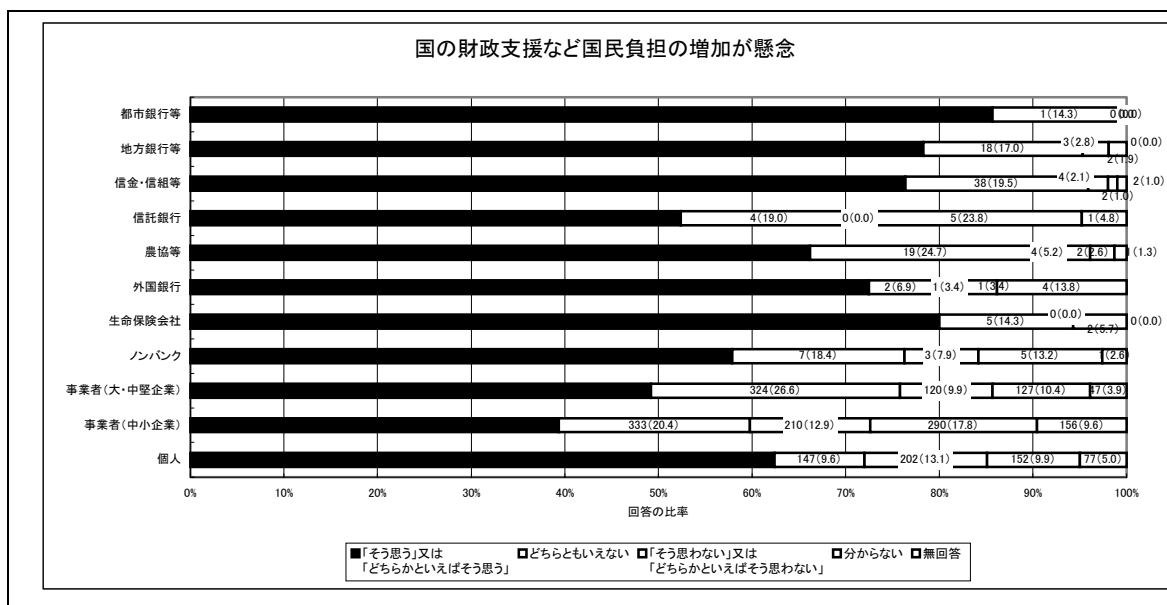
(9) 政府金融機関等に対する国の財政支援など国民負担の増加が懸念

民間金融機関

すべての業態において肯定的認識が多数となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも肯定的認識が多数となっている。



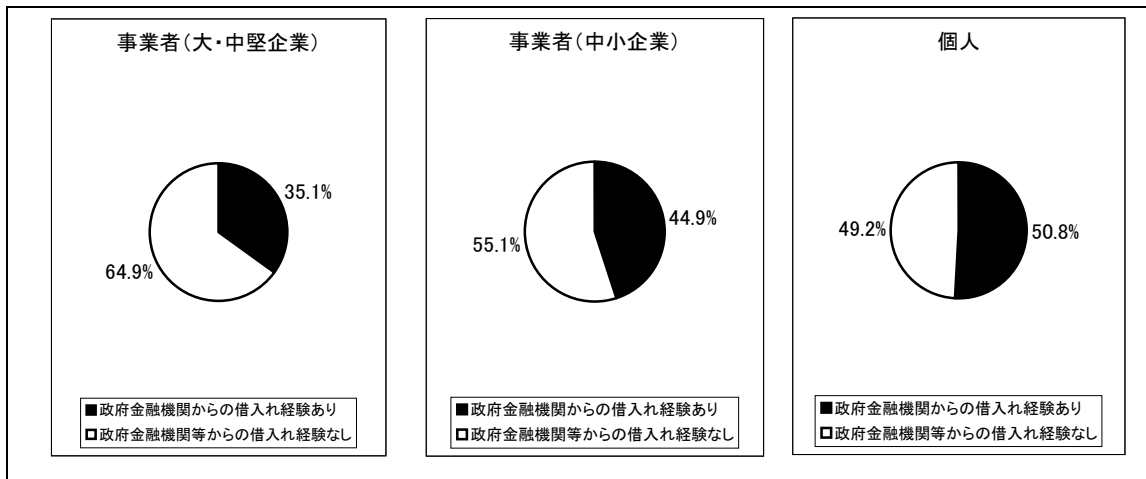
(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

3 事業者、個人における政府金融機関等からの借入れ行動について

事業者及び個人に対して、政府金融機関等からの借入れ行動について尋ねた結果は、以下のとおりとなっている。

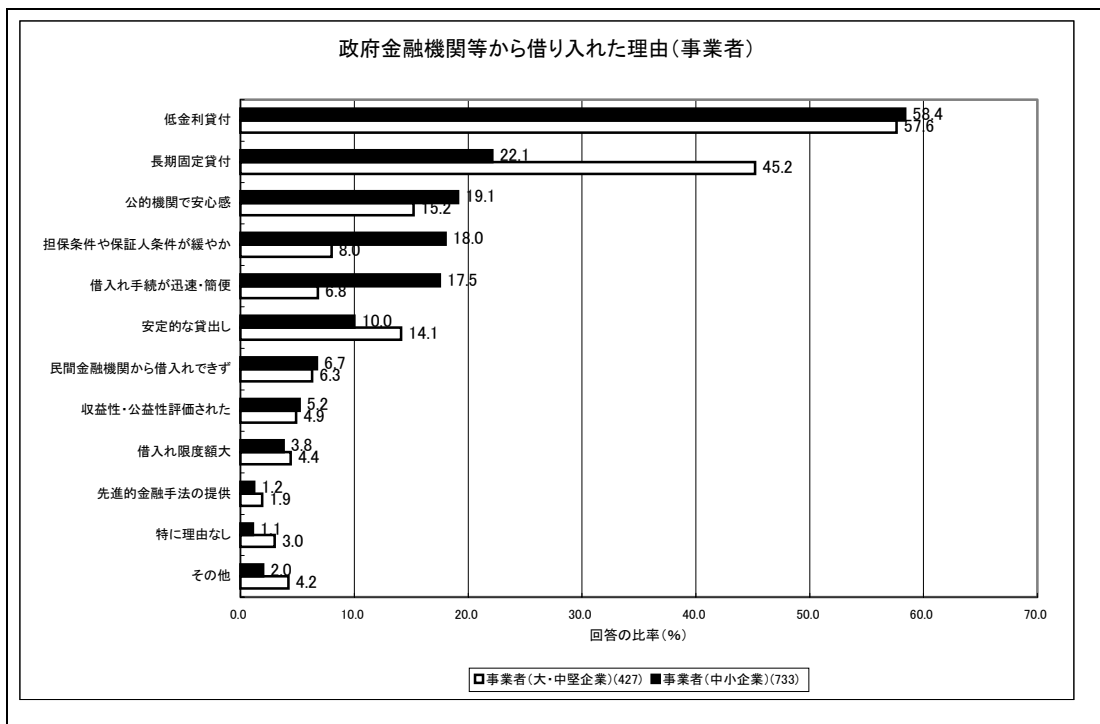
(1) 政府金融機関等からの借入れ経験

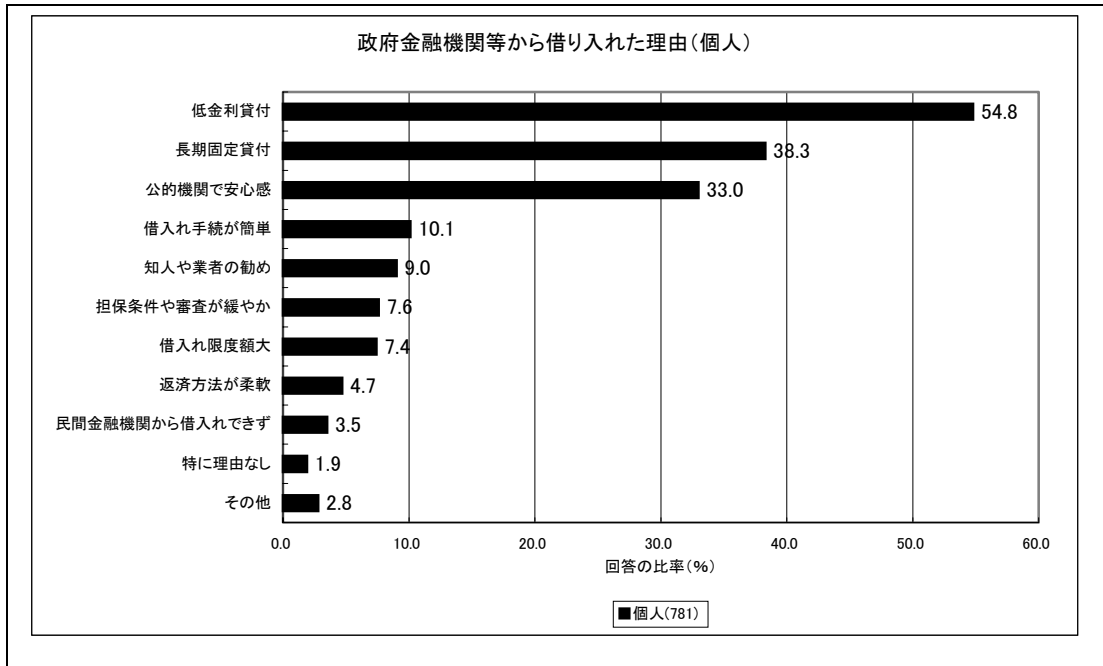
政府金融機関等から借り入れたことがあるか尋ねた結果、借入れ経験ありと回答した割合は、事業者のうち大・中堅企業においては35.1パーセント、事業者のうち中小企業においては44.9パーセント、個人においては50.8パーセントとなっている。



(2) 政府金融機関等から借り入れた理由（複数回答）

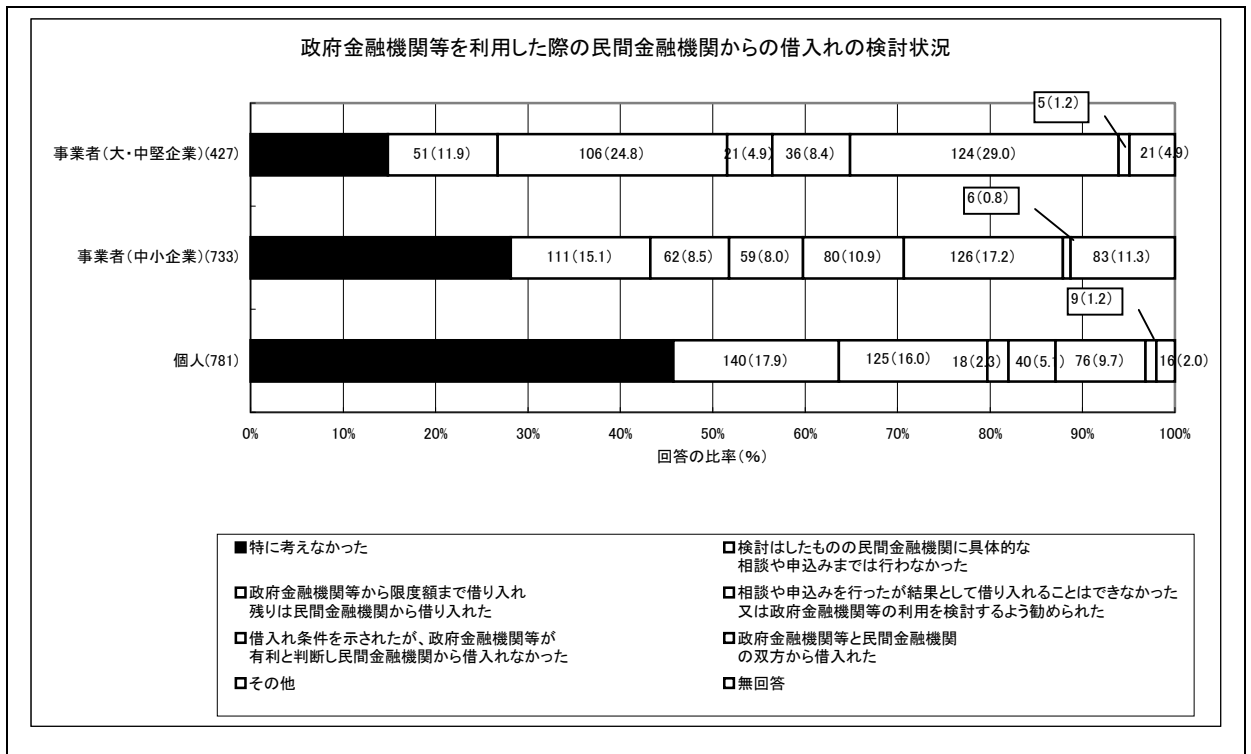
政府金融機関等から借入れを行ったことがあると回答した事業者及び個人に対して、政府金融機関等から借入れを行った理由を尋ねた結果、事業者、個人とも、「金利面（低利）で有利だったから」との回答が最も多数となっており、以下、「貸付期間等（長期固定）で有利だったから」、「公的機関で安心感があったから」の順となっている。





(3) 政府金融機関等を利用した際の民間金融機関からの借入れの検討状況

政府金融機関等から借入れを行ったことがあると回答した事業者及び個人に対して、政府金融機関等を利用した際、民間金融機関から借入れのことを考えたか尋ねた結果、「特に考えなかった」、「検討はしたものの、民間金融機関に具体的な相談や申込みまでは行わなかった」及び「政府金融機関等から限度額まで借入れ、残りは民間金融機関から借入れた」との、政府金融機関等からの借入れを優先したものである回答の割合を合わせると、個人(79.6パーセント)、中小企業(51.7パーセント)、大・中堅企業(51.5パーセント)のいずれも過半数となっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各区分における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

4 政府金融機関等の在り方、今後の役割について

民間金融機関、事業者及び個人に対して、政府金融機関等の在り方や今後の役割について尋ねた結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 政府金融機関等の中長期的な在り方

政府金融機関等の中長期的な在り方についての全般的認識はどのようなものか尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

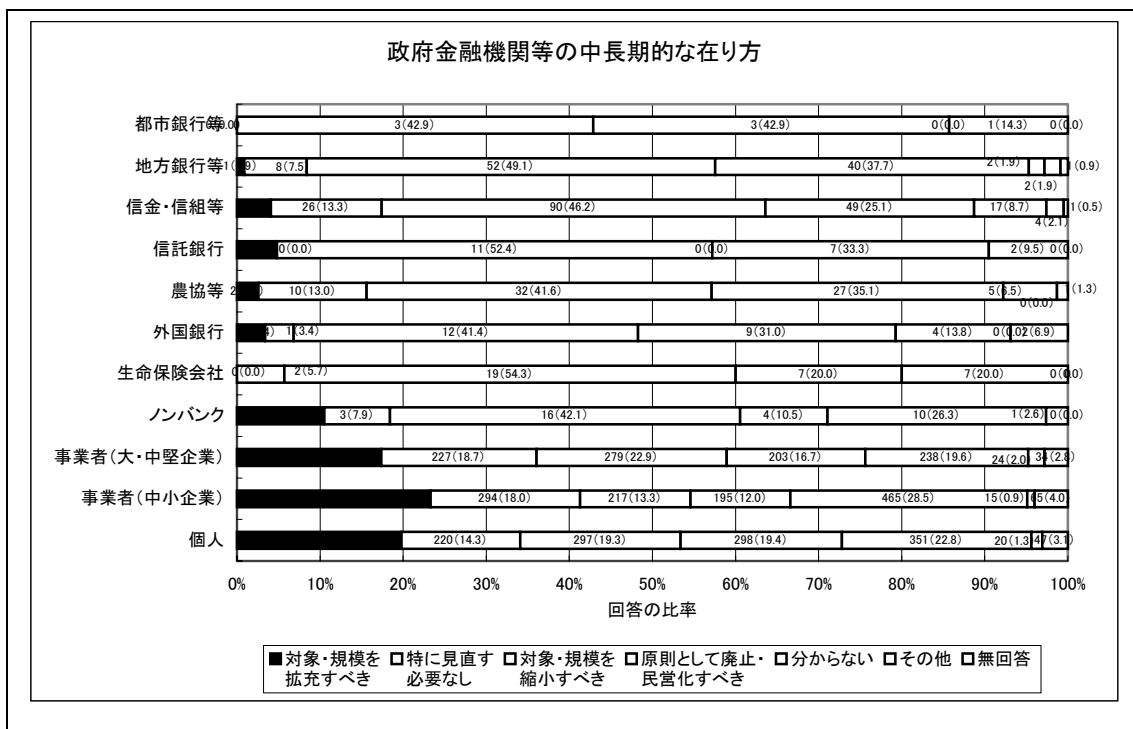
民間金融機関

「対象や規模などを縮小すべき」と「原則として廃止又は民営化すべき」との回答を合わせた割合をみると、都市銀行等では 85.7 パーセント、地方銀行等では 86.8 パーセントとなっているなどすべての業態において、その割合は 5 割を上回っている。

事業者、個人

「対象や規模などを縮小すべき」と「原則として廃止又は民営化すべき」との回答をあわせた割合をみると、事業者のうちの大・中堅企業では 39.6 パーセント、個人では 38.7 パーセントと 2 区分において、4 割近くになっている。

一方、事業者のうちの中堅企業においては、「分からない」と回答した割合が最も高くなっている。



(注) 各棒グラフ上の数字：各業態における当該回答数。()内はその割合(パーセント)

(2) 政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割（複数回答）

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であることから、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割についてどのような認識を持っているか尋ねた結果は、次のとおりとなっている。

民間金融機関

複数の業態において、「災害など緊急時の資金供給」、「社会資本関連事業など採算性は低い公共性の高い事業への資金供給」、「先行性が高い、又は長期・大規模プロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給」、「環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給」との回答が上位となっている。

事業者、個人

事業者、個人とも、「災害など緊急時の資金供給」、「長期資金の供給」、「経営基盤が弱い中小企業など信用リスク高い事業者への資金供給」、「環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給」との回答が上位となっている。

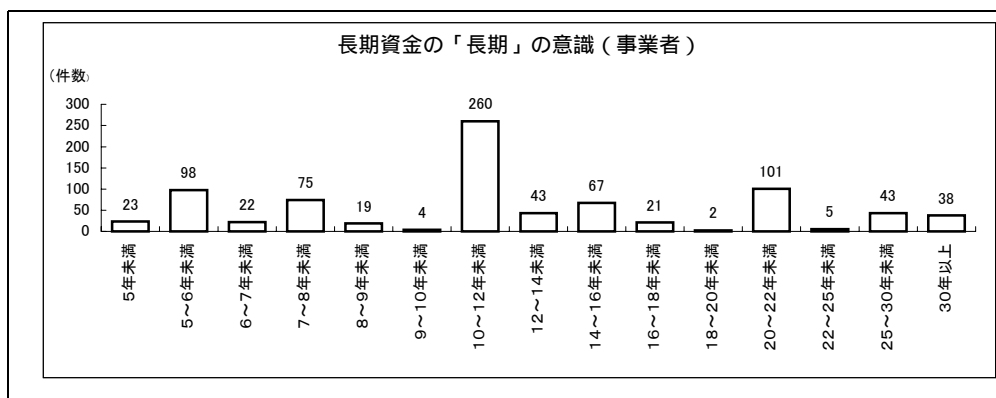
このほか、事業者のうち大・中堅企業においては「社会資本関連事業など採算性は低い公共性の高い事業への資金供給」との回答、個人においては「低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給」との回答が上位となっている。

(単位：%)

| 業態・区分 | 長期資金の供給 | 経営基盤が弱い中小企業など信用リスクが高い事業者への資金供給 | 低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給 | 社会資本関連事業など採算性は低い公共性の高い事業への資金供給 | 先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給 | 国際競争上の競争条件平等化確保のための企業等への資金供給 | 環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給 | 災害など緊急時の資金供給 | 先進的な金融手法を用いた資金供給 | 特に必要な役割なし | 分からない | その他 |
|-------------|---------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---|------------------------------|-------------------------|--------------|------------------|-----------|-------|------|
| 都市銀行等 | 0.0 | 14.3 | 0.0 | 57.1 | 57.1 | 14.3 | 14.3 | 85.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 28.6 |
| 地方銀行等 | 15.1 | 19.8 | 9.4 | 73.6 | 53.8 | 5.7 | 47.2 | 50.9 | 0.9 | 0.9 | 0.0 | 2.8 |
| 信金・信組等 | 21.0 | 32.3 | 16.4 | 50.8 | 28.2 | 4.1 | 50.8 | 54.9 | 4.1 | 1.5 | 0.5 | 0.0 |
| 信託銀行 | 19.0 | 19.0 | 4.8 | 33.3 | 14.3 | 0.0 | 23.8 | 52.4 | 9.5 | 0.0 | 23.8 | 0.0 |
| 農協等 | 15.6 | 10.4 | 16.9 | 39.0 | 32.5 | 3.9 | 50.6 | 59.7 | 3.9 | 2.6 | 5.2 | 2.6 |
| 外国銀行 | 24.1 | 6.9 | 20.7 | 34.5 | 27.6 | 3.4 | 37.9 | 48.3 | 0.0 | 6.9 | 0.0 | 3.4 |
| 生命保険会社 | 0.0 | 17.1 | 8.6 | 34.3 | 31.4 | 11.4 | 60.0 | 71.4 | 0.0 | 0.0 | 5.7 | 0.0 |
| ノンバンク | 10.5 | 10.5 | 13.2 | 39.5 | 34.2 | 13.2 | 47.4 | 60.5 | 0.0 | 0.0 | 7.9 | 0.0 |
| 事業者(大・中堅企業) | 31.4 | 21.6 | 9.7 | 32.2 | 15.3 | 6.4 | 32.3 | 42.8 | 3.6 | 2.4 | 7.3 | 1.1 |
| 事業者(中小企業) | 29.7 | 21.4 | 10.5 | 16.8 | 8.3 | 3.6 | 20.1 | 32.3 | 5.9 | 2.6 | 12.3 | 0.7 |
| 個人 | 33.1 | 47.1 | 43.9 | 17.4 | 6.6 | 2.3 | 25.7 | 58.9 | 18.9 | 1.3 | 4.1 | 0.9 |

(注) 網掛部分は各業態・区分における第1位の回答を示す。

なお、政府金融機関等が今後とも果たしていく必要がある役割として「長期資金の供給」と回答した事業者に対して、長期とは何年間程度を意識しているか尋ねた結果、10年以上12年未満の範囲の回答が多数となっている。



(単位：%)

| 分野 | 業態 | 今後も政府金融機関等が自ら貸出しを行う | 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する(リファイナンス) | 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 当該分野においては政府金融機関等の必要性は感じない |
|-------------|-------------|---------------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 中小企業 | 都市銀行等(7) | 0 | 100.0 | 14.3 | 0 | 42.9 | 14.3 | 0 |
| | 地方銀行等(106) | 13.2 | 86.8 | 17.0 | 3.8 | 43.4 | 13.2 | 6.6 |
| | 信金・信組等(179) | 9.5 | 81.6 | 7.8 | 3.4 | 27.4 | 8.4 | 4.5 |
| | 信託銀行(7) | 14.3 | 71.4 | 14.3 | 0 | 14.3 | 14.3 | 14.3 |
| | 農協等(53) | 20.8 | 54.7 | 11.3 | 5.7 | 7.5 | 5.7 | 3.8 |
| | 外国銀行(13) | 0 | 30.8 | 15.4 | 0 | 7.7 | 7.7 | 15.4 |
| | 生命保険会社(22) | 40.9 | 68.2 | 13.6 | 9.1 | 4.5 | 9.1 | 0 |
| ノンバンク(13) | 46.2 | 30.8 | 0 | 15.4 | 7.7 | 7.7 | 15.4 | |
| 大・中堅企業 | 都市銀行等(7) | 0.0 | 42.9 | 14.3 | 0 | 28.6 | 0 | 42.9 |
| | 地方銀行等(103) | 7.8 | 46.6 | 30.1 | 6.8 | 14.6 | 6.8 | 30.1 |
| | 外国銀行(21) | 0 | 14.3 | 23.8 | 4.8 | 0 | 0 | 47.6 |
| | 生命保険会社(22) | 4.5 | 22.7 | 22.7 | 9.1 | 4.5 | 4.5 | 63.6 |
| 企業の海外展開支援 | 都市銀行等(7) | 14.3 | 85.7 | 14.3 | 0 | 28.6 | 0 | 0 |
| | 地方銀行等(61) | 41.0 | 55.7 | 6.6 | 4.9 | 9.8 | 8.2 | 8.2 |
| | 外国銀行(16) | 18.8 | 56.3 | 6.3 | 0 | 6.3 | 6.3 | 12.5 |
| | 生命保険会社(14) | 50.0 | 57.1 | 14.3 | 7.1 | 0 | 0 | 7.1 |
| 社会資本整備・地域開発 | 都市銀行等(7) | 28.6 | 85.7 | 14.3 | 14.3 | 57.1 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(92) | 56.5 | 33.7 | 8.7 | 6.5 | 13.0 | 7.6 | 4.3 |
| | 外国銀行(10) | 40.0 | 20.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 10.0 | 20.0 |
| | 生命保険会社(18) | 66.7 | 44.4 | 11.1 | 16.7 | 5.6 | 5.6 | 0.0 |
| 地方公共団体 | 都市銀行等(6) | 16.7 | 50.0 | 16.7 | 16.7 | 33.3 | 0.0 | 16.7 |
| | 地方銀行等(102) | 41.2 | 19.6 | 7.8 | 4.9 | 16.7 | 4.9 | 20.6 |
| | 信金・信組等(129) | 31.8 | 21.7 | 10.1 | 7.0 | 10.1 | 0.8 | 15.5 |
| | 農協等(68) | 13.2 | 25.0 | 1.5 | 5.9 | 11.8 | 5.9 | 27.9 |
| | 生命保険会社(19) | 52.6 | 10.5 | 5.3 | 5.3 | 15.8 | 5.3 | 15.8 |
| 福祉・医療 | 都市銀行等(7) | 42.9 | 71.4 | 28.6 | 0.0 | 28.6 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(104) | 30.8 | 62.5 | 6.7 | 8.7 | 32.7 | 15.4 | 8.7 |
| | 信金・信組等(143) | 28.0 | 43.4 | 4.9 | 4.2 | 22.4 | 11.9 | 4.9 |
| | 農協等(34) | 17.6 | 32.4 | 0.0 | 0.0 | 26.5 | 14.7 | 2.9 |
| | 生命保険会社(11) | 63.6 | 9.1 | 9.1 | 9.1 | 18.2 | 0.0 | 0.0 |
| 農林漁業 | 都市銀行等(7) | 14.3 | 85.7 | 14.3 | 0.0 | 42.9 | 0.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(100) | 50.0 | 55.0 | 5.0 | 4.0 | 26.0 | 12.0 | 5.0 |
| | 信金・信組等(112) | 29.5 | 50.9 | 4.5 | 2.7 | 25.0 | 9.8 | 6.3 |
| | 農協等(74) | 17.6 | 39.2 | 4.1 | 9.5 | 60.8 | 5.4 | 1.4 |
| | 生命保険会社(13) | 61.5 | 15.4 | 7.7 | 7.7 | 15.4 | 0.0 | 7.7 |
| 個人(住宅) | 都市銀行等(6) | 0.0 | 50.0 | 66.7 | 0.0 | 50.0 | 16.7 | 0.0 |
| | 地方銀行等(106) | 4.7 | 50.9 | 28.3 | 1.9 | 27.4 | 26.4 | 25.5 |
| | 信金・信組等(194) | 12.9 | 52.1 | 13.4 | 2.6 | 27.4 | 17.5 | 15.5 |
| | 農協等(74) | 5.4 | 36.5 | 6.8 | 0.0 | 31.4 | 10.8 | 32.4 |
| | 生命保険会社(19) | 21.1 | 15.8 | 31.6 | 5.3 | 36.8 | 21.1 | 15.8 |
| 個人(教育・その他) | 都市銀行等(5) | 0.0 | 60.0 | 20.0 | 0.0 | 80.0 | 40.0 | 0.0 |
| | 地方銀行等(106) | 11.3 | 52.8 | 3.8 | 2.8 | 30.2 | 19.8 | 27.4 |
| | 信金・信組等(190) | 16.8 | 52.6 | 5.3 | 2.1 | 28.9 | 12.1 | 18.4 |
| | 農協等(74) | 8.1 | 35.1 | 2.7 | 0.0 | 14.9 | 9.5 | 31.1 |
| | 生命保険会社(13) | 23.1 | 30.8 | 7.7 | 7.7 | 23.1 | 15.4 | 15.4 |
| ノンバンク(22) | 18.2 | 9.1 | 9.1 | 0.0 | 22.7 | 13.6 | 31.8 | |

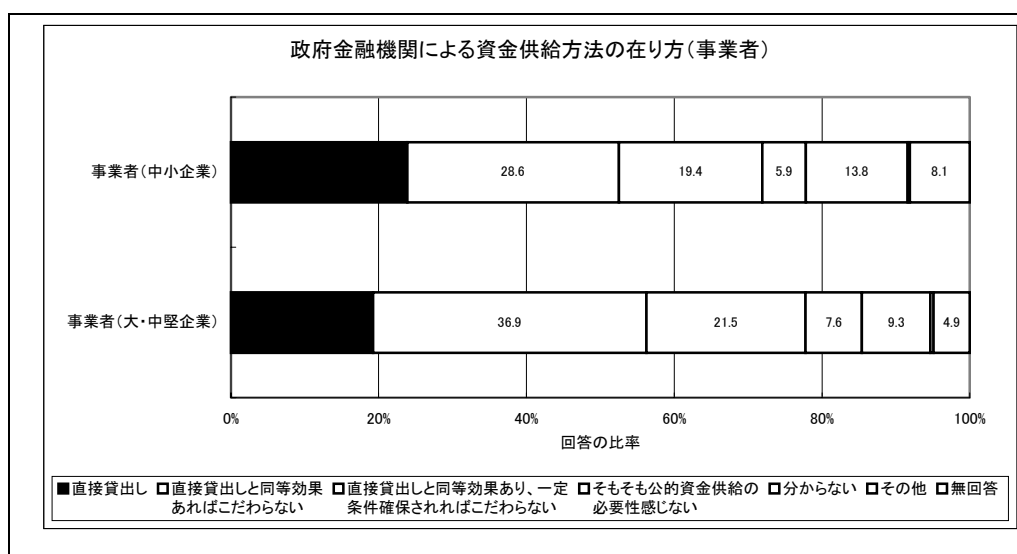
- (注) 1 「当該貸出分野において貸出しを行っていない」と回答した金融機関の割合が高い業態については除外した。
2 ()内は各業態における「当該貸出分野の貸出しは行っていない」と回答した機関数を除いた機関数である。
3 網掛部分は各業態における第1位の回答を示す。

(3) 政府金融機関等による今後の資金供給方法の在り方についての借り手側の認識

事業者

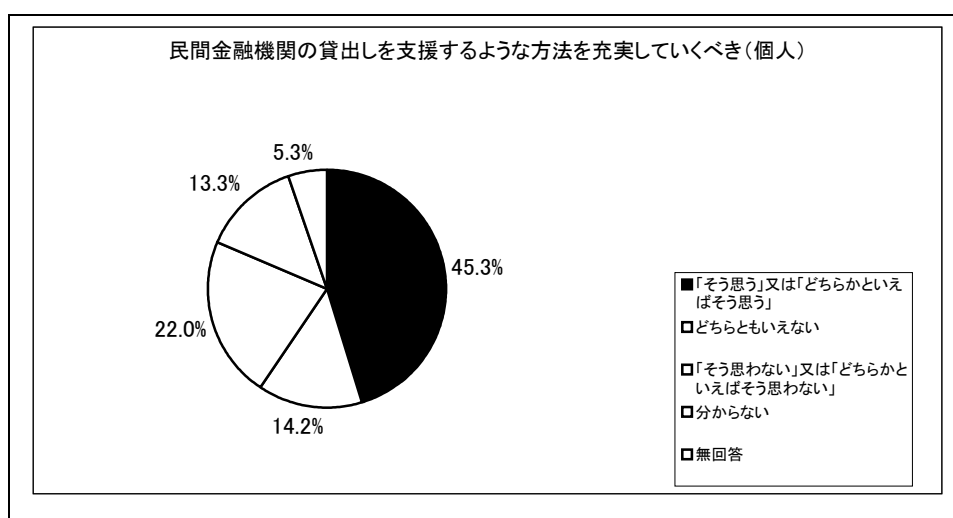
政府金融機関等が自ら貸出しを行う方法以外の公的資金の供給方法（保証、利子補給、債権の証券化支援等）についてどのような認識を持っているか尋ねた結果、「政府金融機関等の貸出しと同等の効果があれば特に方法にはこだわらない」との回答と「政府金融機関等の貸出しと同等の効果があり、かつ、「一定の条件」が確保されれば特に方法にはこだわらない」との回答を合わせると、大・中堅企業が58.5パーセント、中小企業が47.9パーセントとなっている。

なお、確保すべき「一定の条件」と認識しているものは何か尋ねた結果、大・中堅企業、中小企業とも、「金融・景気情勢に左右されることなく民間金融機関からの借入れが確保されること」、「新たな国民負担が生じないこと」、「緊急時の資金供給機能が確保されること」との回答が上位となっている。



個人

政府金融機関等が自ら貸出しを行うよりも、民間金融機関の貸出しを支援するような方法（保証等）を充実していくべきとの意見に対する全般的な認識を個人に尋ねた結果、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」との回答が45.3パーセントとなっている。



政府金融機関等に関するアンケート調査結果

民間金融機関(本店)編

ア 金融機関としての業態の種別を以下から選択してください(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

| 業態 | 数 |
|---------------|-----|
| 計 | 508 |
| 都市銀行 | 5 |
| 地方銀行 | 58 |
| 第二地方銀行 | 48 |
| 長期信用銀行 | 2 |
| 信託銀行 | 21 |
| 外国銀行 | 29 |
| 信用金庫 | 84 |
| 信用協同組合 | 92 |
| 労働金庫 | 19 |
| 農林中央金庫・農業協同組合 | 77 |
| 生命保険会社 | 35 |
| ノンバンク | 38 |

イ 貴金融機関の貸出金残高(平成14年3月末現在)を以下から選択してください(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

| 貸出金残高 | 数 |
|--------------------|-----|
| 計 | 508 |
| 1,000億円以下 | 269 |
| 1,000億円超～3,000億円以下 | 78 |
| 3,000億円超～5,000億円以下 | 30 |
| 5,000億円超～1兆円以下 | 28 |
| 1兆円超～3兆円以下 | 61 |
| 3兆円超～5兆円以下 | 17 |
| 5兆円超～10兆円以下 | 11 |
| 10兆円超 | 13 |
| 無回答 | 1 |

問1 次の(1)から(9)の分野ごとに、政府金融機関の活動に対する貴金融機関の認識をお尋ねします。

<分野> (1)中小企業、(2)大・中堅企業、(3)企業の海外展開支援、(4)社会資本整備・地域開発、(5)地方公共団体、(6)福祉・医療、(7)農林漁業、(8)個人(住宅)、(9)個人(教育・その他)

① 当該分野における政府金融機関の活動は、貴金融機関の業務にとって「補完の関係」を超えていますか、それとも「補完の関係」にありますか。貴金融機関が貸出しを行っている分野について、その認識をお答えください。また、貸出しを行っていない分野については「6」を記入してください(分野ごとに、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ1つずつ回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 66 | 3 | 35 | 23 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 67 | 4 | 29 | 32 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| どちらともいえない | 89 | 0 | 11 | 23 | 5 | 28 | 8 | 11 | 3 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 93 | 0 | 21 | 54 | 1 | 9 | 1 | 3 | 4 |
| 「補完の関係」にある | 70 | 0 | 10 | 44 | 1 | 5 | 1 | 5 | 4 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 108 | 0 | 0 | 16 | 14 | 24 | 16 | 13 | 25 |
| 無回答 | 15 | 0 | 0 | 3 | 0 | 7 | 2 | 1 | 2 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 20 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 27 | 3 | 20 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| どちらともいえない | 97 | 1 | 44 | 18 | 3 | 5 | 12 | 12 | 2 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 36 | 0 | 16 | 10 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 「補完の関係」にある | 25 | 0 | 12 | 4 | 0 | 2 | 4 | 2 | 1 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 282 | 0 | 3 | 154 | 15 | 59 | 8 | 13 | 30 |
| 無回答 | 21 | 0 | 0 | 8 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| どちらともいえない | 61 | 2 | 35 | 9 | 2 | 2 | 4 | 7 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 25 | 2 | 13 | 4 | 1 | 0 | 3 | 2 | 0 |
| 「補完の関係」にある | 28 | 0 | 12 | 4 | 1 | 0 | 7 | 4 | 0 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 368 | 0 | 45 | 170 | 17 | 68 | 13 | 21 | 34 |
| 無回答 | 21 | 0 | 0 | 8 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 7 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 9 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| どちらともいえない | 77 | 1 | 37 | 24 | 2 | 4 | 2 | 7 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 49 | 2 | 26 | 10 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 |
| 「補完の関係」にある | 45 | 0 | 23 | 12 | 1 | 2 | 4 | 3 | 0 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 300 | 0 | 14 | 141 | 17 | 59 | 19 | 17 | 33 |
| 無回答 | 21 | 0 | 0 | 8 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 6 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 10 | 1 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| どちらともいえない | 179 | 2 | 61 | 69 | 2 | 35 | 2 | 8 | 0 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 61 | 1 | 14 | 23 | 2 | 15 | 0 | 5 | 1 |
| 「補完の関係」にある | 62 | 0 | 21 | 28 | 0 | 8 | 2 | 3 | 0 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 169 | 1 | 4 | 66 | 17 | 9 | 22 | 16 | 34 |
| 無回答 | 21 | 0 | 0 | 8 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補完の関係」を超えている | 29 | 1 | 19 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| どちらかといえば「補完の関係」を超えている | 42 | 0 | 22 | 17 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| どちらともいえない | 105 | 3 | 22 | 51 | 3 | 16 | 2 | 4 | 4 |
| どちらかといえば「補完の関係」にある | 69 | 1 | 25 | 34 | 0 | 5 | 0 | 2 | 2 |
| 「補完の関係」にある | 54 | 2 | 16 | 28 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 189 | 0 | 2 | 52 | 17 | 43 | 23 | 24 | 28 |
| 無回答 | 20 | 0 | 0 | 7 | 0 | 7 | 2 | 1 | 3 |

民間金融機関(本店)編

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補充の関係」を超えている | 16 | 1 | 9 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| どちらかといえば「補充の関係」を超えている | 19 | 0 | 9 | 6 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| どちらともいえない | 93 | 5 | 28 | 39 | 2 | 10 | 2 | 5 | 2 |
| どちらかといえば「補充の関係」にある | 79 | 0 | 28 | 25 | 1 | 22 | 0 | 3 | 0 |
| 「補充の関係」にある | 99 | 1 | 26 | 31 | 1 | 37 | 0 | 2 | 1 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 186 | 0 | 6 | 83 | 17 | 3 | 24 | 22 | 31 |
| 無回答 | 16 | 0 | 0 | 8 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補充の関係」を超えている | 109 | 3 | 46 | 42 | 2 | 10 | 0 | 5 | 1 |
| どちらかといえば「補充の関係」を超えている | 120 | 2 | 36 | 60 | 2 | 16 | 0 | 4 | 0 |
| どちらともいえない | 51 | 0 | 5 | 20 | 1 | 14 | 3 | 4 | 4 |
| どちらかといえば「補充の関係」にある | 63 | 1 | 7 | 35 | 0 | 14 | 2 | 2 | 2 |
| 「補充の関係」にある | 62 | 0 | 12 | 32 | 0 | 14 | 0 | 4 | 0 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 88 | 1 | 0 | 1 | 16 | 3 | 22 | 16 | 29 |
| 無回答 | 15 | 0 | 0 | 5 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 「補充の関係」を超えている | 71 | 2 | 30 | 29 | 0 | 6 | 0 | 2 | 2 |
| どちらかといえば「補充の関係」を超えている | 86 | 2 | 27 | 44 | 1 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| どちらともいえない | 93 | 1 | 16 | 30 | 3 | 19 | 3 | 7 | 14 |
| どちらかといえば「補充の関係」にある | 84 | 0 | 19 | 49 | 0 | 13 | 2 | 0 | 1 |
| 「補充の関係」にある | 73 | 0 | 14 | 33 | 1 | 19 | 0 | 3 | 3 |
| 当該分野の貸出しは行っていない | 86 | 2 | 0 | 5 | 16 | 3 | 22 | 22 | 16 |
| 無回答 | 15 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 | 2 | 1 | 2 |

②-ア [前問①で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。]

「補充の関係」を超えていると認識している政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「11」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 133 | 7 | 64 | 55 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 101 | 4 | 49 | 45 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 116 | 6 | 58 | 47 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 98 | 7 | 54 | 33 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 334 | 17 | 175 | 128 | 0 | 9 | 2 | 3 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 47 | 6 | 31 | 1 | 2 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 国際協力銀行 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 日本政策投資銀行 | 28 | 6 | 14 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 | 1 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 12 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 27 | 3 | 20 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 81 | 10 | 56 | 1 | 4 | 2 | 0 | 6 | 2 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 国際協力銀行 | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 日本政策投資銀行 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 6 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

民間金融機関(本店)編

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 16 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 11 | 4 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 19 | 4 | 8 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 16 | 3 | 6 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| 国際協力銀行 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 14 | 2 | 6 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 20 | 3 | 6 | 2 | 0 | 4 | 2 | 3 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 71 | 1 | 41 | 23 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 8 | 0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 社会福祉・医療事業団 | 63 | 0 | 38 | 21 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 76 | 1 | 45 | 23 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 35 | 1 | 18 | 9 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 6 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 30 | 0 | 17 | 6 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 中小企業金融公庫 | 5 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 44 | 1 | 22 | 14 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 229 | 5 | 82 | 102 | 4 | 26 | 0 | 9 | 1 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 7 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 農林漁業金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 222 | 5 | 80 | 98 | 4 | 25 | 0 | 9 | 1 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 239 | 6 | 82 | 103 | 5 | 32 | 0 | 9 | 2 |

(9) 個人(教育・その他)

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 157 | 4 | 57 | 73 | 1 | 18 | 0 | 2 | 2 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 148 | 4 | 54 | 70 | 1 | 17 | 0 | 2 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団(信用保険部門) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 回答計 | 157 | 4 | 57 | 73 | 1 | 18 | 0 | 2 | 2 |

民間金融機関(本店)編

②-イ [前問①で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。]

政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えていると認識している理由をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 133 | 7 | 64 | 55 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 35 | 0 | 11 | 23 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 94 | 5 | 53 | 32 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 95 | 7 | 52 | 31 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 21 | 2 | 9 | 9 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 253 | 14 | 128 | 100 | 0 | 7 | 1 | 3 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 47 | 6 | 31 | 1 | 2 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 6 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 35 | 4 | 26 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 33 | 5 | 22 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 8 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 88 | 12 | 59 | 2 | 4 | 2 | 0 | 7 | 2 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 9 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 16 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 10 | 2 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 9 | 3 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 27 | 8 | 11 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 | 1 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 16 | 3 | 6 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 11 | 2 | 6 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 13 | 3 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 31 | 6 | 12 | 2 | 0 | 6 | 2 | 3 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 71 | 1 | 41 | 23 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 8 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 59 | 0 | 38 | 18 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 44 | 1 | 25 | 15 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 19 | 1 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 134 | 2 | 82 | 41 | 0 | 6 | 1 | 1 | 1 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 35 | 1 | 18 | 9 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 6 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 25 | 0 | 16 | 7 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 23 | 1 | 13 | 4 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 7 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 67 | 2 | 37 | 18 | 0 | 5 | 1 | 3 | 1 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 229 | 5 | 82 | 102 | 4 | 26 | 0 | 9 | 1 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 60 | 0 | 19 | 28 | 1 | 11 | 0 | 1 | 0 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 159 | 2 | 63 | 71 | 4 | 17 | 0 | 2 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 59 | 4 | 28 | 21 | 1 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 56 | 2 | 16 | 24 | 2 | 7 | 0 | 5 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 89 | 2 | 31 | 44 | 0 | 8 | 0 | 3 | 1 |
| その他 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 431 | 10 | 158 | 192 | 8 | 49 | 0 | 13 | 1 |

民間金融機関(本店)編

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 157 | 4 | 57 | 73 | 1 | 18 | 0 | 2 | 2 |
| 同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借り手に貸出しを行っているから | 75 | 1 | 27 | 33 | 0 | 13 | 0 | 0 | 1 |
| 市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから | 64 | 2 | 25 | 28 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから | 91 | 4 | 37 | 39 | 1 | 8 | 0 | 2 | 0 |
| 貸出しの規模(当該分野に占めるシェア)が過大であるから | 13 | 1 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 無回答 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 253 | 8 | 97 | 111 | 2 | 31 | 0 | 2 | 2 |

②-ウ [問①で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。]

ここ5から10年程度の間、当該分野における政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えている状況は、強まっていますか、それとも弱まっていますか、認識をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ1つずつ回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 133 | 7 | 64 | 55 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 |
| 強まっている | 37 | 2 | 21 | 13 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 45 | 4 | 22 | 16 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 変わらない | 38 | 1 | 17 | 18 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| やや弱まっている | 10 | 0 | 3 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 47 | 6 | 31 | 1 | 2 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 強まっている | 13 | 2 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 12 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 変わらない | 18 | 1 | 10 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| やや弱まっている | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 弱まっている | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 5 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 強まっている | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| やや強まっている | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 変わらない | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| やや弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 16 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 強まっている | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| やや強まっている | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変わらない | 11 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| やや弱まっている | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 16 | 3 | 6 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| 強まっている | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変わらない | 9 | 2 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| やや弱まっている | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 71 | 1 | 41 | 23 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 強まっている | 8 | 1 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 11 | 0 | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変わらない | 45 | 0 | 30 | 12 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| やや弱まっている | 5 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 35 | 1 | 18 | 9 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 強まっている | 7 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 変わらない | 22 | 1 | 11 | 6 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| やや弱まっている | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 229 | 5 | 82 | 102 | 4 | 26 | 0 | 9 | 1 |
| 強まっている | 34 | 2 | 7 | 20 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| やや強まっている | 25 | 3 | 7 | 10 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 変わらない | 71 | 0 | 29 | 27 | 3 | 10 | 0 | 2 | 0 |
| やや弱まっている | 69 | 0 | 29 | 32 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 |
| 弱まっている | 22 | 0 | 8 | 11 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 8 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 157 | 4 | 57 | 73 | 1 | 18 | 0 | 2 | 2 |
| 強まっている | 18 | 0 | 4 | 12 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| やや強まっている | 21 | 0 | 10 | 10 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 変わらない | 104 | 4 | 36 | 48 | 1 | 13 | 0 | 1 | 1 |
| やや弱まっている | 7 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 弱まっている | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

民間金融機関(本店)編

②-エ [前問②-ウで「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。]

政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えている状況が強まっている理由をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 82 | 6 | 43 | 29 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 30 | 3 | 16 | 10 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 23 | 2 | 10 | 8 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 38 | 3 | 19 | 15 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 10 | 0 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 23 | 2 | 13 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 10 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 140 | 12 | 76 | 46 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 25 | 5 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 10 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 11 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 9 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 43 | 10 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 地方公共団体分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 6 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 19 | 1 | 10 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 7 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 10 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 31 | 2 | 16 | 12 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(7) 農林漁業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 10 | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 16 | 0 | 10 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

民間金融機関(本店)編

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 59 | 5 | 14 | 30 | 0 | 5 | 0 | 4 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 26 | 4 | 4 | 16 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 12 | 1 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 32 | 3 | 8 | 16 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 11 | 0 | 3 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 9 | 1 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 97 | 9 | 23 | 49 | 0 | 9 | 0 | 6 | 1 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 39 | 0 | 14 | 22 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 11 | 0 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 9 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 17 | 0 | 5 | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 4 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 7 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 58 | 0 | 20 | 34 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |

③ [問①で「4」又は「5」(どちらかといえば「補完の関係」にある、又は「補完の関係」にある)を選択した分野についてお答えください。]政府金融機関の活動が「補完の関係」にあると認識している理由をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 163 | 2 | 31 | 98 | 2 | 14 | 2 | 8 | 8 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 92 | 1 | 23 | 60 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 69 | 2 | 18 | 33 | 2 | 4 | 0 | 8 | 4 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 33 | 0 | 5 | 23 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 27 | 1 | 0 | 15 | 1 | 7 | 0 | 3 | 1 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 27 | 0 | 7 | 17 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 9 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 267 | 4 | 56 | 162 | 4 | 22 | 2 | 13 | 8 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 61 | 1 | 28 | 14 | 1 | 5 | 7 | 4 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 28 | 1 | 12 | 7 | 1 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 7 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 12 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 23 | 0 | 11 | 8 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 9 | 0 | 6 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 89 | 2 | 41 | 21 | 2 | 8 | 10 | 5 | 2 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 53 | 2 | 25 | 8 | 2 | 0 | 10 | 6 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 13 | 0 | 4 | 3 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 13 | 0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 23 | 2 | 11 | 6 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 12 | 2 | 5 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 8 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 80 | 4 | 35 | 13 | 4 | 0 | 16 | 8 | 0 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 94 | 2 | 49 | 22 | 2 | 5 | 5 | 8 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 27 | 1 | 12 | 6 | 2 | 0 | 3 | 2 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 6 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 54 | 2 | 32 | 9 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 28 | 1 | 13 | 11 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 18 | 0 | 14 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 5 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 回答計 | 148 | 4 | 81 | 31 | 4 | 7 | 8 | 11 | 2 |

民間金融機関(本店)編

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 123 | 1 | 35 | 51 | 2 | 23 | 2 | 8 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 36 | 0 | 11 | 15 | 2 | 4 | 1 | 3 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 47 | 0 | 17 | 19 | 0 | 9 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 28 | 0 | 10 | 12 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 47 | 1 | 5 | 24 | 0 | 12 | 0 | 5 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 15 | 0 | 4 | 3 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 186 | 1 | 52 | 79 | 4 | 35 | 3 | 11 | 1 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 123 | 3 | 41 | 62 | 1 | 8 | 1 | 5 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 57 | 3 | 22 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 12 | 0 | 4 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 28 | 1 | 12 | 10 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 13 | 0 | 1 | 11 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 37 | 0 | 4 | 25 | 1 | 3 | 0 | 4 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 32 | 0 | 16 | 13 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 11 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 196 | 4 | 65 | 103 | 2 | 12 | 1 | 6 | 3 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 178 | 1 | 54 | 56 | 2 | 59 | 0 | 5 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 70 | 0 | 19 | 19 | 1 | 30 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 66 | 1 | 28 | 17 | 1 | 17 | 0 | 2 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 22 | 0 | 1 | 9 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 64 | 0 | 20 | 30 | 1 | 10 | 0 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 33 | 0 | 9 | 4 | 1 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 17 | 0 | 5 | 4 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 9 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 回答計 | 289 | 1 | 87 | 85 | 4 | 104 | 0 | 7 | 1 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 125 | 1 | 19 | 67 | 0 | 28 | 2 | 6 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 70 | 0 | 11 | 44 | 0 | 11 | 1 | 2 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 21 | 1 | 4 | 10 | 0 | 4 | 0 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 1 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 16 | 0 | 2 | 10 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 22 | 0 | 0 | 8 | 0 | 10 | 1 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 36 | 0 | 11 | 18 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 11 | 0 | 1 | 7 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 回答計 | 193 | 1 | 31 | 103 | 0 | 44 | 3 | 9 | 2 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 157 | 1 | 33 | 82 | 1 | 32 | 2 | 3 | 4 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 54 | 0 | 10 | 33 | 0 | 9 | 0 | 0 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 28 | 0 | 8 | 14 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 52 | 1 | 12 | 26 | 1 | 12 | 0 | 0 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 48 | 1 | 8 | 24 | 1 | 11 | 1 | 2 | 1 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 25 | 0 | 5 | 15 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 12 | 0 | 1 | 6 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 9 | 0 | 3 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 236 | 2 | 49 | 125 | 2 | 51 | 2 | 3 | 4 |

民間金融機関(本店)編

②-エ [前問②-ウで「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。]

政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えている状況が強まっている理由をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 82 | 6 | 43 | 29 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 30 | 3 | 16 | 10 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 23 | 2 | 10 | 8 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 38 | 3 | 19 | 15 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 10 | 0 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 23 | 2 | 13 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 10 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 140 | 12 | 76 | 46 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 25 | 5 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 10 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 11 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 9 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 43 | 10 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 地方公共団体分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 6 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 19 | 1 | 10 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 7 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 10 | 1 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 31 | 2 | 16 | 12 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

(7) 農林漁業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 10 | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 16 | 0 | 10 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

民間金融機関(本店)編

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 59 | 5 | 14 | 30 | 0 | 5 | 0 | 4 | 1 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 26 | 4 | 4 | 16 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 12 | 1 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 32 | 3 | 8 | 16 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 11 | 0 | 3 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 9 | 1 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 97 | 9 | 23 | 49 | 0 | 9 | 0 | 6 | 1 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 39 | 0 | 14 | 22 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | 11 | 0 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | 9 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | 17 | 0 | 5 | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | 4 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | 7 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 58 | 0 | 20 | 34 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |

③ [問①で「4」又は「5」(どちらかといえば「補完の関係」にある、又は「補完の関係」にある)を選択した分野についてお答えください。]政府金融機関の活動が「補完の関係」にあると認識している理由をお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 163 | 2 | 31 | 98 | 2 | 14 | 2 | 8 | 8 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 92 | 1 | 23 | 60 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 69 | 2 | 18 | 33 | 2 | 4 | 0 | 8 | 4 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 33 | 0 | 5 | 23 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 27 | 1 | 0 | 15 | 1 | 7 | 0 | 3 | 1 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 27 | 0 | 7 | 17 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 9 | 0 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 267 | 4 | 56 | 162 | 4 | 22 | 2 | 13 | 8 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 61 | 1 | 28 | 14 | 1 | 5 | 7 | 4 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 28 | 1 | 12 | 7 | 1 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 7 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 12 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 23 | 0 | 11 | 8 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 9 | 0 | 6 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 89 | 2 | 41 | 21 | 2 | 8 | 10 | 5 | 2 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 53 | 2 | 25 | 8 | 2 | 0 | 10 | 6 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 13 | 0 | 4 | 3 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 13 | 0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 23 | 2 | 11 | 6 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 12 | 2 | 5 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 8 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 80 | 4 | 35 | 13 | 4 | 0 | 16 | 8 | 0 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 94 | 2 | 49 | 22 | 2 | 5 | 5 | 8 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 27 | 1 | 12 | 6 | 2 | 0 | 3 | 2 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 6 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 54 | 2 | 32 | 9 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 28 | 1 | 13 | 11 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 18 | 0 | 14 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 5 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 回答計 | 148 | 4 | 81 | 31 | 4 | 7 | 8 | 11 | 2 |

民間金融機関(本店)編

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 123 | 1 | 35 | 51 | 2 | 23 | 2 | 8 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 36 | 0 | 11 | 15 | 2 | 4 | 1 | 3 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 47 | 0 | 17 | 19 | 0 | 9 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 28 | 0 | 10 | 12 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 47 | 1 | 5 | 24 | 0 | 12 | 0 | 5 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 15 | 0 | 4 | 3 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 186 | 1 | 52 | 79 | 4 | 35 | 3 | 11 | 1 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 123 | 3 | 41 | 62 | 1 | 8 | 1 | 5 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 57 | 3 | 22 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 12 | 0 | 4 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 28 | 1 | 12 | 10 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 13 | 0 | 1 | 11 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 37 | 0 | 4 | 25 | 1 | 3 | 0 | 4 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 32 | 0 | 16 | 13 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 11 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 回答計 | 196 | 4 | 65 | 103 | 2 | 12 | 1 | 6 | 3 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 178 | 1 | 54 | 56 | 2 | 59 | 0 | 5 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 70 | 0 | 19 | 19 | 1 | 30 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 66 | 1 | 28 | 17 | 1 | 17 | 0 | 2 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 22 | 0 | 1 | 9 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 64 | 0 | 20 | 30 | 1 | 10 | 0 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 33 | 0 | 9 | 4 | 1 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 17 | 0 | 5 | 4 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 9 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 回答計 | 289 | 1 | 87 | 85 | 4 | 104 | 0 | 7 | 1 |

(8) 個人(住宅)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 125 | 1 | 19 | 67 | 0 | 28 | 2 | 6 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 70 | 0 | 11 | 44 | 0 | 11 | 1 | 2 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 21 | 1 | 4 | 10 | 0 | 4 | 0 | 1 | 1 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 1 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 16 | 0 | 2 | 10 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 22 | 0 | 0 | 8 | 0 | 10 | 1 | 3 | 0 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 36 | 0 | 11 | 18 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 11 | 0 | 1 | 7 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 回答計 | 193 | 1 | 31 | 103 | 0 | 44 | 3 | 9 | 2 |

(9) 個人(教育・その他)分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 157 | 1 | 33 | 82 | 1 | 32 | 2 | 3 | 4 |
| 当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから | 54 | 0 | 10 | 33 | 0 | 9 | 0 | 0 | 2 |
| 当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから | 28 | 0 | 8 | 14 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 当方では貸出しが困難な、不確実性又は公共性が高い事業を対象としているから | 8 | 0 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから | 52 | 1 | 12 | 26 | 1 | 12 | 0 | 0 | 1 |
| 当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから | 48 | 1 | 8 | 24 | 1 | 11 | 1 | 2 | 1 |
| 政府金融機関との協調で貸出しを行っているから | 25 | 0 | 5 | 15 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから | 12 | 0 | 1 | 6 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 9 | 0 | 3 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 236 | 2 | 49 | 125 | 2 | 51 | 2 | 3 | 4 |

民間金融機関（本店）編

問2 現在の政府金融機関の役割などに関して、次のような様々な意見が聞かれます。それぞれについて、貴金融機関としてどのような認識をお持ちですか。問1でお尋ねした9分野の区分にとらわれず、全般的な認識をお答えください（それぞれについて、あてはまるもの1つに をつけてください。）。)

(1) 長期（固定）資金の提供において民間金融機関を補完する役割を果たしている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 55 | 0 | 7 | 27 | 1 | 10 | 4 | 0 | 6 |
| どちらかといえばそう思う | 164 | 1 | 23 | 70 | 6 | 27 | 10 | 15 | 12 |
| どちらともいえない | 96 | 0 | 20 | 30 | 7 | 15 | 9 | 9 | 6 |
| どちらかといえばそう思わない | 83 | 3 | 25 | 34 | 1 | 11 | 0 | 6 | 3 |
| そう思わない | 80 | 3 | 31 | 28 | 1 | 10 | 1 | 3 | 3 |
| わからない | 24 | 0 | 0 | 4 | 5 | 4 | 3 | 2 | 6 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |

(2) 経営基盤が弱い中小企業への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完する役割を果たしている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 50 | 0 | 6 | 15 | 2 | 10 | 7 | 6 | 4 |
| どちらかといえばそう思う | 162 | 2 | 25 | 62 | 8 | 28 | 10 | 17 | 10 |
| どちらともいえない | 110 | 2 | 24 | 41 | 5 | 18 | 6 | 7 | 7 |
| どちらかといえばそう思わない | 81 | 1 | 25 | 38 | 1 | 8 | 0 | 3 | 5 |
| そう思わない | 71 | 2 | 26 | 31 | 0 | 5 | 2 | 0 | 5 |
| わからない | 27 | 0 | 0 | 6 | 5 | 7 | 2 | 2 | 5 |
| 無回答 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |

(3) 公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給する役割を果たしている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 78 | 1 | 17 | 29 | 4 | 10 | 6 | 5 | 6 |
| どちらかといえばそう思う | 228 | 3 | 60 | 80 | 6 | 32 | 14 | 17 | 16 |
| どちらともいえない | 92 | 3 | 13 | 38 | 4 | 14 | 4 | 10 | 6 |
| どちらかといえばそう思わない | 32 | 0 | 8 | 13 | 2 | 7 | 1 | 1 | 0 |
| そう思わない | 18 | 0 | 3 | 10 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 |
| わからない | 52 | 0 | 5 | 22 | 5 | 9 | 1 | 2 | 8 |
| 無回答 | 8 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 |

(4) 景気対策の手段としての役割を果たしている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 25 | 0 | 5 | 8 | 0 | 6 | 1 | 3 | 2 |
| どちらかといえばそう思う | 103 | 0 | 18 | 46 | 3 | 15 | 8 | 8 | 5 |
| どちらともいえない | 171 | 2 | 44 | 62 | 6 | 28 | 7 | 12 | 10 |
| どちらかといえばそう思わない | 86 | 3 | 12 | 45 | 4 | 9 | 5 | 4 | 4 |
| そう思わない | 83 | 2 | 24 | 25 | 2 | 12 | 4 | 5 | 9 |
| わからない | 34 | 0 | 3 | 7 | 6 | 6 | 2 | 3 | 7 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |

(5) 金融環境の悪化や災害など、緊急時の資金供給源としての役割を果たしている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 60 | 0 | 9 | 27 | 2 | 8 | 4 | 5 | 5 |
| どちらかといえばそう思う | 234 | 2 | 50 | 91 | 10 | 33 | 18 | 18 | 12 |
| どちらともいえない | 118 | 2 | 27 | 48 | 3 | 20 | 4 | 7 | 7 |
| どちらかといえばそう思わない | 32 | 2 | 9 | 12 | 1 | 5 | 0 | 1 | 2 |
| そう思わない | 31 | 1 | 9 | 10 | 0 | 5 | 1 | 1 | 4 |
| わからない | 26 | 0 | 2 | 5 | 5 | 4 | 0 | 3 | 7 |
| 無回答 | 63 | 3 | 18 | 22 | 1 | 10 | 1 | 2 | 6 |

(6) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 169 | 6 | 67 | 69 | 3 | 11 | 5 | 5 | 3 |
| どちらかといえばそう思う | 197 | 1 | 28 | 88 | 7 | 36 | 8 | 17 | 12 |
| どちらともいえない | 81 | 0 | 10 | 26 | 3 | 19 | 6 | 7 | 10 |
| どちらかといえばそう思わない | 20 | 0 | 1 | 5 | 1 | 6 | 2 | 1 | 4 |
| そう思わない | 14 | 0 | 0 | 5 | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| わからない | 21 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1 | 4 | 3 | 7 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |

(7) 貸出残高など資金の供給規模（量）が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 86 | 4 | 27 | 30 | 2 | 9 | 6 | 5 | 3 |
| どちらかといえばそう思う | 166 | 3 | 45 | 70 | 4 | 19 | 8 | 12 | 5 |
| どちらともいえない | 119 | 0 | 18 | 48 | 7 | 19 | 6 | 9 | 12 |
| どちらかといえばそう思わない | 45 | 0 | 10 | 17 | 0 | 11 | 3 | 2 | 2 |
| そう思わない | 60 | 0 | 6 | 22 | 2 | 14 | 4 | 5 | 7 |
| わからない | 26 | 0 | 0 | 6 | 6 | 4 | 0 | 2 | 8 |
| 無回答 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |

(8) 長期資金の供給は資本市場（社債や株式）からの資金調達で代替可能である

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 17 | 2 | 2 | 7 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| どちらかといえばそう思う | 74 | 1 | 14 | 18 | 3 | 8 | 9 | 11 | 10 |
| どちらともいえない | 185 | 3 | 50 | 67 | 8 | 27 | 10 | 10 | 10 |
| どちらかといえばそう思わない | 70 | 1 | 20 | 30 | 1 | 8 | 2 | 5 | 3 |
| そう思わない | 101 | 0 | 17 | 49 | 3 | 16 | 3 | 5 | 8 |
| わからない | 52 | 0 | 3 | 21 | 6 | 13 | 1 | 2 | 6 |
| 無回答 | 9 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 |

(9) 政府金融機関に対する国の財政支援など国民負担の増加が懸念される

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| そう思う | 138 | 5 | 32 | 48 | 3 | 18 | 11 | 13 | 8 |
| どちらかといえばそう思う | 233 | 1 | 51 | 101 | 8 | 33 | 10 | 15 | 14 |
| どちらともいえない | 94 | 1 | 18 | 38 | 4 | 19 | 2 | 5 | 7 |
| どちらかといえばそう思わない | 8 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| そう思わない | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| わからない | 19 | 0 | 2 | 2 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 無回答 | 9 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 | 0 | 1 |

民間金融機関（本店）編

（9）- ア （前問(9)で「1」又は「2」を選択した場合のみお答えください。）

政府金融機関の活動に関連して国民負担の増加が懸念されると認識している要因をお答えください（主なものを2つまでに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 371 | 6 | 83 | 149 | 11 | 51 | 21 | 28 | 22 |
| 不良債種の増加に伴う信用リスクの顕在化 | 278 | 2 | 63 | 123 | 11 | 34 | 15 | 17 | 13 |
| 低利で長期固定貸しを行っていることによる逆ざやの発生 | 197 | 6 | 59 | 74 | 9 | 27 | 6 | 11 | 5 |
| 長期固定貸しを行っていることによる繰上償還の発生 | 22 | 0 | 3 | 13 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 政策的な必要性が希薄となった分野への資金供給の継続 | 102 | 2 | 14 | 35 | 1 | 16 | 12 | 12 | 10 |
| 運営が非効率であることによる支出経費の増加 | 102 | 2 | 19 | 38 | 0 | 14 | 8 | 12 | 9 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 無回答 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 708 | 12 | 159 | 285 | 21 | 96 | 41 | 53 | 41 |

問3 今後の政府金融機関の在り方や役割について、貴金融機関の認識をお尋ねします。

政府金融機関の中長期的な在り方について、貴金融機関の「全般的な認識」はどのようなものですか（ご認識に最も近いものを1つを選んで をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 対象や規模などを拡充すべき | 17 | 0 | 1 | 8 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 対象や規模などを縮小すべき | 235 | 3 | 52 | 90 | 11 | 32 | 12 | 19 | 16 |
| 原則として廃止又は民営化すべき | 139 | 3 | 40 | 49 | 0 | 27 | 9 | 7 | 4 |
| 特に見直す必要はない | 50 | 0 | 8 | 26 | 0 | 10 | 1 | 2 | 3 |
| わからない | 52 | 0 | 2 | 17 | 7 | 5 | 4 | 7 | 10 |
| その他 | 10 | 1 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 無回答 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |

（前問 で「1」、「2」又は「3」を選択した場合にお答えください。）具体的分野について、どのような認識をお持ちですか。政府金融機関の役割を「拡充」すべき又は「縮小」すべきと認識している分野がある場合、それぞれについて、主なものを3つまでに をつけてください（上記の「全般的な認識」と一致しない分野があっても結構です。また、「縮小」には「廃止又は民営化」すべきものも含まれます。）。

「拡充」

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 391 | 6 | 93 | 147 | 12 | 61 | 22 | 26 | 24 |
| 中小企業 | 59 | 0 | 6 | 22 | 3 | 12 | 3 | 7 | 6 |
| 大・中堅企業 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 企業の海外展開支援 | 50 | 0 | 19 | 20 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 社会資本整備・地域開発 | 111 | 1 | 42 | 42 | 4 | 12 | 4 | 3 | 3 |
| 地方公共団体 | 25 | 0 | 9 | 13 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 福祉・医療 | 84 | 1 | 12 | 31 | 4 | 15 | 6 | 11 | 4 |
| 農林漁業 | 52 | 0 | 16 | 7 | 2 | 21 | 2 | 4 | 0 |
| 個人（住宅） | 17 | 0 | 2 | 4 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 |
| 個人（教育・その他） | 20 | 0 | 0 | 9 | 0 | 4 | 3 | 4 | 0 |
| 無回答 | 206 | 4 | 48 | 81 | 5 | 28 | 12 | 12 | 16 |
| 回答計 | 629 | 6 | 154 | 232 | 20 | 102 | 35 | 46 | 34 |

「縮小」

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------|------|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 391 | 6 | 93 | 147 | 12 | 61 | 22 | 26 | 24 |
| 中小企業 | 153 | 4 | 67 | 62 | 3 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| 大・中堅企業 | 163 | 6 | 39 | 43 | 10 | 21 | 14 | 20 | 10 |
| 企業の海外展開支援 | 57 | 1 | 3 | 17 | 1 | 19 | 5 | 5 | 6 |
| 社会資本整備・地域開発 | 45 | 0 | 2 | 12 | 0 | 8 | 7 | 7 | 9 |
| 地方公共団体 | 63 | 0 | 5 | 18 | 1 | 15 | 6 | 8 | 10 |
| 福祉・医療 | 33 | 0 | 21 | 9 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業 | 20 | 0 | 2 | 5 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 |
| 個人（住宅） | 283 | 6 | 76 | 114 | 10 | 44 | 9 | 16 | 8 |
| 個人（教育・その他） | 173 | 1 | 46 | 76 | 3 | 32 | 2 | 8 | 5 |
| 無回答 | 17 | 0 | 2 | 6 | 1 | 2 | 3 | 0 | 3 |
| 回答計 | 1007 | 18 | 263 | 362 | 30 | 151 | 54 | 72 | 57 |

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であることから政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割について、どのような認識をお持ちですか（主なものを3つまでに をつけてください。また、「1」から「3」を選択した場合には、《語句の説明と記入の仕方》をご参照のうえ、（ ）内にその内容を記入してください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|------|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 長期資金の供給 | 84 | 0 | 16 | 41 | 4 | 12 | 7 | 0 | 4 |
| 経営基盤が弱い中小企業など信用リスクが高い事業者への資金供給 | 109 | 1 | 21 | 63 | 4 | 8 | 2 | 6 | 4 |
| 低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給 | 70 | 0 | 10 | 32 | 1 | 13 | 6 | 3 | 5 |
| 社会資本関連事業など採算性は低いが高公共性の高い事業への資金供給 | 255 | 4 | 78 | 99 | 7 | 30 | 10 | 12 | 15 |
| 先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給 | 176 | 4 | 57 | 55 | 3 | 25 | 8 | 11 | 13 |
| 国際競争上のイコールフットイング(競争条件の平等化)確保のための企業等への資金供給 | 28 | 1 | 6 | 8 | 0 | 3 | 1 | 4 | 5 |
| 環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給 | 244 | 1 | 50 | 99 | 5 | 39 | 11 | 21 | 18 |
| 災害など緊急時の資金供給 | 286 | 6 | 54 | 107 | 11 | 46 | 14 | 25 | 23 |
| 先進的な金融手法を用いた資金供給 | 14 | 0 | 1 | 8 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 特に必要な役割はない | 8 | 0 | 1 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| わからない | 15 | 0 | 0 | 1 | 5 | 4 | 0 | 2 | 3 |
| その他 | 8 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 無回答 | 20 | 0 | 1 | 7 | 1 | 4 | 4 | 1 | 2 |
| 回答計 | 1317 | 19 | 298 | 523 | 43 | 191 | 66 | 85 | 92 |

民間金融機関（本店）編

民間金融機関との関係における政府金融機関の在り方として、貴金融機関が重要と認識していることをお答えください（主なもの3つまでに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--------------------------------------|------|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 時代の変化に応じた政策目的の見直しによる、貸出対象等の精査の徹底 | 169 | 2 | 29 | 56 | 8 | 30 | 12 | 15 | 17 |
| 自ら貸出しを行うのではなく、民間金融機関が行う貸出しへの保証機能等の充実 | 336 | 6 | 83 | 148 | 10 | 54 | 13 | 13 | 9 |
| 代理貸制度の改善・拡充 | 65 | 1 | 12 | 42 | 3 | 5 | - | - | 2 |
| 貸出し等の規模の縮小 | 75 | 2 | 19 | 26 | 1 | 9 | 7 | 6 | 5 |
| リスクに合った金利設定など、市場実勢を踏まえた貸出条件の見直し | 201 | 5 | 64 | 64 | 7 | 29 | 11 | 13 | 8 |
| 適切な協調割合や貸出限度額の設定 | 79 | 0 | 17 | 35 | 3 | 13 | 4 | 1 | 6 |
| 民間金融機関より有利な担保等の取得の見直し | 134 | 4 | 31 | 60 | 4 | 13 | 4 | 12 | 6 |
| 過剰な営業活動の見直し | 42 | 0 | 18 | 15 | - | 2 | 2 | 1 | 4 |
| 租税公課の免除など、民間金融機関との条件格差の是正 | 98 | 1 | 17 | 31 | 2 | 16 | 7 | 13 | 11 |
| 入 | 82 | 0 | 17 | 32 | 3 | 20 | 2 | 5 | 3 |
| 特に重要と認識していることはない | 4 | 0 | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 |
| わからない | 15 | 0 | - | 1 | 6 | 1 | - | 2 | 5 |
| その他 | 11 | 0 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | - | 1 |
| 無回答 | 8 | 0 | - | 1 | - | 4 | 2 | - | 1 |
| 回答計 | 1319 | 21 | 308 | 516 | 48 | 197 | 67 | 82 | 80 |

問4 政府金融機関が自ら貸出しを行う方法（下の選択肢「1」）以外にも、下の選択肢「2」から「6」のように民間金融機関を介して同等の効果を実現する方法もあるという意見もあります。（1）から（9）それぞれの分野について、貴金融機関が今後の方法として望ましいと認識するものをお答えください（分野ごとに、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。）。

<分野> (1)中小企業、(2)大・中堅企業、(3)企業の海外展開支援、(4)社会資本整備・地域開発、(5)地方公共団体、(6)福祉・医療、(7)農林漁業、(8)個人（住宅）、(9)個人（教育・その他）

(1) 中小企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 92 | 0 | 14 | 30 | 3 | 14 | 5 | 14 | 12 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 349 | 7 | 92 | 154 | 12 | 41 | 11 | 21 | 11 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 59 | 1 | 18 | 16 | 4 | 9 | 3 | 5 | 3 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 21 | 0 | 4 | 7 | 0 | 5 | 0 | 3 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 118 | 3 | 46 | 53 | 3 | 7 | 3 | 2 | 1 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 43 | 1 | 14 | 17 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 31 | 0 | 7 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 6 |
| 無回答 | 49 | 0 | 0 | 12 | 6 | 15 | 6 | 3 | 7 |
| 回答計 | 762 | 12 | 195 | 297 | 30 | 98 | 34 | 52 | 44 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 57 | 0 | 9 | 28 | 1 | 13 | 0 | 2 | 4 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 130 | 3 | 49 | 41 | 5 | 20 | 3 | 6 | 3 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 105 | 1 | 32 | 33 | 3 | 13 | 8 | 9 | 6 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 30 | 0 | 8 | 9 | 0 | 8 | 1 | 2 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 25 | 2 | 15 | 3 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 13 | 0 | 7 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 162 | 3 | 31 | 55 | 9 | 16 | 13 | 19 | 16 |
| 無回答 | 94 | 0 | 3 | 51 | 6 | 17 | 6 | 2 | 9 |
| 回答計 | 616 | 9 | 154 | 223 | 26 | 91 | 31 | 42 | 40 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 196 | 1 | 54 | 1 | 77 | 35 | 3 | 13 | 12 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 153 | 6 | 48 | 11 | 39 | 15 | 13 | 15 | 6 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 45 | 1 | 9 | 3 | 22 | 2 | 2 | 5 | 1 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 34 | 0 | 7 | 2 | 11 | 5 | 1 | 3 | 5 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 23 | 2 | 8 | 1 | 6 | 2 | 3 | 1 | 0 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 16 | 0 | 5 | 0 | 6 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 47 | 0 | 5 | 1 | 15 | 9 | 5 | 6 | 6 |
| 無回答 | 100 | 0 | 9 | 6 | 51 | 16 | 6 | 3 | 9 |
| 回答計 | 614 | 10 | 145 | 25 | 227 | 86 | 34 | 48 | 39 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 238 | 2 | 62 | 88 | 7 | 33 | 10 | 19 | 17 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 123 | 6 | 37 | 35 | 10 | 18 | 3 | 12 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 44 | 1 | 10 | 21 | 4 | 3 | 0 | 4 | 1 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 35 | 1 | 6 | 12 | 2 | 6 | 1 | 4 | 3 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 49 | 4 | 14 | 16 | 1 | 6 | 2 | 2 | 4 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 29 | 0 | 8 | 10 | 0 | 0 | 4 | 3 | 4 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 32 | 0 | 4 | 11 | 0 | 6 | 6 | 2 | 3 |
| 無回答 | 98 | 0 | 9 | 47 | 6 | 17 | 6 | 4 | 9 |
| 回答計 | 648 | 14 | 150 | 240 | 30 | 89 | 32 | 50 | 43 |

(5) 地方公共団体分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 152 | 1 | 44 | 61 | 2 | 12 | 6 | 12 | 14 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 94 | 4 | 22 | 35 | 5 | 17 | 3 | 4 | 4 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 40 | 1 | 10 | 18 | 4 | 1 | 2 | 4 | 0 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 28 | 1 | 5 | 12 | 2 | 4 | 0 | 2 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 52 | 2 | 18 | 17 | 1 | 8 | 2 | 3 | 1 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 18 | 0 | 5 | 5 | 0 | 4 | 2 | 1 | 1 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 112 | 1 | 21 | 33 | 4 | 22 | 12 | 9 | 10 |
| 無回答 | 96 | 0 | 8 | 47 | 6 | 16 | 6 | 4 | 9 |
| 回答計 | 592 | 10 | 133 | 228 | 24 | 84 | 33 | 39 | 41 |

民間金融機関（本店）編

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 151 | 3 | 33 | 56 | 4 | 16 | 7 | 20 | 12 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 202 | 5 | 65 | 77 | 9 | 22 | 7 | 11 | 6 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 27 | 2 | 7 | 11 | 2 | 1 | 0 | 4 | 0 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 30 | 0 | 9 | 9 | 2 | 4 | 0 | 2 | 4 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 113 | 2 | 34 | 35 | 2 | 22 | 3 | 5 | 10 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 64 | 0 | 16 | 24 | 2 | 8 | 6 | 4 | 4 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 28 | 0 | 9 | 9 | 1 | 3 | 4 | 0 | 2 |
| 無回答 | 83 | 0 | 4 | 38 | 6 | 16 | 7 | 3 | 9 |
| 回答計 | 698 | 12 | 177 | 259 | 28 | 92 | 34 | 49 | 47 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 160 | 1 | 51 | 53 | 8 | 13 | 4 | 19 | 11 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 210 | 6 | 58 | 87 | 8 | 30 | 6 | 7 | 8 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 24 | 1 | 6 | 9 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 23 | 0 | 4 | 6 | 1 | 7 | 2 | 1 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 128 | 3 | 27 | 37 | 2 | 46 | 3 | 4 | 6 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 42 | 0 | 12 | 15 | 1 | 4 | 5 | 2 | 3 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 35 | 0 | 5 | 13 | 1 | 2 | 7 | 3 | 4 |
| 無回答 | 72 | 0 | 5 | 39 | 6 | 4 | 6 | 3 | 9 |
| 回答計 | 694 | 11 | 168 | 259 | 27 | 109 | 34 | 43 | 43 |

(8) 個人（住宅）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 52 | 0 | 5 | 25 | 1 | 4 | 3 | 9 | 5 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 203 | 4 | 54 | 101 | 4 | 28 | 4 | 6 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 86 | 5 | 30 | 26 | 6 | 6 | 4 | 7 | 2 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 10 | 0 | 2 | 5 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 132 | 3 | 29 | 61 | 2 | 13 | 6 | 9 | 9 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 86 | 1 | 28 | 34 | 2 | 8 | 2 | 5 | 6 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 113 | 0 | 27 | 31 | 7 | 24 | 7 | 7 | 10 |
| 無回答 | 39 | 0 | 2 | 7 | 6 | 7 | 6 | 2 | 9 |
| 回答計 | 721 | 13 | 177 | 290 | 28 | 90 | 33 | 47 | 43 |

(9) 個人（教育・その他）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 508 | 7 | 106 | 195 | 21 | 77 | 29 | 35 | 38 |
| 今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う | 75 | 1 | 12 | 33 | 3 | 6 | 3 | 13 | 4 |
| 民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する | 209 | 4 | 56 | 102 | 2 | 27 | 6 | 10 | 2 |
| 民間金融機関が行った貸出債権を買い取り、証券化するなど証券化業務を支援する | 25 | 1 | 4 | 10 | 3 | 3 | 0 | 2 | 2 |
| 民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス） | 11 | 0 | 3 | 4 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う | 125 | 4 | 32 | 55 | 3 | 11 | 6 | 7 | 7 |
| 民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる | 65 | 2 | 21 | 23 | 1 | 7 | 3 | 4 | 4 |
| 当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | 122 | 0 | 29 | 36 | 5 | 24 | 7 | 6 | 15 |
| 無回答 | 42 | 0 | 2 | 9 | 6 | 9 | 6 | 3 | 7 |
| 回答計 | 674 | 12 | 159 | 272 | 25 | 87 | 32 | 46 | 41 |

民間金融機関（支店）編

ア 金融機関としての業態の種別を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| 計 | 665 |
|---------------|-----|
| 都市銀行 | 93 |
| 地方銀行 | 118 |
| 第二地方銀行 | 86 |
| 長期信用銀行 | 2 |
| 信託銀行 | 20 |
| 外国銀行 | 35 |
| 信用金庫 | 75 |
| 信用協同組合 | 87 |
| 労働金庫 | 21 |
| 農林中央金庫・農業協同組合 | 76 |
| 生命保険会社 | 30 |
| ノンバンク | 22 |

イ 貴店の貸出金残高（平成14年3月末現在）を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| 計 | 665 |
|--------------------|-----|
| 10億円以下 | 59 |
| 10億円超～30億円以下 | 84 |
| 30億円超～50億円以下 | 94 |
| 50億円超～100億円以下 | 138 |
| 100億円超～300億円以下 | 151 |
| 300億円超～500億円以下 | 42 |
| 500億円超～1,000億円以下 | 37 |
| 1,000億円超～2,000億円以下 | 21 |
| 2,000億円超～3,000億円以下 | 6 |
| 3,000億円超 | 29 |
| 無回答 | 4 |

ウ 貴店が代理店業務を受託している政府金融機関をお答えください（あてはまるものすべてに をつけてください。 ）。

| 機関数計 | 665 |
|-------------------|------|
| 国際協力銀行 | 2 |
| 日本政策投資銀行 | 94 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 7 |
| 公営企業金融公庫 | 4 |
| 国民生活金融公庫 | 436 |
| 農林漁業金融公庫 | 230 |
| 中小企業金融公庫 | 427 |
| 住宅金融公庫 | 481 |
| 商工組合中央金庫 | 86 |
| 社会福祉・医療事業団 | 304 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 238 |
| 無回答 | 129 |
| 回答計 | 2438 |

問1 次の(1)から(9)の分野ごとに、貴店において政府金融機関の活動と「競合した経験」についてお尋ねします。

<分野> (1)中小企業、(2)大・中堅企業、(3)企業の海外展開支援、(4)社会資本整備・地域開発、(5)地方公共団体、(6)福祉・医療、(7)農林漁業、(8)個人（住宅）、(9)個人（教育・その他）

当該分野の個別の貸出案件について、下の選択肢「2」から「6」のような政府金融機関の活動と「競合した経験」はありますか。

各分野ごとに、

- ・ 「競合した経験」がない場合には、下の選択肢「1」を、
- ・ 「2」から「6」のような「競合した経験」がある場合には、あてはまる番号すべてを、
- ・ それ以外の「競合した経験」がある場合には「7」を、

回答欄に記入してください。

また、「7」を選択した分野については下の欄に具体的な内容を記入してください。

(1) 中小企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|------|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 333 | 44 | 48 | 79 | 15 | 64 | 34 | 27 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸出しを受けた | 193 | 29 | 95 | 58 | 3 | 5 | 0 | 3 | 0 |
| 当方が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸出しを受けた | 238 | 42 | 120 | 68 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 86 | 17 | 43 | 20 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押しさえていたため、積極的な貸出しができなかった | 91 | 20 | 43 | 22 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 158 | 31 | 76 | 47 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 1101 | 183 | 426 | 294 | 25 | 81 | 35 | 35 | 22 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 601 | 72 | 188 | 176 | 16 | 72 | 32 | 23 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸出しを受けた | 33 | 12 | 8 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 0 |
| 当方が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸出しを受けた | 45 | 16 | 12 | 4 | 3 | 3 | 2 | 5 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 24 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押しさえていたため、積極的な貸出しができなかった | 21 | 9 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 34 | 15 | 9 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| その他 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 無回答 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 762 | 135 | 231 | 190 | 25 | 84 | 38 | 37 | 22 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 650 | 91 | 203 | 181 | 18 | 75 | 31 | 29 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸出しを受けた | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 当方が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸出しを受けた | 5 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押しさえていたため、積極的な貸出しができなかった | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 667 | 96 | 204 | 183 | 20 | 77 | 35 | 30 | 22 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 654 | 94 | 202 | 181 | 18 | 75 | 34 | 28 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸出しを受けた | 5 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 当方が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸出しを受けた | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押しさえていたため、積極的な貸出しができなかった | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |

民間金融機関（支店）編

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 655 | 92 | 203 | 180 | 20 | 74 | 35 | 29 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸し出しを受けた | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方が継続的に貸し出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸し出しを受けた | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 666 | 96 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 595 | 78 | 166 | 173 | 18 | 73 | 35 | 30 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸し出しを受けた | 34 | 7 | 22 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当方が継続的に貸し出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸し出しを受けた | 22 | 4 | 16 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 19 | 5 | 10 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 17 | 8 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 28 | 11 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 720 | 113 | 238 | 186 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 616 | 90 | 194 | 174 | 19 | 53 | 35 | 29 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸し出しを受けた | 19 | 1 | 5 | 4 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 当方が継続的に貸し出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸し出しを受けた | 17 | 1 | 7 | 3 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 9 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 13 | 1 | 1 | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 17 | 3 | 2 | 4 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 693 | 97 | 212 | 191 | 20 | 86 | 35 | 30 | 22 |

(8) 個人（住宅）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 307 | 32 | 77 | 79 | 15 | 27 | 35 | 21 | 21 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸し出しを受けた | 232 | 45 | 88 | 62 | 2 | 28 | 0 | 7 | 0 |
| 当方が継続的に貸し出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸し出しを受けた | 49 | 6 | 24 | 11 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 99 | 18 | 42 | 25 | 1 | 12 | 0 | 0 | 1 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 78 | 20 | 20 | 17 | 4 | 14 | 0 | 3 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 81 | 16 | 20 | 30 | 2 | 12 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 7 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 860 | 137 | 278 | 230 | 24 | 102 | 35 | 32 | 22 |

(9) 個人（教育・その他）

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|---|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| 競合した経験はない | 426 | 75 | 108 | 99 | 20 | 40 | 35 | 27 | 22 |
| 当方が貸し出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸し出しを受けた | 172 | 13 | 76 | 58 | 0 | 22 | 0 | 3 | 0 |
| 当方が継続的に貸し出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸し出しを受けた | 44 | 6 | 22 | 9 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった | 51 | 5 | 21 | 17 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった | 7 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった | 40 | 3 | 8 | 20 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 0 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 753 | 103 | 242 | 213 | 20 | 88 | 35 | 30 | 22 |

- ア〔前問で「2」から「7」を選択した分野についてお答えください。〕

貴店が「競合した経験」がある政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「11」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。）。

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 331 | 51 | 156 | 104 | 5 | 11 | 1 | 3 | 0 |
| 国際協力銀行 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 15 | 5 | 7 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 220 | 14 | 116 | 85 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 15 | 5 | 7 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 212 | 46 | 97 | 58 | 4 | 5 | 0 | 2 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 7 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 114 | 34 | 47 | 24 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 595 | 109 | 282 | 174 | 8 | 17 | 1 | 4 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 63 | 22 | 16 | 7 | 4 | 4 | 3 | 7 | 0 |
| 国際協力銀行 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 25 | 7 | 3 | 0 | 4 | 3 | 2 | 6 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 27 | 13 | 9 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 30 | 13 | 11 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 7 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 回答計 | 106 | 40 | 28 | 11 | 7 | 8 | 3 | 9 | 0 |

民間金融機関（支店）編

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 15 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 国際協力銀行 | 8 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 15 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 1 | 0 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 11 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 国際協力銀行 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 6 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 11 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|---|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 9 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 5 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 9 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 67 | 17 | 37 | 9 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 59 | 16 | 33 | 7 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 71 | 17 | 40 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 48 | 4 | 10 | 9 | 1 | 23 | 0 | 1 | 0 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 41 | 3 | 8 | 6 | 1 | 22 | 0 | 1 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 54 | 4 | 13 | 11 | 1 | 24 | 0 | 1 | 0 |

(8) 個人（住宅）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 351 | 63 | 123 | 101 | 5 | 49 | 0 | 9 | 1 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 13 | 2 | 3 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 339 | 61 | 118 | 99 | 5 | 49 | 0 | 7 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 回答計 | 378 | 72 | 129 | 106 | 5 | 56 | 0 | 9 | 1 |

民間金融機関（支店）編

(9) 個人（教育・その他）分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 232 | 20 | 94 | 79 | 0 | 36 | 0 | 3 | 0 |
| 国際協力銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 223 | 18 | 90 | 77 | 0 | 36 | 0 | 2 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業総合事業団（信用保険部門） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 5 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 243 | 25 | 97 | 82 | 0 | 36 | 0 | 3 | 0 |

-イ [前問で「2」から「7」（「競合した経験」がある）を選択した分野についてお答えください。]
 借り手が政府金融機関を偏好する理由について、どのような認識をお持ちですか（該当する分野について、下記の「1」から「8」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。）。

(1) 中小企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 331 | 51 | 156 | 104 | 5 | 11 | 1 | 3 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 284 | 42 | 137 | 90 | 4 | 7 | 1 | 3 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 274 | 38 | 139 | 81 | 4 | 8 | 1 | 3 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 9 | 1 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 23 | 4 | 6 | 11 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 17 | 2 | 10 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 12 | 1 | 4 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 6 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 629 | 92 | 302 | 197 | 10 | 20 | 2 | 6 | 0 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 63 | 22 | 16 | 7 | 4 | 4 | 3 | 7 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 47 | 18 | 9 | 6 | 3 | 4 | 1 | 6 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 53 | 19 | 15 | 3 | 4 | 4 | 3 | 5 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 5 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 115 | 41 | 29 | 12 | 8 | 8 | 5 | 12 | 0 |

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 15 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 11 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 10 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 26 | 6 | 2 | 3 | 4 | 2 | 8 | 1 | 0 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 11 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 6 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 7 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 19 | 1 | 4 | 3 | 4 | 2 | 2 | 3 | 0 |

(5) 地方公共団体分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 9 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 6 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 16 | 5 | 2 | 3 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 |

民間金融機関（支店）編

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 67 | 17 | 37 | 9 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 51 | 11 | 30 | 6 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 54 | 14 | 34 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 6 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 7 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 125 | 31 | 70 | 17 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 48 | 4 | 10 | 9 | 1 | 23 | 0 | 1 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 39 | 3 | 8 | 6 | 1 | 21 | 0 | 0 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 29 | 2 | 8 | 4 | 1 | 13 | 0 | 1 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 88 | 6 | 19 | 16 | 2 | 44 | 0 | 1 | 0 |

(8) 個人（住宅）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 351 | 63 | 123 | 101 | 5 | 49 | 0 | 9 | 1 |
| 低利の条件を提示できるから | 213 | 42 | 71 | 65 | 4 | 26 | 0 | 5 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 295 | 57 | 114 | 79 | 5 | 37 | 0 | 3 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 15 | 1 | 5 | 7 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 33 | 3 | 8 | 13 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 17 | 1 | 6 | 3 | 0 | 4 | 0 | 3 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 59 | 8 | 13 | 22 | 1 | 12 | 0 | 3 | 0 |
| わからない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 10 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 回答計 | 644 | 114 | 222 | 190 | 10 | 91 | 0 | 16 | 1 |

(9) 個人（教育・その他）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|----------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 232 | 20 | 94 | 79 | 0 | 36 | 0 | 3 | 0 |
| 低利の条件を提示できるから | 188 | 18 | 75 | 67 | 0 | 26 | 0 | 2 | 0 |
| 長期の固定金利を提示できるから | 114 | 13 | 49 | 38 | 0 | 13 | 0 | 1 | 0 |
| 多額の貸出額を提示できるから | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緩やかな担保条件を提示できるから | 7 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 審査等の手続きが迅速、又は簡便であるから | 51 | 2 | 17 | 18 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 公的機関で安心感があるから | 33 | 1 | 10 | 14 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 |
| わからない | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 8 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 回答計 | 403 | 36 | 159 | 139 | 0 | 64 | 0 | 5 | 0 |

〔問 で「1」（「競合した経験」がない）を選択した分野についてお答えください。〕

政府金融機関と「競合した経験」がない理由について、どのような認識をお持ちですか（該当する分野について、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。）。

(1) 中小企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 333 | 44 | 48 | 79 | 15 | 64 | 34 | 27 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 108 | 12 | 1 | 17 | 12 | 18 | 17 | 12 | 19 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 101 | 14 | 30 | 26 | 2 | 17 | 2 | 8 | 2 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 17 | 2 | 9 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 16 | 2 | 1 | 1 | 0 | 7 | 1 | 3 | 1 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 39 | 4 | 12 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 49 | 9 | 3 | 11 | 0 | 14 | 7 | 5 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 43 | 6 | 7 | 9 | 1 | 13 | 6 | 1 | 0 |
| 回答計 | 375 | 64 | 63 | 91 | 15 | 72 | 34 | 29 | 22 |

(2) 大・中堅企業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 601 | 72 | 188 | 176 | 16 | 72 | 32 | 23 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 218 | 17 | 41 | 70 | 13 | 41 | 6 | 11 | 19 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 121 | 29 | 47 | 18 | 1 | 8 | 9 | 7 | 2 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 15 | 2 | 6 | 1 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 16 | 2 | 6 | 3 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 22 | 3 | 8 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 100 | 13 | 37 | 25 | 0 | 11 | 10 | 4 | 0 |
| その他 | 11 | 1 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 137 | 10 | 50 | 54 | 2 | 14 | 5 | 1 | 1 |
| 回答計 | 640 | 77 | 203 | 183 | 16 | 77 | 38 | 24 | 22 |

民間金融機関（支店）編

(3) 企業の海外展開支援分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 650 | 91 | 203 | 181 | 18 | 75 | 31 | 29 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 270 | 24 | 60 | 75 | 15 | 48 | 10 | 17 | 21 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 91 | 31 | 30 | 15 | 0 | 6 | 5 | 4 | 0 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 14 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 7 | 1 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 16 | 2 | 11 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 16 | 3 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 116 | 21 | 45 | 26 | 0 | 11 | 7 | 6 | 0 |
| その他 | 12 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 144 | 12 | 54 | 55 | 2 | 12 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 679 | 95 | 213 | 187 | 18 | 79 | 36 | 29 | 22 |

(4) 社会資本整備・地域開発分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 654 | 94 | 202 | 181 | 18 | 75 | 34 | 28 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 271 | 35 | 59 | 66 | 15 | 40 | 20 | 16 | 20 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 87 | 22 | 28 | 18 | 1 | 9 | 2 | 6 | 1 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 13 | 1 | 5 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 20 | 3 | 13 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 18 | 3 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 114 | 21 | 44 | 29 | 0 | 13 | 4 | 3 | 0 |
| その他 | 11 | 0 | 7 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 149 | 13 | 54 | 56 | 2 | 15 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 683 | 98 | 213 | 187 | 18 | 80 | 36 | 29 | 22 |

(5) 地方公共団体分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 655 | 92 | 203 | 180 | 20 | 74 | 35 | 29 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 216 | 30 | 56 | 47 | 15 | 12 | 22 | 13 | 21 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 121 | 25 | 35 | 23 | 2 | 28 | 1 | 7 | 0 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 13 | 1 | 5 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 30 | 2 | 14 | 5 | 0 | 8 | 0 | 1 | 0 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 18 | 3 | 2 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 130 | 20 | 42 | 38 | 1 | 20 | 4 | 5 | 0 |
| その他 | 12 | 1 | 6 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 144 | 13 | 52 | 56 | 2 | 12 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 684 | 95 | 212 | 187 | 20 | 82 | 36 | 30 | 22 |

(6) 福祉・医療分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 595 | 78 | 166 | 173 | 18 | 73 | 35 | 30 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 182 | 17 | 23 | 36 | 14 | 30 | 23 | 20 | 19 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 135 | 24 | 49 | 39 | 1 | 18 | 0 | 3 | 1 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 15 | 3 | 6 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 17 | 2 | 6 | 4 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 29 | 4 | 9 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 112 | 20 | 39 | 31 | 1 | 12 | 4 | 5 | 0 |
| その他 | 6 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 134 | 12 | 44 | 53 | 2 | 14 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 630 | 82 | 178 | 185 | 18 | 80 | 35 | 30 | 22 |

(7) 農林漁業分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 616 | 90 | 194 | 174 | 19 | 53 | 35 | 29 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 199 | 31 | 50 | 40 | 14 | 2 | 23 | 19 | 20 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 117 | 21 | 45 | 36 | 1 | 12 | 0 | 2 | 0 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 19 | 2 | 4 | 3 | 0 | 9 | 1 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 27 | 4 | 7 | 6 | 0 | 8 | 0 | 1 | 1 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 38 | 4 | 8 | 15 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 114 | 20 | 42 | 30 | 2 | 10 | 4 | 6 | 0 |
| その他 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 138 | 13 | 52 | 53 | 2 | 9 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 657 | 95 | 210 | 185 | 19 | 62 | 35 | 29 | 22 |

(8) 個人（住宅）分野

| 区分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 307 | 32 | 77 | 79 | 15 | 27 | 35 | 21 | 21 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 77 | 5 | 3 | 1 | 14 | 2 | 23 | 13 | 16 |
| 競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 74 | 14 | 26 | 22 | 0 | 7 | 0 | 4 | 1 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 7 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 11 | 1 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 62 | 6 | 20 | 31 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 48 | 4 | 15 | 14 | 0 | 7 | 4 | 3 | 1 |
| その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 58 | 5 | 20 | 18 | 1 | 5 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 339 | 35 | 91 | 89 | 15 | 31 | 35 | 22 | 21 |

民間金融機関（支店）編

（ 9 ） 個人（教育・その他）分野

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 426 | 75 | 108 | 99 | 20 | 40 | 35 | 27 | 22 |
| 当該分野における貸出業務は行っていないから | 75 | 4 | 2 | 1 | 14 | 2 | 23 | 19 | 10 |
| 競争があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから | 118 | 32 | 37 | 30 | 1 | 12 | 0 | 4 | 2 |
| 協調貸出や貸出し困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから | 9 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから | 13 | 1 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がされているから | 68 | 13 | 18 | 33 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| わからない | 82 | 15 | 25 | 15 | 3 | 13 | 4 | 3 | 4 |
| その他 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 無回答 | 92 | 14 | 32 | 27 | 2 | 8 | 7 | 1 | 1 |
| 回答計 | 460 | 79 | 122 | 109 | 20 | 45 | 35 | 28 | 22 |

問 2 政府金融機関と具体的な貸出案件に関して連携・調整したことがある場合、その経験についてお尋ねします。

貴店において、企業又は個人からの貸出しの申込みに対して、貸出しを行うことが困難（又は単独では困難）なため、政府金融機関（信用保証制度は除く。）を紹介した経験はありますか（あてはまるものに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| あ る | 254 | 38 | 104 | 67 | 2 | 35 | 6 | 2 | 0 |
| な い | 385 | 54 | 96 | 109 | 17 | 38 | 23 | 26 | 22 |
| 無回答 | 26 | 3 | 4 | 7 | 1 | 3 | 6 | 2 | 0 |

〔前問 で「1」を選択した場合のみお答えください。〕紹介した政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください（あてはまるものすべてに をつけてく

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|------------|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 254 | 38 | 104 | 67 | 2 | 35 | 6 | 2 | 0 |
| 国際協力銀行 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 日本政策投資銀行 | 6 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業金融公庫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民生活金融公庫 | 192 | 32 | 88 | 57 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 農林漁業金融公庫 | 28 | 1 | 3 | 0 | 0 | 24 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業金融公庫 | 83 | 10 | 35 | 34 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 住宅金融公庫 | 68 | 4 | 26 | 21 | 2 | 14 | 0 | 1 | 0 |
| 商工組合中央金庫 | 18 | 0 | 10 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 社会福祉・医療事業団 | 12 | 2 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 413 | 50 | 176 | 120 | 2 | 57 | 6 | 2 | 0 |

問 3 中小企業信用保証制度についてお尋ねします。

貸出先に信用保証協会の保証の利用を勧めた経験はありますか（あてはまるものに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|-----|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 計 | 665 | 95 | 204 | 183 | 20 | 76 | 35 | 30 | 22 |
| あ る | 469 | 86 | 198 | 155 | 4 | 20 | 3 | 3 | 0 |
| な い | 181 | 8 | 3 | 26 | 16 | 51 | 29 | 26 | 22 |
| 無回答 | 15 | 1 | 3 | 2 | 0 | 5 | 3 | 1 | 0 |

〔前問 で「1」を選択した場合のみお答えください。〕信用保証協会を勧めた理由をお答えください（主なものを2つまでに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 都市銀行等 | 地方銀行等 | 信金・信組等 | 信託銀行 | 農協等 | 外国銀行 | 生命保険会社 | ノンバンク |
|--|-----|-------|-------|--------|------|-----|------|--------|-------|
| 機関数計 | 469 | 86 | 198 | 155 | 4 | 20 | 3 | 3 | 0 |
| 同協会を利用した地方公共団体の制度融資などを活用した方が、貸出先に有利と判断したから | 273 | 57 | 127 | 82 | 0 | 5 | 1 | 1 | 0 |
| 同協会の保証を付けることで、低利の貸出しが可能と判断したから | 136 | 20 | 60 | 51 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 同協会の保証を付けることで、長期の貸出しが可能と判断したから | 58 | 21 | 21 | 10 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 同協会の保証を付けることで、資金需要に即した迅速な貸出しが可能と判断したから | 77 | 11 | 34 | 26 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 貸出先の物的担保が乏しいので、当店だけでリスクを負担することに懸念があったから | 170 | 21 | 65 | 70 | 2 | 10 | 0 | 2 | 0 |
| 貸出先の経営状況から判断して、当店だけでリスクを負担することに懸念があったから | 165 | 26 | 80 | 47 | 2 | 9 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回答計 | 884 | 157 | 387 | 290 | 7 | 35 | 3 | 5 | 0 |

事業者編

ア 貴社の所在地を記入してください。

| 区分 | 計 | 三大都市圏 | 三大都市圏以外 |
|----|-------|-------|---------|
| 計 | 2,878 | 839 | 2,039 |

イ 業種を以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 農業 | 林業 | 漁業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売業 | 小売業 | 不動産業 | 飲食店 |
|----|-------|----|----|----|----|-----|-----|---------------|-------|-----|-----|-----|------|-----|
| 計 | 2,878 | 11 | 3 | 4 | 1 | 266 | 422 | 29 | 55 | 63 | 233 | 396 | 36 | 160 |

| 宿泊業 | 医療、福祉 | 教育、学習支援業 | 複合サービス業 | サービス業 | 無回答 |
|-----|-------|----------|---------|-------|-----|
| 63 | 421 | 96 | 17 | 595 | 7 |

ウ 従業員数(賃金・給与を支給している役員や家族従業者を含み、正社員・アルバイトを問わず2か月以上雇用している者すべてを含みます。)を以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 0人~20人 | 21人~50人 | 51人~100人 | 101人~300人 | 301人以上 | 無回答 |
|----|-------|--------|---------|----------|-----------|--------|-----|
| 計 | 2,878 | 1,074 | 242 | 328 | 754 | 459 | 21 |

エ 経営形態を以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 個人経営 | 法人経営 | | | | | | 無回答 | |
|----|-------|------|-----------|--------------------|----------------|------------|-------------|--------|-----|----|
| | | | 1,000万円以下 | 1,000万円超~5,000万円以下 | 5,000万円超~1億円以下 | 1億円超~3億円以下 | 3億円超~10億円未満 | 10億円以上 | | |
| 計 | 2,878 | 315 | 896 | 859 | 242 | 157 | 120 | 211 | 52 | 26 |

オ 株式公開等の状況を以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 株式会社以外の経営形態の事業者である | 株式公開している | 株式公開していない | | | | 無回答 |
|----|-------|--------------------|----------|------------|----------|-------|-----|-----|
| | | | | 今後公開の予定がある | 公開の予定はない | わからない | 無回答 | |
| 計 | 2,878 | 911 | 143 | 46 | 1,344 | 165 | 41 | 228 |

カ 平成13年度1年間の売上高を以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 1,000万円以下 | 1,000万円超~5,000万円以下 | 5,000万円超~1億円以下 | 1億円超~50億円以下 | 50億円超~100億円以下 | 10億円超 | 無回答 |
|----|-------|-----------|--------------------|----------------|-------------|---------------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 61 | 362 | 287 | 1,660 | 128 | 330 | 50 |

キ 貴社の現在の資金繰りの状況はいかがですか。以下から選択してください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | 良好 | 比較的良好 | どちらともいえない | やや厳しい | 厳しい | 無回答 |
|----|-------|-----|-------|-----------|-------|-----|-----|
| 計 | 2,878 | 419 | 816 | 538 | 594 | 471 | 40 |

問1 貴社の資金調達の動向等についてお尋ねします。

平成9年(1997年)以降で資金を借り入れたことがある場合、その借入れ先をお答えください(あてはまるものすべてに をつけてください。ただし、「16」の「15以外の公的機関」に該当する場合はその具体的な名前を()内に記入してください。)。

| 区分 | 事業者数計 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 長期信用銀行 | 信託銀行 | 外国銀行 | 信用金庫 | 信用協同組合 | 労働金庫 | 農林中央金庫 |
|--------|-------|------|-------|--------|--------|------|------|------|--------|------|--------|
| 計 | 2,878 | 873 | 1,310 | 266 | 59 | 148 | 11 | 637 | 86 | 2 | 85 |
| 中小企業 | 1,631 | 305 | 653 | 111 | 9 | 12 | 0 | 424 | 59 | 2 | 6 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 564 | 653 | 155 | 50 | 135 | 11 | 207 | 26 | 0 | 79 |
| 無回答 | 31 | 4 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 1 | 0 | 0 |

| | 農業協同組合 | 漁業協同組合 | 生命保険会社・損害保険会社 | ノンバンク | 政府金融機関 | 「15」以外の公的機関 | 地方公共団体 | 取引先等企業 | 上記に列挙した以外 | 資金の借入れはない | 無回答 | 回答計 |
|--|--------|--------|---------------|-------|--------|-------------|--------|--------|-----------|-----------|-----|-------|
| | 56 | 7 | 132 | 50 | 1,167 | 50 | 22 | 62 | 75 | 364 | 110 | 5,572 |
| | 35 | 7 | 28 | 25 | 733 | 25 | 16 | 18 | 66 | 218 | 72 | 2,824 |
| | 20 | 0 | 104 | 25 | 427 | 24 | 6 | 42 | 9 | 136 | 34 | 2,707 |
| | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 2 | 0 | 10 | 4 | 41 |

- 1 具体的な政府金融機関名(あてはまるものすべてに をつけてください。)

| 区分 | 事業者数計 | 国際協力銀行 | 日本政策投資銀行 | 沖縄振興開発金融公庫 | 公営企業金融公庫 | 国民生活金融公庫 | 農林漁業金融公庫 | 中小企業金融公庫 | 住宅金融公庫 | 商工組合中央金庫 | 社会福祉・医療事業団 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|--------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|------------|-----|-------|
| 計 | 1,167 | 9 | 66 | 11 | 2 | 586 | 12 | 217 | 23 | 242 | 135 | 40 | 1,343 |
| 中小企業 | 733 | 0 | 14 | 6 | 1 | 498 | 6 | 155 | 22 | 95 | 8 | 33 | 838 |
| 大・中堅企業 | 427 | 9 | 51 | 5 | 1 | 86 | 5 | 60 | 1 | 145 | 126 | 7 | 496 |
| 無回答 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 9 |

ーア(前問 で「1」-「15」(=「金融機関」)を選択した場合にお答えください。)
金融機関からの借入れに際して信用保証協会の保証を受けたことはありますか(あてはまるものに をつけてください。)。

| 区分 | 計 | ある | ない | 無回答 |
|--------|-------|-------|-------|-----|
| 計 | 2,336 | 1,199 | 1,056 | 81 |
| 中小企業 | 1,297 | 844 | 397 | 56 |
| 大・中堅企業 | 1,024 | 348 | 651 | 25 |
| 無回答 | 15 | 7 | 8 | 0 |

事業者編

- 1 「前問「1」-15」を選択した場合にのみお答えください。

金融機関から借入れを行う理由（メリット）について、増資や社債発行などの直接金融との比較の面を含めてお答えください（主なものを2つまでにをつけてください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 資金需要に安定的に対応してくれるから | 資金の調達や運用の両面で多様な手段を提供してくれるから | 様々な経営情報やアドバイスをもらえるから | 金融機関との取引実績が自社の信用につながるから | （直接金融に比べ）金利、諸費用を含めたコストが低いから | 資金が小規模、継続的な調達 | 借入れ条件についての希望に柔軟に対応してくれるから | 直接金融によることが困難だから、又は直接金融だけでは十分な資金調達ができないから | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|--------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------|---------------------------|--|-----|-----|-------|
| 計 | 2,336 | 992 | 239 | 133 | 437 | 300 | 817 | 513 | 295 | 44 | 98 | 3,868 |
| 中小企業 | 1,297 | 441 | 120 | 53 | 280 | 168 | 542 | 264 | 143 | 13 | 67 | 2,091 |
| 大・中堅企業 | 1,024 | 546 | 118 | 79 | 155 | 130 | 268 | 248 | 150 | 28 | 30 | 1,752 |
| 無回答 | 15 | 5 | 1 | 1 | 2 | 2 | 7 | 1 | 2 | 3 | 1 | 25 |

以下のような直接金融の方法により資金調達を行った経験がありますか（あてはまるものすべてにをつけてください。）。

| | 事業者数計 | 社債の発行 | 新株の発行（会社設立時を除く） | CP（コマースルーパー）の発行 | その他の直接金融による調達 | 直接金融により資金調達した経験はない | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|-------|-----------------|-----------------|---------------|--------------------|-----|-------|
| 計 | 2,878 | 176 | 160 | 21 | 87 | 1,969 | 546 | 2,959 |
| 中小企業 | 1,631 | 24 | 36 | 1 | 48 | 1,134 | 392 | 1,635 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 151 | 123 | 20 | 39 | 814 | 146 | 1,293 |
| 無回答 | 31 | 1 | 1 | 0 | 0 | 21 | 8 | 31 |

- 1 直接金融により資金調達した経験がない場合、今後の予定の有無（あてはまるもの1つにをつけてください。）。

| 区分 | 計 | あり | 検討中 | 特になし | 無回答 |
|--------|-------|----|-----|-------|-----|
| 計 | 1,969 | 28 | 75 | 1,835 | 31 |
| 中小企業 | 1,134 | 19 | 47 | 1,045 | 23 |
| 大・中堅企業 | 814 | 7 | 27 | 772 | 8 |
| 無回答 | 21 | 2 | 1 | 18 | 0 |

- ア 「前問「5」」以外を選択した場合にお答えください。

直接金融により資金調達したことがある、又は実施する予定がある場合（検討中を含みます。）、その理由をお答えください（主なものを2つまでにをつけてください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 資金調達の方法を多様化するため | 大規模な資金調達を行うため | 長期資金の調達を行うため | 借入れに比べ、調達コストが低い | 借入れに比べ、調達先の事情に影響されずに資金を調達できるため | 財務体質の改善・強化を図るため | 最低資本金を満たすため | 自社の社会的信用の構築につながるため | 資本市場の環境整備が進みつつあり、今後も市場の発展が予想されるため | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|-----------------|---------------|--------------|-----------------|--------------------------------|-----------------|-------------|--------------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|
| 計 | 466 | 131 | 54 | 104 | 50 | 39 | 110 | 11 | 76 | 3 | 13 | 112 | 703 |
| 中小企業 | 171 | 32 | 12 | 30 | 17 | 15 | 29 | 4 | 29 | 2 | 5 | 55 | 230 |
| 大・中堅企業 | 290 | 98 | 42 | 74 | 33 | 23 | 80 | 6 | 46 | 1 | 8 | 55 | 466 |
| 無回答 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 7 |

- イ 「前問「5」」以外を選択した場合にお答えください。

直接金融による新しい資金調達手段として、企業等が保有する様々な資産を証券化し、投資家に販売する方法がありますが、このような「証券化」を活用した資金調達方法に関する貴社の検討状況等についてお答えください（あてはまるもの1つにをつけてください。）。

| 区分 | 計 | 既に実施したことがある | 実施の予定がある、又は検討中である | 今後検討をしてみたい | 特に検討の予定はない | わからない | その他 | 無回答 |
|--------|-----|-------------|-------------------|------------|------------|-------|-----|-----|
| 計 | 466 | 34 | 15 | 77 | 219 | 44 | 0 | 77 |
| 中小企業 | 171 | 4 | 3 | 17 | 76 | 24 | 0 | 47 |
| 大・中堅企業 | 290 | 30 | 12 | 60 | 140 | 19 | 0 | 29 |
| 無回答 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 |

問2 貴社の政府金融機関からの借入れの状況についてお尋ねします。

〔以下の問2 - - は、政府金融機関から借入れを行ったことがある事業者の方（問1 - で「15」（=政府金融機関）を選択した方）がお答えください。〕

借入れを行った政府金融機関を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つにをつけてください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 国際協力銀行 | 日本政策投資銀行 | 沖縄振興開発金融公庫 | 公営企業金融公庫 | 国民生活金融公庫 | 農林漁業金融公庫 | 中小企業金融公庫 | 住宅金融公庫 | 商工組合中央金庫 | 社会福祉・医療事業団 | 無回答 |
|--------|-------|--------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|------------|-----|
| 計 | 1,167 | 6 | 53 | 11 | 0 | 541 | 11 | 164 | 13 | 188 | 132 | 48 |
| 中小企業 | 733 | 0 | 13 | 6 | 0 | 467 | 6 | 114 | 12 | 68 | 6 | 41 |
| 大・中堅企業 | 427 | 6 | 40 | 5 | 0 | 72 | 4 | 48 | 1 | 119 | 125 | 7 |
| 無回答 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |

借入れを行った目的を下記のうちからお答えください（あてはまるものにをつけてください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 設備投資資金 | 運転資金 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|--------|------|-----|-------|
| 計 | 1,167 | 511 | 662 | 47 | 1,220 |
| 中小企業 | 733 | 255 | 479 | 35 | 769 |
| 大・中堅企業 | 427 | 254 | 180 | 10 | 444 |
| 無回答 | 7 | 2 | 3 | 2 | 7 |

借入れを行った金額を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つにをつけてください。）。

| 区分 | 計 | 500万円以下 | 500万円超～1,000万円以下 | 1,000万円超～5,000万円以下 | 5,000万円超～1億円以下 | 1億円超～5億円以下 | 5億円超～10億円以下 | 10億円超～50億円以下 | 50億円超 | 無回答 |
|--------|-------|---------|------------------|--------------------|----------------|------------|-------------|--------------|-------|-----|
| 計 | 1,167 | 185 | 187 | 364 | 98 | 185 | 75 | 39 | 8 | 26 |
| 中小企業 | 733 | 175 | 164 | 277 | 46 | 37 | 8 | 2 | 0 | 24 |
| 大・中堅企業 | 427 | 9 | 21 | 86 | 52 | 146 | 67 | 37 | 8 | 1 |
| 無回答 | 7 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |

事業者編

政府金融機関から借入れを行った理由をお答えください(主なもの2つまでに をつけてください。)

| 区分 | 事業者数計 | 金利面(低利)で有利だったから | 貸付期間等(長期固定)で有利だったから | 借入れの限度額が大きかったから | 担保や保証人の条件が緩やかだったから | 将来の収益性や事業の公益性を評価してくれたから | 借入れの手續が迅速、又は簡便だったから | 公的機関で安心感があつたから | 金融環境の変化に左右されずに安定的に貸し出してくれたから | 民間金融機関にはない先進的な金融手法を提案してくれたから | 民間金融機関から借り入れることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められたから | 特に理由はなかった | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|-----------------|---------------------|-----------------|--------------------|-------------------------|---------------------|----------------|------------------------------|------------------------------|--|-----------|-----|-----|-------|
| 計 | 1,167 | 677 | 355 | 47 | 167 | 59 | 157 | 209 | 134 | 17 | 76 | 21 | 33 | 52 | 2,004 |
| 中小企業 | 733 | 428 | 162 | 28 | 132 | 38 | 128 | 140 | 73 | 9 | 49 | 8 | 15 | 44 | 1,254 |
| 大・中堅企業 | 427 | 246 | 193 | 19 | 34 | 21 | 29 | 65 | 60 | 8 | 27 | 13 | 18 | 7 | 740 |
| 無回答 | 7 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 |

政府金融機関を利用した際、民間金融機関から借り入れることは考えましたか(あてはまるもの1つに をつけてください。)

| 区分 | 計 | 特に考えなかった | 検討はしたものの、民間金融機関に具体的な相談や申込みまでは行わなかった | 相談や申込みを行ったが、結果として借り入れられなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた | 借入れ条件を示されたが、政府金融機関が有利と判断し、民間金融機関から借り入れなかった | 政府金融機関から限度額まで借り入れ、残りは民間金融機関から借り入れた | 政府金融機関と民間金融機関の双方から借り入れた(前記5の場合を除く) | その他 | 無回答 |
|--------|-------|----------|-------------------------------------|---|--|------------------------------------|------------------------------------|-----|-----|
| 計 | 1,167 | 272 | 162 | 80 | 116 | 168 | 253 | 11 | 105 |
| 中小企業 | 733 | 206 | 111 | 59 | 80 | 62 | 126 | 6 | 83 |
| 大・中堅企業 | 427 | 63 | 51 | 21 | 36 | 106 | 124 | 5 | 21 |
| 無回答 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 |

[前問で「3」を選択した場合にお答えください。]

結果として民間金融機関から借り入れることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた理由について、どのような認識をお持ちですか(主なもの2つまでに をつけてください。)

| 区分 | 事業者数計 | 担保や保証人等が不足していたから | 自社の財務状況が悪化していたから | 自社の収益性や技術力など将来性を評価してくれなかったから | 事業(プロジェクト)の採算性などを評価してくれなかったから | 民間金融機関が貸出対象の選別等を強化したから | 特に理由はわからない | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|------------------|------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------|------------|-----|-----|-----|
| 計 | 80 | 28 | 26 | 11 | 4 | 31 | 5 | 8 | 2 | 115 |
| 中小企業 | 59 | 22 | 22 | 8 | 3 | 22 | 4 | 4 | 1 | 86 |
| 大・中堅企業 | 21 | 6 | 4 | 3 | 1 | 9 | 1 | 4 | 1 | 29 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

問3 現在の政府金融機関の役割などに関して以下のような様々な意見が聞かれます。中小企業、大・中堅企業、企業の海外展開支援の分野などについてみた場合、これらの意見に関する貴社の認識をお尋ねします(各問の中で特に説明がない限り、それぞれあてはまるもの1つに をつけてください。)

(1) 長期(固定)資金の提供において民間金融機関を補完する役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 599 | 655 | 517 | 185 | 316 | 463 | 143 |
| 中小企業 | 1,631 | 332 | 323 | 264 | 102 | 197 | 311 | 102 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 263 | 327 | 247 | 82 | 118 | 142 | 37 |
| 無回答 | 31 | 4 | 5 | 6 | 1 | 1 | 10 | 4 |

(2) 経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完する役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 520 | 698 | 519 | 209 | 400 | 394 | 138 |
| 中小企業 | 1,631 | 314 | 321 | 268 | 126 | 251 | 256 | 95 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 201 | 370 | 247 | 82 | 148 | 130 | 38 |
| 無回答 | 31 | 5 | 7 | 4 | 1 | 1 | 8 | 5 |

(3) 公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給する役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 431 | 691 | 575 | 185 | 296 | 547 | 153 |
| 中小企業 | 1,631 | 228 | 338 | 294 | 106 | 181 | 375 | 109 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 198 | 351 | 275 | 76 | 114 | 163 | 39 |
| 無回答 | 31 | 5 | 2 | 6 | 3 | 1 | 9 | 5 |

(4) 景気対策の手段としての役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 258 | 392 | 757 | 304 | 595 | 426 | 146 |
| 中小企業 | 1,631 | 159 | 218 | 370 | 158 | 355 | 268 | 103 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 97 | 170 | 380 | 143 | 238 | 150 | 38 |
| 無回答 | 31 | 2 | 4 | 7 | 3 | 2 | 8 | 5 |

(5) 金融環境の悪化(銀行の貸し渋りなど)や災害など、緊急時の資金供給源としての役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 2,878 | 413 | 689 | 580 | 237 | 412 | 404 | 143 |
| 中小企業 | 1,631 | 243 | 344 | 280 | 136 | 269 | 257 | 102 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 166 | 340 | 292 | 99 | 141 | 142 | 36 |
| 無回答 | 31 | 4 | 5 | 8 | 2 | 2 | 5 | 5 |

事業者編

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であるため政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割について、どのような認識をお持ちですか（主なもの3つまでに をつけてください。また、「1」から「3」を選択した場合には、《語句の説明と記入の仕方》をご参照のうえ、（ ）内にその内容を記入してください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 長期資金の供給 | 経営基盤が弱い中小企業など信用リスクが高い事業者への資金供給 | 低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給 | 社会資本関連事業など採算性は低い公共性の高い事業への資金供給 | 先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給 | 国際競争上のイコールフットリング(競争条件の平等化)確保のための企業等への資金供給 | 環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給 | 災害など緊急時の資金供給 | 先進的な金融手法を用いた資金供給 | 特に必要な役割はない | わからない | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|---------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---|---|-------------------------|--------------|------------------|------------|-------|-----|-----|-------|
| 計 | 2,878 | 873 | 617 | 292 | 669 | 325 | 137 | 728 | 1,060 | 143 | 72 | 295 | 24 | 394 | 5,629 |
| 中小企業 | 1,631 | 484 | 349 | 172 | 274 | 135 | 59 | 328 | 527 | 97 | 42 | 201 | 11 | 277 | 2,956 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 382 | 263 | 118 | 391 | 186 | 78 | 393 | 521 | 44 | 29 | 89 | 13 | 110 | 2,617 |
| 無回答 | 31 | 7 | 5 | 2 | 4 | 4 | 0 | 7 | 12 | 2 | 1 | 5 | 0 | 7 | 56 |

問5 今後の政府金融機関による資金供給方法の在り方について、借り手の立場から、貴社の認識をお尋ねします。

公的な資金供給には、政府金融機関が自ら企業等に対して貸出しを行う方法以外にも、例えば、

- ・ 民間金融機関の貸出しに対して「保証」をつける。
- ・ 民間金融機関の貸出しに対して「利子補給」する。
- ・ 民間金融機関が貸し出した「債権を買い取り、証券化」する。

など、民間金融機関を介して同等の効果を實現する方法もあるという意見もあります。このような方法について貴社がどのような認識をお持ちかお答えください（あてはまるもの1つをつけてください。）。

| 区分 | 計 | これまでどおり政府金融機関が「直接」貸出しする方が良い | 政府金融機関の貸出しと同等の効果があれば、特に方法にはこだわらない | 政府金融機関の貸出しと同等の効果があられ、かつ、「一定の条件」が確保されるのであれば、特に方法にはこだわらない | そもそも公的な資金供給の必要性を感じない | わからない | その他 | 無回答 |
|--------|-------|-----------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|-------|-----|-----|
| 計 | 2,878 | 629 | 922 | 583 | 191 | 346 | 10 | 197 |
| 中小企業 | 1,631 | 390 | 466 | 316 | 97 | 225 | 5 | 132 |
| 大・中堅企業 | 1,216 | 234 | 449 | 262 | 93 | 113 | 5 | 60 |
| 無回答 | 31 | 5 | 7 | 5 | 1 | 8 | 0 | 5 |

〔前問 で「3」を選択した場合にお答えください。〕

この場合、確保すべき「一定の条件」として認識しているものを、下記のうちからお答えください（主なもの2つまでに をつけてください。）。

| 区分 | 事業者数計 | 災害など緊急時の資金供給機能が確保されること | 金融・景気情勢に左右されることなく民間金融機関からの借入れが確保されること | 政府の財政支出が増えるなど新たに国民負担が生じないこと | 環境対策の推進など、政策誘導機能が適切に維持されること | 民間金融が十分に機能する市場環境を整備すること | 質の悪い債権に公的保証を求めるといった民間金融機関のモラル・ハザードを防ぐこと | その他 | 無回答 | 回答計 |
|--------|-------|------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|---|-----|-----|-------|
| 計 | 583 | 199 | 303 | 208 | 59 | 122 | 127 | 4 | 1 | 1,023 |
| 中小企業 | 316 | 96 | 174 | 107 | 25 | 61 | 76 | 2 | 1 | 542 |
| 大・中堅企業 | 262 | 101 | 125 | 101 | 32 | 61 | 51 | 2 | 0 | 473 |
| 無回答 | 5 | 2 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |

個人（世帯）編

問1 あなたは、次の政府金融機関について、どの程度ご存じですか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

住宅金融公庫、国民生活金融公庫（旧国民金融公庫、旧環境衛生金融公庫）、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、社会福祉・医療事業団、中小企業総合事業団（信用保険部門の業務に限ります。）、国際協力銀行（旧日本輸出入銀行の業務に限ります。）、日本政策投資銀行（旧日本開発銀行、旧北海道東北開発公庫）

上記の11機関のうち、名前を聞いたことがあり、おおよそどんな仕事をしているか知っている機関が、

| 区分 | 計 | 4機関以上ある | 1～3機関ある | 仕事の申身はよく知らないが、名前を聞いたことはある機関がある | ない（全く知らない） | 無回答 |
|----|-------|---------|---------|--------------------------------|------------|-----|
| 計 | 1,538 | 453 | 645 | 335 | 26 | 79 |

問2 金融機関の利用経験などについてお尋ねします。

あなたは今までに、銀行や信用金庫、農協などといった金融機関からお金を借りたことがありますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区分 | 計 | ある | ない | 無回答 |
|----|-------|-------|-----|-----|
| 計 | 1,538 | 1,179 | 343 | 16 |

-ア（前問「お金を借りたことがある」とお答えの方にお尋ねします。）

あなたは今までに、次の政府金融機関からお金を借りたことがありますか（あてはまるもの1つに をつけてください。複数ある場合は、一番最近に借りたものについてお答えいただき、以下問 -イ-キについても同じ案件についてお答えください。）。

| 区分 | 計 | 沖縄振興開発金融公庫 | 国民生活金融公庫 | 農林漁業金融公庫 | 中小企業金融公庫 | 住宅金融公庫 | 商工組合中央金庫 | 社会福祉・医療事業団 | 1～7の機関から借りたことはない | 無回答 |
|----|-------|------------|----------|----------|----------|--------|----------|------------|------------------|-----|
| 計 | 1,179 | 3 | 154 | 34 | 15 | 560 | 11 | 4 | 339 | 59 |

-イ（前問 -アで「1」～「7」をお答えの方にお尋ねします。）

お金を借りた目的を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区分 | 計 | 住宅資金 | 教育資金 | 生活資金 | 事業資金 | 無回答 |
|----|-----|------|------|------|------|-----|
| 計 | 781 | 586 | 43 | 4 | 143 | 5 |

-ウ 借入れ金額を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区分 | 計 | 500万円以下 | 500万円超～1000万円以下 | 1000万円超～5000万円以下 | 5000万円超～1億円以下 | 1億円超 | 無回答 |
|----|-----|---------|-----------------|------------------|---------------|------|-----|
| 計 | 781 | 298 | 201 | 268 | 6 | 7 | 1 |

-エ 借入れ時期を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。「2」をお答えの方は、具体的な借入れの年を記入してください。）。

| 区分 | 計 | 1996年1月以降 | それ以前 | 無回答 |
|----|-----|-----------|------|-----|
| 計 | 781 | 216 | 548 | 17 |

-オ あなたが政府金融機関から借入れを行った理由をお答えください（主なもの2つまでに をつけてください。）。

| 区分 | 世帯数計 | 金利が低かったから | 固定金利で返済期間が長かったから | 借りられる金額が大きかったから | 担保条件や審査が緩やかだったから | 借りるための手続が簡単だったから | 繰上げ返済など、返済方法が柔軟だったから | 公的な機関なので安心だったから | 知人や業者に勧められたから | 民間金融機関から借りることができなかった、又は利用を検討するよう勧められたから | 特に理由はなかった | その他 | 無回答 | 回答計 |
|----|------|-----------|------------------|-----------------|------------------|------------------|----------------------|-----------------|---------------|---|-----------|-----|-----|-------|
| 計 | 781 | 428 | 299 | 58 | 59 | 79 | 37 | 258 | 70 | 27 | 15 | 22 | 9 | 1,361 |

-カ 政府金融機関を利用した際、民間金融機関から借りることはお考えになりましたか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区分 | 計 | 特に考えなかった | 検討はしたものの、民間金融機関に具体的な相談や申込みまでは行わなかった | 民間金融機関にも相談や申込みを行ったが、結果として借りることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた | 借入れ条件を示されたが、政府金融機関が有利と判断し、民間金融機関から借りなかった | 政府金融機関から借入れ限度額いっぱい借り、足りない部分は民間金融機関から借りた | 政府金融機関と民間金融機関の双方から借りた | その他 | 無回答 |
|----|-----|----------|-------------------------------------|---|--|---|-----------------------|-----|-----|
| 計 | 781 | 357 | 140 | 18 | 40 | 125 | 76 | 9 | 16 |

-キ（前問 -カで「3」とお答えの方にお尋ねします。）

結果として民間金融機関から借りることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められたのは、どのような理由からだと思われますか（主なもの2つまでに をつけてください。）。

| 区分 | 世帯数計 | 担保や保証人等が不足していたから | 所得や年収が不足していたから | 勤務先の信用が不足していたから | 借りようとした金額が大きかった | （自営の）事業の状況が思わしくなかったから | 特に理由はわからない | その他 | 無回答 | 回答計 |
|----|------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------|-----|-----|-----|
| 計 | 18 | 5 | 3 | 0 | 3 | 4 | 0 | 2 | 2 | 19 |

問3 現在の政府金融機関のあり方や役割について、次のような様々な意見が聞かれます。住宅資金や事業資金など、政府金融機関が個人にお金を貸し出している分野についてみた場合、これらの意見に関してどのように思われますか（各問の中で特に説明がない限り、それぞれあてはまるもの1つに をつけてください。）。

(1) 民間金融機関にはない、返済期間が長い（固定金利の）貸出しを行っている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 459 | 400 | 210 | 28 | 81 | 295 | 65 |

(2) 経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関では貸すことが難しい、貸し倒れなどの危険（リスク）が大きい相手に貸出しを

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 211 | 332 | 295 | 73 | 195 | 366 | 66 |

個人（世帯）編

(3) 景気対策の手段としての役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 171 | 234 | 348 | 112 | 374 | 239 | 60 |

(4) 銀行の貸し渋りや災害といった緊急時にお金を貸し出す役割を果たしている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 212 | 356 | 285 | 104 | 227 | 299 | 55 |

(5) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 259 | 409 | 265 | 74 | 203 | 271 | 57 |

(6) 全体としての規模（貸出し総額など）が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 91 | 142 | 317 | 133 | 451 | 342 | 62 |

(7) 分野によっては民間金融機関でも貸出しを行うことが可能な相手にまでお金を貸しており、「競合関係」が見受けられる。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 154 | 171 | 390 | 85 | 199 | 450 | 89 |

(7)-ア 「前問(7)で「1」又は「2」とお答えの方にお尋ねします。」

民間金融機関と「競合関係」が見受けられる個人（個人事業主を含みます。）向け分野はどこと思われますか（この設問については、あてはまるものすべてにをつけてください。）。

| 区分 | 計 | 中小企業 | 企業の海外展開支援 | 福祉・医療 | 農林漁業 | 個人（住宅） | 個人（教育・その他） | 無回答 | 回答計 |
|----|-----|------|-----------|-------|------|--------|------------|-----|-----|
| 計 | 325 | 168 | 51 | 67 | 65 | 201 | 70 | 13 | 635 |

(8) 民間金融機関と同じように政府金融機関が自らお金を貸し出すよりも、民間の金融機関の貸出しを支援するような方法（たとえば、民間金融機関の貸出しに対して、「保証」を付けるなど）を充実していくべきである。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 401 | 295 | 218 | 67 | 272 | 204 | 81 |

(9) 政府金融機関に対する国の財政支援など国民負担の増加が心配だ。

| 区分 | 計 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらともいえない | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 |
|----|-------|------|--------------|-----------|----------------|--------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 637 | 323 | 147 | 41 | 161 | 152 | 77 |

問4 今後の政府金融機関のあり方や役割について、お尋ねします。

ある程度長い目で見えた場合に、今後の政府金融機関のあり方や役割についてのあなたの「全般的なお考え」はどのようなものですか（お考えに最も近いもの1つを選んでをつけてください。）

| 区分 | 計 | 対象や規模などを拡充すべき | 対象や規模などを縮小すべき | 原則として廃止又は民営化すべき | 特に見直す必要はない | わからない | その他 | 無回答 |
|----|-------|---------------|---------------|-----------------|------------|-------|-----|-----|
| 計 | 1,538 | 305 | 297 | 298 | 220 | 351 | 20 | 47 |

（別問「1」「2」又は「3」を選択した場合の割合も含めたい。）

具体的分野について、どのようなお考えをお持ちですか。政府金融機関の役割を「拡充」すべき又は「縮小」すべきとお考えの分野がある場合、それぞれについて、主なもの3つまでにをつけてください（上記の「全般的なお考え」と一致しない分野があっても結構です。また、「縮小」には「廃止又は民営化」すべきものを含みます。）。

| 区分 | 世帯数計 | 中小企業 | 大・中堅企業 | 企業の海外展開支援 | 社会資本整備・地域開発 | 地方公共団体 | 福祉・医療 | 農林漁業 | 個人（住宅） | 個人（教育・その他） | 無回答 | 回答計 |
|----|------|------|--------|-----------|-------------|--------|-------|------|--------|------------|-----|-------|
| 計 | 900 | 322 | 15 | 30 | 90 | 40 | 317 | 76 | 245 | 215 | 354 | 1,704 |

「縮小」

| 区分 | 世帯数計 | 中小企業 | 大・中堅企業 | 企業の海外展開支援 | 社会資本整備・地域開発 | 地方公共団体 | 福祉・医療 | 農林漁業 | 個人（住宅） | 個人（教育・その他） | 無回答 | 回答計 |
|----|------|------|--------|-----------|-------------|--------|-------|------|--------|------------|-----|-------|
| 計 | 900 | 57 | 387 | 328 | 250 | 290 | 50 | 98 | 138 | 72 | 258 | 1,928 |

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であるため政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割は、何だとお考えですか（主なもの3つまでにをつけてください。）。

| 区分 | 世帯数計 | 返済期間が長い貸出し | 経営基盤が弱い中小企業などへの貸出し | 低所得者層の個人など、経済的弱者への貸出し | 多くの人が使う施設の整備など、公共性の高い事業への貸出し | 長期・大規模なプロジェクトなど、将来の見通しが立てにくい事業への貸出し | 企業の海外展開支援するための貸出し | 環境対策など、国が政策的に誘導すべき分野への貸出し | 災害など、緊急時の貸出し | 民間金融機関にはない新しい金融手法を用いた貸出し | 特に必要ない役割はない | わからない | その他 | 無回答 | 回答計 |
|----|-------|------------|--------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------|---------------------------|--------------|--------------------------|-------------|-------|-----|-----|-------|
| 計 | 1,538 | 509 | 725 | 675 | 268 | 101 | 36 | 395 | 906 | 291 | 20 | 63 | 14 | 43 | 4,046 |

個人（世帯）編

F 1 あなたがお住まいの都道府県をお答えください（記入してください。）。

| 区 分 | 計 | 三大都市圏 | 三大都市圏 以外 |
|-----|-------|-------|-------------|
| 計 | 1,538 | 337 | 1,201 |

F 2 あなたの満年齢をお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 無回答 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|-------|-----|
| 計 | 1,538 | 1 | 22 | 142 | 253 | 448 | 384 | 282 | 6 |

F 3 あなたのご職業は次のどれにあたりますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 農林漁業者 | 自営（商工 業） | 会社員・団 体職員・公 務員 | 会社（団 体）役員 | 無職 | 学生 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|-------------|----------------------|--------------|-----|----|-----|-----|
| 計 | 1,538 | 86 | 220 | 592 | 130 | 371 | 1 | 127 | 11 |

F 4 あなたの世帯全体の、昨年1年間の収入(税込み)は、次のどの区分に入りますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 500万円 以下 | 500万円 超～1,000 万円以下 | 1,000 万円超 | 無回答 |
|-----|-------|-------------|--------------------------|--------------|-----|
| 計 | 1,538 | 741 | 568 | 192 | 37 |

F 5 あなたは今までに住宅を建てたり、購入したご経験はお持ちですか。また、今後、そのご予定がありますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

| 区 分 | 計 | 経験がある | 経験はない が、今後の 予定はある | 経験がな く、今後の 予定もない | 無回答 |
|-----|-------|-------|-------------------------|------------------------|-----|
| 計 | 1,538 | 1,125 | 154 | 248 | 11 |

政府金融機関等に関するアンケート調査

調 査 票

- ・ 民間金融機関向け（本店用）
- ・ 民間金融機関向け（支店用）
- ・ 事業者向け
- ・ 世帯向け

「政府金融機関」に関するアンケート調査 (民間金融機関向け・本店用)

総務省行政評価局

この調査は、統計以外の目的には絶対に使用しませんので、ありのままを記入してください。

この調査票は「本店用」です。支店を含む貴金融機関全体としての認識でお答えください。この調査票は、貴金融機関代表者の総合的なご判断に基づいてご記入をお願いいたします。この調査票において「政府金融機関」とは、国の政策を推進するうえでの必要性から民間金融の補完を目的として設立されたもので、資本金の全額又はそのほとんどを政府が出資している公的金融機関をいい、以下の11機関を指します。

なお、近年、機関の統合があった場合には新名称で記載しておりますが、ご記入に当たっては統合前の旧名称の機関も含めてお答えください。

- ・国際協力銀行（旧日本輸出入銀行の業務に限ります。）
- ・日本政策投資銀行（旧日本開発銀行、旧北海道東北開発公庫）
- ・沖縄振興開発金融公庫
- ・公営企業金融公庫
- ・国民生活金融公庫（旧国民金融公庫、旧環境衛生金融公庫）
- ・農林漁業金融公庫
- ・中小企業金融公庫
- ・住宅金融公庫
- ・商工組合中央金庫
- ・社会福祉・医療事業団
- ・中小企業総合事業団（信用保険部門の業務に限ります。）

お答えは、特に断りがない限り、該当する番号を で囲むか、回答欄に番号を記入してください。

「その他」をお答えになった場合は、（ ）等に具体的な内容を記入してください。

*印の付いた箇所については、9ページからの「語句の説明と記入の仕方」をご参照ください。

記入していただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

8月2日（金）までにご投函くださいますようお願いいたします。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

平成14年7月

(実施担当機関)

東京都渋谷区恵比寿1-13-6

社団法人 新情報センター(担当 企画部 飯田、高島)

電話 03-3473-5231

この調査票は、支店を含む貴金融機関全体としての認識でお答えください。

ア 金融機関としての業態の種別を以下から選択してください（あてはまるもの1つに○をつけてください。）。

- | | | |
|----------|----------|------------------|
| 1：都市銀行 | 5：信託銀行 | 9：労働金庫 |
| 2：地方銀行 | 6：外国銀行 | 10：農林中央金庫・農業協同組合 |
| 3：第二地方銀行 | 7：信用金庫 | 11：生命保険会社 |
| 4：長期信用銀行 | 8：信用協同組合 | 12：ノンバンク |

イ 貴金融機関の貸出金残高（平成14年3月末現在）を以下から選択してください（あてはまるもの1つに○をつけてください。）。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1：1,000億円以下 | 5：1兆円超～3兆円以下 |
| 2：1,000億円超～3,000億円以下 | 6：3兆円超～5兆円以下 |
| 3：3,000億円超～5,000億円以下 | 7：5兆円超～10兆円以下 |
| 4：5,000億円超～1兆円以下 | 8：10兆円超 |

次のページへ

問1 次の(1)から(9)の分野*¹ごとに、政府金融機関の活動に対する貴金融機関の認識をお尋ねします。

※ これらの「分野」の詳しい説明は、9から10ページの「語句の説明と記入の仕方」をご覧ください。

| | | | |
|----|-----------------|------------|----------------|
| 分野 | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 企業の海外展開支援 |
| | (4) 社会資本整備・地域開発 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 |
| | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育・その他) |

- 当該分野における政府金融機関の活動は、貴金融機関の業務にとって「補完の関係」*²を超えていますか、それとも「補完の関係」にありますか。貴金融機関が貸出しを行っている分野について、その認識をお答えください。また、貸出しを行っていない分野については「6」を記入してください(分野ごとに、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ1つずつ回答欄に記入してください。)

※ 「補完の関係」の詳しい説明は、10ページの「語句の説明と記入の仕方」をご覧ください。

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|------------------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1 : 「補完の関係」を超えている | | 4 : どちらかといえば「補完の関係」にある | | | | | | | |
| 2 : どちらかといえば「補完の関係」を超えている | | 5 : 「補完の関係」にある | | | | | | | |
| 3 : どちらともいえない | | 6 : 当該分野の貸出しは行っていない | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |

- 「1」又は「2」を選択した分野については、ア以下をお答えください。
- 「4」又は「5」を選択した分野については、(5ページ)をお答えください。
- 「3」又は「6」を選択した分野については、以下の から にお答えいただく必要はありません。

- ア 「前問」で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。」

「補完の関係」を超えていると認識している政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「11」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。）。

| | | | | | | | | | |
|---|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：国際協力銀行 5：国民生活金融公庫 9：商工組合中央金庫 2：日本政策投資銀行 6：農林漁業金融公庫 10：社会福祉・医療事業団 3：沖縄振興開発金融公庫 7：中小企業金融公庫 11：中小企業総合事業団(信用保険部門) 4：公営企業金融公庫 8：住宅金融公庫 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |

・ イ 「前問」で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。」

政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えていると認識している理由をお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。）。

| | | | | | | | | | |
|---|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：同程度の条件で当方でも貸し出すことが可能な借りに貸出しを行っているから 2：市場原理に基づかない「長期固定」での貸出しを行っているから 3：市場原理に基づかない「低利」での貸出しを行っているから 4：貸出しの規模（当該分野に占めるシェア）が過大であるから 5：担保設定順位が高いなど有利な担保等を取得しているから 6：その他 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |
| 上で「6」を選択した分野については具体的にご記入ください。 ・分野番号()： ・分野番号()： ・分野番号()： ・分野番号()： | | | | | | | | | |

・ウ 「2ページの間」で「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。」

ここ5から10年程度の間に、当該分野における政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えている状況は、強まっていますか、それとも弱まっていますか、認識をお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ1つずつ回答欄に記入してください。）。

| | | | | | | | | | |
|------------|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：強まっている | | 4：やや弱まっている | | | | | | | |
| 2：やや強まっている | | 5：弱まっている | | | | | | | |
| 3：変わらない | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |

・エ 「前問・ウで「1」又は「2」を選択した分野についてお答えください。」

政府金融機関の活動が「補完の関係」を超えている状況が強まっていると認識している理由をお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。）。

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：政府金融機関が、資金の供給規模を増加したから | | | | | | | | | |
| 2：政府金融機関が、貸出対象を拡大したから | | | | | | | | | |
| 3：政府金融機関が、貸出条件を緩和したから | | | | | | | | | |
| 4：リテール分野の開拓など、当方が重点的な貸出先を変化させたから | | | | | | | | | |
| 5：長期・固定金利の実現など、当方が貸出しの商品性を向上させたから | | | | | | | | | |
| 6：当該分野の貸出市場の規模自体が縮小したから | | | | | | | | | |
| 7：その他 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |

上で「7」を選択した分野については具体的にご記入ください。

- ・分野番号()：
- ・分野番号()：
- ・分野番号()：
- ・分野番号()：

- ・ [2 ページの間・で「4」又は「5」（どちらかといえば「補完の関係」にある、又は「補完の関係」にある）を選択した分野についてお答えください。]

政府金融機関の活動が「補完の関係」にあると認識している理由をお答えください（該当する分野について、下記の「1」から「6」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。）。

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：当方では貸出しが困難な、金利リスクにさらされやすい長期の資金を提供しているから 2：当方では貸出しが困難な、経営基盤が脆弱で信用リスクが大きい貸出先を対象としているから 3：当方では貸出しが困難な、不確実性* ³ 又は公共性* ⁴ が高い事業を対象としているから 4：政府金融機関の占めるシェアが小さく、圧迫などを認識する程ではないから 5：当方における当該業務のウエイトは低く、圧迫などを認識する程ではないから 6：政府金融機関との協調で貸出しを行っているから 7：貸出しが難しい案件の紹介など、政府金融機関との連携・調整が図られているから 8：その他 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |
| 上で「8」を選択した分野については具体的にご記入ください。 ・分野番号()： ・分野番号()： ・分野番号()： ・分野番号()： | | | | | | | | | |

※ 「不確実性が高い事業」及び「公共性が高い事業」の詳しい説明は、10ページの「語句の説明と記入の仕方」をご覧ください。

問2 現在の政府金融機関の役割などに関して、次のような様々な意見が聞かれます。それぞれについて、貴金融機関としてどのような認識をお持ちですか。問1でお尋ねした9分野の区分にとらわれず、一般的な認識をお答えください（それぞれについて、あてはまるものの1つに をつけてください。）。

- (1) 長期（固定）資金の提供において民間金融機関を補完する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (2) 経営基盤が弱い中小企業への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (3) 公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (4) 景気対策の手段としての役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (5) 金融環境の悪化や災害など、緊急時の資金供給源としての役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (6) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (7) 貸出残高など資金の供給規模（量）が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (8) 長期資金の供給は資本市場（社債や株式）からの資金調達で代替可能である。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

- (9) 政府金融機関に対する国の財政支援など国民負担の増加が懸念される。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

[前問(9)で「1」又は「2」を選択した場合のみお答えください。]

- (9)ーア 政府金融機関の活動に関連して国民負担の増加が懸念されると認識している要因をお答えください（主なもの2つまでに○をつけてください。）。

- | | |
|---|---|
| 1：不良債権の増加に伴う信用リスクの顕在化 2：低利で長期固定貸しを行っていることによる逆ざやの発生 3：長期固定貸しを行っていることによる繰上償還の発生 4：政策的な必要性が希薄となった分野への資金供給の継続 5：運営が非効率であることによる支出経費の増加 6：その他（ |) |
|---|---|

問3 今後の政府金融機関の在り方や役割について、貴金融機関の認識をお尋ねします。

政府金融機関の中長期的な在り方について、貴金融機関の「全般的な認識」はどのようなものですか（ご認識に最も近いもの1つを選んで をつけてください。 ）。

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|
| 1 対象や規模 などを拡充 すべき | 2 対象や規模 などを縮小 すべき | 3 原則として 廃止又は民 営化すべき | 4 特に見直す 必要はない | 5 わからない | 6 その他 () |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|

〔前問 で「1」、「2」又は「3」を選択した場合にお答えください。〕

具体的分野について、どのような認識をお持ちですか。政府金融機関の役割を「拡充」すべき又は「縮小」すべきと認識している分野がある場合、それぞれについて、主なもの3つまでに をつけてください（上記の「全般的な認識」と一致しない分野があっても結構です。また、「縮小」には「廃止又は民営化」すべきものも含まれます。 ）。

※ 「分野」の詳しい説明は、9 から10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

| | | | |
|------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 「 拡 充 」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |
| 「 縮 小 」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であることから政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割について、どのような認識をお持ちですか（主なもの3つまでに をつけてください。また、「1」から「3」を選択した場合には、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご参照のうえ、（ ）内にその内容を記入してください。 ）。

| |
|--|
| 1：長期資金の供給 長期とは何年間程度を意識していますか、できれば具体的に*5 () |
| 2：経営基盤が弱い中小企業など信用リスクが高い事業者への資金供給 信用リスクが高い事業者について、できれば具体的に*6 () |
| 3：低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給 経済的弱者について、できれば具体的に*7 () |
| 4：社会資本関連事業など採算性は低いが公共性の高い事業への資金供給 5：先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給 6：国際競争上のイコールフットイング(競争条件の平等化)確保のための企業等への資金供給 7：環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給 8：災害など緊急時の資金供給 9：先進的な金融手法を用いた資金供給 10：特に必要な役割はない 11：わからない 12：その他() |

- ・ 民間金融機関との関係における政府金融機関の在り方として、貴金融機関が重要と認識していることをお答えください（主なもの3つまでに○をつけてください。）。

| | |
|--|---|
| 1：時代の変化に応じた政策目的の見直しによる、貸出対象等の精査の徹底 2：自ら貸出しを行うのではなく、民間金融機関が行う貸出しへの保証機能等の充実 3：代理貸制度の改善・拡充 4：貸出し等の規模の縮小 5：リスクに見合った金利設定など、市場実勢を踏まえた貸出条件の見直し 6：適切な協調割合や貸出限度額の設定 7：民間金融機関より有利な担保等の取得の見直し 8：過剰な営業活動の見直し 9：租税公課の免除など、民間金融機関との条件格差の是正 10：民間金融機関が貸出しを断った場合にのみ貸出しを行うなどの措置の導入 11：特に重要と認識していることはない 12：わからない 13：その他（ |) |
|--|---|

問4 政府金融機関が自ら貸出しを行う方法（下の選択肢「1」）以外にも、下の選択肢「2」から「6」のように民間金融機関を介して同等の効果を実現する方法もあるという意見もあります。(1)から(9)それぞれの分野について、貴金融機関が今後の方法として望ましいと認識するものをお答えください（分野ごとに、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。）。

※ 「分野」の詳しい説明は、9から10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

| | | | |
|-----|-----------------|------------|----------------|
| 分 野 | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 企業の海外展開支援 |
| | (4) 社会資本整備・地域開発 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 |
| | (7) 農林漁業 | (8) 個人（住宅） | (9) 個人（教育・その他） |

| | | | | | | | | | |
|---|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：今後も政府金融機関が自ら貸出しを行う 2：民間金融機関の貸出し等に対して保証・保険を付する 3：民間金融機関が行った貸出債権を買取り、証券化するなど証券化業務を支援する 4：民間金融機関に対して貸出しのための資金を融通する（リファイナンス）* ⁸ 5：民間金融機関が行った貸出しに利子補給を行う 6：民間金融機関からの借入れについて税の減免措置をとる 7：当該分野においては政府金融機関の必要性は感じない | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回 答 欄 | | | | | | | | | |

※ 「リファイナンス」の詳しい説明は、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

語句の説明と記入の仕方

* 1 「分野」の区分（2ページ 問1、7ページ 問3の 、8ページ 問4関係）

この調査票における各分野の区分は以下のとおりです。

「中小企業」

中小企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「中小企業」とは、資本金3億円以下又は常用従業者数が300人以下(卸売業は資本金1億円以下又は常用従業者数が100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は資本金5,000万円以下又は常用従業者数50人以下(サービス業は100人以下))の法人及び個人経営企業をいいます(中小企業基本法における定義)。

「大・中堅企業」

大・中堅企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「大企業」とは、資本金10億円以上の法人で、かつ、常用従業者数が300人超(卸売業及びサービス業は100人超、小売業及び飲食店は50人超)を(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)、「中堅企業」とは、大企業及び前述 の中小企業以外の法人(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)をいいます。

「企業の海外展開支援」

輸出金融(開発途上国向けの発電通信設備などのプラント及び技術の輸出に対する貸出し)、輸入金融(資源・エネルギー、製品及び技術の輸入に対する貸出し)及び海外投資金融(企業の海外直接投資及び海外事業に対する貸出し)を指します。

「社会資本整備・地域開発」

交通・物流ネットワークや情報通信ネットワークの整備など社会基盤整備のためのプロジェクト及び市街地再開発などの地域開発事業に対する貸出しを指します。

「地方公共団体」

地方公共団体、地方公共団体が経営する公営企業体及び地方道路公社、土地開発公社に対する貸出しを指します。

「福祉・医療」

社会福祉法人による各種社会福祉事業、民間事業者によるシルバーサービス事業及び病院、診療所、介護老人保健施設、薬局等の医療関係事業に対する貸出しを指します。

「農林漁業」

農業、林業、漁業関係事業及び食品の製造、加工、流通関係事業に対する貸出しを指します。

「個人(住宅)」

個人に対する土地家屋の購入、建設、改築等の住宅関連の貸出しを指します。

「個人（教育・その他）」

教育資金など個人に対する貸出しのうち住宅関連の貸出しを除いたものを指します。ただし、自動車の購入や遊興のためと思われる貸出しは除きます。

* 2 「補完の関係」について（2ページ 問1の 関係）

政府金融機関の設立根拠法には、ほとんどの場合、「一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給する」、「一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励する」、「一般の金融機関と競争しない」といった旨が盛り込まれています。

本アンケート調査において「補完の関係」とは、以上のような趣旨に沿った政府金融機関と民間金融機関との関係を指します。

なお、同じ分野においても、ケースによって、「補完の関係」を超えていると認識する場合と、逆に、「補完の関係」にあると認識する場合がありますが、お答えに当たっては、それぞれの分野ごとに当該分野全体を通じての認識でお答えください。

* 3 「不確実性が高い事業」（5ページ 問1の 関係）

長期・大規模なプロジェクトや先行投資的なプロジェクトなど、採算の見通しやリスクを正確には見積ることが困難な事業を指します。

* 4 「公共性が高い事業」（5ページ 問1の 関係）

社会資本の整備などのように、プロジェクト自体の採算性は低いが、社会的な便益が大きい事業を指します。

* 5 「長期資金」のご記入について（7ページ 問3の 関係）

貴金融機関が貸出しを行うことが困難であると判断している貸出期間の範囲について、具体的に記入してください。

なお、固定、変動の区分や設備投資資金、運転資金及び個人への資金(住宅など)の区分によって貸出期間が異なる場合は、それぞれの区分についてその内容を記入してください(例えば、「 用の資金を、固定ないし変動金利で 年」など)。

* 6 「信用リスクが高い事業者」のご記入について（7ページ 問3の 関係）

貴金融機関が貸出しを行うことが困難であると判断している事業者の範囲について、具体的に記入してください(例えば、「行内格付の対象外である、売上高が 万円以下の事業者」など)。

* 7 「低所得者層」のご記入について（7ページ 問3の 関係）

貴金融機関が貸出しを行うことが困難であると判断している低所得者の範囲について、具体的に記入してください(例えば、「年間所得が 万円以下で、 万円以下の不動産等の担保しか有していない者に対する 用の資金」など)。

* 8 「リファイナンス」（8ページ 問4 関係）

民間金融機関の貸出金の資金源として、政府金融機関がその一部又は全部を民間金融機関に貸出すことにより、間接的に市中に貸出金を供給することであり、ここでは、貸出しに伴う信用リスク等の大部分を当該民間金融機関が担うものを指します。

「政府金融機関」に関するアンケート調査 (民間金融機関向け・支店用)

総務省行政評価局

この調査は、統計以外の目的には絶対に使用しませんので、ありのままを記入してください。

この調査票は「支店用」です。貴店のここ5年程度の間における具体的な経験に基づいてお答えください。

この調査票は、貴店において営業業務を統括している方にご記入をお願いいたします。

この調査票において「政府金融機関」とは、国の政策を推進するうえでの必要性から民間金融の補完を目的として設立されたもので、資本金の全額又はそのほとんどを政府が出資している公的金融機関をいい、以下の11機関を指します。

なお、近年、機関の統合があった場合には新名称で記載しておりますが、ご記入に当たっては統合前の旧名称の機関も含めてお答えください。

- ・国際協力銀行（旧日本輸出入銀行の業務に限ります。）
- ・日本政策投資銀行（旧日本開発銀行、旧北海道東北開発公庫）
- ・沖縄振興開発金融公庫
- ・公営企業金融公庫
- ・国民生活金融公庫（旧国民金融公庫、旧環境衛生金融公庫）
- ・農林漁業金融公庫
- ・中小企業金融公庫
- ・住宅金融公庫
- ・商工組合中央金庫
- ・社会福祉・医療事業団
- ・中小企業総合事業団（信用保険部門の業務に限ります。）

お答えは、特に断りがない限り、該当する番号を で囲むか、回答欄に番号を記入してください。

「その他」をお答えになった場合は、（ ）等に具体的な内容を記入してください。

* 印の付いた箇所については、6ページの「語句の説明」をご参照ください。

記入していただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

8月2日（金）までにご投函くださいますようお願いいたします。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

平成14年7月

(実施担当機関)

東京都渋谷区恵比寿1-13-6

社団法人 新情報センター(担当 企画部 飯田、高島)

電話 03-3473-5231

この調査票は、貴店のここ5年程度の間における具体的な経験に基づいてお答えください。

ア 金融機関としての業態の種別を以下から選択してください（あてはまるもの1つに○をつけてください。）。

- | | | |
|----------|----------|------------------|
| 1：都市銀行 | 5：信託銀行 | 9：労働金庫 |
| 2：地方銀行 | 6：外国銀行 | 10：農林中央金庫・農業協同組合 |
| 3：第二地方銀行 | 7：信用金庫 | 11：生命保険会社 |
| 4：長期信用銀行 | 8：信用協同組合 | 12：ノンバンク |

イ 貴店の貸出金残高（平成14年3月末現在）を以下から選択してください（あてはまるもの1つに○をつけてください。）。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1：10億円以下 | 6：300億円超～500億円以下 |
| 2：10億円超～30億円以下 | 7：500億円超～1,000億円以下 |
| 3：30億円超～50億円以下 | 8：1,000億円超～2,000億円以下 |
| 4：50億円超～100億円以下 | 9：2,000億円超～3,000億円以下 |
| 5：100億円超～300億円以下 | 10：3,000億円超 |

ウ 貴店が代理店業務を受託している政府金融機関をお答えください（あてはまるものすべてに○をつけてください。）。

- | | | |
|--------------|------------|----------------------|
| 1：国際協力銀行 | 5：国民生活金融公庫 | 9：商工組合中央金庫 |
| 2：日本政策投資銀行 | 6：農林漁業金融公庫 | 10：社会福祉・医療事業団 |
| 3：沖縄振興開発金融公庫 | 7：中小企業金融公庫 | 11：中小企業総合事業団(信用保険部門) |
| 4：公営企業金融公庫 | 8：住宅金融公庫 | |

問1 次の(1)から(9)の分野*1ごとに、貴店において政府金融機関の活動と「競合した経験」についてお尋ねします。

※ これらの「分野」の詳しい説明は、6ページの<<語句の説明>>をご覧ください。

| | | | |
|-----|-----------------|------------|----------------|
| 分 野 | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 企業の海外展開支援 |
| | (4) 社会資本整備・地域開発 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 |
| | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育・その他) |

当該分野の個別の貸出案件について、下の選択肢「2」から「6」のような政府金融機関の活動と「競合した経験」はありますか。

- 各分野ごとに、
- ・ 「競合した経験」がない場合には、下の選択肢「1」を、
 - ・ 「2」から「6」のような「競合した経験」がある場合には、あてはまる番号すべてを、
 - ・ それ以外の「競合した経験」がある場合には「7」を、
- 回答欄に記入してください。
- また、「7」を選択した分野については下の欄に具体的な内容を記入してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|--|---------------------|
| <p>1：政府金融機関と「競合した経験」はない → 問 (4ページ)へ</p> <p>2：当方が貸出しを検討した新規貸出先が、政府金融機関から全部又は一部貸出しを受けた</p> <p>3：当方が継続的に貸出しを行っていた貸出先が、政府金融機関から貸出しを受けた</p> <p>4：政府金融機関があるため、新規貸出先の開拓など営業活動がうまくいかなかった</p> <p>5：政府金融機関が先に有利な担保を押さえていたため、積極的な貸出しができなかった</p> <p>6：政府金融機関による貸出しの条件を考慮して、金利などの設定を変更せざるを得なかった</p> <p>7：その他</p> | | | | | | | | | | 「競合した経験」がある (アヘ) |
| (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) | | |
| 回 答 欄 | | | | | | | | | | |
| <p>上で「7」を選択した分野については具体的にご記入ください。</p> <p>・ 分野番号()：</p> <p>・ 分野番号()：</p> <p>・ 分野番号()：</p> <p>・ 分野番号()：</p> | | | | | | | | | | |

- ア [前問 で「2」から「7」を選択した分野についてお答えください。]

貴店が「競合した経験」がある政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください(該当する分野について、下記の「1」から「11」の選択肢から、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。)

| | | | | | | | | | |
|---|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：国際協力銀行 5：国民生活金融公庫 9：商工組合中央金庫 2：日本政策投資銀行 6：農林漁業金融公庫 10：社会福祉・医療事業団 3：沖縄振興開発金融公庫 7：中小企業金融公庫 11：中小企業総合事業団(信用保険部門) 4：公営企業金融公庫 8：住宅金融公庫 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |

・ イ [前問 で「2」から「7」(「競合した経験」がある)を選択した分野についてお答えください。]

借り手が政府金融機関を選好する理由について、どのような認識をお持ちですか(該当する分野について、下記の「1」から「8」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：低利の条件を提示できるから 2：長期の固定金利を提示できるから 3：多額の貸出額を提示できるから 4：緩やかな担保条件を提示できるから 5：審査等の手続きが迅速又は簡便であるから 6：公的機関で安心感があるから 7：わからない 8：その他 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回答欄 | | | | | | | | | |
| 上で「8」を選択した分野については具体的にご記入ください。 ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... | | | | | | | | | |

- ・ [2 ページの問・で「1」(「競合した経験」がない)を選択した分野についてお答えください。]

政府金融機関と「競合した経験」がない理由について、どのような認識をお持ちですか(該当する分野について、下記の「1」から「7」の選択肢から、あてはまる番号をそれぞれ主なもの2つまで回答欄に記入してください。)

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|----------------|
| 1：当該分野に対する貸出業務は行っていないから 2：競合があり得る状況ではあるが、実際に政府金融機関のために貸出案件を失ったこと等はないから 3：協調貸出や貸出しが困難な案件の紹介など、政府金融機関と一定の連携・調整が行われているから 4：連携・調整関係まではないが、政府金融機関とは貸出対象の差異が明らかになっているから 5：政府金融機関の代理店業務を行っており、業務運営上の区別がなされているから 6：わからない(特に競合を意識したことはない) 7：その他 | | | | | | | | | |
| | (1) 中小企業 | (2) 大・中堅企業 | (3) 海外展開支援 | (4) 社会資本・地域 | (5) 地方公共団体 | (6) 福祉・医療 | (7) 農林漁業 | (8) 個人(住宅) | (9) 個人(教育等) |
| 回 答 欄 | | | | | | | | | |
| 上で「7」を選択した分野については具体的にご記入ください。 ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... ・分野番号()：..... | | | | | | | | | |

問2 政府金融機関と具体の貸出案件に関して連携・調整したことがある場合、その経験についてお尋ねします。

- ・ 貴店において、企業又は個人からの貸出しの申込みに対して、貸出しを行うことが困難（又は単独では困難）なため、政府金融機関（信用保証制度は除く。）を紹介した経験はありますか（あてはまるものに○をつけてください。）。

| | |
|--------|--------------|
| 1 : ある | 2 : ない → 問3へ |
|--------|--------------|

〔前問で「1」を選択した場合のみお答えください。〕

紹介した政府金融機関はどの機関ですか。下記のうちからお答えください（あてはまるものすべてに○をつけてください。）。

| | | |
|----------------|--------------|-----------------|
| 1 : 国際協力銀行 | 5 : 国民生活金融公庫 | 9 : 商工組合中央金庫 |
| 2 : 日本政策投資銀行 | 6 : 農林漁業金融公庫 | 10 : 社会福祉・医療事業団 |
| 3 : 沖縄振興開発金融公庫 | 7 : 中小企業金融公庫 | |
| 4 : 公営企業金融公庫 | 8 : 住宅金融公庫 | |

問3 中小企業信用保証制度についてお尋ねします。

- ・ 貸出先に信用保証協会の保証の利用を勧めた経験はありますか（あてはまるものに○をつけてください。）。

| | |
|--------|-------------|
| 1 : ある | 2 : ない → 終了 |
|--------|-------------|

〔前問で「1」を選択した場合のみお答えください。〕

信用保証協会を勧めた理由をお答えください（主なもの2つまでに○をつけてください。）。

| |
|--|
| 1 : 同協会を利用した地方公共団体の制度融資などを活用した方が、貸出先に有利と判断したから |
| 2 : 同協会の保証を付けることで、低利の貸出しが可能と判断したから |
| 3 : 同協会の保証を付けることで、長期の貸出しが可能と判断したから |
| 4 : 同協会の保証を付けることで、資金需要に即した迅速な貸出しが可能と判断したから |
| 5 : 貸出先の物的担保が乏しいので、当店だけでリスクを負担することに懸念があったから |
| 6 : 貸出先の経営状況から判断して、当店だけでリスクを負担することに懸念があったから |
| 7 : その他 () |

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

語句の説明

* 1 「分野」の区分（2ページ 問1関係）

この調査票における各分野の区分は以下のとおりです。

「中小企業」

中小企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「中小企業」とは、資本金3億円以下又は常用従業者数が300人以下(卸売業は資本金1億円以下又は常用従業者数が100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は資本金5,000万円以下又は常用従業者数50人以下(サービス業は100人以下))の法人及び個人経営企業をいいます(中小企業基本法における定義)。

「大・中堅企業」

大・中堅企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「大企業」とは、資本金10億円以上の法人で、かつ、常用従業者数が300人超(卸売業及びサービス業は100人超、小売業及び飲食店は50人超)を(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)、「中堅企業」とは大企業及び前述 の中小企業以外の法人(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)をいいます。

「企業の海外展開支援」

輸出金融(開発途上国向けの発電通信設備などのプラント及び技術の輸出に対する貸出し)、輸入金融(資源・エネルギー、製品及び技術の輸入に対する貸出し)及び海外投資金融(企業の海外直接投資及び海外事業に対する貸出し)を指します。

「社会資本整備・地域開発」

交通・物流ネットワークや情報通信ネットワークの整備など社会基盤整備のためのプロジェクト及び市街地再開発などの地域開発事業に対する貸出しを指します。

「地方公共団体」

地方公共団体、地方公共団体が経営する公営企業体及び地方道路公社、土地開発公社に対する貸出しを指します。

「福祉・医療」

社会福祉法人による各種社会福祉事業、民間事業者によるシルバーサービス事業及び病院、診療所、介護老人保健施設、薬局等の医療関係事業に対する貸出しを指します。

「農林漁業」

農業、林業、漁業関係事業及び食品の製造、加工、流通関係事業に対する貸出しを指します。

「個人(住宅)」

個人に対する土地家屋の購入、建設、改築等の住宅関連の貸出しを指します。

「個人(教育・その他)」

教育資金など個人に対する貸出しのうち住宅関連の貸出しを除いたものを指します。ただし、自動車の購入や遊興のためと思われる貸出しは除きます。

「政府金融機関」に関するアンケート調査 (事業者向け)

総務省行政評価局

この調査は、統計以外の目的には絶対に使用しませんので、質問の中には立ち入ったことも含まれていますが、ありのままを記入してください。

この調査票は、貴社の代表者又は資金調達などの財務業務を統括している方に記入をお願いいたします。

この調査票において「政府金融機関」とは、国の政策を推進するうえでの必要性から民間金融の補完を目的として設立されたもので、資本金の全額又はそのほとんどを政府が出資している公的金融機関をいい、以下の11機関を指します。

なお、近年、機関の統合があった場合には新名称で記載しておりますが、記入に当たっては統合前の旧名称の機関も含めてお答えください。

- ・国際協力銀行（旧日本輸出入銀行の業務に限ります。）
- ・日本政策投資銀行（旧日本開発銀行、旧北海道東北開発公庫）
- ・沖縄振興開発金融公庫
- ・公営企業金融公庫
- ・国民生活金融公庫（旧国民金融公庫、旧環境衛生金融公庫）
- ・農林漁業金融公庫
- ・中小企業金融公庫
- ・住宅金融公庫
- ・商工組合中央金庫
- ・社会福祉・医療事業団
- ・中小企業総合事業団（信用保険部門の業務に限ります。）

お答えは、特に断りがない限り、該当する番号を で囲んでください。

「その他」をお答えになった場合は、（ ）内に具体的な内容を記入してください。

*印の付いた箇所は、10ページからの「語句の説明と記入の仕方」をご参照ください。

記入していただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

7月31日（水）までに投函していただきますようお願いいたします。

この調査についての問い合わせは、下記までお願いいたします。

平成14年7月

(実施担当機関)

東京都渋谷区恵比寿1-13-6

社団法人 新情報センター(担当 企画部 飯田、高島)

電話 03-3473-5231

ア 貴社の所在地を記入してください。

| |
|---------------|
| _____ 都・道・府・県 |
|---------------|

イ 業種を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

「業種」の区分は、「日本標準産業分類」（平成14年3月改訂総務省）で定める「大分類」を参考にして区分しています。業種区分の内訳は、12ページをご覧ください。

| | | | | |
|------|-----------------|---------|-------------|-------------|
| 1：農業 | 5：建設業 | 9：運輸業 | 13：飲食店 | 17：複合サービス事業 |
| 2：林業 | 6：製造業 | 10：卸売業 | 14：宿泊業 | 18：サービス業 |
| 3：漁業 | 7：電気・ガス・熱供給・水道業 | 11：小売業 | 15：医療、福祉 | |
| 4：鉱業 | 8：情報通信業 | 12：不動産業 | 16：教育、学習支援業 | |

ウ 従業者数（賃金・給与を支給している役員や家族従業者を含み、正社員・アルバイトを問わず2か月以上雇用している者すべてを含みます。）を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| | | |
|------------|--------------|-----------|
| 1： 0人～20人 | 3： 51人～100人 | 5： 301人以上 |
| 2： 21人～50人 | 4： 101人～300人 | |

エ 経営形態を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| | |
|---|-------------|
| 1：個人経営 | |
| 2：法人経営（その場合、資本金・出資金の額について、さらにあてはまるもの1つに をつけてください。 ） | |
| 1,000万円以下 | 1億円超～3億円以下 |
| 1,000万円超～5,000万円以下 | 3億円超～10億円未満 |
| 5,000万円超～1億円以下 | 10億円以上 |

オ 株式公開等の状況を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| | | |
|--|----------|-------|
| 1：株式会社以外の経営形態の事業者である | | |
| 2：株式公開している | | |
| 3：株式公開していない（その場合、株式公開の予定について、さらにあてはまるもの1つに をつけてください。 ） | | |
| ・ 今後公開の予定がある | 公開の予定はない | わからない |

カ 平成13年度1年間の売上高を以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| | |
|----------------------|-----------------|
| 1：1,000万円以下 | 4：1億円超～50億円以下 |
| 2：1,000万円超～5,000万円以下 | 5：50億円超～100億円以下 |
| 3：5,000万円超～1億円以下 | 6：100億円超 |

キ 貴社の現在の資金繰りの状況はいかがですか。以下から選択してください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

| | | | | |
|------|---------|-------------|---------|-------|
| 1：良好 | 2：比較的良好 | 3：どちらともいえない | 4：やや厳しい | 5：厳しい |
|------|---------|-------------|---------|-------|

問1 貴社の資金調達の動向等についてお尋ねします。

- 平成9年(1997年)以降で資金を借り入れたことがある場合、その借入れ先をお答えください(あてはまるものすべてにをつけてください。ただし、「16」の「15以外の公的機関」に該当する場合はその具体的な名前を()内に記入してください。)

| | |
|--|---|
| 1：都市銀行 2：地方銀行 3：第二地方銀行 4：長期信用銀行 5：信託銀行 6：外国銀行 7：信用金庫 8：信用協同組合 9：労働金庫 10：農林中央金庫 11：農業協同組合 12：漁業協同組合 13：生命保険会社・損害保険会社 14：ノンバンク 15：政府金融機関 | 具体的な政府金融機関名 (あてはまるものすべてにをつけて ください。) 国際協力銀行 日本政策投資銀行 沖縄振興開発金融公庫 公営企業金融公庫 国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 住宅金融公庫 商工組合中央金庫 社会福祉・医療事業団 |
| 16：「15」以外の公的機関(<u>具体名</u>) : 17：地方公共団体 18：取引先等企業 19：知人からの借入れ等上記に列挙した以外 20：資金の借入れはない | } → 問へ |

- ア [前問で「1」～「15」(＝「金融機関」)を選択した場合にお答えください。]
金融機関からの借入れに際して信用保証協会*1の保証を受けたことはありますか(あてはまるものにをつけてください。)

※ 「信用保証協会」の詳しい説明は、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

| | |
|------|------|
| 1：ある | 2：ない |
|------|------|

- イ [前問で「1」～「15」を選択した場合にお答えください。]
金融機関から借入れを行う理由(メリット)について、増資や社債発行などの直接金融との比較の面を含めてお答えください(主なもの2つまでにをつけてください。)

※ 「直接金融」とは、事業者(企業)が債券や株券などを発行し、投資家から直接、資金調達する方法です。一方、事業者(個人又は企業)が銀行などの金融機関を介して資金を調達する方法を「間接金融」といいます。

| |
|--|
| 1：資金需要に安定的に対応してくれるから 2：資金の調達や運用の両面で多様な手段を提供してくれるから 3：様々な経営情報やアドバイスが得られるから 4：金融機関との取引実績が自社の信用につながるから 5：(直接金融に比べ)金利、諸費用を含めたコストが低いから 6：必要とする資金が小規模、又は継続的な運転資金の調達が主体だから 7：借入れ条件についての希望に柔軟に対応してくれるから 8：直接金融によるのが困難だから、又は直接金融だけでは十分な資金調達ができないから 9：その他() |
|--|

以下のような直接金融の方法により資金調達を行った経験がありますか（あてはまるものすべてに つけてください。）。

| | |
|---------------------|--|
| 1：社債の発行 | 4：その他の直接金融による調達 |
| 2：新株の発行（会社設立時を除く） | （例： ） |
| 3：CP（コマーシャルペーパー）の発行 | 5：直接金融により資金調達した経験はない |
| | └─┬─> その場合、今後の予定の有無（あてはまるもの1つに つけてください。） |
| | あり 検討中 特になし |

└─> 問2へ

・ア 【前問 で「5 - 」以外を選択した場合にお答えください。】

直接金融により資金調達したことがある、又は実施する予定がある場合（検討中を含みます。）、その理由をお答えください（主なもの2つまでに つけてください。）。

| |
|-------------------------------------|
| 1：資金調達の方法を多様化するため |
| 2：大規模な資金調達を行うため |
| 3：長期資金の調達を行うため |
| 4：借入りに比べ、調達コストが低い |
| 5：借入りに比べ、調達先の事情に影響されずに資金を調達できるため |
| 6：財務体質の改善・強化を図るため |
| 7：最低資本金を満たすため |
| 8：自社の社会的信用の構築につながるため |
| 9：資本市場の環境整備が進みつつあり、今後も市場の発展が予想されるため |
| 10：その他（ ） |

・イ 【前問 で「5 - 」以外を選択した場合にお答えください。】

直接金融による新しい資金調達手段として、企業等が保有する様々な資産を証券化し、投資家に販売する方法^{*2}がありますが、このような「証券化」を活用した資金調達方法に関する貴社の検討状況等についてお答えください（あてはまるもの1つに つけてください。）。

※ 「企業等が保有する様々な資産を証券化し、投資家に販売する方法」の詳しい説明は、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

| |
|---------------------|
| 1：既に実施したことがある |
| 2：実施の予定がある、又は検討中である |
| 3：今後検討をしてみたい |
| 4：特に検討の予定はない |
| 5：わからない |
| 6：その他（ ） |

問2 貴社の政府金融機関からの借入れの状況についてお尋ねします。

〔以下の問2 - ~ は、政府金融機関から借入れを行ったことがある事業者の方（2ページの問1 - で「15」（=政府金融機関）を選択した方）がお答えください。〕

平成9年（1997年）以降の政府金融機関からの借入れのうち、一番最近の案件についてお答えください。なお、同時に複数の借入れがある場合は、最も借入れ金額が大きいものについてお答えください。

借入れを行った政府金融機関を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1：国際協力銀行 | 6：農林漁業金融公庫 |
| 2：日本政策投資銀行 | 7：中小企業金融公庫 |
| 3：沖縄振興開発金融公庫 | 8：住宅金融公庫 |
| 4：公営企業金融公庫 | 9：商工組合中央金庫 |
| 5：国民生活金融公庫 | 10：社会福祉・医療事業団 |

借入れを行った目的を下記のうちからお答えください（あてはまるものに をつけてください。 ）。

- | | |
|----------|--------|
| 1：設備投資資金 | 2：運転資金 |
|----------|--------|

借入れを行った金額を下記のうちからお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1：500万円以下 | 5：1億円超～5億円以下 |
| 2：500万円超～1,000万円以下 | 6：5億円超～10億円以下 |
| 3：1,000万円超～5,000万円以下 | 7：10億円超～50億円以下 |
| 4：5,000万円超～1億円以下 | 8：50億円超 |

政府金融機関から借入れを行った理由をお答えください（主なもの2つまでに をつけてください。 ）。

- | |
|---|
| 1：金利面(低利)で有利だったから |
| 2：貸付期間等(長期固定)で有利だったから |
| 3：借入れの限度額が大きかったから |
| 4：担保や保証人の条件が緩やかだったから |
| 5：将来の収益性や事業の公益性を評価してくれたから |
| 6：借入れの手続きが迅速、又は簡便だったから |
| 7：公的機関で安心感があったから |
| 8：金融環境の変化に左右されずに安定的に貸し出してくれたから |
| 9：民間金融機関* ³ にはない先進的な金融手法を提供してくれたから |
| 10：民間金融機関から借り入れることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められたから |
| 11：特に理由はなかった |
| 12：その他() |

※ 「民間金融機関」の詳しい説明は、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

政府金融機関を利用した際、民間金融機関*³から借り入れることは考えましたか（あてはまるものの1つに をつけてください。）。

※ 「民間金融機関」の詳しい説明は、10ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

- 1：特に考えなかった
- 2：検討はしたものの、民間金融機関に具体的な相談や申込みまでは行わなかった
- 3：相談や申込みを行ったが、結果として借り入れることはできなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた → 問 へ
- 4：借入れ条件を示されたが、政府金融機関が有利と判断し、民間金融機関から借り入れなかった
- 5：政府金融機関から限度額まで借入れ、残りは民間金融機関から借入れた
- 6：政府金融機関と民間金融機関の双方から借入れた（前記5の場合を除く）
- 7：その他（)

〔前問 で「3」を選択した場合にお答えください。〕

結果として民間金融機関から借り入れることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた理由について、どのような認識をお持ちですか（主なもの2つまでに をつけてください。）。

- 1：担保や保証人等が不足していたから
- 2：自社の財務状況が悪化していたから
- 3：自社の収益性や技術力など将来性を評価してくれなかったから
- 4：事業（プロジェクト）の採算性などを評価してくれなかったから
- 5：民間金融機関が貸出対象の選別等を強化したから
- 6：特に理由はわからない
- 7：その他（)

次のページへ

問3 現在の政府金融機関の役割などに関して以下のような様々な意見が聞かれます。中小企業、大・中堅企業、企業の海外展開支援の分野^{*4}などについてみた場合、これらの意見に関する貴社の認識をお尋ねします（各問の中で特に説明がない限り、それぞれあてはまるもの1つにをつけてください。）。

※ 「分野」の詳しい説明は、10から11ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

(1) 長期（固定）資金の提供において民間金融機関を補完する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(2) 経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関が担い得ない信用リスクを補完する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(3) 公共性の高い社会資本関連事業やリスクが大きい長期・大規模事業など、民間金融機関では対応することが難しい事業に資金を供給する役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(4) 景気対策の手段としての役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(5) 金融環境の悪化（銀行の貸し渋りなど）や災害など、緊急時の資金供給源としての役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(6) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている。

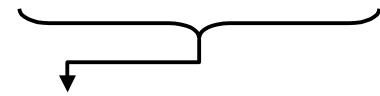
| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(7) 貸出残高など政府金融機関の規模（量）が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(8) 分野によっては民間金融機関で代替可能であり、「競合関係」が見受けられる。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|



(8) - ア 〔前問(8)で「1」又は「2」を選択した場合にお答えください。〕

民間金融機関と「競合関係」が見受けられると認識している事業者向け分野*4を下記のうちからお答えください(あてはまるものすべてに をつけてください。)。

※ 「分野」の詳しい説明は、10から11ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

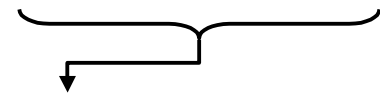
| | | |
|----------|---------------|---------|
| 1：中小企業 | 3：企業の海外展開支援 | 5：福祉・医療 |
| 2：大・中堅企業 | 4：社会資本整備・地域開発 | 6：農林漁業 |

(9) 長期資金の供給は資本市場(社債や株式)からの資金調達で代替可能である。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(10) 政府金融機関に対する国の財政支援など国民負担の増加が懸念される。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|



(10) - ア 〔前問(10)で「1」又は「2」を選択した場合にお答えください。〕

政府金融機関の活動に関連して国民負担の増加が懸念されると認識している要因をお答えください(主なもの2つまでに をつけてください。)。

| |
|---------------------------------------|
| 1：貸し倒れなど不良債権の増加 |
| 2：長期の資金を低利の固定金利で貸し出すことに伴う金利上昇局面での収支悪化 |
| 3：繰上償還の増加(予定していた利息収入の目減り)に伴う収支悪化 |
| 4：政策的な必要性が希薄となった分野への資金供給の継続 |
| 5：運営が非効率なことによる支出経費の増加 |
| 6：その他() |

問4 今後の政府金融機関の在り方や役割について、貴社の認識をお尋ねします。

政府金融機関の中長期的な在り方について、貴社の「全般的な認識」はどのようなものですか（ご認識に最も近いもの1つを選んでをつけてください。）。

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|
| 1 対象や規模 などを拡充 すべき | 2 対象や規模 などを縮小 すべき | 3 原則として 廃止又は民 営化すべき | 4 特に見直す 必要はない | 5 わからない | 6 その他 () |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|

〔前問で「1」、「2」又は「3」を選択した場合にお答えください。〕

具体的分野^{*4}についてどのような認識をお持ちですか。政府金融機関の役割を「拡充」すべき又は「縮小」すべきと認識している分野がある場合、それぞれについて、主なもの3つまでにをつけてください（上記の「全般的な認識」と一致しない分野があっても結構です。また、「縮小」には「廃止又は民営化」すべきものも含まれます。）。

※ 「分野」の詳しい説明は、10から11ページの《語句の説明と記入の仕方》をご覧ください。

| | | | |
|----------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 「 拡充」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |
| 「 縮小」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であるため政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割について、どのような認識をお持ちですか（主なもの3つまでにをつけてください。また、「1」から「3」を選択した場合には、11ページの《語句の説明と記入の仕方》をご参照のうえ、()内にその内容を記入してください。）。

| | |
|--|---|
| <p>1：長期資金の供給 長期とは何年間程度を意識していますか、できれば具体的に^{*5}</p> <p>2：経営基盤が弱い中小企業など信用リスクが高い事業者への資金供給 信用リスクが高い事業者について、できれば具体的に^{*6}</p> <p>3：低所得者層の個人など経済的弱者への資金供給 経済的弱者について、できれば具体的に^{*7}</p> <p>4：社会資本関連事業など採算性は低いが公共性の高い事業への資金供給</p> <p>5：先行性が高い、又は長期・大規模なプロジェクトなどリスクが大きい事業への資金供給</p> <p>6：国際競争上のイコールフットイング(競争条件の平等化)確保のための企業等への資金供給</p> <p>7：環境対策など政策的誘導が必要な分野への資金供給</p> <p>8：災害など緊急時の資金供給</p> <p>9：先進的な金融手法を用いた資金供給</p> <p>10：特に必要な役割はない</p> <p>11：わからない</p> <p>12：その他()</p> | } |
|--|---|

問5 今後の政府金融機関による資金供給方法の在り方について、借り手の立場から、貴社の認識をお尋ねします。

- ・ 公的な資金供給には、政府金融機関が自ら企業等に対して貸出しを行う方法以外にも、例えば、
 - ・ 民間金融機関の貸出しに対して「保証」をつける。
 - ・ 民間金融機関の貸出しに対して「利子補給」する。
 - ・ 民間金融機関が貸し出した「債権を買い取り、証券化」する。

など、民間金融機関を介して同等の効果を実現する方法もあるという意見もあります。このような方法について貴社がどのような認識をお持ちかお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

- | |
|--|
| 1：これまでどおり政府金融機関が「直接」貸出しする方が良い |
| 2：政府金融機関の貸出しと同等の効果があれば、特に方法にはこだわらない |
| 3：政府金融機関の貸出しと同等の効果があつ、かつ、「一定の条件」が確保されるのであれば、特に方法にはこだわらない → 問 へ |
| 4：そもそも公的な資金供給の必要性を感じない |
| 5：わからない |
| 6：その他（) |

〔前問 で「3」を選択した場合にお答えください。〕

この場合、確保すべき「一定の条件」として認識しているものを、下記のうちからお答えください（主なもの2つまでに をつけてください。 ）。

- | |
|---|
| 1：災害など緊急時の資金供給機能が確保されること |
| 2：金融・景気情勢に左右されることなく民間金融機関からの借入れが確保されること |
| 3：政府の財政支出が増えるなど新たに国民負担が生じないこと |
| 4：環境対策の推進など、政策誘導機能が適切に維持されること |
| 5：民間金融が十分に機能する市場環境を整備すること |
| 6：質の悪い債権に公的保証を求めるといった民間金融機関のモラル・ハザードを防ぐこと |
| 7：その他（) |

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

語句の説明と記入の仕方

* 1 「信用保証協会」(2ページ 問1の のア関係)

中小企業者等が金融機関から資金を借り入れる際に、当該債務を保証することにより、中小企業者等に対する金融の円滑化を図り、その健全な発展に資することを目的として信用保証協会法に基づき設立された公的機関です。現在、全国各都道府県および特定の都市に52の信用保証協会があります。

* 2 「企業等が保有する様々な資産を証券化し、投資家に販売する方法」(3ページ 問1の のイ関係)

資産担保証券(ABS)といい、企業等が保有する固定資産(土地、建物等)や貸付(ローン)債権などといった資産を裏付けに有価証券を発行し、それを投資家に売却することで資金を調達する方法です。

なお、平成11年度から東京都が中小企業向けに実施している「CLO(ローン担保証券)制度貸出し」などの証券化を前提とした資金調達も含めてお答えください。

* 3 「民間金融機関」(4ページ 問2の 、 関係)

この調査票では、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、長期信用銀行、信託銀行、外国銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、生命保険会社・損害保険会社及びノンバンク(事業者向け金融業者、リース会社、日賦貸金業者等)を指します。

* 4 「分野」の区分(6ページ 問3、8ページ 問4の 関係)

この調査票における各分野の区分は以下のとおりです。

「中小企業」

中小企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「中小企業」とは、資本金3億円以下又は常用従業者数が300人以下(卸売業は資本金1億円以下又は常用従業者数が100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は資本金5,000万円以下又は常用従業者数50人以下(サービス業は100人以下))の法人及び個人経営企業をいいます。(中小企業基本法における定義)

「大・中堅企業」

大・中堅企業に対する運転資金及び設備投資資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

なお、「大企業」とは、資本金10億円以上の法人で、かつ、常用従業者数が300人超(卸売業及びサービス業は100人超、小売業及び飲食店は50人超)を(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)、「中堅企業」とは、大企業及び前述 の中小企業以外の法人(日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査における定義)をいいます。

「企業の海外展開支援」

輸出金融(開発途上国向けの発電通信設備などのプラント及び技術の輸出に対する貸出し)、輸入金融(資源・エネルギー、製品及び技術の輸入に対する貸出し)及び海外投資金融(企業の海外直接投資及び海外事業に対する貸出し)を指します。

「社会資本整備・地域開発」

交通・物流ネットワークや情報通信ネットワークの整備など社会基盤整備のためのプロジェクト及び市街地再開発などの地域開発事業に対する貸出しを指します。

「地方公共団体」

地方公共団体、地方公共団体が経営する公営企業体及び地方道路公社、土地開発公社に対する貸出しを指します。

「福祉・医療」

社会福祉法人による各種社会福祉事業、民間事業者によるシルバーサービス事業、病院、診療所、介護老人保健施設及び薬局等の医療関係事業に対する貸出しを指します。

「農林漁業」

農業、林業、漁業関係事業及び食品の製造、加工、流通関係事業に対する貸出しを指します。

「個人（住宅）」

個人に対する土地家屋の購入、建設、改築等の住宅関連の貸出しを指します。

「個人（教育・その他）」

教育資金など個人に対する貸出しのうち住宅関連の貸出しを除いたものを指します。ただし、自動車の購入や遊興のためと思われる貸出しは除きます。

* 5 「長期資金」のご記入について（8ページ 問4の 関係）

民間金融機関では貸出しを行うことが困難であると貴社が認識している貸出期間の範囲について、具体的に記入してください。

なお、固定、変動の区分や設備投資資金、運転資金の区分によって貸出期間が異なると認識している場合には、それぞれの区分についてその内容を記入してください（例えば、「 用の資金を、固定ないし変動金利で 年」など。）。

* 6 「信用リスクが高い事業者」のご記入について（8ページ 問4の 関係）

民間金融機関では貸出しを行うことが困難であると貴社が認識している事業者の範囲について、具体的に記入してください（例えば、「担保提供能力がない、売上高が 万円以下の事業者」など）。

* 7 「低所得者層」のご記入について（8ページ 問4の 関係）

民間金融機関では貸出しを行うことが困難であると貴社が認識している低所得者の範囲について、具体的に記入してください（例えば、「年間所得が 万円以下の者」など）。

* 業種区分の内訳 *

1 **農 業**
耕種農業、畜産農業、農業サービス業
園芸サービス業

2 **林 業**
林業

3 **漁 業**
漁業、水産養殖業

4 **鉱 業**
鉱業

5 **建 設 業**
総合工事業、職別工事業(設備工事業を除く)、設備工事業

6 **製 造 業**
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)、
衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、
パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、
プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、
その他の製造業

7 **電気・ガス・熱供給・水道業**
電気業、ガス業、熱供給業、水道業

8 **情報通信業**
通信業、放送業、情報サービス業、
インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業

9 **運輸業**
鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、
水運業、航空運輸業、倉庫業、
運輸に附帯するサービス業

10 **卸 売 業**
各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、
その他の卸売業

11 **小売業**
各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、
自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、その他の小売業

12 **不 動 産 業**
不動産取引業、
不動産賃貸業・管理業

13 **飲食店**
一般飲食店、遊興飲食店

14 **宿泊業**
宿泊業

15 **医療、福祉**
医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業

16 **教育、学習支援業**
学校教育、その他の教育、学習支援業

17 **複合サービス事業**
郵便局、協同組合(他に分類されないもの)

18 **サービス業(他に分類されないもの)**
専門サービス業(他に分類されないもの)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、
その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、
その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業

「政府金融機関」に関するアンケート調査 (世帯向け)

総務省行政評価局

皆さんが利用している金融機関には、一般の銀行や郵便局、農協、信用金庫などのほかに、住宅金融公庫や国民生活金融公庫など、国の政策を実現するために、政府の指導監督のもとで運営されている「政府金融機関」があります。

このアンケートは、主に、こうした「政府金融機関」についての、あなたのお考えをお尋ねするものです。質問の中には、立ち入ったことも含まれていますが、この調査は、統計以外の目的には絶対に使用しませんので、ありのままを記入してください。

この調査票は、宛名のご本人様に記入をお願いいたします。

お答えは、あてはまるものの番号を で囲んでください。

「その他」をお答えになった場合は、()内に具体的な内容を記入してください。

*印の付いた語句は、8ページからの「語句の説明」をご参照ください。

記入していただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、

8月12日(月)までに投函していただきますようお願いいたします。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

平成14年7月

(実施担当機関)

東京都渋谷区恵比寿1-13-6

社団法人 新情報センター(担当 企画部 飯田、高島)

電話 03-3473-5231

問1 あなたは、次の政府金融機関について、どの程度ご存じですか（あてはまるもの1つに をつけてください。 ）。

- ・ 住宅金融公庫
- ・ 国民生活金融公庫（旧国民金融公庫、旧環境衛生金融公庫）
- ・ 農林漁業金融公庫
- ・ 中小企業金融公庫
- ・ 商工組合中央金庫
- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 公営企業金融公庫
- ・ 社会福祉・医療事業団
- ・ 中小企業総合事業団（信用保険部門の業務に限ります。）
- ・ 国際協力銀行（旧日本輸出入銀行の業務に限ります。）
- ・ 日本政策投資銀行（旧日本開発銀行、旧北海道東北開発公庫）

上記の11機関のうち、名前を聞いたことがあり、おおよそどんな仕事をしているか知っている機関が、

- 1 4 機関以上ある
- 2 1～3 機関ある
- 3 仕事の中身はよく知らないが、名前を聞いたことはある機関がある
- 4 ない（全く知らない）

この調査票において「政府金融機関」とは、国の政策を推進する上での必要性から民間金融の補完を目的として設立されたもので、資本金の全額又はそのほとんどを政府が出資している公的金融機関をいい、上の11機関を指します。

なお、次のページ以降の質問では、近年、機関の統合があった場合には新名称で記載しておりますが、ご記入にあたっては統合前の旧名称の機関も含めてお答えください。

次のページへ

問2 金融機関の利用経験などについてお尋ねします。

あなたは今までに、銀行や信用金庫、農協などといった金融機関*1からお金を借りたことがありますか(あてはまるものに をつけてください。)。

「金融機関」についての詳しい説明は、8ページの《語句の説明》をご覧ください。

「お金を借りた」には、月賦・年賦による借入れや、キャッシングなども含まれます。

| | | |
|------|------|-------------|
| 1 ある | 2 ない | → 問3(4ページ)へ |
|------|------|-------------|

- ア [前問 で「お金を借りたことがある」とお答えの方にお尋ねします。]

あなたは今までに、次の政府金融機関からお金を借りたことがありますか(あてはまるもの1つに をつけてください。複数ある場合には、一番最近に借りたものについてお答えいただき、以下問 -イ~キについても同じ案件についてお答えください。)。

| | |
|--------------|------------------------------|
| 1 沖縄振興開発金融公庫 | 5 住宅金融公庫 |
| 2 国民生活金融公庫 | 6 商工組合中央金庫 |
| 3 農林漁業金融公庫 | 7 社会福祉・医療事業団 |
| 4 中小企業金融公庫 | 8 1~7の機関から借りたことはない→問3(4ページ)へ |

- イ [前問 -アで「1」~「7」をお答えの方にお尋ねします。]

お金を借りた目的を下記のうちからお答えください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 住宅資金 | 2 教育資金 | 3 生活資金 | 4 事業資金 |
|--------|--------|--------|--------|

資金の種類について

「住宅資金」とは、住宅の新築や改築、新規購入のために必要な資金のことを指します。

「教育資金」とは、高等学校や大学、専門学校、予備校などに入学・在学している本人・子息の、就学に要する資金のことを指します。

「生活資金」とは、日常生活を維持するために必要な資金のことを指します。したがって、自動車の購入や遊興のための資金は含みません。

「事業資金」とは、事業に必要な資金のことを指します。具体的には、商品仕入や手形決済などのための運転資金、店舗の新築・改築、機械や車両の購入などの設備投資資金の両方のことを指します。

- ウ 借入れ金額を下記のうちからお答えください(あてはまるもの1つに をつけてください。)。

| | |
|----------------------|------------------|
| 1 500万円以下 | 4 5,000万円超~1億円以下 |
| 2 500万円超~1,000万円以下 | 5 1億円超 |
| 3 1,000万円超~5,000万円以下 | |

- エ 借入れ時期を下記のうちからお答えください(あてはまるものに をつけてください。「2」をお答えの方は、具体的な借入れの年を記入してください。)。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 平成8年(1996年)1月以降 | 2 それ以前 |
| | ↳ (具体的には 昭和・平成(又は西暦) 年) |

- オ あなたが政府金融機関から借入れを行った理由をお答えください（主なもの2つまでをつけてください。）。

- 1 金利が低かったから
- 2 固定金利で返済期間が長かったから
- 3 借りられる金額が大きかったから
- 4 担保の条件や審査が緩やかだったから
- 5 借りるための手順が簡単だったから
- 6 繰上げ返済など、返済方法が柔軟だったから
- 7 公的な機関なので安心だったから
- 8 知人や業者に勧められたから
- 9 民間金融機関から借りることができなかった、又は利用を検討するよう勧められたから
- 10 特に理由はなかった
- 11 その他（ ）

- カ 政府金融機関を利用した際、民間金融機関から借りることはお考えになりましたか（あてはまるもの1つにをつけてください。）。

- 1 特に考えなかった
- 2 検討はしたものの、民間金融機関に具体的な相談や申込みまでは行わなかった
- 3 民間金融機関にも相談や申込みを行ったが、結果として借りることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められた → 問 - キへ
- 4 借入れ条件を示されたが、政府金融機関が有利と判断し、民間金融機関から借りなかった
- 5 政府金融機関から借入れ限度額いっぱい借り、足りない部分は民間金融機関から借りた
- 6 政府金融機関と民間金融機関の双方から借りた（前記5の場合を除く）
- 7 その他（ ）

- キ 〔前問 - カで「3」とお答えの方にお尋ねします。〕

結果として民間金融機関から借りることができなかった、又は政府金融機関の利用を検討するよう勧められたのは、どのような理由からだと思われますか（主なもの2つまでをつけてください。）。

- 1 担保や保証人等が不足していたから
- 2 所得や年収が不足していたから
- 3 勤務先の信用が不足していたから
- 4 借りようとした金額が大きかったから
- 5 （自営の）事業の状況が思わしくなかったから
- 6 特に理由はわからない
- 7 その他（ ）

問3 現在の政府金融機関のあり方や役割について、次のような様々な意見が聞かれます。住宅資金や事業資金など、政府金融機関が個人にお金を貸し出している分野についてみた場合、これらの意見に関してどのように思われますか（各問の中で特に説明がない限り、それぞれあてはまるもの1つに をつけてください。）。

(1) 民間金融機関にはない、返済期間が長い（固定金利の）貸出しを行っている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(2) 経営基盤が弱い中小企業等への貸出しなど、民間金融機関では貸すことが難しい、貸し倒れなどの危険（リスク）が大きい相手に貸出しを行っている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(3) 景気対策の手段としての役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(4) 銀行の貸し渋りや災害といった緊急時にお金を貸し出す役割を果たしている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(5) 民間金融機関では貸出しを行うことができないような低い金利で貸出しを行っている。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(6) 全体としての規模（貸出し総額など）が大きく、民間金融機関の業務を圧迫している。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(7) 分野によっては民間金融機関でも貸出しを行うことが可能な相手にまでお金を貸しており、「競合関係」が見受けられる。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

〔前問(7)で「1」又は「2」とお答えの方にお尋ねします。〕

(7) - ア 民間金融機関と「競合関係」が見受けられる個人（個人事業主を含みます。）向け分野*2はどこだと思われませんか（この設問については、あてはまるものすべてにをつけてください。）。

「分野」の詳しい説明は、8から9ページの《語句の説明》をご覧ください。

| | | |
|-------------|---------|--------------|
| 1 中小企業 | 3 福祉・医療 | 5 個人(住宅) |
| 2 企業の海外展開支援 | 4 農林漁業 | 6 個人(教育・その他) |

(8) 民間金融機関と同じように政府金融機関が自らお金を貸し出すよりも、民間の金融機関の貸出しを支援するような方法（たとえば、民間金融機関の貸出しに対して、「保証」を付けるなど）を充実していくべきである。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

(9) 政府金融機関に対する国の財政支援など国民負担の増加が心配だ。

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえ ばそう思う | 3 どちらとも いえない | 4 どちらかといえ ばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |
|-----------|-----------------------|--------------------|-------------------------|-------------|------------|

次のページへ

問4 今後の政府金融機関のあり方や役割について、お尋ねします。

ある程度長い目を見た場合に、今後の政府金融機関のあり方や役割についてのあなたの「全般的なお考え」はどのようなものですか（お考えに最も近いもの1つを選んでをつけてください。）。

| | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|
| 1 対象や規模 などを拡充 すべき | 2 対象や規模 などを縮小 すべき | 3 原則として 廃止又は民 営化すべき | 4 特に見直す 必要はない | 5 わからない | 6 その他 () |
|----------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|------------|-----------------|

〔前問で「1」、「2」又は「3」を選択した場合にお答えください。〕

具体的分野について、どのようなお考えをお持ちですか。政府金融機関の役割を「拡充」すべき又は「縮小」すべきとお考えの分野がある場合、それぞれについて、主なもの3つまでにをつけてください（上記の「全般的なお考え」と一致しない分野があっても結構です。また、「縮小」には「廃止又は民営化」すべきものも含まれます。）。

「分野」の詳しい説明は、8から9ページの《語句の説明》をご覧ください。

| | | | |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 「 拡充 」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |
| 「 縮小 」 | 1：中小企業 2：大・中堅企業 3：企業の海外展開支援 | 4：社会資本整備・地域開発 5：地方公共団体 6：福祉・医療 | 7：農林漁業 8：個人(住宅) 9：個人(教育・その他) |

民間金融機関による活動のみでは国の政策を推進していくことが困難であるため政府金融機関が今後とも果たしていく必要がある役割は、何だとお考えですか（主なもの3つまでにをつけてください。）。

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------|----------------------------|---------------|----------|------------|
| 1 返済期間が長い貸出し | 2 経営基盤が弱い中小企業などへの貸出し | 3 低所得者層の個人など、経済的弱者への貸出し | 4 多くの人を使う施設の整備など、公共性の高い事業への貸出し | 5 長期・大規模なプロジェクトなど、将来の見通しが立てにくい事業への貸出し | 6 企業の海外展開を支援するための貸出し | 7 環境対策など、国が政策的に誘導すべき分野への貸出し | 8 災害など、緊急時の貸出し | 9 民間金融機関にはない新しい金融手法を用いた貸出し | 10 特に必要な役割はない | 11 わからない | 12 その他 () |
|--------------|----------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------|----------------------------|---------------|----------|------------|

最後に、あなたご自身のことについてお尋ねします。

F 1 あなたがお住まいの都道府県をお答えください（記入してください。）。

_____ 都・道・府・県

F 2 あなたの満年齢をお答えください（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 3 30歳代 | 5 50歳代 | 7 70歳以上 |
| 2 20歳代 | 4 40歳代 | 6 60歳代 | |

F 3 あなたのご職業は次のどれにあたりますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

- | | | |
|----------------|------------|-------|
| 1 農林漁業者 | 4 会社（団体）役員 | 7 その他 |
| 2 自営（商工業） | 5 無 職 | |
| 3 会社員・団体職員・公務員 | 6 学 生 | |

F 4 あなたの世帯全体の、昨年1年間の収入（税込み）は、次のどの区分に入りますか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

自営業の方は、売上高でなく営業利益によってください。

- | |
|--------------------|
| 1 500万円以下 |
| 2 500万円超～1,000万円以下 |
| 3 1,000万円超 |

F 5 あなたは今までに住宅を建てたり、購入したご経験はお持ちですか。また、今後、そのご予定が
おありですか（あてはまるもの1つに をつけてください。）。

- | |
|-------------------|
| 1 経験がある |
| 2 経験はないが、今後の予定はある |
| 3 経験がなく、今後の予定もない |

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

語句の説明

* 1 「金融機関」(2ページ 問2 関係)

この調査票では、次の機関を指します。したがって、勤務先からの借入れなどは金融機関からの借入れには含みません。

・ 政府金融機関

・ 民間金融機関

銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、長期信用銀行、信託銀行、外国銀行)、
信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、
生命保険会社、損害保険会社、ノンバンク(消費者金融業者、信販会社、商工ローン業者など)

* 2 「分野」の区分(5ページ 問3(7)関係)

この調査票における各分野の区分は以下のとおりです。

「中小企業」

中小企業(資本金3億円以下又は常用従業者数が300人以下の企業など)に対する事業資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

中小企業基本法では、「中小企業」とは、資本金3億円以下又は常用従業者数が300人以下(卸売業は資本金1億円以下又は常用従業者数が100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は資本金5,000万円以下又は常用従業者数50人以下(サービス業は100人以下))の法人及び個人経営企業とされています。

「大・中堅企業」

大・中堅企業(資本金3億円超又は常用従業者数が300人超の企業など)に対する事業資金の貸出しを指します。ただし、以下の から 及び から の分野に該当する貸出しは除きます。

日本銀行の主要銀行貸出動向アンケート調査では、「大企業」とは、資本金10億円以上かつ常用従業者数が300人超(卸売業及びサービス業は100人超、小売業及び飲食店は50人超)の法人を、「中堅企業」とは、大企業及び前述の中小企業以外の法人とされています。

「企業の海外展開支援」

国内の企業が、海外の企業などと取引する際や海外進出する際の資金の貸出しを指します。

「社会資本整備・地域開発」

鉄道などの社会資本整備のプロジェクトや市街地再開発などの地域開発事業に対する貸出しを指します。

「地方公共団体」

地方公共団体、地方公共団体が経営する公営企業体などに対する貸出しを指します。

「福祉・医療」

社会福祉法人による各種社会福祉事業、民間事業者によるシルバーサービス事業、病院、診療所、介護老人保健施設及び薬局等の医療関係事業に対する貸出しを指します。

「農林漁業」

農業、林業、漁業関係及び食品の製造、加工、流通関係事業に対する貸出しを指します。

「個人（住宅）」

住宅資金の貸出しを指します。

「個人（教育・その他）」

教育資金、生活資金の貸出しを指します。

有識者に対するインタビュー調査結果について

第1 調査目的と実施方法

政府金融機関等による公的資金の供給が果たす民間金融の補完機能について、その現状等に関する有識者の認識や意見を幅広く収集することにより、本政策評価を行う上で活用する。

具体的には、「有識者に対するインタビュー調査」として、下記のインタビュー項目を、大学教授等16名、シンクタンク研究員・公認会計士他10名の計26名の方に事前送付の上、面談にて聞き取り調査を実施した。

【インタビュー項目】

Q1 政府金融機関等による公的資金供給の民業補完状況について

1) 近年における金融資本市場の発達や恒常的な資金余剰となっている金融情勢の下で、現在の政府金融機関等による公的資金の供給が果たしている民業補完の機能についてどのような認識をお持ちですか。

- ・ 量的補完機能
- ・ 質的補完機能（長期固定資金、信用補完など）
- ・ その他の機能（緊急時の対応、政策の誘導、景気対策など）

2) 政府金融機関等による公的資金の供給が金融資本市場に与えている影響についてどのような認識をお持ちですか。

特に、シェアの拡大等が適正な資金配分を歪めている、また、市場における自由な金利形成や社債等資本市場発展の阻害要因となっているとの意見についてどのようにお考えですか。

Q2 政府金融機関等による公的資金供給の効率性について

政府金融機関等による公的資金の供給に係るコスト及び便益の範囲について、それぞれどのように捉えるべきだとお考えですか。また、現在のコストと便益の関係（効率性）について、どのような認識をお持ちですか。改善すべき点や今後の課題等がある場合には併せて御意見をお聞かせください。

Q3 今後の政府金融機関等による公的資金供給の在り方について

1) 民間金融機関の収益機会の拡大等による金融・資本市場の健全な発展や活性化を展望した場合、今後の政府金融機関等による公的資金供給は、その量及び質などの面でどのようにあるべきだとお考えですか。

特に、民間金融機関との関わりにおいて、どのような機能（又は対象分野）を担うべきだとお考えですか。

2) 上記1)に関し、資金の供給手段として直接貸出以外の手法（保証・保険、証券化支援、リファイナンス、利子補給、税制等）についてどのようにお考えですか。諸外国の例も踏まえつつ御意見をお聞かせください。

Q4 その他

政府金融機関等が果たす「民業補完」について、上記以外に自由に御意見をお聞かせください。

【インタビュー対象者】

インタビューにご協力いただいた方々は、以下のとおりである。(50音順、敬称略)

大 学 教 授 等

| | |
|------|-----------------|
| 池尾和人 | 慶応義塾大学経済学部教授 |
| 伊藤元重 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 井上 徹 | 横浜国立大学経営学部助教授 |
| 井堀利宏 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 岩田一政 | 東京大学教養学部教授 |
| 岩本康志 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| 奥村洋彦 | 学習院大学経済学部教授 |
| 深尾光洋 | 慶応義塾大学商学部教授 |
| 藤野次雄 | 横浜市立大学商学部教授 |
| 堀内昭義 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 松浦克巳 | 横浜市立大学商学部教授 |
| 三井 清 | 明治学院大学経済学部教授 |
| 宮原勝一 | 青山学院大学経済学部助教授 |
| 宮脇 淳 | 北海道大学大学院法学研究科教授 |
| 吉野直行 | 慶応義塾大学経済学部教授 |
| 若杉敬明 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |

シンクタンク研究員・公認会計士他

| | |
|------|-----------------------------|
| 市来治海 | 住友生命総合研究所主席研究員 |
| 翁 百合 | 日本総合研究所主席研究員 |
| 樫谷隆夫 | 日本公認会計士協会理事 |
| 金子雄一 | 日本経済研究センター研究委員 |
| 川本裕子 | マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・エキスパート |
| 高木勇三 | 日本公認会計士協会理事 |
| 田辺敏憲 | 富士通総研主席研究員 |
| 富田俊基 | 野村総合研究所研究理事 |
| 野田彰彦 | みずほ総合研究所主事研究員 |
| 三宅純一 | 住商リース顧問 |

なお、肩書きは、平成14年9月時点のものである。

第2 調査結果の概要

有識者に対するインタビュー調査結果の概要は、以下のとおりである。

1 現在の民間金融の補完機能に対する評価（Q1 - 1 関連）

量的補完機能については、貸し渋り対策等限定的なケースを除き、既に恒常的には意義はないとする意見が多数みられる。

なお、中小企業分野への公的資金の供給に関しては、情報の非対称性に起因する信用割当ての緩和に関して量的補完機能が存在するとの意見や量的補完について貸し渋り対策等緊急時対応としての位置付けでは必要との意見などもみられる。

長期（固定）資金の供給については、

- ・ 民間金融機関や資本市場で十分対応が可能であるとの意見
- ・ 政府の財政負担に支えられているから可能なのであり、同じ補助があれば民間でも対応できるし、現在の財政状況のもとではシステムとして持続不可能との意見があるなど、長期（固定）資金の供給による補完については否定的な意見が多数みられる。

なお、一方で、設備資金等にかかる長期資金の貸出しは、民間金融機関において積極的とは考えにくいことなどから補完の関係が認められるのではないかとの意見などもみられる。

貸出先の情報に乏しい場合や貸倒れの危険が大きい場合などにおける信用補完については、少なくとも直接貸出による必要はないとの意見も含め、当該補完機能について否定的な意見が多数みられる。

これに付随して、政府金融機関等の情報生産（審査）能力については、その優位性に否定的な意見がみられる。

一方、現下の金融情勢に鑑み当面の機能として肯定する意見や信用リスク面での補完機能について肯定的な意見、中小企業、ベンチャー分野における政府金融機関等の貸出しについては一定の評価が可能との意見などもみられる。

また、以上の諸点を通じて、現下の経済情勢や金融システムが機能不全の中では、公的資金の供給が果たしている機能を適切に評価することは困難とする意見がみられる。

このほか、公的資金の供給が果たしている民間金融の補完機能について、以下のような意見がみられる。

- ・ 民業補完を判定する尺度としては、不確実性の存在が重要との意見
- ・ 経済全体をみて長期的視野に立って動く行動原理は重要との意見
- ・ 大規模プロジェクトなどにおける中立的立場からのアレンジャ 業務を重視する意見
- ・ 外部性の大きさ（社会的便益は大きい収益性は低い）に補完意義を認める意見
- ・ 先進的な金融手法の導入など、マーケットが育つまでの間の呼び水効果を重視する意見

2 金融資本市場に与える影響について（Q1 - 2 関連）

公的資金供給のシェア拡大等が適正な資金配分を歪めているのではないかとの点に関しては、肯定的な意見（歪めているとの認識）が多数みられるが、適正規模に関しては経済状況等により変わりうるとする意見がみられるなど、望ましい規模に関する具体的な言及は無かった。

なお、全体としての規模（シェア）は必ずしも金融市場発展の阻害要因とはならないとす

る意見もみられる。

公的資金の供給が市場における自由な金利形成の阻害要因になっているのではないかとの点に関しては、オーバーバンキング状況など民間金融の問題を指摘しつつも、政府金融機関等による低利での資金供給が阻害要因となっていることは否めないとする意見が多数みられる。

なお、低利の資金供給に政策的意義を認める意見がみられる他、民間金融機関の収益構造（リスクに見合ったリターンを得られていない問題）と政府金融機関等による低利での資金供給との関係は小さいとする意見もみられる。

公的資金の供給が社債等資本市場発展の阻害要因になっているのではないかとの点に関しても、一つの要因として否定できないとする意見が多数みられるが、同時に、過去における起債規制の存在や投資家に対するリスク情報の開示不足などを指摘する意見もみられる。

なお、我が国の社債市場が未成熟である問題と、政府金融機関等による長期資金の供給とは切り離して考えるべきとする意見もみられる。

3 コスト及び便益について（Q2 関連）

コストについては、基本的には政府の財政負担である補給金、交付金、出資金等に係る機会費用とする意見が多数みられる。

その他、公的資金の供給に係るコスト要素として、以下のような意見がみられる。

- ・ 資金調達コストや運営コスト（内部効率性）を検証すべきとの意見
- ・ 当該機関が抱えているリスクを正確に把握すべきとの意見
- ・ 市場を歪めていることなどによる副次的なコストを含めるべきとする意見
- ・ 国家としての信用を背景としている点を加味すべきとの意見
- ・ 民間とのイコールフットイングに係る要素に注意を払うべきとの意見

便益については、経済波及効果など社会的便益をトータルで把握すべきであるが、現状ではその測定把握は難しく、今後、測定手法に関する研究を進めることが必要との意見が多数みられる。

また、把握可能な指標として、資金の借り手が市場金利よりも低コストで資金調達できた部分とする意見がみられる。

効率性の評価に関して、代替的手法との比較検討を行うべきとする意見がみられるほか、現在行われている「政策コスト分析」について改善及び各機関における事業の在り方の見直し等への活用を期待するとの意見がみられる。

4 今後の政府金融機関等の役割と代替手法との関係について（Q3 関連）

全般に関わる意見として、市場への影響等に鑑み、少なくとも政府金融機関等による直接貸出については限定すべきとの意見が多数みられる。

また、これらの意見も含め、中長期的な政府金融機関等の役割は、緊急時対応など例外的なものに止め、縮小又は撤退すべきとの意見が多数みられる。

これらの一方で、直接貸出については、公的資金の供給のあり方として、モニタリング機能の発揮を前提とした政策的必要性を見極めた上、政府が実施する場合には直接貸出を行う

ことが基本で債務保証は限定すべきであるとの意見などもみられる。

貸付資産の証券化を図るべきとの意見も含め、証券化に関して政府金融機関等が呼び水的に一定の役割を果たせるのではないかとの意見が多数みられる。

政府金融機関等の在り方や果たすべき機能を考えるにあたっては、政策目的の明確化を図り、その妥当性をまず検証すべきとの意見がみられる。

以上のほか、今後とも公的資金の供給が果たすべき役割として挙げられた主なものは以下のとおり（項目1と一部重複。なお、関与の手法としては直接貸出には限らない。）

- ・ 長期的視野、中立的な立場からのアレンジ 機能
- ・ 外部性や不確実性の大きい分野に対する資金供給
- ・ 中小企業分野など情報の非対称性が存在する分野における補完機能
- ・ ベンチャー企業等向けの資金供給

また、民間金融の補完を徹底するために、米国で実施されているクレジットディナリアルなど制度的な仕組みが必要との意見がみられるほか、貸出上限額を厳格に設定する必要があるとの意見がみられる。

次に、資金供給手法の在り方については、個々の手法について以下のような意見がみられたが、全般にわたる意見として、個々の手法の優劣は一概に決められないが、現状のように直接貸出が大部分を占める必要はなく、間接的な関与に重点を置きつつ政策目的に応じて多様な手法から選択されるべきとの意見がみられる。

直接貸出について

以下のような肯定的意見もみられたが、全体としては否定的意見が多数

<主な肯定的意見>

- ・ 公的資金の供給を行うならば、情報生産機能が発揮できる直接貸出で行うべき。
- ・ 全体として公的資金供給の役割を縮小すべき中であって、あえて他の手段を選択する必然性は小さい。
- ・ 入口段階では融資を行い、不確実性が解消された段階で証券化により民間に売却すべき。

<主な否定的意見>

- ・ 市場全体として直接金融への流れにある中で、直接貸出は基本的に撤退すべき。
- ・ 民間金融機関を通じて資金が「回る」ようなシステムを構築すべき。

保証・保険について

モラルハザードや逆選択を防止する仕組みを導入することを前提に、肯定的意見が多数

<主な肯定的意見>

- ・ リスクシェアリングや可変保険料率の導入等民間金融機関の審査へのインセンティブが働く工夫があれば有効に機能する。
- ・ 市場との調和等を考えると、保証は望ましい手法である。

<主な否定的意見>

- ・ 逆選択や利益相反の問題が避けられない。
- ・ 民間金融機関が資金を「流す」だけになってしまう。

証券化支援について

肯定的意見が多数みられる。

<主な肯定的意見>

- ・ 証券化市場育成の要請は高く、政府金融機関等として一定の役割を果たすべき。

<主な否定的意見>

- ・ 既往債権の流動化には意味があるが、業務として行うことは民業圧迫のおそれ

利子補給について

肯定的意見と否定的意見がきつ抗している。

<主な肯定的意見>

- ・ 民間金融との調和を図りつつ、コストの明確化を図ることが可能
- ・ 貸出対象に関する政府の裁量性が少ない住宅や中小企業分野では有効

<主な否定的意見>

- ・ 民間金融機関がはたして効率的なのか疑問
- ・ 財政負担が増加する可能性が存在

リファイナンスについて（民間債権の買取りによる資金供給を除く）

肯定的意見と否定的意見が拮抗している。

<主な肯定的意見>

- ・ ドイツで行われている方式を参考にすべき。

<主な否定的意見>

- ・ 資金的余剰の環境下で民間金融機関のニーズは小さい。

税制について

<主な肯定的意見>

- ・ 住宅分野については有効

<主な否定的意見>

- ・ 政府における責任体制が明確ではない。

有識者に対するインタビュー調査結果の一覧表（個別回答結果）

（ なお、掲載は順不同。）

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|---|---|--|--|--|-----|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 1 | <p>政府金融機関等による資金供給機能として必要と考えるものは、緊急時の対応と短期的には中小企業向けの信用リスクの補完機能</p> <p>ただし、中小企業向けも、資金供給手法としては、保証や利子補給などの手法を検討すべき。</p> <p>住宅や大企業向け貸出しは政府が行う金融支援としてはもはや不要</p> <p>特に、政府金融機関等の金利体系は、金融市場からみて大きな問題</p> <p>また、長期資金の供給による補完については、本来社債等により対応すべきもの。政策投資銀行から優良企業が借りている長期融資（融資を受けている企業の多くが負債の4割程を政策投資銀行から借入れている状況。）は、民業補完を超えた状況。これらは、社債市場育成の観点からも速やかに撤退すべき。また、そもそも当該資金需要が本当に超長期でなければならないのか検証する必要もある。</p> | <p>規模の問題については、中小企業向けで減少もみられるが、住宅、大企業向けを中心に増加、シェアの面でも大きくなり過ぎている。</p> <p>リスクとリターンが見合った金利形成の点については、オーバーバンキング状況やその他民間金融サイドにも様々な要因が存在するが、政府金融機関等の金利体系が、民間が適正な利ざやをとれない要因の一つとなっている。</p> <p>また、政府金融機関等による長期の資金供給は、社債市場育成の観点から手を引くべき。20年以上の超長期の社債は現状では確かに少ないが、国債市場の動向をみると、現下の経済情勢のもと、20年債、30年債やそれ以上の年限についても機関投資家の需要が存在。超長期の社債市場の厚みは、今後の年金などの運用スタンスを考慮すると十分可能性が存在する。</p> | <p>政策コスト分析は、感応度分析や経年比較が行われるなど、工夫がなされてきている。また、行政コスト計算書は、民間並みの基準によると、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫で行政コストが高いこと等が明らかになった。</p> <p>このように、ベネフィットの把握は難しいが、コストについては、比較検討を行う上で有意義な素材が提供されるようになった。</p> <p>今後は、把握されたコストから、予算や民営化を含めた組織論にどのようにつなげていくか議論が必要。</p> <p>また、政策評価を行う上では、資本市場育成の阻害など市場を歪めていることによる副次的なコストや、公的資金供給により退出すべき企業の延命が図られるなど、社会的コストについても検討を行い、加味することが重要</p> | <p>政策投資銀行や国際協力銀行などの大企業向け融資は撤退し、金融市場（社債市場）の育成・活性化に資することが望まれる。住宅向けも民間との競合分野であり、撤退すべき。これらはたとえ政府金融機関等が撤退しても経済的な悪影響は少ないはず。</p> <p>中小企業向けは、現下の金融・経済環境では一定のリスクテイク機能を残さざるを得ない。しかし、その場合も民間金融の補完のみならず「連携」を重視し、市場と調和的に行うべき。したがって、直接貸出よりも、保証、利子補給、税制又は証券化にあたっての信用補完などの手法が望ましく、多面的な取組を行うべき。ただし、モラルハザードの問題には留意が必要。例えば保証方式では部分保証とすべき。また、証券化支援は、住宅や教育分野以外にも、中小企業分野においても、スコアリング技術が進んでおり可能性はある。</p> <p>また、今後の金融市場における直接金融と間接金融の在り方や役割分担を考えると、中小企業向けは、金融仲介機関によるモニタリングが引き続き重要であるなど、本来間接金融によりカバーすべき分野。今後、金融システムが健全化すれば、中小企業分野からも政府金融機関等は撤退することが必要</p> | |
| 2 | <p>量的補完については、貸し渋り対策のように、例外的に補完が必要な場合もあり得るが、民間金融に十二分な資金がある現状においては、恒常的な機能はなくなっている。</p> <p>情報生産機能については、政府金融機関等の人材や審査能力が民間に比べ優位とは必ずしもいえない。</p> <p>むしろ、都市再開発などの大規模プロジェクトにおいて、中立的な立場での調整を行うアレンジャー業務が重要</p> <p>政策誘導機能（カウベル効果）も確かにあるが、民間でできるようになったら官は手を引くことが重要。官が役割を終えた後もやり続けることが問題。サンセットすべき。</p> <p>景気対策は、郵貯と財投がつながっていた時期には意味があったかもしれないが、金融本来の姿からは疑問。</p> | <p>規模の問題については、住宅分野などにおいては資金供給の規模が過大。ただし、規模が大き過ぎるのは市場にとって好ましくないが、その程度を規定することは難しい。</p> <p>金利の問題については、政府系が低い金利設定を行い、プライス・リーダーになるため、民間も低い金利設定をせざるをえない可能性がある。その結果、ミドルリスクのマーケットが育たないなど市場本来の金利形成を阻害している面がある。政府金融機関等がマーケットに民間と同じポジションで参加しているから、このような問題が発生</p> <p>また、我が国において社債等の資本市場の発達が未熟な要因は、起債制限などの規制が最近まで残っていたことと、財政投融資が存在することではないか。</p> | <p>コストについて、どこまでコストとして捉えるかは、定義付けの問題があるが、政策コスト分析が参考となる。</p> | <p>米では、政府の保証等受けようとする場合、民間金融機関のクレジットディナイアル（融資拒絶証明）を2通とらなければならない。この制度により民業圧迫などの問題は起こっていない。我が国においても、金融カルチャーの違いはあるが、クレジットディナイアルの導入が民業補完の観点からは最も望ましい。</p> <p>第二に、独の復興金融公庫(KfW)が行っているようなリファイナンスが考えられる。中小企業金融公庫や国民生活金融公庫で実施している代理貸しも、民間が一部リスクを担っている点でリファイナンスに相当するが、手数料の問題もあり上手く機能していない。</p> <p>第三としては、流動化（証券化）、民間住宅ローン、中小企業債権をいかに証券化するかが課題</p> <p>第四としては、保証。しかし、現在の100パーセント保証はモラルハザードを起こす。米のような部分保証や貸倒実績等による可変保証料率を導入するなど、民間金融機関にインセンティブが働く工夫をすべき。</p> <p>そして、第五として、現在主流の直接貸出し</p> <p>民間金融機関がうまく機能しないときに政府金融機関等の出番があることから、対象とすべき機能や分野は時代により異なる。政策を遂行するに際しては、民間の活力を極力使うように配慮すべき。</p> <p>また、上記の手段の選択に当たって、あらかじめ判断基準を決めて手段を選択することは難しい。業務の中で多様なメニューを用意し、その時々金融・経済環境に適合し、機能するものを選択すればよい。</p> | |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|---|---|---|--|---|---|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 3 | <p>量的補完については、民間金融機関が大量に国債を購入している状況からみても、民間に十分な資金があり、その機能は既になくなってきている。</p> <p>質的補完機能について、「長期固定」は、債権の証券化などの金融技術で民間でも対応が可能となってきている。</p> <p>信用補完については、政府金融機関等は、限られた店舗という制限の中で、決算書などでしか審査できず、直接貸出にふさわしい体制ではない。民間が取れないリスクを政府が取るのであれば、直接貸出によるのではなく、保証により補完すべき。</p> <p>その他機能として、緊急時の対応については、これは個々の民間金融機関が対応できる問題ではないので政府の役割であるが、政策の誘導や景気対策などについては、基本的には政府金融機関等が直接乗り出すのではなく、民間を通じて実施すべき。</p> | <p>政府系金融機関が長期固定商品を低利で提供していることから、民間金融機関は低利でしか貸出しすることができず、資本市場もあまり育っていない。もし、政府金融機関等がなければ、民間もより努力し、米などを参考にしながら様々な知恵が出てくるはず。</p> <p>金利については、民間金融機関は、適正な利鞘を確保するためには、現在の金利よりプラス1パーセントないし1.5パーセントの上乗せが必要。現状は、リスクに見合った金利が取れない状況。これは政府金融機関等が低利で貸出しを行っているためで、民間もそれに引きずられて低い金利設定を余儀なくされている。民間金融機関の自由な金利設定を阻害し、民業を圧迫しているといえる。</p> | <p>何をもちて便益とするかであるが、中小企業の場合で考えると、企業を育成し、経済の活性化が図れることが便益。現在の政府金融機関等は、単に政府の政策であるとして資金を流すだけで、企業育成の観点がない。本来の金融機関の体をなしていない。政府金融機関等の効率性を云々する以前の問題ではないか。</p> | <p>政府金融機関等が直接にマーケットに資金を供給することは好ましくない。民間金融機関を通じて資金が流れる仕組みとすべき。</p> <p>一方で、貸し渋り対策などの緊急時においては、政府の役割はある。ただし、そのような場合でも、事態が過ぎ去れば速やかに手を引き民間に任せべき。</p> | <p>保証については、民業補完として望ましい手段であるが、100パーセント保証とせず、官民がリスクを分担する部分保証とすべき。</p> <p>証券化支援については、マーケットをつくるための導入時には官が行う意義は認める。ただし、これについても民間ができるようになった時には手を引くことが必要</p> <p>リファイナンスについては、資金余剰にある現下の金融環境においては、政府金融機関等が資金を供給する必要はないが、資金が足りないような状況であれば好ましいかもしれない。</p> |
| 4 | <p>量的補完に関しては、現在ではほとんど意義がないのではないかと。規制があった時代と異なり、今日民間金融機関が、資金調達に困難を来す状況にはない。</p> <p>長期固定貸出については、ALM(資産負債の総合管理)の進展により民間金融機関でも供給可能になったため、もはや妥当性は薄い。</p> <p>信用補完の部分は、政府が補完する必要性がどのような状況に基づくのか説明責任が果たされていない。まず、民間でできる範囲を確定させることが必要。</p> <p>緊急時の対応については、貸し渋り対策など、コスト・ベネフィットの判断が微妙、その評価は難しい。</p> <p>政策の誘導について言えば、資金配分について市場以上に政府が上手くできるというのは、非常に限定的ではないか。</p> <p>また景気対策については、不況時に中小向けの政府系貸出が伸びている実態もあり、微妙な問題。しかし、今以上に拡大する必要は少なくともない。非効率な企業が淘汰される市場メカニズムに対して、長期的にみて逆効果の可能性もある。</p> | <p>総体としてのシェア拡大が、市場における適正な資金配分を歪めているかという点については、そうではないかと認識しているが、適正規模を数量としては決められず、定性的な議論が必要</p> <p>社債市場発展の阻害要因については、政府金融機関等による長期資金の供給も一つの要因ではあるが、大きな要因は、つい最近まで残っていた起債制限等の規制</p> <p>市場における自由な金利形成の阻害要因になっているかは、微妙な問題。民間金融機関は、自らにとって適正な利鞘を確保すればよいのであって、政府金融機関等の貸出条件に引きずられている実態にあるのかは合理性の面で疑問</p> | <p>コストについては、貸出しを行うにあたって要するコスト(調達コスト+オペレーショナルコスト+利鞘)を民間金融機関と同じ条件で分析することが必要。政府金融機関と民間金融機関との違いは、政府の信用を背景に調達コストが低いこと、利鞘部分に補助金が投入されていること。オペレーションの非効率性はあまり重視していない(政府金融機関が決定的に非効率であるわけではない。)特に補助金については、その年の典型的な貸出しにいくら補助金を入れているか明示できるとよい。</p> <p>一方、便益の測定は難しい。貸出実績を示すだけでは不足。「貸出しをしなかったらどうなったか」という視点から評価手法を確立することが必要。それに至らなくとも、各府省及び機関はせめて定性的にでも説明責任を果たす必要がある。</p> | <p>金融・資本市場の健全な発展や活性化を考えれば、今後政府金融機関等は、民営化を基本方向としながら、かなりの部分縮小又は撤退することが望ましい。</p> <p>政策投資銀行、住宅金融公庫、国際協力銀行(旧輸銀部分)などは民営化が妥当</p> <p>残るのは中小企業と農業分野くらい。ともに規模を縮小し、政府の役割を明確にすべき。</p> <p>中小企業分野は、補助金なしで実施している一般貸付は不要(補助金がなくてもできるということ)、逆に低利融資は意義を持つ場合があるが、対象範囲の選択、政府の役割を明確にすることが必要。現状では低利貸付を行う正当性が説明されていない。</p> <p>農業分野も基本的には同じ議論だが、農業は単純に規模を縮小するのではなく、農業政策全体の中で、金融で何を行うのか整理が必要</p> | <p>政府金融機関等の在り方に対する基本的認識は、前述のとおりであり、全体として縮小する中で、あえて直接貸出以外の他の資金供給手法を選択する必然性は感じない。</p> <p>保証は、利益相反の問題があり、必ずしも望ましいとは限らない。例えば、米では、90年代初めに信用保証の改革が行われ、教育分野では保証から直接貸出に移行。なお、保証と直接貸出の両方が行われている中小企業分野については、整理が必要。</p> <p>利子補給については、住宅や中小企業分野は、利益相反が少なく、貸出対象に関する政府の裁量性も少ないので、これらの分野については一つの手段として考え得る。</p> <p>証券化支援については、機関自らが保有する既往債権の流動化は意義があるが、業務として証券化支援を行うのは民業圧迫につながるおそれ。</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|---|---|---|---|---|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 5 | <p>貯蓄不足から資金余剰へ金融環境が変化中、金融危機という一時異例の現状を克服すれば、既に量的補完機能はその役割を終えている。</p> <p>質的補完の観点では、社会的便益が大きい収益性は低い(外部性が大きい)事業に対する融資は、その社会的便益が国民負担より大きい場合において意義がある。例えば、社会資本整備のように社会的便益が高いにもかかわらず、事業の懐妊期間が長いために収益性が不確実な事業など。長期固定の資金供給についても、民間では貸出しが困難なもので、公共性を前提に外部性が大きい事業ということに尽きる。</p> <p>信用リスクを大数の法則でカバーできる中小企業や住宅関連への融資は、過度の量的補完が民業圧迫を招いているケースではないか。</p> | <p>ここに指摘された三つのことは、程度の大小は別にして、現実起こっている問題</p> <p>シェア拡大による資金配分の歪みは、量的補完の行き過ぎにより生じている。</p> <p>資本市場の発展という観点については、これまで ABS タイプのものなど、事業のキャッシュ・フローに着目したプロジェクト・ベースの社債の発展がみられなかったが、これからは変わってくるのではないか。</p> | <p>政策コスト分析において、政策コストがかからないという結果であれば、その法人は民間に売却できるということ。</p> <p>一方で、社会的便益の部分をどう測定するかは難しい。結局は、政策コストを勘案して、民主主義プロセスの中で、最後は政治が判断せざるを得ない。</p> <p>コストを考える際に注意すべきは、「国の信用」はただではないということ。例えば、政府保証債や郵貯・簡保などへの政府保証は、国民負担としてはね返ってくるリスクを内包しており、無コストではない。</p> | <p>金融機関の本源的な機能は、審査を通じた情報生産機能。そういう観点から、民間金融機関に審査を行わせない保証制度は、民間金融機関がただお金を流すだけになってしまい、金融のあるべき姿からは避けるべき。特別信用保証制度は特に問題。たとえ保証制度を採る場合にも、リスクシェアリングを官民で行うべき。</p> <p>利子補給は、民間金融機関にとっては有難い手法だが、コスト面を考えると、調達コストが低い政府金融機関が直接融資を行った方がよい。</p> <p>証券化支援は重要であるが、住宅金融公庫の場合、直接融資も存続するならばこれまでとの違いが明確ではない。アメリカでは、証券化支援を行っているファニーメイもフレディマックも上場企業であり、両者の間で競争が存在。住宅金融公庫だけで証券化支援業務を行うことは、プライシングが独占となり、民間が住宅融資を行いそれを売却しようというインセンティブが働かない。証券化支援を行うにしても、競争的に行うことが重要。</p> <p>なお、自治体向け融資であってもこれからの地方分権化の時代においては、受益と負担の自己決定が行われるようになり、デフォルトの可能性はあるのだから、実質的な審査が行われないままの資金供給は問題がある。仏のC L E や独のファンドブリーフについても研究すべき。</p> <p>いずれにせよ、公的資金の供給のあり方としては、モニタリング機能の発揮を前提とした前述のような政策的必要性を見極めた上、政府が実施する場合には直接融資を行うことが基本で債務保証は限定すべきである。</p> | |
| 6 | <p>政府金融機関等の民業補完機能について、現在の認識であれば、質的補完機能以外にはなく、その質的補完機能も薄れてきていると認識している。例えば、住宅分野では、民間金融機関でも長期固定の貸出しが行われている状況</p> <p>一方で、民間金融機関においては調達面では資金がだぶついているが、中小企業、ベンチャー企業向けの貸出現場では、資金が不足している状況にあり、資金がうまく流れていないのが現状。政府金融機関等は、中小企業、ベンチャー分野に貸出しを行っており、この点では一定の評価が可能。なお、こうした機能を量的補完とみるか、信用リスク面での質的補完とみるかは、分かち難いところがある。</p> | <p>政府金融機関等の貸出しでは貸出上限額が設定されており、企業は不足する部分を民間金融機関や市場から調達している。こうした実態に鑑みれば、公的資金の供給が金融資本市場の発展の阻害要因となっているとは必ずしも考えられない。</p> <p>政府金融機関等による公的資金の供給が、民業圧迫なり市場の阻害要因になっているのであれば、貸出上限額を引き下げること検討すべき。</p> | <p>政府金融機関等は、ある政策目的達成に向けて資金供給を行っているもので、その結果として、産業や企業が育成され、外部経済効果があった部分もその便益と捉えるべきである。公的資金供給における便益の範囲については、経済波及効果などの外部経済性を含め、なるべく広く捉えた方がよいと考える。</p> | <p>ある産業が未成熟のうち、参入規制をして育て、産業が育ったところで手放すという経済理論があるが、政府金融機関等による公的資金の供給においても、ある程度市場や産業が成熟し、あるいは、民間金融機関が貸出しできる体制ができれば、撤退する仕組みを構築すべき。例えば、政府金融機関等の資金供給を期限付貸出とすることも一案である。</p> | <p>消去法で考えると、証券化支援、リファイナンスや税制による手法。対外的に説明しにくい保証と利子補給は、今の金融システムの状況など考慮すると、適切ではない考える。</p> <p>保証は、特別保証制度に絡んで、悪意の借り手を排除できない、民間金融機関の審査能力を損なうなどその是非の議論があった。また、利子補給は補助金のようなもので国民からみえにくい。</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|---|--|--|---|---|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 7 | <p>80年代半ば以降、特に90年代半ばには企業トータルとして資金黒字となっており、限られた分野を除いては、量的補完の必要性はなくなっている。</p> <p>長期固定資金の供給は、確かに30年などの長期は民間では困難。しかし、政府金融機関等についても、長期資金の貸出しを可能にしてきた、郵貯・年金等を通じた資金調達と政府による利子補給金という2つの要因が持続不可能になっている。特に、後者について、規制金利時代はそれ程過大にならずに済んだが、自由金利下での金利リスクに、今後財政事情が耐えていけるか問題</p> <p>資金供給については、トータルでいえば、民間金融で十分賄えているといえる。中小企業、特に中堅以上の会社なら、資金の融通で困ることはない。例外的に残る部分は、消費者金融などを利用する零細企業</p> | <p>シェアの問題は、民間貸出がシュリンクしている現状では、時期的に論じることが難しい。</p> <p>公的資金供給が社債等資本市場の発展を阻害しているという点については、そのとおりと認識。社債で資金調達可能な大企業や中堅企業にも資金供給しており問題</p> <p>自由な金利形成の阻害要因との点については、時期的な要素を考慮すると判断が難しい。ゼロ金利という状況の中で、金利メカニズムがそもそも機能していない。本来は、民間金融機関が、倒産確率に基づいた金利設定を行えば、大抵の零細企業もカバーし、利鞘を確保できるはず。民間金融機関のリスク管理レベルがそこまで及ばず、片や政府金融機関等が優良な中小・中堅企業に貸出しを行っており、そこで貸出しが競合し、民間金融機関が適正な利鞘を確保できない状況が生じているのではないかと。</p> | <p>コストについては、狭義では資本コスト(出資金等の機会費用)に補助金を加えたもので捉えるべき。</p> <p>ベネフィットについては、政策金融の厚生分析によって社会的余剰の変化を定量化するなどの先行研究がある。コストとの対比に関しては、両者の間にタイムラグがある点に注意が必要</p> <p>効果を考える上では、仮に「政府金融機関等が無かったら」という状況を想定することが重要。それにより影響を受けるのは相当経営状況が悪化した企業のみではないか。</p> <p>例えば、特別保証は、中小企業への貸出しを増加させていない一方、制度を利用したのは危ない企業ばかりではなかったか。また、一部の政府金融機関等においては、本格的な破綻処理を行わず、ただ延命を図っている実態があるのではないかと。これらを政策の効果ありといい得るか疑問</p> | <p>全体として政府金融機関等が直接貸出を行うような出番は極めて限定的。ただ、現在の金融市場の問題は、資金が足りないことではなく、資金がうまく回らないこと。うまく流れるようにするためには、公的部門による証券化支援、債権の買取りによるリファイナンスが期待される。地域金融機関の一部や弱体化した銀行にとって、劣化した既存貸出債権を売却し、別の債権を買うのが最適な手段。その意味で、特に証券化支援は重要</p> <p>証券化に一番馴染むのは、大数の法則が働く住宅ローン、消費者ローンであるが、教育ローンや中小企業向け貸出しについても、ロットが大きくなれば十分可能性がある。我が国でこれまで証券化が発達してこなかった要因の一つは、債権が譲渡されることに対する借り手の心理的抵抗と銀行側の継続的なお付き合いを行うとの営業姿勢。しかし、そうしたカルチャーも変わってきているのではないかと。</p> <p>リファイナンスでは、政府金融機関等による代理貸し制度が存在するが、資金不足時代には一定の意義があったが、もはやその意味は小さい。</p> <p>保証・保険、利子補給についてはネガティブに考えている。ただし、保証については、理論的には、アメリカやドイツのように7～8割を保証するリスクシェアリング方式は手法としてあり得る。</p> <p>税制は、資金供給という観点からは、住宅分野以外考えにくい。</p> | |
| 8 | <p>全般的認識として、経済がキャッチアップ段階にあった70年頃までは政府金融機関等の活動は有意義。しかし、その後の四半世紀は余分。政府は、金融における政府固有の役割である資本市場の制度基盤整備を進めておくべきであった。</p> <p>現在は経済全体として資金不足の状態ではない。貸し渋りの問題があるとしても、その原因について、政府であれば自由であり得るのか。市場の失敗は確かに存在するが、政府金融機関等に問題解決能力があるかは別問題。民間金融よりもリスク評価能力や情報生産能力において優位にあるとは思えない。そのような機関が融資を行えば、「貸すべきところに貸さない」という第1のエラーはカバーできても、「貸してはいけないところに貸す」という第2のエラーが発生している可能性が高い。</p> <p>長期資金の供給等質的補完は、政府金融機関等が補助金を受けているから可能だけで、民間でも同額の補助金を受け入れれば可能。民間でできないことが何故政府であれば可能なのか考えることが必要。結局、最終的なリスク負担を納税者が負っているからに他ならない。また、長期固定でなければならぬ資金需要が本当に存在するかも疑問</p> | <p>金利面について。リスクを適正に評価、プライシングした上で、政策的に金利を優遇するのであれば構わないが、適正なリスク評価が行われていない現状では、政府金融機関等の貸出しにより一体どの程度優遇が行われているのかですら把握できない。リスク評価やプライシングの際の割引基準が明確でないまま政府金融機関等が貸出しを行えば、原理的に市場におけるプライシングを歪めるのは当然</p> <p>資本市場との関係について。産業化初期の段階では資本市場がなかった。それに替わる戦前の興銀、勸銀、戦後の開銀のような機関が存在。このことは70年代までは妥当性を有した。一方で、このような機関があると、「間に合ってしまう」という側面が存在。政府は、ルールや規制に係る制度的なインフラ整備に政策エネルギーを注ぐべきであったし、今日の状況に鑑みても、政府にはそれを求めたい。</p> | <p>便益部分の測定は困難であろうが、そこにエネルギーを費やすことは必要。時間をかけて粘り強く分析を積み重ね、アカウンタビリティに資することが必要</p> <p>コストの分析については、政策コスト分析が改善、工夫がなされてきている。</p> <p>しかし、政策コスト分析では金利リスクや貸倒リスクなどについて、十分な評価をしているとは言い難い。各機関についてみても、金融業務を実施する機関として、ALM管理などがしっかりなされているか疑問。信用リスク管理などは民間金融機関の方が高度な管理を行っている。リスク管理が正確になされているか否かのベンチマークは、現在の金融技術レベルに置くべき。</p> | <p>スリム化された機関1つがあれば足りる。現在の状態は過剰</p> <p>政府金融機関等の役割を整理するにあたっては、国の基本政策をまず整理することが前提。大本の政策を明確にしなければ、手段であり、政策装置である政府金融機関等の存在意義は論じられない。</p> <p>例えば、中小企業金融については、中小企業政策としての全体像や目的を明確にすべき。現状は経済政策なのか、社会政策なのか明確ではない。社会政策であれば、経済原則との「ずれ」が許容されるが、政策目的が明確でない状況では、「ずれ」の意味が無限定になってしまう。</p> <p>また、別の切り口として、政府金融機関等の整理の過程において、貸付資産の証券化を図るなど、資本市場の発展に資するような措置を講じていくことは考えられる。ただし、あくまでも撤退戦略として考えるべき。</p> | <p>金融支援の方法にバリエーションがあるのは、それぞれに一長一短があるからであり、目的や効果の関係でケースに応じて選択すべき。</p> <p>しかし、我が国の場合は、直接貸出「一辺倒」の状況であり、手段の多様化にはそれなりの意義がある。特に、資金不足だった30年前であれば資産をもっていること自体が強みであり、バランスシートを大きくする戦略がとられたが、最近のデフレの状況下ではむしろその逆。現代の金融業は、自らのバランスシートを小さくする方向。その意味でも、政府金融機関等が直接貸出以外の手法を用いることは有効。直接貸出は金融技術が低くても可能であるが、証券化などについては、それなりの金融技術が必要とされる。今後は目的に応じて手段の多様化を図ることが重要</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|--|---|--|--|---|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 9 | <p>量的にも質的にも政府金融機関等による民間金融の補完機能は既に終わっている。従って、政府金融機関等は退出すべき。しかし、現状に限れば、民間金融機関の経営が悪い状態で政府金融機関等の役割については議論があるところ。</p> <p>金利規制があった頃は、郵貯という低コストの資金が存在したため、政府金融機関等も低金利で貸出しを行えたが、金利自由化以降は、低金利での貸出しを維持するために多額の補助金が必要になってきている。政策誘導のために補助金をつけるのであれば政府金融機関等でなくとも民間金融機関で対応できる。</p> <p>民間では困難な長期固定資金を供給しているという意見もあるが、それは補助金や政府による最終的な保証があるからであり、そのコストを税金という形で国民が負担しているだけ。政府金融機関等でなければできないということではない。</p> <p>信用補完に関しては、倒産確率で官民比較をすることもあり得るが、その際には両者の不良債権の認識や定義について注意すべきだろう。</p> | <p>現在のマーケットはクレジット・スプレッドが低すぎる状態。政府金融機関等は20年固定2パーセント程度で融資を行っているが、これを短期貸出しに換算すると0.6パーセントから0.7パーセントとなる。信用リスクのある中小企業に対してこの利率を適用しているため、マーケットにおける適正な金利形成を歪めているといえる。</p> <p>デフレの状況下で、金利を低くする必要性があるとはいえ、社債利回りよりも貸出利回りの方が低い状態では、結果的に社債市場も歪めている。基本的には大企業は社債の発行で経営が成り立つはずである。</p> | <p>政府金融機関等による資金供給の便益とは、資金の借り手が、市場金利よりもどれくらい低コストで資金調達できたかということである。</p> <p>また、コストについては補助金等と政府の出資金に係る機会費用も考慮せねばならないだろう。政策コスト分析では、将来における金利などの前提条件があまり示されておらず、問題が多いと考えている。</p> | <p>基本的には、政府金融機関等はフェイドアウトしていくべき。</p> <p>また、直接貸出であれ、保証であれ、時期が遅れてコストが発生するので、民間金融機関に貸出しをさせて、必要であれば利子補給などを行ってその時点でコストを見ていくべき。そうしなければ政治の圧力などもあり、本来政府金融機関等が貸出しすべきでないところにまで資金供給し、結果として国民負担となってしまうおそれがある。</p> | <p>保証については、貸出しの際の審査が甘くなりがちであるから、民間金融機関が厳格な審査を行った上で、リスクに見合った金利を設定することが基本であろう。その結果、金利は高くなるが、必要であれば利子補給などを行うべき。</p> <p>債権の証券化については、それにより各種リスクが投資家に分散されることは認めるが、コストの低下につながるには言い難いので単純に賛成はできない。</p> <p>リファイナンスについては、本来は民間金融機関が長期債券を発行することにより、調達と運用の期間をマッチさせるべきである。ただし、現状では民間金融機関側の信用力に問題があり、そのような債券を発行しても市場で消化できないと思われる。</p> |
| 10 | <p>全般的にみて、補完機能を果たしている部分もあるが、民業圧迫を生じている部分も大きい。</p> <p>量的補完についてみると、中小企業やベンチャー資金市場、長期資金市場など情報の不完全性が深刻な市場に関しては、ある程度の補完機能が期待できる。また、これらに対する資金供給は、質的補完機能とも組み合わせられている。</p> <p>長期資金市場における質的補完については、民間主体で進めることが期待できるのではないかと。信用補完については、上記のように、量的補完と組み合わせる政策が有効。ただし、過度の信用補完はモラルハザードが生じるなど弊害が大きく、限度額の設定などが必要</p> <p>景気が低迷している現下の局面では、情報の不完全性の程度が増すと考えられるので、政府の役割は相対的に増す。</p> <p>民間金融機関において、スコアリングなどの信用格付け技術が進めば、よりきめ細かく企業をカバーできるが、信用割当を完全に解消することは困難である。</p> | <p>シェアの点については、民業補完の観点からは、公的資金供給の金融市場に占める割合は過剰な水準になっている。特に、金融の証券化という大きな潮流に反しないような政策的な介入の方法を模索することが重要</p> <p>公的資金供給は、それによりカウベル効果生まれる。これに民間がフリーライドすることは、公共財的な審査情報を公的に供給することで、全体としての資金供給を効率化することが期待できる。しかし、公的な資金供給は金融の証券化を阻害する可能性があることには留意が必要である。</p> <p>金利面については、政府金融機関等による低利での資金供給は政策的意義があると考えられる。ただし、貸出上限を設けることが必要。政府金融機関等が、独立採算でなくてもよいという利点をうまく活用して、民間ではできない資金供給スキームを設計すれば、情報の不完全性を緩和することができる可能性がある。</p> <p>社債等資本市場との関係については、政府金融機関等が、社債発行が可能な企業に貸出しを行うのは論外。証券化という潮流に反しない介入手法をとるべき。</p> | <p>コストについては、財政負担として正確に把握することが可能</p> <p>問題は便益の把握。例えば、ある産業に属する企業に貸出しを行った場合などにおいて、便益としてとえられるべきは、政策的な資金供給が無かった場合と比較して、公的資金供給がなされたことによるその市場の「社会的余剰の増分」(資金供給を受けた企業の利益の増分とその企業の属する産業で生じる消費者余剰の増分)と「外部経済の価値」(その他の産業で生じる社会的余剰の増分)を加えたもの。</p> <p>要は、民間金融では出来なかったプラスアルファ部分であり、実際にこれを計測することは大変難しいが、説明責任の観点から、不完全でもこのような便益の情報開示が重要である。</p> <p>また、金融的な政策を評価する際には、民間金融機関を活用した利子補給、信用補完制度などの手法や、税制などを通じた政策と比較検討することが重要</p> | <p>民間金融機関が利潤最大化行動を通じて資金供給する場合に過小な資金供給になることが予想される分野へ、補完機能の重点を置くべき。</p> <p>例えば、ベンチャー資金市場のアーリーステージにおける資金供給は、民間では十分に行えない可能性がある。アーリーステージにあるベンチャー企業に対して政策的な支援を行えば、レイターステージの整備も自然と進み、好循環を生み出し、やがて政府の介入も不要になる。この場合の政府金融機関等による資金供給手法は、中小企業投資育成株式会社のように投資事業有限責任組合などへの出資で行うことが金融の証券化を促進するという観点から望ましい。</p> | <p>直接貸出の手法は、中小企業向け分野を除き、長い目で見ると直接金融市場活性化の足を引っ張る可能性が大きい。</p> <p>むしろ、証券化支援や民間債権の買取りによるリファイナンスが重要。短期的な民業補完と長期的な証券化支援政策は時間的整合性がとれた政策</p> <p>ただし、証券化機能が民間において機能しだせば、政府は手を引くことが重要</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|--|---|--|--|-----|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 11 | <p>政府金融機関等の補完機能の検証に当たっては、金融全体に関する現状認識が必要。全体としては資金余剰の状況ではあるが、3つのミスマッチが存在。一つ目は、「資金のミスマッチ」。資金余剰ではあるが、希望する貸出しを受けられない本来は望ましい貸出先が存在。二つ目は、「金融資産（市場）のミスマッチ」。資金余剰と資金不足の併存を解消する金融資産（市場、デバイス）が欠けている。三つ目は、「金融機関のリスク負担能力と審査能力のミスマッチ」。政府金融機関等は、本来、相対的にリスク負担能力が高いが、審査能力は低い。民間金融機関は、リスク負担能力は低い、審査能力は高い。リスク負担能力が高い主体がより大きなリスクを負担すべきだがそうになっていない。</p> <p>第1及び第2の状況があるならば、政府金融機関等による補完余地があることを意味するが、第3の状況は、それがうまく機能しない要因となっている。民間金融が担い得ないようなハイリスクを担うのが政府金融機関等の役割であるが、リスクを正しく評価し貸し出す機能が果たされていない。</p> <p>長期資金の供給に関しては、長期固定でなければならない資金需要というのは、民間ではあまりないのではないか。民間企業サイドでは、長期的に継続して資金が供給されることの方が重要</p> | <p>政府金融機関等の存在が、市場に影響を与えていることは事実。ただ、現在の市場は様々な問題を抱えており、政府金融機関等が社会的に望ましくない方向に資金配分・金利形成などを歪めているかは不明</p> <p>社債市場発展の阻害要因となっているかという点に関しては、企業のディスクロージャーや会計制度の問題、即ち投資家の市場へのアクセシビリティの問題などによる要因が大きい。結果として、政府金融機関等が阻害要因になっている側面は否定できない。しかし、逆に、社債等資本市場の発展のために政府金融機関等を使うことも可能。社債に保証を付ける方法や社債自体を買い取るなど、活用余地は大きい。ただし、金融資本市場の立ち上げ段階が過ぎれば、ごく限定的に活動範囲を縮小すべき。</p> | <p>便益については、外部経済、マクロ経済、金融資本市場の影響（マーケットメイク、育成部分含む）など社会的便益トータルで評価すべき。公的部門の評価に当たっては、収益だけでなく、そのような面も評価することが必要。全体としては十分な便益があったのではないかと。</p> <p>一方で、同じことを実現するのにコスト、リソースが上手に使われたのかなど、内部効率性の問題は、改善の余地があるのではないかと。</p> <p>全体としては、平均的な民間金融機関と比べ、民間の費用対効果、社会的価値を上回る評価であることが必要</p> | <p>資本市場が育成されれば、政府金融機関等の直接貸出が必要な局面やボリュームは今後減少</p> <p>政府金融機関等は、資本市場育成過程においては、「3つのミスマッチ」を解消する役割を果たすべき。現状を前提とすれば、審査能力の強化、画一的審査基準の詳細化、金融資産のミスマッチを解消するような資産・資金の供給等。ただし、これらは、短期的には困難であるし、民業圧迫のおそれもあるので、証券化支援、リファイナンス、利子補給又はセカンダリーデット市場などを考えた方がよい。</p> <p>また、今後、直接金融市場のウェイトが高まると、リスクテイクを質的に支える、いわば金融資本市場のインフラ部分、「リスクインフラ」とでも呼ぶべき部分を公的部門が担う意義がでてくる。その意味でも、証券化支援、リファイナンス、利子補給、セカンダリマーケットといった手法を考えた方がよい。政府金融機関等がリスクテイクの仕組みを提供し、民業補完というよりもむしろ金融資本市場がその上に乗れるようなインフラ、市場システムを提供していくことが望ましい。</p> <p>また、保証方式については、個別案件毎では、政府金融機関等の審査能力は一般的に高くないことから難しい側面が存在。一定の塊（貸付案件のバスケット）に対して保証することも検討すればよい。</p> | |
| 12 | <p>ここに記載されている補完機能は、全般的にみれば何らか存在していると思うが、現在の組織体制など含めて規模的には過大。今後、フェーズアウトしていく必要がある。</p> <p>政府金融機関等の機能で重要なものは、シードマネーの供給による呼び水効果。DIP ファイナンスや債権流動化など、マーケットが育つまでの間、政府金融機関等がイニシアティブをとることには意義がある。</p> <p>量的補完は、常時必要となるものではないが、貸し渋り対策など緊急時対応としての位置付けでは必要</p> <p>長期性資金の供給についてみると、スワップ技術を用いて民間の長期資金供給能力が高まっていることは事実だが、超長期の部分については民間では対応が困難</p> <p>中小企業向けなどの信用リスク面での補完機能は、必ずしも政府金融機関等が直接貸出を行う必要はないが、保証など公的な補完はあってもいい。</p> | <p>シェア拡大による資金配分の歪みや市場における金利形成の歪み、資本市場との競合は、全般的にはその通りと認識している。政府金融機関等を論じる場合、個々の借り手の受益からのアプローチだけではなく、直接金融へのシフトやマーケット拡大等マクロ的視点から論じることが重要</p> <p>また、例えば住宅金融公庫は長期固定の低利資金を供給し、所得のトランスファーを行っている。しかし、その対象は、ほとんどの人が借り入れ可能な状況。そうしてみると、住宅金融公庫による真の受益は、借り手ではなく、不動産価格の下支え効果になって現れているとの捉え方も可能。このように、個人の資産に対して、政策を講じることがいいのか改めて検討することが必要。中小企業向け貸出しについても、同じような議論が成立する。</p> | <p>コスト・ベネフィットの測定は難しいが、コストについては、以下の点に留意がなされるべき。</p> <p>まず、政策目的はより低コストの手段で実現されるべきであり、例えば保証などの方式、審査など一部業務における民間との提携方式などと比較がなされるべき。</p> <p>次に、現在の組織体制をみると、その人員、支店との規模からみて、オペレーションコストが最小化されているのか疑問</p> <p>また、現在は、全ての機関が東京を中心とした中央集権的な体制がとられているが、各自治体のもとに運営されるなど分権的な組織体制が模索されてもいい。</p> | <p>資金供給手法の比較検討は非常に重要。ポイントは、コスト・ベネフィットも含めて官が何をやっているのか、国民に分かり易くみせること、そして、民間の活動に追加的な要素で対応が可能であるならば、それで済ませてしまうこと。</p> <p>特に、経済環境の変化が激しい中においては、政府金融機関等についても、単なる資金のパイプ役ではなく、政策対応型の柔軟なアイデアが求められる。資金供給の手法についても、そのような政策意図、即ち官が何をやっているのかが見える、そして評価できる手法であることが必要。政策的アイデアが出てこないような機関であれば縮小されるのは当然</p> <p>以上のような観点からすると、現在の直接貸出の手法は、国民に見えやすい手法とは言い難い。むしろ、保証や証券化支援、利子補給など機能を特化させたような手法が妥当性を有していると言え、このような手法にウエイトを移していくべき。</p> | |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|---|---|---|---|---|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 13 | <p>政府金融機関等の在り方を考える上では、市場機構の中で民間がどのような状況にあるのか、現下の金融システムの課題を踏まえなければならない。</p> <p>また、政府金融機関等と民間では、経済社会に対する視野の違いがあることも重要な点。政府金融機関等は、長期的な視野に立って資金配分を行うことが可能であり、このような行動原理は今後も必要。ただし、政府金融機関等が自ら貸出しを行う必要があるかは別問題</p> <p>量的補完は、一般的なものは既に失われている。中小企業分野における情報の不完全性の問題についても、政府金融機関等の体制を考えると、個々の信用割当をどの程度解消し得るかは疑問。むしろ、地域に根を張った協同組織金融機関などと連携する方策が模索されてもよい。例えば、代理貸しや公的保証の充実なども手法として考え得る。</p> <p>長期固定資金の供給については、プロジェクトベースのものなど、長期的視野に立った政府金融機関等の行動原理は重要。ただし、政府金融機関が自ら長期資金を貸す必要は必ずしも無いかもしれない。</p> | <p>シェアの問題は、あまり意味がない。資金配分の効率性の観点からは、まず民間が効率的に機能しているか論じられるべき。公的資金供給の規模は、一義的には政策判断の問題</p> <p>金利形成への影響については、政府金融機関等の低利貸出に対して、民間が圧迫感を感じていることは確か。しかし、翻って、銀行の貸出金利水準と消費者ローンなどの水準との隙間を、何故誰も付けないのか。民間金融は、そのようなプライシングを可能とする金融技術を探るべき。こうした工夫により、信用割当の解消、ひいては経済全体に資金が回るようになる。</p> <p>資本市場との関係については、直接金融へのシフト自体は随分前から論じられており、家計、企業のリスクに対する態度を考えると、直接金融へのシフトを論じることがどれほど有効か疑問な部分もある。</p> | <p>コストについては、政府の財政負担（補助金等及び出資金）は明確。これに、政策実行コストとして、民間金融機関とのイコール・フットイングの要素を加味するかどうか。</p> <p>便益の測定は難しいが、その範囲としては国民経済への影響も含めて考えることが必要。例えば、中小企業分野であれば、借り手である中小企業にどのような便益があったかという点だけではなく、中小企業がそのような便益を受けることにより、経済全体が結果としてどのような影響を受けたかが重要</p> <p>また、便益を考えるにあたっては、「民間との貸出原理の違い」がどのようなプラスの効果を生んでいるか評価することや、代替的な手段との関係について比較検証することが重要。</p> | <p>政府金融機関等の今後の在り方を考えた場合に、これまで蓄積されたノウハウを霧消させてしまうのは得策ではない。</p> <p>前述したように、長期的視野及び経済全体のマクロ的視野に立った情報生産機能や行動原理は今後とも必要である。ただし、直接お金を貸し出す必要はなく、むしろ民間金融機関との情報の流通に資するような機能を期待したい。金融仲介機関と資金需要者を結びつける更なる仲介機能、アレンジャ業務が重要である。</p> | <p>手法の選択にあたっては、政府、民間側双方の問題をおさえておくことが必要。民間については、現状の行動を前提とする限り、本当に効率的なのかは疑問。その意味で、利子補給はいい手法とは言えない。</p> <p>手法の選択にあたっては、モラルハザードを防ぎながらどのように民間金融機関を誘引できるかとの視点から考えることが必要。例えば、現在のリスクシェアリングがないもとの保証制度において、民間は果たして適切に審査を行っているのだろうか。</p> <p>一方、政府の失敗にも留意が必要。また、専門的知識をどのように蓄積していくのかを考慮して手法を選択すべき。</p> <p>なお、証券化については、地域金融機関をはじめ、貸出債権流動化の必要性は高い。この面で、政府金融機関等がイニシアティブをとることは有効</p> |
| 14 | <p>民業補完の判定尺度は、市場経済に内生している「不確実性」の問題が重要。不確実性とは、経済主体が将来を見通す時に主観的確率が不安定になる、又は確率判断自体が困難になる状況。不確実性が大きくなる場合は、民間だけでは効率的な資源配分が行われず、公的資金供給が必要</p> <p>リスクの多寡だけが問題の場合や不確実性が小さい又は安定している場合は、これらを金銭的価値へ変換することが可能であり、公的資金供給の必要性は少ない。</p> <p>不確実性の観点から考えると、量的補完面では、不確実性の大きさが縮小しても貸出残高は当初のまま保持されていることから、大き過ぎるといえる。入口では政府金融機関等が関与することは妥当としても、不確実性が小さくなった段階で当該債権を民間に売却すべきであり、残高規模としてはもっと小さくなるべき。</p> <p>質的補完は、不確実性が大きい局面において重要。現在の経済情勢のもとでは、長期固定資金の供給や信用リスクの補完は、不確実性が大きい融資だといえる。例えば、長期資金が必要とされるプロジェクトの立ち上げ段階は、不確実性が大きく、民間だけでは適切な資金供給ができない状況にあり、政府金融機関等の関与が正当化される。ただし、事業が軌道にのり不確実性が縮小した段階で、民間へ売却すべき。</p> | <p>現在のように政府金融機関等が債券を満期まで保持している状況では、絶えずシェアの問題が発生。貸付債権の証券化や売却の仕組みを整備することが不可欠</p> <p>金利面では、不確実性が大きい局面において政府金融機関等が低利融資を行うことは、マクロ的に金利のイールドカーブを健全化させ、国民負担を小さくすることからも有意義</p> <p>資本市場が未発達な問題と政府金融機関等の問題は切り離して考えるべき。資本市場には歴史的にみても別に大きな問題が存在。逆に資本市場が発展していないことが、現在の市場での不確実性の問題を生み出しており、政府金融機関等が必要とされる原因になっている。資本市場の未成達は、家計における預貯金偏重資産運用、リスクやリターンに関する情報提供や投資家育成を怠ってきたことなどが原因と考えている。</p> | <p>コスト把握は、ある程度十分にできる水準にある。</p> <p>一方で、便益は外部経済を含めたものとすべきであり、一部の政府金融機関等がケーススタディ的に実施しているものの、十分ではない。</p> <p>外部経済は将来にわたる予想であり、不確実性が大きい分野については絶対的な推計はあり得ないが、こうした便益の把握は必要なものであり、様々な手法で取り組むことが必要</p> | <p>政府金融機関等の活動は、長期固定資金が必要とされるプロジェクトなど不確実性が大きい分野に限られるべき。</p> <p>この場合、融資した事業が軌道にのり、不確実性が縮小した段階で、債権を証券化するなど民間に売却することとし、これら一連のスキームを制度的に確立させることが重要。</p> <p>そのため、政府金融機関等の貸付債権の証券化に関する法制度面の整備が必要。また、貸出段階においても、将来の売却を念頭においたロットの統一化や貸出条件の整理、貸出先からの途中売却に関する事前承諾を取り付けなど、環境整備を進めていくことが必要</p> | <p>資金の供給手法等の是非は、「責任の明確化が可能か」を判断基準とすべき。</p> <p>前述のようなローンと証券化の組合せスキームは、売り手と買い手の責任が明確化される。</p> <p>保証・保険やリファイナンスのスキームは、立場の似かよった複数のプレーヤーを生むこととなり、もたれあいや無責任化を招きやすくなる。リスクシェアリングを行ったとしても解決されない。</p> <p>また、行政面での制度となる利子補給や税制の手法も、政策の失敗に対する責任が取られない現行の国家公務員の人事評価制度のもとでは、無責任なものとなりかねない。</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|--|--|--|--|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 15 | <p>公的資金供給の意義は、現下の状況における役割と中長期的な役割に峻別して議論すべき。</p> <p>量的補完については、現在の状況では、マクロ的には資金余剰であり補完意義は薄い。一方で、ミクロ的には、BIS規制などにより非不良先への貸し渋りがあるならば、量的補完は正当化されるが、果たしてどの程度あるのか。また、与信審査の正常化が信用収縮の原因であれば、量的補完は必要ないとの結論になる。</p> <p>中小企業向けの貸出しを、公的資金供給の意義を考えるポイントとして捉えると、運転資金等短期貸出は、保証協会の付保等により量的補完がなされているといえるのではないか。また設備資金等長期貸出しは、民間の貸出姿勢も積極的とは考えられず、質的補完として意外とうまく官民の棲み分けがなされているのではないか。</p> <p>しかし、これら補完において、リスクの高い企業がより有利な条件で借りられるのは問題で、リスクに対応した金利設定が現状では不十分。また、期間イールドにも必ずしも合致していない。さらに、モラルハザードを防ぐ手立てとして、海外では主流の部分保証等で行うべき。</p> <p>質的補完については、経済状況とは関係なく、民業補完の観点から見直すべき。金融技術の進歩等により、質的補完の領域は縮小。住宅や大企業向けの融資は、既に質的補完の意義を喪失。かろうじて意義を維持しているのは、期間が20年から30年におよぶ大規模プロジェクトや貸出債権・売掛債権等の流動化スキームにおける保証供与の分野。これら分野について、市場が育つまで、直接貸出ではなく民間金融を補強する方向で考えるべき。</p> | <p>政府金融機関等のシェア拡大については、量的補完によるものであれば問題は少ないが、大企業向けなど競合の可能性のある部分については、民間をクラウドアウトしている可能性が高い。中小企業向けは判断が難しい。</p> <p>金利形成への影響については、量的に競合している大企業向けや住宅貸出の分野では、市場の自由な金利形成を阻害している可能性がある。</p> <p>次に、資本市場への影響については、大企業向け貸出しなど、本来は社債市場から調達すべき資金を政府金融機関等が安い金利で供給してしまうため、社債市場の発展を阻害している可能性が高い。</p> <p>ただし、MBS、CDOなどの証券化市場は、まだ十分に育っていない。本来は民間が主導するのが筋だが、これらの市場の創設・育成段階では、公的な信用補完は有効だといえる。</p> | <p>コストと便益の範囲を考えると、正と負の外部効果を含んだ範囲で捉えるべきであるが、定量的な把握は難しい。今後、この点に関する研究を深める必要がある。</p> <p>ただし、公的資金供給において考えると、外部効果の大きい分野はプロジェクト金融などかなり限定される。企業や住宅貸付の外部効果は補完可能な程度に小さいと考えられるので、試験的に測定を行ってみてはどうか。</p> <p>現在の効率性については、外部効果の問題もあり分野によって評価は難しい。可能な限り定量的に分析を行い、定性的な部分を含めて、最終的には民主的統制のもとで判断するしかない。</p> <p>なお、現在の政策コスト分析については、何の為に使うのかという点に関する議論が少なくという印象</p> <p>また、行政事務の効率化の観点からは、機関の統廃合は、事業自体の見直しにつながる可能性がある。したがって、保証協会等も含めた公的金融部門全体で、機関の統廃合などの見直しを行うことが必要</p> | <p>補完を徹底させるための制度的な仕組みが必要。この点、米SBAプログラムにおける融資拒絶証明書が参考になる。またSBAプログラムや仏中小企業開発銀行における部分保証も有効。ある程度リスクを民間金融機関に負担させ、信用リスクを大幅に軽減しても貸出しを受けられない企業は、市場から退出する仕組みをつくらないとモラルハザードを引き起こしてしまう。</p> <p>民間企業との関わりにおいて今後政府金融機関等が果たすべき機能は、不況期における量的補完を目的とした中小企業向けの貸出し、大規模プロジェクト向け貸出し、そして証券化市場の育成などであろう。</p> <p>ただし、大規模プロジェクト向け貸出しは、民間金融機関も海外での実績によりノウハウを身に付けており、本当に補完が必要かどうか慎重な検討が必要</p> | <p>時間を限定した「証券化市場の育成」や「中小企業の資金調達手段の多様化促進」に対する公的関与は許容範囲</p> <p>米国ではGSE（ファニー・メイ、フレディ・マック等）の機能が参考になる。我が国でも、保証付き私募債、売掛債権担保融資保証等のスキームがあるが、証券化（流通市場の整備）まで結びつけるべき。なお、現在米国ではGSEが市場を歪め、果たすべき役割を終えているとの指摘もあるの で注意が必要</p> <p>我が国の政府金融機関等の場合も、以上のような役割を担った場合、市場育成後の退出のタイミングを意識する必要はある。</p> |
| 16 | <p>量的補完機能については、中小企業向け貸出しとODAを中心とした国際協力銀行の貸出しは、民間金融機関では担えない部分があり必要。しかし、政府金融機関等の持っている今の規模（貸出量）は必要ない。</p> <p>政府金融機関等の存在意義は、質的補完や緊急時の対応、政策の誘導などその他の機能にある。ただし、長期固定資金の供給は、住宅分野の直接貸出についてみれば、現在はまだ必要ではあるが、将来は証券化で代替するなど、他の手法にトレードオフしていくことが可能</p> <p>「緊急時の対応」においては、政府金融機関等が直接貸出するのではなく、民間金融機関の窓口を通じて行うような工夫が必要。景気対策は、副次的機能であるが、単に金利を下げて、投資マインドがなければ企業の投資を誘発することはできないものであることが理解されるべきである。</p> | <p>政府金融機関等による公的資金の供給が金融・資本市場の発展を遅らせたことは否めない。現在の公的資金供給の規模は大きすぎるので、3分の1ぐらいでよいのではないか。</p> | <p>コスト・ベネフィット分析は、まず、差別原価(通常の貸出と違った貸出を行うことにより要したコスト)とその与信等に伴うベネフィットを比較し、次に、民間金融機関のコストをベンチマークとして、政府金融機関等の実際に要したコストとの比較を行うべきである。</p> <p>「調達」としての郵貯までを視野に入れて考えると、政府金融機関等による公的資金供給は、経費率などの面から見れば明らかに効率的と言えるのではないか。</p> | <p>本来的には、公的資金供給の量と質を議論するためには、郵貯、財投制度そのものまで視野に入れたものとしなければならない。</p> <p>今後も、政府金融機関等が担うべき分野は、国際分野と中小企業分野であると考えられる。</p> <p>しかし、現在の中小企業向けの貸出しをみると、政府金融機関等の貸出しは、単に資金を供給するといった側面だけであり、アントレプレナーシップをもった企業を育成するとの観点がない。企業を育成するという観点からの与信の在り方についても考えるべきである。</p> | <p>資金の供給手段はどれが最良ということではなく、コスト面のことを考慮しながら、局面に応じて選択していくもの</p> <p>保証・保険は、資金供給者の自己責任の及ばない部分をカバーするものに限定すべきであり、現在の100パーセント保証は貸出しと本質的に代わるものではなく、取るべき手法ではない。このような観点から、保証・保険については、デフォルト率に応じた可変保証料率を設定した保証方式にするなり、あるいは利子補給に代えるなりすべきである。</p> <p>証券化支援については、市場を創る、育てるという呼び水効果又は誘発機能は政府の役割としてあり得る。しかし、一定程度市場が育てば民間に委ね、政府金融機関等は速やかに撤退すべきものである。</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|---|---|--|--|---|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 17 | <p>高度成長期は量的補完機能、質的補完機能やカウベル効果もあったが、現在では少なくとも量的補完機能は必要ないといえる。質的な面では、部分的に補完すべき役割が残っている。ただし、中小企業に対し、民間金融機関が貸出しできないところに貸し出しているかといえば実態としては疑問がある。消費者金融等ノンバンクの方がはるかに広い範囲に貸し出している。</p> <p>緊急時の対応としては、貸し渋りの時期などにおいては必要かもしれないが、そのような例外事例を除けば不要</p> <p>景気対策で政府金融機関等を活用することについては確かに効果という面ではあるかもしれないが、そもそも個人や個々の企業等に対してそうした資産を作らせるべきかという問題もあり、基本的には否定的に考えている。</p> | <p>公的資金供給が政策として実施される以上、当然市場が本来有する金融メカニズムを歪めている。社債等の資本市場も歪めているのであろうが、それよりも財投全体の入口と出口の規模のミスマッチにより、金融市場の資金繰りに多大な影響を与えている方が問題ではないか。</p> <p>我が国の民間金融機関の利鞘が薄いことについては、利鞘が薄いことは銀行に限ったことではない。普通の民間企業も欧米に比べたら少しの利益でやっている。</p> | <p>コストについては、補助金に出資金の機会費用及び経常損失を加えたものが考えられる。</p> <p>便益としては、「民間金融機関に比べてどの程度安く貸しているのか」で測定することができるのではないかと。政府金融機関等はコスト意識が高いとは思えないが、資金調達コストとして郵貯のコストを加えたとしても、民間金融機関より経費率が低く、組織としての効率性は低いとはいえない。</p> | <p>公的資金供給の役割としては、ごく限定的に質的補完機能の面で捉えるべき。具体的には、超長期資金の供給、極端な貸し渋り時や地震などの緊急時の資金供給、外部効果が大きい事業などへの資金供給に限定すべき。</p> <p>中小企業一般に対して、政府金融機関等が資金供給を行う必要はなく、極めて零細な企業に対する資金供給や企業の立ち上がりのときに限定すべきである。</p> | <p>証券化支援は、住宅金融公庫などで検討が始められているように、民間資金を活用するという点、当該機関が抱えるリスクを分散できる点などに効用があり、今後推進していくべき。</p> <p>債務保証も好ましいが、モラルハザードの問題を克服することが課題</p> <p>出資については、政府や政府金融機関等が出資するところは、リスクの高い企業や事業となり、実質的に補助金と変わらなくなってしまうおそれが存在する。</p> <p>また、利子補給については、現在の直接融資より財政負担が高まってしまいう可能性がある。</p> |
| 18 | <p>現状では、公的資金供給は、量的及び質的補完、緊急時の対応などの機能を果たしている。量的補完については、中小企業向け貸出しが該当</p> <p>ただし、長期固定資金については、政府系だけが供給可能と言われているが、諸外国をみれば分かるように、本来はマーケットで供給可能。アセットバックファイナンスやプロジェクトファイナンスなど資産や事業のキャッシュフローに着目した手法が浸透すれば、長期資金の供給も可能だが、現状は諸外国に比べ遅れている。</p> <p>また、固定金利が本当にいいのかという問題もある。我が国においては、適正なリスク評価が行われておらず、マーケットリスクに鈍感。長期固定資金は、将来の金利変動を加味すれば、逆にリスクなものという見方もできる。そのような適正な評価が、機関投資家なども含めてなされていない状況</p> | <p>政府金融機関等による資金供給は、資本市場発展の阻害要因となっているとともに、貸出市場の金利形成を歪めている。マーケット機能が生かされずにいるのが一番の問題</p> <p>我が国は、戦後の出発点において、金融機能に関して、間接金融の手法で直接金融を代替することを選択した。そして、産業政策、経済政策など政策誘導手法の重要な柱として、利子補給金投入を前提とした政府金融機関等を活用してきた。その結果として、市場における自由な金利形成を歪め、民間金融機関が信用格付けに見合った金利をとることができない状況が生じている。ただし、民間金融機関自体も、リスク評価に鈍感だった点も否めない。</p> | <p>便益測定については、かなり難しいと認識している。コスト計算については、相当詰めて議論することが可能にはず。</p> <p>しかし、現状の政策コスト分析は、リスク評価を踏まえたものとなっておらず、また、代替手段とのコスト比較もなされておらず、改善の余地が大きい。</p> <p>米国では、我が国に比べ保証スキームが中心という違いはあるが、全政府的にリスク評価する仕組みがある。そこで保証と直接貸出など手法間のコスト比較がなされるなど、コスト分析が徹底されている。</p> <p>また、我が国の場合、コスト計算において、偶発債務の評価が抜けている点も不十分。例えば、コール・オプション(期限前償還)のコストについて十分な分析や情報開示がなされていないし、クレジット・リスクやそれに応じたプライシングの状況についても同様</p> | <p>現状をみると、諸外国と比べ、規模的に大きすぎる。ドイツも日本に近い規模となっはいるが、直接貸出でなく民間金融機関を通じて資金供給しており、民間の補完という役割に徹している。</p> <p>また、カナダにおいては、中小企業向け政府金融機関は、民間より低利での貸出しを禁じられている。その代わりに、政府金融機関による貸出しの際は、アドバイス、情報提供など付加価値を付けて貸し出しているため、民間より高金利であっても借り手がある。</p> <p>政策的な金融措置はどこでも実施しているが、日本の場合、直接貸出に偏り過ぎている。</p> <p>なお、米で行われているクレジット・ディナイアルの導入なども検討されてよい。</p> | <p>直接貸出以外の手法としては、保証・保険、証券化支援、リファイナンスに重点を置くべき。利子補給については否定的、むしろ税制という広く一般的な方法で実施すべき。</p> <p>特に、証券化支援は重要。ようやく住宅金融公庫が検討を始めたが、遅きに失したぐらい。資本市場を改革するぐらいの意気込みで行うべき。</p> <p>米においては、証券化支援を実施しているファニーメイなどは既に民営化され、それでさえも、残った公的役割の部分が市場を歪め、住宅バブルを形成しているとして、議論されているところ</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | | |
|----|--|---|---|--|--|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) | |
| 19 | <p>現状の日本経済は、決して単なる不況と呼べるものではなく、むしろ従来の経済学ではとらえられない異常な状況と理解すべきである。したがって、従来の常識で評価ができる状況からは程遠い。</p> <p>民間企業においてはグローバル化という現代の競争環境にマッチした株主のガバナンスが確立されていないことから、長期的な利益追求という経済合理性では説明できない行動をとっている。</p> <p>同時に、長引く不況で不安感が募った個人の消費行動も、従来の世代交代モデル想定されている原理とはまったく異なる。さらに、官の在り方を巡る構造改革が立ち遅れていることが、国民の不安を助長し、消費の低迷を加速している。</p> <p>このような状況を大転換させる抜本策を語らずして、現在の政府金融機関等の機能、役割の評価を行うことはまったく無意味である。</p> <p>しかし、最近の金融政策についてあえて言うならば、我が国は企業の資金需要低迷により、既に資金過剰の状態にあり、量的補完機能の必要性は小さい。また、金融の本質はリスクにあるが、我が国においては民間金融機関も含め金融全般にこのリスク評価能力が低く、政府金融機関等の質的補完機能についても、適切に果たされているのか疑問。過小な資金需要の中で貴重な資金需要を黙殺している可能性が強い。ベンチャー・ビジネスを政府がいくら振興しても活発化しないのは、もともと貧弱なベンチャー・ビジネスの勃興を、評価能力の不足から押さえつけている面があるのではないだろうか。</p> | <p>ここに挙げられた3点については、公的な資金供給が存在するが故に市場を歪めているというよりは、むしろ民間金融機関サイドの問題</p> <p>国内消費が低迷し、設備投資等の健全な資金需要が生まれにくいことが根本的な問題である。いうならば、現在のわが国では、経済性を云々できるほどの資金フローが生じておらず、合理的な金融経済が存在していない状況である。</p> <p>金融はリスク＝リターンの世界であるが、現在のわが国における現実の「リスク」は、ファイナンス理論が想定している正常な状態での「変動リスク」ではなく、むしろ破綻リスクが主だからなのではないだろうか。ファイナンス理論が通用するリスク＝リターンの世界ではないのである。</p> <p>この間、通称金融ビッグバンの下に金融システム改革が進められてきたが、期待されたとおりの成果が上がっていないといわれる。まさに、正常な資金フローがないところでは、いくらシステムを整備しても意味がないということではないだろうか。</p> | <p>現在の政府金融機関等の資金供給は、ミッションが不明確(昔は明確な目的があったが)であることや経営の責任体制がルーズであるなど、ガバナンスの面で大きな問題を抱えている。そのことからすれば組織として効率的ではないと推測される。</p> <p>政府金融機関等におけるガバナンスの確立のためには、組織としての目的を明確にし、毎年度及び中長期的な目標をたて、トップが責任をもってこれを実現していくこと、これらのミッション遂行に対して、業績評価を含む広い意味での監査体制を確立すること、そして計画達成時の報酬インセンティブや未達成時の経営トップ解任など責任のルール化を図ることが不可欠</p> | <p>総論として、政府金融機関等の役割自体は小さくなってきているが、一方で、現状は民間金融機関が機能不全の状態にあることも事実であり、政府金融機関等に活動の場が生じている。原理原則論から何が何でも民営化が正しい、とは言えない状況ではないだろうか。</p> <p>現状において民間金融機関を補完する意味で、むしろ政府金融機関等への期待が高まっていると言えるかもしれない。それには、政府金融機関等のミッションおよびガバナンスの確立が不可欠である。この認識に立つならば、民間金融機関の機能が回復、自立すれば、おのずと公的資金供給の役割が縮小されていくはずである。</p> <p>民間金融機関が現在できること、そして将来できることを見極めて、政府金融機関等の補完機能を論ずるべきではないだろうか。そのような、時間的経過を視野に入れて、官民分担の在り方を論じない限り、政府金融機関等の廃止や民営化の問題のみを取り出して議論しても無意味ではないか。</p> <p>繰り返しになるが、民間金融機関が正常化するまでの間、政府金融機関等がなすべきことがたくさんあると思う。ここで問題になるのは、政府金融機関等がそれを担う能力を持っているかどうかである。残念ながら、同じ日本の金融機関として、政府金融機関等も民間金融機関とまったく同じ問題を抱えている。</p> <p>そのような政府金融機関等の在り方を改革するには、そのミッションを明確化するとともに、いかにしてガバナンスを効かせ、そのミッションを責任もって実行していく体制を構築するかが最大の課題。「官から民への」改革に逆こうするようであるが、官が民にお手本となる企業の在り方を示すことが必要である。</p> <p>多少技術的な観点から将来の方向を見ておこう。資金の供給手法は、直接貸出から保証・保険、証券化へとシフトしていくのが大きな流れである。手法の多様化は不可欠であるということである。実際の世界的な傾向がそうであるが、金融の高度化、情報化の発展を踏まえればそれは自然の流れといわざるをえない。ただし、80年代以降の失敗から明らかなように、アメリカの単純なまねはすべきではない。急ぎすぎることも弊害が多いので注意が必要である。我が国とアメリカでは、金融を含む経済社会の生い立ちから、リスクというものに対する考え方など金融の前提になるカルチャーが異なるからである。</p> <p>そうはいっても、なるべく早い機会に追いつかなければならないので、緻密な計画をたて、その計画を明らかにしつつ、手順を踏んだ改革を実行していくことが重要である。</p> | | |
| 20 | <p>政府金融機関等が果たす機能については、貸し渋り対応など緊急避難的役割があるので、現時点での評価は難しい。しかし、全体として低下してきているはずであり、景気対策などにより公的資金供給のシェアが拡大し、市場に無理が出てきていることは否めない。</p> <p>量的補完については、返済能力のある企業に貸し渋りが生じた時期に、その穴埋めをしたことは評価できる。しかし、それは一時的なものであり、恒常的に量的補完が必要ということではない。特に、金融の量的緩和がなされている現下では、量的補完機能は重要ではない。</p> <p>質的補完機能については、現下の低金利の情勢下では、金利面で政府金融機関等が独自性を発揮するような状態ではない。また、長期資金の供給も、民間金融機関の対応能力が高まっている。</p> <p>むしろ、民間金融機関の審査能力が弱い現状を考慮すると、信用補完や情報生産面に役割は存在するかもしれない。ただ、中小企業分野の政府金融機関等については、貸倒率が民間金融機関よりも低いなど、必ずしも補完を行っているとは言えないのではないか。</p> | <p>公的資金供給のシェアについては、住宅金融公庫の影響が大きいだろうが、同公庫は事業規模を縮小する方向にあるから、将来的にはどうか。</p> <p>本来、シェアの拡大自体は、適正な競争の結果であれば、何らおかしいことではない。しかし、住宅を例にすれば、政府の財政負担により長期固定低利資金を実現し、期限前償還をノーコストで認めている。かかる優遇措置の結果としてのシェア拡大であれば、市場において適正なシェアを維持しているとはいえないし、市場の自由な金利形成を阻害していることになる。</p> <p>一方で、住宅金融公庫は、住宅の質に関して政策誘導を行っており、当該政策目的が妥当であれば公庫の活動も肯定され得る。ただし、個人又は民間金融に政府が関与して同様の政策誘導を行うことも可能であるから、公庫が不可欠ということではない。</p> <p>資本市場の問題は、公的資金供給の存在が、発展阻害要因の一つであることは確か。しかし、投資家に適正なリスク開示を行っていないなど、金融システム全体が抱える問題も大きい。</p> | <p>コストについては、資金調達コストに加え、補給金や出資金の機会費用をセットで考慮すべき。</p> <p>コストに関して、どの程度予算のソフト化が生じているか分からないが、当初に補給金の額について明確なルール、上限を決めずに、結果としての収支不足に補給金を投入する方式では、効率性へのインセンティブが働かないのは明らか。</p> <p>便益については、収益に加え、外部効果など公共福祉に対するインパクトを考慮する必要がある。定量的な把握は難しいが、民間と競合が見受けられる現状では、社会厚生への増加は僅かと考えることもでき、収益部分をそのまま便益として捉え得る。ただし、環境対策などについては外部効果に注意が必要だが。</p> <p>注意をすべきは、貸倒れなどによって生じた「赤字」の評価。民間ではとれないリスクをとった結果ともいえ、どの程度なら許容できるのか議論されねばならない。最終的には政治的に判断すべき部分が大いだろう。</p> | <p>民間金融が効率化、活性化すれば、政府金融機関等の存在意義はなくなっていこう。理論的には、「公である」という要素以外に、政府金融機関等でなければ持ち得ないノウハウや情報があるわけではない。</p> <p>そうなった場合に、なお残る部分については、補助金や税制など他の政策手段で実行していく方法と、必要なものに特化した機関が貸出しを継続していく方法がある。特化していく場合には、個々の金融機関では対応できない部分、例えば都市開発などに関する中立的な立場からの調整(アレンジャー)業務、情報生産機能が考えられるが、いずれにしても個人向け貸出しについての役割はないだろう。</p> | <p>公的なところでしかできない手法を考えると、理論的には利子補給か税制しかない。保証・保険についても、民間で再保険業務を行っていくことは可能</p> <p>ただし、証券化については、民間でもできるだろうが、投資家サイドから見れば政府金融機関等が債権を証券化したものについては安心感があるだろう。マーケットの立ち上がり段階に限定して、政府金融機関等が一定の関与をすることに意義がある。</p> | |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|---|--|--|--|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 21 | <p>政府金融機関等が民業補完を果たしているか否かの議論の前提としてのファクト、定量的、定性的な分析がないのが現状。有識者の意見、融資の実態等を網羅的に把握し、定量的な分析を行い、その役割について評価することが必要</p> <p>質的補完についても、そもそも政府金融機関等のミッション自体が曖昧。基本的に、公的資金の量の大きさのみならず、市場原理に基づかない低いレートで資金供給を行うことは、マーケットを歪めるものであり、緊急時対応以外の長期資金供給や信用リスクの補完を政府金融機関等が行うことは肯定できない。特に住宅、中小企業分野において、かなり民間金融機関の業務を圧迫しているという認識</p> <p>また、政府金融機関等が抱えているリスクの面でも懸念が存在。セーフティネットの名のもとに融資業務を拡大しているが、どの程度の将来負担が想定されるのか、リスクが国民に開示されていない。</p> | <p>シェアの問題、金利形成の問題については前述したとおり、低利での資金供給と資金供給規模の大きさが相俟って、マーケットを歪めている。特に中小企業向けマーケットなどにおいて公的資金供給の低いレートに民間レートが引きずられており、マーケットを歪めている状況</p> <p>社債等資本市場の育成については、商慣習の問題や最近まで残っていた規制の問題、さらにはリスクが投資家に適正に開示されていないなど我が国の金融システムが全体として抱えている課題。まずは、制度インフラ的な整備などにより資本市場を育成することが重要。その過程で、政府金融機関等の機能を縮小していくことは必要</p> | <p>公的資金供給が効率的かどうかは疑問であるが、効率性を評価する指標さえないのが現状ではないか。</p> <p>便益については、便益測定の項目が多ければいいというものではない。機関自らのレーゾンデットル、役割を明確にした上で便益を示すことが必要</p> <p>また、コスト面に関連して、次の二点が重要。まず、資金の入口から出口まで財投システム全体として、どこにどの程度リスクを抱えているのか明らかにする必要がある。また、行政コスト計算書は、現時点における清算価値を示すものであり、民間企業と全く同一の会計基準で財務状況を示すものでは必ずしもない。民間会計基準とどこが異なるのか明示することが必要</p> | <p>今の政府金融機関等の活動規模は量的にも範囲的にも大きすぎる。資金フローの3分の1を公的部門が占めるというのは OECD カントリーの中では異常。これでは、マーケットに対する影響が大きすぎる。</p> <p>また、直接貸出は、政府金融機関等の役割ではなく、基本的に不必要。保証や利子補給など他の資金供給手法と科学的な比較を行い、直接貸出からは撤退し、どうしても残る分野についても間接的な手法を用いるべき。</p> <p>保証の在り方については、現在の中小企業向けの信用保証スキームにおける100パーセント保証というのはモラルハザードを招く。100パーセント保証は、日本以外の先進諸国ではスイスだけ。民間金融機関とリスクシェアリングを行えば、民間金融機関にも適正な審査へのインセンティブがおこる。また、貸倒実態に応じた可変保険料率の導入も検討する必要がある。</p> <p>証券化支援については、マーケットメイクのための呼び水としての意義はある。また、政府金融機関等が自らの資産を証券化して ABS タイプの機関債を発行することは、証券化商品市場の育成に役立つとともに、当該機関のリスク、リターンが分かり、透明性を高めるツールとしても有効</p> | |
| 22 | <p>量的補完機能については、資金余剰の状況にあり、全くない。</p> <p>貸し渋りにしても、銀行が、存続でき継続的に利益を出せる企業に貸出をしないと考えられないが、たとえ貸し渋りがあるとしても、「保証」を行えば足り、政府金融機関等が直接貸出を行う必要はない。</p> <p>質的補完面では、長期固定資金の供給は、債権の証券化等により民間金融機関でも金利リスクをとることが十分に可能となる。</p> <p>景気対策機能について、景気対策として住宅金融公庫などの融資枠を拡大してきたことが、民間金融機関の収益機会を奪い、証券化商品市場の発達を遅らせたなど、市場活性化の大きな阻害要因となっている。</p> <p>緊急時の対応なども、まさに緊急であり国の一般会計により実施すればよく、政府金融機関等の融資による必要はない。</p> | <p>今の金融混迷の大きな原因は、政府金融機関等の存在とそのオーバープレゼンスにある。</p> <p>我が国では護送船団型の金融行政と金融自由化が同時に進められた。80年代に民間金融機関が中小企業、個人分野に進出しようとしたとき、公的資金供給がそこに大きなプレゼンスを占めていたため、不動産関連に進出せざるを得なかった。これが不良債権問題など金融システム不全の要因となっている。</p> <p>また、郵貯・簡保に資金が集まり過ぎた結果、財投を通じて出口機関が肥大化。加えて、政府金融機関等は金利面で圧倒的に優位な立場にある。これらが市場におけるリスク・リターンの関係を歪め、かつ淘汰されるべき企業を存続させ、民間金融のシェアを奪ったことは明らか。また、リスクマネーの不在も郵貯・簡保のオーバープレゼンスと密接に関連している。</p> | <p>政府金融機関等による公的資金供給は、経済的にみて必要のない優遇措置を行い、それを国が補給金などで埋め合わせる構造。したがって、国民経済的には本来かける必要のないコストであり、政策的に意味のあるコストは存在しない。</p> <p>むしろ、郵貯・簡保で資金を集め過ぎ、政府金融機関等の規模が肥大化した結果、金融・資本市場に歪みをもたらしていることが、真のコストではないか。</p> <p>また、政府金融機関等の存在理由は「資金が足りない中で必要不可欠なところに資金を供給する」ことにあるはずだが、その客観的条件が失われた現在においては、便益というもの存在しない。</p> | <p>政府金融機関等の貸付債権を証券化、売却し、規模縮小を図ることが重要</p> <p>公的資金供給として残すべき機能は、ODA関連と規模を大幅に縮小した中小企業分野のみである。その中小企業向けも信用保証と証券化支援を中心とすべき。住宅金融公庫は日本版ファニーメイとし、政策投資銀行及び国際協力銀行はODA部門を除き、純粋な民間投資銀行にすべき。また、商工中金はその現状からみて、直ちに民営化できるはず。政府出資分を売却すべき。</p> <p>これらの措置をとることにより、金融マーケットのリスク・リターンの関係が正常化し、同時にリスクマネーも供給され、金融・資本市場が活性化させることが可能となる。</p> | <p>政府金融機関等が直接貸出を行う必要性は全くない。</p> <p>政府金融機関等は、保証・保険、証券化支援業務などに特化すべき。ただし、100パーセント保証は好ましくなく、部分保証を導入すべきである。</p> <p>一部の制度融資においても、民間金融機関に審査・貸出を担わせ、政府は利子補給を行う手法でもよい。</p> <p>リファイナンスについては、そもそも長期資金のニーズがあるか疑問</p> <p>住宅ローンは民間金融機関に全て担わせ、米国が実施している住宅ローン支払利子の所得減税を実施してはどうか。</p> |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|---|---|--|---|---|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 23 | <p>現在の金融システムの機能不全を前提に考えると、民間が積極的なリスクテイクを行わない中で、政府金融機関等が量的にも質的にも補完機能を果たしている状況にある。</p> <p>しかし、累次の景気対策などのため、本来やらなくてもいいところまで政府金融機関等の業務が拡大していることは問題</p> <p>長期固定資金の供給については、民間が長期資金を供給できる状況にはない現状では、公的資金供給の役割が認められる。</p> <p>一方で、信用リスクの補完については、企業のモラルハザードを招いている側面も看過できず、保証制度も含め、先行きが見込める中小企業に支援を重点化することが重要</p> | <p>「規模拡大による資金配分の歪み」「自由な金利形成の阻害」「資本市場の発展阻害」、それぞれ公的資金供給が市場に与える負の影響として存在すると認識している。</p> <p>特に、金利面では、民間金融機関は、リスクに見合った金利をとり、自立できる収益モデルを確立する必要があるが、低利の公的資金供給も一因となり、そのようなモデルを築き切れないでいる。</p> <p>一方、政府金融機関等を見ると、クレジット・プライシングが適切になされておらず、財政負担投入により、市場金利からどの程度引き下げが行われているのか明らかでない。</p> <p>今後、公的資金供給の機能のアンバンドリングを図り、適切なクレジット・プライシングを行い、市場により決定付けられる条件で政府金融機関等は資金供給を行うべき。</p> | <p>便益については、前提として、何を政策目標とするのか再構築、絞り込みが必要。その際、地域の自立、自給を促し、雇用を生む事業がどのようなものか整理、明確化することが重要。そのような事業には、持続的な需要が存在し、多少の政策コストがかかったとしても便益を生じるものとして評価されるはず。</p> <p>このような観点からみると、現在の公的資金供給対象の中には、インフラ整備的な事業など既に不必要なものも含まれているのではないかと考えられる。</p> | <p>経済再生に不可欠なリスクマネーを創るためには、倒産確率を尺度としてクレジットリスクを測定し、担保に依存しないファイナンスを行うことが、官民間問わず課題</p> <p>公的資金供給について、クレジット・プライシングを行うためには、各機関の貸付資産の流動化を図り、マーケットで値をつけさせることが必要。流通段階でプライスが付けば、貸出段階での適切な金利設定が明確になる。</p> <p>このセカンダリーマーケットは米国で発展。ファニーメイ等を通じMBS市場が形成されており、中小企業庁(SBA)の保証付きローンも、流動化が図られている。我が国でも、住宅のみならず中小企業や大・中堅企業向け分野において、ABSタイプの機関債発行を積極的に行うことが必要</p> <p>また、クレジット・プライシング機能進展のためには、借り手に関する情報データベースと標準言語の導入など、制度的なインフラの整備が必要</p> | <p>前述したようなクレジット・プライシングをまず行い、次の段階としてどのような信用保証機能を付与するかを検討すべき。</p> <p>基本的には、可変保証料率の導入など民間金融機関のモラルハザードを防ぐ措置を講じたうえで、公的保証を付与する方向になると考えるが、住宅分野における証券化支援のように、企業向け分野においてもCBOやCLOに公的な保証を付し、証券化支援を行うことも有効である。</p> <p>また、直接貸出については、PFIやプロジェクトファイナンスなどの分野において、目標とする便益を明確にしさえすれば、政府金融機関等の出番は考え得る。</p> |
| 24 | <p>最近の状況をもって政府金融機関等が肥大化しているとは評価することは難しい。民間金融が機能不全に陥っている異常な状況を反映した結果とも考えられる。ただし、このような状況が恒久的に続くことは望ましくない。まず、金融システムのあるべき姿に関する青写真を描き、その中で官民の役割分担について論じるべき。</p> <p>将来的には、政府金融機関等の補完機能は、例外的なものを除き、量的にも質的にも縮小し、原則は民間金融機関が担うべきである。</p> <p>長期固定資金の供給面では、政府金融機関等が行っているということは国民が金利リスクを負っていることに他ならない。基本的には、資本市場での対応や債権流動化、ヘッジ手段を加味したローンで対応していくべきもの</p> <p>また信用リスクの補完面については、モラルハザードの問題を生じており危険な側面が大きい。効率的管理がなされているかのチェック、責任体制の明確化が課題である。</p> | <p>基本的には、ここに挙げられた3つの事柄について、それぞれ問題があるように認識している。政府の信用を背景に有利な資金調達を行い、大きなシェアを有する公的資金供給は、民間金融機関やマーケットに大きなプレッシャーを与えていることは確か。</p> <p>また、政府金融機関等の活動は、政治的影響が背景にあることもあり、金融市場をコントロールできる程のプレゼンスがある。こうしたことは、短期的には経済下支えに役立つが、長期的には市場が本来有する価格による情報提供機能を不透明にしてしまう。</p> <p>政府金融機関等がプレイヤーとして直接マーケットに介入すると、市場の金利形成や資本市場との関係で好ましくない影響を与えることが避けられない。</p> | <p>「社会的費用と社会的便益が対応できているか」が、効率性の尺度ではあるが、この社会的費用と便益を測定、把握することは難しい。</p> <p>逆に、このような費用と便益を把握することが可能であれば、金融の分野であれば、資金の供給自体は民間に委ね、政府は間接的にコントロールすることも可能ではないかと考えている。</p> <p>なお、効率性については、採算性のみで測るのはあまり意味がない。それぞれの政策目的、公共目的を勘案する必要がある。</p> <p>また、コストの把握については、国家としての信用を背景に資金調達を行っているため、これら国家信用に係る将来の国民(納税者)負担を考慮することが必要</p> | <p>金融資本市場では基本的に民間が資金供給主体となるべきであり、中長期的に考えると証券・資本市場のウエイトが高くなっていくはず。企業もキャピタルマーケットからコーポレート・ガバナンスを受ける姿が望ましい。このような金融システム全般の青写真を早く示すべき。政府金融機関等の役割は、望ましい金融システムの中にあっては極めて例外的な役割に止まるはず。</p> <p>当面考え得る機能としては、キャピタルマーケットとリンクしながら、マーケット整備の先駆けとなる業務、例えば、DIPファイナンスや企業再建ファンド、PFIにおけるアドバイザー・ロールが考えられる。但し、これらの機能は、大きな量は必要ではないし、また呼び水としての過渡期の機能である。</p> <p>資本市場との関係では、証券化商品の先鞭をつける意味で、既存貸付債権の流動化も考え得る。ただし、市場を創るという意味では、ジャンク化した債権のハイリスク・ハイリターンマーケットの方がより重要</p> <p>資金供給手法の観点では、(残さざるを得ない役割が何かあるとすれば)補助金や税制による間接的コントロールとともに、今後は保証などより間接的な関与が主体となっていこう。その場合、モラルハザードの問題はついてまわるので、モニターできる仕組みを構築しておくことが必要</p> <p>いずれにしても、現状の金融情勢では、今すぐに政府金融機関等の機能をなくすことは現実的には困難。当面の機能と10年スパン程度のあるべき姿を分けて考える必要がある。</p> | |

| | Q1 | | Q2 | Q3 | |
|----|---|---|---|---|--|
| | (1) | (2) | (1) | (1) | (2) |
| 25 | <p>あるべき姿としては、民間金融機関が主体となるべきであるが、現状は異なっている。現状について、まず、政府金融機関等の貸出シェアが大きく、民業を圧迫している状況にある。</p> <p>量的補完機能について、現下では、資金余剰の状況にはあるが、中小企業分野では民間金融機関において貸し渋り等のクレジットクランチが起きており、政府金融機関等が量的に補完すべき状況が現出している。</p> <p>質的補完機能について、長期固定資金は、大企業においては社債等による資金調達が可能であるが、長期の社債発行は少ない状況にあることから、政府金融機関等が長期資金を供給する役割はある。また、信用補完は、民間金融機関は政府金融機関等に比べて信用リスクをとっていないと認識しており、政府金融機関による信用補完の役割もある。</p> <p>その他機能について、災害等の緊急時対応は、まさに政府金融機関等が担うべき機能。景気対策は、過去の例が物語っているとおり、政府金融機関等が担うべき機能ではないと考える。</p> | <p>政府金融機関等は、市場ルールに則らない金利設定を行っており、その存在自体が市場における自由な金利形成の阻害要因となっている。</p> <p>資本市場への影響はそれほど大きくないが、市場を度外視した長期低利の融資は、資本市場にも影響を与えていると認識</p> | <p>財政投融资制度の下では、コスト・ベネフィットの概念そのものがなかった。隠れたコストをどのように把握するかなど、コストと便益を定量的に把握することは難しいと考えている。</p> <p>財務省が実施している政策コスト分析はよいことではあると思うが、定量的な分析はあくまでも仮説の世界でしかないのではないかと。</p> | <p>現在の政府金融機関等の資金供給量は大き過ぎるので、民間金融機関と競合する分野は廃止するなどスリム化すべき。</p> <p>今後、政府金融機関等が担うべき分野としては、ベンチャー分野や大規模プロジェクト(都市再生、一般道整備等)などの民間金融機関のみでは担うことができない分野に特化していくべきであるとする。</p> | <p>代替的な手段としては、保証・保険、証券化支援は有効であるとする。</p> <p>ただし、保証・保険は、100パーセント保証ではなく部分保証とすべき。</p> <p>証券化支援については、既に住宅分野で実施されているが、社債等の発行・流通市場の環境整備が不十分であり、規制緩和、税制改正などの発行・流通市場の環境整備を進めることも必要</p> <p>利子補給については、反対論も聞かすが、有効な手段であるとする。</p> |
| 26 | <p>民業補完について考える上では、90年代はじめと現在では民間金融の実態が異なることに注意すべきであり、足元を考えると公的資金供給の評価は非常に難しい。</p> <p>現状、マクロ的には資金余剰の状況にあり、政府金融機関等の量的補完機能が低下していることは間違いない。一方で、ミクロでは資金が流れておらず、かつ直接金融市場も未だ未成熟な段階で、ある意味で公的資金供給がそれを補っている部分が存在すると考えられる。</p> <p>長期固定資金の供給面では、10年さらには15年ぐらいまでは民間でも対応可能。20年を超えると難しいが、そもそも20年超でなければならない資金需要が存在するのだろうか。そのようなリスクの大きい資金需要が存在するならば、財政で対応すべき問題ともいえる。</p> <p>信用補完という側面では、前述した量的補完と問題が混在している。政治的要請と市場の補完という切り分けが最も難しい部分である。</p> | <p>ここに指摘された三つのことは、否定できない問題であり、現実起こっているのではないかと。</p> <p>本来マーケットの純粋な意思決定を経たあとで補完するのであれば、このような問題は生じてこないはず。現状では、政府(又は政府金融機関等)の「補完性」よりも、政策的要請からくる「主体性」が前面にでているので、市場に対して負の影響を与えてしまう可能性が存在すると考えられる。</p> | <p>コストについては、補助金及び出資金の機会費用が基本になるが、一方で便益の測定は非常に難しい。</p> <p>公共事業と異なり、公的資金供給は、条件が悪くなるということはあっても基本的には民間による代替可能性がある。そうすると、「公的資金供給があったから」という部分の便益を取り出さねばならない。</p> <p>ただし、効率性と有効性は峻別すべきであり、便益は所与(固定的)と考えて、効率性については測定する手法があるのではないかと。</p> | <p>今後のあるべき姿を考えるにあたっては、まず、財投改革以降、公的資金供給のボリュームをコントロールできない仕組みとなっているので、全体としてどのようにガバナンスを効かせていくのか考慮する必要がある。また、公的資金供給を、どちらかと言えば後向きな社会政策に使うばかりではなく、国際関係も含めて戦略性のあるものとしていくべき。</p> <p>これらの視点から考えると、例えば政府金融機関等は大きくくり2つ程度の組織とし、中小企業分野と欧州投資銀行的な戦略的な国際関係分野に再編することも一案である。</p> <p>次に、今後は、マーケットとしてはグローバル化する一方で、我が国の構造改革を促す上では「分権的な視点」も重要。現在は、全国画一的な資金供給のメニューで運営されており、中央集権型の構造になっている。地域の異なる資源の優位性を引き出す政策ツールとして、公的資金供給を活かせる方途を探るべきである。</p> <p>資金供給手法としては、現在「直接貸出」が太宗をしめているが、今後は、マーケットとの調和等を考えると、「保証」や「証券化支援」、「リファイナンス」などに重点を置くべき。特に「保証」は重要。また、証券化支援は、住宅分野のみならず、プロジェクト・ファイナンス形式のインフラ整備にも活用可能である。</p> <p>利子補給、税制については、財政的規律が前面にでてくるなど、ガバナンスが錯綜する面があり、あまり好ましいとは言えない。</p> | |